HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	研究論集 第23号 全1冊
Citation	研究論集, 23
Issue Date	2024-01-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/91078
Type	journal
File Information	00-0_rjgshhs_23_all_1.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

ISSN 2435-2799

北海道大学大学院文学院

研 究 論 集

Research Journal of the Graduate School of Humanities and Human Sciences

第 23 号

2024

ISSN 2435-2799

研究論集

Research Journal of the Graduate School of Humanities and Human Sciences

北海道大学大学院文学院

目　次

シンガーによるロールズの反照的均衡批判 …… 金　雲龍（1）

患者にとっての利益と危害とは何か
── 善行原則と無危害原則 ── …… 吉澤日芙美（25）

水準低下批判に対する反論
── Slogan に対する再考 ── …… 徐　晨倚（45）

メーヌ・ド・ビランとミシェル・アンリの情感と共同体 …… 長坂　祥悟（63）

撮影舞台を展示する
『「深」動物撮影 関係論 ―写真家髙橋忠照と出会った動物たち―』
を事例に …… 中村　香音（81）

ミュージアムにおける感想カードの価値
── 分類のプロセスと結果の捉え方 ── …… 寺農　織苑（107）

博物館としての動物園のあり方
── 日本の法制度から見る動物園の社会的役割 ── …… 陳　曦（139）

博物館展示におけるコミュニケーション構造の変化について
── 都道府県立歴史博物館を対象に ── …… 魏　雯君（163）

エドゥアルド・ヴェルキン『サハリン島』におけるサハリン表象 ‥ 大谷　梨乃（187）

包山卜筮祭禱簡における鬼神信仰 …… 趙　珊（211）

中国語の全称量化と分配量化について
── “都”と“各”の違いを中心に ── …… 張　瑩（235）

日本語における修飾現象の再整理 …… 段　建秀（253）

日本語における再帰性の研究 …… 黄　銘君（269）

現代日本語における数量詞の種類について …… 張　琴琴（283）

「ものだ」の意味用法についての一考察 …… 張　力丹（303）

一方的で不成功なコミュニケーションとコミュニケーション分析における
分析者の立場について
：『マイ・ブロークン・マリコ』を例に …… 数納　風香（323）

デジタルトランスフォーメーション時代における博物館展示のデジタル化
── 博物館の受賞事例から ── …… 劉　高力（339）

──── 以下縦組 ────

ヘーゲルは「物自体」をいかに語ったか
──『大論理学』「本質論」読解 …… 安保　広睦（1）

王充の「意象」観 …… 凌　玲（17）

武田泰淳「ひかりごけ」論
── 作中における「戦争」と「罪」に注目して …… 趙　文軒（31）

円地文子「二世の縁　拾遺」論
── 作中口語訳「二世の縁」の再検討 …… 齊田　春菜（51）

F. S. Fitzgerald “My Lost City”と村上春樹の閉塞した都市
── 都市小説作家としてのフィッツジェラルド受容 ── …… 大野　建（65）

Contents

Singer's critique of Rawls' reflective equilibrium……*Woonyong KIM* （1）

What are the interests and harm to the patient? …… *Hifumi YOSHIZAWA* （25）

Rebuttal to the Levelling-Down Objection: A Reconsideration of "Slogan" …*Xu CHENYI* （45）

Affection and community in Maine de Biran and Michel Henry …… *Shogo NAGASAKA* （63）

Exhibiting the Photography Site: The Case of "'Deep' Animal
Photography Relationship Theory-The Animals that have encountered
Photographer Tadateru Takahashi"……*Kanon NAKAMURA* （81）

The Value of Impression-cards in Museums: Classification
process and how to capture results…… *Shion TERANO* （107）

The Role of Zoos in Japanese Society from a Legal Perspective:
History and Transition……*Xi CHEN* （139）

Changes in Communication Structure in Museum Exhibitions:
A Case Study of Prefectural History Museums in Japan…… *Wei WENJUN* （163）

Representation of Sakhalin in Eduard Verkin《Sakhalin Island》…… *Rino OTANI* （187）

Belief in Spirits and Deities in the divination of Baoshan Bamboo Slips……*Zhao SHAN* （211）

On Universal Quantificaiton and Distributive Quantification in Chinese
—Focusing on the difference between "DOU" and "GE". ……*Zhang YING* （235）

Reorganization of modification phenomena in Japanese ……*Duan JIANXIU* （253）

A study of Reflexives in Japanese ····· *Huang MINGJUN* (269)

Types of Quantifiers in Modern Japanese ····· *Zhang QINQIN* (283)

A Study on the Meaning and Usage of "Monoda" in Japanese ····· *Zhang LIDAN* (303)

One-sided and Unsuccessful Communication and The Analyst's Poosition in Communication Analisis: The case study of "*My Broken Mariko*" ····· *Fuka KAZUNO* (323)

Digitalization of Museum Exhibits in the Era of Digital Transformation: Insights from Award-Winning Museum Projects····· *Gaoli LIU* (339)

——— The following is vertically listed ———

How Hegel Speaked of "Things in Themselves" —— A Reading of *Essence* in *Science of Logic*····· *Hiromu ABO* (1)

Wang Chong's View of Imagery ····· *Ling LING* (17)

Taijun Takeda's "Hikarigoke": Focusing on "War" and "Crime" ····· *Zhao WENXUAN* (31)

A Study of Enchi Fumiko's *NISE NO EN Shūi*: Reexamination of the Colloquial Translation of *NISE NO ENISHI* in the Work ····· *Haruna SAIDA* (51)

F. S. Fitzgerald "My Lost City" and the Closed City of Haruki Murakami: The Reception of Fitzgerald as a City Novelist ····· *Takeru ONO* (65)

10.14943/rjgshhs.23.l 1

シンガーによるロールズの反照的均衡批判

金　　雲　龍

要　旨

この論文は，ピーターシンガー（Peter Singer）によるジョン・ロールズ（John Rawls）の反照的均衡の批判を論じている。ロールズが反照的均衡の概念を紹介して以来，今でも有力な道徳的正当化の方法の一つとして取り上げられている。シンガーは反照的均衡を批判する代表的な学者の一人であり，現在もこの立場を維持している。この論文では，熟考された判断（常識道徳），記述・当為（is-ought）の問題を中心にシンガーの立場を紹介する。次に，シジウィックの‘The Methods of Ethics’に対するシンガーとロールズの解釈の違い，そしてシンガーの‘The Expanding Circle: Ethics, Evolution, and Moral Progress’を主題とし，反照的均衡が正当化されない理由は何かを論じるのが本論文の要旨である。

初めに

ロールズは道徳的正当化の方法の一つとして反照的均衡を提示する。反照的均衡とは，我々の熟慮された判断と道徳理論の間に均衡状態が成立することである。シンガーは反照的均衡を批判する代表的な学者の一人である。シンガーは大きく分けて二つの理由から反照的均衡を批判する。

第一に，道徳理論がある集団が作った，あるいは合意した道徳的判断に対してテストされるべきだという観点へ簡単に陥るということである。シンガーは，反照的均衡で「道徳理論の妥当性は，理論をテストする熟考された判断が誰のものであるかによって異なるため，ある理論が客観的に妥当だと言うことはできないことになる」と主張する。もし，二つの異なる社会で，かなり異なる熟考された判断のセットを持っている場合，異なる道徳理論が妥当なものとされる可能性がある。またすべての人が道徳的判断を共有すると仮定しても，これは単に理論が相互主観的（intersubjective）な妥当性を持つことを意味するだけで，客観的な妥当性ではないと

批判することができる。

そして第二に，相容れない特定の判断を保持しながら矛盾なく道徳理論を受け入れることができないとき，反照的均衡は我々の特定の道徳的判断に過度な重みを置くということである。反照的均衡では最初の道徳的判断が正当性を判断する重要な資料として活用される。シンガーは，「初期の道徳判断を生（なま）のデータ（raw data）だと仮定し，もっともらしい理論を道徳判断に合わせようとするが，もしこれが不可能であれば，他の道徳判断に合うように理論を修正する」と述べる。このような観点から「道徳理論の受容可能性は理論自体の内部の整合性（coherence）と妥当性（plausibility）によって決定されるのではなく，我々が修正したり諦めたりしたがらない，以前から持っていた道徳判断との一致によって相当決定される」というのがシンガーの主張である。

シンガーの主張が正しければ，反照的均衡は既存の熟考された道徳的判断と一致する信念を維持及び保存する消極的な役割を果たすだけで，現在の観点を根本的に変化させることは難しいと考えられる。つまり，反照的均衡は保守的（conservative）だと考えることができる。

この論文では，ロールズの反照的均衡とそれを批判したシンガーの立場を論じる。この論文の目的は，反照的均衡が記述的な作業なのか規範的な作業なのかが明確ではないことを示すことである。シンガーは反照的均衡が科学理論をテストすることと同じであり，一種の記述的な作業であると主張する。これを検討するために，まずロールズの反照的均衡を説明し（第 1 章），上記したシンガーの反照的均衡の批判の詳細を論じる（第 2 章）。

次に，熟考された判断をどのように扱っているかを見るために，シジウィックに対するロールズとシンガーの解釈の違いを論じ（第 3 章），二人が熟考された判断をどのように扱っているかを見ることにする。シジウィックは常識道徳を中心に主張を展開するが，常識道徳をどのように扱っているのかについてロールズとシンガーの立場は異なる。ロールズはシジウィックが反照的均衡の方法を使用したと見ている。ロールズが提示する反照的均衡の方法は，多数の熟考された判断と道徳理論の間の均衡をはかるというものである。シジウィックが『倫理学の方法』で常識道徳を根拠に功利主義を正当化しているというのがロールズの解釈である。ロールズの立場からはシジウィックの功利主義の正当化は反照的均衡の方法に属する。

一方，シンガーはシジウィックの作業が単に直観主義に対する対人論証（ad hominem argument）であり，シジウィックは基礎づけ主義の立場から功利主義を展開したと主張する。シンガーによると，シジウィックの『倫理学の方法』は正当化の作業ではなく，調査作業（investigatory work）に過ぎない。また，シジウィックは常識道徳ではなく，直観から導き出した公理（axiom）を基礎に置く。この公理（axiom）に基づいて導き出されるのが功利主義であるというのがシンガーの解釈である。ロールズの解釈との違いがどのような含意を持っており，反照的均衡に反対する理由になりうるかを示すことを試みる。

最後に，シンガーが科学と倫理学をどのように扱っているのかを論じ，記述的領域と当為の

領域がどのように区別されるべきかを論じる（第４章）。シンガーが反照的均衡を批判する最大の理由は，反照的均衡が科学理論をテストすることと同じだということである。伝統的に科学は事実の領域，倫理学は当為の領域で扱われてきた。この違いは何を意味するのか，そして，この違いの区別によって反照的均衡がいかに解釈されるかを論じる。結論として，我々はより良い倫理的判断のために反照的均衡の方法を使うことができる。しかし，反照的均衡の方法を使用したからといって，その決定が倫理的にすべて正当化されるとは言えないと私は主張したい。

１．ロールズの反照的均衡（Reflective equilibrium）

反照的均衡は熟考された判断と道徳理論の間に均衡を取り，判断と原理のバランスを通して一種の正当化を試みるというロールズの主張である。ジョン・ロールズ（John Rawls）は『正義論』で正義感覚を説明する際に重要なのは，正義の概念に照らした判断ではなく反照的均衡からの判断だと主張する。反照的均衡は，我々が持っている道徳的能力を重視することだと考えられる。

理性はほとんどの人間が共有する能力であるが，判断は個別に行われる。また，ロールズが主張する反照的均衡は正義感覚と関連するため，倫理学として主観的な側面をどのように解決できるかについての説明を必要とする。正義感覚は我々が個別的に持っている感覚であり，どのように正義感覚が反省の過程を経て客観的に正当化されるのかが不明確だからである。

正義感覚は道徳（moral）に属するというより，道徳性（morality）に属し，我々の本性に内在していると考えることができる。つまり，ある意味で正義は客観的，正義感覚は主観的なものとして捉えることができる。しかし，本性に従って生きることと，本性に従って生きなければならないことには違いがある。我々が何らかの感覚を持っていて，この感覚に従って行為すべきだと言うのは，自然主義の誤謬に陥るからである[1]。そこで，道徳性を正当化する過程が必要であり，ロールズが提示する方法が反照的均衡である。この章ではロールズの反照的均衡とその根拠となる熟考された判断の定義を紹介する。

ロールズは反照的均衡の概念について次のように述べている。

> ある人が自分の正義感覚について直観に訴える説明を（たとえば，妥当で無理のないさまざまな推定を体現するものを）与えられたとしよう。この場合，その人は自分の既存の判

[1] 自然主義の誤謬を誤謬として受け入れない立場もかなりある。しかし，後に述べるシンガーの立場が事実と規範（is-ought）の間に隙間があると主張しているため，私もそれに従って事実と規範の間に隙間があることを前提に議論を進める。詳細は４章で議論する。

> 断と正確には合致しない理論であったとしても，その理論の諸原理に従わせるべく判断のほうを修正することが当然起こりうる。こうした修正がなされる可能性が特に高いのは次のような場合であろう。すなわち，［当人が陥っていた］もろもろの偏向についての説明が見つかり，彼の元来の判断への確信が揺らいだり，当人に提示された構想が今や受容可能だと思われる判断を生み出したりといった場合がそれである。道徳理論の観点からすると，ある人の正義感覚の最善の説明とは，当人が何らかの正義の構想を吟味する前から抱いている諸判断と合致するようなものではなく，むしろ〈反照的均衡〉における当人の諸判断と適合するものにほかならない。すでに述べたように，この均衡状態は，提案されたさまざまな構想を比較考量した後に到達するものであり，ある場合は諸構想のひとつと一致させるために自分の判断の方を修正したり，他の場合は当初の確信（およびそれらに対応する構想）をしっかり固守し続けることになる[2]。

ロールズが提示する反照的均衡の方法は，個人が複数の見解を受け入れながら自分の判断を維持または修正することであるため，個人の判断の整合性が基礎になると考えることができる。反照的均衡の過程を経て，我々の熟考された判断と様々な道徳理論の均衡を図る。そして，この均衡状態に従い，自分の判断を修正するかあるいは元の判断を維持するかを決めるのが反照的均衡の方法である。

反照的均衡は，何らかの第一原理を前提する必要はない。反照的均衡は第一原理を証明する方法ではなく，我々の道徳的判断と道徳原理の間の整合性に訴える方法だからである。しかし，整合性に道徳的正当化の根拠を求めるため，どんな判断が正当なのかに対する基準を示す必要がある。ロールズはこれを熟考に任せる。ロールズが提示する熟考された判断は次のようなものである。

> 〈しっかりした判断〉は正義感覚の行使に好都合な条件のもとで，したがって過ちを犯した場合に通常なされる言い訳や釈明が通用しない情況において下された判断にほかならない。……さらにこれらの判断を見分ける規準は，恣意的に定められたものではない。実際，そうした規準は［道徳的判断だけでなく］どのような種類の〈しっかりした判断〉をも選り抜く規準とよく似ている。そしていったん私たちが，思考力の行使をも含んだ知的能力のひとつとして正義感覚を見なすようになれば，関連する判断は熟考や判断一般にとって好都合な条件のもとで差し出されるものとなる[3]。

---

[2] John Rawls, “*A Theory of Justice*”, Revised Edition, Harvard University Press, 1999, pp. 42–43.；ジョン・ロールズ（2010），『正義論』，紀伊国屋書店，p. 68

ロールズは熟考された判断を正義感覚の行使に好都合な条件で下された判断だと説明している。我々は実際に日常生活の状況の下で道徳的判断を下す。もし統合失調症のような精神的な症状を持っている場合など，きちんと反省の過程を経ることができない状況にいれば，正義感覚の行使に好都合な条件ではないと考えることができる。

このように日常生活で我々が下すすべての判断がまともな判断だとは考えられない。したがって，適切な判断に何が必要なのかを示す必要がある。ロールズは熟考された判断から除外される例として躊躇しながらなされた判断，ほとんど確信を持てない判断，気が動転したりおびえている状態での判断や何らかの仕方で得をするような場合に下される判断などを挙げる[4]。これらの条件は，上記に引用した適切な判断のための基準となるだろうが，その他の要素も十分に含まれる可能性がある。

1.1　反照的均衡と正義感覚の関係

私は今まで熟考された判断を主観的なものとして扱ってきた。しかし，反照的均衡を扱う際に注意しなければならないのは，反照的均衡の対象が個人の熟考された判断ではなく，我々の熟考された判断であるということである。ロールズは様々なところで，反照的均衡の状態における我々の熟考された判断に訴えている。反照的均衡の状態の対象となるのは，主観的な判断ではなく，多数の熟考された判断であると考えることができる。多数の熟考された判断と道徳理論との間の均衡状態を成そうとするのが反照的均衡の目的であるといえる。

私はこの論文で正義感覚を主観的なものとして扱う。その理由は，正義論の目的にある。ロールズは正義論が「〈道徳感情（moral sentiment）の一つの理論〉であって，私たちの道徳的な能力―あるいはもっと厳密に言うと，私たちの正義感覚―を律している諸原理を詳説しようとする」と述べる[5]。ロールズが提示する我々の正義感覚は，もちろん多数の人の正義感覚である。多数の人に一貫した特性として現れる正義感覚はもちろん共通点を持っている。しかし，あくまで正義感覚そのものは個人が持っているものとして考えることができる。我々が持つそれぞれの直観，そしてそれに基づくそれぞれの熟考された判断を多数の熟考された判断に帰属させる必要がある[6]。

また，『正義論』では正義感覚がある程度，心理学的に扱われている。ロールズは『正義論』第８章で正義感覚について論じる。この章でロールズは，人が正義感覚をどのように獲得し，どのように発展させていくかを説明する。ロールズの立場から正義感覚の発展と関連して論じ

---

[3] Ibid., p, 42.；邦訳は pp. 67-68。ここで〈しっかりした判断〉と熟考された判断は‘considered judgement’の訳語である。そして，この訳語を用いるのは第３章で‘prudence’を熟慮と訳したことと区別しようとするためでもある。

[4] Ibid., p, 42.；邦訳は p. 67。

[5] Ibid., p, 44.；邦訳は p. 70。

られる要素は，主に秩序だった社会，正義の構想，正義感覚である。

ロールズは，道徳的発展の過程を記述するにあたり，秩序だった社会（well-ordered society）という状態を前提としている。秩序だった社会は，「成員の利益を増進するようもくろまれ，公共的な正義の構想（conception of justice）によって事実上統制されている社会」である[7]。秩序だった社会にいれば，各個人が正しく道徳的な発展を進めることができるということである。

ここで重要なのは，公共的な正義の構想である。秩序だった社会がどのようなものであるかは，正義の構想に依存する。そして，秩序だった社会が維持されるためには，正義の構想がある種の安定性を持たなければならない。正義の構想は，社会契約論，功利主義，完全主義など様々な正義の構想がある。このうち，ロールズは公正としての正義が最も安定性が高いと主張する。

ロールズは，「道徳心理学の原理がその構想に基づいて行為したいという不可欠の欲求を人間の中に生み出せないようなものであるならば，当該の構想には重大な欠陥がある」と主張する[8]。ロールズが提示する公正としての正義が理論として正当化されることと，個人の観点からそれをどのように受け入れ，発展させるかは異なると考えられる。もし人間が公正としての正義と反対の傾向性を持っていると仮定すると，正義の構想の安定性が低くなると考えられる。そこで，ロールズは『正義論』の第 75 節で他の正義の構想に比べ，公正としての正義が道徳心理学的に人間にもっとも合うと主張する。

ロールズの理論の中で道徳心理学的に説明される正義感覚は，「少なくとも正義の原理が道徳的観点を規定する限りにおいて，その観点を採用しその観点に基づいて行為したいと欲する，確固たる性向・構え（disposition）」である[9]。様々な公共的な正義の構想の中で，公正としての正義が最も安定性が高いというロールズの主張は，公正としての正義が単なる短期的なものではなく，長期的にも人間に最も合うことを示唆している。

『正義論』において正義感覚は一種の傾向性として主観的なものとして扱われており，不正義に対する性向の反対の性向であると考えることができる。ロールズが正義感覚を道徳心理学的な側面で扱っているのは，他の正義の構想に比べ，公正としての正義が持つ主観的な側面での相対的な安定性を説明するためだと考えることができる。

そしてロールズが提示する反照的均衡は，正義感覚と関係している。ロールズが熟考された

6　ロールズは直観主義を批判するが，直観を完全に排除することを要求しない。
どのような正義の構想であっても，ある程度まで直観に依拠せざるをえないことは，疑いようがない。
Ibid., p, 36.；邦訳は p. 59。

7　Ibid., p, 397.；邦訳は p. 595。

8　Ibid., p, 398.；邦訳は p. 596。

9　Ibid., p, 430.；邦訳は p. 643。

判断を正義感覚の行使に好都合な条件のもとで下された判断と定義しているため，正義という概念よりむしろ正義感覚が反照的均衡の主な条件として使われている。正義感覚を条件とすることは，二つの問題を引き起こす可能性がある。

第一に，熟考された判断の条件が，正義感覚の行使に好都合な条件として定義されているということである。正義感覚の行使に好都合な条件というのは，それが常に完璧に行われないことを仮定していると考えることができる。どのような状況に置かれているのかを完璧に知ることができる人はいない。結局のところ，どのような状況にあるのかについて判断することも，恣意的な判断になる可能性がある。ロールズが提示する熟考された判断の基準がどのように解消されるのかについて，さらなる議論が必要と考えられる。

ロールズ自身も「出発点に据える判断あるいは熟考・反照の理路自体が，我々が最終的に到達する［均衡の］静止点に影響を及ぼす」ことを認めている[10]。この影響が良い影響なのか，悪い影響なのかを把握するのも個人の判断，究極的には多数の判断によって異なる場合がある。そこで，ロールズが提示する熟考された判断の条件の定義が不明確であるため，どのような判断を熟考された判断とすることができるのか確定できないと批判できる。

第二に，反照的均衡は，道徳理論の観点からある人の正義感覚の最善の説明の方法として提示されている。もちろん，ロールズが反照的均衡を道徳感覚の説明としてのみ使用すべきだと言っているわけではない。しかし，伝統的に倫理学は「―をすべきである」という当為の領域として記述的な領域と独立して扱われてきた。その理由は，事実から価値を導き出すという自然主義の誤謬に陥るからである。反照的均衡が我々の正義感覚を説明するための方法であれば，記述的な領域と当為の領域の区分をどうすべきかを提示できなければならないと考えられる。

2．シンガーの反照的均衡批判

第１章ではロールズの反照的均衡を紹介し，反照的均衡において我々の直観あるいは熟考された判断が問題になる可能性があることを論じた。反照的均衡において熟考された判断は直観の要素を含んでいるが，熟考された判断が理性から切り離されているとは考えにくい。この点は，ロールズが提示する熟考された判断が直観の領域に属するのか理性の領域に属するのかを不明瞭にする。しかし，正義感覚の行使に好都合な条件を前提とするロールズの立場が，直観が熟考された判断に影響を与えると仮定していることは明らかである。

そして，多数の熟考された判断によって修正しなければならないのは，自分の直観あるいは熟考された判断である[11]。この章では，反照的均衡の方法と熟考された判断を批判したシン

[10] Ibid., p, 44.；邦訳は p. 69–70。

ガーの立場を論じ，どのような点で熟考された判断を基準にすることができないのか，そして，なぜ反照的均衡は記述的な作業に属するのかを説明する。

2.1　直観と熟考された判断に対するシンガーの批判

ピーターシンガー（Peter Singer）は，『正義論』におけるロールズの「その理論（道徳理論）が推測する原理と照らし合わせうる事実の，有限だが明確な集合が存在している。この集合こそ，反照的均衡における私たちの熟考された判断にほかならない」という主張を批判する[12]。シンガーはこれに対して規範となる理論が，人々が通常行う道徳的判断とどの程度一致するかによって，その理論を検証することはできないと主張する。シンガーが反照的均衡に反対する理由は大きく分けて二つあると述べるが，その理由は以下の通りである。

> 道徳哲学の反照的均衡の構想は，我々が特定の道徳理論をテストされるためのデータとして考えるように誘導することによって，二つの点で誤解を招きやすい：第一に，それは道徳理論がある集団や合意によって作られた道徳的判断に対してテストされるべきだという観点へ簡単に陥る。どの集団の判断にも規範的重要性を付与することはできない;第二に，たとえ「反照的均衡」の方法は，相容れない特定の判断を保持しながら矛盾なく道徳理論を受け入れることができない，ということ以上のことを言わないとしても，我々の特定の道徳的判断に過度な重みを置いてこの真実を語る傾向がある[13]。

まず，第一に，「集団や合意によって作られた道徳的判断に規範的な意味を与えることができない」ことである。反照的均衡の方法は，正義感覚を説明するための方法であるが，正義感覚は個人あるいは多数が持つものでもあり，個人や集団によって異なるものである。熟考された判断が正義感覚の行使に好都合な条件の下でなされた判断であれば，個人や集団によって熟考された判断にも差が生じると考えることができる。

シンガーは，反照的均衡で「道徳理論の妥当性は，理論をテストする熟考された判断が誰のものであるかによって異なるため，ある理論が客観的に妥当だと言うことはできないことになる」と主張する[14]。もし，二つの異なる社会で，かなり異なる熟考された判断のセットを持って

---

[11] ロールズが提示する反照的均衡は解釈の余地はあるが，あくまで集団的な方法である。これに対し，シンガーはロールズが提示する反照的均衡を個人的なものとして扱っているため，反照的均衡における概念の違いが存在すると考えられる。しかし，この論文は反照的均衡に対する批判が目的ではあるが，シンガーの立場を説明することも目的であるため，反照的均衡を個人的な方法として扱うことにする。

[12] Ibid., p, 44.；邦訳は p. 70-71。

[13] Peter Singer, ‘Sidgwick and Reflective Equilibrium’, *The Monist*, Vol. 58, No.3, 1974, p. 517.

いる場合，異なる道徳理論が妥当なものとされる可能性がある。すべての人が道徳的判断を共有すると仮定しても，これは単に理論が相互主観的（intersubjective）な妥当性を持つことを意味するだけで，客観的な妥当性ではないと批判することができる。もし，人々が異なる判断を下したとしたら他の理論が妥当になる。

また，道徳理論が社会と関係なく，個人より大きな集団の熟考された判断と必ず一致しなければならないかは疑わしい。例えば，すべての男性に共通する反照的均衡の状態が存在するかどうかについて考えてみよう。共通の反照的均衡の状態を持つことができないと仮定するのは意味がない。なぜなら，単純に均衡状態に至らなかったからである。この場合，反照的均衡は失敗したことになり，熟考された判断と道徳理論も一致しないと考えることができる。反対に，共通の反照的均衡の状態を持つことができると仮定すれば，例えば男性にのみ妥当な反照的均衡の状態で選択される道徳理論は男性にのみ妥当な理論として見なされる。この場合，選択される道徳理論はすべての男性の間で相互主観的であると言える。また，女性がこのような男性の熟考された判断や道徳理論をそのまま受け入れるべきかどうかについては議論の余地があるということになる。

ロールズの『正義論』において，正義感覚を発展させていく上で重要なのは，秩序だった社会，そして公共的な正義の構想である。どの社会が秩序だっているかを判断する基準は，公共的な正義の構想がどれだけ安定しているかと関連している。しかし，実際に安定性を確認できるかどうかは難しく，少なくとも『正義論』における正義感覚の発展の説明は，秩序だった社会という状況を前提としている。上記の例で，異なる二つの社会の妥当性の両方を認めるか，社会と関係なくより大きな集団を想定する場合にも，どちらを優先するべきかは明確ではない。このような場合，ある集団や合意に関係なく成立する妥当性が必要になると考えられる。

シンガーは，ロールズが「（正義論の）読者が自分の直観を共有していると仮定する確信は，例えば何が正義で何が不正義かについて広い合意があるという仮定に基づいているとしか思えない」と主張する[15]。正義感覚を直観，熟考された判断を理性の領域と仮定し，すべての人が直観を共有していると仮定しなければ，理性を通したとしても，同じ結論に至ることができるのかに対する疑問が生じる。

これらの疑問は，秩序だった社会という理想的な状況を前提とした場合に起こりうる問題であると考えられる。実際に秩序だった社会から導き出される正義感覚は理想的なのか。また，理想的な正義感覚を持っていれば理想的な熟考された判断が可能なのか。秩序だった社会と，直観と熟考された判断の間の繋がりが明確でないことを批判することができる。

たとえば，ジョナサン・ハイト（Jonathan Haidt）は，道徳的判断を下す時，感情がなければ正

---

[14] Ibid., p. 494.

[15] Ibid., p. 495.

しく判断することができず，理性は判断を下した後，その判断を合理化するだけだと主張する[16]。ハイトの立場によれば，我々の道徳的立場を変えることは非常に難しいことになる。理性が単に合理化の役割としてのみ使われるということは，感情を超える判断が不可能であり，またこの判断を変える力がないことを意味することになる。

そして，ジョシュア・グリーン（Joshua Greene）は集団内の道徳と集団間の道徳を区別し，進化を経て我々が得た直観は集団内の道徳までであり，集団間の道徳は進化の過程で与えられたものではないと主張する[17]。グリーンの立場が正しければ，正義感覚という我々の直観は集団内までしか適用できないという結論に至る。このことは我々が直観を共有しているというロールズの過程は，集団内に対しては正しいが，集団間に対しては正しくないことを意味する。また，集団を超え，すべての人間が直観を共有しているという仮定はさらに信頼性を失うことになる。

熟考された判断に対する心理学的，脳科学的な結果は，我々に合意に至ることが難しいから合意を放棄すべきだという当為的な主張まで可能にするのではない。しかし，少なくともロールズが前提としている直観の共有が非常に難しいことを示す実証的な結果だと考えることができる。

第二に，熟考された道徳判断と道徳理論の間で，熟考された判断の方に過度の重みを置くという批判である。シンガーは反照的均衡が一種の科学理論をテストすることと似ていると述べる。科学では，一般的にデータに最も合う理論を受け入れるが，時には理論が本質的にもっともらしい場合，データに最も合う理論でなくてもその理論を受け入れる。科学理論であれば，データに合わない時に他の仮説を導入するように，なぜそのデータが間違っているのかを説明することができる。

この場合，最初の道徳的判断は正当性を判断する重要な資料として活用される。シンガーは，反照的均衡で「初期の道徳判断を生（なま）のデータ（raw data）だと仮定し，もっともらしい理論を道徳判断に合わせようとするが，もしこれが不可能であれば，他の道徳判断に合うように理論を修正する」と述べる[18]。道徳理論と残りの判断の妥当性が均衡状態を取れば，最善の理論を持つことになる。

ところが，熟考された判断が妥当性を判断するのに十分な資料なのかという疑問が残る。初期の熟考された判断を X，反照的均衡を経た熟考された判断を X’，道徳理論を Y，反照的均衡を経た道徳理論を Y’，均衡状態を Z と仮定してみよう。反照的均衡を経て生じる X と X’ の違

---

[16] Jonathan Haidt, “*The Righteous Mind: Why Good People are Divided by Politics and Religion*”, Vintage, 2012, Part 2, Sec 5, “Seeing-That” Versus “Reasoning-Why”.

[17] Joshua Greene, “*Moral Tribes: Emotion, Reason, and the Gap Between Us and Them*”, Penguin Press, 2013, p. 23.

[18] Peter Singer, ‘Ethics and Intuitions’, *The Journal of Ethics*, 10 Vol. 91, Iss. 3-4, 2005, p. 344.

いは大きくないと考えられる。なぜなら，初期の道徳判断のうち，反照的均衡を経た後残る熟考された判断がX’であるからである。X’がXの部分集合であると仮定すれば，反照的均衡を通じて均衡状態であるZに到達し，道徳理論YがY’に変わったとしても，その変化は大きくないと考えることができる。

一方，別の見方から考えると，XとX’の違いに意味があると主張することができる。しかし，XとX’に違いの意味があると仮定する場合，この違いが道徳理論を変えるほどの役割を果たすことができるのかという疑問が残る。例えば，初期の道徳判断であるXから帰結主義というYに従う均衡状態Zに至ったと考えてみよう。この場合，Xは反照的均衡を経たX’を持っていて，X’も結果主義を認めていると考えられる。この場合，以後の反照的均衡を経て帰結主義をより洗練させるY’’，Y’’’…あるいはX’’，X’’’…を得るかもしれない。しかし，このようなXらあるいはYらが非帰結主義を支持するというまったく異なる道徳理論を支持するとは考えられない。結果として，XとX’の違いも意味があると考えられない。

このような観点から「道徳理論の受容可能性は理論自体の内部の整合性（coherence）と妥当性（plausibility）によって決定されるのではなく，我々が修正したり諦めたりしたがらない，以前から持っていた道徳判断との一致によって相当決定される」というのがシンガーの主張である[19]。シンガーの主張が正しければ，反照的均衡で熟考された判断と道徳理論が一致しないとき，以前から持っていた道徳的判断を支持する決定が下される。

また，上で論じたように，反照的均衡は正義感覚の行使に好都合な条件で下された熟考された道徳的判断から始まる。ところが，すでに好都合な条件で自信を持って下されたこのような判断は，他の判断や原理に比べて相対的な優位を占めると考えられる。反照的均衡は熟考された道徳的判断を維持するのに有利に働く可能性が高い。

反照的均衡の方法は他の要素との相互調整の過程を経ながら進められるだろうが，既存の熟考された道徳的判断と一致する信念を維持及び保存する消極的な役割を果たすだけで，現在の観点を根本的に変化させることは難しいと考えられる。たとえ熟考された道徳的判断が修正されるとしても，その判断の核心は維持しつつ，些細な周辺の修正に満足するかもしれない。つまり，反照的均衡は保守的（conservative）だと考えることができる。

反照的均衡は保守的だという批判が妥当であるならば，熟考された道徳的判断に強い確信を持てば持つほど，反照的均衡は機械的に行われると考えられる。反照的均衡を洗練させたドポールもこの点を指摘している。ドポールは「いったん最初の熟考された道徳的判断が何であるかが決定されれば，倫理問題に関連する合理的能力を持つ人なら誰でも，さらには機械でさえも，反照的均衡の過程を実行することができる」と述べている[20]。すべての道徳的事項が熟考された判断を維持あるいは保存することに都合よく調整するのが反照的均衡だということで

[19] Ibid., p. 345.

ある。

2.2　反照的均衡の記述的な側面に対する批判

シンガーは規範についての道徳理論と科学理論は異なると主張する。科学理論は生のデータを説明するための理論である。反照的均衡では，この生のデータが道徳的判断であり，道徳的判断によってもっともらしく説明される道徳理論が選択される。しかし，規範について道徳理論は我々の道徳判断を説明するための理論ではなく，「我々は何をすべきか」という問いに答えるための試みである。「我々は何をすべきか」は当為の問題であるため，科学理論をテストすることとは異なると考えられる。もし反照的均衡が科学理論をテストすることと同じだというシンガーの批判が正しいとすれば，反照的均衡もまた，「―である」から「―すべきである」を導き出すという自然主義の誤謬に陥ることになると考えられる。

シンガーは，ロールズの反照的均衡を一種の記述的作業とみなす。ロールズの反照的均衡が一種の記述的作業であると考えられる理由は，ロールズが道徳と言語の類似性を比喩的に表現し，我々がいかに言語を使うことができるかを探求する目的は我々の言語能力を明らかにすることであると説明したことである。シンガーが批判しているロールズの主張は次である。

> ここで，母語の文章に対して私たちが有している〈文法性の感覚〉を記述するという問題と比較するのが役に立つ。この場合の達成目標は，母語を話す者と同じ識別をする明瞭に表現された原理を定式化することを通じて，適格な文章を認識する能力を特徴づけることにある。そうした取り組みには，明白な文法上の知識に関する場あたり的な指針の域をはるかに超える，理論的な構成・解釈が必要とされることが知られている。同じような事情がおそらく道徳理論についても当てはまる[21]。

道徳理論の正当化を母語の文法規則を明らかにする作業に例えることは，反照的均衡の方法を記述的に解釈する余地を残す。上の引用でロールズが示しているのは，あくまでも〈文法性の感覚〉を記述することが目的であるということである。我々が言語を使用する上で使用する能力はどのようなものであるかを記述することは重要な問題かもしれない。しかし，我々が特定の言語能力を持っているということは，それに従って行為しなければならないという規範性を明らかにする問題とは別の問題だと考えることができる。

例えば，ある X という人物が今後「あのリンゴを赤い」と言うと宣言したとする。記述的な

---

[20] Michael R. DePaul, 'Two Conceptions of Coherence Methods in Ethics', *Mind*, Vol. 96, No. 384, 1987, p. 466.

[21] John Rawls, "*A Theory of Justice*", p. 41.；邦訳は p. 66。

作業からは「X の文法性の感覚が間違って使われた」と記述できる。しかし，我々が持っている文法性の感覚についての記述は単に事実を表しているに過ぎない。X は依然として「あのリンゴを赤い」と言うことができ，我々は「X の文法性の感覚が間違って使われた」と記述することができる。

もし，X に「あのリンゴは赤い」と言うべきだと要求するには，「文法性の感覚に従って言うべきである」という規範的な主張が伴わなければならない。これは「X の文法性の感覚が間違って使われた」という記述で要求できるものではない。いかに行為するべきかという規範とは別の問題と考えることができる。

このように反照的均衡を記述的な作業と解釈すると，我々の熟考された判断が恣意的な判断であるということと独立に，自然主義の誤謬に陥ると批判できる。ロールズの比喩に従えば，道徳理論の正当化の作業は，我々が下す判断を観察し，記述することと似ているように見えるからである。しかし，何かを記述する作業と何かを正当化する作業との間には，明確な境界線があると考えることができる。

したがって，反照的均衡が記述的な作業に属し，我々がどのように熟考された判断を下すかを説明できるからといって，これが正当化されるのではない。熟考された道徳判断は，記述的な作業である反照的均衡に含まれる観察資料に過ぎないと主張することができる。上で論じたように，ロールズは正義感覚を道徳心理学の観点から扱っている。しかし，我々の道徳的な心理現象を説明したり，共有する道徳判断を確認する作業が意味を持つことは確かである。しかし，記述的な作業を通じて規範的に妥当な理論に到達することは，非常に困難な作業になると考えることができる。

3．シジウィックの『倫理学の方法』に対するシンガーとロールズの解釈の違い

シンガーは反照的均衡を批判する上で，道徳理論を単に我々の特定の道徳的判断をテストするためのデータだと考えるように誘導している，という最も重要な点を指摘した。このような道徳理論の理解は，道徳理論が我々の道徳的能力を説明しようとする試みであるという見方に基づいている。そして，この試みが記述的な作業に属するだけで，規範的な作業ではないというのがシンガーの批判であり，その中心には熟考された道徳判断がある。

しかし，ロールズの議論から「熟考」と表現される理性的要素を取り除くと奇妙な主張になる。誰も熟考なしに何らかの判断に至ることはできないからである。また，ロールズが根拠としているのはあくまで熟考された判断であり，正義感覚ではない。熟考された判断は直観の要素を含むかもしれないが，それでも理性の領域であると解釈することができる。

この章では，ロールズが提示する熟考された判断が直観を含むことを明確にするために，シジウィックの『倫理学の方法』に対するロールズとシンガーの解釈の違いについて論じる。こ

の過程を通じて，反照的均衡を経ない熟考された判断は正当化されていないことを説明する。ロールズは，反照的均衡の方法がシジウィックの方法と同じものであり，すでに古い歴史を持つものであると述べる[22]。シジウィックは，常識道徳に対する体系的な反省のためには常識道徳の体系のさらなる発展が必要であることが証明され，同じ反省を通じて功利主義の原理が，常識道徳が自然的に訴える原理として提示されれば，功利主義の証明は完全なものとなると主張する[23]。

3.1　ロールズによる『倫理学の方法』の解釈

ロールズは我々の道徳的能力を説明し，熟考された判断と道徳原理の間の相互支持と調整を通じて妥当な道徳原理を正当化する。同様に，シジウィックの完全な証明では，功利主義と常識道徳からの判断の間の肯定的な関係を展開しながら互いの妥当性を補完している。つまり，功利主義と常識道徳の間の反照的均衡の状態に進むことを「最も完全な証明」と見ている。

シュニーウィンドによると，シジウィックの功利主義の証明は二つの段階を経て行われるが，それぞれの段階は「依存性論証（dependence argument）」と「体系化論証（systematization argument）」と呼ぶことができる[24]。まず，依存性論証は，常識道徳の規則が独断的（dogmatic）直観主義者の信念とは異なり，自明なものではないことを示す試みである。常識道徳は哲学的（philosophical）直観による自明な倫理原理に依存的で，従属的な妥当性しか持たない。

常識道徳の原理は，一見自明なものと考えがちだが，この原理を適用しようとすると，追加の原理を必要とする場合が生じる。例えば，「嘘をつくな」という常識道徳は例外的に許容される時があると考えられる場合がある。常識道徳に対する分析の要点は，「一般的に（commonly）正しいと判断される行為を否定する傾向はなくても，なぜそうなのか，もっと深い説明が必要である」ということである[25]。深い説明を必要とするときに働くのが功利原理であって，常識道徳は功利原理に依存するというのが依存性論証である。シュニーウィンドは，「常識道徳を構成する一連の道徳原理が完全に受容されるためには，功利主義が提案する第一原理も有効で拘束力がなければならない」というのが依存性論証の要点だと述べる[26]。

また，体系化論証は，常識道徳の規則が自明な倫理原理と肯定的な関係を持つことが確認さ

---

[22] Ibid., p, 45.；邦訳は p. 71。
ロールズは，シジウィックの方法が反照的均衡に当てはまる根拠としてシュニーウィンドの論文を提示する。シュニーウィンドの論文は以下で説明する。

[23] Henry Sidgwick, “*The Methods of Ethics*”, Palgrave Macmillan UK, 1962, p. 422.

[24] J. B. Schneewind, ‘First Principles and Common Sense Morality in Sidgwick’s Ethics’, *Archiv für Geschichte der Philosophie*, Bd, 45, 1963, p. 139.

[25] Henry Sidgwick, “*The Methods of Ethics*”, p. 102.

[26] J. B. Schneewind, op. cit., p. 140.

れるとき，正当化されると主張する。功利主義に一般的になされる批判は，功利原理が常識道徳のような直観的な規則に反するという批判である。功利主義が常識道徳に反しないことを示すのが体系化論証である。

具体的には，功利原理が「場合によっては衝突する常識道徳の推論の原理を完全で調和のとれた体系にまとめる方法」を提供するかどうかを示す手続きを経る[27]。ならば，この論証の全体的な手順は，我々の日常的な道徳的判断に対する体系的な反省から始まることになる。そのような反省を通じて「常識道徳の体系にさらなる発展が必要であることを証明し，功利主義の原理が体系の発展のために常識道徳が自然に訴えるようになる原理として提示されれば，功利主義の証明は完全なもの」となる[28]。

もしそうであるならば，常識道徳の原理が依存し，これらの原理を体系化する常識道徳の推論の暗黙の前提を明らかにしなければならない。このとき，この自明な命題は，単なる意見とは区別されるものであり，常識道徳の規則よりもより高次的で抽象的なレベルでの自明な道徳原理である。それは「達成可能な確実性の最高水準」に到達するためのものであり，「信頼できる結論に我々を合理的に導く」推論の前提として機能する[29]。シュニーウィンドは，常識道徳の内容が他の第一原理よりも功利原理を指すということが体系化論証の要点であり，常識道徳を我々が受容していることだけが正当化の条件であると述べる[30]。

常識道徳は功利原理に依存するため，功利主義が常識道徳を説明することができ（依存性論証），したがって，功利主義は常識道徳を体系化する総合の原理を提供する（体系化論証）というシジウィックの正当化方法は，ロールズが提案した反照的均衡の方法と非常に似ている。常識道徳は，我々の道徳的能力が歪んでいない熟考された判断を下すことができるようにする一連の原理を定式化したものといえる[31]。シジウィックはこの常識道徳の包括的な原理として功

---

[27] Henry Sidgwick, “*The Methods of Ethics*”, p. 422.

[28] 注 20。

[29] Henry Sidgwick, “*The Methods of Ethics*”, p. 338.

[30] J. B. Schneewind, op. cit., p. 140.

[31] 常識道徳の定式化する原理の条件は次のようである。

・命題の言葉は明白かつ厳密でなければならない。

・命題の自明性は注意深い反省によって確認されねばならない。

・自明だとして受容された命題は相互に矛盾のないものでなければならない。

・私の保持する命題の真理性を他の同様に有能な判断者が拒否する程度において，その命題の真理性への私自身の信頼は縮減されるべきである。また，私が間違っているのではないかと疑うべき理由が，他の判断者が間違っているのではないかと疑うべき理由と同じくらい存在するならば，少なくとも一時的には，私は「中立的状態」に置かれるべきであることになる。

Katarzyna De Lazari Radek, Peter Singer, “*Utilitarianism: A Very Short Introduction*”, Oxford University Press, 2017, p. 24.；カタジナ・デ・ラザリ＝ラデク，ピーターシンガー，『功利主義とは何か』，岩波書店，2018，pp. 24–25。；邦訳は pp. 27–28。

利原理を提示し，常識道徳と功利主義の整合性を根拠に功利主義を正当化するのである。

ロールズが説明した反照的均衡の方法は，確かにシジウィックの方法にも妥当するように見える。『倫理学の方法』は，利己主義，直観主義，功利主義を順に提示しながら，それぞれの立場の長所と短所を考察する過程で構成されている。この点から，シジウィックの方法はロールズの反照的均衡と類似している。この三つの方法は，シジウィックが我々の常識道徳を分析する過程で提示される倫理理論だからである。

また，シジウィックの功利原理を直観主義あるいは常識道徳の葛藤を解消し，それらを補完する総合原理と見れば，シジウィックが反照的均衡を通じて直観主義と功利主義の調和を目指したと考えることができる。もちろん，シジウィックが反照的均衡という用語を明示したわけではないが，彼の功利主義の正当化は明らかにロールズが提案した方法と同様の過程を含んでいる。

3.2　シンガーによる『倫理学の方法』の解釈

ロールズがシジウィックの方法は反照的均衡の方法であると見なしたのとは異なり，シンガーはシジウィックは反照的均衡の方法を使っていないと主張する。シジウィックは，反照的均衡のように道徳的判断の集合である常識道徳に依存する整合的な方法を使ったのではなく，第一原理を基準に立てる基礎づけ主義者に属するということである。

シンガーは，シジウィックの論証が現れる文脈を検討してみると，常識道徳といえる日常的な道徳判断が，功利主義のような理論の真理の基準として使われたわけではないと主張する。それらの判断は，真理を決定する基準とは無関係なもので，独立して導き出された結果に対する一種の確認として使われたのである。その方法は，特に功利主義を拒否し，常識道徳を支持する人々，つまり「直観主義者を説得するための手段として使われた対人論証（ad hominem argument）に過ぎない」[32]。

対人論証の一部として常識道徳に訴えることでシジウィックの正当化方法を限定して解釈するシンガーは，ロールズの反照的均衡の方法と根本的に異なる方法が用いられていると解釈する。反照的均衡は，常識道徳への訴えを功利主義の妥当性に対する究極のテストとして認める一方，対人論証というシンガーの解釈は，常識道徳の訴えが妥当性とは無関係な手段的な意味だけを持つと考えられる。シンガーの対人論証の解釈によれば，シジウィックが常識道徳を活用する場合に直観主義者を説得しているのであって，哲学的に正当化を試みているわけではない。

シンガーがシジウィックの正当化方法を対人論証として解釈する主な理由の一つは，『倫理学の方法』の目的である。シジウィックは自分の第一目的が倫理学の第一原理を確立すること

---

[32] Peter Singer, ‘Sidgwick and Reflective Equilibrium’, p. 498.

ではないことを明らかにしており，読者が実践的な結果ではなく，倫理学の方法そのものに注目してくれることを望んでいる[33]。これによれば，シジウィックの『倫理学の方法』は単なる調査作業（investigatory work）であり，特定の道徳理論を正当化するための試みではなく，我々が持っている常識道徳がどのような特徴をもつかを記述するための試みである。

シジウィックの方法が反照的均衡ではないもう一つの根拠は，シジウィック自身が「直観主義に基づいた功利主義者である」ことを明らかにしたことにある[34]。シジウィックは一般的幸福を目指す最高の規則が拘束力を持つためには，根本的な道徳的直観に依存するしかないことを認める[35]。これはシジウィックが反照的均衡の方法についての実践者（practitioner）というよりはむしろ基礎づけ主義者であることを端的に示している[36]。

シジウィックが依存する根本的な道徳的直観は，ロールズが言う熟考された判断とは異なる意味を持つ。ロールズの熟考された判断は，シジウィックが提示した自明性の条件を満たさない。ロールズが言う熟考された判断は，むしろ常識道徳による判断に近い。シジウィックの根本的な道徳的直観の対象は，個々の行為や一般的な規則ではなく，非常に抽象的な自明な原理である。このような自明な道徳原理は「哲学的直観（philosophical intuition）」であり，ロールズが言った熟考された道徳判断，すなわち「独断的直観（dogmatic intuition）」とは区別される[37]。したがって，哲学的な道徳的直観は，単純な道徳的直観の集合である常識道徳とは区別される。

シンガーは「シジウィックは結局，我々のどのような根本的な原理が直観的に明らかで確実なのかという慎重な熟考以外に頼るところがないことを認めるだろう。しかし，彼は道徳理論の妥当性を，我々の究極の直観との一致や，我々の特定の判断との一致という観点で定義して

---

[33] このように，私の批評家（reviewer）の一人は，第３巻（直観主義について）を単なる外部からの敵対的批判とみなしているようである。別の一人は，私の主な目的が「エゴイズムの抑制」であるという仮定で論文を構成した。３人目は，私の論考の主な議論が普遍的快楽主義の実証であるという印象（らしい）で論文を書くまでに至ってしまった。私は，このような誤った批評を引き起こしたことを心配しており，この版では，その一因となったと思われる箇所を慎重に変更した。
Henry Sidgwick, “*The Methods of Ethics”*, Preface to the Second Edition, p. ix.

[34] Ibid., Preface to the Sixth Edition, p. xxi.

[35] これはシジウィックの理論の中で公理（axiom）として表現される。シジウィックはこの公理に属する原理として正義（justice），熟慮（prudence），善行（benevolence）の原理を提示する。このうち，善行の原理が功利主義の基礎公理となる。功利主義の擁護は，単純な道徳的直観の集合である常識道徳とは独立して自明な公理という根拠から主張されると考えることができる。

[36] Katarzyna De Lazari-Radek, Peter Singer, “*The Point of View of the Universe: Sidgwick and Contemporary Ethics*”, Oxford University Press, 2016, p. 110.

[37] 独断的直観主義では，常識道徳の一般的な規則が公理（axiom）として受け入れられる一方，哲学的直観主義は常識道徳が自ら提供しない哲学的基礎を探そうとする。その基礎は，現在の規則が演繹されることができる，より絶対的で否定しがたい真で明白な一つまたはそれ以上の原理である。
Henry Sidgwick, “*The Methods of Ethics*”, p. 102.

いない」と主張する[38]。

シンガーによれば，ロールズとは異なり，シジウィックは哲学的直観主義の立場をとることによって，否定できない根本的な第一原理の確固たる基礎から正当化を始めている。ロールズは熟考された判断によって道徳理論の妥当性が多様化しうるという意味で主観主義に該当するが，シジウィックは哲学的直観主義者として主観主義とは明確に区別される。

表 1　シンガーが主張するロールズとシンガーのシジウィックの『倫理学の方法』解釈の差

	作業の性格	論証の性格	正当化の方法	正当化の原理
ロールズの解釈	正当化の作業	依存性論証 体系化論証	反照的均衡	常識道徳 （独断的直観） 功利原理
シンガーの解釈	調査の作業	対人論証 （ad hominem argument）	基礎づけ主義	直観に基づく公理 （axiom） （哲学的直観）

シジウィックをどう解釈するかに関するロールズとシンガーの立場の違いは異なる結果を導く。まず，ロールズはシジウィックの作業を一種の正当化の作業として見なしたということである。常識道徳が功利主義を正当化できると主張するには，常識道徳がすでに正当化されていなければならない。しかし，常識道徳がそれ自体で正当化されるためには，すべての人が共通の直観を持っていることを前提にしなければならない。しかし，ハイトとグリーンが論じたように，すべての人が共通の直観を持っているとみなすのは難しい。

また，反照的均衡を経ない熟考された判断は，正当化されていない状態に属する。このときの反照的均衡を経ない熟考された判断は，正義感覚には基づいているが，明確な意味での熟考を経たと考えることはできない。そうすると，熟考された判断は正当化の出発点としての役割を果たすことができない。反照的均衡では自分の信念を維持あるいは修正することが目的として提示されているが，少なくとも自分の信念を維持する場合には，いかなる正当性も持たないと主張することができる。

そして，シジウィックの方法を記述的な方法として解釈する場合，常識道徳はそのまま正当化されない。常識道徳と常識道徳から導き出した原理は異なる性格を持つ。シジウィックの『倫理学の方法』において，常識道徳は重要な要素であるが，常識道徳と独立して正当化できる自明な原理を提示する。この場合，常識道徳自体に正当性は与えられない。常識道徳が衝突する場合，正当性は常識道徳ではなく第一原理から問われるべきであり，すべての人が共通の直観を持っていることを前提にする必要はない。

しかしロールズの場合，最初の熟考された判断をそのまま使っているため，正当化すること

[38] Peter Singer, ‘Sidgwick and Reflective Equilibrium’, pp. 514–515.

ができない。少なくともシジウィックの場合，熟考された判断と独立した公理を提示することでこの問題を回避することができる。私は以上で論じたことを踏まえ，結論として，反照的均衡は一種のジレンマに陥ると考える。反照的均衡を正当化の方法として使う場合，独断的直観主義を擁護しなければならず，記述的な方法として使う場合，自然主義の誤謬に陥る。

4．科学理論と倫理理論の違い

第３章では主に熟考された判断に含まれる直観に焦点を当てて反照的均衡を批判した。反照的均衡を正当化の方法として使う場合，直観主義に属すると解釈することができる。しかし，シンガーの批判が正しく，反照的均衡が直観主義に属するとしても，倫理学で全く擁護できないわけではない。ロールズ以降の反照的均衡において，直観に訴える主張がないわけではないからである[39]。

しかし，反照的均衡が記述的な作業に属し，自然主義の誤謬に陥ることは否定しにくいと考えられる。第２章で論じたように，ロールズの反照的均衡が道徳理論の正当化を母語の文法性を明らかにする作業に例えることは，反照的均衡の方法を記述的に解釈する余地を残す。この作業の目標が原理を定式化することではなく，文章を認識する能力を特徴づけることであるとすれば，我々に文法規則に従えと主張することはできない。

ロールズの比喩によれば，道徳理論の正当化の作業は，我々が下す判断を観察して記述することと似ているように見える。もしそうなら，熟考された道徳的判断は，記述的な作業である反照的均衡に含まれる観察データと見ることができる。この章では，科学と倫理の違いについてのシンガーの立場を論じ，なぜ記述的な作業が倫理学に適用できないのかを論じる。この説明は，観察データを倫理学でどのように使うべきかについての答えとなる。また，この答えは，観察データとして熟考された判断にも適用できる。

4.1　シンガーのウィルソン批判

シンガーは，科学と倫理の違いを説明するためにウィルソンの主張を批判する。ウィルソンは既存の社会進化論者とは異なり，進化から倫理的価値を導き出すことができないという事実をよく認識していた。しかし，少なくともウィルソンが科学と倫理を何らかの形で関連づけようとしていることは明らかなので，ウィルソンに言及する。シンガーは「あらゆる倫理的主張

---

[39] デポールの場合，より広い反照的均衡（wider reflective equilibrium）を主張し，ここで平衡状態に達したときの直観を最終状態直観（end state intuition）と呼ぶ。より広い反照的均衡では，道徳哲学だけでなく，すべての背景理論における均衡状態を達成することが目的である。
詳細は DePaul, M., “Methodological Issues: Reflective Equilibrium”, in: C. Miller（ed.）, The Continuum Companion to Ethics, New York: Continuum, 2011, pp. ixxv–cv.

や多くの政治的行為の源泉となっている人間的な諸価値の起源や意味自体が，遠からず科学的研究の対象になるだろう」というウィルソンの主張を批判する[40]。シンガーはこの主張を 3 つに分けて次のように整理する。

1．科学は，ある行為をすることによって現れるかもしれない究極的な結果についての新しい知識を生み出すことができる。
2．科学は既存の倫理原理の実体を暴露するために使用することができる。
3．科学は新しい倫理原理を生み出すことに貢献する[41]。

まず，1 に関するシンガーの答えは次の通りである。ある行為や政策を実施することによって現れる究極的な結果に関する新しい事実が社会生物学を通じて知られることになっても，それが倫理原理に影響を与えることはできない。社会生物学からの検討を通じて新しい事実についての情報を確保することによって人々に異なる行為を要求することになるだろうが，この場合にも倫理原理自体は全く影響を受けないというのがシンガーの主張である。

シンガーは，事実に関する知識は倫理原理の適用に非常に重要であり，それに応じて我々は最善の情報を確保する努力をしなければならない。しかし，シンガーは「この努力が，生命倫理学を通じて倫理が「残さず」説明できるとか，倫理学者が必要ないということではなく，倫理原理は以前と変わらず固有の領域をそのまま維持することになる」と主張する[42]。

たとえば，倫理原理と倫理原理を適用することは異なる。例えば，最も単純で古典的な形の功利主義では，影響を受けるすべての人の幸福を増進し，苦痛を減少させる行為を正しい行為とみなす。功利主義の基礎原理は，平和が戦争よりも正しいのか，真実が嘘に比べて良いのかなどについて，それ自体では何も教えてくれない。シンガーは「どんなに重要な新しい知識であっても，それはどのような制度や政策，または行為が幸福を最大化するかどうかを評価するのに役立つだけである。新しい知識は，功利原理そのものについてはいかなる疑問も提起できない」と主張する[43]。

---

[40] Edward O. Wilson, “*On Human Nature*”, Havard University Press, 1988, p. 5.,；E・O・ウィルソン，『人間の本性について』，思索社，1980，p, 19。
ウィルソンは価値に対しても社会生物学的に解釈し，「諸々の価値基準は，人間の遺伝子プール（gene pool）にどんな効果を及ぼすかに応じて，必然的に束縛をこうむることになるはずなのだ」と主張する。
Ibid., p. 167.；邦訳は p. 247。

[41] Peter Singer, “*The Expanding Circle*”, Princeton University Press, 2011, p. 62-63.

[42] Ibid., p. 68.

[43] Ibid., p. 64.

シンガーは，科学が倫理原理に影響を与えられないということが，義務論的倫理でより顕著に現れると主張する。義務論的倫理原理は，その原理に従うことによって現れる結果とは無関係に無条件的な命令を下し，たとえ何らかの災厄がもたらされることが生物学からの研究で明らかになったとしても，その原理自体は全く修正することが不可能だということである[44]。

次に２に関して，シンガーは科学を通じた倫理の実体への暴露効果を検討する。シンガーは，生物学的検討によって「自然法」理論の擁護者や倫理的絶対論者が説得力を失うことになると主張する。なぜなら，倫理原理が我々の進化史から結果的に生じた生物学的適応の産物に過ぎないのであれば，「自然法だから」という議論や，道徳が絶対性を持つという主張が失敗してしまう[45]。これは自然主義の誤謬に陥るからである。

また，倫理原理の実体を暴露する説明は，生物学以外にも文化史的な検討を通じて行うことができると述べる。例えば，人間の生命の尊厳を強調する西洋の倫理的伝統は，人間だけが神の形相によって創られ，不滅の魂を持っていると把握するキリスト教的遺産だと説明できる。シンガーによると，このような説明は，人間の生命だけが尊いという信仰の幻想を崩すのに役立つ[46]。これは文化的遺産に過ぎないからである。

最後に，３に関して，シンガーは科学から倫理的価値を導出する可能性を考察する。端的に言えば，シンガーはこれに対して否定的な立場をとる。事実と価値は分離され，これを無視する場合，我々は自然主義的誤謬を犯すことになる。シンガーは，「事実がいくら多く蓄積されても，価値が介入しなければ，我々は行為する理由を持たない」と主張する[47]。価値は我々に行為する理由を提供するのに対し，事実はそうでない。

つまり，価値は我々に行動する理由を提供するのに対し，事実はそうではない。例えば，誰かが「寄付をすべきであることは認める。しかし，私は今後も寄付をするつもりはない」と言う場合，実質的に寄付の価値を認めていないと考えることができる。もし何かをするために何らかの価値を持つということが何の影響力も行使しなければ，価値はその重要性を失うことになる。

それに比べて，事実そのものは行為の理由を提供しない。たとえ事実が多く蓄積されても，それは私が価値を受け入れるのに役立たず，また，私が何をすべきかについての結論を受け入れることにも影響を与えることができない。例えば，私がお金をどのように使うことができるか（貯金，寄付，食事など）について様々な事実が与えられている。その中でどのような選択をするかは，これらの事実に対して私がどのような価値を与えているかによって変わる。

---

44 Ibid., p. 67.

45 Ibid., p. 69.

46 Ibid., p. 72.

47 Ibid., p. 75.

このように，事実は何に価値があるかを私に教えてくれない。一方，様々な選択肢の中から何を選ぶかには，私の価値が反映される。事実は私が価値あると思うものについて教えてくれるものがない。シンガーは，「事実と価値のギャップは，選択のための命令を下すことができないということにある」と主張する[48]。

4.2　反照的均衡における記述と当為の問題

科学と倫理の区分は，反照的均衡を批判する要素として使用できる。反照的均衡における道徳理論の正当化の作業は，我々が下す判断を観察して記述することと類似しているからである。もしそうなら，熟考された判断は，記述的な作業である反照的均衡に含まれる観察データと見ることができる。

前述したように，事実と価値は分離しており，この違いを無視する場合，我々は自然主義の誤謬に陥ることになる。我々が何らかの道徳判断を下すと仮定した場合，熟考された判断は観察データに過ぎない。観察されたデータとして，我々は自分が持っている道徳能力によって，どのような行為が道徳的であるかを判断できると考えることができる。しかし，我々がそう判断したという事実は，その判断が倫理を正当化できるという結論を導くものではない。

例えば，反照的均衡の方法によって「寄付をすることが全体の快楽を増進するため，寄付をすべきである」という判断をしたとしよう。この判断は，様々な倫理原理を熟考して下した判断といえる。しかし，この判断は「反照的均衡の過程を経て，寄付をすることが全体の快楽を増進するため，寄付をすべきである」という判断を下したという事実を示しているに過ぎない。

この場合，観察された事実からというより，全体の快楽を増進することが功利主義の立場から正当化されるため，寄付をすることが倫理的行為として正当化されると考えることができる。ならば，この判断が倫理的かどうかを判断するには，観察された事実そのものとしての判断ではなく，一つの倫理原理として功利主義に訴えなければならない。

このように，ある個人あるいは集団は，ある事柄について道徳的判断を下すとき，複数の道徳理論を考慮し，反照的均衡が要求する均衡状態に至るかもしれない。しかし，自分あるいは集団の判断は観察された事実に過ぎない。ロールズは反照的均衡を記述的な作業として考えるからである。反照的均衡は，我々が一般的に道徳的判断を下す過程を説明できるかもしれないが，それが倫理的に正しいかどうかについては説明してくれないと考えることができる。

私は結論として，もしシンガーの立場が正しければ，反照的均衡の方法は科学と倫理の違いのように，１と３の前提が間違っているため，正当化することができないと考える。我々はより良い倫理的決定のために反照的均衡の方法を使うことができる。しかし，反照的均衡の方法を使うからといって，その決定が倫理的にすべて正当化されるとは言えない。

---

[48] Ibid., p. 76.

5．結論

これまで，シンガーの立場からロールズが提示する反照的均衡を批判した。反照的均衡は大きく分けて二つの理由で正当化できない。まず，反照的均衡は熟考された判断に含まれている正義感覚によって直観主義に陥る可能性がある。熟考された道徳的判断に含まれる道徳的直観の要素は，その判断が持つ信頼性に疑問を投げかける。反照的均衡で熟考された道徳判断が持つ直観の要素は除去されるか，追加の方法を通じて補完する必要がある。

第二に，反照的均衡は我々の道徳能力を説明する方法として提示されたという点で，記述的に解釈する余地を残す。しかし，反照的均衡を記述的に解釈すると，自然主義の誤謬に陥ることになる。事実は我々が何らかの選択をする際に熟考する要素として考えることができるが，行為の理由を提供することができない。反照的均衡は，我々が一般的に道徳判断を下す過程を説明できるかもしれないが，それが倫理的に正しいかどうかについては説明してくれない。

結論として，我々はより良い倫理的決定のために反照的均衡の方法を使うことができる。しかし，反照的均衡の方法を使うからといって，その決定が倫理的にすべて正当化されるとは言えない。

（きむ　うにょん・哲学倫理学研究室）

参考文献

DePaul, Michael R., Two Conceptions of Coherence Methods in Ethics, *Mind*, Vol. 96, No. 384, 1987, pp. 463–481.

_____, *Methodological Issues: Reflective Equilibrium*, in: C. Miller（ed.）, The Continuum Companion to Ethics, New York: Continuum, 2011.

Greene, Joshua, *Moral Tribes: Emotion, Reason, and the Gap Between Us and Them*, Penguin Press, 2013.

Haidt, Jonathan, *The Righteous Mind: Why Good People are Divided by Politics and Religion*, Vintage, 2013.

Lazari-Radek, Katarzyna De, Singer, Peter, *The Point of View of the Universe: Sidgwick and Contemporary Ethics*, Oxford University Press, 2016.

_____, *Utilitarianism: A Very Short Introduction*, Oxford University Press, 2017.；カタジナ・デ・ラザリ＝ラデク，ピーターシンガー，『功利主義とは何か』，岩波書店，2018.

Schneewind, J. B., First Principles and Common Sense Morality in Sidgwick's Ethics, *Archiv für Geschichte der Philosophie*, Bd, 45, 1963, pp. 137–156.

Sidgwick, Henry, *The Methods of Ethics*, Palgrave Macmillan UK, 1962.

Singer, Peter, *The Expanding Circle: Ethics, Evolution, and Moral Progress*, Princeton University Press, 2011.

_____, Sidgwick and Reflective Equilibrium, *The Monist*, Vol. 58, No.3, 1974, pp. 490–517.

_____, Ethics and Intuitions, *The Journal of Ethics*, 10 Vol. 91, Iss. 3–4, 2005, pp. 331–352.

Rawls, John, *A Theory of Justice*, Revised Edition, Harvard University Press, 1999；ジョン・ロールズ（2010），

『正義論』，紀伊国屋書店.
Wilson, Edward O., *On Human Nature*, Havard University Press, 1988, ; E・O・ウィルソン，『人間の本性について』，思索社，1980.

10.14943/rjgshhs.23.l 25

患者にとっての利益と危害とは何か

── 善行原則と無危害原則 ──

吉　澤　日芙美

要　旨

医療倫理の四原則は Beauchamp と Childress が“*Principles of Biomedical Ethics*”において提唱している原則であり，「自律尊重原則」，「善行原則」，「無危害原則」，「正義原則」からなる。中でも，善行原則と無危害原則はその成立の経緯からして似ており，端的に言えば，前者は「善を為せ」と要求し，後者は「危害を加えるな」と要求する。医療倫理に関連した事例検討をする場や論文中などで，両者の原則がどれくらい明瞭に理解され用いられているのかは定かでない。

本稿では，善行原則と無危害原則との相違，および無危害原則それ自体の研究に関する今後の課題を素描する。善行原則と無危害原則の相違を把握し，無危害原則が果たす原則としての役割を明らかにすることで，医療倫理に関連した事例検討をする際の原則の特定化や，法やガイドライン等の文章が適切な内容か否かの批判をする際に有効だろうと考えるからである。考察の過程では，いくつかの問いを提示した。これらに解答するには，行為や因果に関わる哲学的議論や，利益や危害について蓄積された見解を参照することが要求されるだろう。

はじめに

医療倫理の四原則は Beauchamp と Childress が“*Principles of Biomedical Ethics*”（邦訳『生命医学倫理』）において提唱している原則であり，「自律尊重原則」，「善行原則」，「無危害原則」，「正義原則」からなる。本稿では，善行原則と無危害原則に着目する。端的に言えば，前者は「善を為せ」と要求し，後者は「危害を加えるな」と要求する原則である。両者の原則はその成立の経緯からして混同されやすい。医療の倫理的課題を検討する場や論文中などでは，一見すると，それぞれの原則の区別はなされているようであるが，中には，両者の原則を「与益＆無危

害」と説明している資料もある[1]。善行原則と無危害原則によって要求される内容を参照すると，両者の原則に厳密な区別をつけることは困難であるようにもみえるため，医療の倫理的課題を検討する場や論文中などで両者の原則がどれくらい明確に区別されているのかは定かでない。

本稿では，善行原則と無危害原則に注目し，善行原則と無危害原則との相違，および無危害原則それ自体の研究に関する今後の課題を示す。医療倫理において重要な原則として認識されている善行原則と無危害原則について，なぜ今改めて考える必要があるのかと言えば，混同されやすい善行原則と無危害原則の相違を把握し，無危害原則が果たす原則としての役割を明らかにすることで，日本の事例検討をする際の原則の特定化や，法やガイドライン等の文章が適切な内容か否かの判断をする際に有効だろうと考えるからだ。

第一章では，医療倫理の四原則を提示した Beauchamp と Childress の主張をもとに，善行原則と無危害原則について説明する。第二章では，それらの原則が日本の重要な文章や倫理的課題の事例検討などにおいて，どのように解釈されて用いられているかを確認し，現時点で得られるいくつかの問いを提示する。第三章では，利益と危害，無危害原則に関する見解から，第二章で提示した問いに解答するための方向性を素描する。

筆者の目論見

筆者が最終的に想定する批判対象は，終末期医療の意思決定について厚労省が定めた『人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン』である。後述するように，医療従事者をはじめとする患者を支援する人たちが，患者にとっての危害とは何なのかを考慮し，それを患者に与えないようにすることは，終末期患者の意思決定支援における重要なプロセスのひとつであるはずである。だが，そのガイドライン内では，無危害原則を反映した記載がほとんど見受けられない。ガイドラインのみならず，医療における倫理的課題の事例検討や医療従事者向けの書籍においても，無危害原則の説明は不十分である印象を受ける。特に，冒頭でも述べたように，善行原則との区別が不明瞭である。

そこで，このガイドラインを批判し，修正する方向を示すには，まず，善行原則と無危害原則について再考し，現時点で得られる問いを素描する必要があると考える。本論に入る前に，以下では，厚労省によるガイドラインの内容を簡単に説明する。

現在の日本には終末期医療における意思決定および治療方針について定めた法律は存在しない。他方で，厚生労働省が策定した『人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン』[2] が存在する。このガイドラインは，治療の中止，特に患者に装着された人

[1] 厚生労働省，2021，p.39

工呼吸器を取り外す行為を実施した医師が逮捕される事態が相次いだことを契機に策定された。

1990 年～2000 年代にかけて，マスコミにより「治療の中止」が安楽死であるとたびたび報道され，実際に逮捕者がでたことで，「一度始めた治療は中止できない」という医療現場の硬直的な態度を招いたとされる。しかし，ある治療が患者にとって有効なのか否かを評価するためには，治療を一度開始し，その上で今後の方針を検討する手続きが，医学的な判断には必要となる。したがって，上述したような現場の硬直的な態度は，真摯な医学的実践と矛盾する。そこで，厚生労働省は，当ガイドラインを策定し，終末期医療における意思決定のプロセスを示した。

ガイドラインの策定に携わった樋口によれば，ガイドライン策定後は，治療の中止や治療の差し控えの実施によって医師が逮捕される事件は確認されていないという[3]。法的な拘束力はもたないものの，このガイドラインによって，終末期医療において患者をサポートする医療従事者や施設等の職員らが踏むべきプロセスが示されたと言えるため，日本の終末期医療の歴史において重要な文章であると言える。

このガイドラインは，（1）患者の意思が確認できる場合と，（2）患者の意思が確認できない場合，という区分によって，「医療・ケアの方針の決定手続」の記載内容を分けている[4]。それぞれの場合分けの特徴を一言で表すならば，（1）患者の意思が確認できる場合には，「本人による意思決定を基本」とし，（2）患者の意思が確認できない場合には，「本人にとっての最善の方針をとることを基本」とすることが挙げられるだろう。

ところで，終末期医療に関わらず，臨床における倫理的課題に取り組む際には，Beauchamp と Childress によって提示された四原則が用いられている。この原則は，「自律尊重原則」，「善行原則」，「無危害原則」，「正義原則」からなる。それぞれの概要を以下に示す[5]。

自律尊重原則：「自律的な患者の意思決定を尊重せよ」

医療従事者が患者の身体に介入する前に患者へのインフォームドコンセントを要求するものである。患者の状態に合わせた治療方法に関する情報を提示すこと，患者の理解を促こと，患者自身で決定を下すことによって，患者自身の価値観や選好を反映できる。

---

[2] 厚生労働省，2018a

[3] 樋口，2015，p.22

[4] 正確には，ガイドライン内では三通りの場合分けが示されている。ここでは本稿に直接関係のある（1）と（2）の二通りを紹介する。

[5] それぞれの原則の概要は，水野，2017，p.57．ならびに，Ainslie, 2014, pp.2486. を参考にした。

無危害原則：「患者に危害を及ぼすのを避けよ」

行為の禁止を要求する，消極的な原則である。医療従事者は意図的に患者に危害を加えてはならないことを要求する。危害として想定されるものは様々であるため，「患者を意図的に殺してはならない」，「患者に意図的に不必要な痛みや苦しみを与えてはならない」などの規則を支持する。この原則は，患者の負担が重い時には，たとえ患者の死を早めるとしても，患者を死に至らしめる治療を要求することもできる。

善行原則：「患者に利益をもたらせ」

無危害原則と比較したときに積極的な原則である。医療従事者に対し，患者の利益（benefit）になる行為や，患者が適切な治療を受けることができるように，患者らの利益を擁護することを要求する。ただし，患者が，年齢や障害，疾患によって自律的な選択ができない時には，医療従事者による善行の介入はパターナリズムになりうる。

正義原則：「利益と負担を公平に分配せよ」

正義の概念に基づいている。この原則はすべての市民に特定のレベルのヘルスケアを提供することを要求する。また，不足している医療資源の分配に関する倫理的な側面を評価する重要な役割も果たす。

以上の医療倫理の四原則からすると，厚生労働省のガイドラインに「本人による意思決定を基本」，「本人にとっての最善の方針をとることを基本」と明記されていることは，それぞれ「自律尊重原則」と「善行原則」を踏襲していると言えるだろう。

また，厚労省ガイドラインには解説編が存在する[6]。（２）の場合の解説には，「本人が何を望むかを基本とし，それがどうしてもわからない場合には，本人の最善の利益が何であるかについて，家族等と医療・ケアチームが十分に話し合い，合意を形成することが必要」と記載がある。つまり，（２）患者の意思が確認できない場合に，「本人にとっての最善の方針をとることを基本」とするとは，「本人の最善の利益が何であるかについて話し合い，合意を形成すること」と言い換えることができるだろう。

さて，厚労省のガイドラインの記載からは，無危害原則と正義原則に則った内容が乏しい印象を受ける。正義原則に関しては，その規則の内容上，それぞれの患者を公平に扱うことを要請するため，医療資源の分配に関わる文脈や公衆衛生の議論で用いられる傾向があると思われる。そのため，終末期医療の意思決定のプロセスを示すときに，正義原則に則った記載が少ないことは想定の範囲内といえる。しかし，無危害原則は，医療従事者による患者への直接的な

6　厚生労働省，2018b

行為について述べた原則の一つである。確かに，無危害原則ばかりが強調されてしまえば，患者に少しでも危害を与える行為は禁止されかねず，そうなると医療行為は成立しないだろう。実際，樋口は，日本の医療の在り方を「実践的には，無危害原則に固執した考えが残存したままである」と批判している[7]。

だからといって，無危害原則の効力を弱めることは許容できないように思われる。なぜなら，あらゆる医療行為が危害になりうること，および，患者にとっての危害を特定しないことには具体的な議論が進まないことからすると，無危害原則とは，医療従事者が患者に対峙する上で踏まえるべき基本的な態度や行為について述べた重要な原則であると想定できるからだ。そのため，無危害原則が厚労省ガイドラインに含まれていないようにみえることは，文章として不十分であるように思われる。ガイドラインへの批判を検討する足掛かりとして，善行原則と無危害原則についてまとめたい。

第一章　善行原則と無危害原則の説明

本章では，Beauchamp と Childress による善行原則と無危害原則に基づいて，簡単に説明する。

1．善行原則について[8]

この節の記載は，Beauchamp and Childress による説明の概略である。善行原則は，端的に言えば「善を為せ」と要求するものであり，一見すると功利主義のように見受けられる。しかし，功利主義とは違い，効用を絶対的なものとしておらず，他の道徳原則が優先されることもある。そこで，善行がいつ任意であり，いつ義務であるかをできる限り明確にする必要が生じてくる。多くの善行的な行為は，義務ではなく理想的な行為であり，善行の義務と善行の道徳的理想との間にはしばしば不明瞭な境界がある。

無危害原則は対象者を皆公平に扱うのに対して，善行原則は行為の対象が行為者の家族や友人だった場合，行為者の個人的な偏り（partiality）に基づいて行為することは，道徳的に許容される。そこで，契約関係や，家族や友情などの密接な道徳的関係とは別に，次の条件がすべて満たされる場合に，X が Y に対して善行原則に基づく善行の義務，つまり救助の義務をもつとする。

条件１．Y は生命，健康，またはその他の基本的な利益の重大な損失または損傷のリスクにさらされている。

---

[7] 樋口，2015，pp.21-34

[8] Beauchamp and Childress, 2019, pp.217-266.

条件２．X の行為は，この損失または損傷を防ぐために（他の人と協力して，あるいは単独で）必要である。
条件３．X の行為（他の人と協力して，あるいは単独で）は，おそらくこの損失または損傷を防ぐことが想定される。
条件４．X の行為は，X にとって重大なリスク，費用，または負担をもたらさない。
条件５．Y が期待できる利益は，X が被る可能性のあるいかなる害，費用，または負担を上回る。

２．無危害原則について[9]

この節の記載は，Beauchamp and Childress による説明の概略である。無危害原則とは，端的に言って「危害を加えるな」と要求する原則である。この原則は，一般的に以下のような強さをもつと考えられている。すなわち，「無危害原則の義務は通常，善行原則の義務よりも厳格であり，利益を与えることによって功利主義的な帰結が得られる場合であっても，無危害原則が優先される」というものである。例えば，外科医が死刑囚を殺し，その死刑因の臓器を移植することで２人の無実の人間を救える場合，この帰結はその状況下で最も高い純粋な効用を持つかもしれない。しかし，直観的には，外科医の行動は無危害原則に照らせば正当化できないだろう。このように，無危害原則に関する強さの定式化は，初めは妥当に思われる。

しかし，優先順位を構築する際には注意が必要となる。倫理的原則の重みづけは異なる状況において変化する。したがって，あらゆる状況において害を避けることが利益を与えることよりも優先されるという倫理的規則は存在しない。

無危害原則における具体的な規則の例として，以下を挙げている。

・殺さないこと。
・痛みや苦しみを引き起こさないこと。
・能力を奪わないこと。
・気分を害するもの（offense）を引き起こさないこと。
・他人から人生における善（the goods of life）を奪わないこと。

無危害の義務には，単に害を与えない義務だけでなく，危害のリスクを負わせない（impose）義務も含まれる。また，悪意や有害な意図をもつことなしに，他人に危害を加えたり，危害のリスクを負わせたりすることがある。

---

[9] Beauchamp and Childress, 2019, pp.155-216.

Beauchamp と Childress は善行原則と無危害原則は絶対的な規則とは言えず，また，どの原則がどの原則に優先するというような優先順位を与えられるものではないとする。

その上で，Beauchamp と Childress は，倫理的に問題が生じたときには，議論の対象となっている患者や周囲の環境から得られる情報を具体的に整理し，その事例における原則を「特定化」することを提示する。さらに原則同士の対立が生じたときには，その患者の状況に即して原則の重みづけを比較し検討するという，「比較考量」を実施することを提案している。

第二章

本章では，善行原則と無危害原則がどのように用いられているのかを確認する。その前段階として，善行原則と無危害原則の関係性を確認する。

１．善行原則と無危害原則の関係

善行原則は利益を促進することのみを要請する原則ではない。Beauchamp と Childress は，Frankena による 4 つの規則からなる善行原則を基に，善行原則と無危害原則を提示した。

（無危害原則）
１．害悪（Evil）や危害（Harm）を加えてはならない。
（善行原則）
２．害悪や危害を予防しなければならない。
３．害悪や危害を除去しなければならない。
４．善を実行するか，あるいは促進しなければならない。

Frankena による善行原則は，上記 1 から 4 の順で優先される。しかし，Beauchamp と Childress は，１から 4 の要素を道徳的に区別することは困難であると述べている。彼らによれば，死という危害は，人を殺すことによってもたらされるし，人工呼吸器を装着し損ねることによってももたらされる。この二つの例の相違，つまり，死という危害の生起において，危害を加えているか，あるいは，援助を差し控えているかということに関しては，道徳的に意味のある相違は存在しない。そのため，１から 4 の原則に優先順位を与えることはしていない。

それにもかかわらず，Beauchamp と Childress は，１から 4 の原則を上述したように無危害原則と善行原則に区別する。なぜなら，善行原則には援助する行為を要求する一方で，無危害原則は危害をもたらす行為の意図的な拒否を要求するからである。Schöne-Seifert[10] は，彼らによ

[10] Schöne-Seifert, 2004, p.1383

る善行原則と無危害原則の区別を，それぞれ，「積極的」義務と「消極的」義務の区別，すなわち，作為の義務と不作為の義務の対立であると説明している。また，因果性（causality）が関与するとも述べているが，詳細な記述はない。

ただし，Beauchamp と Childress は，何かを控える道徳的義務と何かを援助する道徳的理想との間に明確な相違が認められないという哲学的な立場があることも認識しており，具体的な行為をどのように 1 から 4 に区分するのかについての困難さも述べている[11]。Beauchamp と Childress は血液疾患患者への骨髄移植に関する実際の裁判の事例を引用して，行為を 1 から 4 の要素に分類する困難さを例示している。本稿では架空の事例を以下に示す[12]。

2．治療への協力を拒否した架空事例

A さんは血液疾患患者である。諸々の検査の結果，A さんの主治医は，いわゆる「骨髄移植」を受けることが，A さんにとって最も完治の可能性が高い標準的治療であると判断した。A さんのドナーは，血液の型が一致するドナーの数が少なかったり，連絡がつかなかったりして，なかなか見つからなかった。しかし，幸いなことに，A さんのドナーとしての条件を満たす B さんに連絡をとることができた。B さんは連絡を受け，病院や移植コーディネーターとの調整を経た後，A さんの治療に協力することに同意した。

B さんは自身の身体から細胞を採取するために，病院に入院した。A さんには，放射線療法と抗がん剤治療からなる，移植治療の“前処置”と呼ばれる治療が開始された。この前処置は，ドナーからの細胞が移植されることを前提としているため，細胞の提供によって新たな白血球の定着が見込めなければ，患者に大変重い（致死的な）有害事象を生じさせることが知られている。

B さんは細胞採取のための薬剤投与の直前になって，「やっぱり薬剤投与による将来の有害事象が怖いので，血液採取を中止したい」と表出した。薬物投与による長期的なリスクを考えると，A さんの治療のためとはいえ，考えを改めたいという。しかし，A さんに対してはすでに前処置が実施されているため，A さんは，このままでは重大な有害事象に苦しむばかりか，完治のための治療方法を剥奪されたことになる。

この事例における B さんの行為は，A さんにとって A さん自身の生命や健康を損なう性質をもつように映る。このとき B さんは，無危害原則に反しているといえるのだろうか，それと

---

[11] Beauchamp and Childress, 2019, pp.157-158

[12] 引用されている事例は 1970 年代当時の医療を反映しており，現在の医療からすると医療情報として古い記述が見受けられるため，筆者による改変事例を提示した。

も，善行原則に反しているといえるのだろうか[13]。

B さんの細胞の提供を断る行為を，A さんの生命や健康を直接脅かす危害とみなせば，無危害原則「1．害悪や危害を加えてはならない」に反していると解釈することができる。医学的な判断からすると，A さんにとって B さんからの細胞の提供は，完治のため唯一の可能性であるため，その可能性を潰すことは A さんの死を意味するかもしれない。また，A さんにはすでに前処置が実施されており，ドナーから細胞の提供を受けなければ，致死的な有害事象が生じてしまう。これを，危害のリスクを負わせていると解釈すれば，無危害原則に反しているとみなすことができる。

A さんへの治療を援助するために，B さんの行為によってもたらされる A さんへの危害を防ぐ必要があるとみなせば，善行原則「2．害悪や危害を予防しなければならない」に反していることになるだろう。他方で，B さんは善行原則に反していないと応答することもできる。前章における善行原則の説明でみたように，善行原則の義務が生じる条件は複数ある。B さんは「薬剤投与による将来の有害事象が怖いので，血液採取を中止したい」と考えて自身への処置をためらっているため，善行の義務が生じる条件のうち条件 4 を満たしていないと捉えることができる。そうすると，B さんは善行原則に従わなければならない状況にはないだろう。したがって，B さんの行為を善行原則の枠組み内で考えた場合には，B さんには善行原則に従う義務があるとは言えないのであれば，善行原則に反しているとまでは言えないだろう。

以上から，一見すると，B さんは善行原則に反しているとは言えないものの，無危害原則に反していると結論できるように思われる。しかし，無危害原則に反していると想定する場合には，危害を与える行為とは何かについて，さらに考察する必要がある。なぜなら，B さんの行為は「医師が患者にメスを入れる」のような積極的で作為的な行為ではなく，むしろ不作為にみえるにもかかわらず，A さんへの生命や健康の維持に因果的に関係した行為であるように思われるからである。だが，A さんの生命や健康の維持が B さんの行為によって因果的に決定されるとまで主張することはできないだろう。なぜなら，A さんは B さんの行為に関係なく，別の要因による有害事象によって死亡する可能性があり，その他にも，移植治療を受けたとしても死亡する可能性，また，移植治療を受けることができなくても何らかの方法で回復する可能性があるからだ。

---

[13] 日本の移植治療において，このような事例が実際にどれほど発生しているのかは調べていない。現実的には，移植コーディネーターらがドナーに対して，治療の効果やドナー自身へのリスクなどに関する詳細な説明を何段階かに渡って実施するため，このような事例が生じることは極めて稀であると思われる。

3．「自律尊重原則　対　善行原則・無危害原則」の架空事例

恋水（2021）は下肢切断に関する架空事例を設定し，無危害原則と善行原則が患者の自律尊重原則と対立する場合について考察している[14]。

恋水が設定する患者は，下肢切断を実施する治療方針に対して，「足を残したい」と表明している。恋水は，保存的治療や血流の悪い部位で切断する場合のリスクを説明し，より治療が確実な部位での切断に同意を得る努力を行うべきであるとしたうえで，それでもなお，患者が治療に同意しない場合には，患者の自律尊重原則と他二つの原則が衝突すると述べている。

恋水によれば，この事例における医療従事者が無危害原則に反する理由は，感染を起こすリスクのある壊死組織を放置することが，患者に危害のリスクを残すことになるためである。善行原則に反する理由は，治癒が確実な部位で足を切断し，早期に治療を終えることが，危害のリスクを能動的に避けることになるためである。保存的治療や治癒が不確実な部位で切断する場合に，複数回の手術やそれに伴う痛み，長い治療による社会生活の中断，医療費の自己負担の増加などが生じることを鑑みることによって，帰結される。

恋水は無危害原則を「患者に危害のリスクを負わせることを避けよ」，善行原則を「患者の負担を予防せよ」と解釈していると言える。この恋水によるそれぞれの原則の分析は，Beauchamp と Childress の説明からしても，矛盾していないように思われる。

しかし，危害のリスクを負わせないことと，患者の危害を予防することとに，相違があるのか疑問が生じる。将来の「感染」という危害が生じる可能性が現時点で存在し，その可能性を危害のリスクと呼ぶのであれば，危害のリスクを負わせないことは，将来の「感染」という危害が生じることを負わせないこと，すなわち，「感染」という危害を予防することであると言えるように思われる。

これを言葉の綾だとして考察しないことは，無危害原則と善行原則の相違を重視しないことを意味する。無危害原則が要求する内容は，善行原則が要求する行為に還元されてしまうという意味で，両原則の間に重大な相違がないと結論できるのだろうか。後述するように，無危害原則における危害の考慮も，善行原則の枠組み内部における危害と利益の考慮に還元されてしまう可能性がある。そうなると，無危害原則が果たす原則としての役割は，善行原則に吸収されてしまうようにもみえる。つまり，恋水の事例は，自律尊重原則と善行原則のみの対立であると解釈することができてしまうかもしれない。

4．治療の中止は「善行原則」に反するのか

伊藤（2021）は，「生命維持装置中止に関する倫理的誤解」の一つとして，「生命維持装置中止は“善行（beneficence）”の原則に反する」という誤解を挙げている[15]。伊藤はこの誤解を解く

[14] 恋水，2021，pp.133-140

ことで，治療の中止は善行原則に反しないため正当化されると説明する。

伊藤は，「認知症などの状態は，患者にとって，時に死よりも悪い状態であると考えられている」という事実，ならびに，「病院側は，患者の選好を無視して，暗黙的または明示的に，死はどのような代替手段があっても避けるべきアウトカムであると想定している」という考察を示した研究[16]を引用しながら，

> （中略）重症患者においては，生命維持装置中止は，患者が「そんな状況になるなら死んだ方がましだ」と思うような状況で延命させるよりも，患者の価値観や嗜好に沿った過ごし方を選択してもらうという点で，「善行」にあたると考えることができる。一般的に，「命をながらえ死を防ぐ」ことが自分の使命であると信じきっている医療者には，生命維持装置中止は「非善行」と受け取られるかもしれないが，医療者は医療に限界があること，そして，患者が望まない延命治療を継続することは「そんな状況になるなら死んだほうがましだ」と思うくらいの苦痛を与えていることを認識すべきである。（伊藤，2021，p.166）

と説明している。

上記，伊藤の文章のみでは，「生命維持装置中止は“善行（beneficence）”の原則に反するという誤解」という表現がどのような事態を意味しているのか分かりにくい。おそらく，伊藤が意図しているのは，以下のようなことだろう。すなわち，医療従事者は，死はどのような代替手段があっても避けるべきアウトカムであると想定しており，死を危害や害悪であるとみなせば，患者に死をもたらす生命維持治療の中止は，善行原則のうち「２．害悪や危害を予防しなければならない」に反するという理解がえられるため，「生命維持装置中止は“善行（beneficence）”の原則に反する」と考えている。しかし，これは誤解である，と。

さらに，伊藤は引用中で治療の中止が「善行」にあたるとも述べている。このことから，生命維持治療の中止を選択しないことが，ときに，患者を死よりも悪い状態にさせていると考えることができる。生命維持治療の中止は，患者の価値観や嗜好という，患者にとっての善に沿った過ごし方を選択してもらうという点で，善行原則のうち「４．善を実行するか，あるいは促進しなければならない」に則っていると考えることができる。もしくは，「患者にとって，現在の自身の状況が危害や害悪でしかなく，今後もその状況が変化しないのであれば，「３．悪や危害を除去しなければならない」と「２．害悪や危害を予防しなければならない」の原則に従わなければならない」とも提示できる。

---

[15] 伊藤，2021，p.166

[16] Rubin, 2016, pp.1557-9

伊藤の善行原則の解釈からすると,「患者を死よりも悪い状態にさせている」ことは患者への危害であると見なされており，その患者に死をもたらす治療の中止は善を促進する行為であるとみなされている。伊藤の説明には無危害原則は介入してこない。もし，危害と善の比較考量が，善行原則の枠組み内で取り組まれる事柄であるという前提があるのなら，善行原則同様に危害を扱っているはずの無危害原則の役割とは一体何であるのかという疑問が生じる。また，患者にとっての善や危害とは何であるのかという疑問も残る。

以上の 1 節から 4 節より, 善行原則と無危害原則について, 以下 A から D の問いを提案する。

A）無危害原則に反する行為は，作為的で，因果的に危害を患者に与える行為である。しかし，作為的でない行為や，因果的でもないような行為が患者の危害になるように思える事例を想定できる。無危害原則に反する行為とは，誰による誰に対するどのような行為であるのか。

B）無危害原則が要求する行為の禁止は，善行原則が要求する行為に還元されてしまうのか。

C）無危害原則における危害の考慮も，善行原則の枠組み内部における危害と善の考慮に還元できてしまうのか。もしそうであれば，無危害原則と善行原則が対立することはありえないかもしれない。

D）B と C の問いへの回答次第では，無危害原則の立場は善行原則によって危ぶまれてしまう。では，無危害原則が果たす原則としての役割とは一体何なのか。

すなわち，行為に関する問い（A・B），危害と善の考慮に関する問い（C），原則の役割についての問い（D）である。

Schöne-Seifert は,「無危害の義務はあらゆる記述のもとで不確定的である。なぜなら，危害の評価を再導入するだけでなく，許容される〔危害の〕限度と〔危害と利益の〕相殺性についても，何も示していないからである」と述べている[17]。無危害原則について詳細に考察するためには，哲学的に広範な議論を援用することが求められる。本稿のみで，無危害原則が禁止する行為や原則そのものの役割について，新規性のあることを述べることはできない。しかし，その突破口となるようないくつかのポイントを提示することはできる。次章では，今後の無危害原則の考察につなげていくための見解を素描したい。

第三章

前章では，善行原則と無危害原則の架空事例や説明から，行為に関する問い，危害と善の考

[17] Schöne-Seifert, 2004, p.1383. ただし,〔 〕内は引用者による補足である。

慮に関する問い，原則の役割についての問いが生じることを確認した。本章では，この問いに解答するための考察の手だてとなるようなトピックである，利益と危害について，ならびに，一般的な無危害原則の解釈についてみていく。

1．利益についての見解

利益についての見解では，心理状態説，欲求実現説，客観的利益のリスト説があるとされる。どれも利益の重要な側面を捉えているが，すべての側面を捉えておらず，多くの論者は複合的な理論を採用していると説明される。さらに，利益の種類に関しても，経済的利益，宗教的利益などの複数の利益があり，医療に関わる利益についても，延命，健康増進，苦痛の除去，病気の治癒など異なった種類の利益が考えられるという[18]。

また，Dworkin は，「批判的利益」と「経験的利益」の概念から，患者の利益を考察している。それぞれの利益について簡単に紹介する[19]。

経験的利益：

一人一人によって判断され，経験的に楽しいとか，刺激的だと感じる事実に依存しているもの。スポーツをすること，おいしい料理を食べること，散歩をしたりすることなどが含まれる。

批判的利益：

単なる経験的好みではなく，よく吟味された上での批判的な判断を示すもの。善いものであり，かつそれを欲することが望ましいものであると考えるもの。人々の人生を真により満足なものにする利益であり，仮に人々がそれを理解しないならば，彼らは誤りを犯し，真により悪い人生を送ることになるものである。例えば，子どもと親密な関係をもつことと，仕事で何らかの成功を収めることを天秤にかけたときに，後者を選択することは悲惨だと考えるだろう。それは，単に子どもと親密な関係をもつ経験を望んでいるのではなく，子どもとの親密な関係を望まない人生は，はるかにひどいものになるだろうという考えがあるからである。

Dworkin によれば，批判的利益を考慮できることがその人の人生にとって重要だとされる。さらに，認知症になる前の人が抱いていた批判的利益は，認知症になった後の同一人物にも有

---

[18] 水野，2017，pp.60-61

[19] Dworkin に関する記載は，水谷ら翻訳（1998）『ライフズ・ドミニオン　中絶と尊厳死そして個人の自由』に依った。

効だと論じている。というのも，認知症の場合には，現在の（認知症患者がもつ）経験的利益と過去の（認知症を発症する前の人がもつ）批判的利益の間には衝突は存在せず[20]，過去の批判的利益を考慮した判断と過去の自律性の権利が優先されるとしているからである。したがって，Dworkin の考えに従えば，意識の消失や認知症などによって患者に意思決定能力がない場合に，事前に残したリビング・ウィルや事前指示書の効力が正当化される。

当然，この議論には批判がある。盛永は，認知症患者には，過去・現在・未来の通時的・統合的な「私」という物語を継続して紡ぐことはできないかもしれないが，「認知症である私」に生存権がないとはいえないとし，その上で，Dworkin の議論において生存権を持つのは，通時的・統合的な「私」，理性，すなわち判断能力のある私，という論点先取の誤りをみることができると述べている[21]。

並行して，利益の担い手は患者だけを想定してよいのかという疑問もある。厚労省のガイドラインでは，患者にとっての利益を追求するよう記載があるが，意思決定支援には，患者の家族や友人も含まれることがある。その際，利益の担い手として想定される者として，患者のみならず，家族や友人を含むこともできるだろう。つまり，判断能力のある一個人がもつ利益を想定するのみでは，終末期医療における患者の利益の考察として不十分である。

したがって，利益についての見解や種類から患者の利益を考えるとしても，いつの時点の患者が残した意思なのか，現在の患者にとっての利益とは何か，患者の家族や友人の利益は考慮しなくてよいのか，という問いは残る。

他方で，患者にとっての最善の利益が医師による最善の医学的利益の評価と混同されることが指摘されている[22]。要するに，治療の中止などの何らかの治療方針に対して同意が得られないことが予測される患者に対し，医療側は患者に同意能力がないことを示すことができれば，医療従事者が患者の代わりに，患者の利益を考慮できる事態が生じてしまうことへの懸念である。患者の利益として提案されるものが，医師の判断による医学的利益であり，かつ，その利益をもとに治療方針が決定されるならば，その患者への実践はパターナリズムだと言えるだろう。この指摘からは，患者の利益と医療従事者の考える利益を特定化できたとしても，手続き上で両者が混同されるリスクがあることが分かる。

---

[20] 認知症患者は経験的利益をもちえないという記述も存在するが（Jennnings, 2015, p.446），認知症患者はあらゆることを忘れてしまうために経験的な楽しさや刺激を感じることができないという想定は，実際の認知症患者の状態が多種多様である事実と矛盾する。そのため，筆者は，認知症患者は経験的利益をもつことができると考える。

[21] 盛永，2020，p.46.

[22] Taylor, 2016, 176–205.

2．危害（Harm）についての見解

次に，Schöne-Seifert による危害についての議論を以下にまとめる[23]。

Schöne-Seifert は危害の一般的な特徴を 3 つ示している。

1．危害とは，誰かへ否定的な影響をもたらす持続的な出来事や状態のことである。Joel Feinberg の定義によれば，危害とは「利益の妨げ（setbacks to interest）」である。しかし，何が利益なのかという問いが残り続けているのと同様に，危害の概念も様々な倫理的立場に対して中立的である。

2．倫理は，その焦点を何らかの行為や行為に関連させることで，危害の事例を制限する。不可避的な悪は，それが悲惨なものであったとしても〔危害として〕意味をなさないかもしれない。むしろ危害は，行為者の帰結として発生したり持続したりするときにのみ，倫理的に関係するとされる。ここで問題になるのは，作為と不作為，注意と過失などであり，避けられない無知は関係しない。したがって，倫理に関連した危害とは，文脈相対的である。すなわち，専門知や医療技術の進歩に偶発的に付随する。

3．生命倫理では通常，危害と便益の欠如ないし損失とを区別する。危害は単に便益を概念的に補うもの（利益の十分さ）ではなく，危害による犠牲への酷い仕打ちを表現するものでもある。利益を満たす尺度に沿うと，危害と呼ぶには不正確に思われるような副次的な満足（不便益）としての，さまざまな立場が生じる。したがって，危害はウェルビーイング[24] の基礎へ独占的に関連すると言う意味において，危害と便益の間には非対称性が存在する。例えば，贅沢品の入手を防ぐことは間違っているかもしれないが，そのことは危害には分類されないだろう。

Schöne-Seifert によれば，危害を利益の妨げであると理解することは，危害は避けられるべきであることをすでに含意している。この意味での危害は，消極性による評価の想定を用いており，弱い規範的概念である。また，危害を与えることや危害を防がないことのすべてが，必然的に間違っているわけではない。例えば，トリアージの状況下にある患者に治療しないことは倫理的に正当化され，同様に，同意能力のある患者が自律的に決定したことに従って救命処置

---

[23] Schöne-Seifert, 2004, pp.1381-1386. ただし〔　〕内は引用者による。

[24] ここでのウェルビーイングの意味について詳細な説明はないが，ひとまず世界保健機関による健康の定義を想定すればよいと思われる。

を控えることは，間違っているとは言わない。つまり危害を加えることは常に間違っていることを意味するのではない。

危害になりうる例として，「身体的・精神的疾患による深刻な機能不全，持続する痛み，実存的苦悩，外見を醜く損なうこと，早すぎる死」を列挙できる。これらの状態や出来事のすべてが，基本的なウェルビーイングにおける個人的利益の欠如であり，一義的に危害だと考えられる。倫理的に関連した危害は，作為と不作為，個別的な行為と全体に共通する行為，患者自身の決定やその他の人物による決定のいずれによってももたらされる。

3．提示した問いへの解答の素描

本節では，今までの議論を参考に，第二章で提示した問いとして，現時点で考えられる解答を述べる。

問い C）無危害原則における危害の考慮も，善行原則の枠組み内部における危害と善の考慮に還元できてしまうのか。

危害を「利益の妨げ」とする定義を採用するならば，善行原則と無危害原則における危害は，利益の概念に還元されると言えるかもしれない。何が患者の個人的利益になるのかを特定することから始めることで，その利益の妨げになることを特定することが可能となり，個人的危害も明らかにできると考えられる。

ただし，Schöne-Seifert が示したように，危害とは個人のウェルビーイングに独占的に関連する要素でもある。危害を「利益の妨げ」とみなしたとき，善行原則の枠組みにおける危害と善の考慮は，「利益の妨げ」と「利益」の考慮に置き換えることができるだろう。このとき，「妨げ」とは，利益のスケールを十分に満たさないという量的な意味と，それが含まれていることが利益を損なうという質的な意味の，両方の意味を想定することができる。両方の意味がありうることを想定しつつ，個人のウェルビーイングに独占的に寄与する要素を保つのであれば，結局，「危害」の概念と同様に，「妨げ」とは一体何かという問いが生じてしまう。

また，彼女は，「死にゆくあり方や時間を決定することは，高度に個人的な批判的利益と関係しているように思われる」ことから，「危害は，より高レベルな『批判的利益』の妨げとして生じるかもしれない」と述べている。第三章でみたように，Dworkin によれば，認知症患者の現在の経験的利益と過去の批判的利益の間には衝突は存在せず，過去の批判的利益を考慮した判断と，過去の自律性の権利が優先される。そのため，事前に残したリビング・ウィルや事前指示書の効力が正当化されるのであった。しかし，だからといって「批判的利益」を反映した事前指示書の内容に従わないことが，「批判的利益」の妨げ，すなわち，危害であると結論できるとは思えない。なぜなら，現在の認知症患者にとっての経験的利益や，医師による医学的な判断が考慮された上で，事前指示書に従わない選択をすることは十分に想定でき，このとき，患

者に危害が加えられているとは直観的には思えないからである。

問い

A）無危害原則に反する行為とは，誰による誰に対するどのような行為であるのか。

B）無危害原則が要求する行為の禁止は，善行原則が要求する行為に還元されてしまうのか。

Schöne-Seifert によれば，危害的な影響が予見される行為を禁止することで無危害原則を明確にする意見がある一方で，行為の禁止の要請には善行の義務も一部含んでいるという[25]。確かに，第二章でみたように，危害を加えることを禁止することと危害を予防することの差異は明らかでない。

また，彼女によれば，行為の禁止とは，誰かに対する本物の危害を引き起こすこと（生命を救うための銃撃を危害であるとはみなさない立場）を禁止するものとして構成された義務なのか，あるいは，それ自身で危害をもたらすこと（たとえ正当化されたとしても，銃撃は危害であるとする立場）を禁止するものとして構成された義務なのかという問題が生じており，これはすなわち，述語学的かつ分類学的な選好の問題であるという。

この問題へは，言語，行為，因果などを扱った哲学的分野からアプローチする必要があるだろう。

問い D）無危害原則が果たす原則としての役割とは一体何なのか。

医療行為は基本的に他者への侵襲によって成立していると言えるだろう。伝統的な医療倫理の標語である「Primum non nocere」（「まず害を与えるな」）は，優先される原則とみなすことはできないが，それでも医学史の教科書に記録されるべきフレーズだろうという意見がある[26]。だが，樋口が批判したように，無危害原則に固執してしまっては，患者の価値観や選好を反映した治療を選択することが困難になるだろう。ここには無危害原則と自律尊重原則との対立がある。今後，両原則を比較考量するうえでの無危害原則の役割を考察する余地はあるだろう。

また，患者に意識がなかったり，身寄りがいなかったりするなどの理由によって，患者の利益が何かを特定できない場合，「危害」と「害悪」のみから構成される無危害原則が優先性を持った原則として特定化されるといえるかもしれない。つまり，患者の状態をこれ以上マイナス（負）の状態に向かわせないための原則となる。この方針で問題になるのは，危害を「利益の妨げ」とする場合だろう。患者の利益が特定できないため，医師の判断をもとに医学的な利益を採用するのならば，「医学的な利益を妨げることを患者にもたらさない」という無危害原則の解釈が可能となる。だが，このときにも，善行が患者にとってパターナリスティックな介入にな

---

[25] Schöne-Seifert, 2004, p.1383

[26] Gillon, 1985, pp.130-131

りうるように，医学的な利益を妨げることを禁止する不作為が，患者にとって消極的なパターナリズムとならないか考える必要がある。

まとめ

筆者の目的は，混同されやすい善行原則と無危害原則の相違を把握し，無危害原則が果たす原則としての役割を明らかにすることである。

善行原則と無危害原則の相違を把握する過程において，無危害原則に反する行為とは一体どのような行為であるのか，無危害原則が要求する行為の禁止は善行原則が要求する行為に還元されてしまうのか，無危害原則における危害の考慮も善行原則の枠組み内部における危害と善の考慮に還元できてしまうのか，といった問いが生じた。これらに解答するには，行為や因果に関わる哲学的議論や，利益や危害について蓄積された見解を参照することが要求されるだろう。

これらの議論を追うことで，無危害原則が禁止する行為と，害悪や危害とは何かを検討できると考える。それらを検討することで，原則同士の対立が起きたときなどに，無危害原則が果たす原則としての役割への理解が今までよりも明瞭になるだろう。現時点では，患者の利益が何かを特定できない場合，「危害」と「害悪」から構成される無危害原則が優先性をもった原則として特定化されることが主張できる可能性がある。今後の課題としたい。

（よしざわ　ひふみ・哲学倫理学研究室）

参考文献

伊藤香（2021）「生命維持治療の中止とその後に行うべき緩和ケア」木澤義之編『救急・集中治療領域における緩和ケア』医学書院

恋水諄源（2021）「足病治療における倫理的葛藤とその解決に向けた方策」『創傷』Vol.12，No.3，pp. 133-140

厚生労働省（2018a）『人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン』［https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10802000-Iseikyoku-Shidouka/0000197701.pdf］最終閲覧日 2023 年 8 月 31 日（厚生労働省ホームページ「「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の改訂について」）

厚生労働省（2018b）『人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン　解説編』［https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10802000-Iseikyoku-Shidouka/0000197702.pdf］最終閲覧日 8 月 31 日（厚生労働省ホームページ「「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の改訂について」）

厚生労働省（2021）『令和 3 年度厚生労働省委託事業　人生の最終段階における医療体制整備事業　本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会』［https://www.mhlw.go.jp/content/10802000/

000936790.pdf］最終閲覧日 8 月 31 日（厚生労働省ホームページ「令和 3 年度人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」）

白浜雅司・児玉聡（2006）「第 1 章医学的介入の適応」『臨床倫理学第 5 版　臨床医学のための実践的なアプローチ』赤林朗ら監訳，新興医学出版社

樋口範雄（2015）「終末期医療と法」『医療と社会』Vol.25，No.1，pp.21-35

水野俊誠（2017）「第三章　医療倫理の四原則」赤林朗編『入門・医療倫理Ⅰ　改訂版』勁草書房

盛永審一郎（2020）『認知症患者安楽死裁判　事前意思表示書か「いま」の意思か』丸善出版

ロナルド・ドゥオーキン（1998）『ライフズ・ドミニオン：中絶と尊厳死そして個人の自由』（水谷英夫ら訳）信山社.

Ainslie, Donald C. 2014, “Principlism” *Encyclopedia of Bioethics*, 4th ed., ed. Bruce Jennings, vol. 3, pp. 2485-89.

Beauchamp, Tom L. and Childress, James F. 2019, *Principles of Biomedical Ethics*, 8th ed., Oxford university press.

Bettina Schöne-Seifert. 2004，“Harm,” *Encyclopedia of Bioethics*, 4th ed., ed. Bruce Jennings, vol. 3, pp. 1381-86.

Gillon, R. 1985, “‘Primum non nocere’ and the principle of non-maleficence”, *British Medical Journal*, Vol. 291, pp.130-31.

Jennnings, B. 2015, “Alzheimer’s Disease: Quality of Life and the Goals of Care”, *The Routledge Companion to Bioethics*, pp.437-48.

Rubin, Emily B., and Buehler, Anna E., and Halpern, Scott D. 2016, “States Worse Than Death Among Hospitalized Patients with Serious Illnesses”, *JAMA Internal Medicine*, Vol .176, pp.1557-59.

Taylor, Helen J., 2016, “What are ‘Best Interests’? A Critical Evaluation of ‘Best Interests’ Decision-Making in Clinical Practice” *Medical Law Review*, Vol. 24, Issue 2, pp.176-205.

10.14943/rjgshhs.23.l 45

水準低下批判に対する反論

── Slogan に対する再考 ──

徐　　晨倚

要　旨

本稿は Drake Parfit による水準低下批判について分析し，先行研究による批判と筆者独自の批判を取り上げることで，水準低下批判（Leveling-Down Objection）およびその根底にある Slogan を批判し，平等主義を擁護した。水準低下批判は Derek Parfit が論文「平等か優先か」の中で論じた概念で，平等それ自体に価値があると考える目的論的平等主義への反論として考案されたものである。Parfit によれば，平等はそれ自体で価値を持つということは，不平等の消滅もそれ自体で価値を持つことを意味する。そのため，境遇の良い人の生活水準を境遇の悪い人のと同じ水準に下げること（水準低下）による不平等の消滅は最終的に悪い帰結をもたらすが，不平等が消滅し，何かしら道徳的善さが生じることになる。Parfit は目的論的平等主義はその批判を回避できないとし，代わりに優先主義を支持すべきだと論じた。しかし，水準低下批判及びその基礎にある Slogan のどれも理論的な基礎が欠けており，比例正義や非同一性問題をはじめとする反論に直面しなければならない。ゆえに，Parfit の平等主義批判は説得力のあるものではないと結論づける。

1．はじめに

分配的平等主義理論における重大な課題として，水準低下批判は盛んに論じられている。水準低下批判（Leveling-Down Objection）は Derek Parfit が論文「平等か優先か」（“Equality or Priority?” 2000）の中で論じた主張である。当論文において，Parfit は従来の分配的平等主義理論を目的論的平等主義と義務論的平等主義の二つに分けて，平等それ自体に価値があると考える目的論的平等主義への反論として水準低下批判が考案されたのである。その内容は以下のものだ。平等はそれ自体で価値を持つということは，不平等の消滅もそれ自体で価値を持つことを意味する。目的論的平等主義者の考えによれば，境遇の善い人の生活水準を境遇の悪い人の

生活水準と同じレベルに下げること（水準低下）による不平等の消滅は最終的に悪い帰結をもたらすかもしれないが，**境遇の善い人の水準低下によって何かしらの善さが生まれたことになる**。Parfit は水準低下によって善が生まれることを批判し，目的論的平等主義は水準低下批判を回避できないため，優先主義が目的論的平等主義にとって代わるべきだと主張した。

目的論的平等主義者である Larry Temkin は，水準低下批判の根底にあるのは，彼が「Slogan」（以下 Slogan をこの意味で使う）と呼ぶ主張であると指摘する（Temkin 2000）。

〈Slogan：ある状況がほかの状況に比べ，より悪い（または善い）といえるのはその状況の中の誰かがより悪く（または良く）なった場合に限る。〉[1]

Slogan は非常に広く使われており，パレート最適や Rawls の格差原理などの理論の根底にあるのも Slogan である。一方で，Slogan は広範囲に運用されているにもかかわらず，それを支える理論的基礎となっているのは我々の直観のみである。**Slogan は本当に真なのか，どの領域においても常に真なのか**という疑問が生じるのも当然である。

本稿はこの疑問を出発点とする。まず，筆者は水準低下批判と Slogan について詳しく解説する。そして，Temkin による Slogan の批判や水準低下批判による優先主義批判などを紹介する。最終的には Slogan と水準低下批判に反論し，目的論的平等主義を擁護することを本稿の目標とする。

2．水準低下批判とはなにか

論文「平等か優先か」において，Parfit はまず従来の平等主義理論を目的論的平等主義（Telic View）と義務論的平等主義（Deontic View）に分ける[2]。その線引きの基準は平等に対する見方である。というのも，Parfit によれば，我々の平等に対する見方は二種類ある。

A：ある人が他の人に比べてより悪い境遇にいることはそれ自体で悪い[3]

B：平等を追求する理由は，平等それ自体の価値ではなく，他の道徳的な理由に基づく

Parfit は A という見方を「平等原則」（The Principle of Equality）と呼ぶ。それをとる立場，すなわち，**平等をそれ自体で価値あるものと考える立場はすべて目的論的平等主義と呼ばれる**。この立場によれば，「ある人々が他の人々よりも境遇が悪いとすれば，それはそれ自体として悪い」

---

[1] Temkin（2000） P.132 筆者訳

[2] Parfit のこのような線引きの仕方は必ずしも正しいとは言えない。実際，Martin O’Neill の論文，“What Should Egalitarians Believe?”のなかで，この線引きの仕方は間違っているとされ，平等主義の最も一般的な形のものを見落としていると論じられた。というのも，ほとんどの平等主義者によれば，平等は道具的な価値をもち，そして，それが不公正にだけ還元されるわけではないのである。詳しくは，本稿の第 6 節と Martin O’Neill 2008 を見よ。

[3] Parfit（2000） P.84 筆者訳

のである。Temkin の多元主義的平等主義やいくつかの運の平等主義はこの立場に当たる。

一方で，義務論的平等主義は A を拒否し，B を主張する。つまり，我々が平等を追求するのはそれに内在的な価値が存在するからではなく，公正（Just）などほかの道徳的理由に基づいている。したがって，義務論的平等主義者によれば，不平等な帰結であることは必ずしも悪いというわけではない。

義務論的平等主義は多くの問題に対応できないとして Parfit は否定的な態度を示すが，目的論的平等主義にも重要な欠陥があると彼は指摘する。その場合，目的論的平等主義に対する重要な反論の一つは水準低下批判（levelling down objection）である。

先述したように，Parfit が言う目的論的平等主義とは平等それ自体を目的とし，平等それ自体の価値を認める立場である。この立場は平等の内在的価値[4] を認めることから，目的論的平等主義と呼ばれている。日常生活において，我々は暗黙裡に，平等を善いものであると認識している。このような主張の多くは平等によってもたらされる影響が善いこと，つまり，平等は道具的な価値を持つことを含意すると思われる。というのも，平等が欠如している社会において，人と人の間の対立や社会的混乱の発生は容易に想像できるからである。しかし，仮に，平等が持つ価値はそれにとどまるとすると，平等という概念は空虚なものになりかねない。なぜなら，その場合，平等を追求することはこれらの混乱や対立を回避するためだけであり，それ自体としてなんの価値も持たないからである[5]。

このような平等の内在的価値を認めるかどうかの立場の分岐は大きな違いを生じる。というのも，もし平等が内在的な価値を持たないとすれば，**不平等の消滅は純粋に道具的な価値しか持たず，その影響が現れる場面でのみ価値を持つことになる。**一方で，平等が内在的価値を持つのならば，**不平等はその影響があるかないかにかかわらず，それ自体で悪である。不平等の消滅は，平等と同じく，それ自体善いことである。**

この平等の内在的価値に関する主張によって，目的論的平等主義は水準低下批判に直面することになる。Parfit は以下のように述べる。

> 仮に，より裕福な人々が何らかの不幸に見舞われ，他の人々と同じような悪い状況に陥ったとしよう。この出来事は不平等を解消するものであるため，たとえ一部の人にとってより悪く，どの人にとっても良くならないにしても，目的論的平等主義者にとってはこのことはある意味において好ましいに違いない。多くの人はこの主張が馬鹿げていると思うだろう。私はこれを水準低下批判と呼んでいる[6]。

---

[4] それ自体で持つ価値は必ずしも内在的ではないと Mayson は彼の論文のなかで主張しており，詳しいことは後で述べる。

[5] この主張に対する批判が存在し，詳しくは第 6 節を見てください。

Parfit の主張をよりよく理解するためには，さらなる説明が必要だろう。Parfit 自身も述べているように（ある意味においてという言い方から），水準低下批判で重要なのは，このような水準低下が間違っていることでも悪い帰結をもたらすことでもない。重要なのは**水準低下を行うことで，何か善いものが生じたことである**。表 1 を見よう。

	裕福な人々の福利水準[7]	貧しい人々の福利水準	現在の福利水準の合計	平等の価値
現在	20	10	300	E[8]
水準低下後	10	10	200	E′

ある地域には，等しく裕福な人々が 10 人，等しく貧しい人々が 10 人いるとしよう。裕福な人々の福利水準はそれぞれ 20 で，貧しい人々の福利水準はそれぞれ 10 である。現時点において，共同体の福利の合計は 20×10＋10×10＝300 である。水準低下を行えば，裕福な人々の福利水準は 20 から 10 へ低下する。「水準低下後」の共同体にいる**個人の福利だけを単純加算する**と 10×10＋10×10＝200 となる。しかし，前述したように，目的論的平等主義は平等はそれ自体で善いものと考える。そのため，全体的な善さを計算する際に，平等それ自体の価値（ここは E と E′ で表す）を合計に足す必要がある。したがって，すべてを考慮すると，水準低下後の共同体の福利の合計は 200＋E′ である。

「現在」の道徳的善さ：300＋E
「水準低下後」の道徳的善さ：200＋E′
E′＞E（「水準低下後」はより平等な帰結である）

E′ の正確な値はこの場合重要ではない。平等主義者を含むほとんどの人は水準低下はより悪い帰結をもたらすこと（300＋E＞200＋E′）に合意するからである。問題となるのは，水準低下という行為は，帰結の合計の善さを悪化させる一方で，一部の人の利益を大きく損ない，帰結の中のすべての人に利益をもたらさないにもかかわらず，善を生じることである。このことは Parfit によれば，ほとんどの人にとって非常にばかげていることだ。

---

[6] Parfit（2000） P.98 翻訳と下線は筆者によるものである。

[7] 本文において，福利水準という単語の意味は厚生や厚生の機会，潜在能力などの諸概念を含むものとして使われる。つまり，平等の通貨は何なのかという問題に対して言及しない。

[8] ここで E の値は重要ではない。0 と論じる人もいれば，価値があると論じる人もいる。しかし，E′ は E より大きい値―つまり大きい価値を持つことは自明である。

3．水準低下批判についての分析と Slogan

前節で解説した水準低下批判は，Parfit が目的論的平等主義への反論として考案したものであるが，Parfit の意に反して非常に広い射程を持つ。Parfit の二つの主張「水準低下によって何らかの価値が生まれることはばかげている」と「目的論的平等主義は否定するべき」の意味を理解するためには，さらなる分析が必要である。

Parfit は，水準低下という行為はある意味において善であることは多くの人にとってばかげていると述べた。言い換えれば，水準低下によって善が生じることはばかげている，あるいは直観に反する。これは自然に，「**何によって善をもたらすことはばかげていないのか**」，「**何によって善をもたらすのは我々の直観に適合するのか？**」という問題を我々に呈する。

目的論的平等主義は，平等それ自体に価値があると主張する。この考えによれば，平等それ自体は善いものとされる。もちろん，ほとんどの平等主義者は，人々の福利水準もある帰結を評価する際に価値のあるものとしてカウントするであろう。一方で，Parfit の水準低下批判は，平等それ自体の価値をはじめとする個人に影響を与えない価値の存在を否定し，人々の福利水準にのみ価値があると主張する。この主張は「**個人影響の主張**」と呼ばれる。

> 〈もしある帰結が，誰にとっても悪いものではないなら，それはいかなる点においても悪いものにはなりえないということが，一般的な考え方である。これを個人影響の主張（Person-affecting Claim）と呼ぶことができる。〉[9]

Parfit の弟子でもある Larry Temkin は，この主張を「Slogan」と呼び，より具体的な定義を定めることで，定式化した。

> 〈Slogan：ある状況がほかの状況に比べ，より悪い（または善い）といえるのはその状況の中の誰かがより悪く（または良く）なった場合に限る。〉[10]

Temkin が定義した Slogan は間違いなく，目的論的平等主義と矛盾し，平等の価値を否定している。それを理解するために，以下の例を見よう。

> 二つの分配の状況 A と B が存在する。状況 A において，個人 X の福利水準は 100 であり，個人 Y の福利水準は 90 とする。一方で，状況 B において，個人 X′の福利水準は 50 であり，個人 Y′の福利水準も 50 である。目的論的平等主義によれば，平等はそれ自体で価値を持つため，状況 B は平等の価値という面において，状況 A よりも望ましい。しかし，Slogan によれば，状況 B のなかの誰も状況 A の時に比べて境遇が改善されていないため，**状況 B はいかなる面においても，状況 A より望ましくないのである**。ここから見てもわ

---

[9] Parfit（2000） P.114 筆者訳

[10] Temkin（2000） P.132 筆者訳

かるように，Slogan は平等の価値を完全に否定していることがわかる[11]。

Slogan は，哲学や経済学などにかかわる領域で，非常に広く使用されている。例えば，ロールズの格差原理やパレート最適などの理論は，Slogan を根底にもつ。一方で，Slogan は，その運用範囲が広いにもかかわらず，それ自身を正当化する理論はほとんど存在しない。というのも Slogan は，ほとんどの場合，自明な道徳的真理として扱われているからである。しかし，Slogan は果たして否定できないような命題なのだろうか。次節では，Slogan に対する批判をいくつか紹介する。

4．Slogan に対する批判

4.1　非同一性問題との矛盾

一つ目の批判として，Temkin は，Slogan と非同一性問題との矛盾を指摘した。非同一性問題（Non-Identity Problem）も Parfit が提起した問題である。彼は，次のように述べた。

> われわれが二つの社会的あるいは経済的政策のいずれかを選択するところであるとしてみよう。そしてこの二つの政策のいずれかの方が，生活水準が次の 1 世紀において少し高いとしてみよう。この結果は別の結果を含んでいる。いずれの政策をわれわれが選ぶにせよ，遠い未来に存在する人々は同一である，ということはない。（中略）われわれの二つの政策間の選択は将来の受胎のタイミングに影響するから，将来生まれてくる人々の中には，われわれが二つの政策の片方を選んだおかげで存在する人がいるだろう。もしわれわれが別の政策を選んだならば，これらの特定の人々は決して存在しなかっただろう[12]。

この主張を要約すると，「**ある時点 T で異なる選択をすると，将来生まれてくる子供も異なる**」ということになる[13]。

以上のことに基づいて，Temkin は，Slogan と非同一性問題の間に矛盾関係が存在すると指摘する。彼は図 1 でこのことを説明する[14]。

---

[11] Nils Holtug（2007） P.48-49　訳は筆者によるものである。内容は少し変更されている。

[12] Parfit（1984） P.361 和訳 P.493-494

[13] 生物学的非同一性と社会学的非同一性という二つの可能性は存在するが，本稿はそれについて言及しない。

[14] Temkin（2000）に基づいて作成した。

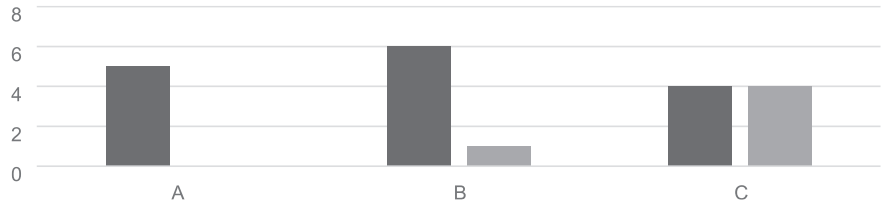


図 1

図 1 において A は現在存在する人々の福利水準を表したものである。B と C はそれぞれ二種類の政策が発令した未来の状況を示すものである。B と C のグラフの右側にある薄いグレー色の棒は将来世代の福利水準を表すものとする。B が表す政策は将来のことを考慮しないもので，その結果，現存する人々の福利水準がわずかに高くなるものの，将来世代の生活は貧しくなる。一方で，C が表す政策は将来世代のために資源を節約するものである。その結果，C の場合，現在存在する人々の福利水準はわずかに低下するが，将来世代の生活は今の人々と同じ水準を保つことができる。

多くの人は疑いもなく，C のほうがより好ましいと判断するだろう。しかし，Temkin によれば，Slogan はこの主張と両立できない。それを理解するために，非同一性問題をより詳しく説明する必要がある。

Parfit の非同一性問題は P と Q の二つの主張を含む。

P：B と C の二つの帰結の中の子供は別人である。

Q：存在しない誰かの利益を害することは不可能である。さらに言えば，誰かを出生させないことによって当該の誰かが害を被ることはない。

P と Q の二つの主張を踏まえて，B と C の二つの帰結にいる子供世代の福利水準をみると，**子供世代にとって善いか悪いかは帰結を評価する際に有用な基準ではない**ことがわかる。というのも，非同一性問題によれば，帰結 B に存在する子供と帰結 C に存在する子供は全く異なる個体であるとされる。C において子供の福利水準は明らかに B より高い水準にあるが，帰結 C に存在する子供は帰結 B の子供と同じ人物ではないため，**単純に二つの帰結の中の人々の福利水準の変動を比較することで二つの帰結を評価することができない**。

一方で，Slogan によれば，ある帰結が他の帰結に比べ，より善いと言えるのはその帰結のなかで**誰かの境遇がよくなった**場合に限る。このことは非同一性問題が示唆する問題に対しての我々の直観と矛盾する。というのも，これまでで述べたように，世代間問題の中には非同一性問題が存在し，二つの帰結の善さを比較する際において，帰結のなかの人々の境遇の善さの変化を判断の基準とすることができない。もし Slogan が正しく，**帰結の相対的善さは帰結のなかの誰かの境遇の改善にのみ関連する**だとすれば，非同一性問題が疑問視する世代間の倫理問題に対して，我々は評価できなくなる恐れがある。つまり，上記の例でいうと，我々が帰結 B と帰結 C を比べる際に，使用できる基準は B と C の間でその帰結のなかの人がどれほど境遇

を改善されたのかというもののみである。それはつまり，非同一性問題が存在する場合において，我々はその比較ができないことを意味し，人々の直観に大きく反するものであろう。

Temkin の反論は，P と Q の二つの主張と Slogan の間の衝突に依拠ものである。非同一性問題の例において，我々は，C が B に比べてより善い帰結であるという強い直観を持っている。この事実は，Slogan が間違っているか，あるいは少なくとも非同一性問題が存在する場面において適用できないことを物語っている。

4.2　水準低下批判そのものに対する反論

本稿が取り扱う二番目の批判は水準低下批判そのものに対するものである。Slogan によると，他の帰結に比べてある帰結がより善いと言えるのは，その帰結の中で誰かがより良くなった場合に限る。一見するところ，このことは自明であるように思われるかもしれないが，実際には，前節で述べた反論以外にも様々な反例が存在する。その一つとして，Temkin は，比例正義（proportional justice）の概念を用いて，Slogan を批判した。

彼は次のように述べる[15]。

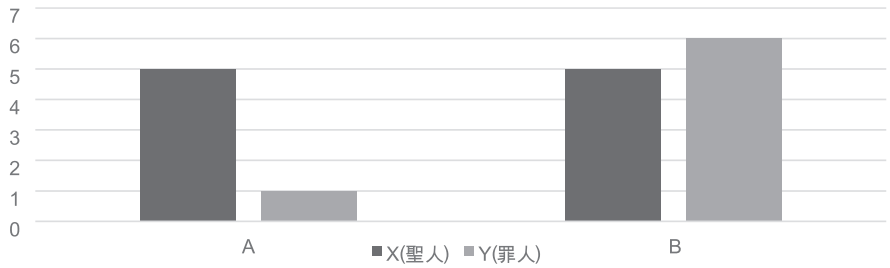


図 2

A と B は，それぞれ選択できる将来の生活を表すものである。X は聖人[16] の生活水準を表すものであり, Y は罪人の生活水準を表すものである。さらに, A はこの二つのグループにいる人々のこれまでの行いと比例正義（proportional justice）を正しく反映し，設定された値とする。明らかに，比例正義に従えば，A は B より優れているはずである。これは不思議なことであろうか。アリストテレス，カント，ロスなど，多くの人はそう思わない。しかし，Slogan によれば，B は A より優れているだけでなく，あらゆる点において悪くないとされる。これは，ほとんどの人にとって受け入れがたいことだと思われるであろう[17]。

---

[15] 図 2 は Temkin（2000）に参照して作成している。

[16] Temkin は聖人と罪人の定義を下していないが，道徳的に善いことをする傾向性のある人やこれまでにたくさんの道徳的に善いことをした人のどちらでも説明に支障がないように思われる。

比例正義という概念はアリストテレスに遡ることができる。彼によれば，二種類の平等が存在する。一つは数字的平等で，もう一つは比例平等である[18]。比例平等とは，分配が当該の人にとってふさわしい方法で行なわれることを指す。現代において，運の平等主義（Luck Egalitarianism）もまたふさわしさ（Desert）という概念を分配的平等に導入し，独自の正義論を展開している。

Temkin があげた例では，聖人と罪人が対比される。比例正義に従えば，聖人はその道徳的な卓越性により，高い水準の生活を得るのにふさわしい。一方で罪人はその反対で，低い水準の生活を得るのにふさわしい。B は比例正義に反しており，罪人は彼が得るのにふさわしい生活水準をはるかに超えるレベルの生活を得ている。このことに対して，義憤を覚え，A のほうは**ある面において**より善いと思う人がほとんどであろう。

しかし，福利水準にだけ限定していえば，A に比べ，B のほうは合計としてより高い水準を有していることは明らかである。というのも，B においては，聖人にせよ，罪人にせよ，どちらのグループも A に比べ，同等か，あるいはより高いレベルの福利水準を示している。もし，Slogan が正しく，ある状況がほかの状況に比べ，より善いといえるのはその状況の中の誰かがより良くなった場合に限るのであれば，福利水準において全般的に優れている B はいかなる面においても A より優れていると言わざるを得ない。そのため，もし Slogan を支持するのであれば，それは我々のふさわしさに対しての道徳的な直観に対して矛盾することとなる。

比例正義―つまり，ふさわしさ（Desert）という概念について，運の平等主義者たちは長らく論じていた。ふさわしさの価値も我々の直観によって支持されている[19]。そして，Temkin が出した聖人と罪人の例は少なくとも，Slogan に対する反例として成功しているように思われる。というのも，聖人と罪人の例の中で，A がある面においてより善いと考える直観は，個人影響以外の価値あるものの存在をほのめかすのである。この直観の対立は Slogan に反対するひとつの理由となるだろう。

5．優先主義と水準低下批判

Slogan の問題はこれまで述べてきたものだけではない。先述したように，Parfit は水準低下批判を取り上げることで，目的論的平等主義を批判し，優先主義を正当化しようとしている。しかし，Slogan のあまりにも広い射程により，優先主義も目的論的平等主義と同じく，水準低

---

[17] Temkin（2000） P.139 筆者訳　下線部は筆者によるものである

[18] Aristotle Nicomachean Ethics 1130b ― 1132b p. 70-74

[19] 自由意志を否定することで，ふさわしさと平等は両立できない概念と論じることもできる。ここはそれに触れない。

下批判に直面する恐れがある。このことを理解するためには，まず優先主義について説明する必要がある。優先主義について，Parfit は以下のように述べる。

> **〈優先論的主張：人々の境遇が悪ければ悪いほど，その人に対して利益を与えることがより重要になる。〉**[20]

Parfit は**利益を受け取る人の境遇と比例する道徳的重要性**という概念（以下優先性と呼ぶ）を導入する。これは平等主義と大きく異なるところである。というのも，平等主義は**相対的なもの**であり，平等は，本質的に，人々が所有している資源あるいは福利水準の関係にかかわるものである。ある状況が平等であるといえるためには，その状況の中の個人あるいは個体の状況を比較しなければならない。一方で，優先性は絶対的なものである。境遇の悪い人に利益をもたらすことの優先性は高いが，それは他の人と比べて境遇が低いからではなく，絶対的に福利水準が低いことにあるからである。つまり，優先性の算出方法が確定されていたら，**同じ福利水準の人に対して，常に同じ値の優先性が付与される**。それはほかの人が存在するかどうかと関係ないのである。

さらに，彼は続いてこう説明する。

> 功利主義者にとって，個々の利益の道徳的重要性は，この利益がどのくらい大きくなるかだけによる。優先主義者にとって，利益の道徳的重要性は，この利益がもたらされる人々の境遇の程度にも依存する[21]。

Parfit の主張からもわかるように，優先主義者にとって，道徳的重大性を持つのはその利益の大きさとその利益を享受する人の境遇の程度である。

以上のことを踏まえて，筆者は Parfit の優先主義を以下のように正式に定義する。

〈優先主義：ある状況 A が他の状況 B より善いのは，優先性が福利水準と反比例に逓減し，かつ状況 A の中の人々の福利水準[22] と優先性の合計は状況 B の中の人々のそれの合計より高い場合のみである。〉[23]

優先性は以下の関数によってあらわすことができる。

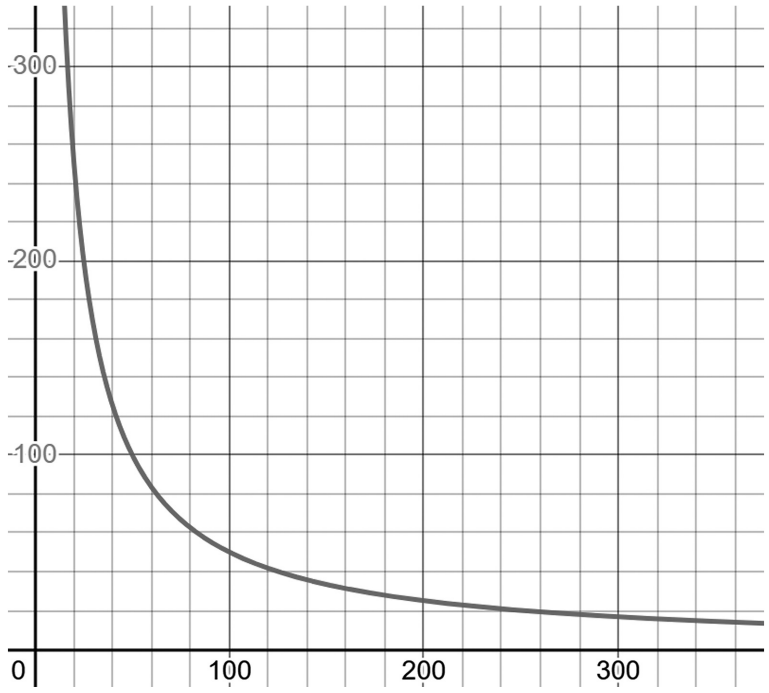
---

[20] Parfit（2000） P.101 筆者訳

[21] Parfit（2000） P.101 堀田義太郎訳 P.172 筆者による太字

[22] もちろん，福利水準の限界効用逓減も考慮しなければならない。

[23] この定義は Iwao Hirose（2014）を大きく最小している。



この関数の Y 軸は優先性の善さを表しており，X 軸は当該の人の福利水準の善さを表している。この関数からわかる通り，福利水準が下降すると優先性の善さは増加し，無限大に向かって増大する一方，福利水準が向上すると優先性の善さは減少し，0 に向かって無限趨向することが示されている。**つまり，優先性 P は絶対的福利水準 W と反比例関数的な関係にある。**例えば，優先主義によれば，福利水準を 100 から 101 へ増加させることよりも，10 から 11 へ増加させることのほうがより大きな量の道徳的善さが生み出される[24]。それは 100 から 101 よりも，10 から 11 への改善の方がより大きい優先性を持つからである。

優先主義は優先性を導入することによって，「平等」という相対的な概念を用いることなく，平等な帰結にコミットすることができる[25]。しかし，優先主義も平等主義と同じように水準低下批判を受けるのは明らかである。

定義から明らかであるように，優先主義において道徳的に重要とされるのは福利水準の高さと優先性である。Parfit はこれを以下のように説明する。

---

[24] ここの 1 単位の福利水準は福利の限界効用逓減を考慮に入れた後のものである。

[25] 先述したように，優先主義において，便益の額が同じであっても，より境遇の悪い人に与えることのほうがより大きな善を生み出すために，最善な分配は平等な帰結をもたらす分配である。そのため，優先主義はしばしば「強い平等主義」（功利主義などの弱い意味での平等と対比するもの）の一種にみなされる。Parfit 自身も終始優先主義と称さずに，目的論（Telic view）と対照的な呼び方―優先論的（Priority View）と呼んでいることから平等主義の一種か改良版であるという考えが示唆される。

資源を境遇の悪い人に移転する場合，得られる利益は単に利益自体ではない。道徳的尺度で見てもより重要なものとなる。このように，帰結がよりよくなる方法は二つある[26]。

しかし，第 3 節で述べた Slogan の定義を振り返ると，優先主義が水準低下批判に直面していることは容易にわかるはずである。Slogan によれば，ある帰結の善さに影響を与えることができるのは，その帰結のなかの人の境遇の変化のみである。**優先性は平等と同じように，直接的には帰結の中の個人の福利水準と無関係である。にもかかわらず，帰結の道徳的な善さに影響するため，優先主義もまた平等主義と同じ批判を受ける**。再度，表 1 を見よう。

	裕福な人々の福利水準	裕福な人々に利益を渡す優先性	貧しい人々の福利水準	貧しい人々に利益を渡す優先性
現在	20	P_1	10	P_2
水準低下後	10	P_2	10	P_2

優先主義によれば，「現在」において裕福の人は 20 の福利水準を有しており，そしてその値に基づいて，優先性 P_1 が付与される。一方で，貧しい人々は 10 の福利水準を有しており，その優先性の値は P_2 である。優先性はもともとの福利水準の値と反比例関係にあるため，$20>10$ は $P_1<P_2$ ということを意味する。

「現在」の帰結の善さ：$(20+P_1)+(10+P_2)$
「水準低下後」の帰結の善さ：$(10+P_2)+(10+P_2)$
優先性逓減の法則：$P_2>P_1$

水準低下により，「現在」の帰結の善さ $(20+P_1)+(10+P_2)$ が「水準低下後」の帰結の善さ $(10+P_2)+(10+P_2)$ になる。**つまり，裕福な人の福利水準が 20 から 10 へ低下したとともに，優先性の値もまた P_1 から P_2 へ上昇したのである。**

「現在」と「水準低下後」の差：$(20+P_1)+(10+P_2)-\{(10+P_2)+(10+P_2)\}$
$=10-(P_2-P_1)$

言い換えると，優先主義によれば，「水準低下後」は水準低下によって，「現在」に比べて，10 もの福利水準がなくなった。**しかし，二つの帰結の善さの差は 10 ではなく，$10-(P_2-P_1)$ で**

[26] Parfit（2000） P.106 下線は筆者によるもの。

あり，（P_2 ーP_1）の善さ[27]が水準低下によって生み出されたのである。ほとんどの人から見れば，これは平等主義が水準低下によって平等の善さを生み出すことと同じであろう。というのも，繰り返しになるが，水準低下批判によれば，ある帰結の中の相対的に境遇が善い人々をほかの人々と同じレベルまでに福利水準を減らすことによって生み出された平等は誰にとってもより善い福利水準をもたらさないにもかかわらず，善いことが生まれることは非常に不思議なことである。しかし，これまでの論証からもわかるように，同じことは優先主義にも言える。帰結の中の相対的に境遇の善い人をそのほかの人々と同じレベルの水準にまで減らすことで，彼らに対する優先性が向上し，道徳的に善いものが生まれたのである。**よって，優先主義も水準低下問題の射程の中にある。**

この結論の前提として，**優先性の上昇が帰結の善い属性であると見なしている。**優先性の上昇を帰結の悪い属性とみなすことで優先主義はこの批判を回避できると主張する人もいるかもしれない。しかし，極端的平等主義（Extreme Egalitarianism）の主張者でもある Ingmar Persson によれば，これは別の重大な問題を引き起こすとされる。

彼は以下のように述べる。

> しかし，これはより不合理なことを意味する。なぜなら，そのような優先主義は個人にとって全く悪くないにもかかわらず，個人が福利を享受する際に常に個人の福利の増加に伴い減少する何らかの悪があることを示唆する[28]。

Persson が主張したように，道徳的に悪いものとして，優先性を考えても，優先主義は Slogan から逃げることができない。**というのも，道徳的に悪いにもかかわらず，我々の福利に全く影響を与えないものの存在それ自体は Slogan と矛盾する。**また，優先性を善悪無記のものと考えることも問題を解決できない。なぜなら，**善悪無記でありながら，道徳的重大性に大きく影響するものの存在は，奇妙であり，Slogan と抵触するように思われるため，ほとんどの人によって支持されないからである。**したがって，優先主義は，優先性の道徳的価値について，どのように価値付けを行っても，水準低下批判と Slogan による大きな困難に直面することになる。

6．非内在的平等主義と水準低下批判

先述したように，Parfit は分配的平等論を目的論的平等主義と義務論的平等主義に分け，目的論的平等主義は水準低下批判に対して無力であると主張した。一方で，義務論的平等主義は水

---

[27] P_2 は常に P_1 より大きいため，その値は常に正数である

[28] Presson（2007） P.301-302 筆者訳

準低下批判を回避できながらもその定義から，あまりにも多くの不平等から目を背けた[29] ことから，もっともらしくないとされた。よって，従来の分配的平等主義は失敗すると Parfit は主張する。この論証は**平等主義的理論はこの二つの種類のものしかないということを前提にしている**。もし，この二つの理論がすべての平等主義理論をカバーしきれないのであれば，Parfit の議論は無力である。というのも，この二つの分類に属さない理論によって，水準低下批判は回避されるかもしれないし，かつ義務論的平等主義よりも広い射程を持つ非目的論的平等主義も存在しうるからである。

実際，Parfit の提唱する目的論的と義務論的の平等主義の分け方には多くの批判が存在している。例えば，Andrew Mason は目的論的平等主義の価値の内在性に疑問を投げかけた。彼によれば，内在的な価値には変化の可能性が存在する。彼は平等はまさにこのような変化可能な内在的な価値を持つものであると主張する。彼が定義したこのような平等主義は条件平等主義とよばれ，それによれば，平等は本質的かつ非道具的価値を持つが，それは少なくとも一部の人に利益をもたらす場合に限られる。

Martin O'Neill もまた Parfit の分け方に異議を唱えた一人である。彼によれば，この分け方は最も魅力的な平等主義的理論をカバーできていないのである。彼は以下のように述べている。

> 最も魅力的な形態での平等主義は，上記の意味での目的論的（Telic）でも義務論的（Deontic）でもない。Parfit の区別が見逃している平等主義の形態は，私が「非内在的平等主義」と呼ぶであろう道具的平等主義の異なるバリエーションである。…（中略）…これらの理由（a）－（f）の一部に訴えるどんな見解にも「非内在的平等主義」という名前を付けよう。〔（a）不平等の軽減はしばしば苦しみと欠乏の消滅の条件である，（b）社会的地位の不平等を引き起こし，それにより低い地位の人々が自分自身や他者から劣っていると見なされるようになる，（c）不平等は受け入れがたい形態の権力と支配につながる，（d）それが自尊心，特に最も不利な人々の自尊心を弱める，（e）不平等が卑屈さや従順な行動を生み出す，（f）不平等が全体としての社会の健全な兄弟的な社会関係や態度を損なう〕[30]

彼が主張したように，我々が平等を支持する理由はほとんどの場合，上記の様々な理由に由来する。平等の内在的価値についての判断を保留したとしても，我々は不平等を拒否する十分な理由がある。一方で，Parfit の分け方はこのような平等の道具的な価値に起因する平等主義の分類に失敗している。というのも，このような**非内在的平等主義（Non-Intrinsic egalitari-**

---

[29] 全文でも少し触れたように，義務論的平等主義によれば，不平等は不正義である。不正義が存在しない事柄（才能や生まれつき）に不正義が存在しないため，是正する必要がないのである。

[30] Martin O'Neill 2008: P121 筆者訳

anism）は平等それ自体の価値を否定，あるいは保留する立場をとり，ゆえに，目的論的平等主義ではない。かといって，非内在的平等主義は不正義以外の不平等にも気を配り，そのため，義務論的平等主義でもない。

では，どうして，非内在的平等主義は水準低下批判を回避できるのだろうか。再度表 1 を見よう。

	裕福な人々の福利水準	貧しい人々の福利水準	現在の福利水準の合計	平等の価値
現在	20	10	300	E
水準低下後	10	10	200	E′

水準低下批判によれば，「水準低下後」がある面において，「現在」よりも望ましいのはばかげている。というのも，Slogan によれば，水準低下は帰結の中の誰の福利水準も向上させないため，いかなる面においてもより望ましくないのである。しかし，非内在的平等主義によれば，水準低下によって，平等が向上し，不平等が消滅することによって，先述した（a）－（f）の理由によって，個人的，非個人的なメリットが存在し，何かしらの善さがもたらされたのである。つまり，言い換えると，裕福な人々の福利水準を 10 にすることで，社会全体の福利水準は何かしらの向上を果たしたのである。言い換えれば，平等の価値は福利の向上（**この場合，個人影響のものと非個人影響のもの両方が存在する**），例えば従属関係の消滅や尊厳の確保といった意味で解釈される。そのため，何かしらの善が生まれることは決して奇妙なものではなく，至極当然なことである。

一方で，**より厳しい定義の水準低下批判**はどうであろうか。先の議論のなかで，水準低下によって，実際なにかの善さが生まれたとされたが，もし，水準低下批判の定義をより厳格化し，水準低下によって，いかなる面においても，帰結の中の**個人の境遇**が改善されない場合はどうだろうか。O’Neill はそれでも非内在的平等主義は水準低下批判を回避できると主張する。彼はこう述べる。

> しかし，分配的平等から生じる友愛的で平等的な社会関係が，特定の個人のため，または特定の個人への利益には還元されない何らかの価値を持つものだと，私たちは考えるかもしれない。そのような関係には，**特定の個人にとっての価値だけでは尽きない**，基本的な道徳的意義があると考えることができる。非内在的平等主義者は，平等主義的考察（b）－（f）[31] が，分配的平等の増大が特定の個人にとって価値あるものであるだけでなく，個人にとっての価値に加え，非人格的にも価値あるものでありうる多様な方法を記述しているという見解をとることができる[32]。

O’Neill が論述したように，非内在的平等主義の理由の（a）－（f）の中には**個人影響以外のものも存在する**であろう。たとえば，友愛な社会関係や平等的上下関係などのものは部分的に個人の福利水準に還元できるとしても，非個人影響的なものであるように思われる。そのため，もしこれらの理由の非個人性を認めるのであれば，非内在的平等主義はこの種の厳しい水準低下批判をも回避できる。

7．結論

本稿では，まず Parfit が考案した「水準低下批判」を概観した。そして，Temkin による水準低下批判の分析を紹介した。Temkin によると，水準低下批判の核心的主張は「Slogan」であるとされる。Slogan はある状況がほかの状況に比べ，より悪いといえるのは，その状況の中で誰かがより悪くなった場合に限ると主張し，帰結の評価基準を大きく制限した。そのため，Temkin は，Slogan と比例正義の概念及び非同一性問題との間に矛盾関係があることを指摘した。さらに，Slogan は非常に広い射程をもち，平等主義だけでなく，優先主義やほかの様々な理論も標的になる可能性があると主張した。さらに，Parfit の議論は平等主義の重要部分をカバーしておらず，水準低下批判及び Slogan は重大な欠陥があると指摘した。それゆえ，最終的には，水準低下批判による平等主義批判や，優先主義の理論としての優位性などの主張に対して反論し，Parfit の議論の有効性は危ういと結論づける。

一方，Temkin による比例正義の批判や非同一性問題の批判は，Slogan にとって致命的なものではない。Slogan の擁護者はその運用範囲を制限することで，これらの批判を回避することができる。さらに，平等は果たして内在的な価値を持ちうるのか。非内在的平等主義と目的論的平等主義のどちらを取るべきなのか。そして，平等の通貨は何なのかについて，まだ不明である。今後はこれらのことについて詳細に検討したい。

（しゅう　ちぇんいい・哲学倫理学研究室）

参考資料

1）Parfit, Derek 2000: “Equality or Priority?”, in: Clayton, Mathew/Williams, Andrew（eds.）2000: The Ideal of Equality, Macmillan, pp. 81–125；（邦訳デレク・パーフィット 2018：「平等か優先か」，『平等主義基本論文集』広瀬巌編・監訳，勁草書房，2018 年，pp. 131–205 に所収（堀田義太郎訳））

---

[31] （a）は，功利主義や民主主義と同様に，弱い平等主義的な性質を持つと O’Neill が指摘している。そのため，強い平等主義としての非内在的平等主義を保持するためには，（a）を考慮事項から除外するほうが望ましい。詳しくは，Martin O’Neill 2008: P126

[32] Martin O’Neill 2008: P146 筆者訳と筆者による太字

2）Temkin, Larry 2000: “Equality, Priority, and the Levelling-Down Objection”, in: Clayton, Mathew/Williams, Andrew（eds.）2000: The Ideal of Equality, Macmillan, pp. 126-161

3）Temkin, Larry 1997: Inequality, Oxford University Press

4）Hirose, Iwao 2014: “Egalitarianism（New Problems of Philosophy）”, Routledge Press；（邦訳広瀬巌『平等主義の哲学』齊藤拓訳，勁草書房，2014 年）

5）Parfit, Derek 1984: “Reasons and persons”, Oxford University Press；（邦訳：デレク・パーフィット 1998 森村進訳，『理由と人格―非人格性の倫理へ』，勁草書房，1998 年）

6）Persson, Ingmar 2007: “Why Levelling Down could be Worse for Prioritarianism than for Egalitarianism”, in: Ethical Theory and Moral Practice Volume. 11 No. 5, Springer, pp. 295-303

7）Aristotle translated by Terence Irwin 2000: “Nicomachean Ethics”, Hackett Pub Co Inc, Second Edition.

8）Andrew Mason: “Egalitarianism and the Levelling Down Objection”, in: Analysis Vol. 61, No. 3（Jul., 2001）, pp. 246-254, Oxford University Press

9）Nils Holtug: “A NOTE ON CONDITIONAL EGALITARIANISM”, in: Economics & Philosophy, Vol. 23 Issue 1（March 2007）, pp. 45-63, Cambridge University Press

10）Martin O’Neill: “What Should Egalitarians Believe?”, in: Philosophy & Public Affairs, Vol. 36, No. 2（Spring, 2008）, pp. 119-156, John Wiley & Sons Press

10.14943/rjgshhs.23.l 63

メーヌ・ド・ビランとミシェル・アンリの情感と共同体

長　坂　祥　悟

要　旨

本稿は，次の二点を提示することを目的とする。①メーヌ・ド・ビランとミシェル・アンリにおける「情感」が生きた存在の本質としての「生命」を示していること，②この二人における共同体の共同性は，この存在の本質である「生命」を基底として，彼らが論じる共同体はともに生きる者による生の共同体として特徴づけられること。

たしかに，我々は「情感」についての二人の見解の間にある種の相違を認める。しかし，それは最終的に，二人の哲学的な観点ないし視点の違いとして理解できる。つまり，ビランとアンリは，「情感」によって生きる存在に通底した「生命」を理解することが判明する。ただし，二人の相違点は互いの哲学に問題を投げかけ合う。特に，ビランの道徳論との対比は，アンリの共同体論にとって，人間性や道徳性がいかなる意義を有するかという問題を惹起しうる。

はじめに

本稿は，メーヌ・ド・ビランとミシェル・アンリの「情感（affection）」を巡る，両者の議論を照応させることで，①「情感」が，両者の哲学において本質的な生を表していること，②彼らが自我と他者との関係性として論じる限りでの共同体（社会）が，「生の共同体」とみなすことができることを示す。

メーヌ・ド・ビランとミシェル・アンリは，どちらも自我あるいはエゴの存在を深く考究した哲学者である。しかしそれ以上に，この二人の哲学者の思想上の関係は，密接なものである。アンリの『身体の哲学と現象学』（1965）は，ビラン哲学のうちに，実在性の根拠としての自我の理論とそれと不可分の身体に関する理論を掘り起こし，努力と意志の哲学としてのビラン哲学という一般的理解に対して独自の解釈を提示し，ビラン解釈に新風を吹き込んだ。

しかしながら，彼のその独自の解釈はビラン研究の中で，度々批判に曝されてきた[1]。たしかに，彼のビラン解釈を巡っては，その一部でテクストの誤読等の瑕疵を認めざるを得ない箇所はある[2]。しかしだからといって，彼の解釈が自説にかこつけた牽強付会の議論と断ずるのはあまりに短絡的である。むしろ我々は，アンリによるビラン読解の試みには，アンリ自身が表現するような，ビラン哲学のラディカルでかつポジティヴな批判が含まれると認める。つまり，アンリの解釈ないし批判はビランが自ら拠って立つが，しかし彼の哲学の範囲では必ずしもはっきりとは解明されなかった一つの基礎を暴露する。

その基礎とは，「生命（la vie）」である。それは，この二人の哲学において「受動性（passivité）」そして「情感」として特徴づけられる。ただし，この両者の「情感」，「受動性」は，ビランにおいては消極的な意義を有し，他方，アンリにおいては積極的な意義を与えられているという相異がある。しかしながら，より仔細に見れば，二人の「情感」は，経験の根源としての「生命」を捉えようとするものであることがわかる。そしてその相違は最終的には，両者の哲学的態度あるいは視点の差異に起因するものとして理解できるであろう。

こうした「生命」は，ビラン並びにアンリにおいて，自我と他者の関係の根底として位置付けられる。こうした共通点から，我々はビランの論じるある種の社会論が，アンリの共同体論と同様に，「生の共同体」論として位置付けられることを示す。その試みによって，ビランの道徳論，社会論を「生の共同体」論へと登録できるだけでなく，翻って，アンリの共同体論における「人間性」あるいは「道徳性」の問題を浮き彫りにし，新たなる議論を惹起することにもつながるであろう。

Ⅰ．情感と生命

1．ビランの自我とアンリのエゴ

先にも述べた通り，ビランとアンリは，自我の存在を深く探究する。しかし，我々には一見して，ビランの「自我」とアンリの「エゴ」の間に，対立を見出すことの方が容易であるように思われる。というのも，前者は「能動性」によって規定され，他方，後者は「受動性」として捉えられるからである。

a. ビランの自我

ビランは自我を，身体の有機的抵抗との相関性のなかで明らかになる能動性として規定した。すなわち，自我とは身体的運動を生じさせる内的原因としての「意志」と規定される。この内

1　特に，アンリの「主観的身体」は多くのビラン研究者によって批判されている。代表的な批判として Azouvi（1995），Baertschi（1982），Montebello（1994）などが挙げられる。

2　cf. Azouvi（1995），pp. 237–238. また，拙稿（2022），62 頁も参照のこと。

的意志としての自我は，身体的な「抵抗（résistance）」の項との相関関係を離れては決して明らかにされない[3]。なぜなら，身体運動の原因としての意志は，その結果として実行される身体運動との因果的関係においてのみ，覚知されるからである。したがって，ビランは自我が，意志と身体的項との相関関係によって成立する「努力（effort）」の感知のうちで覚知されると言う[4]。こうした「努力」の感知における自我の感知こそ，ビランの「意識（conscience）」に他ならない。

そうした意志的項と身体的項の相関関係を，彼は「二元性（dualité）」と呼ぶ[5]。この「二元性」において，意志と身体の二つの項は，「区別される」が，しかし「分離されない」という関係にある[6]。すなわち，意志と身体とは相即的に結びつきながらも，一方が他方に還元されることのない関係を保持している。ビランは意志を「超有機的力（force hyper−organique）」と呼ぶが[7]，それはまさに，意志が「有機的抵抗」たる身体的項に還元されることない地位を有することを示さんがためなのである。

加えて、この二元性の関係は，いかなる媒介も要さないという意味で直接的である。この直接性は，たとえ現勢的な身体的運動がない場合でも，存続する。ビランは個別的な身体的運動が無い場合（たとえば覚醒はしているが，しかしただ寝そべっているだけの経験）の「努力」として「非志向的努力（effort non intentioné）」[8] と呼ぶ。この「努力」は，身体全体に意志的な力が行き渡っており，いつでも身体的運動を起動させることができる待機の状態を形成する。したがって，「非志向的努力」は，いつでも行為を起こしうる待機の状態という意味で，行為のうちに感知される「意欲された努力（effort voulu）」と質的に連続している。こうした「努力」において，身体は全体として手足等に未だ分節化されない一つの塊として感知され，意志はそうした一塊の身体を起動させ，諸部分の運動を行使することができる予感のうちに感知される。それゆえ，「努力」のうちで，自我は内的原因や超有機的な力としてだけ自らを覚知するのではなく，人格的な同一性としても自らを覚知することができる。

このように，ビランの自我は，アンリの言うように「我能う（je peux）」の感情である[9]。ただし，それはビランにおいては，「二元性」という関係性，「意識」，あるいは同一的な「人格性」によって特徴づけられることに注意しなくてはならない。

b. アンリのエゴ

アンリは「受動性」をエゴの本質的規定とみなす。ただし，アンリの「受動性」とは能動性

---

3 A, VII−1, p. 9.
4 A, VII−1, p. 10.
5 A, VII−1, p. 4.
6 A, VII−1, p. 125.
7 ibid.
8 A, VII−2, p. 239.
9 PPC, 73; 七五

に対置される限りでの受動性ではない。ビランの自我が，内的に感知される自由な能動性である一方で，ビランの「受動性」とは内的な能動性に対立する限りで感知される。したがって，ビランにおける受動性は能動性のネガティヴな様態でしかない[10]。これに対して，アンリが言う受動性とは，むしろ，能動的経験と受動的経験のすべてを含む経験全体が可能となる根源的で存在論的な根拠である。

アンリのエゴとは，あらゆる経験の条件である存在論的根拠としての絶対的主観性であり，アンリはそれを「内在（immanence）」と言う。「内在」は，「自己－触発（auto-affection）」という構造を有する。「自己－触発」とは，「自らが自らを感じる」という自己そのものの感情である。

しかし，この「自己－触発」における触発する者としてのエゴと触発される者としてのエゴには，いかなる隔たりをも認めることができないという意味で，直接的である。つまり，エゴは触発し，かつ触発される者として一つの存在の一体性を保持する。

このように，一切の「隔たり」が許容されないために「自己－触発」は，対象化される余地がない。というのも，「隔たり」は対象化の条件だからである。そのため「自己－触発」は，「不可視性（invisibilité）」あるいは「昏さ（obscurité）」をもつものとして特徴づけられる。したがって，アンリ的エゴは意識の対象でもなければ，意識する主体でもない。むしろそれは，対象としてのエゴも主体としてのエゴをも含み，「意識」そのものを可能とする経験の存在論的根拠である。

「自らが自らを感じる」という自己－触発は，根源的に「受動性」に基づく。というのも，我々は「自らが自らを感じる」ことから決して逃れることができないからである。たとえば，悲しみは悲しみに他ならず，憤りは憤りでしかない。それゆえ，「自己－触発」としての感情の本質は「被ること（souffrir）」であり，それはいかなる感情であってもエゴはそれを引き受けざるを得ないという存在論的地位を示している。

こうした「自己－触発」，「被ること」を，またアンリは「情感性（affectivité）」と言う。「情感性」はあらゆる感性的な触発を引き受けざるを得ない存在論的規定であり，感性的なものを感性的経験たらしめるところの根源的な規定である。そしてこの「情感性」こそ，アンリによれば，「生命」に他ならない。だから，アンリの「生命」とは生理学的な意味や生物学的概念ではなく，こうした「内在」としての「エゴ」の存在における根源，一つの存在論的根底である。

---

[10] ビランにおける「受動性」のステイタスは，ビランによって「自由」と「必然性」の観念の演繹が論じられる際に，明確にされる。ビランは，「自由」が自我に直接的に起源を持つ「反省的諸観念」として位置付ける。つまり，「自由」とは自我の能動性，すなわち「我能う（je peux）」の感知に他ならない。その一方で，「必然性」とは受動性に由来するものであり，「自由」の観念のネガティヴな様態でしかない。cf. A, VII-1, pp. 179-180.

2．ビランとアンリの情感

以上において我々は，ビランの「自我」とアンリの「エゴ」の相違を見た。この相違は，そのまま二人の「受動性」の規定についての差異に結びついている。すなわち，ビランにおける受動性とは能動性に対する限りで相対的なものである。一方で，アンリにおいては絶対的であり，存在論的に積極的な意義を有する。しかし，こうした相違にもかかわらず，ビランの「受動性」が，以上に見たようなネガティヴな規定に収まらない，ポジティヴな位置付けを有しうると我々は考える。その可能性は，実際に受動性を巡るアンリのビラン批判によって明るみに出されるであろう。

a. ビランの情感

アンリによるビラン批判の意義を画定する前に，まずは，メーヌ・ド・ビランの「情感」についての分析から始めよう。ビランは，情感的経験の一般的性格を次のように記述している。

> 我々は情感という一般的な名称の下で，快や苦の単純で絶対なすべての様態を理解し，その様態は純粋に感覚的であり動物的である一つの生をなし，自我のあらゆる参与の外にあって，その結果，異質な諸実存との認識される関係の外にある。／それは，受動的であり，専ら諸情感に左右され，あるいは諸情感とともに，そして諸情感によってしか発達しない諸機能の全体の階級である。（A, VII-2, 201.）

ここには，情感を特徴づける次の内包的諸要素が盛り込まれている。すなわち，情感とは①単純かつ絶対的 ②感覚的・動物的 ③受動的である生の様態であり，またそれは「自我のあらゆる関与の外」にあることから，④無意識的・非人格的な経験である。

①単純・絶対的。こうした形容詞によって示されるのは，まさにビランの「意識」を特徴づける「二重的」（二元的），そして「関係的」と対立する特徴である。すなわち，情感において，有機的なものと超有機的なものとの相関関係は存立しないか，あるいは解消されている。したがって，情感においては，二項のうち，一方だけによって構成される単純な（あるいは「一重」の）生の様態であり，いわば「努力」なき生である。

②感覚的・動物的。二元性の二つの項のうち，情感的な生において消失するのは，超有機的な項，すなわち意志である。したがって，情感的生は，専ら有機的なものが支配する生の様態である。そのように有機的項のみが認められる情感的生は，努力が存する意志的・人間的生に先立ち，それよりも下位に位置付けられる感覚的かつ動物的生である

③受動的。能動的な意志によって関係づけられず，ただ感覚性に依拠する限り，情感的生は受動的である。努力が構成する意識的生において，内的原因（意志）が感得される一方で，努力なき情感的生は，内的原因は感知されることなく，経験の原因は，むしろ自我の外に感じられる。それゆえ，情感的生は専ら外的諸要因による触発を被るだけの経験を構成する。換言す

れば，それは内的原因が外的原因に圧倒され，覆われている経験である。

④無意識的・非人格的。努力，二元性がないということは，それによって構成される意識もまた存立しえない。したがって，情感的生は努力によって構成される意識的生に先立つ無意識的生である。つまり，情感的生は自我が関与することができず，それゆえに自我が覚知されない，「昏い諸印象」の経験である。そして，人格を構成する「努力」の無い生である以上，非人格的な生でもある。

では，以上のような要素を有した情感的経験の外延は，どのような経験なのだろうか。ビランは，「年齢の経過や気質の変革，健康や病気の状態，気候や季節，気温の変化」（A, VII-2, 213.）を挙げている。こうした経験は，いずれも自我の意志に反して身体が触発されることで，意志の現われとしての身体的諸運動が阻まれる経験である。すなわち，こうした情感的経験とはいわば我を失い，内的意志に由来する自由の感知を欠いた経験である。むしろ，そうした経験のうちでは，原因は能動的な自我が関与することのない外的要因であるように感じられる。

b. 受動性を巡るアンリの批判とその意義

こうしたビランの「情感」をアンリは，疲労や倦怠，不快，落胆といった「諸体験（Erlebnisse）の支配的な情感的調性」（PPM, 214; 二二八）と表現する。そうした情感はまた，アンリが表現するように，「疎外（aliénation）」の経験である。「メーヌ・ド・ビランの個人的な経験とは一つの疎外の経験である。それは絶えず変化する情感的生の経験であり，楽しかったり悲しかったりする気質，たいていの場合は悲しい気質の経験であって，その諸変容は，それらを抱く自我の意志から独立しているように思われる」（PPM, 213; 二二七）。このアンリの記述は，たしかにビランの「情感」の無意識的・非人格的な性格を捉えている。

ところが，アンリが情感の経験を「疎外」だと言うとき，そのことによって彼はビラン哲学における不都合をも同時に指摘している。たしかに，この「疎外」もまた一つの「体験」である。ところが，ビランにおける「情感」のこの「疎外」は，内的原因としての意志，自我とは異質な外的な原因による触発である。そのため，ビラン哲学においてこの「疎外」の経験は，単に自我にとって異質な経験としてしか規定されず，それは一つの「体験」として理論的に位置付けられない。

> 意識が能動性と同一視されるので，受動性の経験はこうした意識の外にある一つの原理から説明されねばならない。そしておそらく，エゴが受動的だと言うことは，エゴが，自分がまさに経験している根本的に異なる一つの実在，一つの異質な存在に面前していると言うことである。しかしながら，世界－内－存在の超越論的関係のただ中でエゴによって生きられるそのままのこうした経験を現象学的に記述することと，体験を，いわば意識の背後から意識に働きかける三人称の因果的なある過程の結果として説明すると主張することとは，別の事である。しかし，もし意識がその本質そのものにおいて，自らを発揮する一

つの能動性であるならば，こうした本質には感覚すること，被ること，そして触発されることは属しえない。印象は運動的能動性の中で汲み尽くされる一つの存在論的構造，つまりビランが考えるようなエゴとは相容れないように思われる。しかしながら，この印象はそうした一つのエゴの具体的かつ日常的な経験に属している。この印象はこうしたエゴの構造から出発して理解されえなければならず，最も固有な存在論的可能性の一つとして現れえねばならない。それは内奥感の事実であるからこそ，その諸印象に対するエゴの関係はビラニスムには完全には避けて通ることのできなかった一つの問題を構成している。（PPM, 220-221; 二三五）

つまり，ビラン哲学のうちには，「疎外」としての情感的生が具体的・日常的な一つの「体験」であるにも関わらず，それを「体験」として可能たらししめる存在論的な根拠に関する理論がないのである。アンリが問題化したのは，このことである。そうした存在論的根拠とは，まさにアンリの言う「情感性」であり「受動性」である。だから，アンリがビランを「受動性の存在論的理論の不在」の廉で告発するとき，アンリが明るみに出すのは，ビランが結局のところ，「受動性」を単に能動性の欠如としてしか規定せず，それを存在論的に位置付けることをしなかった点である。

ただし，こうしたアンリの批判は，受動性を巡るビラン哲学の不徹底を指摘するものであっても，ビラン哲学を根本的に棄却せしめるものではない。むしろアンリは，たしかに控えめかもしれないが，それでもビラン哲学のうちに根源的な存在論的受動性を見出しうる可能性を肯定しているように思われる。このことを我々は，次節に見よう。

3．生命としての情感

a. メーヌ・ド・ビランの情感と生命

上述のようなアンリの批判に関わらず，実はビランは情感的生を「ポジティヴな」生の様態だと規定する。

しかし，ここで，我々が情感という表題の下で表現したいのは，ある抽象や空しい仮説では決してない。それは，実存の中においてポジティヴで完全な様態であり，起源において我々の実存全体を形成した様態である。それは，生き物の実存を構成し，我々の知的本性が弱められ，あるいは損なわれるたびに，つまり思考がまどろみ，意志がなく，自我が感性的な諸印象に飲み込まれるようなとき，道徳的人格が存在せず，ついには人間性において混合的で二重である存在が生命力（vitalité）において単純なものに戻るたびに，我々が近づく状態の実存を構成している。（A, VII-2, p. 209.）

「情感」がポジティヴに規定されるのは，その起源において生き物の実存を構成する生としてである。その生き物の実存の起源とは「生命力」に他ならない。つまり，情感的生は生命力の原理にその起源をもつ。それというのも，感覚性に基づく受動的な生は，諸印象を受容する生命力を一つの前提としなくてはならないからである。「生き始めるということは，諸印象を知覚し，それによって触発され，結果として反応し始めることだからである。」（A, VII-1, p. 210.）このようにビランは，感覚性を生命の基礎的な機能として捉えている。「生きることは感じることであり，言葉の固有の意義において感じることとは，一つの快適あるいは不快な仕方で器官において触発されることなのである。」（A, VII-2, p. 201.）したがって，触発される生，すなわち感覚的な情感的生とは，生命的な力，生命原理によって生気づけられている。だから，感覚的な情感の生は，生命的である[11]。換言すれば，情感的経験は触発され，感覚する存在の経験であり，それは生きる存在の経験である。

こうした感覚し，生きる存在の経験をビランが語るとき，そこにはコンディヤックへの批判が込められている。

> まず，すべてがこの体系において均衡すると，つまり，新たな印象の外的原因が実際に全くなく，いかなる特殊な情感も優位に立つことなく，そしてすべての印象が，いわばたった一つの一般的情感において混ざり合っていると想定してみよう。すると，ある種の内的な実存についての漠然とした感知がありうるであろう。そして，我々はその感知を非人格的と呼ぶことができる。なぜなら，いまだ覚知しあるいは認識することのできる人格あるいは自我はないからである。ここに，薔薇の匂いのような，特殊な一つの原因によって，外から印象づけられる前に，コンディヤックの仮説における彫像が置かれていなければならない状態がある。『感覚論』の著者は少なくともこうした一般的生やそれに結びついた混乱した感知のようなものを前提すべきだったのだ。というのも，そうでなければ，受容され感じられる印象はありえないからだ。つまり彫像が，もしそれ自身生きた存在として何らかのものでなかったとしたら，感覚する存在として匂いを感じるようにはならないであろう。（A, VII-2, p. 211.）

このようにビランは，コンディヤックの彫像のうちに，諸印象を受容する生体として感覚的能力が前提されていないことを批判する。何かを感覚すること，すなわち何かに触発されるという受動的経験の前提には，生きた存在がなければならない。

こうした感覚する生きた存在に与えられている生体の能力とは，コンディヤックが生得的なものとして退け，そしてカバニスが復権した「本能」である[12]。ビランはこの「本能」が，それ

---

[11] cf. Devarieux（2018）, p. 307.

自体としては，自由な行為に認められる意志的な力に対立する「力能」ないし「力」であると言う。

> したがって，ここに二つの力能あるいは力がある。一つはその本能的な諸決定において完全に盲目的で，運命的なものであり，他方はその自由な行為において照らし出され，予見されるものである。二つの力のそれぞれが，固有の領野を持ち，交互に優位に立ったり，譲ったりする。ある時は結託し，ある時は対立し，ともに戦ったり譲ったりするが，しかし常に留まる。それは二つのものであって，同一のものとなったり互いに交代したりすることはできない。（A, VII-2, p. 214.）

こうした「本能」の力は，努力における内的原因としての意志とは別の経験，すなわち情感的な経験をその固有な領域において構成する。その経験は，たしかに原因が自我の外であるように感じられる疎外的な経験ではある。しかし実際には，その経験は生きる存在に内属するもう一つの生命的な力，本能によって構成されるという積極的な位置付けを有する。情感的生が外的諸要因の経験として感得されるのは，意志的経験に認められる「予見」が，本能的力能のうちには欠如しているがゆえである。すなわち，人は情感的生において，その本源たる本能はある種の「昏さ」に覆われているのである。それゆえ，情感的生はたしかに自らが生きることを感知する生命の経験ではあるが，一方でそれは，生きる存在に対して自身が生きているそのことが，未だ明るみに出されない生命の経験である[13]。

b. 心理学的な「生命」と存在論的な「生命」

このようにして，我々はビランの情感が生命的な原理，とりわけ本能に基づくものであると言うことができる。しかしながら，このことによってビラン的本能がアンリの要求する存在論的根拠としての生命であると，直ちに断ずることはできない。本能は意志とは異なる「固有の領野」を持つとビランが言うように，本能による受動的経験と意志による能動的経験の実存的な対立はたしかに解消されていない。

そうであってもアンリは，ビランがコンディヤックの彫像を批判するとき，ビランがアンリの言う「存在論的根拠」へと接近していたと評価はしている。この接近をアンリは，我々が先に引いた「彫像が，もしそれ自身生きた存在として何らかのものでなかったとしたら，感覚する存在として匂いを感じるようにはならないであろう」（A, VII-2, p. 211.）という，ビランの記述のうちに見出す。アンリはこのビランの記述に対して次のように言う。

---

[12] コンディヤック『動物論』第二部第 5 章「本能と理性について」，Condillac, III, pp. 412-422；邦訳 101-112 頁。また，ルフラン（2014），23 頁参照のこと。

[13] cf. Devarieux（2018）, p. 317. また，Devarieux（2005）を参照のこと。

> この何かとは，ビランにとっては依然として生一般，実存の曖昧で混乱した一つの感情でしかない。しかしながら，あらゆる変容あるいは特殊な情感の条件として定立されたこの生が，実は存在論的根拠という役割を果たしているということ［…］をどうして見ないでおけようか。（PPC, 223-224: 二三八）

アンリは，ビランが言及する「生一般」，「実存の曖昧で混乱した一つの感情」が，多様な変容や特殊の情感の経験を条件づける存在論的根拠，情感性，生としての性格を有していることを見逃さない。ただし，ビランにおける「生一般」は依然として生理学的な側面でしか，そして「実存の感情」は心理学的にしか捉えられていない。だから，アンリは『心理学基礎論』におけるこの記述が書かれた「1812 年のビラニスム」は諸経験の条件たる存在論的根拠を暴露するだけの「情感性についての超越論的理論」とはなっていないが，それでも「少なくとも感覚することについての受動的な理論が素描される瞬間には受動性たる限りでの受動性が一つの作用として理解されている」（PPC, 225; 二三九）と，部分的に評価するわけである。

そうしたアンリの部分的な評価，すなわちビランが存在論的な根源としての生命に接近しながらも，それを生理学的・心理学的側面でしか捉えなかったという評価は，ビランの情感における「昏さ」，すなわち「人格性なき単純な情感」を巡るアンリの批判にも表れている。「ここで考察されている要素の存在論的昏さ，つまり純粋印象をメーヌ・ド・ビランが見落としているわけではないのだが，本当のところ，彼はこの存在論的な昏さを，心理的な昏さと混同している。」（PPC, 221: 二三六）たしかにアンリとビランの情感は，「意識」という認識の現場において明るみに出されることのない，「昏さ」あるいは「不可視性」を共通の特徴としているように見える。しかし，アンリによれば，この「昏さ」をビランは存在論的な不可視性と理解できていないと診断する。ここでもやはり，アンリの批判の的は，ビランが心理学的な視点に留まることである。

このように，アンリはビランを，「受動性の理論の欠如」の廉で批判するが，その一方でビランの受動的経験の分析のうちに，自身の理論的支柱である「情感性」の一側面を見出している。たしかに，二人とも情感を「昏さ」，「生命」という本質的性格のもとで理解している。しかし同時に，この二点について，二人はその視点を異にしている。すなわち，ビランは生理学的視点と心理学的視点に依拠する一方で，アンリはその根本にある存在論的構造を見出そうとする。つまり，アンリとビランの相違は，こうした視点の差異である[14]。

以上，我々はこのセクションにおいて，ビランとアンリの「情感」は，「生」，あるいは原理

[14] cf. Devarieux (2018), p. 337.「アンリは，ビランの分析をラディカルなものにし，上流に遡って，あまりに心理学化し，実存的である分析の不十分さを批判するのである。」

としての生命を意味することを示した。しかし同時に，この「生命」が語られる立脚点の相違にも注意が要るということがわかる。すなわち，ビランは生理学的・心理学的視点に留まる一方，アンリはよりラディカルにその存在論的基盤をも暴こうとするのである。

Ⅱ．生の共同体

自我あるいはエゴの存在を探究したビランとアンリの哲学において，他者の存在はいかに彼らの哲学の中で位置付けられるかという問題は，当然問われうる。そうした他者の問題は，彼らの自我の哲学においては，畢竟，自我との関係性の問題へと還元されることになる。つまり，アンリは自我と他者の関係性を一つの共同体論の中で論じ，一方のビランも，他者の存在を社会的存在としての他者と関係する自我を論じる道徳論の中で論じる。

この二人において，そうした自我と他者との関係性を関係づけるものこそ，生命であると我々は言うことができる。つまり，ビランとアンリにおいて，自我と他者との関係性である限りでの共同体とは，いわば「生の共同体」である。この主張が，本稿のもう一つの主題であり，本セクションにおいて扱われるものである。こうした主張によって，我々は，アンリの共同体を「生の共同体」として位置付ける従来の研究[15]に対して，ビランが描く自我と他者との関係性としての社会もまた生の共同体として位置付けられる可能性を示すことができるだろう。

a. アンリにおける生命の共同体

アンリが自我と他者との共同体が生命に基づく共同体だと規定するのは，『実質的現象学』（1990）の第三章「共－パトス（Pathos-avec）」においてである。アンリによれば，共同体とは個体を成員とするが，その共同体の成員たる個体とは，「自己－触発」において個体性を保持する。すなわち，個体性とは自己触発による自己性に他ならない。そして，自己－触発の構造を有するところの自己性，あるいは個体性とは，生命に他ならない。したがって，共同体を構成する成員の共同性は，まさに生命にある。こうしてアンリは，「共同体とは生きる諸個体のこの総体以外の何ものでもない」（PM, 163; 二〇五）と定義する。

ところで，アンリがこうした共同体論を展開する背景には，「他者」の把握を巡るフッサールへの批判がある（実際，「共－パトス」の章の前半は『デカルト的省察』第五省察の検討に充てられている）。そこでアンリは，フッサール的な他者把握が志向性において遂行されることを批判する。フッサールに対してアンリは，絶対的内在において他者が把握されねばならないと主張する。言い換えれば，アンリは自我と他者の関係を「自己－触発」において，掬い出そうとする。「生においては，生きる者たちの関係は，生の本質であり，生きる者たちの本質でもあ

[15] たとえば，山形（2004），吉永（2004）参照。

るこうした本質からしか，つまり思い出すなら，世界であるところの『として』構造の外，志向性の外，意味の外でしか理解されえない。このような生の本質を，我々は自己－触発と考える。」（PM, 170: 二一四）

このように，アンリによって「生きる者」同士としての自我と他者との関係は，対象化されえない「生命」という一つの「基底（Fond）」において共同性を持つ。

> あらゆる思惟を免れるがゆえにほとんど思惟されえないこの原初的な経験において，生きる者は，他人と同様，彼自身にとって存在せず，彼は，主体なき，地平なき，意義なき，対象なき，一つの純粋な体験でしかない。生きる者が体験するものとは，同一的な仕方で，彼自身でも生の〈基底（Fond）〉でもあり，やはりこの〈基底〉であるかぎりにおいての他人でもある ── それゆえ，生きる者は，他人を，他人が〈基底〉についてなす固有の体験として，他人自身においてではなく，〈基底〉において体験するのである。この体験は，自我が自らのうちに〈基底〉をもつのと同様に，自分のうちに〈基底〉をもつ他人である。しかし，こうしたことを，自我も他人も表象することはない。それゆえにこそ，〈同じもの〉のうちに，自我と他人の両者とも深く沈められているのである。共同体は情感的な地下層であり，各々はそこで，各人自身がそれであるこの泉やこの井戸から同じ水を飲む ── しかし，各人はそのことを知らないし，自分自身からも，他人からも，〈基底〉からも自らを区別しない。（PM, 178, 二二五－二二六）

このように，思惟の対象となることない内在におけるその「昏さ」のなかで，自我と他者は，同じ地下水脈を吸い上げるようにして，共同的な基盤を有する。この基盤とは，〈基底〉としての生命である。このようにアンリにおいて，自我と他者との共同的で根源的な基盤は，生命にあり，そしてその共同体とは生きる者たちの共同体，あるいは「生の共同体」である。

こうした共同体の本質としての生命をアンリは，「共－パトス」と名付けるのであるが，それによって指示される「生命」は生きる者全てを包括する。つまり，生きる者が，生あるものとして共に存在する「生の共同体」は人間のみを特権化する共同体ではなく，生命としての本質（情感性，受苦）を持つ存在全般に及ぶ共同体でありうる。「共同体の本質が情感性であるかぎりにおいて，その本質は，単に人間たちに限られることなく，生の原初的〈受苦（Souffrance）〉によって，かくしてまた受苦の可能性によってそれ自体として定義されるすべてのものを含んでいる。我々は受苦するすべてのものと共に受苦することができ，考えうるあらゆる共同体のもっとも広い形式である，〈共－パトス〉が存在するのである。」（PM, 179, 二二七）

b. ビランにおける共感の道徳論

ビランが道徳論において問題とするのは，心理学的視点における自我が，いかにして社会的

で道徳的な自我となるかである。その道徳的な自我の重大な契機が，「他者」の存在である。なぜならビランは，自我が他者との関係の中で，自らを反省し，いっそう道徳的存在へと高まると論ずるからである[16]。

こうしたビランの道徳論は「共感（sympathie）」を原理の一つとしている[17]。つまり，彼の道徳論は自我が他者と「同意（consensus）」とも呼ばれる「共感」によって関係することを起点とする。「人間は，同意と呼ばれる非常に本性的な一つの共感によって自分の同胞と関係している。」（A, X−1, 108）しかしながら，この「共感」そのものは「情感的生」に位置付けられることに注意せねばならない。「この同意はまだ意識ではない。同意は直接的には，動物的な有機的生，結果として動物に由来する。」（ibid.）つまるところ，共感は動物的生に属する一つの本能である。それゆえ自我と他者は，根源的には「有機的生」，すなわち「情感的生」において関係づけられている。

このように，人間の関係性は，まず共感によって情感的生の位相において取り結ばれるものである。ところが，ビランが主眼に置くのはあくまでも人間同士の道徳的な関係である。本能的な共感は「有機的生」あるいは「情感的生」を構成しはするが，「人間的生」を構成しない。というのも，道徳的な人間的生には「反省」がなければならないとビランは考えるからである。この「反省」とは，人間が自らの内的原因を感知する「二元性」に基づいていなければならない。言い換えるならば，道徳的・人間的生は二元性に基づかねばならない。そのようにして，道徳的生とは自我が他者を通じて反省することのできる「道徳的意識」が存する生である。

ところがその一方で，純粋な共感が位置付けられている有機的・情感的生を特徴づけるのは，「一重性」ないし「単純性」である。それゆえ，そうした単純な共感にもとづく人間の関係は，依然として道徳的な関係性ではない。それゆえ，道徳性の構成には，本能的な共感に対して，自由な能動性の発揮がなければならない。「自我の能動性を同意あるいは共感に結び付ければ，モラリストたちが与える意味での意識を有することになるだろう。」（ibid.）すなわち，共感と自我の能動性が協働する経験の位相においてはじめて，共感にもとづく人間の関係性は道徳的であると言える。

ビランのそうした道徳的な人間関係は二元性の構造に基づく「自我の転移」[18] によって特徴づけられる。すなわちそれは，自我が自らのうちに見出される自由で能動的な内的原因としての意志を，他者のうちにも見出すことである。

---

[16] ビランの道徳論における他者の議論については，拙稿（2023）を参照のこと。

[17] ベルッシは，ビランの道徳論が「共感」と「能動性」を二つの「共－原理（co−principes）とすると指摘する。cf. Baertschi（2005）, p. 251.

[18] Azouvi（1995）, p. 389.

> 感覚的かつ知性的な存在がいっそう道徳的な行為者であるためには，その存在がいわばそれぞれ似た容姿の人たちのただ中にある自らの自我を，その存在が彼［似た容姿の人］に一つの自我，一つの意志，一つの行為する能力，自分と同じ感情，情感，権利を割り当てることで，彼らの自我に移し入れなければならない。（A, X-1, 110）

このようにして，自我は他者をまるで「生きた鏡」のようにして見，「他者のうちに自らを見る」[19]。したがって，ビランにおける道徳性の条件とは，自我が他者との関係性において，他者と自らと同じ諸能力や諸感情を持った同等の存在として定立されることである。

たしかに，ビランが重視するのは自我が他者と等位的関係を結ぶ道徳的生である。しかし，ビランの議論において，そうした道徳的関係性は，本能的な共感による情感的な関係性が根底になくてはならならない。グイエが記述するように，ビランの共感はたしかに「人間より下位の，道徳より下位の実存に属する」[20]。つまり，共感は，人間的生ないし道徳的生の下部構造としての有機的ないし情感的生に存する。

このようにして人間関係の原理的基盤としての共感が道徳的生よりも下位置かれる意義を，我々は次の二点に見出せる。一つは，共感，より正確にはビランの情感に，道徳的価値の萌芽があるということである。ビランは情感に「道徳的屈折（réfraction morale）」[21] としての性格を見ている。「道徳的屈折」とは，悲しみや喜び，希望や愛，あるいは嫌悪や恐怖などさまざまな生の本性の内的な現われであり，それ自体は感性的であるために覚知されない。しかし，それらは善や悪の内的な源泉であり，我々が賞賛したり批判したりするのは，そうした諸情感に基づくとビランは考える。つまり，道徳的生を支える道徳的諸価値の源泉が情感的生にある。むしろ，有機的・情感的生こそが人間的・道徳的生を，情操的に豊かなものとしていると我々は捉えることができる。それゆえ，情感は人間的・道徳的生よりも下位に位置付けられるが，道徳的諸価値の供給源としての意義を有する[22]。

もう一つは，自我と他者が共同の地平に立脚することのできる可能性を「共感」が提供しているという点である。自我と他者とのが同じ地平に位置付けられるような同等の存在となるのは，道徳的生においてのみである。それゆえたしかに，ビランの共感が，自我と他者の相互性を構成するという点で，フッサール的な間主観性との近さを見る研究がある[23]。一方で，我々

---

19 A, X-1, p. 110.

20 Gouhier（1948）, p. 347.

21 cf. A, VII-2, p. 214; A, III, 384. また，これと同じ概念が，『直接的覚知』においては「有機的屈折」（A, IV, p. 74.），『曖昧な知覚についての覚書』では「感覚的屈折」（A, V, p. 29.）などの語によって指示されている。

22 村松（2007），146-147 頁。

23 Bouckaert（2005）, p. 188.

はむしろ，ビランの情感的な共感にアンリ的な生命との近さを見出す。道徳的生において，自我と他者との等位的地平が可能となるのは，「自我の転移」が可能であるからであり，その可能性は，自我と他者が関係性において道徳的生の構成に先立って，関係性が前提されていなければならない。つまり，我々はその関係性が，情感的生における共感による所与のものであると認めなくてはならない。ところで，情感的生とは生命的原理としての本能による生である。つまり，情感的生命における共感による関係性とは，生命における所与である。だから，アンリが生命の「共同体とは一つのアプリオリなものである」（PM, 175; 二二二）というように，ビランにおける自我と他者との関係性も，生命において所与のものである。

このように，自我と他者は最初に，道徳的関係性に先立って，情感的生において，「生きる者」として関係づけられる。このようにして我々は，ビランが自我と他者との関係性を，根源的に生命原理のうちに見出していると言うことができる。そうした関係性は，根源的には「生きた者」同士の関係であり，アンリの共同体と同様にして，「生の共同体」として特徴づけることができる。

ただし，ビランの生命原理とはあくまで生気論的な生理学の範疇にあることに注意しなくてはならない。ビランは生命原理の存在論的解明にまでは踏み込んでいない。そうであっても，我々はビランの所説のうちに，上述のようなアンリと共通する存在論的前提を見出しうる可能性を指摘することはできるだろう。

おわりにかえて ── 道徳性・人間性を巡って

本稿において，我々が主張したのは次の二点である。すなわち，①メーヌ・ド・ビランとミシェル・アンリの「情感」とは，「生命」の本質を明かす概念であること，②ビランとアンリの自我と他者の関係は，根源的な意味において，「生命」に根ざしており，この二人が論じる自我と他者との関係性としての共同体は「生の共同体」に位置付けることができる，という点である。

ところが，以上の主張から翻ってみれば，同時に「生命」を巡る二人の相違点も明らかとなる。それは，端的に言えば，視点の相違である。ビランは，「生命」を問題とするとき，生理学的・心理学的視点を堅持する。一方，アンリは「生」を存在論的な根拠として捉え，生理学的・心理学的意義を下支えする存在論的位置を与える。たしかに，ビランは情感を生命的な原理としてポジティヴに規定し，「最も単純な諸情感のこうした受容的能力の限界や起源に到達するために，遡らねばならないのは，有機化された種にまでであり，生きた地点にまでなのである」（A, VII-2, p. 210.）とも述べるが，にも関わらず彼は，生命に対していっそうの探究を深めることはしなかった[24]。アンリからすれば，こうしたビランの禁欲的態度が，存在論的な受動性に対する探究の不徹底さと映ったと言える。

他方，こうした両者の観点の差異は，今度はアンリに対して「道徳性」あるいは「人間性」の問題を浮き彫りにする。生理学的・心理学的観点に拠るビランにとって，情感的生の「昏さ」は道徳性の源泉であるにしても，道徳性そのものではない。情感的生は，やはりビランの生理学的・心理学的視点からすれば，動物的生であり，対比的に人間的生・道徳的生の構成が容易に問題化されうる。そのため，ビランにおける「人間」は道徳的存在として，他の存在者に対して特権的位置を有することが明確である。

ところが，アンリにおいて「道徳性」の影が薄い。たしかに，アンリが強調するのは道徳性を可能たらしめるものとしての「情感性」である。それゆえ，いかなる道徳性も存在論的根拠としての内在，生，情感性に根ざさなければ道徳性はありえない，とアンリは主張するだろう。しかし，アンリ的な「生の共同体」において，人間は一つの「生きる者」でしかなく，それ自体として特権的な存在者ではない。アンリの共同体論は，── 少なくとも「共－パトス」の「共同体論」においては ── 共同体の根源的な存在論的前提を探ることに終始している[25] ために，人間存在の位置付けには光が当てられていない。

しかしながら，我々は本稿において，アンリにとって重要な，そしてビランとも強く関連する主題である「身体」を主題とすることがなかった。だからといって，我々はアンリが『マルクス』で「生産」を論じるとき，そして『野蛮』において「技術」を問題とするときに，「身体」が重要な位置を有することに気づかないわけではない。むしろ，我々には「生産」，「技術」を巡る議論のうちにアンリの人間性を探る手掛かりがあるように思われる。つまり，アンリの「人間性」を巡る疑義は，むしろ「身体」という次なる論題，それもビランとの関係性が重大な問題となって現われる論題を惹起すると思われる。

（ながさか　しょうご・哲学倫理研究室）

参考文献

〈一次文献〉

【メーヌ・ド・ビランの著作】

メーヌ・ド・ビランの著作は以下のアズヴィ版を使用し，引用に際しては，（A, 巻数, 頁数）のように示した。

Œuvres de Maine de Biran éd. F. Azouvi, J. Vrin, Paris.

III. Mémoire sur la décomposition de la pensée, 1988.

---

[24] 村松（1999），97-98 頁。

[25] PM, 179, 二二八. またアンリの共同体における人間の位置づけについて，吉永（2018）は，『我は真理なり』におけるアンリのキリスト教的議論において開示されると言う。cf. 吉永（2004），142-144 頁。

V. Discours à la Société médicale de Bergerac, 1984.
IV. De l'aperception immédiate, 1995.
VII-1-2. Essai sur les fondements de la psychologie et sur ses rapports avec l'étude de la nature, 2001.
X-1. Dernière philosophie: morale et religion, 1987.

【ミシェル・アンリの著作】

ミシェル・アンリの著作は以下を使用し，引用に際しては，（著作の略号，原著の頁数［算用数字］；邦訳の頁数［漢数字］）のように示した。なお，引用文は邦訳を参照しつつも，一部引用者が改めた箇所がある。

HENRY, Michel, *Philosophie et phénoménologie du corps. Essai sur l'ontologie biranienne*, P.U.F., Paris, 1965, ［PPC］.
〔邦訳〕『身体の哲学と現象学 ── ビラン存在論についての試論 ──』，中敬夫訳，法政大学出版局，2000 年。
HENRY, Michel, Phénoménologie matérielle, P.U.F., Paris, 1990, ［PM］.
〔邦訳〕『実質的現象学 ── 時間・方法・他者』，中敬夫・野村直正・吉永和加訳，法政大学出版局，2000 年。

【その他一次文献】

CONDILLAC, Étienne de *Œuvres complètes* t. III Traités des sensations et des animaux, Slatkine Reprints, Genève, 1970, ［Condillac, III］
〔邦訳〕『動物論 ── デカルトとビュフォン氏の見解に関する批判的考察を踏まえた，動物の基本的諸能力を解明する試み』古茂田宏訳，法政大学出版局，2011 年。

〈二次文献〉

【欧文】

AZOUVI, François *Maine de Biran. La science de l'homme*, PUF, Paris, 1995, ［Azouvi（1995）］.
BAERTSCHI, Bernard *L'ontologie de Maine de Biran*, Éditions universitaires, Fribourg, 1982, ［Baertschi（1982）］.
BAERTSCHI, Bernard *Conscience et réalité. Études sur la philosophie française au XVIII^e siècle*, Droz, Genève, 2005, ［Baertschi（2005）］.
BOUCKAERT, Bertrand《L'itinéraire de la sympathie》in *Revue Philosophique de Louvain*, t. 103（1-2）, 2005, pp. 105-119, ［Bouckaert（2005）］.
DEVARIEUX, Anne 《L'exil des affections pures. À propos d'une formule d'Ovide et de sa reprise biranienne》in *Revue philosophique de Louvain*, t.103（1-2）, 2005, pp. 139-158, ［Devarieux（2005）］.
DEVARIEUX, Anne *L'intériorité réciproque. L'hérésie biranienne de Michel Henry*, Millon, Grenoble, 2018, ［Devarieux（2018）］.
GOUHIER, Henri *Les conversions de Maine de Biran*, Vrin, Paris, 1948, ［Gouhier（1948）］.
MONTEBELLO, Pierre *La décomposition de la pensée*. Dualité et empirisme transcendantal chez Maine de Biran, Jérôme Million, Grenoble, 1994, ［Montebello（1994）］.

【邦文】
長坂祥悟「カテゴリーの実在性への問い ── ミシェル・アンリとメーヌ・ド・ビランの「カテゴリー」を巡って ──」,『ミシェル・アンリ研究』（第 12 号），2022 年，53-63 頁，［拙稿（2022)］。
長坂祥悟「メーヌ・ド・ビランにおける他者と道徳」,『フランス哲学・思想研究』（第 28 号），2023 年近刊，［拙稿（2023)］。
村松正隆「メーヌ・ド・ビランにおける生命の認識」,『東京大学大学院人文社会系研究科・文学部哲学研究室論』（第 18 号），1999 年，89-101 頁，［村松（1999)］。
村松正隆『〈現われ〉とその秩序 ── メーヌ・ド・ビラン研究 ──』，東信堂，2007 年，［村松（2007)］。
ルフラン，ジャン『十九世紀フランス哲学』川口茂雄（監訳），長谷川琢哉，根無一行訳，白水社，2014 年，［ルフラン（2014)］。
山形頼洋『声と運動と他者 ── 情感性と言語の問題 ──』，萌書房，2004 年，［山形（2004)］。
吉永和加『感情から他者へ ── 生の現象学による共同体論 ──』，萌書房，2004 年，［吉永（2004)］。

10.14943/rjgshhs.23.l 81

撮影舞台を展示する

『「深」動物撮影 関係論 ―写真家髙橋忠照と出会った動物たち―』を事例に

中　村　香　音

要　旨

本論文は，北海道大学文学部・文学院・文学研究院の「書香の森」における企画展示『「深」動物撮影 関係論～写真家 髙橋忠照と出会った動物たち～』（2022 年 10 月 28 日～2023 年 1 月 20 日）の内容を記述しつつ，展示実現までのプロセスを記述したものである。また，「協働（collaboration）」による展示制作の可能性を踏まえながら，野生動物の写真撮影の舞台裏を展示することの意義を考察したものである。この展示は，筆者が修士課程 2 年次で企画したものであり，自然写真家・髙橋忠照氏による北海道の野生動物の写真 5 点と，髙橋氏がフィールドで実際に使用している撮影機材及び周辺道具を展示した。髙橋氏は自衛隊所属時に培ったスナイパーの技能を生かし，「潜入」「トラッキング」「ストーキング」などの接近術を駆使した撮影を行っている。この展示会では，髙橋氏と企画に参加した学生との協働によって展示を制作したことで，多角的な視点から野生動物の写真とその撮影方法について掘り下げることが可能となった。撮影舞台を展示することは，撮影者が体験するリアルな現場を様々な立場の他者に伝え，野生動物の撮影について共に考えるための装置になり得ると考えた。

1　序論

本論文は，2022 年 10 月 28 日～2023 年 1 月 20 日に開催された，北海道大学文学部・文学院・文学研究院の「書香の森」における企画展示『「深」動物撮影 関係論 ～写真家 髙橋忠照と出会った動物たち～』[1] の事例を取り上げ，本展示がどのように作られ実現したのかという，企画の内容と実現までのプロセスを記録することを目的としたものである。また，協働制作による展示実践の可能性を踏まえながら，野生動物の写真撮影の舞台裏を展示することの意義を考察する。

この展示では，筆者が企画を担当し，北海道大学文学部棟 1 階にある「書香の森」と呼ばれる一角で，北海道・東北地域で野生動物を撮影している自然写真家・髙橋忠照氏の野生動物の写真 5 点を展示した。「北海道大学文学研究院」を主催とし，合計 4 つの研究室との協働作業によって展示の準備を進めた。この企画に協働した研究室は，文化人類学研究室，博物館学研究室，芸術学研究室，地域科学研究室であった。文化人類学研究室からは筆者の他に 1 名の大学院生が参加し，博物館学研究室からは 2 名の大学院生，地域科学研究室からは 1 名の大学院生が参加した。これらの学生メンバーが実働的に展示の準備を行った。その他，書香の森のワーキンググループ（以下：書香の森 WG）に所属する今村信隆准教授（芸術学研究室）と筆者が「社会生態学特別演習」[2] の授業でお世話になった地域科学研究室の立澤史郎助教からご支援をいただいた。また，2022 年 12 月 3 日にはオンラインでギャラリートークのイベントを開催した。このイベントは，展示企画に参加した学生と髙橋氏による対談形式によって実施した。出展作品を順番に取り上げながら，髙橋氏の各作品がどのようにして撮影されたのかについて，学生メンバーが髙橋氏に質問を投げかけていく企画であった。髙橋氏の生の声を通して，展示コーナーだけでは知ることのできない撮影の舞台裏について，より多くの他者に伝える企画となった。

本論文では，はじめにこの章で，近年の人類学における展示の歴史的な流れと，その中で展開されてきた新たな展示のあり方について概観した上で，本展示の制作過程を論文の形で記録することの価値について述べる。2 章では，書香の森の概要を説明し，本展示の制作過程を紹介する。制作過程の記述では，本展示の企画に着手するまでの経緯と展示のコンセプトを説明し，4 回にわたって実施された実働チームによるミーティングの内容と準備の流れを紹介する。また，関連企画として実施したギャラリートークと図録の作成についても紹介する。最後に 3 章で，本展示の特徴を整理し，協働による展示制作を踏まえた上で，撮影舞台にフォーカスした展示を実践することの意義を考察する。

高倉浩樹は『展示する人類学』（2015）の中で，人類学の分野における展示の歴史的背景と，展示を実践することの可能性について，その詳細をまとめている。高倉によれば，これまでの異文化理解（＝異分野の表象）においては，調査する側と調査される側の立場には，政治的・文化的な非平等性が内包されていること，また学術的な理解という名の下に，政治的な力が行

1　・書香の森企画展示“「深」動物撮影 関係論 ～写真家 髙橋忠照と出会った動物たち～”―北海道大学 大学院文学研究院・大学院文学院・文学部（hokudai.ac.jp）
（https://www.let.hokudai.ac.jp/event/20382）最終閲覧日：2023/08/30
・書香の森企画展示“「深」動物撮影 関係論 ～写真家 髙橋忠照と出会った動物たち～”展示詳細―北海道大学 大学院文学研究院・大学院文学院・文学部（hokudai.ac.jp）
（https://www.let.hokudai.ac.jp/news/20413）最終閲覧日：2023/08/30

2　2022 年度 1 学期に開講された，北海道大学大学院文学院の科目

使されてきたことが反省されてきた。特に，人類学の分野では，19 世紀の植民地主義と民族標本の収集が密接に結びついていたことから，収集の根拠そのものが批判の対象とされてきた。展示についても，学術的な価値中立性に批判が向けられ，いかなる展示も特定の関心と特定の目的を持った，特定の立場からの表象の行為にすぎないということが指摘されてきた。こうした一連の議論を経て，貴重な学術標本の管理から，多様なステークホルダーによる協働性に基づく共同管理が着目されるようになった。このような潮流は人類学の分野だけでなく，博物館全般にも見られる。民族展示では，研究者とそれ以外のさまざまな関係者が協働することで，物質文化を共同管理し，その文化財としての価値を社会に発現していくことが重要視されるようになった。特に，現場に立脚し，当事者の視点を尊重する点に独自性のある人類学では，調査研究資料として収集されてきた物質文化や映像資料の社会的意義を提起することが求められている。被調査地の社会と調査者の社会の双方において，研究成果の公開，社会関与の新しい方法を開拓する需要が高まっている中，展示は一つの重要な方法とされている（高倉 2015a）。

また，従来の展示では，博物館に勤務する学芸員などの職業的展示者による運営がほとんどであったのに対し，現在では社会還元やアウトリーチなどの形で，社会との新しいインターフェイスを切り開いていくために，博物館に勤務しない大学の研究者にも展示の開催が求められるようになった（高倉 2015a）。研究者側の意識変化の表れとして，最近では博物館以外での展示も注目されている（高倉 2018：230）。例えば，『展示する人類学』（2015）では，博物館機能の一つである展示は，博物館の外でも実行可能であるとし，その拡張の可能性について考察している（高倉 2015a）。本展示も博物館の外，いわば大学の校内の一角で展示を実施したことから，博物館以外の展示として位置付けられる。さらに，写真やその撮影に関する事柄を展示したことから，「写真展」の要素も含んでいる。高倉によれば，メディアとしての写真は，調査地における調査者と被調査者の間，自国における異文化理解の促進という点で人類学者の重要な資源であり，写真の展示は人類学者の社会貢献を考える際に，最も行いやすいものだと述べている（高倉 2015b：204）。実際に高倉は，ロシア・シベリアのトナカイ牧畜民の生態人類学的な調査を行った後，2008 年に日本で行った展示と，2012 年にシベリアで行った展示について報告している（高倉 2015b，高倉・千葉 2015）。そして，展示を行うなかで現れた写真をめぐる様々な主体との対話を「協働編集（collaborative editing）」という言葉で概念化させ，「協働（collaboration）」を人類学の研究に位置づけ，民族誌資料の断片性の持つ可能性や展示が可能とする異文化交流のあり方について考察している（高倉 2015b）。

さらに『展示する人類学』（2015）では，展示を様々な形で実践してきた研究者の経験を報告し，それを共同討議することを試みている。ここでいう研究者の多くは，職業的な意味での博物館の学芸員ではなく，博物館の外側にいる研究者であり，彼らの展示の過程を記録し，学問が社会に広がる可能性について論じている（高倉 2015a）。調査者と被調査者に加えて，地域の市民社会を巻き込んだ協働による展示は，双方向的な異文化理解を推進していく可能性がある

といわれている（高倉 2018：230）。

このように，展示という実践ゆえに，様々な専門家と協働しながら，現地の人々と関わり合い，協力することの必要性と重要性が強調されてきた。本展示においても，学芸員ではない研究者，その中でも，複数の大学院生が主体的に展示を企画・運営し，作品提供者である髙橋氏との対話を通して展示制作を行ったことから，調査者と被調査者の枠を越えた「協働（collaboration）」による実践であったといえる。

大学の学生が主体となって展示を実施した事例は，人類学以外の分野でもいくつか報告されている。例えば，麻布大学いのちの博物館で開催された企画展示「フクロウが運んできたもの」では，八ヶ岳におけるフクロウの食性と生息地に関する論文内容をもとに，関連する標本類などを展示した。この展示は，八ヶ岳自然クラブとの共同研究で実現したものであり，大学と学外の組織，地元の相模原市立博物館との協働によって実施させた（高槻 2019）。また，フクロウの写真（八ヶ岳自然クラブ提供）だけでなく，フクロウの剥製標本，カービング模型，粘土模型，骨格標本も展示している。写真以外の資料を写真と共に展示している点で，本展示との類似性がみられる。しかし，写真家やその人の撮影方法にフォーカスした展示ではないため，本展示とは趣旨が異なっている。

また，熊本大学大学院の「写真を通じた材料工学教育の試み（論文）」の写真展では，マテリアル工学科および博士前期課程マテリアル工学専攻の学生で組織された「マテリアル系学生会」によって行われた。写真展の企画・作品制作・運営は学部生と博士課程の院生が中心的に行っている。作品は，電子顕微鏡写真であり，いずれも日頃の実験・研究から見出されたものである。この事例では，展示の取り組みによって，学生が日々の研究活動の中で作品を生み出し，一般の人々に見せる過程を通じて，学生の観察力やデザイン力，コミュニケーション力が涵養されることが期待できると報告している（横井・酒井ほか 2009）。本展示では，企画に参加した学生たちが撮影した写真ではなく，一人の写真家によって撮影された写真を展示した。そのため，本展示は，学生主体の展示の中でも，作品を提供する側との対話や共通理解の可能性に重点を置いた点で挑戦的な試みとなった。

以上の学問的背景や事例を踏まえ，本論文では，写真の中でも動物写真という特定のジャンルに絞り，特に，野生動物の写真を展示する実践の一例を報告する。高倉は，展示のメイキング[3] を記録し，いかなる意図で展示が構成され，どのような準備が進められたのか，その結果はどのようなものだったのかについて，論文という形でまとめることの必要性を説いている。また，展示経験の蓄積や技術の継承という観点からも，記録そのものが重要だということも主張している。とりわけ，大学に勤める研究者による展示の場合では，その過程を記録し，それをもとに自らの実践を分析することこそが，自らの研究・教育へのフィードバックになると述べ

[3] 本論文における「メイキング（making）」とは，展示が完成するまでの作業過程を指している。

ている。図録や目録においても，展示資料の内容や展示の背景についての学術的分析はあるものの，メイキングそのものはほとんど明らかにされていないことも指摘している。また，国立民族学博物館（民博）の初代館長であった梅棹忠夫（1978）[4] は，展示をチームによる共同研究の成果であると位置付け，展示が完成するまでのプロセスを論文にして残しておく必要性を主張している（高倉 2015a）。

しかし，動物を主題とした写真展は毎年全国各所で開催されているものの，論文の形で，動物の写真を扱った展示に関する報告はほとんど行われていない。また，本展示が実施したような，実際に撮影に使用されている機材や周辺道具を写真と一緒に展示したという事例についても，筆者が調査した限りでは確認できなかった（2023 年 6 月時点）。書香の森における過去の展示企画についても，現段階では論文の形としてはまだ報告されていない。したがって，本論文で動物写真を扱った展示の一例を報告することで，今後実施される動物写真を扱った展示や，学生主体の展示及び書香の森における展示実践の今後の発展に貢献したいと考えた。以上から，展示を記録すること自体に価値があるとして，筆者が企画した展示制作のプロセスを論文の形で記述することにした。

2　制作プロセス

2.1　書香の森の概要

まず，本展示の開催場所となった書香の森について概観する。書香の森とは，平成 20 年度に北海道大学 文学研究院・文学院・文学部のエントランスホール（ 1 階）に設けられた，文学研究院の研究紹介や学術交流の発信を目的に設置されたスペースである。平成 25 年度に改修が行われ，絵画や美術作品を展示するコーナーが新設された。このリニューアルに伴い，書棚では特集図書展示の企画も行われるようになり，現在では文学研究院・文学院の教員が執筆した図書の展示や図書に関連する企画展示を行っている[5]。

令和 4 年度の 3 月からは，学生主体の展示企画も行われるようになった。第 1 回目では，博物館学研究室の修士課程の院生による，北海道の土産品「木彫り熊」をテーマとした展示が開催された。この展示会では，企画者の修士論文をもとに企画された（2022 年 3 月開催）。第 2 回目には，同じく博物館学研究室の博士課程の院生による，ミュージアムでこれまで展示されたゲーム機やゲームソフトについての分析をまとめた展示が開催された。この展示会では，企画者の研究論文Ⅰの内容をもとに企画された（2022 年 7 月開催）。そして第 3 回目として，筆

[4] 梅棹忠夫編 1978『民博誕生』中央公論社 p.53.

[5] 書香の森について―書香の森―北海道大学 大学院文学研究院・大学院文学院・文学部（hokudai.ac.jp）（https://www.let.hokudai.ac.jp/book/about）最終閲覧日：2023/08/30

者が企画した，自然写真家・髙橋忠照氏の動物写真や撮影機材を展示した『「深」動物撮影 関係論 ～写真家 髙橋忠照と出会った動物たち～』（2022 年 10 月 28 日～2023 年 1 月 20 日）が開催された。

書香の森の展示コーナーには，２つのショーケースが設置されており，基本的にはこれらのショーケースの中に資料を入れて展示する。壁に面したショーケース（以下：壁面ケース）の長さは，縦 775 mm，横 3162 mm，奥行き 210 mm であり，正面のみスライド式のガラスの扉が設置されている。スライド式のガラスの扉は 3 枚で仕切られており，開閉が可能となっている。また，壁面ケースの天井には，円形状の 4 つの小さな照明が設置されている。壁面ケースの他には，傾斜（約 16 度）の台が付いた，横 1790 mm，奥行き 650 mm の覗き込むタイプのショーケース（以下：斜めケース）がある。この斜めケースの天井にはガラスの蓋が取り付けられている。展示制作者は，これら 2 つの異なるタイプのショーケースを使用して展示制作を行う。

2.2　展示企画に着手するまで

本展示を企画することになったきっかけは，筆者が地域科学研究室の立澤史郎助教が担当された「社会生態学特別演習」に参加したことである。この演習の発表形式を決める際に，立澤助教から「展示をやってみるのはどうか」という提案をいただいたことから，展示を通して自身の研究を他者に伝える方法を考えることにした。2022 年 6 月 14 日には，書香の森 WG の今村信隆准教授（芸術学研究室）に相談し，同年の秋頃の開催を目指して展示を企画することになった。

筆者は 2022 年 7 月 5 日の演習で，展示企画の先駆けとなる発表を行った。この発表では，野生動物の写真撮影おける社会的現状と，自身の研究協力者である自然写真家・髙橋忠照氏を紹介した。本展示の作品提供者である髙橋氏は，上富良野町に在住する写真家であり，北海道や東北地域に棲息する野生動物の撮影を専門とされている。陸上自衛隊勤務を経て 2019 年に自然写真家に転身し，自衛隊時代に培ったスナイパー（狙撃手）の技能を活かしつつ，自然の中に同化して野生動物を探し出すという，独自のスタイルで撮影されている。「潜入」「トラッキング」「ストーキング」などのスナイパーの技術を取り入れた撮影スタイルを確立し，一般の撮影者にはハイレベルな接近術を駆使している。近年，多くの人が野生動物の撮影に SNS 等を使って情報収集を行っている中，動物や環境の生態知識から野生動物を探し出し，動物たちの個体差に合わせた撮影方法を用いている。

筆者はこの演習の発表で，野生動物の写真撮影における一つの事件を取り上げた。髙橋氏が撮影したクマタカ（幼鳥）の写真が，2020 年 4 月に発売されたネイチャー雑誌『faura（ファウラ）62 号』（ナチュラリー発行）の中で特集されたのだが，髙橋氏の撮影方法に対する誤解や曲解がネット上で拡張した。それにより，髙橋氏の Facebook 及び『faura』の Instagram に投稿されたクマタカの写真に対する批判コメントが約半月にわたって殺到した。髙橋氏や『faura』に

対する批判は，最終的に約 4 万件にまで拡張され，第三者の写真家にまで炎上が及びかねない事態となった[6]。

この事件の裏には，撮影背景に対する軽視があったと筆者は考えている。ネットでは，餌づけをしたのではないかという憶測や，野生動物との距離が近すぎるという批判コメントが数多く寄せられたが，撮影した本人である髙橋氏に対して真相を聞こうとした者はほとんどいなかった。この事件を髙橋氏から直接耳にした筆者は，当事者の声や実際の撮影背景に真摯に向き合うことの重要性を感じた。そこで，「社会生態学特別演習」に参加していた学生と立澤助教にこの問題を共有することで，野生動物の写真撮影について今後どのように扱っていくべきかを共に考えることにした。また，このような野生動物の撮影に関する現状について，調査者である筆者の見方を介して紹介するだけでなく，当事者の生の声をダイレクトに伝え，授業の参加者からフィードバックを得ることで，野生動物の写真撮影に関する諸問題を共に考えることにした。そこで，髙橋氏を大学に招き，授業の参加者に向けた講演会を提案した。後日，髙橋氏から承諾をいただき，同年の 7 月 12 日には学内限定で髙橋氏の講演会を開催した[7]。このようにして，筆者は，『faura』の出来事や講演会を通して，「展示において撮影舞台をどのように提示すべきか」について考えた。また，展示の準備が始まるまでの期間において，髙橋氏による写真撮影をどのようにしたら他者に正確に伝えられるか，被写体である野生動物との対峙の過程をどのように工夫すれば鑑賞者に誤解なく理解してもらえるかを考えた。

以上の背景から，筆者は本展示の企画を通して，筆者自身の調査地（＝野生動物の撮影現場）をいかに見せ，いかに伝え，いかに表現するかということを，展示企画によって集まったあらゆる立場の参加者同士で考え合い，その中で触発されて生まれ出たアイデアや発想を展示という装置を使って具現化していくことを目指した。髙橋氏の作品（＝野生動物の写真）を展示することについて多角的に考えていくために，筆者の展示に興味のある学生を北海道大学文学部・文学院の研究室やゼミのメーリングリストから募集し，筆者以外の他学生と協働で展示を企画していくことにした。その結果，文化人類学研究からは，展示に興味があるという修士課程の院生 1 名と，「社会生態学特別演習」に参加した地域科学研究室の修士課程の院生 1 名が手を挙げてくれた。そして，筆者が展示未経験者であったことから，展示のアドバイザー・サポート役として，博物館研究室の博士後期課程の院生 1 名と，修士課程の院生 1 名が，書香の森の WG の先生方によって招集された。以上の，筆者を含む計 5 名の院生が実働チームを結成し，展示の企画・準備を行うことになった。学生メンバーには，「写真や展示品の見せ方やそのアイ

---

6 ファウラ faura ―すべての皆様へ クマタカ写真に対するご批判について... | Facebook（https://www.facebook.com/faurashop/posts/3789606567777294/）最終閲覧日：2023/08/30

7 講演会の開催について髙橋氏に提案した際に，書香の森での展示企画についても同時に提案したところ，快く承諾していただいた。

デアを吸収してもらい，いかに撮影の現場を人々に伝えるかということについて考える機会」として企画に協力してもらうことにした。作品提供者として協力していただく髙橋氏には，ご自身の作品を多くの人々に発表する機会としていただき，本展示を自身の PR の場として活用していただくことにした。

また，本展示は，これまでの書香の森における展示企画のように，研究成果を公表することを目的に実施したものではなかった。理由は，展示の企画時点で，企画者である筆者の研究がまだ成果を公表するまでに至っていなかったからである。しかし，この状況を逆手に取り，本展示では研究の実験的な場（＝装置）として展示企画を活用することにした。

2.3　展示のコンセプトを決める

次に，本展示の制作過程について紹介する。展示の企画が本格的に開始されたのは，2022 年の 9 月になってからであった。最初に，9 月 13 日に北海道大学の博物館学研究室にて，書香の森 WG の先生方に本展示の趣旨を説明した。その際に，髙橋氏から事前に提供されていた作品数点を A3 サイズで印刷[8] し，先生方にお見せした。また，展示の準備を効率的に進めるため，展示の開催日（2022 年 10 月 28 日）を決定した。最初のミーティングの一週間後にあたる 9 月 20 日には，オンライン（ZOOM）にて，本展示の作品提供者である髙橋氏を交え，今村信隆准教授（芸術学研究室），立澤史郎助教（地域科学研究室）と学生メンバーに展示の概要を説明した。その後，学生メンバーと共に数回にわたってミーティングを行った。

実働チーム（学生メンバー）でミーティングを開催するまでの間，筆者は，大まかな展示のコンセプトを整理した。まず，今回展示する髙橋氏の作品は，全て広角レンズで撮影されたものに限定した。その理由は，自然写真家・髙橋忠照氏の作品の魅力を最も伝えられると考えたからである。広角レンズを用いて被写体を至近距離で写すには，自らと被写体との距離を近づけさせないといけない。髙橋氏は，餌づけなどの誘因によって野生動物を近づけさせるのではなく，自らの潜入技術を活用することで野生動物への接近を成功させている。髙橋氏が野生動物に接近する時に使う技術こそ，スナイパーで培った「接近術」や「潜入」であり，それはスナイパーであった髙橋氏だからこそ可能な撮影方法である。そのため，自然写真家・髙橋忠照氏の撮影の魅力を伝える上では，広角レンズによって撮影された作品を展示するのが妥当だと考えた。

また，展示作品の方向性を確立する際に決め手となった作品があった。9 月 13 日のミーティング時に，書香の森 WG の先生方の目を惹いたのは，「クマタカ佇み」と題された作品であった。このクマタカは，『faura』の炎上事件で話題になった個体である。その作品をご覧になった先生方は，「どうやって撮影したのか気になる」と発言された。筆者は当初，髙橋氏の作品で

[8] 作品の印刷は，書香の森 WG の今村信隆准教授（芸術学研究室）が行ってくださった。

一番魅力的だと感じていたのは，広角レンズで撮影された写真と，野生動物の自然体の姿をとらえた写真であった。特に，カメラ目線ではない野生動物の写真こそ，高橋氏のスナイパー技術が活かされた写真だと考えていた。しかし，それでは髙橋忠照氏の個展になってしまうと懸念した。カメラの存在に気づいていない動物の姿を写した写真を扱った展示は，おそらくこれまでも，これから先も行われるだろうと考えた。今回の展示は，あくまでも北海道大学の文学研究院が主催で行う企画であったため，学術的にも価値のある挑戦的な展示にしたいと考えた。そこで注目したキーワードは「動物のまなざし」であった。カメラを構えた髙橋氏と動物のまなざしがぶつかった時に生まれた写真には，それを観る人々に何を訴えるのだろうという素朴な疑問が浮かんできた。そこで本展示で扱う作品は，カメラ目線で撮られたものの中から選ぶことにした。

2.4　実働チームによるミーティング

続いて，４回にわたって開催した実働チームによるミーティングの内容と，作業の順番を紹介していく。いずれのミーティングも１時間から２時間は要し，時には延長しながらメンバーで相談を重ねていった。なお，ミーティング時に話しきれなかった場合は，グループ LINE を活用し，必要に応じて連絡を取り合った。

2.4.1　第１回実働チームミーティング

第１回の実働チームによるミーティングでは，９月 28 日にオンライン（ZOOM）で開催し，パワーポイントを活用しながら展示の趣旨について説明した。この回では，メンバーの自己紹介，展示のコンセプトの説明，展示する候補作品の鑑賞，作品の配置案の相談，パンフレット等の配布物の案を提示し，学生メンバーから意見を募った。

まず，筆者が事前に考えた展示会のメインタイトルである『「深」動物撮影関係論』をメンバーに提案した。「深」を本展示のタイトルに取り入れた理由は，より「深い」レベルで野生動物の写真撮影の世界を本展示で表現したいという思いがあったからである。また，展示を通して，「撮る＝人間/撮られる＝動物」という単純な二項対立式では捉え切れない，より「深い」意味での写真撮影のあり方について考えたかった。「動物撮影関係論」の部分では，「野生動物」の「野生」という言葉をあえて外すことにした。理由は，動物撮影の現場では，「野生」や「自然」という概念が揺らぐような場面もあるからである。「撮影者」である人間が動物を撮影するという行為自体，そもそもどこまでが「自然」や「野生」と言えるのか，その境界がわからなくなることがある。本展示で扱う作品は，人間から切り離された存在としての動物の姿ではなく，髙橋忠照氏という一人の撮影者と動物との対峙（＝撮影時における関係性）を表わしたものであると考えた。そのため，本展示のタイトルに「動物撮影関係論」という言葉を取り入れることにした。

展示のコンセプトについては，「動物のまなざし×広角レンズ」と題して，広角レンズで撮影

された写真かつ，カメラ目線の写真を展示することを提案した。そして，それらの作品の展示方法を相談した。高橋氏から事前に提供いただいた作品の中で，カメラ目線であったものは 7 点あり，これらの作品をどのように展示するかについて話し合った。例えば，全紙サイズの作品 3 点を設置する案，A4 サイズの作品 6 点を設置する案，全紙サイズの作品 2 点と A4 サイズの作品 2 点を設置する案，全紙サイズの作品 1 点・A4 サイズの作品 4 点を設置する案を提案した。また，高橋氏から提供していただいた作品を全てショーケースに収めるのは難しく，選抜した作品を終始展示する案と，何週間もしくは一ヶ月毎に作品を交換する案もあげた。また，斜めケースに展示する資料について，いくつかの案を提示した。壁面ケースには写真をメインに展示することを考えていたため，斜めケースでは写真以外の資料を展示することにした。例えば，動物の部位（鹿の角，ヒグマの手の剥製など），高橋氏が撮影に使用している小道具（コンパスなど），雑誌類（高橋氏のインタビュー記事など），テキスト，撮影地域の地図，展示写真に写っている動物との出会いから別れを時系列にまとめた表などを提案した。さらに，展示コーナーに設置するものについても提案した。そこでは過去の書香の森の展示の事例を振り返り，アンケート用パネル，あいさつ文が書かれたパネル，配布物（チラシ・ポスターなど）を設置することについてメンバーと確認した。その他に，高橋氏の撮影時の様子を描いたエッセイつき冊子（パンフレット）の制作や，カレンダー冊子の制作，ポストカード制作について提案した。加えて，以前，高橋氏と電話をした際に提案された，映像の上映や，高橋氏の作品（ポストカードや野生動物写真がラベリングされたドッリップコーヒー）を販売すること，展示開催中にギャラリートークを開催するといった案についても学生メンバーに伝えた。いずれの提案も筆者自身が事前に考えてメンバーに相談したが，第 1 回のミーティング時では具体的に何を準備するか確定しなかった。

2.4.2　第 2 回実働チームミーティング

2 回目となる実働チームによるミーティングは，10 月 7 日にオンライン（ZOOM）で開催された。この回でもパワーポイントを活用しながら，まだ決まっていない内容について相談した。この回では，本展示のサブタイトルに「高橋忠照と出会った動物たち」という言葉を付けることを提案した。出展作品は，高橋氏だからこそ撮ることのできた写真であり，高橋氏とその被写体である動物たちとの関係性が表れている。本展示の主役は，あくまでも高橋氏と彼が出会った野生動物たちであることを強調させるため，上記のようなサブタイトルを付けることにした。

また，筆者は，本展示にキャッチコピーをつけることを提案した。そのキャッチコピーとは「あなたは何を観ているのか…」というものであった。このキャッチコピーは，3 者に対して「何を観ているのか」という問いかけを想定している。その 3 者とは，（1）自然写真家・高橋忠照氏，（2）鑑賞者，（3）被写体となった動物たちである。（1）に関しては，高橋氏がアマチュアのカメラマンの視点とは異なり，より深いレベルで動物を観察していることを表している。

（2）に関しては，特に『faura』の炎上事件における人々に対する問いかけとなっている。（3）に関しては，カメラに視線を送る動物たちが，我々人間の何を観て，何を感じているのかという，人間と動物との対峙，あるいは広義的な意味での「人―動物」の関係性を考えるための問いかけとなっている。これら3つの視点を想定したキャッチコピーは，様々なステークホルダーに呼びかけるものであり，本展示を通して，深いレベルで野生動物を撮影するとはどういうことなのかを一度立ち止まって考えてもらうために考案した。

そして，この回では，斜めケースに展示する資料と，壁面ケースに展示する作品が決まった。まず，斜めケースに展示するものは，髙橋氏が実際に撮影に使用している撮影機材や周辺道具とした。いずれの資料も，髙橋氏自らが選抜し，冬季の撮影では使用しない道具類を借用させていただくことになった。これらの資料は大学宛に郵送していただくことになり，後日研究室にて実際の資料を確認することになった。また，書香の森の本棚には，ネットで話題となったネイチャー雑誌『faura』の現物を展示することを提案した。

次に，壁面ケースに展示する作品の配置案について相談した。このケースの配置案については，パワーポイントを活用しながら，過去の書香の森の展示風景を切り取った写真の上に，各作品を載せ，配置を変えながらメンバーと相談を重ね決定した。例えば，案1として，作品1点1点をできるだけ大きく見せるために，1回に展示する点数を3点に絞り，作品を2回に分けて展示するというものがあった。しかしそれでは，解説パネルを貼るスペースを確保できないという難点があった。また，遠くからでも作品を眺めることができることから，わざわざ展示コーナーまで近付いて観に来ないのではないかという懸念があった。案2として，作品を交換することは行わず，大小様々な写真を終始展示するというものもあった。この案は，作品を観つつ，解説パネルを読むことで，それらの写真がどのようにして撮影されたのかを同時に知ることができる。しかし，この展示方法のデメリットとしては，全体的に作品のサイズが小さくなってしまうため，案1よりも写真を見た時のインパクトが弱まることが懸念された。また，展示の開催期間を通して，展示できる作品の点数が多い案1と比較すると，案2の方は点数が減ってしまうという心配もあった。筆者としては，写真は大きく見せたいが，どのように各写真が撮影されたのかという，その撮影背景こそ多くの人に伝えたいという思いがあった。そこで，メンバーには「どちらの配置案の方がより効果的に多くの人に写真とその撮影背景を見せられると思いますか？」という文面をグループLINEで送信し，ミーティングの当日を迎えることにした。こうして，実働チームのメンバーと議論した結果，案2をもとにした，以下のような配置案に決定した（図1）。



図 1　壁面ケースの配置案

その後，実際に展示する作品を決定した。選抜した作品に共通する特徴は，（1）髙橋忠照氏が主な撮影地としている北海道の美瑛町・上富良野町周辺の地域で撮影した写真であること，（2）被写体である動物がカメラ目線であること，（3）冬に撮影された写真であること，の 3 つである。髙橋氏から作品を提供していただいた当初，カメラ目線の作品は 7 点あったが，その内の冬に撮影された 5 点の作品に絞ることにした。冬の作品を選ぶことになった理由は，主に 3 つあった。一つは，展示の開催期間が晩秋から雪の降る冬であったこと。もう一つは，宣伝用に制作するポスターのデザインに沿って考えることになったことである。本展示のポスターデザインを，当時デザインの専門学校に通っていた筆者の弟が担当することになったのだが，彼が仮に作成したポスターのデザインや配色と，仮作成で使用した作品（後に実際に展示することになる 5 点）が，非常に相性が良かった。また，学生メンバーと話し合った際，展示する作品は統一感があった方が見栄えが良いという結論に至った。こうして，当初髙橋氏より提供していただいた作品は 7 点あったが，展示できる点数や印刷するサイズを考慮した結果，冬の作品に絞ることにした。その結果，以下の 5 点の作品を展示することになった（図 2 ～図 6）。選抜した作品と各印刷サイズは以下の通りである。



図 2　クマタカ（A2）



図 3　エゾユキウサギ（A3）

2.4.3　第 3 回実働チームミーティング

その後, 10 月 10 日には，3 回目となる実働チームによるミーティングをオンライン（ZOOM）で開催した。この回では，ポスターのデザインの確認と，本展示タイトルの変更に関する相談，ギャラリートークの開催の決定とその開催方法を話し合った。

ポスターのデザインに関しては，前回のミーティング時に，メンバーから得た意見を参考に修正したものを皆で確認した。また，フォントや写真のバランスを考慮しながら，より良いポスターに仕上がるよう話し合った。



図 4　キタキツネ（A3）





図 5（左），図 6（右）　エゾモモンガ（A3）＊別個体 2 点

本展示のタイトルに関しては，サブタイトルを「髙橋忠照と出会った動物たち」から，「写真家 髙橋忠照と出会った動物たち」に変更することをメンバーに提案した。「写真家」を付け加えた理由は，髙橋氏のことを知らない人が本展示のタイトルを見た際に，髙橋氏が写真家であることを直ぐに認識できるようにするためであった。また，筆者の家族にポスターのデザインを見せた際，本展示が一体何の展示なのかわかりにくいという指摘を得た。本展示は，髙橋氏が撮影した写真がメインであるものの，一般的な写真展のような，多数の作品を展示するものではなかった。そのため，はたして本展示を写真展と呼べるに値するほどの展示であるのかどうかを吟味することになった。そこで，本展示のタイトルに，はっきりと「写真展」という言葉を入れるべきか，あるいは鑑賞者がポスターを見た際や展示会場に来た際に，本展示のメインが写真（＝作品）であることを伝えつつも，髙橋氏と動物との関係性を表現するという点で，一般的に見られるような写真だけを展示する「写真展」とは区別するべきかを考えた。メンバー

と話し合った結果，サブタイトルに「写真家」を添え，あくまでも一人の写真家が撮影した写真（＝作品）が本展示のメインであることを強調することになった。そして，本展示のタイトルは最終的に，『「深」動物撮影 関係論 ～写真家髙橋忠照と出会った動物たち～』とすることに決定した。

また，この回では，ギャラリートークの開催の決定と，その方法について話し合った。具体的には，開催日をポスターなどの配布物等に掲載すること，どのような形式で行うか（オンライン形式など），開催時期などについて相談した。その他に，イベントの開催予定時期が冬であることから，降雪を考慮し，対面形式ではなくオンライン形式で行うことを提案した。また，ギャラリートークの開催中に，動画を上映することを提案した。その動画とは，髙橋氏がクマタカを定点観測した記録映像であり，このクマタカはネイチャー雑誌『faura』で話題となった個体である。動画の中では，髙橋氏がこの個体をどのように観察し，対峙したのかが記録されていたことから，実際の野生動物の撮影現場を伝える際に有効的な手段として，動画の上映を取り入れることにした。そして，このギャラリートークを髙橋氏のフリートークとするのではなく，髙橋氏と学生（実働チーム）との対談形式で行うことについて提案した。そうすることで，髙橋氏の撮影方法についてより深く掘り下げることができると考えられた。また，学生が主体となってトークイベントを運営し，筆者がイベントの司会を担当することや，筆者以外の学生がインタビュアーとなることについて提案した。また，参加にあたって事前申し込み制とすることや，学外の人の参加も許可するという方向で話がまとまった。いずれの提案も，メンバーから同意を得ることができ，髙橋氏にも後日承諾を得た。

その他，出展作品それぞれに解説文を添えることを決定した。この解説文は，髙橋氏が出展作品の動物たちを撮影した時のエピソードを描写し，筆者が髙橋氏に聞き取り調査をした時の内容をエッセイ風に文章化したものである。筆者は，作品を選抜するにあたり，髙橋氏が実際に各作品をどのようにして撮影したのかを知る必要があると考えた。そこで，筆者は髙橋氏から予め提供していただいた作品の内，動物がカメラ目線で写っている７点の作品についての聞き取り調査（半構造化インタビュー）を２回目の実働チームによるミーティングの前から継続的に行っていた。この聞き取り調査では，筆者と髙橋氏との一対一で電話と ZOOM を使用しながら数回にわたって実施した。髙橋氏に尋ねたことは各作品を「どのようにして撮影したのか」ということであった。各作品に添えた解説パネルは，この聞き取り調査の内容をもとに作成することにした。聞き取り調査のために用意した質問項目は，「どんな環境か（季節はいつ，どこで，天候，時間など）」，「どのように個体を見つけたのか」，「撮影に至った経緯（個体の特徴，性格）」，「撮影スタイル」，「撮影時にどんなことを思いながら撮影したか」，「撮影時の動物の反応はどうだったか」，「撮影期間（シャッターチャンスの時間，撮影が継続できた日数，何回撮影できたか）」，「見失った時（いつ，どんな状況だったか，心情）」であった。これらの質問項目をもとに，作品一点一点をパソコンで見ながら，髙橋氏に撮影の過程や撮影時の心情な

どを尋ねた。解説文の作成では，髙橋氏から聞いた話をもとに，各作品が撮影された時の情景を描き出しつつ，髙橋氏の視点から動物たちをどのように観察し，どのように撮影に臨んだのかを忠実に再現した。なお，正確に表現できているかを確認するために，髙橋氏には適宜メールや電話にて応えていただいた。学生メンバーには，作成した文章を読者が読んだ際に，撮影時の情景が正しく伝わるかどうか，あるいは他に書き加えた方が良い情報があるかどうかについて意見をもらうことにした。

2.4.4　第 4 回実働チームミーティング

展示作業前の最終ミーティングとなった第 4 回実働チームミーティングは，10 月 18 日にオンライン（ZOOM）で開催された。この回では，主に作品（動物の写真）と共に展示する解説パネルの文章と，図録に掲載する文章について，その内容の調整を行った。その他，ポスターのデザインの最終確認, 図録の制作に関する相談, ギャラリートークの開催日時について話し合った。作品と共に設置する解説文は，最終的に次の通りとなった[9]。

2020 年 3 月 16 日（13 時 43 分）に撮影したクマタカ
撮影期間：2019 年 11 月～2020 年 5 月上旬）撮影場所：空知地域
出会った当初は望遠レンズを使って観察・撮影を繰り返しながら，ほぼ毎日彼のもとに通い続けた。彼はカエルなどを捕らえるために，この水場とそのすぐ上にある木の枝を行ったり来たりする。この写真を撮影した日，彼はまったりした様子だった。そこで彼が止まっている木によじ登ってみることにした。

2019 年 2 月 18 日（16 時 50 分）に撮影したエゾユキウサギ
撮影場所：空知地域
この日，撮影するのにちょうどいい場所に穴を掘って休んでいる彼を発見した。彼が動き出す夕方になるまでその場で伏せて待つことにした。…… 1 時間ほど経ち，ようやく穴から歩いて出てきてこちらを見たので咄嗟にシャッターを切った。連写で撮ったものの，顔をこちらに向けた写真はわずか 2 カットのみだった。

2022 年 3 月 16 日（13 時頃）に撮影したキタキツネ
撮影場所：上川地域
彼は斜面になった場所の高い位置にいた。私は彼よりも低い位置から，ゆっくり，ゆっくりと彼に近づき，膝をついて寝そべった。片手でリモートレリーズを持ち，カメラは地面とすれすれになるように下ろした。手を伸ばしてモニター画面を見ながら彼を仰ぐようにして撮影した。

[9] 作品の解説文における個体の代名詞は，性別が不明であったため，全て「彼」（＝It）と表記した。

左下/2020 年 2 月 26 日（6 時 37 分）に撮影したエゾモモンガ a
右上/2020 年 3 月 7 日（6 時 14 分）に撮影したエゾモモンガ b
撮影場所：空知地域
この巣穴には 3 頭のエゾモモンガが一緒に暮らしていて，2 枚の写真はそのうちの 2 頭である。巣穴の前に三脚を立ててその上にカメラを設置し，カメラから 10 m のリモートレリーズを伸ばした。私は 6〜7 m 離れた場所から彼らの行動パターンを望遠レンズや双眼鏡で観察しながら，彼らが巣穴に帰って来たタイミングを見て遠隔操作で撮影した。

2.5　セッティングと展示の開催

展示の準備作業は，2022 年 10 月 19 日〜2022 年 10 月 26 日にかけて，北海道大学の博物館学研究室で行った。10 月 19 日と 10 月 26 日には髙橋氏が大学に来られ，19 日には髙橋氏から撮影機材や周辺道具の使用方法を教えていただいた。また，パネル貼りの作業は 25 日から開始した。10 月 27 日には，作品や解説パネル，その他全ての展示資料を設置した。そして，10 月 28 日には展示が開催され，その当日に展示風景の撮影を行った。

2022 年 10 月 19 日に髙橋氏が大学に来られた際には，学生メンバー数人と今村信隆准教授（芸術学研究室）と共に，髙橋氏から撮影機材や周辺道具の使用方法について説明を聞く機会を得た。髙橋氏は，機材や道具を一つずつ取り上げながら，実際に撮影する時の道具の配置を示された。その結果，斜めケースには，髙橋氏が実際に撮影する時のように撮影機材や周辺道具を配置することで，撮影現場を再現することになった（図 7，図 8）。これによって，企画メンバーから，ジャンクカメラを斜めケースに設置することや，その被写体となる動物（キタキツネのぬいぐるみ）をカメラのレンズ（＝撮影者の目線）の先に配置するという案が出された。なお，台の中央に設置するジャンクカメラは，実働チームのメンバーから借用することができた。その結果，斜めケースには次の資料を展示することになった[10]。

軍事用ブーニーハット，スナイパーベール，M2 コンパス（軍事用），カメラリグ（カメラケージ），サンドピロー，カメラ用バラキューダ（偽装網），リモートレリーズ，軍事用双眼鏡，メモ帳，ケミカルライト，鉄杭，小物入れ（ポーチ），追跡棒，ジャンクカメラ，キタキツネのぬいぐるみ　以上

[10] ジャンクカメラとキタキツネのぬいぐるみは，実働チームのメンバーが用意した。




図 7（左），図 8（右） 髙橋氏によるレクチャーの様子

写真の印刷は，髙橋氏自らが彼の知り合いである風景写真家・高橋真澄氏に依頼された。企画関係者が，実際に展示する作品（写真資料）と直接対面したのは，髙橋氏が大学に来られた 10 月 19 日であった。髙橋氏が印刷した写真をパネルに貼って郵送されたため，作品が大学に到着した時にはすぐに展示可能な状態にあった。また，壁面ケースの壁には，黒色の幕を張ることにした。書香の森の壁面ケースの壁は，もともと薄いベージュ色であったが，出展作品の多くは薄い色の背景が多く，作品が目立たないことが懸念された。そこで，黒い幕を張ることによって作品を際立たせ，作品に引き込まれるような効果を狙った。

作品に添える解説パネル以外に作成したパネルの種類は，「各小道具の解説」，「ミル目盛り入りの双眼鏡を使って自分と動物の距離を測る方法を説明したもの」，「足跡から頭数を分析する方法を説明したもの」，「追跡棒の使用方法を説明したもの」，「カメラを偽装する行程を記した図」であった。これらのパネルは主に斜めケースに設置した。解説文については，髙橋氏との電話や ZOOM による聞き取り調査から，筆者が文章化する形で作成した。その文章化した内容に誤りがないか，髙橋氏とは繰り返し連絡を取った。作品（写真資料）以外の展示パネルの作成は，主に実働チームの文化人類学研究室の院生が担当した。解説パネルのサイズは，10 ㎝×15 ㎝のサイズのものと，A5 サイズのものの 2 つの案が出た。パネルを設置する前に，これらのサイズ違いの印刷紙を実際に各展示ケースに設置し，設置した時の印象や他の展示品とのバランスを見ながらサイズを調整することにした。この時も，学生メンバーと相談しながらパネル作成を行った（図 9，図 10）。

セッティング日となった 10 月 27 日には，髙橋氏が大学に来られ，学生メンバーと共に，作品や撮影機材と周辺道具，展示パネル，ごあいさつ文などの全展示資料を設置した（図 11，図 12）。翌日の 10 月 28 日には無事に展示が開催された（図 13，図 14，図 15）。開催期間中には，展示風景の写真撮影や広報活動を行った。ポスターは，文学部 1 階～ 6 階の掲示板，クラーク会館掲示板，中央食堂掲示板，正門横掲示板に掲載した。また，アンケート用のフォームを展示コーナーに設置した。



図 9

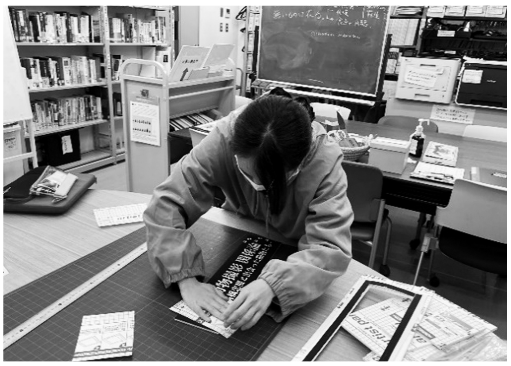


図 10



図 11



図 12



図 13　完成図（全体）



図 14　完成図（壁面ケース）



図 15　完成図（斜めケース）

2.6　ギャラリートークの開催

展示開催後には再び実働チームで集まり，ギャラリートークの開催に向けた準備とミーティングを重ねていった。2022 年 11 月 8 日にはオンライン（ZOOM）によるミーティングを行い，ギャラリートークの大まかな流れを確認した。先述したが，このイベントでは，実働チームのメンバーと高橋氏との対談形式で行うことにした。また，ギャラリートークの時間は，質疑応答の時間も含めて 2 時間（13 時から 15 時まで）となった。そこで，当日円滑に進行できるよう，高橋氏に質問する内容を予め話し合って決めておくことにした。高橋氏への質問は各自で考えることにし，まず筆者が，質問内容の案を実働チームのメンバーに提示した。例えば，作品に添えた解説文に補足を加えるような質問，動物の生態に関する質問，高橋氏の撮影技術や動物の捜索方法に関する質問などをあげた。また，各自の専門領域の観点からの質問も歓迎した。1 人につき，展示作品の各動物に対して 1 つ以上質問を用意するように呼び掛けた。このようにして，実働チームのメンバーには，ミーティング前に予め質問を考えてもらい，11 月 15 日のオンラインによるミーティングでは，ZOOM の共有機能を使用しながら，各自が考えた質問について発表した。その後，何度か高橋氏と連絡を取り合い，学生が考案した質問内容を確認していただいた。高橋氏からの返答を踏まえて，11 月 22 日には再び ZOOM を活用し，実働



図 16

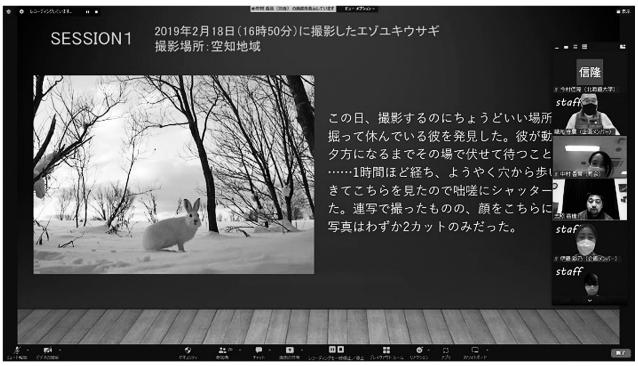


図 17

チームで質問内容について調整を重ねた。なお，台本制作と当日オンラインで使用するスライドの作成は筆者が担当した。台本の内容に関する相談や，当日の流れについての確認は，11 月 28 日と 12 月 1 日に ZOOM を活用して行った。

イベント開催日となった 2022 年 12 月 3 日当日，実働チームのメンバーは，大学内の教室を借りて対面形式でイベントの運営を行った（図 16，図 17）。髙橋氏は積雪で大学へ行くことが困難になることを考慮し，オンライン（ZOOM）で参加していただくことになった。今村信隆准教授（芸術学研究室），立澤史郎助教（地域科学研究室）にもご参加いただき，来場者と先生方はオンラインで参加した。今回のギャラリートークは，一般参加者も含めて，述べ 27 名が参加した。司会を筆者が担当し，インタビュアーを筆者以外の実働チームのメンバーが担当した。

このイベントでは，展示の解説文を作成する際には聞き得なかった，野生動物へのアプローチや作品の裏話・秘話について，インタビュアーの実働チームのメンバーを通して知ることができた。さらには，髙橋氏の撮影する心構えや思想についても聞くことができ，髙橋氏の野生動物の写真撮影に対する新たな視点に気づくことができた。また，質疑応答の時間では，来場者からの質問を受け付けた。その結果，多角的な質問や指摘によって，活発的な議論が展開された。髙橋氏には自身の経験や考えを語っていただいたことで，自身の撮影スタイルについて，他者に PR する機会にもなった。イベントの最後には，本展示を終始サポートしていただいた立澤史郎助教から，野生動物との接触や写真撮影を巡る諸問題に対して，動物保全学の視点からコメントをいただいた。その後，書香の森 WG の今村信隆准教授より，関係者への謝辞を述べていただき，本展示のギャラリートークのイベントは幕を閉じた。

2.7　図録の作成

本展示の図録の作成はギャラリートークのミーティングと併行させながら行っていたが，ギャラリートークの準備を優先したため，図録作成は 12 月に入ってから本格的に開始することになった。図録の編集は，実働チームの博物館学研究室の院生（博士後期課程）が担当した。

今回作成した図録は，16 ページで構成された B5 サイズのフルカラーの冊子である。最初の見開きのページには，筆者と髙橋氏によるごあいさつ文と，本展示のキャッチコピー，髙橋氏のプロフィールを記載した。次のページには，撮影機材と周辺道具の写真，それらを配置した斜めケースの写真を掲載した。同じページに，それらの道具類の使用方法を 1 点ずつ記載した。道具類の使用方法を示した解説文は，髙橋氏への聞き取り調査をもとに筆者が作成した。次のページでは，実際に展示した作品を 1 点ずつ紹介し，作品 1 点につき，見開きで 2 ページを使って掲載した。出展作品の他に，撮影の過程やエピソードを描いた文章と，同個体の別カット（1 点～ 2 点）を各ページに掲載した。撮影背景などを描いた文章は，解説パネルを作成する際に使用したものであり，図録ではより詳細に記述した。最後のページには，図録の発行にあたって，山口未花子准教授（文化人類学研究室）と，立澤史郎助教（地域科学研究室）による特別寄稿を掲載した。お二人には，動物の写真撮影に関する独自の見解や，髙橋氏の撮影スタイルについて言及していただいた。図録のレイアウトに関しては，編集を担当した実働チームのメンバー（博物館学研究室の博士後期課程）と筆者が相談を重ねて構成した。また，2022 年 12 月 9 日には実働チームのメンバーを招集し，レイアウトの相談をオンライン（ZOOM）で行った。最終的に髙橋氏や先生方に確認していただき，同年の 12 月 28 日には，書香の森の展示コーナーや北海道大学総合博物館のミュージアムショップ「ぽとろ」等で，図録の配布を開始した。

3　本展示の特徴と撮影舞台を展示することの意義

展示の内容とその制作過程から本展示の特徴を整理すると，主に次の 4 つの点が挙げられる。（1）学生主体の展示企画であったこと。（2）博物館における展示ではなく，大学の構内における企画展示であったこと。（3）研究成果の公開ではなく，学生と写真家が協働し，一人の写真家による動物写真と，その撮影方法や動物との対峙，動物の生態について互いに再確認しながら，展示を実験的に実施したこと。（4）写真だけでなく，撮影に使用する機材や周辺道具を展示したこと。以上の 4 点が本展示の特徴としてあげられる。

また，協働による展示制作を踏まえた上で，撮影舞台にフォーカスした展示を実践することの意義を考えてみたい。展示制作を行った学生たちは，実際の髙橋氏の撮影現場に立ち会ったわけではないため，あくまでも写真と聞き取り調査から得られた情報から撮影の舞台裏を想像することになった。写真を見る側は，他者が撮影した写真を見た際に様々な解釈をするが，ネイチャー雑誌『faura』の例に見たように，それは良くも悪くも，実際の撮影現場とは異なった形で想像されることもある。展示においても，制作者の意図とは別に，来館者が独自の解釈を行うという意味で，誤解を含んだコミュニケーションが生成されることや，その過程こそが新しい文化生成の場であると見なし，民族誌として描かれるべきだと主張している論考もある（高倉 2015a：13）。しかし，野生動物の写真においては，野生動物を撮影する際のマナーが問題視

されることもあり（戸塚 2019），撮影者の行動が野生動物に悪影響を与えるといった警告もなされている（早矢仕 2022）。髙橋氏の写真撮影では，1 枚の写真を撮影するまでに相当な苦労がなされており，スナイパーの接近術を駆使していたとしても，作品を容易に生産できるわけではない。にもかかわらず，それらの作品に対する想像や解釈は，鑑賞者側に委ねられており，時には誤解を招くこともある。したがって，野生動物の写真には，撮影者の意図と鑑賞者による想像の適度なバランスが重要であると考えられる。筆者は本展示を企画するにあたって，『faura』の炎上事件にみたような誤解を招かないよう考慮し，「どのように撮影したのか」という撮影までの過程や当時のエピソードを髙橋氏に尋ね，それを解説文やギャラリートークによって多くの他者に伝えることに挑んだ。撮影の舞台裏に迫ったことで，鑑賞者には動物写真に対する一定の見方を提示することになった。また，本展示の実践は，撮影者と野生動物との関係性に着目することの奥深さを多くの人々に知ってもらうきっかけを提供するものであった。

さらに，撮影舞台を展示することができたのは，実働チームの存在が欠かせなかった。もちろん，展示のセッティングにおいて人手を十分に確保できたことは言うまでもないが，それ以上に重要なのは，多角的な視点や意見を得ることができたことである。例えば，解説文を作成する際，筆者が執筆した文章について，もっとこのように表現した方がわかりやすいのではないか，といったアドバイスを得ることができた。今回の展示企画に参加した学生のほとんどは，野生動物の写真撮影に関しては素人であり，この展示の制作過程の中で，初めて耳にする専門用語も多々あった。しかし，そのような素人が展示制作を担当したことによって，鑑賞者の視点に立つことができ，他者に対しても伝わりやすい表現を目指すことに繋がった。また，本展示の関連イベントとなったギャラリートークでは，実働チームの学生と髙橋氏との対談形式で行った。髙橋氏の作品やその撮影方法，撮影の舞台裏に迫り，髙橋氏と野生動物との関係性を深化させていくために，学生たちには様々な角度から質問を考えてもらった。これらの質問は，筆者一人では思い付かないようなものもあった。この経験は，髙橋氏との対話を通して，学生が自らの知見を深めてく過程でもあったといえる。高倉によれば，博物館においても，博物館の経験を通して自己を知り，他者の価値観に触れることから，自己と他者の違いを排他的に強調し分断するのではなく，社会の結びつきを見いだそうとする効果があると指摘されている（高倉 2015a：12）。さらに，斜めケースに展示した資料の配置は，髙橋氏が実働チームに対するレクチャーがあったからこそ実現したものであった。このように，撮影舞台を展示する実践を巡って，学生と写真家，さらには書香の森 WG の教員による協働制作によって，野生動物の写真の見方をより真摯に考えることができた。

以上から，撮影舞台を展示することは，野生動物の写真撮影における，撮影者と動物との関係性により深く迫ることができ，写真への新たな見方を鑑賞者に提示することにも繋がることがわかった。また，協働制作による展示は，他者に撮影現場をいかに伝えるかについて考える

装置にもなり，撮影舞台をより多角的な視点から掘り下げることが可能となると考えられる。

4　結論

本論文は，筆者が企画した『「深」動物撮影 関係論 ～写真家髙橋忠照と出会った動物たち～』における展示制作のプロセスを論文の形で記録したことで，今後の野生動物の写真を展示する実践や，撮影者と動物との関係性をテーマとした展示を実践する際の参考資料として提供するものとなった。同時に，学生を主体とした展示実践の一例として，また博物館以外の場所における展示の一例として，さらには，撮影に使用する機材や周辺道具を写真と共に展示するという試みの前例として，本展示の取り組みはこれから開催される様々な展示に貢献できるものとなった。特に，現在も盛んに展示の企画が実施されている書香の森には，新たな試みや発展に期待したい。また，本展示は，自然写真家・髙橋忠照氏の撮影現場をいかに他者に伝えるかということを大事にした。その背景には，野生動物の写真撮影における現場レベルの問題性や，写真に対する解釈，それに伴って発生する誤解などの課題をいかに克服できるのかという問いがあった。そこで，複数の学生と写真家が協働で展示制作に取り組んだことで，その課題に挑むことができた。例えば，野生動物の写真をただ提示するだけでなく，その撮影の舞台裏について記した解説パネルや撮影に使用する機材・周辺道具を一緒に展示することで，野生動物の写真の新たな見方を示した。さらに，髙橋氏と動物との個別的な関係性を展示によって示したことで，よりパーソナルで唯一無二の展示として，本展示を特異化させることができた。また，個人の一方的な解釈や表象によるものではなく，学生と作品・資料の提供者である髙橋氏との双方向的な対話によって実現させることができた。それは互いにとって，野生動物の写真撮影における再認識や再解釈を促すことにも繋がったといえる。野生動物の写真を展示する実践において撮影背景を展示することは，撮影者が体験するリアルな現場を様々な立場の他者に伝え，共に考えるための装置になり得ると考えられる。しかし，本論文では，展示を実際に制作した側の協働のみに焦点を当て，鑑賞者である来館者を含めた他者による双方向的なやりとりについては取り上げることができなかった。そこで今後は，来館者を含めた多様な他者との「協働制作」やその可能性を考慮しながら，野生動物の写真を扱った展示の実践を考えていきたい。

（なかむら　かのん・文化人類学研究室）

参照文献

高倉浩樹 2015a「序 展示する人類学」高倉浩樹編『展示する人類学―日本と異文化をつなぐ対話』昭和堂 pp.1–20.

―― 2015b「写真資料をめぐる対話 母国と調査地シベリアにおける〈トナカイ遊牧民〉展」高倉浩樹編

『展示する人類学―日本と異文化をつなぐ対話』昭和堂 pp.203–232.
―― 2018「民族誌と表象・展示」桑山敬己・綾部真雄編『詳論 文化人類学―基本と最新のトピックを深く学ぶ―』ミネルヴァ書房 pp.218–232.
高倉浩樹・千葉義人 2015「シベリアからの声：民俗写真展示のメイキングと調査地から日本へ向けたメッセージ」『東北アジア研究センター報告』東北大学東北アジア研究センター（18）.
高槻成紀 2019「第 4 回企画展示「フクロウが運んできたもの」展の記録：構想から展示まで」『麻布大学雑誌』麻布大学 30：29–41.
戸塚学 2019「野鳥」日本自然科学写真協会 編『自然写真の平成 30 年とフォトグラファー 進化するネイチャーフォト』小学館 pp.149–160.
早矢仕有子 2022「絶滅危惧種シマフクロウを対象とした写真撮影者の特性および観光利用における問題点」『保全生態学研究』日本生態学会 早期公開版 DOI: https://doi.org/10.18960/hozen.2036.
横井裕之・酒井星吾・木下優ほか 2009「写真展を通じた材料工学教育の試み」『工学・工業教育研究講演会講演論文集 平成 21 年度』日本工学教育協会 468–469. DOI: https://doi.org/10.20549/jseejaarc.2009.0_468.

謝辞

本展示制作及びギャラリートークの開催・図録作成に惜しみないご協力をいただきました自然写真家の髙橋忠照氏に，心より御礼申し上げます。

芸術学研究室の今村信隆先生，地域科学研究室の立澤史郎先生，文化人類学研究室の山口未花子先生，小田博志先生，書香の森のワーキンググループの先生方，実働チームの西希氏（文化人類学研究室），寺農織苑氏（博物館学研究室），阿部麟太郎氏（博物館学研究室），伊藤彩乃氏（地域科学研究室）には，本展示の実現のために多大なるご協力を賜りました。温かいご支援に感謝申し上げます。

また，写真の印刷にご協力いただいた風景写真家の高橋真澄氏，本展示の広報を担当して下さった研究推進室の皆様に御礼申し上げます。

本論文は，JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム「Society5.0 を牽引する DX 博士人材育成のための研究支援プロジェクト」の支援を受けて執筆しました。

10.14943/rjgshhs.23.l 107

ミュージアムにおける感想カードの価値

── 分類のプロセスと結果の捉え方 ──

寺　農　織　苑

要　旨

ミュージアムの展示会では，来館者が展示会の感想や思いを自由に記述したカードを貼付する感想コーナーが設置されていることがある。本稿では，筆者が 2018 年に城陽市歴史民俗資料館で企画・開催したビデオゲーム機展示会で収集した感想カードを分類・分析し，ビデオゲーム機展示会における感想カードが持つ価値について言及しつつ，感想コーナーを設置する意義を考察した。

感想カードを分類することで，展示テーマに対する意見や疑問を見付けることができ，継続的に同じテーマの展示会を開催していくことが望まれていることが分かった。しかし，感想カードの分類には必ず分類者の恣意性が介入し，また，展示担当者にしか理解できないコメントもあることから，分類手法が確立したからといって，いかなるテーマの感想カードを誰でも分類することはできないことが明らかとなった。

感想コーナーを設けることで，来館者が感想カードを通じ，時空を超えたコミュニケーションを誘発させることができる。これにより，来館者はミュージアムや展示テーマについて，すでに貼られてある感想カードの意見と自身の意見とを照らし合わし，熟考する機会を得る。展示会をただ観覧させるだけでなくミュージアムという場，展示という伝達手法について改めて来館者が考えることができる感想コーナーという場を設けることに意義があり，そこで行われる感想カードによる対話にこそ価値があると結論付けた。

本稿では感想カードを分類したが，本稿で示した分類はあくまでもひとつの指標であり，この分類が絶対的に正しいわけではない。したがって，他館でも感想コーナーを設置した展示会が盛んになり，感想カードを分類・分析した結果が論文などで活字化され，これまで以上に感想カードの意義や価値について述べた論考が待たれている状況にある。

1．はじめに

ミュージアムの展示会では，いわゆる感想コーナーが設けられていることがある。感想コーナーとは，机上に無記入のカードと筆記用具が置いてあり，展示を見た来館者が自由に感想や意見を書き，主として来館者自身が感想コーナーに感想を書いたカードを貼付することで，自身の思いを主張したり，その思いを他者と共有したりすることができる場のことである。

感想コーナーにまつわる先行研究として，坂本（2016）と西連寺（2022）があげられる。坂本は伊丹市昆虫館（兵庫県/市立/自然史/相当/1990 年)[1] の企画展「ごきぶり」（2010/02/10～2010/04/05）を，西連寺は愛荘町立歴史文化博物館（滋賀県/公立/歴史/登録/1994 年）の夏季特別展「玩具伝説―おもちゃの 60 年史―」（2020/07/23～2020/08/30）をケーススタディとし，感想コーナー及び感想カードの考察を行った。とりわけ坂本（2016）は，235 枚の感想カードを分類し，書かれている内容について詳細な分析を行っている。また，西連寺（2022）は，文中では分類について明記していないが，愛荘町立歴史文化博物館のホームページで来館者の年代によって分類を行っている（愛荘町立歴史文化博物館　2021）。

坂本（2016）や西連寺（2022）では，感想カードについての考察をしているものの，いずれも感想カードの内容に触れる程度で，感想コーナーを設置する意義，感想カードの具体的な分類プロセスや価値についての言及はなかった。

そこで本稿では，筆者が城陽市歴史民俗資料館（京都府/市立/類似/歴史/1995 年）で開催した「CONTINUE～“ゲーム”90 年の歴史～」（2018/07/07～2018/09/02，以下，「本展」という)[2] で集まった 521 枚の感想カードを取り上げ，分類のプロセスから結果の捉え方を示すことを目的とし，ミュージアムの展示会で感想コーナーを設置する意義，感想カードを分類するという行為について考えてみたい。

2．感想コーナー及び感想カードの先行事例

本節では，感想コーナー及び感想カードの先行事例を紹介していく。ここでは，『博物館学雑誌』（全日本博物館学会），『日本ミュージアム・マネージメント学会研究紀要』（日本ミュージアム・マネージメント学会），『展示学』（日本展示学会）のバックナンバー全号を通覧し，感想コーナー及び感想カードについて写真付きで掲載されているものをピックアップして紹介していく。

---

[1] 館名が初出の場合に限り，館名の後に令和 5 年度『全国博物館総覧』に則って都道府県名/設置者/館種/区分/開館年を記したが，前掲書に記載のないものは都道府県のみ記した。

[2] 「CONTINUE～“ゲーム”90 年の歴史～」の詳細については，寺農（2020）を参照されたい。

2.1. 文献に記載されている事例

国立民族学博物館（大阪府/大法/歴史/1977年）の「弁当からミックスプレートへ」（2001/04/19～2001/08/28）は，ロサンゼルスの全米日系人博物館の設立理念である「アメリカの歴史の一部としての日系アメリカ人の生きざまを広く伝える」をより遠くまで伝えるための展示で，沖縄県立博物館（沖縄県/県立/総合/歴史/2007年），国立民族学博物館，広島県立美術館（広島県/県立/美術/登録/1968年），新潟県立歴史博物館（新潟県/県立/歴史/相当/2000年）で巡回された（福島・三木　2002：37）。福島・三木（2002：40）は，展示では，来館者やボランティアが展示から感じたことを記したポストイットを貼るための「来館者メッセージの掲示板」が設けられ（図１），貼った人同士で展示の印象を分かちあえたと述べている。



図１　「来館者メッセージの掲示板」

愛・地球博の「国際赤十字・赤新月パビリオン」（2005/03/25～2005/09/25）で，赤十字の活動を展示や映像で紹介するとともに，展示を見た来館者が感じたことを自らのメッセージとして発信できる「こころの掲示板」を設けた（図２）。洪（2005：20-21）は，「こころの掲示板」には会期中に8,000枚を越えるメッセージがあり，パビリオンが発したメッセージが来館者に届き始めたことの手ごたえと捉えられたと述べている。



図２　「こころの掲示板」

福島市子どもの夢を育む施設（福島県）は「夢の種発育箱」と名付けられたコーナーを設けた（図３）。「夢の種」とは，子どもたちの生活のなかや周辺にある様々な謎や疑問のことを言う（吉原　2006：52）。「夢の種発育箱」に，子どもたちが謎や疑問を書いて貼り，そのヒントをスタッフが回答するというものである。吉原（2006：52）は，館の感想や自

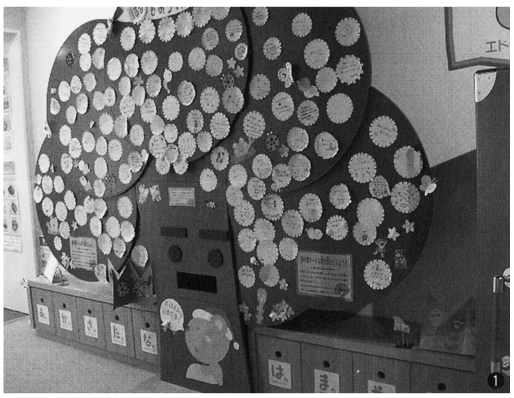


図３　「夢の種発育箱」

分の気持ちなど，館や展示以外の質問も少なくないが，スタッフと子どもたちをつなぐ良いツールであったと述べている。

札幌市豊平川さけ科学館（北海道/市立/自然史/1984 年）の「川と海を旅する魚たち」（2009/09/26～2009/11/23）で，参加者が展示を見て感じた回遊魚への思いを掲示し，また他者の感じたことに触れられる参加型のメッセージ展示を導入した（今井ほか　2010：100–103，図 4 ）。

伊丹市昆虫館の「ごきぶり」（2010/02/10～2010/04/04）では，展示の一部として「感想コーナー」が設けられ（図 5 ），期間中に来館者から 235 枚の意見や感想が集まった。坂本（2016：23）は，「感想コーナー」に掲示された記述内容を 9 種に分類し分析を行い，感想カードに書かれたコメントから，ごきぶり嫌いの人々が展示観覧の結果，嫌いが好きに転換する程の大きな変化ではないかもしれないが，その評価や印象に変化があったことを示していると述べている。

トヨタ博物館（愛知県）は開館 30 周年にあたる 2019 年に常設展「クルマ文化資料室」をオープンした。「クルマ文化資料室」の狙いは①自動車に関する文化資料の多さや量に驚く，②自分の周辺の自動車文化資料の存在に気づく，③人と車の関係性の変化が分かるであり，このうち②について知るために「来館者メッセージ」を設置した（図 6 ）。藤井（2021：25）は，「来館者メッセージ」により，各々の自動車にまつわるエピソードや体験を，展示してあるものを見て気づいたり，思い出したりしていることが分かったと述べている。

2020 年度に美濃加茂市民ミュージアム（岐阜県/市立/総合/登録/2000 年）の常設展示室の「もよう替え」を行った。「もよう替え」にあたり，新たに「☆☆☆テミテ」という来館

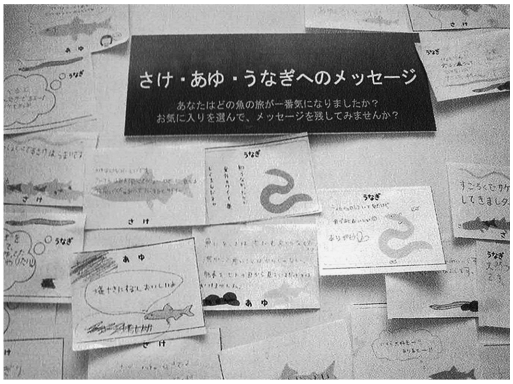


図 4　「さけ・あゆ・うなぎへのメッセージ」



図 5　「ごきぶり」感想コーナー

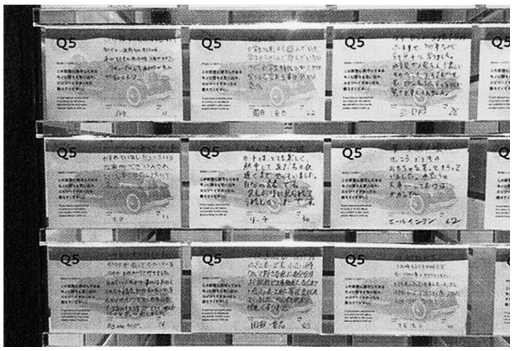


図 6　トヨタ博物館　クルマ文化資料室「来館者メッセージ」

者に働きかけるアイテムを導入した。このうち「ツブヤイテミテ」は，木曽川を流送した筏と「筏乗りを書いた絵」の展示を見て来館者がコメントを書き，ボードに貼付するコーナーである（図７）。これは，筏の展示をもとに来館者の行動をうながす手立てのひとつであった（可児2022：37）。

愛荘町立歴史文化博物館の「玩具伝説―おもちゃの60年史―」では「おもちゃの思い出を書こう！」が設けられた（図８）。西連寺（2022：９）は，ここに書かれた思い出は２歳から83歳までと幅広く，おもちゃやビデオゲーム機の発売年だけでない遊びの実態を分かる興味深い結果となったと述べている。また，当該展示では，町内の有線放送を使い，昭和から平成中頃にかけてのおもちゃを募集した。有線放送の呼びかけによって協力者が多くなり，展示品が重複することもあったが，同じものでも「遊びの思い出」としてコーナーを設けたことで，別の視点から紹介することができたとも述べている。



図７　「ツブヤイテミテ」



図８　「おもちゃの思い出を書こう！」

これらの先行事例から感想カードには大きく分けて２つのパターンがあることが分かる。ひとつは来館者が感想カードに記入し，自ら感想コーナーに貼付する形式である。もうひとつは来館者が記入した感想カードを指定の箱に入れ，ミュージアムのスタッフが感想コーナーに貼付する形式である。前者の場合，来館者が自由に貼付するため，貼られた感想カードは規則的でないことが多い。これには坂本（2016）や西連寺（2022）が該当する。後者の場合，スタッフが感想カードを規則的に配置するため，掲示板としての見た目が整っていることが多い。記載がないため詳細は不明だが，洪（2005）や藤井（2021）が該当すると考えられる。



図９　「縄文人への手紙・アンケート」

また，感想カードに学芸員が返信を記載す

る場合がある。東村山ふるさと歴史館（東京都/市立/歴史/登録/1996 年）の「さわれる展示 考古学ってなに？～土の中にねむる昔の暮らし～」（2001/10/16～2002/05/26）では，「縄文人への手紙・アンケート」が設けられた（図 9 ）。来館者が縄文時代，考古学に対する質問を兼ねた手紙形式の用紙をポストに投函し，後日学芸員が縄文人として返事を書き，展示していくコーナーであった（石山　2002：75）。

来館者が自ら貼付するという行為は，感想カードにとどまらない。先述した東村山ふるさと歴史館の「さわれる展示 考古学ってなに？～土の中にねむる昔の暮らし～」では「土偶人気ランキング」というコーナーが設置されていた（図 10）。展示パネルに 5 体の土偶の画像を配置し，来館者が気に入った土偶の上にシールを貼り，どの土偶が人気なのかを測るために設置された。このコーナーは，「縄文人への手紙・アンケート」と並び人気コーナーのひとつだった（石川 2002：74–75）。

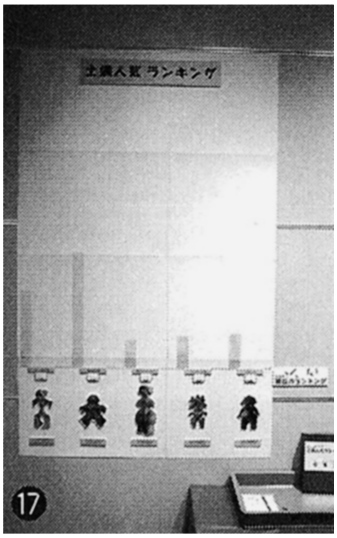


図 10 「土偶人気ランキング」

大川美術館（群馬県/財団/美術/登録/1989 年）の「模写展 ヨーロッパ古典絵画の輝きを解きあかす」（2018/07/03～2018/09/24）では，「好きな作品に投票しよう！」というコーナーが設置された（図 11）。「模写展」は，西洋絵画の古典技術に関心を持つ 7 人の中堅画家たちによるヨーロッパの中世から近世に至る古典的名画の模写作品約 30 点を展示したものである。「好きな作品に投票しよう！」は，展示されていた絵画約 30 点から 14 点が選出され，展示パネルとなり，来館者が好きな絵画にステッカーを貼って投票するというものであった（森田　2019：12）。

これら 2 件の事例は，感想コーナーとは異なり一種の人気投票ではあるが，来館者が展示室内で何かを貼るという行為に違いはない。

ここまで述べた事例は，いずれも学会誌などに掲載された事例である。しかしながら，今後論文や研究ノートによって活字化される可能性はあるが，本稿執筆時点では活字化されていない事例も存在する。次節では，筆者が実際にミュージアムに来館した際に偶然見つけた事例を紹介していく。


図 11 「好きな作品に投票しよう！」

2.2. 文献に記載されていない事例

生駒ふるさとミュージアム（奈良県/市立/歴史/2014 年）の「さよなら平成」（2019/07/28〜2019/09/23）では，「あなたとわたしの平成時代」という来館者が付箋に思い出を書き，自ら貼付する感想コーナーが設置されていた（図 12）。

大野城心のふるさと館（福岡県/市立/郷土/2018 年）[3] の「TOYs EXPO ―時代を越えて愛されるおもちゃ・ゲームの世界展―」（2019/07/20〜2019/09/01）では，「教えてください！おもちゃ・ゲームの思い出！」という名称の感想コーナーが設けられていた（図 13）。「教えてください！おもちゃ・ゲームの思い出！」は，来館者が書いた感想カードを箱に入れ，後にミュージアムの職員が掲示板に貼付する形式であった。

名古屋市博物館（愛知県/市立/歴史/登録/1977 年）の「ゲームセンターの思い出」（2019/06/26〜2019/08/25）では，幼少の頃にどのような遊びを行ったのかを募集するコーナーがあった。このコーナーでは来館者が所定の用紙に記入し，回収箱に入れる形式だった。ここで収集した思い出は，2021 年の「ゲーセンミュージアム〜この夏，博物館はゲームセンターになります。〜」（2021/06/01〜2021/08/29）で個人情報を除く遊びの思い出の部分を抜粋し，手書きされた思い出の記述をパソコンで再入力したのちに印刷された用紙が展示されていた（図 14）。

城陽市歴史民俗資料館の「CONTINUE2 ―



図 12 「あなたとわたしの平成時代」



図 13 「教えてください！おもちゃ・ゲームの思い出！」



図 14 「ゲームセンターの思い出」で集まった来館者の思い出

[3] 「TOYs EXPO ―時代を越えて愛されるおもちゃ・ゲームの世界展―」の詳細については，寺農（2021）を参照されたい。

ゲームの書籍と文化―」（2022/07/09～2022/09/04）では，「ゲームの思い出を教えてください！」というコーナーが設置された（図 15）。ここに貼られた思い出のうち，城陽市近郊のゲームセンターについて書かれたものは，別コーナーの「思い出のゲームスポットマップ」に緑色のパネルで追加された（図 16）。「思い出のゲームスポットマップ」は聞き取り調査をもとに作成されたものではあるが，インタビュイーが訪れたことのないゲームセンターにまつわる情報を他の来館者が感想コーナーに思い出を書くことで補われていた。

北海道博物館（北海道/道立/総合/2015 年）の「もっと！あっちこっち湿地～自然と歴史をめぐる旅～」（2023/02/25～2023/05/28）で「湿地の沼　ハマり度診断」というコーナーが企画展示室ではなく常設展示室に設置された（図 17）。このコーナーは，展示を観覧した来館者がどれくらい湿地にハマッたのかを測定するとともに展示に対する感想を書くことができた。そして感想カードに対して学芸員からのコメントがなされ，展示されていた。

北海道大学文学部 1 階エントランスホール書香の森展示コーナー（北海道）[4] では，2022 年から学生による展示会が行われており（寺農　2023），感想コーナーが設けられたときもある。「GAME START ―ゲーム展示を攻略せよ―」（2022/07/08～2022/10/21）では，「あなたの好きなゲームを募集します！」というコーナーが設けられた。来館者はカードに好きなゲームタイトルを書いて，回収箱に

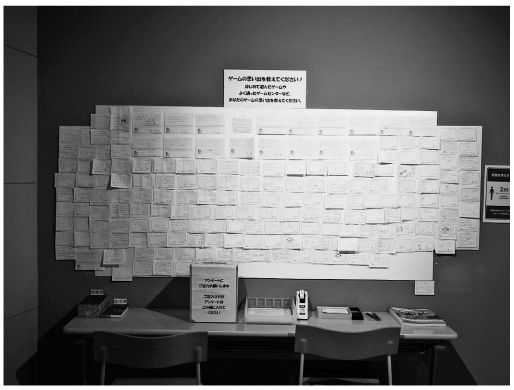


図 15　「ゲームの思い出を教えてください！」

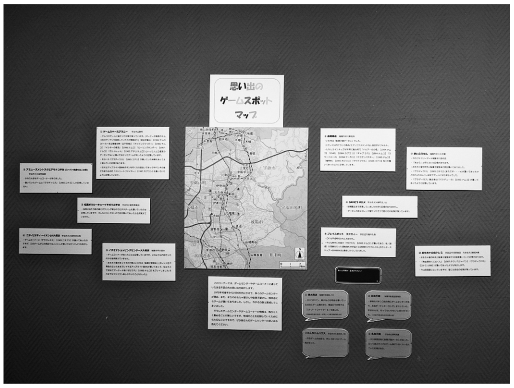


図 16　「思い出のゲームスポットマップ」



図 17　「湿地の沼　ハマり度診断」

[4] 書香の森展示コーナーでの一連の取り組みは，「書香の森」https://www.let.hokudai.ac.jp/book を参照されたい。



図 18 「あなたの好きなゲームを募集します！」



図 19 感想を募る Google フォームへのアクセス用 QR コード

見立てたゲームキューブ［任天堂　2006］に入れる形式だった（図 18）。「「深」動物撮影関係論～写真家　髙橋忠照と出会った動物たち～」（2022/10/28～2023/01/27）では，来館者が Google フォームにアクセスするための QR コードが掲示された（図 19）。

科学技術館（東京都/財団/理工/登録/1964 年）の 4 階にある「鉄の丸公園 1 丁目（鉄鋼）」という展示室では，「未来へのメッセージ」というコーナーが設置されていた（図 20）。掲示の仕方から来館者が指定の箱に入れ，後に学芸員が吊るす形式だと考えられる。だて歴史文化ミュージアム（北海道/市立/歴史/2019 年）の「ゲーム機の変遷」（2023/06/03～2023/08/27）では，「緊急大調査！教えてください！あなたとゲーム」というコーナーが設置された（図 21）。だて歴史文化ミュージアムの事例は，東村山ふるさと歴史館や大川美術館の事例と同様に来館者は感想や思い出を記入するのではなく，シールのみを貼付する投票型であった。

これまで紹介してきた事例は，感想カード，シールのいずれも掲示板やパネルに貼られ，公開されたものである。しかし，次に示すように掲示板やパネルではなくノートを使い，来館者



図 20 「未来へのメッセージ」



図 21 「緊急大調査！教えてください！あなたとゲーム」

の感想や思い出を集めていたものもある。これらは感想カードの亜種とも言え，来館者の感想を収集するという点では，感想コーナーとは本質的に同じものである。

名古屋市博物館の「ゲーセンミュージアム～この夏，博物館はゲームセンターになります。～」（図 22）や市立小樽文学館（北海道/市立/歴史/登録/1978 年）の「小樽・札幌ゲーセン物語展」（2021/01/16～2021/03/28，図 23），「小樽・札幌ゲーセン物語展 2 」（2021/07/17～2021/11/21，図 24），「雑誌・攻略本・同人誌　ゲームの本」（2022/03/05～2022/04/24，図 25）では感想ノートが設置されていた。これら 4 点の展示会はビデオゲームにまつわる展示会である。かつて我が国のゲームセンターが隆盛を極めていたとき，ゲームセンターにはいわゆるゲーセンノートというものが置かれていた。ゲーセンノートには，遊びに来ていた人たちがゲームの感想や攻略情報，対戦相手を求めるような書き込みなどがなされていたことから，ビデオゲームにまつわる展示会での感想ノートはゲーセンノートを模したものであると考えられる。



図 22　「ゲーセンミュージアム　～この夏，博物館はゲームセンターになります。～」感想ノート

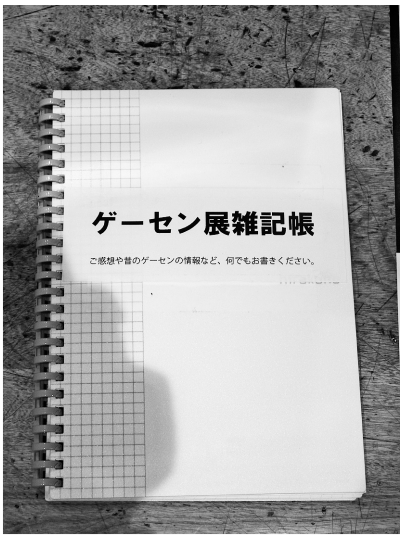


図 23　ゲーセン展雑記帳

もちろんビデオゲームにまつわる展示会以外にも感想ノートは存在する。先述した北海道大学文学部 1 階



図 24　ゲーセン展 2 雑記帳



図 25　ゲームの本雑記帳



図 26　「ヒグマのとなり←つかず，はなれず→」感想ノート



図 27　「生々流転―フィールドワークから見たトン族の暮らし―」感想ノート

エントランスホール書香の森展示コーナーで開催された「ヒグマのとなり←つかず，はなれず→」（2023/05/26～2023/08/07）と「生々流転―フィールドワークから見たトン族の暮らし―」（2023/08/10～2023/11/30）で感想ノートが設置された（図 26，27）。

これまでの感想コーナーなどの取り組みをまとめると図 28 のようになる。詳細は不明だが，その分類に該当すると推察されたものには（？）を付した。

これらの事例からも分かるように，活字化されていない事例が存在していることに鑑みると，感想コーナーや感想ノートを取り入れた事例が，これまで述べてきたものだけに留まらないことは想像に難くない。大野城心のふるさと館や名古屋市博物館には年報があるが，双方の展示報告を見ても感想コーナー，感想ノートに関する記載はない。科学博物館のホームページやだて歴史文化ミュージアムの Twitter（現：X）には，それぞれの写真が投稿されているものの，とくに投稿内での言及はない[5)]。つまり，アンケート調査以外で来館者の感想や思い出を集めるコーナーをミュージアム側が展示会の一部ではなく，あくまでも展示会に付随する一要素として捉えられてきたと考えられるため，これまで詳細な分析が行われてこなかったと推察される。

詳細は後述するが，本稿で感想カードの分類を試みたことにより，次回の展示会への要望や学芸員への意見が書かれたものを見つけることができた。すなわち，感想カードを詳細に見ていくことでしか明らかにできない来館者の本音を探ることができる。本稿で扱った感想カードは，ビデオゲーム機がメインの展示会ではあるが，分類手法やプロセス，結果の捉え方などは別の展示会の感想カードにも応用することができる。館内で眠っている感想カードに光を当てることで，ミュージアムの運営や展示会の視点を得ることができる手法を提示できる点において，感想カードの分類をすることは意義があると考える。

---

5)　だて歴史文化ミュージアムの「教えてください！あなたとゲーム」の分析結果は同館のホームページに掲載されているため参照されたい（https://date-museum.jp/game2023/）。

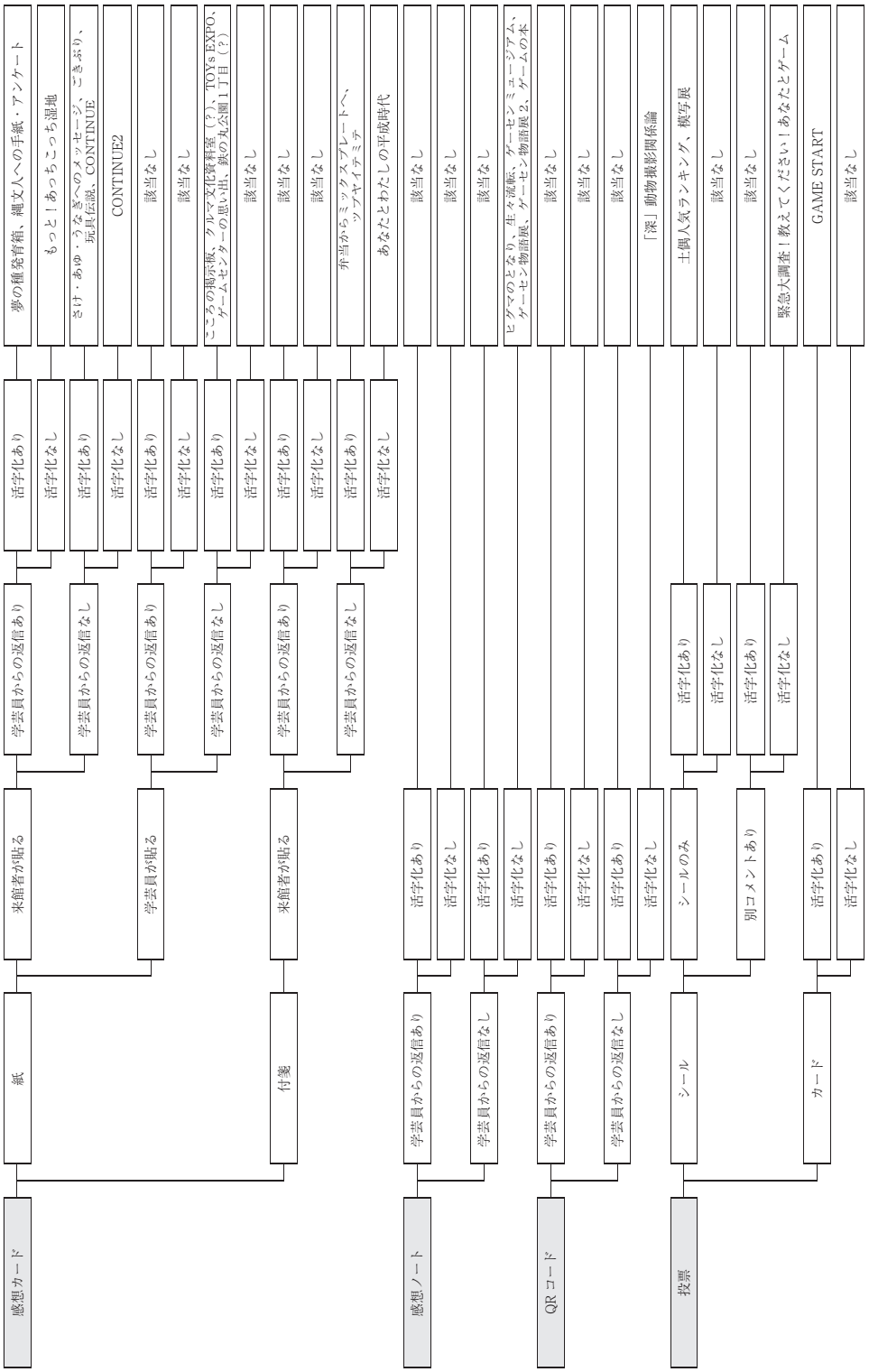


図 28　先行事例のまとめ

さて，次節から筆者が所有している感想カードの分類プロセス，結果の捉え方，感想カードの価値について論じていくが，これまでの先行事例を見ていると分かるように，感想コーナー及び感想カードには定まった名称がない。したがって，本稿では先行事例のなかでも感想カードの分類・分析を行った坂本（2016）にならい，来館者が感想や意見を書くためのカードを「感想カード」，感想カードを書く場および感想カードを貼付する場のことを「感想コーナー」と呼称したい。厳密に言うと，坂本（2016）は「感想カード」という用語を使用していないが，「感想コーナー」で用いる用紙の名称を「感想」という語句で統一したい。なぜなら，他の先行事例も本質的には感想コーナー，感想カードと同じ取り組みをしているが，独特な名称が用いられていることから，今後，混乱を防ぐためにも取り組みを活字化する際には「感想コーナー」，「感想カード」を一般的な語句として普及を図りたい。

3．感想カードの分類プロセス

本稿で扱う感想カードは，伊丹市昆虫館や愛荘町立歴史文化博物館と同様の手法で計 521 枚集まった。まずは，この 521 枚の感想カードの基礎情報を述べる。521 枚のうち，136 枚にイラストが描かれており（26.1%）[6]，イラストのみが描かれていたのは 25 枚（4.8%）だった。イラストのみが描かれた感想カードを除く 496 枚（95.2%）にコメントが書かれており，邦文が 486 枚（97.8%），英文が 10 枚（2.0%）だった。邦文の平均字数は 54.0 文字で，中央値は 44.0 文字だった。年齢欄に何かしらが記入された感想カードが 470 枚（90.2%）で，このうち，平仮名などの数字以外，もしくはイラストなどが描かれており異常値として扱ったものが 29 枚（6.2%），したがって，数字で年齢が記入された感想カードは 441 枚（93.8%）だった。441 枚のうち，0 歳や 111,000 歳，800,000,000 歳など明らかな外れ値を除外し，正しく年齢が記載されていたのが 433 枚（98.2%）で，平均年齢は 27.5 歳だった。

本展の感想カードは，無記入のカードが机上に置かれ，来館者は展示会の感想やゲームに対する思い出を記入し，自身が感想コーナーに貼付する形式である（図 29）。

なお，本展で用いた感想カードは来館者が記入するときの心理的ハードルを下げるため，可能な限り個人情報の記入欄を減らした（図 30）。しかし，年代によって書かれること



図 29 「ゲームの思い出を書こう！」

[6] 割合は小数点第 2 位を四捨五入した。以降も同様である。

に違いがあるかどうかを把握したかったため，年齢のみ記入する項目を設けた。

その結果，521 枚の感想カードが集まった。その分類結果は図 31 に示したとおりである。それぞれの分類の横に振った数字は，その分類に該当する枚数を示しており，（　）内はイラストが描かれた感想カードの枚数である。第 1 階層が大分類であり，階層の数字が大きくなるにつれて内容によって中分類，小分類と細かくなっていく。以下，図に登場する用語が何を示すのかを述べつつ，具体的な分類のプロセスを感想カードの例をあげつつまとめていき，分類を行ううえでの課題について言及する。また，図に示した分類の例文は末尾に示すため，あわせて参照されたい（附表）。

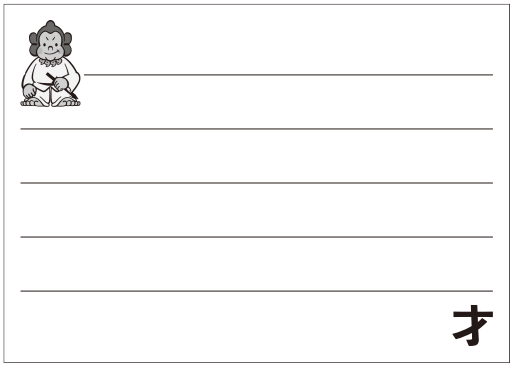


図 30　「CONTINUE〜“ゲーム”90 年の歴史〜」で使用した感想カード

3.1. 第 1 階層

感想カードの分類にあたり，付箋と紙を用意した。付箋には感想カードの分類名を書き，紙に貼付していく。付箋を用いることで順番や階層の入れ替えが容易になる。分類名は図 31 でいうと「思い出」や「ポジティブ」などを指す。

まず，521 枚の感想カードを 1 枚ずつ見ていき，第 1 階層を考えていく。本展の場合だと，「ゲーム」,「展示」,「分類不可」である。感想カードがゲームについて書かれていれば「ゲーム」に，展示会について書かれていれば「展示」，そのどちらにも属さないのであれば「分類不可」とした。それぞれの分類の一例として,「ゲーム」に分類した感想カードは「ゲームウォッチなつかしい！学生の頃，授業中に机の下でよく遊んでました！」,「展示」に分類した感想カードは「今ではやらなくなったゲーム機や昔のゲーム機が展示されていて，懐かしさや驚きがあったので来て良かったです」などである。

本展における感想コーナーの名称は「ゲームの思い出を書こう！」であることから，思い出や感想がゲーム以外，もしくは展示会以外について書かれていたり，「大人になっても楽しい」のように，おそらくビデオゲームのことを指していると考えられるが，主語が明確でなかったりしたものを「分類不可」とした。このとき，ゲームに関することと展示会に関することが併記されている場合は一旦保留とし，ゲームに関することのみ書かれていれば「ゲーム」，展示に関することのみ書かれていれば「展示」とした。

3.2. 第 2 階層

第 1 階層を「ゲーム」とした感想カードの内容を読み取り，そこに書かれた文章が「思い出」

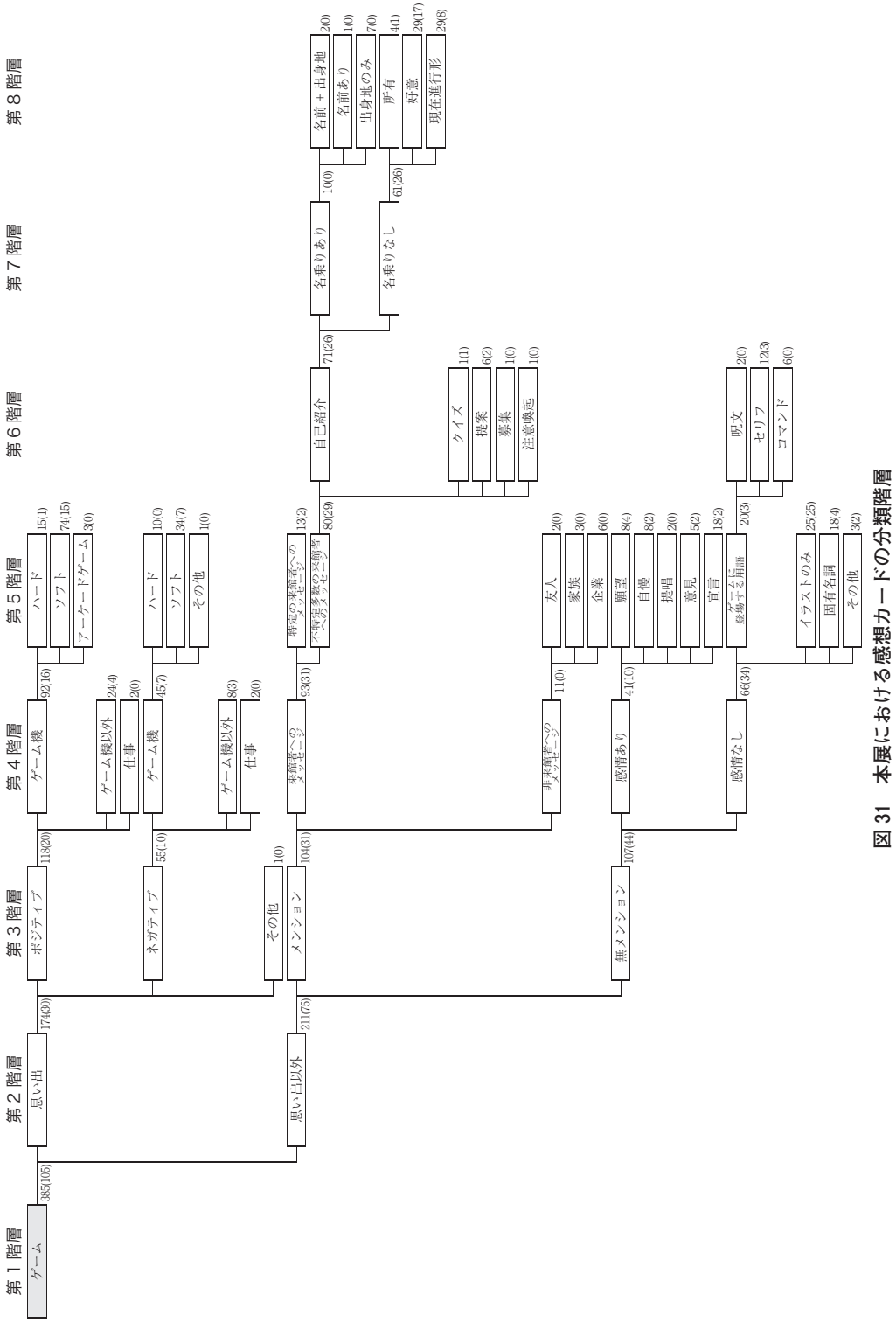


図 31　本展における感想カードの分類階層

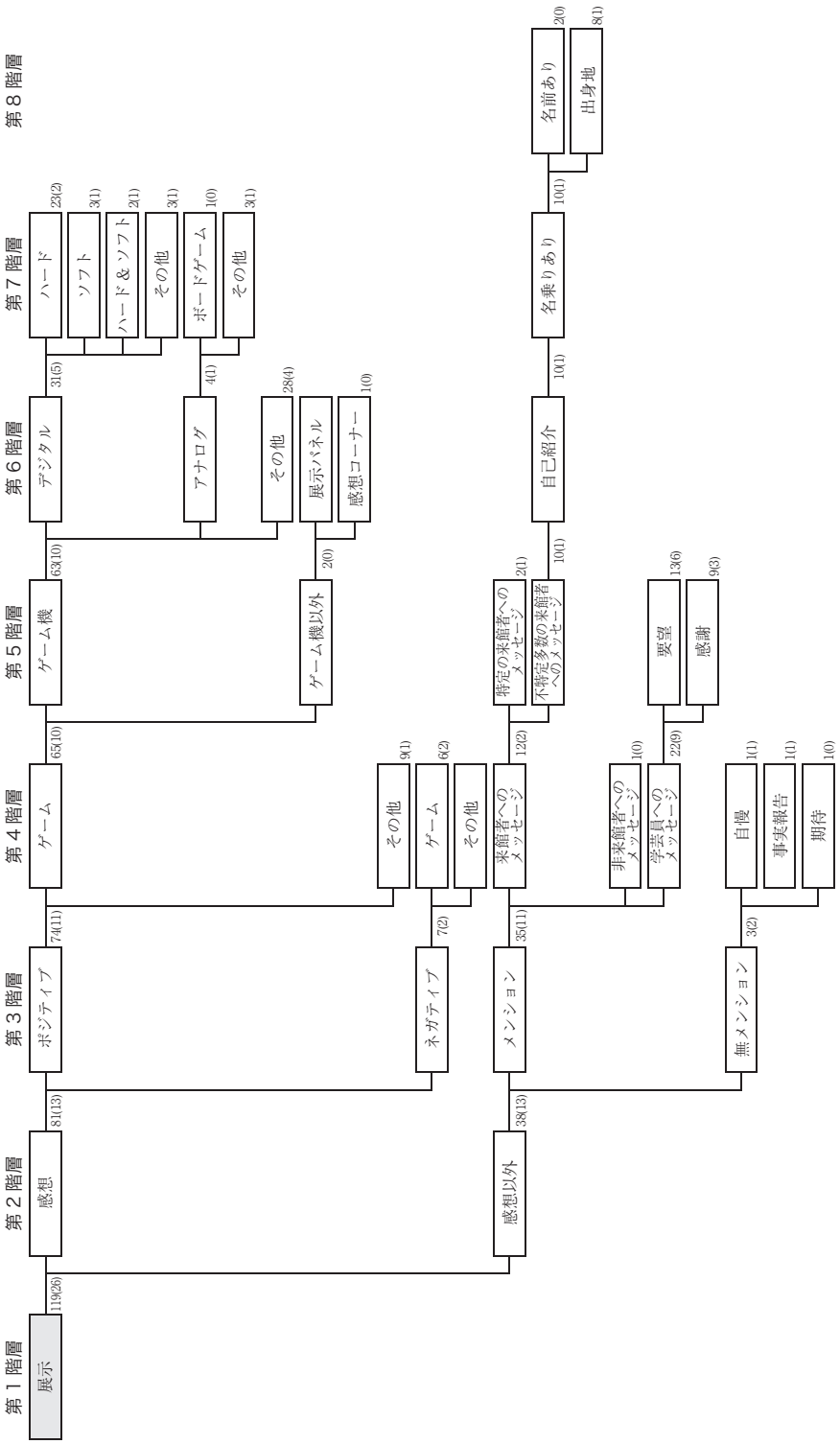


図 31　本展における感想カードの分類階層

か「思い出以外」なのかに分類した。この場合の「思い出」とは，「小学５年生の時，ファミコン生産終了という情報をニンドリで見て，その年の誕生日にファミコン（中古）を親に買ってもらい，大喜びした記憶がふと蘇えり懐かしくなりました」のように，ゲームにまつわる過去のできごとを思い出して記述した内容を指す。それ以外の「今はPS4のフォートナイトとスイッチのドラクエXをしてます」などの現在進行形で書かれた感想カードや「アーケードアーカイブス化の行動に感謝‼頑張れ！ハムスター‼さしみぶろぐの管理人」のように，誰かに意見したり問いかけたりした内容が書かれているものを「思い出以外」とした。「展示」も同様に「感想」か「感想以外」を第２階層として分類した。

3.3. 第３階層

第３階層は「ゲーム」，「展示」のいずれも同じ分類名である。「ゲーム」の「思い出」であれば，その思い出がポジティブなものなのかネガティブなものなのかによって「ポジティブ」，「ネガティブ」，「その他」と分類していった。「ポジティブ」は「ファミコンが流行る直前に本体を手に入れた思い出。たくさん買って，友達とソフト交換したのが良い思い出」のように，楽しかったことや嬉しかった思い出が書かれているものが該当する。他方「ネガティブ」は「ファミコンディスクで作動中にぼうそうしてディスクをぬいてその後ERROR。何回かあったな」など悲しい思い出が該当する。「ポジティブ」と「ネガティブ」には特定のビデオゲーム機やゲームソフト名が書かれたものを条件に分類し，「なつかしいゲームがたくさん！ありがとうございました‼ゲームの思い出，今も大好きなロックマン。ゲームボーイのソフトを買ってもらったが，目が悪くなると親に返却された悲しい記憶…　でも今でもゲーム大好きです」のように感想が多岐にわたっており，分類が困難だったものは「その他」とした。

「ゲーム」の「思い出以外」，「展示」の「感想以外」とした感想カードはそれぞれ「メンション」，「無メンション」と分類した。メンションの有無は，感想カードの内容が誰かに向けているのか否かを基準とした。例えば「メンション」には「↑同様！ファミコンより出来ヨシ！カセットのみ残ってるが本体はいづこへ…ってマークⅢでやってたんだ」のように，矢印で特定の感想カードに対し返信しているものや「ぼくは，エフゼロというゲームが好きです」など，感想コーナーを見た来館者全員に発言しているようなものが該当する。

3.4. 第４階層

第４階層からより細かい分類となっていくため，順を追って見ていきたい。「ゲーム」の「思い出」の「ポジティブ」，「ネガティブ」は，「ゲーム機」，「ゲーム機以外」，「仕事」とした。「ゲーム機」と「ゲーム機以外」の違いは，「ゲーム機」は具体的なビデオゲーム機名やゲームソフト名が書かれているものが該当し，「ゲーム機以外」は具体的な固有名詞が書かれておらず，ゲームそのものについて書かれたコメントが該当する。例えば「ネガティブ」の「ゲーム機」だと

「ニンテンドースイッチをしようとすると，おねえちゃんにとられてなぐりあいをよくします。今，はまっているゲームは，スプラテューン 2 です」が当てはまる。「仕事」はビデオゲームにまつわる業務の話や就職活動について書かれたもので「インテリジェントシステムズ落ちた」などが該当する。

「思い出以外」の「メンション」は，「来館者へのメッセージ」と「非来館者へのメッセージ」に分けた。「来館者へのメッセージ」は，感想コーナーを見ている来館者に対するメッセージを書いたものである。なかでも「特定の来館者へのメッセージ」には感想カードに矢印が書かれており，誰かの感想カードに対して返信しているものが該当する。「非来館者へのメッセージ」は，来館していない人たちに向けたメッセージである。「無メンション」は，書かれていたコメントから感情が読み取れる「感情あり」と，そうでない「感情なし」で分類した。

「展示」の「感想」の「ポジティブ」，「ネガティブ」は「ゲーム」と「その他」とした。「展示」の「ゲーム」と「ゲーム」の「ゲーム機」との違いは，同じゲーム機のことを書いていたとしても，それが「スペースインベーダーのテーブル筐体をはじめて見ました。GBA やら SP の消した時の残像感…（笑）」のように展示してあるゲーム機に対してのコメントなら「展示」に分類し，かつての思い出を想起して書いたコメントなら「ゲーム」に分類した。「感想以外」の「メンション」は，「来館者へのメッセージ」と「非来館者へのメッセージ」に加え「学芸員へのメッセージ」が書かれたコメントが確認できた。「無メンション」は，上述したものと同様に，コメントから感情が読み取れないものである。

3.5. 第 5 階層

「ゲーム」の第 5 階層は，第 4 階層で「ゲーム機」と分類したものの具体的な内容によって「ハード」，「ソフト」，「その他」に分け，「ポジティブ」にのみ「ラブアンドベリーとムシキングに沢山課金しました。DS はバイブルです」のようにゲームセンターの大型筐体について書かれた「アーケードゲーム」がある。「ハード」にはビデオゲーム機本体について書かれており，「ソフト」には具体的なゲームソフト名の思い出が書かれている。「来館者へのメッセージ」は，矢印で特定の感想カードに対して返信した「特定の来館者へのメッセージ」と感想カードを見た来館者全てを対象にした「不特定多数の来館者へのメッセージ」に分けられる。「非来館者へのメッセージ」は，「友人」，「家族」，「企業」へ宛てたメッセージものに分類できる。「感情あり」は内容によって「願望」，「自慢」，「提唱」，「意見」，「宣言」に分けられる。「感情なし」は，「ゲームに登場する用語」，「イラストのみ」，「固有名詞」，「その他」に分類でき，いずれも単語だけが書かれていたり，イラストのみが描かれていたりした場合が該当する。

「展示」の第 5 階層は，第 4 階層で「ゲーム」と分類したものを「ゲーム機」と「ゲーム機以外」に分けた。また，「来館者へのメッセージ」は「ゲーム」同様に特定の来館者，不特定多数の来館者に宛てたメッセージにより二分した。「学芸員へのメッセージ」には，「今度このよう

な展示会があった時はゲームソフト限定の展示をやってほしいです」のような「願望」と「すばらしい企画，ありがとうございました！」などの「感謝」に分類できた。

3.6. 第 6 階層

「ゲーム」の第 6 階層は，「不特定多数の来館者へのメッセージ」と「ゲームに登場する用語」の 2 項目にのみ存在する。「不特定多数の来館者へのメッセージ」は，「自己紹介」，「クイズ」，「提案」，「募集」，「注意喚起」に分けられ，「ゲームに登場する用語」は，「呪文」，「セリフ」，「コマンド」に分けられた。

「展示」の第 6 階層のうち「ゲーム機」は，ビデオゲーム機のようなデジタルゲーム全般について書かれている「デジタルゲーム」と非電源ゲーム全般について書かれている「アナログゲーム」がある。非電源ゲームはビデオゲーム機ではない展示資料に対する感想であり，「なつかしくていろいろ思い出しました　良い時代だったわ　またいろんな事かんがえて下さい　オセロとかボーリングゲームがなつかしかったです」などのほかボードゲーム，ベイブレード［タカラトミー　1997］への感想もあった。「ゲーム機以外」には，展示してあるビデオゲーム機やアナログゲームではなく，「「あのとき救った世界を覚えていますか？」この言葉がすごく刺さりました」などコーナータイトルとして掲示していた展示パネルへの感想や「全ての展示がなつかしく楽しめました。なにより，皆さんの思い出を読めて良かったです。鉄騎コントローラ万歳！」のように感想コーナーや感想カードに対するコメントが書かれていたものが該当する。「不特定多数の来館者へのメッセージ」は，「自己紹介」のみである。

3.7. 第 7，8 階層

「ゲーム」の第 7 階層は「自己紹介」を細分化したもののみである。「名乗りあり」には，自身の名前やハンドルネームが書かれているものであり，「名乗りあり」のなかには出身地のみが書かれているものも含んだ。「名乗りなし」は，名乗っていないものの，自身のことを紹介しているコメントのことを指す。「名乗りあり」には出身地のみが記載されているものもあり，そうした感想カードは書いた人が名前を名乗っているわけではない。したがって，「名乗りあり」と「名乗りなし」との差を個人情報の有無とし，名前，ハンドルネーム，出身地が書かれていた感想カードは「名乗りあり」と分類した。例えば「神奈川県茅ヶ崎より来ました。子どもがゲームが大好きなので来ましたが，なつかしいゲームに大人のほうが盛り上がりました。楽しかったです。昔のゲームを久しぶりにやってみたくなりました♪」は，出身地が記載されているため「名乗りなし」に分類した。

「展示」の第 7 階層は「デジタルゲーム」と「アナログゲーム」，「自己紹介」の「名乗りあり」を細分化したものである。

3.8. 分類プロセスの課題

感想カードを分類するにあたり，一言だけのものや文章が長くても内容が一貫しているものを分類することは難しくない。例えば「小学生の頃，テトリスにハマッてました!!」であれば，特定のゲームソフトの思い出が書かれているため，「ゲーム」の「思い出」の「ポジティブ」の「ゲーム機」の「ソフト」に分類できる。しかしながら，1 枚の感想カードに複数の内容が書かれているものを分類することは難しい。例えば「こんなに多くのゲーム機があるなんてしらなかったので，とてもおもしろかったです。はじめて自分で買ったゲームがニンテンドースイッチで，買った一週間後にこわれて，修理してもらった思い出があります」と書かれた感想カードがあった。この場合，「こんなに多くのゲーム機があるなんてしらなかったので，とてもおもしろかったです」は展示に対するポジティブな感想として分類することもできるし，「買った一週間後にこわれて」はゲーム機のネガティブな思い出と取ることもできる。また，「修理してもらった思い出があります」はゲーム機が修理されて嬉しいと読み取ることがき，ゲーム機のポジティブな思い出であると考えることもできる。このように 1 枚の感想カードに複数の分類が考えられるパターンが多数見受けられた。こうした感想カードは，書いた人が最も言いたいであろうことを推察して分類を行ったが，この分類は，分類する人の主観にかなり左右され，恣意的な分類となることは避けられない。ゆえに，筆者以外の人が本展の感想カードを分類すればまったく異なる結果になる。

本稿では感想カードの分類を行ったが，分類することで感想カードの価値を壊してしまう場合もある。図 32 は感想コーナーに貼られた感想カードの一部を再現したものである。特定の来館者が書いた感想カードに対して別の来館者が矢印を付けて返信していることが分かる。ま

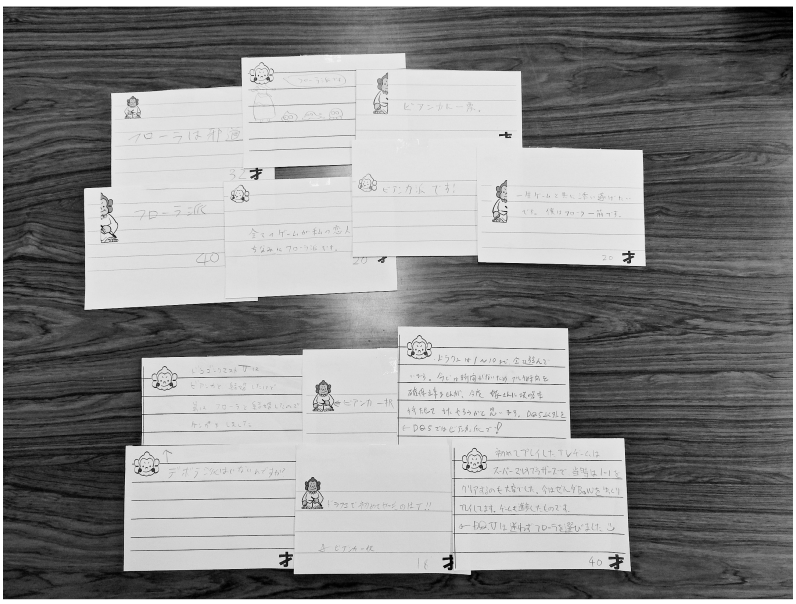


図 32　感想カード同士で交流が見られたもの（再現）

た，図 32 の上部が該当するが，矢印はないものの，同じゲームソフトの話題を個別に書いているものもある。来館者が感想コーナーを見て，そこに書かれている過去のコメントに対して返信する行為はコミュニケーションのひとつの形態と言え，また，それらのやり取りを見て別の来館者が返信していく過程を経て，感想コーナーという展示が完成していくのである。したがって，感想カード 1 枚を単体として扱うことにより，感想カードと感想カード，つまり来館者同士で行われたコミュニケーションの文脈を無視してしまうことになる。

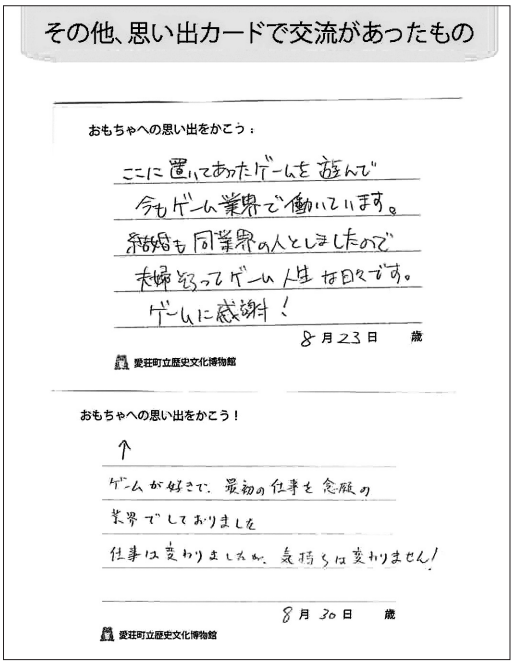


図 33 「玩具伝説」で交流が見られた感想カード

また，冒頭で述べたように愛荘町立歴史文化博物館の「玩具伝説―おもちゃの 60 年史―」でも感想コーナーが設置され，179 枚の感想カードが貼られた（愛荘町立歴史文化博物館　2021）。そのなかに図 32 と同じゲームソフトの話題で交流が認められたものがあり，ビデオゲーム機展示会においては，こうした交流が起こることは珍しくないようである（図 33）。

そのほか，分類には分類する人の恣意性が介入する問題以外にも，感想カードに書かれているコメントが何のことを言っているのかを把握する知識も必要になる。図 32 の例で言えば，この感想カードが「ドラゴンクエストⅤ　天空の花嫁」[エニックス　1992] のことを指していると分からなければ正しい分類はできない。ゆえに，感想カードを分類していくには，感想コーナーを設けた展示会の担当者が行うことが望ましく，分類手法が確立したとしても誰でもできるものではないことが分かる。

4．本展の事例から見るビデオゲーム機展示会における感想カードの価値と感想コーナーの意義

前節で述べたように，感想コーナーを設置することで来館者は感想カードを通じて他の来館者とコミュニケーションを図ることがある。そこで行われたやり取りを見ていくと，感想コーナーを設け，感想カードを書くことでしか明らかにできないことがあることに気付く。本節では，本展の感想カードを事例にビデオゲーム機展示会における感想カードがどのような価値を持ち，その価値を生み出すための場としての感想コーナーについて考えてみたい。

4.1. 本展における感想カードの価値

国立民俗学博物館編（2003：226）は，ミュージアムが来館者に一方的に教える立場ではなくなり，ミュージアムは逆に来館者から様々な情報を得ることができるようになると述べており，また，来館者は展示観覧を通して得た経験や知識，考えを人に伝え，残して帰りたいと思うものであると指摘している。そうして残された来館者の展示観覧による経験や知識がミュージアムに蓄積されていくことで，ミュージアムはいながらにして情報収集が可能となる。このような展示の考え方は，自然史系のミュージアムよりも歴史民俗系のミュージアムの方がふさわしく（国立民俗学博物館編　2003：226），ミュージアムは，来館者が展示で得た経験を残す場を提供するために，感想コーナーを用意するのである。したがって，感想コーナーや感想ノートに集まった来館者の言葉を分類し，分析していかなければ，そのコーナーを設置した展示テーマに対する来館者の知識や経験を収集することはできない。

そうした目線で本展の感想カードを見ていくと，インターネットや文献では得難い情報が書かれていることがある。本展で集まった 521 枚の感想カードのうち，2 枚にそうした情報が書かれていたため紹介する。

「任天堂，宇治工場でアルバイトしてました（大学時代？）大量のゲームウォッチを海外に輸出する為，毎日トラックにものスゴイ量を積んでました。←肉体労働（男・53）」

「コナミの MSX カセットのガラをプラスチック形成でプレスするバイトしてました。いまでもそのときのカラが何個か残ってるよ」

上記 2 点は，ビデオゲームにまつわる情報のなかでも企業とユーザーをつなぐ存在の人たちであり，こうした情報はほとんど残されていない。それは，現在のビデオゲーム研究，ビデオゲームアーカイブが，ビデオゲーム機やゲームソフト，ゲーム関連書籍などの一次資料の研究，保存に注力しているからである。また，こうした企業とユーザーの間の人たちが，今どこで過ごしているのかが把握できないという理由もある。とくに 2 番目に紹介したコナミの MSX カセットのプラスチック形成をするアルバイトをしていた人は，工場内部勤務であることから，企業の機密情報が含まれているためか，写真資料などもほとんど残されていない[7]。ゆえに，ビデオゲームがどのように受容されたのか，その地域でどのように遊ばれていたのかというよ

[7] ビデオゲーム企業の内部が掲載されている数少ない文献として，『ファミコンゲームの主役たち　ゲームソフトの制作と流通』（1989　嶋口充輝監修，村田栄一文），『任天堂の秘密』（1986　上之郷利昭），“Pac-Man: Birth of an Icon”（2021 Cook and Becker, ed.）があげられ，そのほかビデオゲーム企業各社の社史や広報誌，ビデオゲーム雑誌に掲載されていることもある。

うなビデオゲームが形成した文化についての研究が進んでいるとは言い難い状況にある。

また，城陽市歴史民俗資料館の「CONTINUE2 ―ゲームの書籍と文化―」では，城陽市近郊でかつて営業していたゲームセンターの位置を地図にプロットしたパネルを展示していた（図16）。感想カードに書かれたコメントにより，足りない部分を補うことができ，会期終了が近付くにつれて地図パネルが充実していった。ゲームセンターは開業と廃業を繰り返していたため，住宅地図などに残りにくく，『タウンページ』などの電話帳にもゲームセンターは掲載されているが，店舗名やジャンルからゲームセンターがどうかを判断することが難しい場合もある。また，住宅地図や電話帳などからゲームセンターを特定できたとしても，そのゲームセンターがいつ開業し，いつ廃業したのか，どのビデオゲーム機が稼働していて，どのような客層だったのかを読み取ることはできない。したがって，企業とユーザーをつなぐ間の人やゲームセンターなど地域に根ざした情報を探すのは，地域に根ざすミュージアムが収集していくことが望まれる。なぜなら，大学などの研究機関では，なぜ他都道府県のビデオゲーム事情を調査する必要があるのかを論理的に説明することが難しく，また，その調査を全国で行うことが現実的ではないからである。その反面，ミュージアムがビデオゲーム機を展示し，感想コーナーを設けることで来館者から情報を得る行為は，ビデオゲームの地域的な情報を収集するうえで最も現実的かつ効率的であるといえる。ミュージアムがビデオゲーム機を用いた展示会を繰り返していくことでミュージアムにビデオゲームを含む地域史が蓄積され，盛んに行われているビデオゲームアーカイブにも寄与することができる。これにより研究機関とミュージアムとで棲み分けができ，双方で異なるビデオゲームアーカイブが進められることで，我が国を代表する娯楽文化のひとつが今後も継承されていくことが期待できる。

以上のように，ビデオゲーム機展示会における感想カードのなかには，研究の発展につながるものが貼られることがある。ビデオゲーム研究の発展，地域史の蓄積という観点においては，こうした感想カードを見付けるための手段としての感想コーナーには意義があると考える。ただし，上記で紹介したビデオゲーム研究，地域史の蓄積に寄与できる可能性がある感想カードは，感想カードを単体として見たときの価値である。それら以外の感想カードは，単体の情報としての価値は低いかもしれないが，先のような感想カードを書いた人が感想コーナーに大量に貼られた感想カードを見つつ，かつての思い出を想起し，自身も語りの場に混ざりたいと思わせることができた点において，本展で感想コーナーを設置した意義があると言える。

4.2. 本展における感想コーナーの意義

図32，33でも示したように，感想コーナーを設置することで来館者同士が過去に書かれたコメントに対して返事をすることがあり，来館者同士が自発的にコミュニケーションを取るといったことが確認された。すなわち，感想コーナーを設ける意義とは，展示会を見た来館者が他者の感想カードを見たうえで，ビデオゲーム機そのものや本展のテーマについて自身の意見

と他者の意見とを照らし合わせて考えさせることにある。つまり，感想コーナーで行われる感想カード同士の対話にこそ価値があるのであり，感想カードを箱に入れて学芸員が貼る，不規則に貼られた感想カードを学芸員が整理しなおすなどの行為は，その価値を損なわせてしまうのである。ゆえに，あくまでも感想カード単体に書かれた情報は，感想コーナーを設け，来館者同士が感想カードを通した対話が行われた結果であり，その対話を起こすための場にこそ大きな価値があると考える。

筆者は本展の担当者として感想コーナーが潤っていく日々を間近に見ていた。感想コーナーを見た来館者が誰かのコメントを見ながら対話したり，返信するための感想カードを書いたりする行為に楽しさを見出だしているように感じた。来館者はビデオゲーム機の展示を見て，ビデオゲーム機の変遷や歴史を知りたいという知的欲求よりもかつての思い出を誰かと共有したり共感したりするために語り合いたいのかもしれない。また，本展では，アンケート調査票と感想カードは同じ長机に置いていた。条件が同じだったのにもかかわらず，本展で行っていたアンケート調査票の数は感想カードよりも少なかった[8)]。来館者は基本的に回収箱に入っているアンケート調査票を見ることができないため，アンケート調査票は 1 人で書くことになる。自由記述欄に感想や思い出を書くこともできるが，それを見るのはミュージアムの学芸員であり，他の来館者との交流は望めない。ゆえに，アンケート調査票よりも感想カードの方が数が多くなるということは，来館者は他者の感想や思い出に共感したり，意見したりするために語り合いたいということを示唆していると考えられる。これらのことから，本展における感想コーナーは，ビデオゲーム機を見た来館者がビデオゲーム機や展示テーマについて考える機会を与え，その考えを発信する場そのものに意義があったと考える。

5．まとめと今後の課題

5.1. まとめ

本稿では，城陽市歴史民俗資料館で開催した「CONTINUE〜“ゲーム”90 年の歴史〜」で設置した感想コーナーに貼付された感想カード 521 枚を分類し，感想コーナーを設ける意義，感想カードの価値について考察した。

図 31 で示したように，感想カードを分類したことでビデオゲーム機の思い出や展示に対する感想以外にもビデオゲーム研究，地域史の蓄積に寄与できる可能性がある感想カードあることが分かり，そのほか展示や学芸員への要望もあり，ビデオゲーム機展示会に継続性を求める声があることも明らかとなった。また，感想コーナーを設置し，そこに貼付された感想カードを分類することでしか見えてこない情報があることが分かった。とりわけ本稿で扱ったビデオ

8) 本展では会期中に 485 枚のアンケート調査票が集まった。

ゲーム機展示会の感想カードには，感想コーナーを設置することでしか収集できないビデオゲームの地域的受容があることが分かり，そうした情報を蓄積していくことがミュージアムにできるビデオゲームアーカイブであることを指摘した。

感想コーナーを設けることで，来館者同士の時空を超えたコミュニケーションが促され，来館者を巻き込んだインタラクティブな展示会になることが明らかとなった。感想コーナーは感想ノートやシールによる投票コーナーでは得られない経験ができ，来館者が展示会を楽しむひとつの方法であるといえる。その楽しみ方のひとつに，ビデオゲーム機展示会によって新たな知見を得ることよりも，ビデオゲーム機やゲームソフトを見て語り合いたい，自身の思い出を誰かと共有したい欲求があることがうかがえた。

5.2. 今後の課題

感想カードを分類する行為には必ず分類する人の恣意性が介入する。加えて，分類することで感想カード同士が持つ文脈を破壊してしまうという危険性もあることから，感想カードの分類という行為が感想カードを分析するための最善策ではないのかもしれない。また，書かれているコメントが何のことを指しているのかが分からなければ，正しい分類はできず，展示会の担当者以外では分類が難しいと言える。本稿ではこの恣意性や分類という行為の良し悪しを判断するに及ばなかった。

そのほか来館者とミュージアムの対話，あるいはコミュニケーション構造について考察することができなかったことは大きな課題として残る。感想コーナー，感想カードを通じたコミュニケーションがこれまでどのように扱われてきたのか，それらがどのようにミュージアムの運営に活かされてきたのかなどを，感想コーナーにおける来館者とミュージアムの関係性を明らかにしたうえで，ミュージアムの展げて示すという行為を考えていきたい。

謝辞

本稿の執筆にあたり，感想カードの分類に多大なるご協力をいただいた北海道大学大学院文学院文化人類学研究室の中村香音氏に御礼申し上げます。また，写真提供をいただいた北海道大学文学部博物館学研究室の青山希望氏に感謝いたします。

（てらの　しおん・博物館学研究室）

引用文献

愛荘町立歴史文化博物館
2021 「令和２年度　夏季特別展」（https://www.town.aisho.shiga.jp/hakubutsukan/archive/6206.html,

最終閲覧日：2021/08/18）
今井亜湖・堤雄一郎・三上戸美・森美樹・吉冨友恭
2010「巡回展「川と海を旅する魚たち」の企画開発」『展示学』48：100–103。
石川正行
2002「地域博物館での歴史系ハンズ・オン展示の試み―東村山ふるさと歴史館『さわれる展示 考古学ってなに？～土の中にねむる昔の暮らし～』」『展示学』34：72–75。
可児光生
2022「展示品の「奥」とその「向こう」の世界へいざなう試み～美濃加茂市民ミュージアム 2020 年常設展示質「もよう替え」をとおして～」『展示学』63：36–41。
洪恒夫
2005「人道支援の大切さを伝える上で「展示」に何ができるか―愛・地球博　国際赤十字・赤新月パビリオン」『展示学』39：20–21。
国立民俗学博物館編
2003「博物館と来館者を「つなぐ」展示とは」『歴史展示とは何か　歴博フォーラム　歴史系博物館の現在・未来』pp.224–229，東京：アム・プロモーション。
西連寺匠
2022「玩具・ビデオゲームの展示―愛荘町立歴史文化博物館の夏季特別展から―」『民具マンスリー』54(11)：1–12。
坂本昇
2016「人々に嫌悪される対象を展示する試み　伊丹市昆虫館企画展「ごきぶり」」『展示学』53：16–23。
寺農織苑
2020「城陽市歴史民俗資料館（五里ごり館）での展示活動報告」『帝塚山大学大学院人文科学研究科紀要』19：11–22。
2021「玩具・ビデオゲーム機展示から得た知見について―大野城心のふるさと館の事例から―」『人形玩具研究―かたち・あそび―』31：64–71。
2023「北海道大学文学部 1 階エントランスホール書香の森展示コーナー　展示会：「GAME START ―ゲーム展示を攻略せよ」『展示学』63：67。
福島正和・三木美裕
2002「アメリカの博物館がやってきた！その 2　全米日系人博物館巡回展「弁当からミックスプレートへ」から　教育ソフトの開発―民博展の教育プログラム」『展示学』33：37–41。
藤井麻希
2021「収集コレクションと展示―クルマ資料文化室を通して―」『展示学』60・61：24–25。
北海道大学　大学院文学研究院・大学院文学院・文学部
2023「書香の森」（https://www.let.hokudai.ac.jp/book，最終閲覧日：2023/08/21）
森田恒之
2019「美術館の展示作品人気投票にみる高・大学生の反応―大川美術館「模写展」の場合―」『展示学』58：12–13。
吉原千華
2006「福島市子どもの夢を育む施設　こむこむ」『展示学』41：52。

図版出典一覧

図 1　「来館者メッセージの掲示板」／福島・三木　2002　p.41　図 18
図 2　「こころの掲示板」／洪　2005　p.21　図 6
図 3　「夢の種発育箱」／吉原　2006　p.52　図 1
図 4　「川と海を旅する魚たち」メッセージ展示／今井ほか　2010　p.101　図 12
図 5　「ごきぶり」感想コーナー／坂本　2016　p.19　図 16
図 6　トヨタ博物館　クルマ文化資料室「来館者メッセージ」／藤井　2021　p.25　図 6
図 7　「ツブヤイテミテ」／可児　2022　p.41　図 18
図 8　「おもちゃの思い出を書こう！」／西連寺　2022　p.9　写真 8
図 9　「縄文人への手紙・アンケート」／石川　2002　p.75　図 16
図 10　「土偶人気ランキング」／石川　2002　p.75　図 17
図 11　「好きな作品に投票しよう！」／森田　2019　p.13
図 12　「あなたとわたしの平成時代」／2019/09/23 筆者撮影
図 13　「教えてください！おもちゃ・ゲームの思い出！」／2019/08/25 筆者撮影
図 14　「ゲームセンターの思い出」で集まった来館者の思い出／2021/07/31 筆者撮影
図 15　「ゲームの思い出を教えてください！」2022/09/04／筆者撮影
図 16　「思い出のゲームスポットマップ」／2022/09/04 筆者撮影
図 17　「湿地の沼　ハマり度診断」／2023/06/16 筆者撮影
図 18　「あなたの好きなゲームを募集します！」／2022/07/26 筆者撮影
図 19　感想カードを募る Google フォームへのアクセス用 QR コード／2022/10/28 筆者撮影
図 20　「未来へのメッセージ」／2023/06/20 筆者撮影
図 21　「緊急第調査！教えてください！あなたとゲーム」／2023/08/19 筆者撮影
図 22　「ゲーセンミュージアム　～この夏，博物館はゲームセンターになります。～」感想ノート／2021/07/31 筆者撮影
図 23　ゲーセン展雑記帳／2021/03/21 筆者撮影
図 24　ゲーセン展 2 雑記帳／2021/07/29 筆者撮影
図 25　ゲームの本雑記帳／2022/03/06 筆者撮影
図 26　「ヒグマのとなり←つかず，はなれず→」感想ノート／青山希望撮影・提供
図 27　「生々流転―フィールドワークから見たトン族の暮らし―」／2023/08/24 筆者撮影
図 28　先行事例のまとめ／筆者作成
図 29　「ゲームの思い出を書こう！」／2018/09/02 筆者撮影
図 30　「CONTINUE～“ゲーム”90 年の歴史～」で使用した感想カード／筆者作成
図 31　本展における感想カードの分類階層／筆者作成
図 32　感想カード同士で交流が見られたもの（再現）／2023/08/23 筆者撮影
図 33　「玩具伝説」で交流が見られた感想カード／愛荘町立歴史文化博物館　2021

附表　本展の感想カードの記入例／筆者作成

附表　本展の感想カードの記入例

第 1 階層	第 2 階層	第 3 階層	第 4 階層	第 5 階層	第 6 階層	第 7 階層	第 8 階層	記入例
ゲーム	思い出	ポジティブ	ゲーム機	ハード				◆「私が中学生の頃，4 才違いの弟が，ファミリーコンピューターに夢中になっていたことを思い出しました。なつかし〜」
				ソフト				◆「放課後みんなで集まってゲームボーイとポケモンのカセットを持ち寄り対戦や交換をよくしていました。あれから今でもずっとポケモン大好きです。クルマユかわいい。」，「パネルでポンが大好き過ぎて永遠にやっていました。スーパーファイコンでまた出てくれて嬉しいです。」
				アーケード				◆「ラブアンドベリーとムシキングに沢山課金しました。DS はバイブルです。」，「就職した年にテーブル型のインベーダーゲームが登場し，昼休みに職場近くの喫茶店でゲームに没頭していたことを懐かしく思い出しました。」
			ゲーム機以外					◆「ゲームをしたらかしこくなると信じていた。実さい，忍耐力と根気強さは身についたと思ってる。テトリス，ぷよぷよ，マリオ　がんばった。」
			仕事					◆「任天堂・宇治工場でアルバイトしてました（大学時代？）大量のゲームウォッチを海外に輸出する為，毎日トラックにものスゴイ量を積んでました。←肉体労働」
		ネガティブ	ゲーム機	ハード				◆「スーパーファミコンでエキサイトしてコントローラをひっぱって本体が倒れて強制リセットになりました」 ◆「ゲーム＆ウォッチを学校に持って行ったら，1 日中クラスの中を移動して回り，下校時まで戻ってこなかった。」
				ソフト				◆「ドラゴンクエストⅤはビアンカと結婚したけど弟はフローラと結婚したのでケンカをしました」 ◆「弟（現在 40 才）の相手をさせられ，いつも負けてばかり。女子は『けっきょく南極大冒険』などかわいいゲームが好きなのに，弟はマリオやスパルタンⅩばかり。ゲームが終わった後も「アタタタタ〜」とけとばしてきました。（泣）」
				その他				◆「RX-78（ガンダム）かなしい思い出」
			ゲーム機以外					◆「「近所のゲームのうまい兄ちゃん」になりたかった。」 ◆「ゲームばっかりやってべんきょうがあんまりできなかった。」
			仕事					◆「インテリジェントシステムズ落ちた」 ◆「任天堂に就職した人生だった」
		その他						◆「なつかしいゲームがたくさん！ありがとうございました!! ゲームの思い出，今も大好きなロックマン。ゲームボーイのソフトを買ってもらったが目が悪くなると親に返却された悲しい記憶…　でも今でもゲーム大好きです」
	思い出以外	メンション	来館者へのメッセージ	特定の来館者へのメッセージ				◆「ドラクエで初めてやったのはⅤ!!　←ビアンカ一択」 ◆「↑デボラ派はいないんですか？」 ◆「←ビアンカ一択」
				不特定多数の来館者へのメッセージ	自己紹介	名乗りあり	名前＋出身地	◆「伏見から来た築山創と申します　クラッシュバンディクーを一生けん命やっています」
							名前あり	◆スプラトゥーンというゲームは，いかにんげんでオレンジ色だったらみずいろにかけられた死ぬというゲームです，今は，ぜんぜんやっていないけどまたやりたいと思います。小池里桜　3 年」
							出身地	◆「福井から来ました。よかったです。ET があってビックリ!! はじめてみました。」

					名乗りなし	所有	◆「PC エンジン　Duo-RX 持ってます（新品同様！）次，こういった機会あればお貸ししますよ！レトロ攻略本も数冊あります」
						好意	◆「ドラゴンクエストシリーズ大好き！」， ◆「私は“キャッチタッチヨッシー”と“桃鉄”が好きです！」
						現在進行形	◆「旦那とよくスイッチしてます！ぷよぷよが好きです。昔はスーパファミコンの和ギャンをしてました。」
				クイズ			◆「ぷよぷよクイズ！これ何れんさ？」
				募集			◆「対戦相手，求む（ヴァイス）初心者より」
				提案			◆「みんな，ファミコン版ドラクエⅡやろうぜ！ロンダルキアへの洞窟登山しようぜ！」
				注意喚起			◆「ゲームばかりやっていて怒られていた子供は，今ではツイッターばかりやって怒られるダメな大人になっています。良い子はこうなっちゃダメだぞ!!」
		非来館者へのメッセージ	友人				◆「花野　お前さすがに借してたバンジョーとカズーイの大冒険のカセット返して。」 ◆「田中くん　ポケモン金・銀のデータ間違って消しちゃってほんまにごめん。」
			家族				◆「嫁さんへ　ドンキーコング買ってください。」 ◆「進化キャンセルボタンを押したお前を許さない　by お前の妹」
			企業				◆「ダンシングアイの家庭用移植をお願いします。ナムコさん頼むよー。」 ◆「近所のゲーセンで，コンセントのケーブルに足をひっかけ，電源おとしたのは私です　ゴメンナサイ！TV ゲームが末長く愛される「あそび」でありますように！」
	無メンション	感情あり	願望				◆「自生一度きり，すべてのゲームを楽しみたい」 ◆「これまでも，これからもゲームを愛していきたいです。」
			自慢				◆「ドラクエエイルルカしてました。（裏ボスたおしてる）エスターク 6 ターンげきはは気持ち良かったです。聖竜ミラクレア好きだったのでパーティーに入れてます。（スラ・ブラスターとダイヤモンドスライムも）ドラクエ他も全クリいくつかしてま～す（*´ω`*）ドラクエ最高だぁ～）
			提唱				◆「マリオカート　アイテムゲー説」 ◆「ヨッシーのたまごでワイに勝てる奴 0 人説」
			意見				◆「ゲームボーイも今のソシャゲもやってることはあんまりかわらんですね！高解像度になっただけやんな…。あとのたのしみはスマブラ！」
			宣言				◆「ビアンカ派です！」 ◆「フローラ派」 ◆「パネポンなら負けない」， ◆「「カービィのエアライド」は今でも遊んでいます。年末にはスマブラの最新作が出るので，スイッチ購入します！」
		感情なし	ゲームに登場する用語	呪文			◆「てにづいず　ぜりきしせちと　ぬぞぼすた　でずな　ふっかつのじゅもん！」
				セリフ			◆「へんじがない…　ただのしかばねのようだ…」
				コマンド			◆「上・上・下・下・右・左・右・左・B・A　権…　おっと」
			イラストのみ				—

				固有名詞				◆「NINTENDO !! 」 ◆「スプラ 2」 ◆「カセットビジョン　与作」
				その他				◆「ぷよぷよはコンパイル。」 ◆「ニンテンドーがいしゃはとてもすごい。」
展示	感想	ポジティブ	ゲーム	ゲーム機	デジタル	ハード		◆「鉄騎のコントローラーの現物が見れてさわれて大満足」 ◆ネオジオが置いてて良かった（元 SNK）」 ◆「そんなゲーム機あったなと思ったのはパイオニアのレーザーアクティブです。DVD がないころ CD ではようりょうたりず大きいディスクだったね」
						ソフト		◆「この前ようつべで見た ATARI の RT があっておどろいた」,「ゼルダ…」が好きなのでここに来ましたが，ゲームの深さがわかりました。」
						ハード＆ソフト		◆「セガサターンとデスクリムゾンの組み合わせ，わかってるな！と思いました。」 ◆「おいてあったシューティングがとてもざんしんでよかったです !! 」
						その他		◆「すごいな。ゲームの歴史や当時高価な周辺機器など宝の山ですね。」 ◆ぷよぷよバッチスゴーい！』
					アナログ	ボードゲーム		◆「子供の頃，遊んだボードゲーム等が（サッカーゲームも）並んでいて，なつかしかった。」
						その他		◆「なつかしくていろいろ思い出しました　良い時代だったわ　またいろんな事かんがえてください　オセロとかボーリングゲームがなつかしかったです」 ◆「むかしのベイブレードがかっこよかったです。」
					その他			◆「いい物がみれました。」 ◆「THIS GAME EXHIBIT IS SO NOSTALGIC! I REMEMBER PLAYING “PONG” AT MY AUNT’S HOUSE! THIS IS AMEZING!」
				ゲーム機以外	展示パネル			◆「「あのとき救った世界を覚えていますか？」この言葉がすごくささりました」
					コメントカード			◆「全ての展示がなつかしく楽しめました。なにより，皆さんの思い出を読めて良かったです。鉄騎コントローラ万歳！」
			その他					◆「ところどころ，黒さを感じる展示があり，興味深かった。みんなクレイジーバス，しろ！」 ◆「当時は最先端だと思っていたゲーム機も今見るとレトロ感たっぷりでとてもフシギな感じでした。」 ◆「8/23/18-アメリカ人　This exhibit is great! It reminded me of my first（1st）game:「Game boy」 Mario（game）
		ネガティブ	ゲーム					◆「めずらしい物を見る事ができて楽しかったです　でも…PC-FX がないよ！」 ◆「何故シャープ製のツインファミコン（赤）が無い？！言ってくれたら持って来たのに（笑）」 ◆「ファミリーベーシックなくないですか？これでプログラミングを覚えたという人も少なくないはず！」 ◆「ポケステがないにゃんて！」
			その他					◆「おもしろくなかった !! 」
	感想以外	メンション	来館者へのメッセージ	特定の来館者へのメッセージ				◆「吉田さん来たよ !! ファミコンの珍しいきょうたいがすごいですね !! タイムギャルやばいですね」 ◆「出展に協力された皆様が大切に保管しておられたのは素晴らしいと思います」

				不特定多数の来館者へのメッセージ	自己紹介	名乗りあり	名前あり	◆「配信アプリ『ふわっち』で配信させて頂きました。テンキューでした～☆のりっち☆彡」 ◆「埼玉から配信で見せて頂きました。ちゃるです♡　全部ホシ～イです。」
							出身地	◆「静岡からきました。光速船　本物はじめてみました。きてよかった。」 ◆「愛知から来ました。来たかいありました。」 ◆「8/23/18 Lis England It was very amazing to be shown around the exhibirs :) everyone is so kiendly! I will definitely visit again=^ •ω• ^=　ありがとう
			非来館者へのメッセージ					◆「子供のころに遊んだゲームが並んでいるのを見てなつかしかったです。また来ます。吉野くん，朝海くん，藤田くん，山下くん，持ってます。」
			学芸員へのメッセージ	要望				◆「展示コーナーありがとうございます！コンパイルぷよも魔導物語もセガぷよも大好きです！コンパイルクラブ（会報誌）と Disc station も展示いただけるとうれしいです」 ◆「今度このような展示会があった時はゲームソフト限定の展示をやってほしいです。」 ◆「いろいろなゲーム機やゲーム雑誌がたくさんあり　小学校のころの時代にもどった気がした。また第２回もやってほしい。」
				感謝				◆「すばらしい企画，ありがとうございました！」 ◆「ゲームを「歴史的資料」として展示頂けたことを感謝します。これからも，人々を楽しまえるエンターテインメントとして，ゲームの発展を願っております。」
		無メンション	自慢					◆「めっちゃなつかしいのいっぱいあって楽しいな！テレビゲームの知しきが思わずさくれつしちゃった！…さすがに知らない物もあったけどね。Wii のスマブラ X あくうのししゃがすごく楽しかったな～。スマブラスペシャル楽しみです。」
			事実報告					◆「ゲームがたくさんありました　むかしのゲームがありました」
			期待					◆「ゲームを文化の一つと位置付けて学術的な感じで，それでいて堅くならないように展示されていて楽しめました。オデッセイなどの珍しいハードも見られてよかったです。一方「○○はないのかな」とも思い，ハードや周辺機器一つとってもまだまだ可能性があるのがゲーム資料だと思います。今後もこのような展示が拡大されて開催され，ゲームの文化的価値が高まってほしいです。」
分類不可								◆「チコちゃん」 ◆「金足農業‼」 ◆「オレが南区の中村トオルや‼」

10.14943/rjgshhs.23.l 139

博物館としての動物園のあり方

── 日本の法制度から見る動物園の社会的役割 ──

陳　　曦

要　旨

本稿の目的は，日本の動物園に関わる法制度の歴史的変遷，そして先行研究が欠如している 2013 年からの日本動物園水族館協会（JAZA）と環境省による動物園水族館法の制定に向ける動きを概観し，動物園が求められる社会的役割の変化を明らかにすることである。日本において，博物館法は，動物園を社会教育施設として位置付け，すなわちその機能と役割を規定する最も重要な法律である。1951 年に制定される前から多くの反対の声があったにもかかわらず，海外と日本において動物園が博物館の付属施設として位置付けられていた歴史，そして古賀忠道と棚橋源太郎の努力の影響で，動物園は博物館法の対象となった。JAZA をはじめとする動物園関係者は，博物館法において動物園等の役割を明確に規定するように提言したが，2008 年と 2019 年に行われた 2 回の博物館法改正の内容には全く反映されなかった。一方，JAZA と環境省は 2013 年から動物園水族館法の制定に向けて働きかけ，結果的に失敗したといえるが，動物園の社会的役割について国のレベルで議論を始めたことで，動物園の生物多様性保全という役割が動物園の所管を担う各自治体によって重視され始めるようになったことが分かった。

1．はじめに

法規則は，社会を統制するルールであり，人々が安全で平和に共生できることを保証し，良い行動を実践させるように大きな役割を果たしているといわれる。動物園も，様々な条約，指令，法律，勧告が絡み合った体制のもとで運営されている（Hosey 2011：51–52）。

日本において，動物園は 1951 年に博物館法が制定されてから，博物館の一種として位置付けられ，社会教育の役割が求められている。しかし，博物館法において「動物園」「水族館」のような直接に動物園を言及する言葉がなく，動物園は多くの自治体によって公園として扱われて

いることが現状であり，行政の混乱によって経営に苦しむ動物園が少なくない。その一方，過度の天然資源開発等の人間活動によって，全世界の 10％～30％の野生動物が絶滅の危機に瀕しており，野生動物を展示する施設として，生物多様性危機に最も敏感であるとされている動物園は，生物多様性保全に関わる社会的役割がますます重要視されるようになった。特に海外の場合，法律によって生物多様性保全を動物園の目的として規定する国は少なくない。世界に立ち遅れた日本においても，2013 年から，生物多様性保全の役割を明確に規定する動物園水族館法の制定に向ける検討が始まった。

このような経緯があるにもかかわらず，これまでの先行研究は，動物園の目的論あるいは経営状況に集中し，法制度の視点から博物館としての動物園が果たすべき社会的役割についての研究は筆者の個人的な観点を述べるような論説がほとんどである。また，動物園に関わる法制度，特に 2013 年からの JAZA と環境省による動物園水族館法の制定に向ける動きを系統的に整理し，動物園が求められる社会的役割を客観的に分析する研究が欠如している。

本稿は，博物館・動物園関係の雑誌論文，書籍等の文献，そして環境省，文部科学省などがインターネットに公開している法律条文，会議資料及び会議録を基に，日本の動物園に関わる法制度の歴史的変遷，先行研究が欠如している 2013 年からの JAZA と環境省による動物園水族館法の制定に向ける動きを概観し，動物園が求められる社会的役割に関する役割の変化を明らかにすることを目的とする。なお，本稿の研究対象である動物園の範囲は，動物園と水族館をはじめ，教育を目的とし，生きている動物を公開展示するすべての施設を含む。

2．博物館法における動物園・水族館の社会的役割

1951 年に制定された博物館法によって，動物園は博物館として扱われることが規定され，70 年後の現在まで至った。動物園は博物館であることに対する社会的認識が低いにもかかわらず，博物館法は動物園を社会教育施設として位置付け，すなわちその機能と役割を規定する最も重要な法律である。本節では，博物館法制定時の議論を巡り，動物園が博物館法の対象になった経緯，そして 2008 と 2019 年の博物館法改正が行われる前の議論を中心に動物園の社会的役割について考察する。

2.1　博物館法制定時の議論

博物館法は 1951 年に制定され，1952 年から施行されたが，博物館法の制定の動きは明治期における博物館令制定への芽生えに遡ることができる。1899 年の「図書館令」の公布をきっかけに，博物館関係者が博物館令の草案を作成し，文部省普通学務局に提出したが，博物館長の官等（官位）の問題に対して不満を持つ博物館関係者の反対によって最初の博物館令の制定が失敗に至った（椎名 2011：7）。動物園はこの博物館令の対象になったかどうかは関連資料がな

く確認できなかったが，『博物館年表』の記録によれば，1917 年 3 月に文部省通学学局が公刊した『常置教育的観覧施設状況』のうち，1916 年の教育上有益な観覧施設の現状に関する報告においては，動物園，水族館が記録されている（椎名 2014：64）。少なくとも博物館法制定の 35 年前の 1916 年では，動物園，植物園，水族館は博物館に類似する施設として認識されていたことが確認できた。

最初の博物館令制定の動きが失敗した以後，博物館関係者の間では博物館令の制定を未だ諦めず，特に博物館事業促進会（現在の日本博物館協会）が 1928 年に創設されてからは，日本博物館協会は文部省の協力を得て，博物館令の制定を積極的に推進し，最終的に 1940 年の「博物館令（勅令案）」に繋がった。今回の博物館令は施行日まで決定されたが，戦争の影響で前回と同じく施行まで至らなかった。その一方で，1940 年 10 月 7 日文部省によって開催された「博物館令制定ニ関スル協議会」の会議資料として「博物館令（勅令案）」「博物館令施行規則（省令案）」「博物館ノ設備及経営ニ関スル事項（告示案）」「公立博物館職員令（勅令案）」の 4 案が残され，会議資料として日本における条文化された最初の博物館法案になった。上述の 4 法案では，動物園・水族館も博物館の一種として位置付け，詳細な規定がなされていることから，文部省は動物園・水族館を含めた博物館令を考えていたことが分かった。一方，1941 年に，熊本市動物園で開かれた日本動物園水族館協会第二回総会並びに協議懇談会において「博物館令に対する協会の態度」が協議事項となり，日本博物館協会側も同年 7 月の京阪地方博物館関係者懇談会において，「動植物園，水族館をも博物館令で律することの可否如何」が中心議題となり討議された。どの会議においても，博物館令に対する意見は二つに分かれ，動植物園・水族館は社会教育施設として美術館等と共に文部省の所管として博物館令の対象になるのは当然であると主張する論者と，動植物園・水族館は厚生施設であり，教育委員会の所管になると制約を受けるので反対する論者が，互いに譲らなかったと記されている（瀧端 2014：40）。

また，川崎（2008：90）によれば，動植物園・水族館側が博物館として扱われたくないもう一つ理由は入館料の問題であった。社会教育施設である博物館は，原則的に入場無料とされていた。しかし，当時の調査によれば，1947 年から 1948 年の一年間の動植物園・水族館の入館料は億を越えた額となり，動植物園・水族館は国民の憩いの場として，設置者にとっては財政的に魅力的な施設であった。そのため，入場無料になることは動植物園・水族館にとってはありえないことであった。

この動植物園・水族館を巡る論争は，1951 年の博物館法の制定まで続いており，反対の声が多かったにもかかわらず，最終的に動植物園・水族館は博物館法の対象になるようになった。その理由として，博物館の附属としての日本国内外の動物園の歴史，そして棚橋源太郎と古賀忠道の努力が挙げられる。

海外においても，日本においても，動物園は博物館の付属施設として始まった。村田（2021：13）によれば，幕末にパリ万国博覧会参加の準備をするためにパリのメナジェリーを訪れた田

中芳男，文久遣欧使節の一員として同様に訪れた福沢諭吉，そして岩倉使節団の一員として欧米の動物園を視察した久米邦武は，先進国の文化施設である動物園に注目していた。特に 1862 年にフランスなどを巡った竹内下野守保徳使節団の一行に同行する福沢諭吉が帰国後に刊行し，当時の知識階級に愛読された『西洋事情』においては，その初篇の中に「博物館」という見出し項目があり，そこでは博物館を①ミネラロジカル・ミュージアム，②ゾーロジカル・ミュヂェム，③動物園，④植物園，⑤メヂカル・ミュヂエムの 4 種に分けて解説している（椎名 2014：2）。特にヨーロッパにおいて，動物園も博物館の一種として認識されていること，そして博物館という概念が海外から日本に持ち込まれた頃も，動物園を含めていたことが推測できる。また，村田（2021：13-14）は，田中らの動物園視察の経験が，博物局の開設と書籍館（図書館）および植物と動物を研究し展示して，その知識を国民の間に広める役割をもつ博物園の構想へ繋がったと指摘し，博物館や植物園や動物園や図書館がそれぞれ別個もしくは単体で存在するのではなく，有機的に結びつけられた社会装置であると主張した。それに加えて，1862 年にロンドン動物学協会が発足した時，全 13 項にわたる決議文の第 2 項に「協会が留意するのは，次の諸目的の志向：生きている動物のコレクションを形成すること。比較解剖学的コレクションによる博物館を形成すること。関連する文献による図書館を形成すること」と記載されていることが，博物館と動植物園と図書館が結び付けられた一つの社会装置の思想に繋がったと述べた。その思想を受けて，1882 年に，日本において最初の動物園である上野動物園は，農商務省博物館（現在の東京国立博物館）の附属施設として，上野公園内に開園した。農商務省博物館付属動物園について，菅谷（2004：468）は，長きにわたる鎖国政策などもあり欧米の博物館や動物園のように圧倒的な博物資料，そしてそれに基づく知的集積のないままにスタートを切らざるをえなかったが，外形的には博物館の一施設であり，自然系博物館を目指して開設されたことは間違いないと評価した。以上の理由から，博物館の付属施設としての歴史を持つ上野動物園，特に博物館法制定当時，上野動物園園長を務めた古賀忠道は，動物園・水族館を含めた博物館法の成立に努力した。

また，『上野動物園百年史』の記述によれば，上野動物園が 1955 年に博物館相当施設に指定された後，古賀園長は国際動物園長連盟総会ならびに各国動物園視察状況の報告を行い，むしろ動物園は博物館とともに歩み，教育・調査研究の機能をさらに向上させることの必要性の認識を高める結果を生み出した。そこで，各地の動物園でも，文部省による博物館相当施設の指定を受けることを進んで求めるような傾向が強まったと記されている（東京都恩賜上野動物園：275）。このように，上野動物園を代表する古賀園長は，動物園・水族館を博物館法に包含させるように積極的に動いたことが推測できる。

博物館の付属施設としての動物園の歴史と，古賀をはじめとする上野動物園の努力以外，棚橋源太郎も動物園を含めた博物館法の成立に大きな影響を与えた。棚橋源太郎は，1906 年 1 月に東京高等師範学校附属教育博物館主事を務め，その後は東京博物館長，赤十字博物館長，博

物館事業促進会（日本博物館協会）の常務理事などとして，博物館事業の振興に捧げ，棚橋なくして博物館法は成立しなかったとも言われる（椎名 2011：8）。博物館法制定当時，棚橋は，1928 年の博物館事業促進会の設立当初から個人の興味関心によって『博物館研究』誌上に動物園・植物園・水族館に関する記事を積極的に取り上げ，これらも博物館類似施設と考えていた。これは棚橋の理科教育者としての興味関心，海外事例を知ることで生じた戸外博物館及びヂオラマ式陳列（生態陳列）への興味によるものではないかと，瀧端（2014：38）は推測した。それだけでなく，棚橋は 1950 年 1 月頃に「博物館動植物園法」を起草，立案の趣旨として，「この法案で，動植物園をも博物館と一緒に取扱ったのは，その経営の目的，運営の方法等において，両者間にほとんど差異を認めないからである」と記し，博物館と動物園の違いは，展示物が剥製の標本か，活きた動物であるかの一点のみと主張した。それに加えて，棚橋は同年 5 月に，日本博物館協会の『会報』第 9 号に「博物館と動植物園とはなぜ同一法で律するを可とするか」をタイトルとした所論を発表し，動植物園も博物館の一種であり，博物館法の対象であるべきと強く主張した。棚橋によれば，動物園等と博物館とは同じく「実物的教育及び学術研究の機関」であり，あえて両者の違いを言うと，前者は「活きた動植物を飼育栽培展示している」のに対して，後者は「標本・模型・絵画などの保存展覧である」という「一点に過ぎない」と述べた。その具体的な論述を見ると，まずは，収集された資料の展示を通じて，「学芸教育上の使命」を果たすための「展示の場所・研究室・観衆の休憩喫茶室のような有形的設備」から，「これ等設備を学芸教育の上へ利用する方法」，「これに従事する従業員の素養資格等」まで，動植物園も博物館も異なるところはほぼなかった。次に，棚橋は戸外博物館と公園博物館を典型的な例として挙げ，博物館も野外展示を設置し始めることで，動植物園と接近交錯して，ほとんど区別できないと述べた。

以上のように，営利を目的とした遊園地的・見世物的な当時の動植物園・水族館の運営を念頭に，文部省側は博物館法の対象から外すことを試みるが，日本における博物館の付属施設としての動物園の歴史を踏まえ，さらに古賀と棚橋の努力によって，最終的には博物館及び類似施設の持つ多様性から，一定の要件をかなえたものに博物館法を適用する方向へ舵を切った。そのため，1951 年の「博物館法法案」の段階で，法令の中に存在した「動物園，植物園」という語句が，その後の衆議院法制局最終決定案においては姿を消して，「保管又は育成し」の文字のみが残された（瀧端 2014：43–44）。

そこで，反対の声がありつつ，博物館法の成立にともない，動物園・水族館が博物館の一種として位置付けられ，文化施設かつ社会教育施設の役割が求められるようになった。

2.2　2008 年と 2020 年の博物館法改正

博物館法は 1951 年の制定から現在までの約 70 年間において，社会の変化及び他の法律の改正に伴い，数回の改正が行われた。その中，法律の条文に対して少し修正するか，または記述

を加える場合が多く，初めての大規模な見直しが行われたのは 2008 年の博物館法改正となっている。また，博物館法の目的や博物館の事業，博物館の登録の要件等の見直しを行った 2020 年の法改正も多くの議論を呼んでいた。

2.2.1　2008 年の博物館法改正

2008 年 6 月 11 日に公布された「社会教育法等の一部を改正する法律」において，博物館法に関する規定の整備として，博物館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供，学芸員等に関する資格所得要件の見直し及び資質向上等に関する改正を行った。また，博物館資料に「電磁的記録」を含むことを明示，博物館の事業に社会教育における学習の成果を活用して行う教育活動の機会を提供する事業を追加した（椎名 2014：226）。

以上に挙げた法改正の内容は，動植物園等について全く言及していなかったが，法改正が行われる前に，2007 年度文部科学省が委託した地域と共に歩む博物館育成事業「日本の博物館の動向にかかる総合調査研究」の一環として，日本動物園水族館協会（JAZA）は動物園・水族館の現状を把握し，さらに博物館としてふさわしい姿を描きだす基礎資料を提供するために，日本国内の動物園・水族館総計 206 園館を対象にアンケート調査を行い，また，イギリスとアメリカに委員を派遣し，両国の動物園・水族館に関する制度の実態について聞き取り調査を行った。その後，国内外の調査の結果を報告書にまとめ，「今後の課題～動物園・水族館のあるべき姿～」を主題に提言書を作成した。

調査が行われた当時，文部科学省は「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」を開催し，現行博物館法の問題点そしてこれからの博物館の在り方について検討していた。会議において多く議論された博物館登録制度に対して，動物園・水族館の現状と意見は JAZA の報告書の内容の一部にもなった。調査対象となった園館のうち，登録博物館であった計 11 園館に対して，登録博物館に申請した理由を聞いた。「生涯学習施設として活動をより充実するため」「博物館活動を積極的に行うため」「設立主旨が博物館登録に合致したため」「教育施設としての位置付け」「文部科学省からの補助金を受けるため」「県教育委員会が設置した博物館であるため」などの回答があった。また，登録博物館になったメリットとして，「学芸員が正式に配置でき社会的信用が得られ」，「職員の意識向上に役立つ」，「知名度が上がった」，「教育施設としての立場が明確になった」，「文部科学省からの補助金を受けることができた」が挙げられた。登録博物館以外の園館の登録していない理由としては，「登録基準を満たしていなかった」が 40％を占めた。その中で，67％の園館は，満たしていない基準として委員会所管でないから」を挙げた。登録博物館の次に，博物館相当施設であった動物園・水族館に申請した理由と相当施設になるメリットを聞いた結果，「社会教育施設としての位置付けを明確するため」と「社会的地位の確立」が挙げられた（日本動物園水族館協会 2008：46–48）。以上の結果から見れば，日本の動物園・水族館は博物館として，すなわち教育施設として位置付けられたい意志が強く，

所管によって登録基準を満たしていないだけで登録博物館になっていない園館が多かったことが分かった。また，登録制度以外の博物館法関連の調査結果として，動物園・水族館の教育機関としての位置付けが弱い，法的にも社会的にも動物園・水族館の重要さの認知度が低い，もう少し動物園水族館の存在価値を認識してほしいといった意見もアンケートの自由記述の回答に多く見られた（日本動物園水族館協会 2008：50–51）。

一方，日本国内の動物園・水族館の現状調査結果を補完すべく，先進国における動物園・水族館の登録，許可，認定等の諸実態についての聞き取り調査結果をまとめると，英国では動物園免許法の基準による免許制をとり，米国は業界団体である AZA（動物園水族館協会）の自主的な認定基準による認定制を採用している。両国の基本理念の違いがあり，英国の免許法は「必要最低基準（minimum standard）」としてとらえ，アメリカの認定基準は「より高い基準（higher standard）」を目指していることで全く対照的である。しかし，どちらもより高い基準を目指して，常に基準を改定していることが類似している（日本動物園水族館協会 2008：65）。海外の先進国のように，日本においても，動物園・水族館を明確に位置付けること，また動物園・水族館の最低基準もしくは認定基準を設定する制度を今回の法改正の内容に入れたいという JAZA の期待が覗かれると考えられる。

それだけでなく，JAZA は「今後の課題～動物園・水族館のあるべき姿～」という提言書を取りまとめ，文部科学省で検討されている新たな博物館法の改正，および新たな登録博物館制度の基礎資料になるように期待していた。この提言書において，JAZA は，地球環境の悪化により多くの野生動物種が絶滅の危機に瀕している社会背景を踏まえて，生物多様性保全の場としての動物園・水族館の役割を強調し，そのうえ，年間七千万人以上の来園館者に自然環境の保護の必要性や，命の大切さを伝えていくことも重要な使命であるとしている。具体的な内容として，従来のレクリエーション，教育，研究に加えて，JAZA は今後の動物園・水族館に求められる保全計画と動物福祉という二つの役割の重要性について述べた。JAZA によれば，動物園は野生からの動物や水族の収集は最小限にするとともに，希少種について繁殖計画や種の保存計画を確立し，それに基づいた繁殖環境の整備と実施に取り組む必要がある。また，生息環境をできる限り再現し，動物や水族の生態，行動，生理，福祉に十分配慮した飼育環境と展示空間を整備する上で，入園館者や一般社会へメッセージを込めることが望ましいとされている（日本動物園水族館協会 2008：69–70）。

そこで，JAZA は，学術資料の収集・保存・展示という一般の博物館の定義だけでは現在の動物園・水族館の役割は十分に発揮できないため，博物館法において動物園等の役割を明確に規定するように求めた。しかし，文部科学省は JAZA の大きな期待を込めた提言について全く聞き入れず，英米の先進国のような動物園認定制度も，動物園の生物多様性保全の役割についても，どちらも 2008 年の博物館法改正の内容には反映されなかった。この結果はやはり，その後の 2013 年に JAZA は環境省に向けて動物園水族館法の制定を求めること，そして後述の 2019

年からの新たな法改正に向けた検討の際の動物園水族館関係者の対応に大きな影響を与えたと推測できる。

2.2.2　2020 年の博物館法改正

前述のように，2008 年の博物館法改正は，動物園水族館関係者だけでなく，他の館種の意見もほとんど反映されず，多くの博物館関係者にとっては失望の結果だと言えよう。それ以後，新たな法改正を求める声も博物館関係の雑誌に次々と現れ，ICOM 京都大会が開催された 2019 年に，新たな法改正に向ける議論が本格的に始まった。同年 11 月には，文化庁が「博物館の振興に関する事項について調査審議を行う」ために，文化審議会に博物館部会を設置した。具体的な検討内容として，①前回の博物館法改正のフォローアップとそれを踏まえた課題の整理，② ICOM 京都大会を契機として議論すべき課題の整理，③その他博物館の振興施策に関する審議という三つの観点が挙げられ，これらの課題整理を受けて，どのような政策が必要か，具体的な議論が必要とされていた。また，博物館部会の設置当初は，博物館に期待される役割として「社会教育・文化に係る取組を充実しつつ，多くの人に親しまれる魅力ある博物館づくり」を設定し，特に博物館の館種の多様性を踏まえた配慮の必要性について言及した。

しかし，それから 2019 年度の博物館部会第 2 期（計 3 回）においては，地方博物館の現状と支援，また学芸員養成制度の現状と課題についてしか議論されず，館種の多様性に関連する内容は議論の中で全く出てこなかった。また，2020 年度の博物館部会第 2 期においても，第 5 回に入って初めて，今回の博物館部会においてだけでなく，これまで博物館の現状と課題を検討する際，「動物園，水族館，そして植物館に対する施策をほとんど講じてこなかった」現状について指摘し，日本動物園水族館協会等の関連団体を本会議に招き，もっと集中的に動物園・水族館・植物園の議論を行わなければならないことが認識されるようになった。そこで，2020 年度末において，博物館法の改正に向けて，これまで博物館部会で行われた博物館の在り方について様々な観点からの議論を踏まえて，登録制度をはじめとする「博物館法制度の在り方について具体的な検討を集中的に行う」ため，博物館部会の下に「法制度の在り方に関するワーキンググループ」が設置された。

第 1 回から第 5 回の法制度の在り方に関するワーキンググループの検討結果，そして 2021 年度の第 3 期博物館部会の第 1 回の検討結果をまとめた報告書として，2021 年 7 月 30 日，「博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）」が公開された。そして，第 6 回と第 7 回において，博物館法の対象となる様々な館種を代表する団体に，ヒアリングという形でこの審議経過報告の内容に対する意見を聴取した。この報告書において，動物園等の館種に関して，以下の内容が記述されている。

> 動物園，水族館，植物園，プラネタリウム等については，博物館法の制定当時から，博

> 物館として位置付けられ，様々な役割が期待されてきたものであり，近年は，自然と人が共生できる持続可能な社会の実現という観点からも，重要な役割が期待されている。これらの館種については，引き続き博物館法における重要な一部として，検討を進めるべきである。（文化審議会博物館部会 2021a：3）

つまり，博物館として位置付けることを前提に，各関連団体に意見を聞いたので，各関連団体が出した意見書は主に博物館登録制度，学芸員制度，そして博物館法と博物館の定義についての内容となった。

ヒアリング対象となった関連団体のうち，日本動物園水族館協会と日本水族館協会は，生きている動物を展示する施設として意見書を出した。日本動物園水族館協会は，動物園・水族館を博物館の一種と認識している人はそれほど多くないという現状について指摘し，その原因は現行の博物館法が直接に動物園・水族館に言及していないことにあると述べ，国民に動物園・水族館も博物館の一種であることを理解してもらうために，法に動物園・水族館の文言を入れてもらいたいと述べた。また，学芸員制度について，動物園・水族館で働く職員に学芸員資格を持っている人はいるが，学芸員として採用されている職員はないと述べ，動物園・水族館において学芸員制度の存在意義を問うた。一方，日本水族館協会は日本動物園水族館協会と同じく，今回の博物館法改正により，水族館が博物館であることを国民に認識させ，そして認められる必要性を述べた。それに加えて，日本の水族館及び水生生物の飼育施設が博物館（博物館相当施設も含めて）となっている数は限定的であるという現状について指摘したが，環境・科学的展示のみならず，漁業や食文化など文化人類学的な視点や食育やリサイクルなど多様な視点からの情報を提供することができる社会教育施設としての水族館の可能性を主張した。

その後，2021 年 8 月には，文部科学大臣から文化審議会に対して「これからの時代にふさわしい博物館制度の在り方について」の諮問がなされ，これからの時代に求められる博物館の役割や経営と活動の改善・向上を促進するという観点から，博物館登録制度の在り方を中心に審議することが求められた。博物館部会は，この文部科学大臣からの諮問を受けて，これまでの議論を「博物館法制度の今後の在り方について（答申）」として取りまとめた（文化審議会博物館部会 2021b；2021c）。この答申は主に，これからの博物館に求められる役割と登録制度の変更方向を中心にまとめられ，前述の日本動物園水族館協会をはじめとする館種の意見はほぼ反映されてないともいえる。

この答申において，これからの博物館に求められる役割について，動物園を含むすべての館種の博物館は，博物館法制定時からの資料の収集・保管，展示・教育，調査・研究という 3 つの基本的な使命を引き続き維持するように決めた。そのうえ，博物館の①まちづくり・国際交流，観光・産業，福祉等の関連機関との連携を通じて，博物館の文化施設としての役割の明確化，②文化財をまちづくりに活かすなど，地域文化財の計画的な保存・活用の促進を図る機関

としての役割，③博物館の文化観光拠点施設としての役割の多様化・高度化についても強調された。

また，博物館の今後必要とされる役割・機能として，a）ICOM 京都大会で提唱された「文化をつなぐミュージアム（Museums as Cultural Hub）」）としての地域のまちづくりや産業活性化，社会包摂，人口減少・過疎化・高齢化，地球温暖化や SDGs など社会的・地域的課題と向き合うための場，b）実物（もの）に触れる感動など，文化芸術や自然科学の気付きや発見の共有の場，c）デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築も挙げられた。以上の三種類の博物館の役割に対して，博物館部会は 1）「守り，受け継ぐ」資料の収集・保存と文化の継承，2）「わかち合う」資料の展示，情報の発信と文化の共有，3）「育む」多世代への学びの提供，4）「つなぐ，向き合う」社会や地域の課題への対応，5）「営む」専門人材の確保，持続可能な活動と経営の改善向上という 5 つの方向性を出し，それぞれの館が自らの役割・機能を認識・確認しながら，その活動と経営を継続的に改善・向上し続ける必要があると述べた。

上記の内容を踏まえて，2022 年の第 208 回国会において，博物館法の一部を改正する法律が成立し。今回の法改正は，法律の目的や博物館の事業，博物館の登録の要件等を見直しのみ行われ（文化庁 2022），2008 年の法改正と同じく，動物園等の施設の意見は反映されないまま，2023 年 4 月 1 日より施行するようになった。

3．動物園水族館法制定への試み

日本において，動物園は博物館法によって博物館として位置付けられるのに対して，イギリス（英国動物園免許法）やヨーロッパ（EU 動物園指令）をはじめ，動物園に関する独自の法律を持つ国は海外に少なくない。そのうち，韓国は 2013 年から動物園水族館法の策定をめぐる議論が始まり，「動物園及び水族館の管理に関する法律（動物園水族館法）」（法律第 14227 号）が 2017 年 5 月 30 日から施行された。日本においても，2008 年の博物館法改正の結果を受けて，韓国とほぼ同じ時期で動物園水族館法の制定に向けて働きかけた。結果的に，動物園水族館法の制定は実現できなかったが，動物園・水族館の社会的役割について国のレベルで議論を始めたことで，動物園の生物多様性保全という役割が動物園の所管を担う各自治体によって重視され始めるようになった。

本節では，後に動物園水族館法制定への試みにおいて最も重要な役割を果たした日本動物園水族館協会（JAZA）と環境省の 2013 年までの取り組みを整理し，動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会における動物園水族館法の制定に向けての検討過程と結果，そしてもたらした影響について考察した。

3.1　日本動物園水族館協会（JAZA）と環境省の取り組み

日本の動物園・水族館をとりまとめる団体として，公益社団法人日本動物園水族館協会（JAZA）が挙げられる。1939 年に任意団体の日本動物園協会として発足し，翌年水族館を加えて日本動物園水族館協会と改め，1965 年に社団法人，2012 年に公益社団法人に移行した。JAZA は，動物園・水族館事業の発展振興を図ることにより，文化の発展と科学技術の振興並びに自然環境の保護保全に貢献することを目指した活動を行っている。2012 年に公益社団法人に移行する時から，JAZA は，社会貢献と国際貢献を今後の動物園・水族館の主要事業とすることを決定した。

JAZA は，動物園・水族館の「教育」,「レクリエーション」,「調査研究」,「自然保護」を動物園の社会的役割として位置付けている。1988 年に種の保存委員会を設置し，以降，種の保存事業を JAZA の主力事業としてきた。2012 年の公益社団法人化に伴い，「動物園，水族館の発展振興を図ることにより，文化の発展と科学技術の振興並びに自然環境の保護保全に貢献し，もって人と自然が共生する社会の実現に寄与する」（定款第 3 条）ことを JAZA の目的に設定し，地域委員会，教育普及委員会，生物多様性委員会等を設置する機構改革を行い，従来の種の保存の取り組みから生物多様性保全の取り組みへと拡大発展させ，これまで以上に力を入れるようになった。

2013 年には，動物園・水族館は，いのちの素晴らしさ，力強さ，はかなさ，大切さ，を実感し，学び，伝える「いのちの博物館」であることを掲げた「JAZA10 年ビジョン」を策定し，生物多様性保全や環境教育を通じた社会貢献，世界の組織と連携した地球生態系や種の保全事業への貢献，飼育展示動物の持続的維持等に寄与する路線決定と，それに向けた組織改革及び事業計画を進めた（動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会 2013a；2014a）。

一方，持続可能な社会の実現に向けて，気候変動をはじめとする環境政策に取り組む政府機関として，環境省の自然環境局では，1995 年に最初の生物多様性国家戦略が制定されてから，「原生的な自然から身近な自然までそれぞれの地域に応じた自然環境の保全を行い，自然とのふれあいの推進を図るとともに，生物多様性の保全や野生生物の保護及び管理，国際的取り組みの推進など」[1] の施策を進めていた。

また，2008 年に生物多様性基本法が制定・施行されてから，環境省では「生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその方向性を示し，関連する施策を総合的かつ計画的に推進する」ことを目指し，絶滅危惧種の生息域外保全方策の検討を開始し，適切な生息域外保全の推進を図ってきた（環境省 2008：2）。

環境省（2009：6）によれば，生息域外保全は，生物や遺伝資源を自然の生息地の外において保全することを指す。その多くの場合は，絶滅のおそれのある野生動植物種を，その自然の生

[1] 環境省ホームページ（http://www.env.go.jp/nature/）より。2023 年 8 月 22 日最終閲覧。

息地外において，人間の管理下で保存することをいう。日本における絶滅危惧種の生息域外保全の大部分は，動物園，水族館，植物園を始めとする様々な主体によって，それぞれ独自の考え方に従って進められ，一定の成果が蓄積されてきた一方，適切な生息域外保全を実施するための統一的な考え方が示されていなかった。また，実施主体間の認識や情報の共有，連携協力が十分に図られているとは言いがたい状況があった。

これらの状況を踏まえて，環境省は 2009 年 1 月に策定・公表された「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」をはじめ，絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に係る基本的考え方の整理に関する一連の取り組みを始めた。また，2011 年 3 月に「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」を策定・公表し，野生復帰実施に必要な検討事項や実施条件等の課題を整理し，適切な野生復帰実施に至る検討手法の考え方を示すと同時に，不適切な野生復帰を是正することを目的に検討し，全分類群に共通する横断的な考え方を示し，各主体の適切な取組を推進することを図った。そして，2012 年 12 月に「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全実施計画作成マニュアル」を公表し，生息域外保全基本方針の検討や，モデル事業の実施計画作成において得られた知見や成果を踏まえ，実施計画の具体的な作成方法をとりまとめた。それ以外に，2011 年に生息域外保全ホームページ[2] を開設し，生息域外保全普及啓発パンフレット「絶滅する前にできること」を作成することで，一般向けの普及啓発と生物多様性保全に対する認識向上を目指した。上述の生息域外保全に関する考え方と基本方針の趣旨に沿い，環境省は生息域外保全に関する具体的な知見や事例を集積するため，JAZA や日本植物園協会等の協力を得て，2008 から 2012 年度にかけて，計 12 件の生息域外保全モデル事業を実施した。

特に JAZA の場合，2006 年からすでに環境省と年一回の意見交換会を開催しており，2012 年には「環境省と日動水及び日動水会員園館との連携」をテーマに議論を行い，今後の生息域外保全の推進に関する協定を結ぶ方針を決めた。また 2013 年から，JAZA における生物多様性委員会の発足に伴って，環境省との個々の種の取組における具体的な連携強化を図っている。その具体的な例として，ツシマヤマネコ保護増殖事業とライチョウ保護増殖事業が挙げられる（動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会 2013a：18–27）。

以上のように，環境省は生物多様性保全，特に生息域外保全に係る事業を，生息域外保全を行う施設である動物園・水族館をとりまとめる団体としての JAZA と協力して取り組んできた経緯があるので，この後の JAZA を中心とした動物園水族館法の制定への試みは文部科学省ではなく，環境省の下で検討することは当然のことであろう。

---

[2] 環境省「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全」（http://www.env.go.jp/nature/yasei/ex-situ/, 2023 年 8 月 22 日最終閲覧）

3.2　動物園水族館法の制定へ

JAZA は 2006 年より環境省との意見交換を開始し，その後，生息域外保全事業においての連携強化を進めてきた。2012 年 4 月 1 日に公益社団法人となった JAZA は，広報戦略会議を設け，2013 年 2 月から全国巡回方式で一般向けシンポジウム「いのちの博物館の実現に向けて── 消えていいのか，日本の動物園・水族館」を開催した。このシンポジウムにおいて，日本の動物園･水族館の現状と問題点を幅広く議論した。東京で開催された第 1 回のシンポジウム（2 月 2 日）の席上，主催者である JAZA は，現行博物館法の中に「動物園」「水族館」の文字がないと指摘し，将来的に，「動物園水族館法」の制定を目指す考えを披露した（日本動物園水族館協会 2008：15）。

2013 年 5 月 1 日，当時の JAZA 会長山本茂行氏は，予告の通り，「日本がなすべき生物多様性保全施策，動物種や個体の持続的維持，並びに環境教育や社会教育等の施策に資する」ため，「いまだ未整備である動物園水族館を包括する法制度の制定」を要望事項として，環境省に要望書を送った（動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会 2013a：28）。この要望書において，山本会長は日本において「国民に果たしてきた動物園水族館の役割の拡大」に対応していいない動物園・水族館に関する仕組みの現状を指摘し，「動物園水族館の施設環境，動物の保全システム，動物福祉や倫理に関する世界基準」の高度化に立ち遅れる日本には，動物園・水族館の社会的役割について国家的国民的な議論の場を作り，国家による動物園・水族館の行政的仕組みの改善，そして動物園･水族館を明確に位置付ける法律の制定が必要となると述べている（動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会 2013a：28–29）。

JAZA の要望書を受けて，環境省は「動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会」を設置し，動物園水族館法の制定に向けて動植物園等の公的機能などのテーマについての検討を始めた。

3.3　環境省による検討からみる動物園水族館の現状

2013 年 10 月 24 日，第 1 回動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会が開催された。第 1 回検討会の配布資料において，環境省自然環境局は「動植物園等の運営に関わる関係者，専門家等に対する調査，ヒアリングを行いながら，動植物園等に係る現状と課題を整理する」こと，そして「種の保存，環境教育，動物愛護等の公的役割を担う動植物園等のあり方，動植物園等の公的機能を推進するための方策の検討を行う」ことを検討会の検討内容として規定した（動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会 2013a：2）。

2013 年度第 1 回検討会の開催から，環境省はその後の 3 年間で計 8 回（2013 年度 4 回，2014 年度 2 回，2015 年度 2 回）の検討会を開催し，年度末にその年度の検討内容をまとめた報告書を公表した。各年度の主な検討内容について，2013 年度には，関係団体，個別の施設に対するヒアリング調査を踏まえて，動植物園等及びその公的機能の現状と課題を整理し，動植物園等

として望ましい園館のガイドラインの作成を課題として提起した。2014 年度には，動植物園等が持つ公的機能のうち，生物多様性保全と密接に関連しつつ，支援策が少ない「種の保存」,「環境教育・普及啓発」に関する公的機能の推進を中心に検討し，動植物園等の公的機能推進方策のあり方のイメージを作成した。2015 年度には，公的機能推進方策のあり方イメージに基づき，推進方策の具体的な制度や支援策の内容についての検討を進め，今後の検討課題と展望を整理し，３年間の検討内容を取りまとめた（動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会 2016：1）。

３年間の検討を終えた結果，最初 JAZA が望んだ動物園水族館法の制定から，一定の水準を満たした動植物園等を認定し，動植物の移動などに関する法規制を緩和する方向に持ち替えられたが，日本の多くの動植物園等で生物多様性の重要性を認識し，取組を行いたいという考えを持っている一方，生物多様性保全に関する動植物園等の社会的位置付けや支援策が無いことから事業がしにくいという事実が確認された。

本小節では，環境省がインターネットに公開した動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会の各回の議事録・配布資料と各年度の報告書を基に，動物園等の存続に係る生物多様性保全の重要性，動物園に関わる法制度の混乱による行政形態・経営形態の構造的限界という二つの視点から日本における動物園の課題について考察した。

3.3.1　動物園等の存続に係る生物多様性保全の重要性

2013 年度第 1 回検討会において，JAZA 会長（当時）の山本茂行は生物多様性保全を日本の「動物園によって 1 番大きな課題」と「地球全体の大きな課題」としていた。その理由として，山本は「日本の動物園が保持している種の数，飼育している数はそれなりにはあるが，高齢化した個体しかいない」ため，今の日本の動物園は消えていく危機の一歩手前であることを挙げ，生物多様性保全と域外保全の重要性を考えて進もうと呼びかけた（動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会 2013b：8）。

日本の動物園における動物が種類や数を減らしていく証拠として，2010 年に開催した種保存会議で出たショッキングな数字が挙げられた。スパークスの PM1000 による解析で，日本の動物園・水族館に保有されるニシゴリラは 2000 年 33 頭から 2030 年 6 頭に，ラッコは 2000 年 88 頭から 2030 年 10 頭になるとの予測がある（日本動物園水族館協会 2018：10）。特にラッコの場合，2023 年 2 月の新聞記事[3] によれば，日本国内の飼育数はわずか 3 頭と激減し，予測より速いスピードで減少している。また，保全と関係ないと思われる家畜のラクダについても，平成に入って 35 園 107 頭が飼育されていたフタコブラクダは，2013 年では 16 園 38 頭になり高

[3] 東京新聞「ラッコがいなくなる！？　絶滅危惧種　国内水族館飼育数 3 匹に減少」（https://www.tokyo-np.co.jp/article/233450，2023 年 8 月 22 日最終閲覧）

齢化してきていた。ヒトコブラクダも 1992 年には 19 園 60 頭が飼育されていたが，2013 年では飼育園数は半分以下で飼育頭数は 23 頭に激減している。いざ入手しようとすると数百万円以上かかり，ラクダでも入手が困難になってきているのが現状である（日本動物園水族館協会 2018：10）。

このように，生物多様性保全は今世界中に最も大きな課題とされる環境問題に影響するだけでなく，動物園という施設自体の存続にもつながっている。動物の種類も数も減っていく日本の動物園を救うには，生物多様性保全を最も重要な使命として積極的に取り組まなければならない。

3.3.2　法制度の混乱による行政・経営形態の構造的限界

生物多様性保全は動物園にとって最も重要な使命である一方，日本における動物園等に関わる法制度は極めて複雑である。

まず，博物館法に基づいて，動物園は博物館，すなわち社会教育施設として位置付けることができる。博物館法第 1 条の博物館の定義において，動物園，水族館といった文章は見当たらないが，博物館の登録制度において，審査基準を満たす動物園，植物園，水族館は，自然系博物館として登録すると規定している。次に，都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）では，動物園，動物舎，水族館，自然生態園，野鳥観察所，動植物の保護繁殖施設は「公園施設」として位置付けられている。それ以外に，動物等の展示・保護増殖等において手続き等が必要な法律として，絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号），自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号），鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号），文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号），特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号），水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）がある。また，動物愛護・衛生関係等の法律として，動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号），家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号），狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）等が挙げられる（動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会 2014a：9–11）。

このように，動物園に関わる混乱した法制度のうち，動物園を根本的に位置付ける法律が存在しないとも言えるゆえに，動物園等の社会的役割，特に生物多様性保全について明確に規定する法的根拠はなおさらない。

法制度の混乱がもたらす結果として，動物園の所管と設置目的なども多様である。博物館法と都市公園法に従って，動物園等は自治体，企業，大学などが設置主体となっており，社会教育施設，都市公園施設，娯楽施設として多様な目的で設置される。そのうち，半分以上の動物園は都市公園法に基き，自治体の条例によりレクリエーションの提供を目的に，土木局（部），土木建設局（部），都市設備局（部）といった部局の出先機関という位置付けにある。道路・橋

梁・港湾等の公共事業や都市開発に関わるセクションのなかで傍流の位置付けであるため，そこに命ある動物が飼育されていることや，自然環境保全・希少種の保護が行われているということは，事業の評価基準に入れられてこなかった。そして，都市公園施設・レジャー施設として位置付けられてきたため，入園者数が減少するなかで，土木建設部門においても肩身の狭い立場に置かれてきた。それに対して，動物園に関わる各省庁の対応を概観すると，文部科学省も環境省も，動物園を指導・育成するための仕組みを積極的に整備してきたとは言えそうにない。動物園の位置付けが定まっていないところが，動物園が置かれている苦境の 1 つの理由だと思われる（打越 2016：171–175）。

また，地方自治体が設置した動物園が多い現状に対して，入園料等の収入だけで運営できる施設は少ないため，各自治体が整備費や運営費を負担している場合が多い（動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会 2016：2）。市民が楽しめる都市公園施設・レジャー施設として，もしくは社会教育施設としてだけでも動物園の運営に苦戦している自治体に対して，さらに生物多様性保全という地球規模な大きな課題を解決するための取り組む資金を提供させることが難しいと考えられる。

このように，動物園が公立施設であることによる財政難と行政サービスの限界が顕在化していく一方，2008 年の地方自治体法の改正に伴い，指定管理者制度が多くの博物館に導入され，一部の動物園も指定管理者の下で経営されるようになった。指定管理者は多くの場合 3 年か 5 年の期間が設けられ，次の期間になったら，今まで担当していた業者が別の業者に代わることがある。そうすると管理方式が変わり，これまでどの動物が大事であってそれをどう管理してきたかということが次の管理者にうまく伝わらない恐れがある。これを繰り返すとせっかく持っていたコレクションが骨抜きになってしまい，人を呼ぶためにパンダを始めとする海外の珍しい動物だけを配置するようになる可能性が高いと指摘された（動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会 2013b：11）。特に，生物多様性保全の取組は，国等の事業で実施する場合は実施期間が定められているので，自治体の状況によって取組方針が変わることで，継続性担保が困難になる場合も考えられる。実際，指定管理者制度が導入された動物園のなかで，期間によって指定管理者が変わるケースは極めて少ないが，その可能性がある限り，指定管理者制度は生息域外保全を行う動物園に対して相応しい経営形態だとは言えそうにない。

3.4　種の保存法の改正と認定希少種保動植物園等制度

2013 年度の検討を終えて，2014 年度第 1 回動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会において，環境省は，法律は国がメリットを与えるような「（国が）～してあげる」といった文章ではなく，「～しなければならない。」「～できる。」という語尾にするのが普通で，民間の活動を縛る意味合いが大きいという理由で，動植物園等を縛るものでなく，メリットを与える仕組みを考える上では法律策定は向いていないという結論に至った。

特に環境省が所管する法律の多くは，行為や計画を認定し，それに基づく行為規制を緩和するような仕組みとなっているので，よい取り組みを行うにあたって環境省の法律が規制となっている場合があるため，認定を与えて規制を緩和する仕組みを検討するようになった（動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会 2014b：3-4）。そのため，2015 年度動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会の最終回の検討を終えた段階で，環境省は新たな動物園水族館法を作るよりは，一定の水準を満たした動植物園等を認定し，動植物の移動などに関する法規制を緩和する制度を既存の法律の中に入れ込むように変更することを決定した。その後，2017 年 6 月 16 日から同年 10 月 13 日まで，環境省は計 5 回の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の改正に関する法律あり方検討会」を開催し，種の保存法の中で動植物園等の生物多様性保全の公的機能を規定することについて検討していた。反対の意見にもあったが，議論が進んでいく中で，「種の保存に関する認定動植物園制度（後の認定希少種保全動植物園等制度）」の設立が正式的に決定された。

環境省（2018）によれば，「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）は，1992 年 4 月から，「国内外の絶滅のおそれのある野生生物の種を保存する」ために策定・施行された法律である。種の保存法が策定された目的として，「野生動植物が，生態系の重要な構成要素であるだけでなく，自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み，絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより，生物の多様性を確保するとともに，良好な自然環境を保全し，もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する（第 1 条）」ことが挙げられる。

図 1 に示したように，種の保存法は，国内に生息・生育する，又は，外国産の希少な野生生物を保全するために必要な措置を定めている。具体的に，日本に生息する希少種はレッドリストとレッドデータブックを基に，指定された動物の捕獲や譲渡，輸出入，そして販売目的の陳列・広告，個体等の取扱規則を定め，生息地等保護区を指定し，保護増殖事業計画を策定する。また，ワシントン条約付属書Ⅰ掲載種と二国間渡り鳥保護条約（協定）通報種に指定された外国産の希少種については，譲渡し等の禁止，販売目的の陳列・広告の禁止，そして輸出入の承認の義務付けも定められた。打越（2016：106）が指摘したように，種の保存法は理念法である生物多様性基本法と違って，「生息数の減少や生息範囲の縮小が課題になっている動物に対する直接的な法律」として中核的な意味を持っている。種の保存に関わる様々な具体的な施策を規定する種の保存法の中で，認定された動植物園等に対して動植物の移動などに関する法規制を緩和する制度を入れるのは，確かに最もふさわしいことであるだろう。

そこで，2017 年の種の保存法の改正に伴い，「認定希少種保全動植物園等」制度は 2018 年 6 月 1 日に施行された。「認定希少種保全動植物園等」制度は，図 2 が示しているように，希少種の保護増殖という点で一定の基準を満たす動植物園等を，環境大臣が認定する制度である。認定を受けた動植物園等には，希少野生動植物種の譲渡し等の規制が原則として適用されなくな

る。また，この制度の活用により，繁殖等に向けた他園館との円滑な個体移動などによる生息域外保全の連携体制構築，多くの来園者に対する希少野生動植物種に関する環境教育・普及啓発の促進，動植物園等が持つ「種の保存」という公的機能の明確化・社会的な認知度の向上という三つの効果が期待されている。

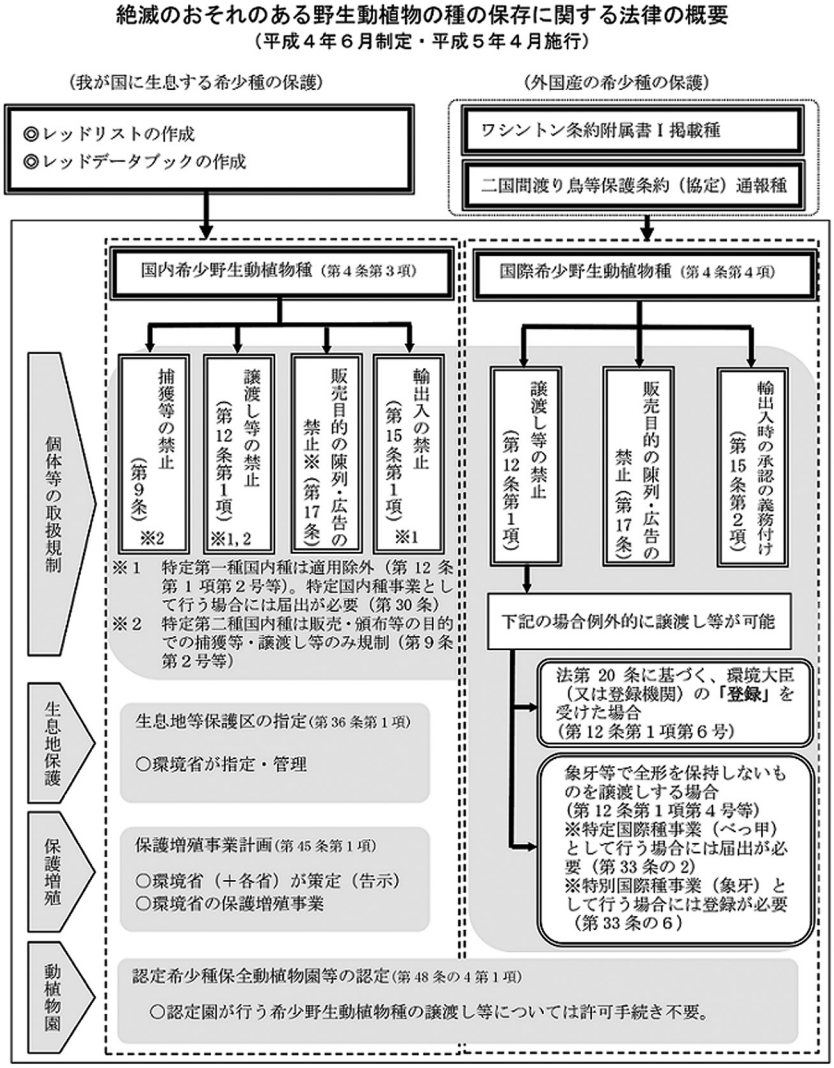


図１「種の保存法概要図（改正後）」

出典：環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/hozonho.html）

しかし，本制度は認定を与えて規制を緩和する仕組みであり，それ以外の支援は一切存在せず，保全に関する取り組みを行うための資金あるいは補助金も国から支援されることができな

い。そのため，元々経営に苦しんでいる地方の小規模の動物園はこの制度の対象になるのが難しいと思われる。

また，本制度は国内希少種の保護増殖推進を目的とした制度であり，2023 年 8 月現在に認定されているのは 9 動物園（横浜市立金沢動物園，神戸どうぶつ王国，豊橋総合動植物公園，京都市動物園，札幌市円山動物園，富山市ファミリーパーク，東京都井の頭自然文化園，仙台市八木山動物公園，宮崎市フェニックス自然動物園），4 水族館（鴨川シーワールド，世界淡水魚園水族館，東京都葛西臨海水族園，沖縄美ら海水族館），1 植物園（大阪公立大学附属植物園），合計 15 館園のみで，日本の動物園の総数（199 館園[4]）（社会教育研究実践センター 2020：1052, 1065）の 7.5%しか占めず，施設数だけを見ると極めて少ないと思われる。また，各館園の取り組みの現状を見ても，希少野生動植物種に対する保護増殖事業だけに集中しているところがほとんどで，来園者に対する希少野生動植物種に関する環境教育・普及啓発に関する取り組みもしくは情報発信を行っている施設は極めて少ない。この制度だけで，環境省が期待している「生物多様性保全」「種の保全」に対する社会的認知度の向上の実現につながるかという疑問について，ネガティブな答えを出す人は少なくないだろう。

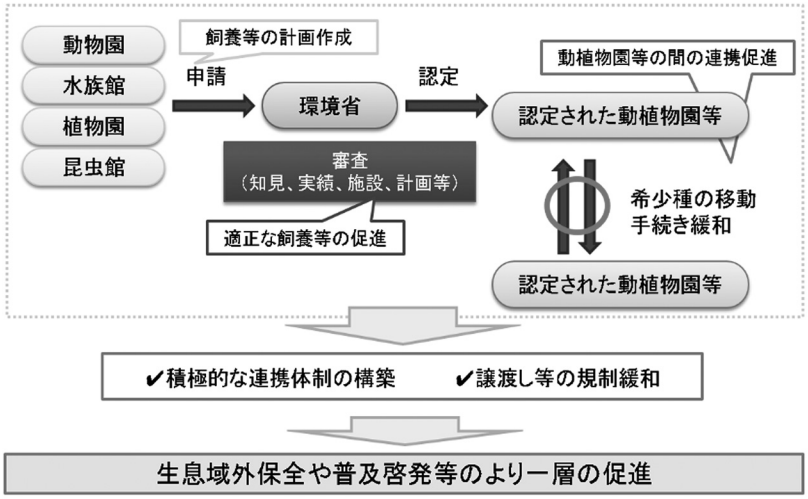


図 2 「認定希少種保全動植物園等制度の概要」
出典：環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/nature/kisho/doushokubutsuen.html）

[4] 社会教育研究実践センターが 2020 年に作成した「令和元年度博物館に関する基礎資料」の「基礎データ（平成 27 年度社会教育調査等）」により，登録博物館と博物館相当施設のうち，動物園 35 館，水族館 38 館，動植物園 7 館があり，博物館類似施設のうち，動物園 59 館，水族館 46 館，動植物園 14 館と合わせて計算した結果，合計は 199 館園になる。動物等を展示する施設という観点から，植物も動物も同時に展示する動植物園を合計に入れた。

3.5　動物園水族館法制定への試みがもたらした影響

動物園水族館法制定への試みについて，結果から見ると，JAZA 当初の要望に対して，動物園・水族館の社会的役割を明確に位置付ける法律の制定は失敗したともいえる。佐渡友（2020：40–41）は，環境省の「人的予算的資源の問題」があるだけでなく，環境省を含む日本政府という組織の限界について指摘したが，動物園の立ち位置の難しさに対して，環境省は環境省なりにできることを果たしたと評価した。また，JAZA と環境省の働きかけによって，今まで日本中で見て見ぬふりをしてきた動物園・水族館の現状，課題そして社会的役割について国のレベルで議論を始めたこと自体は画期的であると評価すべきだと思われる。特に，3 年間の検討を踏まえて，動物園・水族館の生物多様性保全の社会的役割の重要性が明らかになった点に関しては，その後の動物園・水族館の動きにも大きな影響を与えた。その典型的な例として，京都市動物園による「京都市動物園構想」の策定と札幌市円山動物園の「札幌市動物園条例」の制定に向ける取り組みが挙げられる。

京都市動物園は 2020 年 2 月 28 日に，多様化する環境教育のニーズに対応するとともに，全国の動物園の中で希少動物の繁殖や研究・教育において，主導的な役割を果たしていくため，新たな構想「いのちかがやく京都市動物園構想 2020〜いのちをつなぎ，いのちが輝く動物園となるために〜」を策定した。種の保存は京都市動物園の行動指針の 1 番目として挙げられ，絶滅のおそれのある動物種の繁殖に取り組み，希少種のいのちをつなぎ，種の保存に寄与することの重要性について述べた。また，京都市動物園の 5 つの柱の中でも，3 番目の「文化教育施設として日本国内のオンリーワンを目指す動物園」より，「生物多様性の保全に力強く貢献し，日本をリードする動物園」が 1 番目として挙げられた。京都市動物園では，動物園の社会教育の機能より生物多様性保全の機能を重要視する傾向がみられる（京都市動物園 2020a；2020b）。

一方，京都市動物園とほぼ同じ時期に，札幌市は環境教育や種の保存などの動物園が社会的に求められる役割を定め，動物福祉に配慮した運営を目指す動物園条例の制定に向けて，2019 年 10 月から市民動物園会議を開催した。約 1 年間の検討内容を踏まえて，市民動物園会議は 2020 年 12 月 7 日に札幌市に「札幌市動物園条例に関する提言書」を手交した。この条例は「市営，民営に関わらず動物園が果たすべき社会的役割や運営目的等を明らかにし，その活動を推進する」ことを目的とし，2022 年 6 月 6 日より施行された。条例第 3 条[5] によれば，動物園の活動は，「その動物園において飼育する動物の良好な動物福祉を確保しつつ，野生動物の保全を通じて，生物多様性の保全に寄与すること」，そして「野生動物とそれを取り巻く環境が生態系の重要な構成要素であることを認識する機会を提供し，もって豊かな人間性と感性が育まれる

---

[5] 札幌市円山動物園「札幌市動物園条例（条文）」（https://www.city.sapporo.jp/zoo/ordinance/ordinance.html，2023 年 8 月 23 日最終閲覧）

[6] 同上

こと」を旨として行われなければならない。また，条例第 5 条[6] により，「生物多様性の保全の重要性を認識し，その日常生活に関し，生物多様性の保全に配慮するとともに，動物園が行う生物多様性の保全に関する取組に協力するよう努める」ことが市民の責任として定められている。また，「動物園の健全な発展を図り，もって生物多様性の保全に寄与させる」ことを目的とする「さっぽろの動物園ステップアップ制度」が制定され，札幌市動物園条例の目的及び理念に沿った取組を行うことが認定される「認定動物園」には，野生動物の保全などに係る資金を助成するようになった。

このように，動物園等が国内外の動物園等と連携しながら条例に沿った取組を行うことで，市民および事業者が動物園等の活動に理解を深め，保全に向けた取組に賛同し，保全の重要性を他の人に伝え広めたり，寄付やボランティア活動などによって動物園等の活動を支援したり，保全のために自らの生活や事業活動において環境に配慮して行動することにも貢献できる。その結果，動物園等の活動と市民，事業者の活動を繰返していくことで，「野生動物の保全」を通して「生物多様性の保全」へ貢献し，「自然と人が共生できる持続可能な社会」の実現に寄与していく（札幌市円山動物園 2020；2021；市民動物園会議 2020）。

以上の通り，希少種保全認定動植物園制度は規則緩和を目的とし，国からの経済的支援は一切存在しないため，小規模の動物園での保全事業，かつ保全に関する教育普及プログラムの実施を支える財源の問題が残されている。一方，札幌市をはじめ，野生動物の保全などを積極的に取り組む動物園に助成金などの支援を行う自治体が現れ，動物園における生物多様性保全の社会的役割が重要視される傾向が見いだされる。

4．まとめ

本稿では，日本の動物園に関わる法制度の歴史的変遷と近年の動きを概観し，動物園が求められる社会的役割の変化について考察を行った。

日本において動物園が博物館の付属施設として位置付けられた歴史を踏まえて，上野動物園の古賀忠道と日本博物館協会の棚橋源太郎の努力に加えて，反対の声があったにもかかわらず，博物館法は 1951 年に成立し，動物園及び水族館は博物館の一種として規定されるようになった。しかし，博物館法の制定から約 70 年が経過するなかで，動物園を取り巻く状況，そして動物園に求められる役割は大きく変化してきた。日本の動物園･水族館を取りまとめる JAZA は，学術資料の収集・保存・展示という一般の博物館の定義だけでは現在の動物園・水族館の役割は十分に発揮できないため，博物館法において動物園等の役割を明確に規定するように文部科学省に提言したにもかかわらず，2008 年の博物館法改正の内容には全く反映されなかった。2019 年から始まった新たな法改正に向ける検討において，文部科学省に失望を感じた日本動物園水族館協会は，動物園の生物多様性保全の役割を博物館法に反映することを完全に断念し，

法に動物園・水族館の文言を入れることだけを文化審議会博物館部会に求めたが，2022 年成立した博物館法改正もまた前回の法改正と同様な結果が出た。韓国における動物園に係る法律制定をめぐる議論の影響で，日本においても，JAZA は 2013 年から動物園水族館法の制定に向けて働きかけた。結果的に，動物園水族館法の制定は実現できなかったが，動物園・水族館の社会的役割について国のレベルで議論を始めたことで，動物園の生物多様性保全という役割が動物園の所管を担う各自治体によって重視され始めるようになり，札幌市円山動物園や京都市動物園をはじめとする全国各地の動物園が独自の自治体条例や宣言を通じて，生物多様性保全を動物園の第一の目的として明文化する傾向が強くなっている。

なお，本稿では法制度の変遷をめぐって日本における動物園の社会的役割の変化を明らかにしたが，来園者および一般市民から見る動物園の社会的役割に関しては言及しなかった。今後は，動物園の具体的な事例に絞って，特に一般市民の意見を反映し続けている市民動物園会議（札幌市円山動物園），そして当会議によって決定される条例と制度について調査を行う必要がある。

（ちん　せい・博物館学研究室）

参考文献

文化庁

2022　「博物館法の一部を改正する法律の公布について（通知）」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/kankei_horei/pdf/93697301_04.pdf（2023 年 8 月 24 日最終閲覧）

文化審議会博物館部会

2021a　「博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/pdf/93293401_01.pdf（2023 年 8 月 24 日最終閲覧）

2021b　「博物館法制度の今後の在り方について（答申）案」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/hakubutsukan03/03/pdf/93626501_01.pdf（2023 年 8 月 24 日最終閲覧）

2021c　「博物館法制度の今後の在り方について（答申）案　概要」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/hakubutsukan03/03/pdf/93626501_02.pdf（2023 年 8 月 24 日最終閲覧）

動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会

2013a　「（平成 25 年度）第 1 回動植物園等公的機能推進方策の在り方検討会資料」
http://www.env.go.jp/nature/report/h26-01/mat1_1.pdf（2023 年 8 月 24 日最終閲覧）

2013b　「（平成 25 年度）第 1 回動植物園等公的機能推進方策の在り方検討会議事録」
http://www.env.go.jp/nature/report/h26-01/mat1_2.pdf（2023 年 8 月 24 日最終閲覧）

2014a　「動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会平成 25 年度報告書」

http://www.env.go.jp/nature/report/h26-01/main.pdf（2023 年 8 月 24 日最終閲覧）
2014b 「（平成 26 年度）第 1 回動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会議事録」
https://www.env.go.jp/nature/report/h27-01/01_gijiroku.pdf（2023 年 8 月 24 日最終閲覧）
2016 「平成 27 年度動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会報告書」
http://www.env.go.jp/press/files/jp/102671.pdf（2023 年 8 月 24 日最終閲覧）
Hosey, G.R.
2011 『動物園学』V.Melfi and S.Pankhurst（eds.）村田浩一，楠田哲士監訳，東京：文永堂出版
伊藤寿朗
1975 「博物館法の成立とその時代 ── 博物館法成立過程の研究」『博物館学雑誌』1(1)：26-40
環境省
2018 「種の保存法の概要」
https://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/hozonho.html（2023 年 8 月 24 日最終閲覧）
2008 「生物多様性基本法全文（日本語・英語併記」
https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/kihonhou/files/biodiversity.pdf（2023 年 8 月 24 日最終閲覧）
2009 「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針（全文）」
https://www.env.go.jp/press/files/jp/12843.pdf（2023 年 8 月 24 日最終閲覧）
川崎繁
2008 「博物館法制定時の事情」『博物館学雑誌』34(1)：87-94
栗原裕司
2021 「文化審議会第 3 期博物館部会（第 1 回）資料 6 ICOM 博物館定義見直しの動向」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/hakubutsukan03/01/pdf/02125101_06.pdf（2023 年 8 月 24 日最終閲覧）
京都市動物園
2020a 「いのちかがやく京都市動物園構想」
https://www5.city.kyoto.jp/zoo/about/scheme/（2023 年 8 月 24 日最終閲覧）
2020b 「いのちかがやく京都市動物園構想 2020～いのちをつなぎ，いのちが輝く動物園となるために～【概要版】」
https://www5.city.kyoto.jp/zoo/uploads/image/gaiyo.pdf（2023 年 8 月 24 日最終閲覧）
日本動物園水族館協会
2008 『日本の動物園水族館総合報告書』東京：小竹印刷株式会社
2018 『公益財団法人日本動物園水族館協会シンポジウム「いのちの博物館の実現に向けて」── 消えていいのか，日本の動物園・水族館 ── 開催報告集』東京：小竹印刷株式会社
日本博物館協会
2011 「公布時の博物館法とその後の改正について」『博物館研究』46(12)：17-20
佐渡友陽一
2020 「日本の動物園の実像とあるべき姿との差異，そして経営形態に構造的限界」博物館学雑誌 46(1)：17-50
札幌市円山動物園
2020 「札幌市動物園条例に関する提言書の概要について」

https://www.city.sapporo.jp/zoo/01sougouannai/06doubutsuennotorikumi/02shimindoubutsuenkaigi/doubutsuenjourei/documents/teigengaiyou.pdf（2023 年 8 月 24 日最終閲覧）

2021　「提言内容のポイント」
https://www.city.sapporo.jp/zoo/01sougouannai/06doubutsuennotorikumi/02shimindoubutsuenkaigi/doubutsuenjourei/teigennopointo.html（2023 年 8 月 24 日最終閲覧）

市民動物園会議

2020　「札幌市動物園条例に関する提言書」
https://www.city.sapporo.jp/zoo/01sougouannai/06doubutsuennotorikumi/02shimindoubutsuenkaigi/doubutsuenjourei/documents/teigensho.pdf（2023 年 8 月 24 日最終閲覧）

椎名仙卓

2011　「博物館法の制定を回顧する」『博物館研究』46(12)：6-9

2014　『博物館学年表 ── 法令を中心に ──』青柳邦国，東京：雄山閣

菅谷博

2004　「動物園の機能と社会的役割」『日本獣医師会雑誌』57(8)：467-470

社会教育研究実践センター

2020　「令和元年度博物館に関する基礎資料」
https://www.nier.go.jp/jissen/book/r01/pdf/museum_base_all.pdf（2023 年 8 月 24 日最終閲覧）

瀧端真理子

2014　「日本の動物園・水族館は博物館ではないのか？ ── 博物館法制定時までの議論を中心に ──」『追手門学院大学心理学部紀要』8：33-51

棚橋源太郎

1950　「博物館と動植物園とはなぜ同一法で律するを可とするか」『日本博物館協会会報』9

東京都恩賜上野動物園

1982　『上野動物園百年史［本編］』東京：東京都恩賜上野動物園

打越綾子

2016　『日本の動物政策』京都：ナカニシヤ出版

10.14943/rjgshhs.23.l 163

博物館展示における コミュニケーション構造の変化について

── 都道府県立歴史博物館を対象に ──

魏　　雯　君

要　旨

本稿では，都道府県立歴史博物館の展示におけるコミュニケーション構造の変化を明らかにするため，博物館が展示利用者との関係をどのように認識してきたか，利用者の主体性を促すためにどのような展示手法を導入したきたかを考察した。研究方法は，これまで常設展示を全面改修した都道府県立歴史博物館を取り上げ，文献調査を通じて展示改修前後の変化を比較することである。調査の結果，地域の歴史・文化を理解させるための手段として展示を認識する傾向が続いているが，利用者と交流する場や利用者が主体的に活動する場として再構築しようとする動きが見られた。また，利用者の生活に関連した展示内容の増加，多層的な情報を提供する展示の増加，自由に選択できる動線を使用する展示の増加などの変化から，利用者が主体的で多様的な意識を持つ存在という認識が深まってきたと考えられる。しかし，実物資料を中心とする展示のような，利用者の主体性を促すことに効果があると考えられている展示については，その具体的な効果に関する調査研究が不足していることがわかった。そのほか，選択できる動線を使用した展示において，動線が利用者の展示体験に支障をきたしたことが明らかになった。それは，利用者の主体性がまだ十分に重要視され研究されていない可能性を示唆していると考えられる。

1．はじめに

1.1　都道府県立歴史博物館の常設展示の転換

都道府県立博物館の常設展示は，かつて一方的で固定的な印象が強く，展示担当者と展示利用者の関係性におけるイデオロギー性がしばしば批判されてきた。例えば，伊藤寿朗は，一過

性の見学施設である「第二世代博物館」の典型例として県立博物館を挙げながら，1990 年代当時の展示は近代合理主義の影響で展示利用者を普遍的な科学知識の啓蒙対象として客体化する「中央志向型博物館」の性格を持つものが多いと指摘したことがある[1]（伊藤寿朗　1986：240-266）。近年，公共施設の経営改革と博物館学習理論の進展に伴い，展示利用者との交流，展示利用者の主体性を重視する姿勢が博物館界に広がっている。それについて，吉田憲司は，2000 年前後から始まった展示リニューアルに際して，固定した歴史表象を一方的に生み出す場所であった県立歴史博物館において観覧者の自身の理解や地域の歴史と自身の関係を見つめ直す場へ転換する試みが図られるようになっているという見解を示している（吉田憲司　2011：224-238）。

吉田は，歴史と記憶についての議論をまとめた上で，歴史とは過去の出来事に関する集団の中で構成され共有された物語であり，記憶とは個人が想起し意味付与をしたものであると区別し，1970 年代前後に明治百年記念を機に建設された県立歴史博物館は構成され共有された歴史を語る場であったと考えられている。具体的には，県立歴史博物館には鎌倉・室町・江戸といった時代区分に沿って地域の歴史を通時的に表現する通史型展示が多く，その内容は地域社会の動きを中央における権力の推移に整合的な形で説明するもので，その目的は県という枠のもとで同じ歴史を共有する者を育成していくものであり，価値観の多様性を認めようとする現在において再検討する必要があると述べている。さらに，観覧者の参加，観覧者の個人の記憶の想起を展示に取り組むことで，多様な歴史像を創出しようとする実践が日本の博物館において行われており，2000 年前後から始まった県立歴史博物館の展示リニューアルにあたっても，観覧者自身の主体的な歴史の理解や，観覧者が自ら住む地域の歴史と自身の関係を見つめ直すような展示が追求されるようになってきたと考えられている（吉田憲司　2011：224-238）。

吉田によれば，地域の歴史を構成し共有しようとしてきた県立歴史博物館においてはより深くて多様的な理解を創出する場所への転換が図られており，その転換を進めさせたのは展示利用者の個人的な記憶を促す展示と考えられる。ここの転換を言い換えれば，展示におけるコミュニケーション構造の変化とも言えよう。すなわち，個人的な誤解や偏見であっても，啓蒙の客体であった展示利用者の主体的な理解が認められ，展示担当者と展示そのものに影響を与えるようになったということである。展示利用者の主体性が認められることは，展示情報の伝達効果を高めるために来館者の展示理解度を確認することとは本質的な違いがあると考えられ

---

[1] 伊藤寿朗は，博物館を時系列の縦座標で三世代に分けており，第一世代は希少価値を持つ資料の保存を運営の軸とする博物館，第二世代は多様な価値を持つ資料の公開を運営の軸とする博物館，第三世代は市民の参加・体験を運営の軸とする博物館と定義している。同時に，博物館を活動目的という横座標により，利用者からのフードバックを求めない観光利用を目的とする観光志向型，全国・全県単位などで科学的知識・成果の普及を目的とする中央志向型，地域の課題を博物館の機能を通して応えていくことを目的とする地域志向型に分類している（伊藤　1986）。

る。

一方，都道府県立博物館の常設展示の変化について，情報伝達手法の進展の視点から考察したものや，歴史学自身の変化が博物館展示に与えた影響を検討した研究がこれまで行われてきた。例えば，高橋裕は，日本国内で 50〜60 館の展示製作に関わった経験を通じて，日本の歴史展示の変遷を整理し，情景再構成展示や展劇，パッケージ展示など，近年新たに現れた展示手法の特徴をまとめ，現在歴史博物館の役割における 10 の方向性[2] を述べている（高橋　2004）。同様に，増田亜樹らは公立歴史博物館の常設展示に関する調査を通じて，展示の構成の仕方によって 7 つの類型[3] に分類し，それぞれの類型が時代の変化とともに増減する傾向を検討した（増田・碓田・谷　2011）。一方，湯浅隆は 20 世紀後半における歴史学の動向がどのように歴史展示を規定してきたかを分析し，1990 年代以降のアカデミズム歴史学の絶対視がなされなくなったことで，博物館が自身の特性を主張する環境が整ったと指摘し，歴史展示に好転の兆しが現れているという結論を出している（湯浅　2018）。

これらの研究はほとんど大型の公立歴史博物館の常設展示を対象としており，その研究結果が都道府県立歴史博物館の展示内容と展示手法の変化を反映していると言える。しかし，吉田が考えている展示利用者の主体的な理解を促せる場への転換，あるいは展示におけるコミュニケーション構造の変化に関する考察には至っていなかった。特に，利用者の主体的な理解を促すために導入した展示手法に対して，利用者側がどのように受け入れているかについては深く取り上げられていなかった。展示リニューアルの方向性や効果を検証するための来館者調査は各博物館で行われているが，その結果を展示におけるコミュニケーション構造の変化の角度で総合的に論じるものは見当たらなかった。したがって，吉田が考えている転換を検証し，その効果と課題を考察する必要があると考えられる。

1.2　展示におけるコミュニケーション構造の特徴と問題点

展示におけるコミュニケーションの構造について，橋下裕之はフィーバーグリーンヒルが提唱したインターラクティブ・コミュニケーションモデル理論と民俗学のパラダイムを劇的に変化させたパフォーマンス・アプローチに基づき，展示のコミュニケーションが演劇における物を介したインターラクティブ・ミスコミュニケーションに類似した構造を持っていると論じ，展示担当者は資料を通して展示利用者の記憶を触発し，利用者の自分なりの解釈に機会を提供すべきであると提案した（橋本　1990）。

---

[2] 歴史展示の役割における 10 つの方向性とは，教育，地域，生活，現在，環境，体感，創造，娯楽，情報，快適である（高橋　2004：7-8）。

[3] 歴史展示構成の 7 つの類型とは，分野展示型，通史展示型，主題展示型，通史・分野展示型，通史・主題展示型，主題・分野展示型，通史・分野・主題型である（増田・碓田・谷　2011）。

橋本は，従来の展示担当者のメッセージが物を介して展示利用者に伝えるという一方的なコミュニケーションモデルを，利用者を能動的な主体として取り扱うことで双方向的なコミュニケーションモデルに転換させたというフィーバーグリーンヒルの理論に対して，そのアプローチの有効性を認めながら，それはある種の理想的な到達点であると考えている。彼は，国立歴史民俗博物館で担当した企画展示における来館者間の会話と，同僚である篠原徹が行った民俗展示の来館者に関する調査結果[4] から，人々が常に物の真贋や機能，使い方のような「即物的な関心」を持ち，展示資料を自分の生活に結び付けて自分なりに解釈していくことを確認した。そのことから，展示担当者のメッセージを展示利用者に伝えるという従来の展示についての発想自体を再検討する必要があると自省した。だが，橋本は利用者が偏見や誤解で展示意図を解釈することが無意味ではなく，結果としてある種のコミュニケーションを生み出したとも考え，演劇におけるコミュニケーション構造を参照し「インターラクティブ・ミスコミュニケーション」という概念を提唱している。さらに，ここで重要なのは担当者と利用者の双方向のコミュニケーションを合致させることよりも，物を通して利用者の記憶を触発し，利用者が個人的に解釈する機会を提供すべきであると述べている。そのほか，橋本は従来重視されていなかった利用者の間のコミュニケーションの重要性も言及した。それも展示利用者が展示を個人化する過程の一部であり，担当者とのコミュニケーションと同等に重要であると指摘している（橋本 1990）。

つまり，橋本は従来の展示コミュニケーションに疑問を抱き，資料を通して展示利用者に情報を伝えるという構造を見直す必要性を示している。彼はフィーバーグリーンヒルが提唱している双方向的なコミュニケーションモデルを認めながら，担当者の意図と利用者の解釈が一致しないほうが一般的であるという現実から，資料を通して利用者の記憶を触発し，利用者の個人的な解釈の機会を提供することの意義を強調している。橋本のように，従来の展示の一方的なコミュニケーション構造に疑問を持つ論説は他にも存在している。

伊藤は，1990 年代の展示が解説文を中心に見たり答えを求めたりするような「受身の学習スタイル」に対応したものであると考えている。そのような展示では，いかにわかりやすい展示手法や展示解説を使っていても設定された選択肢以外に判断の余地がなく，強制的な展示ストーリーの中から「自ら発見し構想してみるという達成感や充実感がうまれず，再度訪ねる意欲も湧いてこない」と指摘している。また，受身の学習スタイルに対応した展示から，市民の自己教育力を育成する展示への変化に求められるものとして，比較可能な膨大な資料の蓄積を

[4] 篠原徹は 1988 年に国立歴史民俗博物館の民俗展示において，来館者の会話を収集し分析することにより，来館者が①人は自らの体験領域に対象を引き込んで対象を常民的に歪曲して理解する，②人は真贋について極めて関心がある，③人はおよそ民俗学者の解説には無関心であるの 3 つの一般則を出した（橋本　1990：547）。

展示するという古典的な「オカス型展示」を挙げている。さらに，その変化における博物館の役割は，市民の自己教育を育成するための場の整備と，学習内容と方法を援助することにあると述べている（伊藤　1990：16-19）。

伊藤が提示した「オカス型展示」は，戦前の博物館によくあるような，資料を展示ケースに閉じ込めてラベルのみで基礎情報を提供するものではなく，個々の展示資料に焦点を当て，利用者が興味・関心にあったものを選べる展示方法を指すと考えられる。

旧埼玉県立博物館（現埼玉県立歴史と民俗の博物館）で 20 年にわたり展示業務を担当した学芸員の村上義彦は，1990 年代前後の都道府県立博物館の常設展示において，通史展示が最も普遍的な展示手法であるが，割に成功していなかったと評価している。村上が述べている通史展示とは，目的地方の歴史を原始古代から近現代までにストーリー化し，展示シナリオを作成し，それにあらかじめ選定しておいた資料を当てはめるものである。彼はその通史展示の失敗要因として，言葉を伝達媒体として学問体系を形成してきた歴史学的な情報を，実物資料の配列で観覧者に理解させることが困難であることを指摘している。そして，抽象情報の具体化を中心とする歴史展示方法論の確立が必要と主張し，将来的には解説文などの言葉の補助に頼らずに実物資料のみによる展示が望ましいと論じている（村上　1992：7-24；63-68）。

小島道裕は，特定の歴史像を押さないことを常設展示の前提とした国立歴史民俗博物館について，その常設展示の問題点を論じたことがある。国立歴史民俗博物館は，特定の歴史像を一方的に展示利用者に押すことの危険性を認識した上で，特定の歴史観になりやすい政治史を避け，展示解説を積極的に行わない方針を取った。しかし，小島は，生活史に関連するテーマを選択すること自体が特定の歴史解釈に沿った結果であり，解説の少なかった展示が理解し難いものとなってしまったと指摘した。そこで，彼が考案した対策は，展示意図を明確にすること，歴史資料の元に帰ること，観客の展示理解を支援することの 3 つである。展示意図を明確にする理由は，歴史展示とは歴史資料の多様な意味から一つの意味において展示するものであるため，その意味を選んだ意図とほかの見方もあることを観客に明確に説明しないと特定の歴史像を押し付ける展示になってしまうからである。歴史資料の元に帰るとは，資料から意味を汲み取るという研究過程を展示することが大切ということである。観客の展示理解を支援することとは，ハードの展示を学びのリソースとして捉え，教育プログラムなどのソフト面の活動を通じて観客の展示理解能力を「トレーニング」していくことである（小島　2003：110-133）。

以上のように，1990 年代前後において，歴史資料を使って歴史情報を展示利用者に伝えるという従来の都道府県立博物館の歴史展示におけるコミュニケーション構造の問題点が多くの人に指摘されてきた。さらに，先述の 4 人とも，実物資料に帰り，実物資料を通して利用者の主体的な理解を促す展示の価値を強調している。橋本は，担当者の意図と利用者の解釈が一致しない現実から，担当者と利用者の双方的なコミュニケーションを調合させるよりも，展示資料を通して利用者の記憶を触発する機会を提供することに意義があると述べている。伊藤は，一

方的に答えを教える展示では利用者が自ら発見することが難しいと指摘し，選択可能な大量な資料と，資料を学び方法を提供する展示が求められると考えられている。村上は，実物資料が抽象的な歴史知識を伝えるのに相応しくないことが，都道府県立博物館の常設展示が成功していなかった要因と考え，解説文などよりも実物資料を中心とした展示を望んでいる。小島は特定の歴史像を展示利用者に押さないことを前提とした国立歴史民俗博物館の事例から，展示意図を明確すること，資料の元に帰ること，展示利用者の理解を支援することの重要性を論じている。特に，展示を実物資料の多様的な意味を理解するための「トレニングセンター」として活用する考え方を提示している。

1.3　研究目的，研究方法と調査対象

1.3.1　研究目的と研究方法

以上のように，1990 年代前後の歴史展示におけるコミュニケーション構造の特徴と課題に関する研究をまとめた。ここで問題となっているのは，1990 年代以降の都道府県立博物館において，展示コミュニケーション構造がどのように変化してきたかのことと考えられる。すなわち，吉田が提示した転換の実現度の検証である。さらに，利用者の主体的な理解を促すことに重要視されている実物資料を中心とした展示について，実際導入されているか，その新たな効果と課題についても確認しなければならない。

したがって，本稿ではまず，博物館側が展示利用者との関係をどのように捉えてきたか，展示利用者の主体性を促すためにどのような展示手法を導入してきたかを調査し，その変化を考察していく。ここで，展示改修を切り口とし，これまで全面改修を実施した都道府県立博物館を取り上げ，改修前後の変化を比較することで，その変化の傾向をまとめる。比較に際して，利用者に対する考え方が読み取れる展示目的，展示内容，展示空間，展示方法を比較の項目にする。展示空間とは，展示室の動線計画や展示コーナーの空間配置のことを指す。論文や歴史小説，歴史映画などの歴史叙述と違い，展示は建築と空間に頼るものであるため，展示空間の変化も考察の範囲に入れる。展示方法においては，展示のコミュニケーション構造の問題解決に有意義なアプローチと考えられている実物資料を中心とした展示に特に注目する。

調査方法は文献調査を採用する。具体的には，博物館が刊行する報告書や年報，所属学芸員が発表する学術論文などの文献資料を対象に，展示リニューアルの改修方針，改修内容，改修効果に関した情報を収集する。

1.3.2　調査対象

調査対象となる博物館の選出方法について，『全国博物館総覧』に登録している博物館園から以下に記載する 2 点に従って抽出した。具体的な調査対象館は表 1 にまとめている。

①　『全国博物館総覧』（日本博物館協会　2020）に登録している博物館園のうち，館種が「総

合」・「郷土」・「歴史」に属し，加えて設立主体が「都立」・「道立」・「府立」・「県立」に分類される館を抽出する。本稿は都道府県立博物館を調査対象とするが，所在地方の過去の

表 1　調査対象館と文献資料

調査対象[5]	常設展示室改修状況	使用文献資料
山形県立博物館	1971 年 4 月開館 1980 年 7 月リニューアル・オープン	山形県立博物館業務課　1984「展示改装整備事業報告」山形県立博物館『山形県立博物館研究報告　第 5 号』pp. 1-52
福井県立歴史博物館	1984 年開館 2003 年リニューアル・オープン	①笠松雅弘　2000「新しい地域博物館をめざして～歴史博物館へのリニューアル構想～」福井県立博物館『ふくいミュージアム』no.38，pp2-4 ②瓜生由起　2003「福井県立博物館のリニューアル～福井県立博物館から福井県立歴史博物館～」日本博物館協会『博物館研究』38(7)，pp.8-9
秋田県立博物館	1975 年 5 月開館 2004 年 4 月リニューアル・オープン	①佐々木朝登　1976「展示・その計画を中心として（秋田県立博物館特集）」日本博物館協会『博物館研究』11(5)，pp.6-42 ②佐々田亨三　2005「リニューアル・オープンに際して」秋田県立博物館『秋田県立博物館研究報告』(30)，pp.1-4 ③阿部裕紀子・船木信一・渡部均　2005「リニューアルに伴う展示構成　Ⅰ．自然展示室」秋田県立博物館『秋田県立博物館研究報告』(30)，pp.5-18 ④庄内昭男・高橋正・糸田和樹　2005「リニューアルに伴う展示構成　Ⅱ．人文展示室」秋田県立博物館『秋田県立博物館研究報告』(30)，pp.19-36 ⑤船木信一・鈴木秀一　2005「リニューアルに伴う展示構成　Ⅳ．わくわくたんけん室」秋田県立博物館『秋田県立博物館研究報告』(30)，pp.47-56
埼玉県立歴史と民俗の博物館	1971 年 11 月埼玉県立博物館開館 1983 年 11 月埼玉県立博物館リニューアル・オープン 2007 年 4 月埼玉県立民俗文化センターとの統合によって埼玉県立歴史と民俗の博物館と改称，リニューアル・オープン	①二階堂実・西口由子・井上かおり　2008「常設展示改修事業および「ゆめ・体験ひろば」設置事業の記録」埼玉県立歴史と民俗の博物館『埼玉県立歴史と民俗の博物館紀要第 2 号』pp.1-36 ②井上かおり　2019「近現代展示室の現状と課題 ── リニューアル 10 年後の検討にかえて ──」埼玉県立歴史と民俗の博物館『埼玉県立歴史と民俗の博物館紀要第 13 号』pp.46-56
兵庫県立歴史博物館	1983 年 4 月開館 1996 年 3 月リニューアル・オープン	①兵庫県立歴史博物館　1992『兵庫県立歴史博物館紀要　塵界　第 5 号』 ②小栗栖健治　1996「兵庫県立歴史博物館におけるリニューアルの理念と実践」日本博物館協会『博物館研究』31(7)，pp.4-10
	2007 年 4 月リニューアル・オープン	①神戸佳文　2009「兵庫県立歴史博物館のリニューアルについて」神戸史学会『歴史と神戸』48(2)，pp.13-22 ②兵庫県立歴史博物館　2010『兵庫県立歴史博物館館報　平成 19 年度・平成 20 年度』

[5] 調査対象館の並び順は，最後にリニューアルオープンした年に基づいて時間順になっている。

沖縄県立博物館・美術館	1966 年沖縄民政府立首里博物館移転開館 1972 年日本復帰に伴い，沖縄県立博物館と改称 2007 年沖縄県立美術館との併設によって沖縄県立博物館・美術館と改称，リニューアル・オープン	①園原謙　2008「博物館づくり ── 沖縄県立博物館新館常設展示の場合 ──」縄県立博物館・美術館『沖縄県立博物館・美術館紀要　第 1 号別刷』pp.59–79 ②濱口寿夫　2010「博物館常設展示における入場者の観覧行動」沖縄県立博物館・美術館博物館編『沖縄県立博物館・美術館博物館紀要』vol.3，pp.101–110 ③濱口寿夫　2011「博物館常設展示における展示項目は入場者に見られているか？」沖縄県立博物館・美術館博物館編『沖縄県立博物館・美術館博物館紀要』vol.4，pp.101–114 ④沖縄県立博物館・美術館　2018『沖縄県立博物館・美術館年報　No.11』
高知県立歴史民俗資料館	1991 年開館 2010 年リニューアル・オープン	高知県立歴史民俗資料館　2010「改修工事」高知県立歴史民俗資料館『高知県立歴史民俗資料館年報　平成 21 年度』pp.85–96
三重県総合博物館	1953 年三重県立博物館開館 2014 年三重県総合博物館と改称，リニューアル・オープン	①三重県　2008『新県立博物館基本計画』 ②天野秀昭　2011「三重の新県立博物館整備について ── ともに考え，活動し，成長する博物館をめざして」日本博物館協会『博物館研究』46(3)，pp.24–27 ③三重県総合博物館　2016『三重県総合博物館年報通巻 1 号　2014』
北海道博物館	1971 年 4 月北海道開拓記念館開館 1992 年 4 月北海道開拓記念館リニューアル・オープン	北海道開拓記念館　1994『北海道開拓記念館常設展示改訂事業報告』
	2015 年 4 月北海道立アイヌ民族文化研究センターとの統合によって北海道博物館と改称，リニューアル・オープン	①北海道　2010『北海道博物館基本計画』 ②堀繁久　2014「北海道博物館，2015 年春オープン！」日本博物館協会『博物館研究』49(9)，pp.25–28 ③栗原憲一・池田貴夫・堀繁久　2018「来館者調査からみる北海道博物館の総合展示室およびはっけん広場の現状と課題」北海道博物館編『北海道博物館研究紀要』vol.3，pp.201–218 ④栗原憲一・田村雅史　2017「博物館活動報告　2016 年度博物館実習において実施した来場者調査について」北海道博物館編『北海道博物館研究紀要』vol.2，pp.121–132
石川県立歴史博物館	1986 年開館 2015 年リニューアル・オープン	石川県立歴史博物館　2017「歴史博物館リニューアル基本構想」石川県立歴史博物館『石川県立歴史博物館年報第 17 号　平成 25・26 年度版』pp.43–60
群馬県立歴史博物館	1979 年 10 月開館 2016 年 7 月リニューアル・オープン	①黒田日出男・岡部清・小池浩平・簗瀬太輔・中山剛志 2014「群馬県立歴史博物館改修工事に関する取り組み ── 使命書の策定と展示の基本方針 ──」群馬県立歴史博物館『群馬県立歴史博物館紀要』pp.1–73 ②小池浩平　2017「群馬県立歴史博物館改修工事に関する取り組み 3 ── 展示リニューアルとその課題 ──」群馬県立歴史博物館『群馬県立歴史博物館紀要　第 38 号』pp.59–90

出来事を常設展示のテーマとした都道府県立博物館には自然史を展示する自然史博物館と，人類の歴史をテーマとする歴史博物館あるいは郷土博物館が存在し，さらに，自然・人文の多岐にわたる資料を総合的に取り扱って展示を行う総合博物館も含まれている。ボリュームを配慮した上で，考古・歴史・民俗資料を取り扱う博物館を調査対象に絞る。また，考古・歴史・民俗資料を取り扱う博物館には特定の歴史時期・研究分野・歴史事件および人物・遺跡を取り扱う博物館に分けることができる。この 2 つの類型の都道府県立博物館は展示規模から展示内容までの差異が大きくなりすぎるため，調査対象を前者に絞った。

② ①の結果をふまえ，さらに『全国博物館総覧』の「沿革・概要」項目を参照し，開館から 2020 年 4 月時点までに常設展示の全面改修を実施したことのある館に絞り込みを行う。2020 年以降，新型コロナウイルス感染症の拡大により，体験型展示を一時中止したり，事業をオンラインミュージアムに移行したりする博物館が見られた。また，常設展示のリニューアル計画を変更した博物館もある。その影響で，展示の利用状況には博物館が想定しなかった急激な変化が生じている可能性が高いことから，本稿ではまず新型コロナウイルス感染症が発生するまでの状況を把握することを目標とし，2020 年 4 月までに展示リニューアルを実施した博物館を調査対象とした。新型コロナウイルス感染症以降の変化については，本研究のこれからの課題とする。ただし，博物館が公開している刊行物および論文において展示改修についての記述が確認できない館は除外した。

また，調査で用いた文献資料の収集方法は下記の通りである。収集した文献資料のリストは表 1 を参照されたい。

① 調査対象館が公開している刊行物の中，展示改修の経緯と改修後の来館者調査に関するもの集める。

② 学術雑誌『博物館研究』，『博物館学雑誌』，『日本ミュージアム・マネージメント学会研究紀要』及び『展示学』から，2023 年度までの調査対象館に関する論文を集めた。国立情報学研究所が運営する学術論文や図書・雑誌などの学術情報データベース CiNii を用いて 2023 年 8 月までの文献検索を行った。検索キーワードは各調査対象館名を用いた。

2．都道府県立博物館の常設展示の変化と問題点

2.1 都道府県立博物館の常設展示の変化についての調査結果

本節では，山形県立博物館，福井県立歴史博物館，秋田県立博物館，埼玉県立歴史と民俗の博物館，兵庫県立歴史博物館，沖縄県立博物館，高知県立歴史民俗資料館，三重県総合博物館，北海道博物館，石川県立歴史博物館，群馬県立歴史博物館の 11 館の 13 回の展示リニューアルを対象とし，展示改修前後の変化を展示目的，展示内容と展示空間，展示手法の項目別でまと

める[6]。

2.1.1　展示目的の変化

展示目的の変化について，以上各館の改修目的・改修方針に関した記述をまとめると，地域の歴史･文化を理解させるための手段として展示を認識する傾向が続いていることがわかった。その一方で，2000 年以降，展示を利用者と交流する場，利用者が主体的に活動する場として再構築しようとする博物館も見られた。

2000 年代に入ってから，展示改修方針において「交流」というキーワードが頻繁に見られるようになり，利用者との交流を重視しようとする姿勢が顕著になってきた。ただし，都道府県立博物館における交流の意味は一致しておらず，各館ごとにに様々な視点で捉えられている。例えば，秋田県立博物館は，「交流できる博物館」を一つの改修方針とし，その具体的な内容について「見る・触れる・聞く・考える・参加すること通じて共に学びあえる施設」と述べている（佐々田　2005：2)。要するに，利用者が展示に参加することを交流としている。また，福井県立歴史博物館および北海道博物館第 2 回の展示改修は館内の解説員や職員との対話を含む交流を重視する方針を取り，特に北海道博物館は職員と来館者が常に交流できる「交流ゾーン」を常設展示室に設けている（瓜生　2003：9，堀　2014：26)。そのほか，兵庫県立博物館第 2 回の展示改修では，「交流博物館」という理想像が明確に掲げられ，その実現を目指して全館改修が行われた（神戸　2009)。兵庫県立博物館は交流を「機能，活動，人材などのすべてが既存の枠を超えて交流しあう」と定義し，展示を交流が生まれる場所として考え直し，同館 1 階に来館者同士が自由に交流や学習ができる「学びのスペース」を設置した（神戸　2009)。

展示利用者の展示コミュニケーションにおける位置付けについても，近年では利用者を展示活動の主体とする博物館が現れた。本稿の調査対象となる 11 館のうち，三重県総合博物館は，従来の地域の歴史・文化を伝達するための展示を県民・利用者が主体的に交流し活動するための場として再構築しようとしている（三重県　2008：37，天野　2011)。こうした目的を達成するための主要な取り組みとして，地域の歴史･文化を概観する通史展示の面積を縮小しながら，利用者が自由に交流し学べる活動空間と，県内の個人や団体が企画する展示を行う「交流展示室」を新に設けた（三重県　2008：37)。また，新館整備段階から開館後の展示更新まで，すべての展示活動に利用者が参画できるツールを提供する工夫を行っている（三重県総合博物館 2016：29-33)。そのほか，北海道博物館は 1990 年代にすでに展示における情報伝達が一方的なものであると認識し，ジオラマや模型，シンボル展示[7] が利用者の学習の動機付けに有効な手

---

[6] 各館の改修経過と改修内容の詳細については，筆者の研究論文Ⅰ「博物館歴史展示における来館者に対する意識の変化について ── 都道府県立歴史系博物館を対象に ──」にまとめている。

[7] シンボル展示とは，北海道開拓記念館常設展示室の入り口に設置していた復元展示で，開拓原野における伐木・開墾の状況を再現したものである（北海道開拓記念館　1994：62)。

法であると考えていた（北海道開拓記念館　1994：55；62）。第 2 回の展示改修においても，双方向性のある情報伝達を改修目標の一つとし，五感を活用した参加型展示物への期待を言及した（堀　2014：26）。

2.1.2　展示内容と展示空間の変化

1990 年代からの展示内容と展示空間の変化傾向は，①政治史・経済史を中心とした展示から民衆史・生活史に関する展示へと変化，②地域と博物館の特色が表現できる展示内容の増加，③多層的な展示内容の増加，④選択できる展示動線の増加の 4 点にまとめることができる。

(1) 民衆史・日常生活に関する展示内容の増加

元は政治史・経済史を中心に据えていた展示を，民衆史や戦後の生活史を中心とした展示，または現代生活に関わる展示へと改修した博物館として，山形県立博物館，秋田県立博物館，兵庫県歴史博物館第 1 回の展示改修，高知県立民俗資料館，北海道博物館第 1 回の展示改修，群馬県立歴史博物館において確認できた。歴史展示における民衆史や生活史が高まった背景について，① 1970 年代以降の歴史学研究の進展を展示に反映すべきとする意見が強まったこと，②民衆史や生活史をテーマとする展示が館蔵資料をより活用できる可能性が意識されるようになったこと，③民衆史や生活史をテーマとする展示がより利用者に展示内容を考えさせる効果が意識されるようになったことがあるとされている。その一方で，秋田県立博物館のように，各時代の政治経済の情勢が人々の暮らしにいかなる影響を与えたのかという捉え方の中に暮らしの展示を置く必要があると認識し，庶民がどのように情勢変化に向き合ったのか，そして人々が自己実現のためにいかなる動きをしたのかに着目した博物館もある（庄内・高橋・糸田 2005：19）。

民衆史・日常生活に関する展示内容についての考え方を具体的に述べる博物館として，まず，山形県立博物館は新展示の「展示視点」を述べる際，①学問的に体系づけられた知識を教えるのではなく，県民生活を考える素材としての自然や歴史，②県民が直接体験できる日常生活に関連する身近な問題，③県民のために何を触発し，何を感じさせ，何を考えさせようとするのか明確にした内容など，県民の日常生活と関連のある内容を展示すべきという考え方を示した（山形県立博物館業務課　1984：8-9）。

また，兵庫県立歴史博物館は，「兵庫県の歩みというよりも全国史の縮小版としてのイメージが強い」旧展示に対して，歴史上の著名な人物の肖像画などの複製を減らし，館蔵品や県内に伝わる資料を活用することを通して，「兵庫の歴史の担い手となった庶民のくらしぶりを軸に，政治体制や社会体制の変化が庶民生活にいかに影響を及ぼしたのかという実像を浮き彫りにしようとする」新展示に改修した（兵庫県立歴史博物館　1992，小栗栖　1996：8）。民衆史を核にする必要性について，歴史研究と発掘調査の進展によって人々の生活の具体相が明らかにされ，一般の人々にも生活に結びついた視点から歴史に対する新たな関心が生まれることから，

庶民生活の実像をできるだけ具体的に示すべきとする姿勢が博物館の展示の主流となりつつあると述べている（小栗栖　1996：7）。

次に，高知県立歴史民俗資料館は，改修前の総合展示が実物資料とレプリカ，写真パネルによるオーソドックスな教科書的通史展示であったため，深い学習やインパクトに欠けていたと考えていた（高知県立歴史民俗資料館　2010：88）。改修にあたって，政治史中心の展示から庶民の歴史に焦点を絞った展示に変え，長宗我部氏に関するテーマ展示を常設展示に新たに導入した。それと同時に，中世のコーナーでは歴史・考古資料による宗教史・社会経済史をメインとし，近世から近現代までのコーナーでは産業史・流通史の視点を組み入れた（高知県立歴史民俗資料館　2010：85–96）。特に，旧展示が第二次世界大戦時点までで終わっていたため，「現代を生きる人々にとって歴史への接点が少ない点」への反省から，現代の暮らしについての展示を導入した（高知県立歴史民俗資料館　2010：87）。

そして，群馬県立歴史博物館は，1970 年代以降の歴史学研究において戦後の政治・経済を中心としたオーソドックスな研究から，環境史・生活史・社会史・交流史に関する研究に移行する潮流がおこったため，博物館の展示もその進展に合わせ，最新の研究成果を取り入れるべきだと考えていた。それにより，以前の政治・経済史を中心に据えたテーマを，自然と人との関わりや人びとのくらし，地域間交流などに視点をおいたテーマに変更した（黒田ほか　2014：14–15）。

(2) 地域と博物館の特色が表現できる展示内容の増加

地域性や博物館の特色が表現できる展示内容を増やす傾向が見られた改修例として，秋田県立博物館，埼玉県立歴史と民俗の博物館，兵庫県歴史博物館第 2 回展示，三重県総合博物館，北海道博物館の 2 回の展示改修，群馬県立歴史博物館がある。特に，埼玉県立歴史と民俗の博物館と群馬県立歴史博物館はその取り組みについて述べている。埼玉県立歴史と民俗の博物館の展示改修では，近現代展示室では埼玉の産業・人物を学ぶコーナーが新設し，民俗展示室では展示資料を「地域性」というキーワードによって「山のくらし」，「里のくらし」，「都市のくらし」の 3 つの展示ゾーンに分けた（二階堂・西口・井上　2008：5–12）。群馬県立歴史博物館は，従来の通史展示は主題が平易で総花的であり，伝えたいメッセージが明確でなかったとの指摘を受け，群馬県の特色をアピールするために通史展示の最初に東国古墳文化展示を採用している（黒田ほか　2014：15–18）。

(3) 多層的な展示情報を提供する博物館の増加

利用者に多層的な展示情報を提供する博物館として，まず，山形県立博物館は新展示の対象について述べる際，①対象によって必要な情報が選択できるように展示内容を構成すること，②小中学生が理解できることを原則とすること，③内容によって専門的な研究と学術的な研究にも役立つようにすることの 3 つの考え方を示した（山形県立博物館業務課　1984：8）。石川県立歴史博物館は利用者の多様なニーズに対応するため，簡単な解説から詳細な解説まで，選

択できる展示情報を解説の機器に導入している（石川県立歴史博物館　2017：46）。北海道博物館第１回の展示改修と沖縄県立博物では，調査のために訪れる研究者など目的意識を持った利用者の学習ニーズに対応するため，専門性の高い「分類展示」を導入した（北海道開拓記念館 1994，園原　2008）。三重県総合博物館は改修にあたって，体験展示や交流展示など，利用者の異なるニーズに対応できる多様な展示を新設した（三重県総合博物館　2016）。

特に，学校団体への配慮を重視することが普遍的になってきた。埼玉県立歴史と民俗の博物館は，学校団体による利用に対応するため，見沼代用水と通船掘に関する展示を１クラス単位で観覧できるような広い広場に移設した（二階堂・西口・井上　2008：12）。群馬県立歴史博物館は，小中学校の学習指導要領や教科書等の内容を展示に取り入れている（黒田ほか　2014：14）。山形県立博物館は，解説パネルの文章をメインコピーとサブコピーに分け，メインコピーにはテーマの概要を理解できる文章を，サブコピーにはより深い理解をサポートする詳細な図表や写真を掲載している（山形県立博物館業務課　1984：21）。

(4) 選択できる展示動線を採用する博物館の増加

従来主流であった単一で強制的な展示動線を選択できる動線に変化した例として，秋田県立博物館，兵庫県歴史博物館の第１回展示改修，北海道博物館の第２回展示改修，沖縄県立博物館があった。その中でも，秋田県立博物館は，旧人文展示室の全体像がわかりにくく，出口までの順路がわからないなどの来館者の意見を受け，「オープンでフレキシブルなスペース」を新展示の特徴とし，強制的であった旧動線をフリー動線に変えた（庄内・高橋・糸田　2005：19）。ただし，リニューアル・オープン後にフリー動線に惑う観覧者が若干見られたことから，より細やかな対応が求められると考えている（庄内・高橋・糸田　2005：19）。兵庫県立歴史博物館は第１回の展示改修において，自由な立場での学習を重視し，個性豊かな博物館を創造するという考え方に基づき，旧展示の一方通行の単一動線から，観覧者が自由な意思で選択できる動線へ改修した（兵庫県歴史博物館　1992）。

2.1.3　展示手法の変化

展示手法の変化について，ほとんどの調査対象館がフレキシブルな展示を改修目標の一つとした。実物資料の展示に関しては，模型や映像などを多用する館も少なくないが，全体的に実物資料を展示の中心に据える傾向が見られた。

(1) フレキシブルな展示を重視する傾向

「フレキシブルな展示」という概念は，1990 年代以降の展示改修において頻繁に言及されるようになった。本稿の調査対象となるほとんどの博物館は，固定化を常設展示が解決すべき大きな課題と捉え，常設展示に可変性を持たせるように工夫した。その課題を対処するため，①更新しやすい展示資料や展示装置を使用すること，②展示テーマや展示シナリオを更新しやすいように設定すること，③定期的に更新できる展示室を新設することの３つが確認できた。

更新しやすい展示資料や展示装置の具体例として，秋田県立博物館は改修に際して，「オープンでフレキシブルなスペース」の展示を目指し，期間限定の公開や新発見資料のタイムリー公開に対応できる展示ケースを導入し，解説パネルの取り外しが可能な展示装置を設置した（庄内・高橋・糸田　2005：19）。同様に，高知県立歴史民俗資料館も，移動できない大型模型が中心となった旧常設展示について，観覧者から常に同じ展示で新味がないという指摘を受けたため，フレキシブルな展示を改修の目標とし，一部の模型を撤去し，移動可能な展示台を導入した（高知県立歴史民俗資料館　2010：85）。

更新しやすい展示テーマや展示シナリオについては，埼玉県立歴史と民俗の博物館は，埼玉の通史に徹底的に拘った旧展示が緻密で完成されすぎた構成であったため，展示の更新性の視点が欠けており，コーナーごとの小規模な展示替えは常時に行われていたものの，観覧者に新鮮な印象を与えることができなかった（二階堂・西口・井上　2008：11–14）。改修にあたって，近現代展示室には時代や内容に幅をもたせた展示テーマを設定し，民俗展示室には 2 年に 1 度の頻度で展示室全体を更新する計画を立て，可動式の展示ステージや更新可能な映像解説システムを導入した（二階堂・西口・井上　2008）。また，兵庫県立歴史博物館は第 1 回の展示改修において，包括的で柔軟性のあるシナリオを作成し，文字パネル・写真パネル・図解などの展示補助資料の入れ替えが容易な設定とした（小栗栖　1996：7–8）。次に，沖縄県立博物館は，自然史・考古・美術工芸・歴史・民俗の 5 つの部門展示で，展示テーマに可変性を持たせ，展示替えの頻度を高める工夫を行った（園原　2008：64–65）。そして，北海道博物館は第 2 回展示改修に際して，展示更新の必要性について，①部分的な改訂が困難である旧展示は観覧者に「いつ来ても同じ」「一度観れば十分」の印象を与えていたこと，②社会情勢の変化や学問の進展による新たな知見，館による研究成果などを展示に反映させにくかったこと，③展示資料の定期的な入れ替えが資料保存面でも有用であることの 3 点にまとめている（堀　2014：26）。新展示の内容構成から展示ケースまで，資料の入れ替えを前提にしたものにし，また，常に変わらないという印象をもたれがちな「常設展示」という呼称を「総合展示」に変化させた（堀 2014：27）。

展示室を新設する例として，三重県総合博物館は常設展示の固定化を避けるため，三重の自然と歴史をテーマとした基本展示に加え，可変性の高い「トピック展示」を導入することで対策を講じた。トピック展示は基本展示と連動し，基本展示を補完する展示として位置づけられ，随時展示替えを行うことで，三重の自然と歴史を多様な視点で紹介するものである（三重県 2008：37）。

(2) 実物資料を重視する傾向

実物資料を展示の中心とする理由について，本稿で調査対象とした博物館の言及を確認すると，①実物資料で展示情報を伝えることが博物館の原点，②ジオラマや模型など展示理解を補助する二次資料が常設展示の固定化をもたらす原因になりうるという問題点が表面化したこ

と，③資料収集や保存科学の進展によって展示できる実物資料が増加したことの３つにまとめることができる。

例えば，福井県立歴史博物館学芸員の笠松雅弘は，「モノを中心とした展示」を改修方針とした理由について述べる際，博物館の歴史展示において，モノを見せるというよりモノを使って歴史の流れを説くことに主眼があったため，モノ自体に意識が向かないという問題が生じる可能性があると述べている（笠松　2000：3）。同様に，秋田博物館は，一定の物語風やストーリーに資料を位置付けることより，来館者が資料そのものにかかわることを重要視し，「資料が来館者に語る，同時に来館者が感動し，無限の創造力を発揮して読み・考え，資料に無限大の広がりをもたせることができる」とう考え方に基づき，可能な限り実物資料を使った（佐々田 2005：4）。

実物資料を活用する具体的な展示手法として，フレキシブルな展示に改修することで実物資料を定期的に更新すること以外，①実物資料の点数を増加し，ジオラマや模型などの補助資料の使用を控えること，②実物資料がより活用できる展示内容や展示構成に変更すること，③実物資料が活用できる展示室を新設することが挙げられる。

実物資料の増加と補助資料の制限に関して，福井県立歴史博物館は「モノ中心の展示」と「感性に訴える展示」の２つの改修方針に基づき，資料が持つ魅力を引き出して観覧者の感性に訴えることを目指し，展示の演出を工夫する一方で，解説などの文字情報を最小限に抑えることとした（瓜生　2003：8）。秋田県立博物館は，ジオラマなどの展示手法が研究が完結したものであるとした印象が刻まれてしまうことがあるため，資料によって得られた情報を来館者に伝えることを主眼とし，人文系展示室において実物資料の点数を 650 点から 3000 点にまで増やし，ジオラマや模型などの補助資料の使用を控えた（庄内・高橋・糸田　2005：19）。ただし，過去の生活空間や生産場面を直観的に体験・再現できるため，複製品や模型などの補助資料を使う場合もあるという。

実物資料がより活用できる展示内容や展示構成に変更する例として，福井県立歴史博物館，埼玉県立歴史と民俗の博物館，高知県立民俗資料館，沖縄県立博物館がある。その中でも，高知県立民俗資料館は，収蔵資料を活用することを改修のコンセプトとし，「資料に即した展示を心がける」考え方を示し，模型を減らしたことで実物資料の点数を大幅に増やした（高知県立歴史民俗資料館　2010：88）。沖縄県立博物館は「物をして語らしめる」という改修原則により，収蔵資料を最大活用することに加え，実物資料から展示のストーリーを構成することとした（園原　2008：67-68）。埼玉県立歴史と民俗の博物館は美術展示室において，重要文化財である美術資料をゆっくり鑑賞できる環境を整備するため，通史のシナリオから離れて美術鑑賞の視点で展示資料を再構成した（二階堂・西口・井上　2008：3）。

実物資料が活用できる展示室を新設することについて，北海道博物館は，開館当初資料収集計画が達せず，空間上の制限もあるため，課題展示を中心的に展開したが，資料に基づくより

多くの歴史的な情報を得たいという観覧者の要望に対応する取り組みとして，第 1 回の展示改修において「資料の地方的な変異や時代的な変化を示すもの」という実物資料を中心とする分類展示を新設し，展示資料数を 3192 点から 5467 点にまで増やした（北海道開拓記念館　1994：52–55）。ただし，第 2 回の展示改修では，狭い通路に展示資料が高密度に並ぶ展示手法が観覧疲れの要因と考え，展示資料数を絞って面積当たりの情報を大幅に減すことを通じて，ゆったりの展示空間へ改修した（堀　2014：26）。群馬県立歴史博物館は，館蔵資料を活用し群馬の特色をアピールするため，考古・歴史・美術工芸・民俗に関するテーマ展示を新設し，重要文化財を含む実物資料を中心に新展示を展開している（黒田ほか　2014：14）。

2.2　調査結果から見た問題点

以上のように，1990 年代以降，都道府県立歴史博物館の常設展示の目的に関して，地域の歴史・文化を理解させるための情報伝達の手段としての認識が続いている一方で，利用者が主体的に活動する場として再構築しようとする動きが見られた。利用者を展示活動の主体と位置付ける博物館も現れた。また，展示内容・展示空間・展示手法の変化により，わかりやすくてフレキシブルな展示への改修には，従来の展示コミュニケーションにおける情報伝達の効率を向上させる意図が読み取れると同時に，利用者が多様的な意識を持つ存在としての認識が深まってきたとも言えよう。特に，選択可能な展示内容と展示動線，利用者自身の生活に関連する展示内容の提示など，利用者の主体的な考えを引き出す展示手法が一般化してきた。これは，利用者を単一で曖昧な集団として考えず，その多様なニーズと主体性に応じる必要性を意識し始めたと解釈できる。これらの変化の傾向は，吉田が指摘している，従来の固定した歴史表象を一方的に生み出す場から展示利用者の自身の理解や地域の歴史と自身の関係を見つめ直す場への転換が一致していると考えられる。また，その転換に効果があると考えられている実物資料を中心とした展示についても，実物資料の点数を増やし，実物資料に即した展示を展開する博物館が見られた。

しかしながら，歴史展示を利用者が主体的に活動する場として再構築する具体な方法としては，兵庫県立博物館の「学びのスペース」と北海道博物館の「交流ゾーン」のような活動空間の設置，三重県総合博物館の「交流展示室」のように県内の個人や団体が展示製作に参加できる企画展示室が挙げられている。これは，常設展示室の外で行われる事業や活動で，常設展示自体の歴史叙述やコミュニケーション構造に直接影響が及んでいるとは言い難い。また，先行研究によれば，展示のコミュニケーション構造を変化させる有効な展示方法として，実物資料を中心とした展示が挙げられている。そして，改修において利用者の主体性を促す方法として，多層な展示内容と選択できる展示動線が広く採用されている。この 3 つの展示手法の効果についても研究する必要があるが，本稿で調査した 11 館の博物館が展示改修の効果を検証するために行った来館者調査を調べたところ，選択できる展示動線に関したデータしか確認できな

かった。実物資料を中心とする展示と，多層な展示内容を提供する展示に対して，文献調査以外の研究方法で，その効果と課題を更に研究する必要があると考えられる。

したがって，次の節ではまず選択できる動線に関した来館者調査の結果を基に，その問題点を整理し，その中に含まれる展示利用者，または展示のコミュニケーション構造に対する博物館の考え方を検討していく。

3．展示動線の問題点から見た博物館の展示利用者に対する考え方

3.1　選択できる展示動線の問題点

本稿の調査対象館のうち，北海道博物館，沖縄県立博物館，群馬県立歴史博物館の 3 館が展示改修の効果を検証するため，展示利用者の利用状況に関する調査を行い，その結果を公開している。

北海道博物館の前身である北海道開拓記念館は 1971 年に開館した，北海道百年記念事業の一環として設置された博物館である。1992 年に第 1 回の展示改修が完成した。アイヌ民族文化研究センターとの統合によって 2015 年に北海道博物館と改称し，リニューアル・オープンした。1992 年の第 1 回の展示改修において，旧展示の重複・交錯しない単一動線を引き続き採用しながら，実物資料や模型などの造型物の増加で若干窮屈な空間に改修した（北海道開拓記念館　1994：18；33）。2015 年の第 2 回の展示改修では，展示利用者が興味のあるテーマから自由な順序で観覧できることを目指し，誘導型の流れを持ちながら自由選択できる動線に変更した（堀　2014：26）。

そして，北海道博物館は 2016 年と 2017 年に 2 回の来館者調査を実施した。調査方法は，来館者の観覧路線を追跡する動向調査と，観覧感想を収集するインタビュー調査を併用して行った。インタビュー調査の項目は，来館者の属性（年齢，居住地，性別など），過去の来館回数，来館動機，職員の対応，料金の妥当性，総合展示の満足度であった。2016 年の調査では 13 組（86 人）の来館者に動向調査を，60 組（177 人）の来館者を対象にインタビュー調査を実施した。2017 年度では，34 人に動向調査を，62 人にインタビュー調査を行った（栗原・田村　2017，栗原・池田・堀　2018）。

北海道博物館の 2016 年の調査の結果によれば，観覧順路に関してはテーマの数字順に観覧する人が多かったことが明らかとなり，総合展示の満足度と展示全体に対する感想については，①展示資料数が少ない，②子どもに難しい，③順路がわかりにくいという意見が多く寄せられた（栗原・田村　2017）。2017 年の調査でも同様な結果が見られた（栗原・池田・堀　2018）。順路がわかりにくいという感想に対して，北海道博物館は「複線型に改修したことによる結果で，改修の意図を来館者に理解されていない状況が読み取れる」と考えている（栗原・池田・堀　2018：216）。そのため，どのテーマからも観覧可能な複線型の動線を確保しつつ，推奨す

る観覧順をサインなどで示す対策を講じる必要があるという改善方向を示している（栗原・池田・堀　2018：216）。

沖縄県立博物館は，2007 年の移転開館までに 5 度の新館建設と 5 回の移転を経験してきたが[8]，常設展示に関する資料は一部しか残されていなかったため，本稿では現存する資料が比較的充実している 2007 年の展示改修を調査対象とした。2007 年の改修にあたって，歴史展示室，自然史展示室，美術工芸室，民俗展示室の 4 つの「分類展示」から構成された旧展示に対して，沖縄の自然・歴史・文化を海洋性と島嶼性という 2 つの側面から総合的に読み解く「総合展示」と，より専門性の高い「部門展示」に改修した。また，総合展示と部門展示は展示内容から展示空間まで有機に連携している。すなわち，総合展示の総覧から部門展示へと利用者を導くことができるとともに，部門展示の専門的な内容を改めて総合展示の中で確認できたり利用者が自ら新たな発見できたりすることができる。さらに，総合展示はオープンで空間全体が見渡せる自由動線をとることができる配置とした。沖縄県立博物館はこの展示構成を「プラザ型常設展示」と呼び，その意図が「各分野を網羅するメイン展示と，そこから枝分かれ式に派生するサブ展示を提供することにより，来館者へ選択的動線を与える」と述べている（園原　2008：64–65；67）。

しかし，開館後利用者が総合展示と部門展示との間を行き来したりするケースや，展示項目を見落とすケースが多く見られた。そこで，沖縄県立博物館は来館者の観覧状況を把握するため，2009 年と 2010 年に 2 回の追跡調査を実施した。調査方法は，利用者が展示室に入ってから出るまでの観覧路線を追跡すると同時に，性別や年齢，観覧項目，観覧項目ごとの滞在時間などを記録するものである（濱口　2010；2011）。

沖縄県立博物館は調査の結果に基づき，総合展示と部門展示の連絡口に構造上の問題があることが，展示利用者が意図通りに観覧していなかったことの原因と考えられている（濱口 2010：109）。また，来館者の平均滞在時間が 52.7 分であった調査結果に対して，「総合展示に関しては動線に従って観覧したほうが学習効果は高いものと考えられるが，入場者にしてみれば，動線を把握したところで時間的に回りきれないという問題がある。そこで，当館の総合展示については，動線を明示することとともに展示項目の選び方を伝える必要があるだろう。仮に 1 展示項目 2.5 分で 50 分間観覧するとすれば，1 回の滞在で観覧できる展示は最大 20 項目ということになる。どの展示をどのような順番で 20 項目観覧するのがよいか，入場者に対しモデルプランを示すことは意味があると思われる」と述べている（濱口　2010：110）。要する

[8] 5 度の新館建設とは，1945 年開館した沖縄陳列館，1946 年に開館した首里市立郷土博物館，1953 年に開館した琉球政府立博物館（那覇市首里当蔵町），1966 年に開館した琉球政府立博物館（那覇市首里大中町に所在し；後に「沖縄県立博物館」と改称），2007 年に開館した沖縄県立博物館・美術館である（園原 2008）。

に，来館者が複雑な展示動線を把握することに時間がかかる現実から，博物館での滞在時間をできるだけ展示観覧に割り当てるためには，動線を明示することとともに，展示項目の選び方やモデルプランを提供する必要があるという考えを示している。

群馬県立歴史博物館は 1979 年開館した歴史博物館で，2011 年に重要文化財の水滴染み事故が発生し公開承認施設としての承認が取り消された。再承認されるため，館の管理運営の見直しと展示改修が実施され，2016 年にリニューアル・オープンした（黒田ほか　2014）。改修後の常設展示に関する来館者の意見を把握するために，2016 年にアンケート調査を実施し，来館者の所属，来館のきっかけ，滞在時間，観覧感想などについて調べた（小池　2017）。調査結果によれば，「見る順がわかりにくい」と「内容が難しい」という質問に対しては，約 25％の人が「はい」と回答したことがわかった（小池　2017：87）。

以上の調査結果をまとめると，展示動線のわかりにくさが一般的な問題となっており，特に元の強制的な動線を選択できるように改修された博物館ではこの問題が顕著であると言えよう。北海道博物館は単一動線から誘導の流れを持つ選択できる動線に変更したが，来館者調査では順路がわかりくにいとの回答が寄せられた。その問題について，北海道博物館は改修の意図が来館者に理解されていなかったことが原因とし，推奨する観覧順をサインで示すような対策が必要と考えられている。沖縄県博物館は，選択できる動線を取ることができる空間配置にしたが，時代順で展示資料を並べる総合展示において観覧動線と無関係に展示項目を回ったり見落としたりする来館者がいたことが調査で明らかになった。それに対して，沖縄県博物館は展示項目の選び方を明示する必要があるとし，モデルプランを示すことが有益と考えられている。

3.2　選択できる展示動線が展示体験に支障をもたらした原因

以上で述べたように，展示利用者の主体性を促す展示手法として導入された選択できる展示動線が，実際展示体験に支障をもたらす結果となった。改修当時に求められた効果と逆の結果が出た理由について，１つは選択できる展示動線がストーリー性の強い都度府県立博物館の常設展示には合わない可能性が高いと考えられる。もう１つの要因は，博物館が展示利用者の観覧習慣や展示利用者のニーズへの理解が不十分であることを示唆している。これらの背後には，展示利用者の主体性がまだ十分に重要視され研究されていないという側面があると言える。

前者について，デビッド・ディーンは展示設計の基本原理を説明する際，利用者を誘導する方法を示唆的誘導方法，非規則的誘導方法，規則的誘導方法の３つに分類することができると述べており，非規則的誘導方法に関しては，来館者が自由に展示資料を観覧できるがストーリーラインに沿った展示にはうまく機能しないため，展示資料を積み重ねて説明するような展示構成に頼ることは避けるべきだと主張している（ディーン　2004：69-71）。一方，本稿の 1.2 で述べたように，1990 年代までの都道府県立歴史博物館は通史展示が最も主流的な展示手法で，

その特徴が地域の歴史をストーリー化し，展示シナリオを作成し，選定した資料を展示シナリオに当てはめることである（村上　1992：63-68）。本稿の調査を通して，テーマ展示や分類展示を新設する博物館が増えてきたが，通史展示に特色が足りないことや展示資料の更新が難しいことが理由として挙げられている[9]。つまり，展示シナリオに資料を当てはめるアプローチは変わっていない。展示動線は展示目的や展示シナリオ，予想される来館者数などに応じて計画する必要があり，非規則的誘導方法である選択できる展示動線は，ストーリー性の強い都道府県立博物館の常設展示にはうまく適さない可能性が高い。

後者について，展示動線のみならず，改修当時の予想と異なる結果が出た改修項目はほかにも存在する。例えば，北海道博物館は小学 4 年生でも理解できるような解説文を作成したが，一部の利用者からはわかりくにいという感想が寄せられた（栗原・田村　2017：125，栗原・池田・堀　2018：216）。埼玉県立歴史と民俗の博物館では，収蔵資料を最大限活用し新鮮感を提供するために展示資料を更新した結果，以前の資料を見たかったとの声があった（井上　2019：54）。全ての来館者を満足させる展示は存在しないとよく言われているが，博物館の入り口でも言える常設展示は，何度も観覧するリピーターから，余暇で博物館に訪れる家族連れまで，幅広い利用者に対応する必要がある。特に，博物館経験の薄い利用者に不快感や不安感を与えないことは，リピーターの育成や利用者層の拡大に重要である。今後は，選択できる展示動線を使用した展示の改善策を研究する必要があると考えられる。

4．今後の課題

本稿では，都道府県立歴史博物館がその展示におけるコミュニケーションの構造，あるいは展示利用者との関係をどのように認識してきたか，そのためにどのような展示手法を導入してきたかを考察した。その結果，1990 年代以降，地域の歴史・文化を理解させるための手段として展示を認識する傾向が続いているが，利用者と交流する場や利用者が主体的に活動する場として再構築しようとする博物館が見られた。また，フレキシブルな展示が改修方針とされること，民衆史・生活史に関した展示内容の増加，選択できる展示内容と展示動線の増加などの変化から，従来の展示コミュニケーションにおける情報伝達の効率が向上すると同時に，利用者が主体的で多様的な意識を持つ存在という認識が深まってきたと考えられる。

しかし，歴史展示を利用者が主体的に活動する場として再構築する方法としては，主に常設

[9] 本稿の調査を通じて，2000 年以降，開館当初通史展示を導入した博物館では，従来の通史展示を継承しつつも，テーマ展示や分類展示を新設する傾向が確認された。高知県立民俗資料館，北海道博物館の第 1 回と第 2 回の改修，三重県総合博物館，石川県立歴史博物館，群馬県立歴史博物館がこれに該当する。その主な理由として，通史展示には特色やインパクトが足りないこと，展示資料の更新が困難であることが挙げられている。

展示室外で行われていることが確認できた。そのため，常設展示自体の歴史叙述やコミュニケーション構造に影響を与えているとは言い難い。また，実物資料を中心とする展示や多層な展示情報を提供する展示のような，利用者の主体性を促すことに有効と考えられている展示については，その具体的な効果に関する研究が不足していることがわかった。さらに，選択できる展示動線を使用した展示において，難しい動線が利用者の展示体験に支障をきたしたことが明らかになった。それは，利用者の主体性がまだ十分に重要視され研究されていないことを示唆していると考えられる。今後，実物資料を中心とする展示と，選択できる展示内容と展示動線を使用する展示に対して，その効果と改善策に焦点を当てた研究が必要であると考えられる。

（ぎ　ぶんくん・博物館学研究室）

参考文献

秋田県立博物館　2017『秋田県立博物館年報平成 29 年度』

阿部裕紀子・船木信一・渡部均　2005「リニューアルに伴う展示構成　Ⅰ．自然展示室」秋田県立博物館『秋田県立博物館研究報告』(30)，pp.5-18

石川県立歴史博物館　2017「歴史博物館リニューアル基本構想」石川県立歴史博物館『石川県立歴史博物館年報　第 17 号　平成 25・26 年度版』pp.43-60

井上かおり　2019「近現代展示室の現状と課題 ── リニューアル 10 年後の検討にかえて ──」埼玉県立歴史と民俗の博物館『埼玉県立歴史と民俗の博物館紀要第 13 号』pp.46-56

伊藤寿朗　1986「第 6 章　地域博物館論 ── 現代博物館の課題と展望」長浜功編『現代社会教育の課題と展望』明石書店

伊藤寿朗　1990「地域博物館の思考」校倉書房『歴史評論』(483)，pp.2-19

瓜生由起　2003「福井県立博物館のリニューアル～福井県立博物館から福井県立歴史博物館～」日本博物館協会『博物館研究』38(7)，pp.8-9

沖縄県立博物館・美術館　2008『沖縄県立博物館・美術館年報　No.1』

沖縄県立博物館・美術館　2018『沖縄県立博物館・美術館年報 No.11』

小栗栖健治　1996「兵庫県立歴史博物館におけるリニューアルの理念と実践」日本博物館協会『博物館研究』31(7)，pp.4-10

神戸佳文　2009「兵庫県立歴史博物館のリニューアルについて」神戸史学会『歴史と神戸』48(2)，pp.13-22

笠松雅弘　2000「新しい地域博物館をめざして～歴史博物館へのリニューアル構想～」福井県立博物館『ふくいミュージアム』no.38，pp.2-4

倉田公裕・矢島國雄　1997『新編博物館学』東京堂出版

黒田日出男・岡部清・小池浩平・簗瀬太輔・中山剛志　2014「群馬県立歴史博物館改修工事に関する取り組み ── 使命書の策定と展示の基本方針 ──」群馬県立歴史博物館『群馬県立歴史博物館紀要』pp.1-73

栗原憲一・池田貴夫・堀繁久　2018「来館者調査からみる北海道博物館の総合展示室およびはっけん広場の現状と課題」北海道博物館編『北海道博物館研究紀要』vol.3，pp.201-218

栗原憲一・田村雅史　2017「博物館活動報告　2016 年度博物館実習において実施した来場者調査について」北海道博物館編『北海道博物館研究紀要』vol.2，pp.121–132

高知県立歴史民俗資料館　2010「改修工事」高知県立歴史民俗資料館『高知県立歴史民俗資料館年報　平成 21 年度』pp.85–96

小池浩平　2017「群馬県立歴史博物館改修工事に関する取り組み 3 ── 展示リニューアルとその課題 ──」群馬県立歴史博物館『群馬県立歴史博物館紀要　第 38 号』pp.59–90

小島道裕　2003「報告Ⅳ　歴史展示をつくるとは ── 歴博総合展示を手がかりに」国立歴史民俗博物館編；久留島浩ほか著『歴史展示とは何か：歴史系博物館の現在・未来』アム・プロモーション

小島道裕　2008「歴史展示における模型の意味と活用」国立歴史民俗博物館『国立歴史民俗博物館研究報告』vol.140，pp.201–211

佐々木朝登　1976「展示・その計画を中心として（秋田県立博物館特集）」日本博物館協会『博物館研究』11(5)，pp.6–42

佐々田亨三　2005「リニューアル・オープンに際して」秋田県立博物館『秋田県立博物館研究報告』(30)，pp.1–4

庄内昭男・高橋正・糸田和樹　2005「リニューアルに伴う展示構成　Ⅱ．人文展示室」秋田県立博物館『秋田県立博物館研究報告』(30)，pp.19–36

園原謙　2008「博物館づくり ── 沖縄県立博物館新館常設展示の場合 ──」縄県立博物館・美術館『沖縄県立博物館・美術館紀要　第 1 号別刷』pp.59–79

高橋裕　2004「日本史学における歴史表象学の課題」日本展示学会『展示学』(37)，pp.2–13

デビッド・ディーン著　山地秀俊・山地有喜子訳　2004『美術館・博物館の展示：理論から実践まで』丸善

二階堂実・西口由子・井上かおり　2008「常設展示改修事業および「ゆめ・体験ひろば」設置事業の記録」埼玉県立歴史と民俗の博物館『埼玉県立歴史と民俗の博物館紀要第 2 号』pp.1–36

日本博物館協会　1988『全国博物館総覧』ぎょうせい

橋本裕之　1998「物質文化の劇場：博物館におけるインターラクティヴ・ミスコミュニケーション」日本文化人類学会『民族學研究』62(4)，pp.537–562

兵庫県立歴史博物館　1992『兵庫県立歴史博物館紀要　塵界　第 5 号』兵庫県立歴史博物館

兵庫県立歴史博物館　2010『兵庫県立歴史博物館館報　平成 19 年度・平成 20 年度』兵庫県立歴史博物館

天野秀昭　2011「三重の新県立博物館整備について ── ともに考え，活動し，成長する博物館をめざして」日本博物館協会『博物館研究』46(3)，pp.24–27

船木信一・鈴木秀一　2005「リニューアルに伴う展示構成　Ⅳ．わくわくたんけん室」秋田県立博物館『秋田県立博物館研究報告』(30)，pp.47–56

濱口寿夫　2010「博物館常設展示における入場者の観覧行動」沖縄県立博物館・美術館博物館編『沖縄県立博物館・美術館博物館紀要』vol.3，pp.101–110

濱口寿夫　2011「博物館常設展示における展示項目は入場者に見られているか？」沖縄県立博物館・美術館博物館編『沖縄県立博物館・美術館博物館紀要』vol.4，pp.101–114

北海道　2010『北海道博物館基本計画』
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/bns/a0001/b0007　最終閲覧：2023 年 8 月 15 日

北海道開拓記念館　1994『北海道開拓記念館常設展示改訂事業報告』

北海道博物館　2018『北海道博物館要覧』
http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/study/publication　最終閲覧：2023 年 8 月 15 日
堀繁久　2014「北海道博物館，2015 年春オープン！」日本博物館協会『博物館研究』49(9)，pp.25-28
増田亜樹・碓田智子・谷直樹　2011「公立歴史博物館の常設展示の類型とその変遷に関する研究」日本建築学会『日本建築日本建築学会計画系論文集』vol.76（667），pp.1745-1751
三重県　2008『新県立博物館基本計画』
https://www.bunka.pref.mie.lg.jp/MieMu/shinhaku　最終閲覧：2023 年 8 月 15 日
三重県総合博物館　2016『三重県総合博物館年報通巻 1 号』
村上義彦　1992『博物館の歴史展示の実際』雄山閣出版
湯浅隆　2018「歴史学の動向と歴史博物館の展示」東京女子大学『教職・学芸員課程研究』編集委員会『教職・学芸員課程研究』vol.1，pp.71-83
吉田憲司　2011『博物館概論』放送大学教育振興会

10.14943/rjgshhs.23.l 187

エドゥアルド・ヴェルキン『サハリン島』におけるサハリン表象

大　谷　梨　乃

要　旨

本稿はロシア文学におけるサハリン表象に対して，通時的かつ共時的な視点でアプローチするものである。19 世紀末にサハリンに赴いたアントン・チェーホフは，『サハリン島』（Остров Сахалин, 1895）というルポルタージュにて，サハリンにおける監獄や流刑，住民の生活の実態を記述した。チェーホフの著作の影響は大きく，後にサハリンを訪れた作家などの旅行者たちにも，チェーホフの描いたサハリンが想起されたという。このような背景もあって，チェーホフの『サハリン島』によるサハリンのイメージについての研究は数多くなされてきた。同時に，チェーホフ『サハリン島』以降のサハリン関連作品は，何らかのかたちでチェーホフの『サハリン島』と関連づけられたり，それとの比較によって読解されたりしてきた。しかしながら，その影響力のあまり，チェーホフのあとに形成されたり変化したりしたサハリンの描写やイメージ，必ずしもチェーホフやその著作に関連づけられない点については，これまでほとんど注視されてこなかった。

チェーホフの『サハリン島』が発表された約 130 年後，奇しくもロシアで同名の小説が発表された。エドゥアルド・ヴェルキン『サハリン島』（Остров Сахалин, 2018）である。この作品にもチェーホフの『サハリン島』の影響が見られるが，ヴェルキンの『サハリン島』はジャンルとしては小説であり，さらに近未来のサハリンを描いた作品であるため，その内容については作者の想像による部分も大きい。ヴェルキンの『サハリン島』では，チェーホフ以降の時代状況もふまえられているのはもとより，チェーホフの『サハリン島』以降の作品で形成されてきたサハリン表象や，現代ロシア文学の潮流からの影響も見られる。そのため，この作品を読み解くにあたっては，通時的かつ共時的なアプローチが必要となってくる。

本稿では，サハリンを舞台にした作品に特徴的な監獄・流刑，開発・産業，自然，多様な民族状況などの描写やイメージが，ヴェルキンの『サハリン島』においてどのように利用されているのか，それによって近未来のサハリンが

どのように創造されたり表現されたりしているのかを探っている。また，そのようなサハリン表象がどのように形成され継承されていくのかについて，バフチンの時空間の概念も応用しながら検討している。加えて，従来のサハリン表象のみでは読解しにくい部分をも考察するため，ヴェルキンの『サハリン島』が現代ロシア文学のどのような潮流を受けているかにも目を向けて論じている。このように作品を通時的かつ共時的な視点で読み解くことで，サハリン表象の豊かさとさらなる可能性が明らかになるだろう。

はじめに

アントン・チェーホフがサハリン島へ向けて出発したのは，1890 年 4 月のことであった。彼は 7 月にサハリンに到着して約 3 か月間滞在し，さまざまな囚人や住民を調査した。それらをまとめた『サハリン島』が発表されたのは 5 年後の 1895 年である。チェーホフとおよそ同時期にサハリンに渡り作品を残した作家としてヴラス・ドロシェーヴィチやウラジーミル・コロレンコなどもいたが，天野尚樹によれば，サハリンの存在をロシア社会に知らしめ，イメージを抱かせる機能を果たした言説のうち，もっとも影響力の大きかったのはチェーホフの『サハリン島』であり，チェーホフが渡航した頃の帝政期サハリンの実態は，「流刑囚の植民地」というイメージとすでに乖離していたにもかかわらず，そのイメージに変化をもたらすには至らなかった[1]。さらにチェーホフの『サハリン島』の影響は，その後のロシアの作家や作品だけでなく，村上春樹など現代日本の作家やその作品にも及んだ[2]。このような影響力もあってか，チェーホフの『サハリン島』によるサハリンのイメージについての研究は数多くなされてきた。また，『サハリン島』以後に発表されたサハリン関連作品は，必ずと言ってよいほど『サハリン島』との関係性や比較によって読解されてきた。たしかにチェーホフの影響にも十分留意するべきだが，それによって監獄・流刑やそのネガティブなイメージ以外は遮蔽されてきた側面もあるのではないか。

チェーホフの『サハリン島』が発表された約 130 年後，奇しくもロシアで同名の小説が発表された。エドゥアルド・ヴェルキン『サハリン島』（Остров Сахалин, 2018）[3] である。この作品にもチェーホフ『サハリン島』の影響が見られるが，ヴェルキンの『サハリン島』はジャンルとしては小説であり，さらに近未来のサハリンを描いた作品であるため，その内容については

1　天野尚樹「サハリン流刑植民地のイメージと実態―偏見と適応―」『境界研究』 1 巻，2010，p.116.

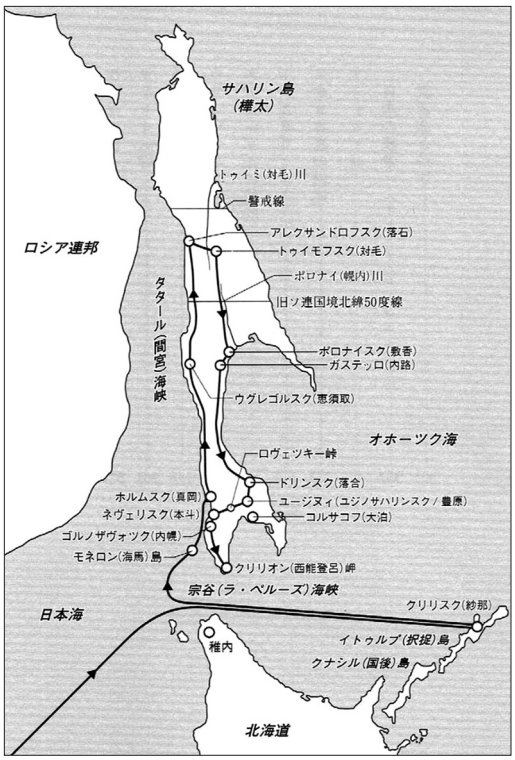
2　村上春樹は『1Q84』（2009）でチェーホフの『サハリン島』を引用したり，その内容を応用したりしている。

3　出典は以下のとおり。*Веркин Э.Н.* Остров Сахалин. М., 2018.
日本語訳は以下による：エドゥアルド・ヴェルキン（北川和美・毛利公美訳）『サハリン島』河出書房新社，2020.

作者の想像による部分も大きい。ヴェルキンの『サハリン島』では，チェーホフが来島した当時のサハリンだけでなく，その後の時代状況や出来事もふまえられている。そのため，この作品を読み解くには，現在に至るまでのサハリンの状況やサハリン関連作品に見られるサハリンの表象と，この作品におけるサハリンの表象との関係性を論じる必要がある。そうすることで，ヴェルキンの『サハリン島』を読解することはもちろん，サハリンがどのように描写されてきたか，サハリンのイメージがどのように形成されてきたか，それらの描写やイメージがどのように利用されてきたかをも提示することができるだろう。

『サハリン島』の世界観と創作の背景

ヴェルキンの『サハリン島』について，まずはこの作品の世界観，すなわち近未来の世界や近未来のサハリンを概観しておく必要がある。北朝鮮が米軍基地を核攻撃したことから第三次世界大戦が始まり，核大国や核保有国が核弾頭を討ち合った末にロシアのヨーロッパ部，西シベリア，中国，北米が全滅した。朝鮮半島に最後のミサイルが落ちた瞬間に大陸で MOB（移動性恐水病）という感染症が発生したとされる。第三次世界大戦後に復活した大日本帝国は感染症対策として鎖国体制を敷くこととなった。帝国大学の応用未来学の研究者であるシレーニは調査のためにサハリン島へ赴く。ロシア政府が核戦争によって消滅したのち，サハリン島は大日本帝国の保護下に置かれていた。択捉島からモネロン島を経てサハリンの西海岸を北上し，東側を南下してクリリオン岬に至るまで[4]，シレーニとその案内役アルチョームらはさまざまな体験をする。島内ではウグレゴルスク，アレクサンドロフスク，ユージヌィ（ユジノサハリンスク）に刑務所があり，日本人の徒刑囚を収容していた。また，大陸から感染症を逃れてきた人々もおり，サハリンは居場所のない人たちを寄せ集めた島となっていた。また島では自然破壊が進んでいるが，エネルギー産業を発展させる試みもある。島には日本人のほか，中国人や



[4] シレーニらの行程は地図参照。画像引用元はヴェルキン『サハリン島』p.4.

コリアン，アイヌ，ロシア人などがおり，日本人の徒刑囚，刑期を終えた日本人やその他の民族からなる条件付き自由民，職務のために来島した自由民という階層に分かれている。シレーニは特権的な立場を利用しながら調査を進めるが，アレクサンドロフスク滞在時に大地震が起こり，刑務所から脱走した囚人との銃撃戦を強いられる。さらに地震がきっかけとなってサハリン島にも感染症が流れ込む。島から逃げようとする人々の渋滞にも感染症が広がり，シレーニらはゾンビのようになった感染者の群集と闘うことになる。なんとか群集を撒きクリリオン岬で救助船をつかまえたが，特権のある人物しか乗船できないため，シレーニは同伴者と離れないように別の船に乗ることを決める。そこでサハリンを浄化するために核ミサイルが発射され，シレーニはその放射線を浴びたのだった。

作者であるエドゥアルド・ヴェルキンは 1975 年にロシア連邦コミ共和国ヴォルクタで生まれた。ヴォルクタは 1980 年代まで収容所が実質機能していた町であり，「著者が極北の炭鉱や収容所の町出身であることは，本作の執筆に少なからず影響を及ぼしていることだろう」[5] と訳者の北川和美が解説している。また，タイトルからもわかるとおり，ヴェルキンはチェーホフの『サハリン島』を意識しており，この小説がチェーホフの著作から発展したものだとしている。とりわけ「語り手」という点から見ると，２つの『サハリン島』の構造や文体が一致していることがわかる。チェーホフ『サハリン島』の語り手が「私」すなわちチェーホフであるように，ヴェルキン『サハリン島』の語り手も「私」すなわちシレーニである。ネフスキーの書評によれば『サハリン島』は，「アントン・チェーホフの同名の旅行記をもとにした，一種の文芸ゲーム」であり，とりわけ小説の前半において「エドゥアルド・ヴェルキンはチェーホフのように慎重に文章を整えている。（中略）エドゥアルド・ヴェルキンは，文章をチェーホフのように注意深く様式化している」[6]。しかしながら，チェーホフ同様に外から来た観察者であったはずのシレーニは，次第にサハリンの奇妙な出来事に巻き込まれていき，「中盤でチェーホフの様式美は途切れる」[7]。このように，「私」という来訪者の一人称語りのかたちで，語り手を作為的に一致させておくことによって，未来のサハリンがさらにグロテスクなものとして印象づけられるのである。また，ヴェルキンの作品にはシレーニ以外の語り手も存在するうえに，作者によれば「信頼できない語り手」という文学手法が用いられており[8]，語り手ごとに部分的に異なる解釈や視点が並べられている。

ヴェルキンは好きな作家のひとりにチェーホフの名前をあげており[9]，「チェーホフはロシア

5　ヴェルキン『サハリン島』pp.391–392（「訳者あとがき」より）.

6　*Невский Б.* Эдуард Веркин. «Остров Сахалин». Постапокалиптическое путешествие со слабым привкусом надежды.
［https://www.mirf.ru/book/eduard-verkin-ostrov-sahalin/］（2023/8/29 閲覧）.

7　*Невский.* Эдуард Веркин. «Остров Сахалин»（前注 6 参照）.

8　ヴェルキン『サハリン島』p.399（「訳者あとがき」より）.

の作家にとって底なしの宝の山である」[10]と称賛している。作者本人の読書歴からもサハリンのイメージという点からも，チェーホフの影響は少なからず存在し，むしろヴェルキンはそれを利用している側面も強い。とりわけ小説世界への語り手の吸収やフィクションらしさについては，チェーホフの『サハリン島』が土台にあることでより際立つ本作品の特徴であるともいえるだろう。ただし，小説『サハリン島』では，チェーホフよりあとに形成されたり発展したりしたサハリンのイメージも加味されているうえに，そもそもフィクションの世界であることが前提となっているため，すべてがチェーホフとの比較のみで読解できるわけではない。『サハリン島』にはサハリンに特徴的な描写やサハリンのイメージの影響が見られるが，一方で近未来という設定ゆえの独自性も見られる。以下ではこれまでのサハリン表象とも比較しつつ，サハリンに特徴的な描写やイメージが『サハリン島』においてどのように利用されているかについて論じる。

サハリンを舞台にした文学作品

ヴェルキンの『サハリン島』におけるサハリン表象を論じるために，これまでのサハリン関連作品とサハリンの描写やイメージ形成についても概説する必要がある。サハリンがロシア文学作品の舞台になり始めたのはおおよそ 19 世紀以降で，当初は渡航者の旅行記や自伝的な記録文学作品がほとんどであった。チェーホフの『サハリン島』（1895）もその流れに位置づけられる作品である。チェーホフは流刑地の調査という名目でサハリンに赴き，監獄や流刑，囚人やサハリンの住民についての詳細な記録を残した。チェーホフ自身が流刑地の調査という目的で渡航したことからも，すでにサハリンは監獄・流刑の島として認識されていたと考えられるが，『サハリン島』の詳細な記録はその認識を強め，サハリンに監獄・流刑の島であるというイメージを植えつけた。ただし『サハリン島』では，監獄・流刑だけでなく，サハリンの厳しい自然や多様な民族状況についても記述されており，全体としてサハリンは絶望に溢れた地獄のような場所として想起される。チェーホフの『サハリン島』のような作品は以降も発表され，サハリンに関連する 1910–1920 年代の文学作品の大半は自伝的性格や文書にもとづく証拠をもつもので，これらの作品では気候や天然資源，多様な民族状況が記述されていた。また，チェーホフやドロシェーヴィチのサハリン旅行について総括したり，新時代のサハリンを展望したりする著作もあった[11]。さらに 1920 年代終わりには新たな潮流すなわち 1930 年代以降に特徴的

---

9 ヴェルキン『サハリン島』p.399（「訳者あとがき」より）.

10 *Буракова Е.* Эдуард Веркин «Чехов — бездонный кладезь для любого русского писателя». Интервью с автором романа «Остров Сахалин». ［https://eksmo.ru/interview/eduard-verkin-chekhov-bezdonnyy-kladez-dlya-lyubogo-russkogo-pisatelya-ID15406182/］（2023/8/29 閲覧）.

な傾向も見られた。それは，社会主義建設のフロンティアとしての極東を想起させるような楽観的なものであり，文学によって人々（読者）を極東へ志向させるようなプロパガンダ的なものであったという[12]。

1930 年代はサハリンにおける社会主義の建設がすすめられた時期であり，それに伴って開発や産業の様子が文学作品にも描かれるようになった。加えて，他者とりわけ日本との対立が，登場人物たちの性格や行動に現れるのも 1930 年代以降のサハリン関連作品の特徴である。第二次世界大戦直後の時期に書かれた小説はそれほど多くはないが，石油パイプラインの建設現場を描いたワシーリー・アジャエフ『モスクワを遠くはなれて』（1948），漁業コンビナートの再建を描いたアレクサンドル・チャコフスキー『こちらはもう朝です』（1949）という二つの長編小説が代表的で，どちらもほぼ同時代のサハリンを舞台としている。これらは典型的な生産小説であり，開発や産業の様子が描かれているために，サハリンに開発や産業のイメージをさらに植えつけたと考えられる。加えて，サハリンの自然が開発に利用できるというイメージも強まってくる。一方でこの時期の作品では，監獄や流刑のイメージが想起されることは少ないと越野剛は指摘する[13]。いずれにしろこの時期の作品には最も社会主義リアリズム[14] の傾向が反映されており，極東での労働が描かれ，開発と天然資源の利用の様子が前面に押し出されていたといえるだろう。

1960 年代以降，サハリンを舞台にした小説は以前と比べて格段に多くなっている。それもあって，この時期はサハリンの描写やイメージが最も発展し豊かになった時期ともいえる。越野は，作家たちが次第にサハリンに「定住」する人々になったことを指摘し，彼ら定住者はその土地の過去を語ることを好むとした[15]。そのような経緯もあってか，過去の戦争を題材にした小説が発表され，太平洋戦争期の日ソ戦を描いた作品もいくつか見られるようになった。また，これまでの文学作品が来訪者，主に中心からの視点で描かれていたのに対し，サハリンにルーツをもち，いわばマイノリティに位置づけられる作家たちが自分たちの側からサハリンを語り始めた。ニヴフの出自をもつウラジーミル・サンギと，朝鮮系ロシア語作家のアナトーリイ・キムがその代表格である。とりわけキムの作品において多様な民族状況と幻想性の結びつ

---

[11] Литература Сахалина и Курильских островов. Южно-Сахалинск Издательство СахГУ. 2014. С.72

[12] Литература Сахалина и Курильских островов. С.73.

[13] 越野剛「二〇世紀ロシア文学におけるサハリン島」（原暉之編著『日露戦争とサハリン島』所収）北海道大学出版会，2011，p.146.

[14] スターリン体制が確立するなか，1934 年のソ連作家同盟第 1 回大会で決定された芸術の規範，公式の美的規範のことで，社会主義の理想を描くことが求められた。適合しない作品は激しい批判にさらされるようになり，のちに多くの作家らが粛清された（中村唯史，坂庭淳史，小椋彩編著『ロシア文学からの旅 交錯する人と言葉』，ミネルヴァ書房，2022，p.69，101 参照）。

[15] 越野「二〇世紀ロシア文学におけるサハリン島」p.148.

きが想定されることや，ルポルタージュやリアリズム的な小説に加えて，幻想性ひいてはフィクション性が強まった作品も現れてきたことが指摘できる。その後，おおむね 1990 年代から現在にいたるまで，サハリン在住の作家がサハリンの出版社から作品を発表する傾向が強まっている。作家組織や出版基盤が整備されたことで，サハリンにおいてモスクワなどの都市すなわち中心と同じような創作活動が可能になったともいえる。そのため，これまでと同様に，ルポルタージュ的な作品や自伝的な作品，サハリンの歴史的な出来事を題材にした作品に加え，これまでの作品とは異なり，何らかのテーマや思想が先にあって物語が展開され，それがサハリンと結びつけられているような作品や，サハリン以外の場所が舞台になっている作品も見られるようになった。

以上のように概観すると，サハリンを舞台にした文学作品の多くに，監獄・流刑，開発・産業，自然，多様な民族状況が描かれていることがわかる。これらはいわば実際の出来事や状態であると同時に文学作品におけるサハリンの代表的な描写であり，さらにはサハリンについてのイメージをも構成している。もちろんそれぞれの描写は相互に関連しながら変化するものでもある。以下ではこれらの描写やイメージが，ヴェルキンの『サハリン島』でどのように利用もしくは応用されているのかを論じる。

監獄・流刑（徒刑）

これまでのサハリン関連作品同様，ヴェルキンの『サハリン島』にも監獄・流刑（徒刑）の様子が描かれており，監獄・流刑の島というイメージが再利用されていることがわかる。この作品において，サハリン島には 3 つの刑務所がある。ウグレゴルスクにある刑務所〈ウゴリョーク〉は，最古の矯正施設であり，劣化している。もとの収容所を利用してつくられており，維持費をかけずに高い収容力を誇る。鞭打ちを 3 倍にしたところ脱獄が途絶えた。石炭で寒さをしのいでおり，他の 2 つの刑務所より遅れている。人間を侮辱する罪を犯した者が収容されている。囚人たちの感情をコントロールし健康にするため，見世物とされているニグロの入った檻が吊り下げられている。出所者の再犯率は他の 3 分の 1 とされる。

一方で，アレクサンドロフスクの刑務所〈三兄弟〉は，学校教育でも取り上げられるほど有名な，唯一の特別厳戒体制刑務所で，囚人に枷をはめている。無期懲役者たち，すなわち衝撃的な罪を犯して人権や人智が及ばなくなった囚人がいる。星形配置の 3 つの小棟と補助施設からなり，建物や塀は軽々しいピンク色である。日中は敷地内が解放されており，最も美しい場所から海を望むことができるため，地元住民が自由に散歩している。監房内の厳しい環境と窓から見える素晴らしい景色のコントラストが強調されている。第一棟の重罪人棟には，人食いや大量殺人犯が収容されている。職員によると，彼らにとっては死刑ですら褒美になってしまうので，まさに地獄に向かっていることを認識させている。彼らは「人間であることをやめて

しまった」[16] 者たちである。第二棟には政治犯か過失犯が収容されており，いずれ第三棟に移動することが見込まれている。ある程度の自由が確保されており，囚人たちは窓の外を見たり，読書や彫刻をしたりして過ごす。詩人であり活動家のシンカイシロウもおり，刑務所側に協力するなど矯正の道を歩んでいるという。第三棟は三階建てで，普通の刑務所と同じつくりである。そこにいる囚人は半ば自由の身であり集落に出て活動することができるが，憂鬱さから病気になって第二棟に戻ろうとする囚人もいる。後に起こる地震の際には，この刑務所から囚人が脱走して主人公らと対峙する。

〈ウゴリョーク〉と〈三兄弟〉からは，かつての監獄もしくは現在の刑務所とそれほど変わらない印象を受けるだろう。しかしながら，ユージヌィ（ユジノサハリンスク）にある〈軽やかな空気〉は，「新しい」特徴をもつ「未来の」刑務所である。身体刑や作業を課す他 2 つの刑務所とは異なって，〈軽やかな空気〉には拷問器具等はまったくない。シレーニによれば，ここは刑務所らしくなく，「両目を開けたままで見る，苦しい夢」[17] に似ている。このように表現されるのは，かつて収容されていた鬼才チカマツらによってつくられた無秩序で多角形的な配置をした，幾何学的な均衡を破る建物内となっているためである。

> どの高さから吊り下げられているのかわからない階段や吹き抜け，多角形の構造物，多角形で構成された監房，まったく予期せぬところから差す光，無数の鎖の組み合わせ ── これらすべてが目もくらむような印象を与えた。空間が壊れて拭き取られたように感じ，脳内に歪みが生じ，軽い吐き気がした[18]。

以上のような構造をもつ〈軽やかな空気〉では，不条理と無限が囚人の精神や意識を抑圧し，結果として再犯を防止できているものの，頻繁に入所者が自殺するといった欠点もある。所長いわくサハリンで最も手強い刑務所であり，看守たちは安全のために特殊な眼鏡をかけているが，うっかり内部空間を覗こうとしたシレーニは気絶してしまうほどであった。ここでは身体刑や作業というかたちで改心させるのではなく，建物の構造によって囚人の精神をじっくりと蝕み，犯罪意欲を失わせるという仕掛けが設定されている。

また，樺太県知事によれば，「徒刑とはあなたが自分の周りで見るものすべて」[19] であり，それがサハリンの主要産業であるという。刑務所だけが刑務所なのではなく，サハリンという島自体がある種の刑務所となっている。同じく樺太県知事はサハリンの特徴について，「帝国社

---

16 *Веркин Э.Н.* Остров Сахалин. С. 162，ヴェルキン『サハリン島』p.127.
17 *Веркин.* Остров Сахалин. С. 308，ヴェルキン『サハリン島』p.242.
18 *Веркин.* Остров Сахалин. С. 309，ヴェルキン『サハリン島』p.242.
19 *Веркин.* Остров Сахалин. С. 71，ヴェルキン『サハリン島』p.57.

会の望ましからぬ輩の受け皿になっているのです。殺人者，強盗，変態，精神異常者，その他の悪人など少数であっても社会を破壊しうる者たちの。その一方でサハリンは戦争後大陸から逃げてきた者全員を受け入れ，今も受け入れています」と説明し，「残りの世界に恩恵をもたらすが，地元住民にとっては地獄だと言える」[20] 場所であるとしている。すなわちサハリンは大日本帝国を維持するために，いわば社会にとって不都合な人々を寄せ集めた島である。裏を返せば，サハリンは行き場のない人々の居場所でもある。したがってこの小説においては，サハリンには罪を犯した人々が収容される 3 つの監獄があり，さらにはサハリンという島自体が帝国にとっての不都合や不均衡を閉じこめておくための監獄となっている。

開発・産業

サハリンでは 1930 年代前後から石油・石炭などの採掘がさかんに行われるようになり，現在に至ってもエネルギー関連事業の中心地のひとつとなっている。小説『サハリン島』にも，サハリンでの開発事業や産業が描かれており，特に未来のエネルギー産業という点については，注目して論じる必要があるだろう。未来のサハリンでは，まず石炭をエネルギー源にした発電が描かれている。石炭の最大供給地であるウグレゴルスクにあるウグレゴルスク・エネルギー・フィールドでは，石炭を燃料にサハリン島の電力需要の四割を供給している。また，ユージヌィでは，ウグレゴルスクからの石炭を原料として火力発電し，ユージヌィの行政府や駐留軍，アニワの軍事基地に常にエネルギーと熱を供給している。これは現在にいたるまでのサハリンの状況やイメージをふまえて考案された特徴であるといえ，さらには石炭が主要燃料であることから，舞台は未来ながら過去のエネルギー産業を想起させる部分でもある。

一方でこの作品で描かれているもうひとつのエネルギー産業として，死体での発電がある。ユージヌィにあるもうひとつの火力発電所では，ゲル重油に浸した乾燥死体を燃料に発電している。外観は一般的な発電所とそれほど変わらない。死体はコンベヤーで焼却炉に投入され，処理工程は事実上完全に自動化されている。担当技師によれば，以下の理由でこの事業は大成功である。

> 死体を燃料にすることは得策な上，自然に優しい。第一に，死体は出力が同じ場合石炭の一・五倍長く燃える。第二に，戦争後生えた木を燃やすと蓄積された放射性物質が出るが，死体なら出ない[21]。

---

[20] *Веркин.* Остров Сахалин. С. 71-72，ヴェルキン『サハリン島』p.58.

[21] *Веркин.* Остров Сахалин. С. 303，ヴェルキン『サハリン島』p.238.

この発電方法によって「処分に困っている死体を廃物利用できる」[22] のであり，今後島内だけで六十年間分の死体を確保できるために利益も出るということが語られる。これはすなわち，死体によって儲けることができるということでもある。例えばアルチョームとチェークは死体を集めて生活しており，「死体一体につき引換券が一枚もらえる。引換券一枚でジョッキ半分の大麦と交換できる。運が良ければ袋半分の大麦が手に入る」[23]。そのため，死体を集めて儲けようとする人々のあいだで諍いが起こることすらある。

また，死体利用は発電だけでない。『サハリン島』では，死体からせっけんをつくる目論見があることも書かれている。

> MOB ウイルスは生きた感染者につくが，感染者の心臓が止まった数分後にはウイルスも死ぬ。つまり，サハリンの死者はすべて石鹸作りにそれはそれは役に立つので，私たちは石鹸だらけになって，この先百年は石鹸の心配はなくなるし，この先千年は石鹸を使い続ける運命を背負わされる……[24]。

このように『サハリン島』では，サハリンにおける開発というイメージが利用され，とりわけエネルギー産業に重点が置かれているが，よりグロテスクなエネルギー産業が構想されている。そこでは肉体とりわけ遺体の商業的利用が，未来の人間に課される特徴であると想定されている。ディドロフによれば，とりわけ「全体主義的」なディストピアでは権力側の判断で死体が解剖されたり，臓器や神経などのパーツもすべて取引可能な商品となったりする[25]。『サハリン島』で描かれている，遺体を利用したグロテスクなエネルギー産業はディドロフの指摘に通じるものがあるだろう。

また，未来のサハリンでは監獄・流刑と開発や産業が強く結びついている。その最たる例がユージヌィであり，ここでは刑務所を中心に「独特の小さいがしっかりした活力ある経済圏ができている」[26] のである。

> ユージヌィは，刑務所と発電所の町だった ── 刑務所はそこで働く人々のみならず，関連業務を請け負うたくさんの人々に仕事を与えていた。例えば食品下請け制度 ── 年に二度，刑務所幹部が地元の食品関連業者を対象に刑務所に食品を納入するための入札を行っ

---

[22] *Веркин.* Остров Сахалин. С. 303，ヴェルキン『サハリン島』p.238.
[23] *Веркин.* Остров Сахалин. С. 101，ヴェルキン『サハリン島』p.80.
[24] *Веркин.* Остров Сахалин. С. 428，ヴェルキン『サハリン島』p.345.
[25] *Дыдров А.А.* Человек будущего в дистопии. Тело. // Челябинский гуманитарий. 2014. № 1 (26). С. 67.
[26] *Веркин.* Остров Сахалин. С. 302，ヴェルキン『サハリン島』p.237.

ていた。（中略）最も安い値段で提供する生産者が刑務所の納入業者になっていた[27]。

もちろん監獄・流刑と開発・産業は，労働を介して，サハリンを舞台にした文学作品で以前から結びついてきた。越野によれば，監獄・流刑制度が廃止され，チェーホフの『サハリン島』の記述内容が過去のものとなった 1930 年代においても，贖罪のための刑罰が行われる場所というイメージは残り，サハリンでの労働の選択といった自発的な懲罰の意味を帯びて再生産されるという[28]。しかしながらヴェルキンの『サハリン島』では，監獄・流刑制度と開発・産業との結びつきがより直接的なものとして描かれていると考えることができるだろう。とりわけユージヌィにおいては，精神的な負荷に特化した「新しい」刑務所，遺体を燃料として利用する「新しい」発電所があり，それを機能させるために町の産業が活発になっているともいえる。これが「独特の経済圏」であり，一方では人間を心身ともに蝕み，他方ではそれによって生かされている人間がいるというグロテスクな状況を生み出している。

自　然

実際にサハリンが自然に囲まれた島であるのはもとより，特に文学作品においてサハリンの自然が風景描写に生かされることで，サハリンは自然にあふれた島であるというイメージが人々に植えつけられることにもなった。サハリンの自然が描かれる際，特に強調されやすいのは中心すなわちモスクワなどでは見られない自然である。海は必ずと言っていいほど描かれ，他にも山，青々とした背の高い草，霧などがよく描かれる。さらに，そのような自然環境で生育する動植物も描かれ，都市にはない風景が想起される。このように，サハリンは自然にあふれた場所としてイメージされており，文学作品においてはしばしばその自然が風景描写に生かされてきた。小説『サハリン島』にも，これまでのサハリン関連作品に通じるような自然の豊かさが記述されている。

> 目の前にある山々は軽やかなエメラルドの霧に包まれて揺れていた。少し開けた窓から，降ったばかりの雪の匂いのする涼しい空気が飛び込んできた。道端には花が咲き乱れ，私たちの乗った車が飛ぶように通過する小川の岸辺は青々とした草で覆われていた[29]。

霧や草花はサハリンの風景描写としては頻出のものであり，引用部以外にもサハリンの景観の

---

[27] *Веркин.* Остров Сахалин. С. 301，ヴェルキン『サハリン島』p.236.
[28] 越野「二〇世紀ロシア文学におけるサハリン島」pp.137–138.
[29] *Веркин.* Остров Сахалин. С. 205，ヴェルキン『サハリン島』p.160.

良さが描かれている。一方で，豊かであるはずのサハリンの自然が破壊されていることも，この小説の特徴である。サハリンの土地は荒れており，沿岸地域と河川の汚染により水は工業利用しかできない。生態系の破壊や森林伐採も深刻であり，加えて山火事により木材利用もほとんどできない状態である。

サハリンを舞台にした作品において同様によく見られる海については，この作品でさらに興味深い位置づけがなされている。移動性恐水病ともいうように，MOB 感染者は水を恐れるという特徴がある。そのことが頭に浮かんだシレーニは，感染者の群れに遭遇したとき，海辺まで出て岸に沿って歩くことをアルチョームに提案する。晴天が続き雨によって感染者を撒くことができないため，堪え凌ぐには絶望的な状況であったところを，海の存在に気づいたシレーニは次のように語る。

> 〔……〕それでも美しく，いつまでも眺めていたくなる。なぜなら，海だから。海はすべてを変える，とりわけ晴天の日。そんな日には死までが突然違ったふうに見えるのだ[30]。

海までたどりついたシレーニは，「温かく気持ちの良い，柔らかな水」[31] の日本海に浸かりながら，自分はかなり幸福だと感じる。実際にシレーニの案は功を奏し，「とりわけ大きな波が岸に寄せてくると感染者たちは少し離れ，波が引くと私たちの方へ戻った」[32] というように，感染者が近くにいながらも襲撃されて感染することはなく，その日の夕方にはボートを見つけてサハリンから脱出する準備を整えた。このように，窮地に陥ったシレーニらにとって海は救済の場であったが，最終的にシレーニは海上で大火傷を負い，アルチョームらも海上で浄化ミサイルによって死亡するという破滅の場にもなってしまう。

海が果たす役割からもわかるように，『サハリン島』では，自然は恩恵をもたらすものでもあるが，脅威にもなりうるものであるという二面性が明示されている。例えば地震は，サハリン北部で火事を引き起こすことになるが，シレーニがユージヌィの町なかで耳にした話では，地震による火事の影響すら明るい噂となって流れていた。

> 北部では火事が猛威を振るい，いくつもの森林地区が全焼しているとの噂もあった。つまり火災で木炭が大量に生まれることでまもなく石炭の値段が下がって楽に冬を越せるということだ。北部での水の消費が減るため水も値下がりする[33]。

---

[30] *Веркин.* Остров Сахалин. С. 370，ヴェルキン『サハリン島』p.294.
[31] *Веркин.* Остров Сахалин. С. 385，ヴェルキン『サハリン島』p.307.
[32] *Веркин.* Остров Сахалин. С. 388，ヴェルキン『サハリン島』p.309.
[33] *Веркин.* Остров Сахалин. С. 292，ヴェルキン『サハリン島』p.230.

すなわち地震やその余波が「文化と経済の中心地であるユージヌィの生活に良い影響を与える」[34]といった明るい展望がささやかれているのである。裏を返せば，これは自然現象や自然破壊によって一部の人間が得をするということでもある。開発の描写においても言及したが，一方の人間は生活が楽になり，他方の人間は苦しむもしくは死に至るという皮肉な状況が描かれている。また，シレーニらもサハリン島での地震をきっかけに，アレクサンドロフスク刑務所から脱走したシンカイら囚人に殺害されそうになったり，大陸から流れてきて広がったMOBの感染者らに襲撃されそうになったりする。調査者として安全に旅することができるはずだったシレーニが，地震を境に危険な出来事に巻き込まれ，最終的にはミサイル攻撃にさらされてしまうことをふまえると，地震によってシレーニの特権的立場が揺るがされたともいえるだろう。サハリンは自然にあふれた島であるというイメージをそのまま利用するだけでなく，自然が破壊されたり人間にとって脅威となったりすることをも描くことで，人間も自然の一部であることが印象づけられている。

多様な民族状況

サハリンには多様な出自をもつ人々が住んでおり，その内訳はロシア人の他に，ウクライナ人，朝鮮人，ベラルーシ人，タタール人，ニヴフ，ウィルタ，ナナイ，エヴェンクその他であるとされる[35]。同時に，サハリンを舞台にしたさまざまな文学作品に彼らが描かれてきたことによって，サハリンには多様な民族状況が見られるというイメージや，サハリンは多様な出自をもつ人々が住んでいる島であるというイメージが形成されてきた。ヴェルキンの『サハリン島』に出てくる人々も例に漏れず多様であり，これはサハリンを舞台にした文学作品の特徴によくあてはまっている。また，人々の階層グループについては，徒刑囚，条件付き自由民，自由民となっており，チェーホフの『サハリン島』とも共通している。ヴェルキンの『サハリン島』には，多数の日本人，少数のロシア人，差別される中国人やコリアン，憶測によって恐れられているアイヌ，さらには〈バケツ族〉〈手押し車族〉〈銛族〉という集団も現れることから，サハリンが多様な出自の人々ひいては寄せ集めの島であるというイメージをヴェルキンは利用しており，さらに強化しているとも考えられる。

『サハリン島』に出てくる階層グループと主な民族や集団の関係性は以下のとおりである。第一グループの徒刑囚は全員が日本人であり，階層グループのなかでは最も少数で，刑務所もしくは集落で服役している。なかでも重罪を犯した徒刑囚は，罪の重さによって異なる重さの

---

[34] *Веркин.* Остров Сахалин. С. 292，ヴェルキン『サハリン島』p.230.

[35] 在ユジノサハリンスク日本国総領事館 HP 参照
［https://www.sakhalin.ru.emb-japan.go.jp/itpr_ja/sakhalin.html］（2023/08/29 閲覧）.

バケツを持ち運ばなければならないため，〈バケツ族〉と呼ばれている。第二グループの条件付き自由民は最も多いが，定職に就いているのはわずかである。刑期を終えた元徒刑囚が中心であり，島に来た中国人，その他コリアンやそれ以外の民族は少数である。徒刑囚であった〈バケツ族〉が，条件付き自由民となって結成し始めた〈バケツ族〉は，事実上全員日本人で精力的に不法な仕事をしている。その急先鋒には〈七三一部隊〉があり，樺太を帝国から切り離して全体主義共和国をつくり，非日本人を労働家畜の地位に引きずり下ろそうとしている。第三グループは自由民であり，その多数が日本人で，県の官僚や刑務所の管理職，技術者や軍人などである。彼らは雇用や派遣または半自発的な流刑としてやってきた人々で，天皇の権力を行使して島を監視している。ロシア人もこの階層に属し，戦後の無秩序状態を抑えるために結成された自称〈手押し車族〉，それにかわって現れた，武器を用いることができる警察のような組織で，治安維持や公共サービス的な役割を与えられた〈銛族〉などはロシア人の集団である。その他，刑務所内や街角で見世物とされているニグロや，日本人への復讐を企てていると噂されていたが脱走した囚人たちに惨殺されてしまうアイヌなどが登場する。

また小説には，これらの民族や集団と差別の問題が描かれている。基本的には，サハリン島や本土において多数の日本人が中国人やコリアンを差別しているという構造である。他にも，見世物にされるニグロなど，小説が展開される社会とりわけサハリン島では差別があたりまえのものとなっている。また，これらの差別に対して異を唱える者はおらず，むしろ被差別者を目の敵にしている登場人物もいる。一方で，必ずしも少数者が被差別者であるというわけではない。例えば，この小説においてアルチョームなどロシア人はかなりの少数者だが，日本人と同じように自由民である。主人公のシレーニも日本とロシア両方のルーツをもつ人物だが，差別されたり生きづらさを抱えたりしているわけでもなく，むしろ差別することのほうが多い。さらに，体制側のシレーニによって語られることで中国人やコリアンらが被差別者として表象されたり，「語ることができない」存在になったりしている側面もある。一方で，シレーニが必ずしも体制側であり続けるわけではない点も興味深い。シレーニたちは，アルビノの少年であるヨルシやコリアンの少年少女を庇いつつ，サハリンを脱出しようとする。身分上，自身は無条件で救助船に乗ることができたにもかかわらず，ヨルシやコリアンの子どもたちは乗船できないと知ったシレーニは別の船に移り，最終的に悲惨な目に遭うこととなる。とりわけ特権をもつ人がいる世界では，生死にかかわるような重大な出来事が起こったとき，被差別者ひいては他者は情け容赦なく切り捨てられる。最終的に切り捨てることをしなかった（切り捨てられなかった）シレーニは，極めて危険な状況に身を晒すことになるという皮肉な状況が描かれている。

日　本

日本（人）もサハリンの多様な民族の構成要素のひとつであるに違いないが，ヴェルキンの『サハリン島』では，サハリンが日本領となっており，日本人ないし日本という国が物語世界の中心となっているため，ここでは日本人や日本の要素がどのように描き出されているかを検討する。ヴェルキンは日本についても非常に興味があり，特に芥川龍之介の作品やその他日本の映画やアニメに幼い頃から親しんでいた。日本が黙示録を生き延びるという特権的な立場に置かれているのはなぜかという問いに対し，ヴェルキンは日本文学に興味があることをあげ，「作者の恣意性です」[36] と答えている。そして，「日本は最も身近な存在です」[37] とも述べている。また，他のインタビューでも日本（人）が残ったことについて，「いや，他に誰がいるというのか。サハリンに最も近いのだから」[38] と答えており，作者の興味関心と地理的な要因の両方から日本が導き出されたといえるだろう。この作品では大日本帝国や鎖国体制など，いわゆる日本史の流れがふまえられている部分も見られる。また，天皇や元号などによっていかにも「日本らしい」雰囲気が出ている点もある。このように過去の日本が想起されるという点ではロシア人の作者から見た日本が描かれているともいえるが，この作品において「日本らしさ」や日本の歴史はパロディとして用いられているのであり，大日本帝国やそのイデオロギーをそれらしく見せかける仕掛けなのである。すなわちロシア人である作者が（未来の）日本を描き出すことができているのは，作者自身が日本の歴史的出来事や制度などを知ったうえで小説に落としこむことができているためでもあるが，『サハリン島』がフィクションであるゆえに可能になっているともいえよう。ヴェルキンは「日本らしさ」という仕掛けをも利用して，近未来の作品世界を創造しているのである。同時に，「日本らしさ」という仕掛けの導入は，ヴェルキン自身の関心によって生まれた趣向でもある。

越野によれば，1930 年代のサハリン関連の文学作品に現れる日本人は，サハリンに悪影響を及ぼした侵略者（とりわけ当時の状況から石油事業関係者）として描かれることが多い。日本人は本来そこにいるべき住民ではなく，政治的には敵対者，文化的には異質な他者の役割を与えられる[39]。この傾向は樺太戦前後を描いた作品でより顕著になり，とりわけ日本兵は狡猾で残忍な「サムライ」として恐れられたり憎まれたりする。一方で，日本という異国や異文化に

---

[36] *Лебеденко С, Сорокина А.* Эдуард Веркин: от «Острова Сахалина» до гоголевского камина. ［https://mnogobukv.hse.ru/news/229202566.html］（2023/8/29 閲覧）.

[37] *Лебеденко и др.* Эдуард Веркин: от «Острова Сахалина» до гоголевского камина（前注 36 参照）.

[38] *Крутоголова Д.* «Остров Сахалин» от Чехова до Веркина. Что открывают писатели, которые побывали там, где восходит солнце. ［https://godliteratury.ru/articles/2018/11/29/ostrov-sakhalin-yeduarda-verkina］（2023/8/29 閲覧）.

[39] 越野「二〇世紀ロシア文学におけるサハリン島」p.134.

対するある種の憧憬のようなものも見られ，例えば樺太戦直後のサハリンでの日本人とロシア人の共同生活を描いたゲンナジー・マシュキンの『青い海，白い船』（1965）という作品では，日本人女性や日本文化の美しさが過度と思われるほどに強調されている。このように，サハリンを舞台にしたロシア文学作品の多くで日本に関する記述・描写が見られることから，サハリンを含む極東において領土を接してきた日本について，ロシア（ソ連）はその異質性に良い意味でも悪い意味でも関心を抱き，文学作品において異国性や異文化性を描き出してきたといえる。

しかしながら，ヴェルキンの『サハリン島』では，サハリンにおける日本（人）は特別なものではない。それは，すでに島全体が日本領であり，それどころかこの世界にロシアという国家が存在せず，ロシア人も十数人しか存在しないからである。このような世界において，ロシア人と日本人は協力・友好関係にあり，数少ない生き残りのロシア人は日本政府のもとで完全な自由が保障されている。また，このような世界を描き出すにあたって，ヴェルキンはロシア（人）を有標のものとしている。彼らは金髪で青い目をもつ人々として表象され，ロシア語やロシア文化もシレーニにとっては祖母や母の懐かしい思い出として描かれている。そしてそれはロシアにルーツをもつ人々同士の同胞意識にもつながる。シレーニは「同胞」としてアルチョームを紹介され，実際に彼を見て「男は私の同胞だった。ロシア人だったのだ」[40] と語る。またアルチョームも，

> そしてなぜだかもっと青くなった。つまりその目は今，海よりも青かった。たぶん俺はあの娘（こ）の目を丸々一時間でも見ていられるだろう。なぜならあんな目を他に見たことがなかったからだ[41]。

とシレーニの青い目に見入っており，サハリンにいる他の人々とは異なるシレーニについて，「ずっと知っていた」「俺たちは一緒だった」[42] と語っている。『サハリン島』の世界においては，ロシア人やロシアにルーツをもつ人々がごく少数で珍しいゆえに，ロシア（人）に異国性・異文化性が付与され，さらには彼らの間での同胞意識にもつながっているといえるだろう。ただし，サハリン島は日本領ながらも本土とはまた別の空間であり，それは島自体が帝国の不都合や不均衡を閉じこめておく監獄となっていることや，「樺太における時間は内地とは別の特徴を持っているような気がする」[43] というシレーニの記述からも読み取ることができるというこ

---

[40] *Веркин.* Остров Сахалин. С. 78，ヴェルキン『サハリン島』p.63.
[41] *Веркин.* Остров Сахалин. С. 397，ヴェルキン『サハリン島』p.318.
[42] *Веркин.* Остров Сахалин. С. 398，ヴェルキン『サハリン島』p.318.
[43] *Веркин.* Остров Сахалин. С. 257，ヴェルキン『サハリン島』p.203.

とも添えておきたい。すなわち，近未来のサハリンは「日本ではあるが日本ではない場所」なのである。

サハリンという時空間と『サハリン島』の時空間

ここまで，サハリンに特徴的な描写やイメージがヴェルキンの『サハリン島』でどのように生かされているかを論じてきたが，これらの各描写やイメージをより包括的に，すなわちサハリン表象として捉えることも必要である。そのために参照したいのが，ゴルニツカヤらによる島の時空間理論である。そもそも文学作品における時空間とは，バフチンが提唱した理論であり，文学において時間と空間が結びついたある特殊なジャンル的形式がある[44]という考え方である。バフチンの時空間（クロノトポス論）は以下のようなものである。

> 文学における時空間の場合，空間的特徴と時間的特徴とは，意味を付与された具体的な全体の中で融合する。時間は，凝縮されて密になり，芸術化され可視的になる。空間も，集約されて，時間・話の筋・歴史の展開のなかに引き込まれる。時間的特徴が，空間の中でみずからを開示し，空間は，時間によって意味づけられ計測される。文学における時空間を特徴づけるのは，両種の系列のこうした交差，双方の特徴のこうした融合である。
>
> 文学における時空間は，文学の各ジャンルを決定するうえで本質的に重要な意義をもつ。なぜなら，ジャンルのあり様を決定するのも，一ジャンル内の各下位ジャンルを決定するのも，まぎれもなく時空間だ，と端的にいえるからである[45]。

ゴルニツカヤはこれを応用して島の時空間理論を提唱した。島とはそれぞれ個別化されたものではなく，類型化されたものである[46]ために，島を描いた作品のテクストでは島のイメージが共通の意味合いをもち，また多くの模倣を生み出したことで島のジャンルすなわち島の時空間を強化することとなった[47]。したがって，島（作品）というのもある種のジャンル的形式である

---

[44] *Бахтин М.М.* Формы времени и хронотопа в романе Очерки по исторической поэтике. // Литературно- критические статьи. М., 1986. С. 121-122.

[45] ミハイル・バフチン（北岡誠司訳）「小説における時間と時空間の諸形式 ── 歴史詩学概説」（ミハイル・バフチン（伊東一郎［ほか］訳）『ミハイル・バフチン全著作 第５巻「小説における時間と時空間の諸形式」他：一九三〇年代以降の小説ジャンル論』所収）水声社，2001，p.144.

[46] *Горницкая Л.И.* Мифологема острова в русской культурной традиции // Проблемы истории, филологии, культуры. 2010. С. 151.

[47] *Горницкая Л.И, Ларионова М.Ч.* Место, которого нет... Острова в русской литературе. ЮНЦ РАН. 2013. С. 67.

と考えることができる。ゴルニツカヤによれば，このような島の時空間において，楽園と地獄，生と死などの相反するものは混在する[48]。また，ゴルニツカヤは島を舞台にした文学作品にはある種のジャンル的形式があるとした。彼女によれば，島の物語も口承文芸から近代文学へと継承され統合されたため，島とはそれぞれ個別化されたものではなく，類型化されたものとなる[49]。そして，島を描いた作品のテクストでは島のイメージが共通の意味合いをもち，多くの模倣を生み出したため，島のジャンルすなわち島の時空間を強化することとなった[50]。したがって，文学作品において島は時空間として類型化されており，作家はすでに類型化された島のイメージをもって現地に行き，それを実情と合わせて変形しつつ個別化し，作品として表現しているということができるのである。これをふまえると，サハリン表象も変形を伴いつつ強化されるという形成の過程をたどっている。

サハリンのイメージ形成に最も影響を与えたとされるチェーホフも，島のイメージをもってサハリン島に向かったうえで実情と合わせた詳細な記録を残した。それが島の時空間というジャンル的形式を一方では個別化し，一方ではそれを類型化したともいえる。すなわち島の時空間のなかでもサハリンの時空間（サハリンというジャンル的形式）を確立する一方で，作品によって島もしくはサハリンというジャンル的形式を強化したのである。これはチェーホフだけでなく他の作家やその作品においても同様であり，ジャンル的形式に伴ってイメージも個別化と類型化を被った。ヴェルキンは 2012 年にサハリン島南部を旅行しており，それをきっかけに本作を構想し始めた。これをふまえると『サハリン島』の作者ヴェルキン自身も，何らかのサハリンもしくは島のイメージの影響を受けて来島し，小説を書いたはずである。そのため『サハリン島』も島もしくはサハリンの時空間に連なる作品であり，島もしくはサハリンというジャンル的形式を強化しているといえる。一方でヴェルキンはこのような時空間をも作為的に利用している。『サハリン島』の大部分は来訪者シレーニの一人称小説である。以上のような時空間の観点を応用すれば，シレーニ自身もサハリンもしくは島イメージを抱いたうえで来島しており，そのうえで島の実情と合わせたサハリンの様子やそこでの出来事を一人称で語っているという設定になっている。ヴェルキンは自身が時空間の形成や強化に参加するだけでなく，時空間の形成や強化の過程をも作品に利用しているのである。

なお，バフチンの提起した時空間という概念は単にジャンル的形式すなわち文学理論の枠に収まらず，時間と空間の不可分な結びつきという，より「自然科学的な」意味合い[51] でフィクション作品とりわけ SF ジャンルに取り入れられている側面もある。『サハリン島』においても

---

[48] *Горницкая.* Мифологема острова в русской культурной традиции. С. 154-155.

[49] *Горницкая.* Мифологема острова в русской культурной традиции. С. 151.

[50] *Горницкая и др.* Место, которого нет... Острова в русской литературе. С. 67.

[51] バフチンによれば，時空間とはもともと自然科学分野の概念であり，彼はそこから文学に導入したという。

この傾向が見られる。すなわち，サハリンという空間と，過去・現在・未来という時間の結びつきである。いわば「地獄」であるサハリンという空間では，過去も現在もほとんど溶け合ってしまい，それゆえにサハリンにおける時間は人間を壊しているとシレーニは語る。日本（本土）と比較してサハリンという時空間が特殊なものとして設定されており，かつサハリンの時空間はグロテスクなものであるということができる。一方で，サハリンは未来もしくは「楽園」とも結びつけられる。シレーニは未来について研究し未来を認知する応用未来学の専門家であり，絶望が支配する地獄のようなサハリンでこそ未来を感じられる，と上司に渡航を勧められた。前述のとおりサハリンは地獄であり絶望に支配されているが，一方でシレーニをはじめとした登場人物たちは未来に何らかの希望を抱いている。加えて，未来においてさらにその先の未来を見据えている，すなわち読者からすれば「未来の未来」に思いを致すような構造になっている点もこの小説の特徴であるといえる。さらに，複数の異なる語り手によるそれぞれの物語が断片的に挿入されている一方で，各語り手は現在のサハリンにおいて出会っているために，それぞれの物語がサハリンという時空間において連続性をもっているのである。

現代文学としての『サハリン島』

ここまで，従来のサハリン関連文学作品との関係性のなかで『サハリン島』を読み解いてきたが，この小説が現代文学であり，とりわけポストモダニズムの傾向をもつ作品であることにも留意する必要がある。このポストモダニズムの傾向のなかで多く生産・受容されるようになったのが，SF ジャンルとりわけディストピアや黙示録ジャンル，すなわちアポカリプスもしくはポストアポカリプスである。特に世界の終末を描いた黙示録ジャンルは，チェルノブイリ原発事故からソ連崩壊，チェチェン紛争，さらにはクリミア併合などを経験したロシアやその周辺地域において強く意識されるようになっていた。ヴェルキンの『サハリン島』は，舞台こそサハリンであれ，こういった潮流を少なからず受けていると考えられる。よってこの作品を読み解く際，サハリン表象の系譜だけではなく，ディストピアや黙示録的な要素，それらとサハリン表象との結びつきをも視野に入れる必要がある。

ディストピアというジャンルの定義は未だに不明確であるが，ディストピアとされる作品の共通点を鑑みると，ディストピアとは暗澹たる社会，とりわけ行き過ぎた管理社会やその歪みを描くジャンルであるといえよう。『サハリン島』で描かれている世界はたしかに暗澹としている。また，核戦争で生き残った日本では帝国主義が復活しており，監獄や徹底的な感染症浄化など，ともすれば管理社会的な側面があるのかもしれない。しかしながら，ディストピアとされる作品にありがちな言論，思想，生殖，情報などの徹底管理が明確には見られないこともあり，日本が管理社会であるという印象はそれほど強くない。また，主な舞台となるサハリン島は，反対に管理しきれていないような無法地帯に成り果てている側面がある。ただし，文学

とりわけ小説が廃れたものとされていたり，差別や排除が当然のように行われる社会が疑問視されていなかったりするという点ではディストピア的である。

ポストアポカリプスとは主に大規模な災禍が起こったあとの社会を描くジャンルである。ときにアポカリプスのサブジャンルとされることもあるが，両者が異なるジャンルに位置づけられることもあるのは，アポカリプスでは終末的な出来事とそれに至るまでの状況に焦点が当てられ，その後の生活については若干の推敲が加えられる一方，ポストアポカリプスではその余波と新しい社会秩序の構築を想像することに最も関心が払われる傾向があるためである[52]。ヴェルキンの『サハリン島』は言うまでもなく黙示録ジャンルに位置づけられる作品であるが，この小説世界においてはアポカリプスとポストアポカリプスが同時に見られる。北半球の主要国が核戦争によって消滅してしまった後の世界を描いたという点では典型的にポストアポカリプス的な作品である。一方で，MOB という感染症の拡大と大地震によって新たな脅威が訪れているという点ではアポカリプス的な作品でもある。これらの出来事は，最後の核によって感染症が表出し，大地震によってサハリンにも感染症が流れ込むというかたちで連動している。すなわち，破壊が破壊を引き起こし，ポストアポカリプス的な世界で再びアポカリプス的な出来事が生じるのである。さらにそのような世界で，被差別者や感染症罹患者に対する差別や排除の横行が見られる。黙示録のイメージについて論じた岡田温司によれば，黙示録的思想はときに「不寛容と暴力を扇動するものでもある」[53]。もちろん，これはディストピアと（ポスト）アポカリプスの共通点と捉えることもできる。

差別や排除の横行という共通点からもわかるとおり，実際にはディストピアとアポカリプスもしくはポストアポカリプスのジャンル的関係性をはっきりと定義することはできず，さらには狭義の SF やユートピアなどの近接ジャンルも含めると，より複雑で重なり合い，ときには互いを内包し合うような関係性が見られるだろう。『サハリン島』についても例外でなく，ディストピア的ということもポストアポカリプス的ということも，それどころか楽園が示唆されていることからユートピア的な部分もあるということすらできるのである。よって，内容はもとよりジャンル性についても混沌としているが，これこそが『サハリン島』の特徴でもあり，現代文学の特徴のひとつでもある。そしてヴェルキンの『サハリン島』は，従来のサハリン表象をも活用しつつ，サハリンとディストピアや黙示録ジャンルを結びつけた作品である。もちろん，島という境界性や，島ジャンルにおける相反するものの表裏一体性がこれらのジャンルと結びつきやすいことは十分考えられるが，クルトゴロヴァも「美しい自然で知られるサハリン

---

[52] Julia Gerhard, *Post-Utopian Science Fiction in Postmodern American and Russian Literatures*（University of Colorado Boulder, 2008）, p.188.
［https://scholar.colorado.edu/concern/graduate_thesis_or_dissertations/kh04dp73w］（2023/8/29 閲覧）.

[53] 岡田温司『黙示録 ── イメージの源泉』岩波新書，2014，p.iv.

島を，恐ろしい黙示録的世界の主要舞台として選んだことは，これまでで最も独創的な決定のひとつ」[54] と評しているように，あえて核戦争後の未来のサハリンを創造し描き出したことは『サハリン島』の特徴でもあり，さらにはサハリン関連作品の新たな特徴にもなる可能性を秘めている。

また，現代文学の潮流という点では，作品創作にあたっての，他メディアからの影響についても指摘する必要がある。この作品には映画やアニメ，ゲームなど，とりわけ映像作品からの影響やそれとの類似性が見られる。例えば，この作品で描かれる容赦ない銃撃戦や敵の殺害は一部のハリウッド映画やシューティングゲームを連想させるだろう。こういった容赦のなさは，終末もしくは終末後の世界と結びつけられやすい。岡田によれば黙示録テクストや黙示録的思想は切迫感を生み，外部の脅威とされるものへの排除や暴力につながる危険性をも秘めているという[55]。とりわけ誰が（何が）アンチキリストかという論争はたびたび生じており，現実問題として他者に対する不寛容を生み出すこととなった。このことについて再び岡田の説明を借りれば，人々は自分と敵対する人物や陣営をアンチキリストに投影させてそれとの戦いに熱狂してきたのであり，こうしてイメージのイメージよる黙示録の戦争が拡大しているのである[56]。『サハリン島』においても，自らの安全や権益のために，特権をもつ人物たちが徹底的に被差別者や感染者を痛めつけており，裏を返せばそのような場面が読者に映画やゲームなどを連想させるともいえる。このように，各メディアはそれぞれ影響を与え合っており，以前にも増してさまざまなメディアが世界中を飛び交う現代に至っては，影響の方向性もより複雑化している。『サハリン島』の創作過程においても，国・地域や種別を越えた，さまざまなメディアが影響しているだろう。『サハリン島』における従来のサハリン表象をふまえた「未来の」特徴も，それ以外の特徴も，作者のなかで他のメディアの影響も受けつつ創造されたのである。

おわりに

本稿では，ヴェルキンの『サハリン島』において，サハリンについてのこれまでの描写やイメージがどのように利用されているかを論じ，この作品を例にしながらサハリン表象の形成について考えてきた。『サハリン島』では，これまでのサハリン関連作品同様，監獄・流刑，開発・産業，自然，多様な民族状況についての描写が見られ，従来の描写やイメージの特徴も利用されつつ，人間の身体や精神を蝕むようなグロテスクな特徴が考案されており，全体として混沌

---

[54] *Крутоголова Д.* «Остров Сахалин» от Чехова до Веркина. Что открывают писатели, которые побывали там, где восходит солнце.
［https://godliteratury.ru/articles/2018/11/29/ostrov-sakhalin-yeduarda-verkina］（2023/8/29 閲覧）.

[55] 岡田『黙示録 ── イメージの源泉』pp.78–79.

[56] 岡田『黙示録 ── イメージの源泉』p.199，211.

とした世界観が形成されている。また，日本については，過去の出来事やイデオロギーが再利用されつつも，敵対や異質性というような従来の意味合いは，ロシアという国家が消滅し日本が唯一の主要国であるという小説の設定を受けて，変化を被っているといえるだろう。この小説で描かれるサハリンも楽園と地獄双方の意味合いを含んでおり，島のジャンル的形式に連なる作品であるが，ヴェルキンはこのようなジャンル的形式の形成の過程をも利用している。また，文学における時空間だけでなく，SF ジャンルによく見られる自然科学的な意味合いでの時空間も作品に導入されており，小説で描かれる世界や小説そのものを混沌とさせている。先にも述べたように，全体として整然としない，むしろカオスが支配しているような作品であるが，サハリンに特徴的な描写やイメージという点から読解することで，多かれ少なかれ小説の世界観を見通すことが可能になるだろう。

ヴェルキンの『サハリン島』の世界観やそこで見られる特徴は，従来のサハリンの描写やイメージの延長もしくはそれらの利用によって形成されたものであるため，従来のサハリン関連作品やサハリン表象と連続したものであるということができる。同時に，ポストモダニズムの潮流や他メディアの影響を受けていることも想像に難くなく，その過程で従来の作品や表象とは異なる部分も生まれたのであり，それこそが『サハリン島』という小説の独自性であると考えることもできる。一方で，このような独自性，すなわち近未来やディストピアもしくは黙示録的世界観との結びつきは，サハリンの「新しい」特徴になるかもしれない。これを踏まえると，サハリン表象に限らず，表象は「現実」と「虚構」，生産と受容が交差するなかで，絶え間なく生み出されているといえるだろう。だからこそ，常に連続と変化を伴って形成されていく表象に対し，通時的かつ共時的な視点でアプローチをくりかえしていく必要がある。

（おおたに　りの・欧米文学研究室）

書　誌

一次文献

Веркин Э.Н. Остров Сахалин. М., 2018.
エドゥアルド・ヴェルキン（北川和美・毛利公美訳）『サハリン島』河出書房新社，2020 年。

二次文献

※インターネット上の文献については 2023/08/29 に確認のため閲覧した。
Бахтин М.М. Формы времени и хронотопа в романе Очерки по исторической поэтике. // Литературно-критические статьи. М., 1986. С. 121-290.
Буракова Е. Эдуард Веркин «Чехов — бездонный кладезь для любого русского писателя». Интервью с автором романа «Остров Сахалин».

［https://eksmo.ru/interview/eduard-verkin-chekhov-bezdonnyy-kladez-dlya-lyubogo-russkogo-pisatelya-ID15406182/］

Горницкая Л.И. Мифологема острова в русской культурной традиции // Проблемы истории, филологии, культуры. 2010. С. 150-156.

Горницкая Л.И, Ларионова М.Ч. Место, которого нет... Острова в русской литературе. ЮНЦ РАН. 2013.

Дыдров А.А. Человек будущего в дистопии. Тело. // Челябинский гуманитарий. 2014. № 1 (26). С. 63-72.

Крутоголова Д. «Остров Сахалин» от Чехова до Веркина. Что открывают писатели, которые побывали там, где восходит солнце.

［https://godliteratury.ru/articles/2018/11/29/ostrov-sakhalin-yeduarda-verkina］

Лебеденко С, Сорокина А. Эдуард Веркин: от «Острова Сахалина» до гоголевского камина.

［https://mnogobukv.hse.ru/news/229202566.html］

Литература Сахалина и Курильских островов. Южно-Сахалинск Издательство СахГУ. 2014.

Невский Б. Эдуард Веркин. «Остров Сахалин». Постапокалиптическое путешествие со слабым привкусом надежды.

［https://www.mirf.ru/book/eduard-verkin-ostrov-sahalin/］

Julia Gerhard, *Post-Utopian Science Fiction in Postmodern American and Russian Literatures* (University of Colorado Boulder, 2008).

［https://scholar.colorado.edu/concern/graduate_thesis_or_dissertations/kh04dp73w］

天野尚樹「サハリン流刑植民地のイメージと実態―偏見と適応―」『境界研究』1 巻，2010 年，113-144 頁。

岡田温司『黙示録 ── イメージの源泉』岩波新書，2014 年。

越野剛「二〇世紀ロシア文学におけるサハリン島」（原暉之編著『日露戦争とサハリン島』所収）北海道大学出版会，2011 年。

中村唯史，坂庭淳史，小椋彩編著『ロシア文学からの旅 交錯する人と言葉』ミネルヴァ書房，2022 年。

ミハイル・バフチン（北岡誠司訳）「小説における時間と時空間の諸形式 ── 歴史詩学概説」（ミハイル・バフチン（伊東一郎［ほか］訳）『ミハイル・バフチン全著作 第 5 巻「小説における時間と時空間の諸形式」他：一九三〇年代以降の小説ジャンル論』所収）水声社，2001 年。

在ユジノサハリンスク日本国総領事館 HP

［https://www.sakhalin.ru.emb-japan.go.jp/itpr_ja/sakhalin.html］

10.14943/rjgshhs.23.l 211

包山卜筮祭禱簡における鬼神信仰

趙　　珊

要　旨

一九八七年に湖北省荊門市包山二号墓から，楚国の司法関係に関わる「文書簡」と随葬品の目録である「遣策」とあわせて，極めて重要な竹簡資料である「卜筮祭禱簡」が発見された。「卜筮祭禱簡」とは戦国時代の楚において，貞人（巫祝）たちが封君や世族の屋敷に招かれ，依頼者のために向こう一年間の安危の有無や，災いをもたらした祟りの所在を貞問した際，もし何らかの憂患が占断された場合に，それを解除するための祭品を捧げる祭禱案や，祭品を使わぬ「凶攻解」案などを提示した記録，およびその祭祷の実施記録を含むものである。

本稿では，包山卜筮祭祷簡に登場した祭禱対象と凶攻解対象に注目して検討してみようとするものである。祭禱対象とは，供犠供物を捧げて儀式を行う必要がある神霊である。祭禱対象を主に地祇と祖先神（または墓主と血縁関係を持っている人鬼）としている。簡文には，よく「舉禱」「賽禱」「罷禱」といったような祭祷名が見え，それぞれ特別な意味合いを持っているが，研究者によって異なる見解があり，まだ議論が続いている。供犠供物には動物の牛・豚・羊のみならず，玉，冠帯および衣服なども使われている。一方で，凶攻解対象とは，供犠供物を伴わずにして祟りを祓わせてくれる神霊である。

本稿の主な研究目的として，これまでの研究を踏まえながら包山卜筮祭禱簡に登場した祭禱対象と凶攻解対象を新たに四つの範疇に分類して，その一つ一つの天神・地祇・人鬼・不明に属するものを考察し，かつ関連している歴史文献と出土資料を明らかにすることによって，より具体的な説明をしながら楚人の鬼神信仰の世界について探索してみようとするものである。

はじめに

一九八〇年代から，長江中流域を中心とする楚文化圏から数多くの出土資料が発見され，その中に極めて重要な竹簡資料としての包山楚簡は一九八七年に湖北省荊門市包山二号墓から出土した。戦国楚国の司法関係に関わる「文書簡」と随葬品の目録である「遣策」のほかに，「卜筮祭禱簡」も発見された。その内容は主に墓主の邵旡が今後一年間王宮に出入りして災いのあるかどうかを貞問する「王事貞」と，墓主の邵旡に無病息災の有無と病因を貞問する「疾病貞」からなるものである。

包山卜筮祭禱簡の内容で言及された祭祀儀礼はほとんどが提案で，必ずしも現実に行われたものではないが，すべての提案に関連する内容は楚人の祭祀システムを研究するために，貴重な史料を提供している。解読した簡文の内容を通じて，楚人は地祇と祖先神を祭るだけでなく，天神や厲鬼に対して「囟攻解」という儀式をも行い，祟りを祓うことによって無事や健康であることを祈っていたことが分かる。本稿では，包山卜筮祭禱簡に登場した祭禱対象と囟攻解対象に注目して検討してみようとするものである。

祭禱対象とは，供犠供物を捧げて儀式を行う必要がある神霊である。祭禱対象を主に地祇と祖先神（または墓主と血縁関係を持っている人鬼）としている。簡文には，よく「舉禱」「賽禱」「罷禱」といったような祭禱名が見え，それぞれ特別な意味合いを持っているが，研究者によって異なる見解があり，まだ議論が続いている。供犠供物には動物の牛・豚・羊のみならず，玉，冠帯および衣服なども使われている。一方で，囟攻解対象とは，供犠供物を伴わずにして祟りを祓わせてくれる神霊である。池澤優氏[1]によると，祭られる神と祭られぬ神（或いは供犠供物を伴う「禱」祭祀と供犠供物を伴わない「思攻解」という二種類の祟りに対抗する儀礼）の区別があったのは，降祟の有無によるものではなく，むしろ人が供犠供物という手段によって神祇とコミュニケーションできるか否かの違いと解釈できると指摘している。

本稿の主な研究目的として，これまでの研究を踏まえながら包山卜筮祭禱簡に登場した祭禱対象と囟攻解対象を新たに四つの範疇に分類して，その一つ一つの天神・地祇・人鬼・不明に属するものを考察し，かつ関連している歴史文献と出土資料を明らかにすることによって，より具体的な説明をしながら楚人の鬼神信仰の世界について探索してみようとするものである。

---

[1] 池澤優，「祭られる神と祭られぬ神―戦國時代の楚の『卜筮祭禱記錄』竹簡に見る靈的存在の構造に関する覚書」『中國出土資料研究』創刊號，1997 年，三二～三四頁を参考。

第一章　包山卜筮祭禱簡について

一，卜筮祭禱簡とは

「卜筮祭禱簡」とは戦国時代の楚において，貞人（巫祝）たちが封君や世族の屋敷に招かれ，依頼者のために向こう一年間の安危の有無や，災いをもたらした祟りの所在を貞問した際，もし何らかの憂患が占断された場合に，それを解除するための祭品を捧げる祭禱案や，祭品を使わぬ「凶攻解」案などを提示した記録，およびその祭禱の実施記録を含むものである。

実はこのような竹簡の呼称については，まだ統一されていない。李学勤氏は「竹簡卜辞と商周甲骨」[2]という文章の中で，これらの竹簡を「竹簡卜辞」と命名した。

包山整理者は，祭祷内容の文を「祭禱簡」，卜筮内容の簡文を「卜筮簡」または「卜筮祭禱簡」と称し，または両者を合わせて「卜筮祭禱簡記録」と呼ぶ[3]。

李零氏によっては，このような竹簡は「禱祠簡」や「卜筮祭禱記録」と呼ぶのが妥当ではなく，やはり「占卜簡」と呼ぶほうが良いと指摘されている[4]。

陳偉氏は『包山楚簡初探』で禱祠簡と卜筮簡の違いを示すために，その四段の簡書を「禱祠簡」と呼び，全ての簡に対して「卜筮禱祠簡」や「卜筮禱祠記録」と呼ぶべきだと述べた[5]。

李家浩氏はこのような竹簡を「卜筮祭禱簡」と呼び，また「卜筮簡」とも呼ぶことができると考えている[6]。工藤元男氏は最初に「卜筮祭禱記録」と呼んだが，李零氏・陳偉氏・彭浩氏の説によって，「卜筮祭禱簡」と称することにした。

本稿ではこうした議論を踏まえて，李家浩氏の説を踏襲し，このような竹簡を「卜筮祭禱簡」と称することにする。

二，包山卜筮祭禱簡

１．包山卜筮祭禱簡の概説[7]

一九八六十一月～一九八七年一月，包山楚簡は湖北省荊門市十里鋪鎮王場村で発掘され，墓葬から竹簡四四八枚が出土した。

そのうち北室から出土した五七枚の卜筮祭禱簡は，二十六組からなっている。その内容はすべて墓主のために貞問して吉凶禍福を尋ね，鬼神と祖先に賜福，加護を祈願するものである。

2　李学勤「竹簡卜辞と商周甲骨」『鄭州大学学報』，1989 年第 2 期。

3　湖北省荊沙鉄路考古隊『包山楚墓』文物出版社，1991 年，三六四頁。

4　李零「包山楚簡研究（占卜類）」『中国典籍与文化論叢』第一輯，中華書局，1993 年 9 月。

5　陳偉『包山楚簡初探』武漢大學出版社，1996 年 8 月，一五一頁。

6　李家浩「包山祭禱簡研究」『簡帛研究二〇〇一』広西師範大学出版社，2001 年 9 月，二五～三六頁を参考。

7　湖北省荊沙鐵路考古隊『包山楚墓』文物出版社，1991 年，二六五～二七七頁を参考。

各組はひとまとまりの内容について貞問し，多ければ四～五簡で，少なければ一簡の場合もある。簡文の構成はほぼ同じで，一般的に第一次占卜（前辞，命辞，占辞，説辞），第二次占卜（命辞，占辞）などの部分を含む。貞人は十一人がいる。貞問した内容によって，「王事貞」と「疾病貞」に分けることができる。

各組の前辞に「左尹旅の爲に貞ふ」または「左尹邵旅の爲に貞ふ」と記されていることから，墓主の名は邵旅，官職は左尹，身分は上大夫であることが推定される。また，その姓氏が示しているように楚昭王から分出した貴族であった。

2．包山卜筮祭禱簡の構成

全体は第一次占卜と第二次占卜に分かれ，そのうち第一次占卜は前辞・命辞・占辞・説辞を含み，第二次占卜は新たな命辞と占辞を含む。例としては，第一組（197・198 号簡）の簡文の仕組みを分析すると，以下のようである。

（以下に引用する楚簡は，可能な限り通行字体に直して表記している。）

「第一次占卜」

前辞：宋客盛公蘁，楚に聘するの歳，荊夷の月乙未の日，蘁吉，保家を以て左尹旅の爲に貞ふ，

命辞：「荊夷の月より以て荊夷の月に就るまで，出入して王に事ふること，卒歳を盡すに，躬身に咎有る毋からんことを尚ふ」と。

占辞：之を占し，「恆貞吉。少しく躬身に慼ひ有り。且つ事を志すに少しく遲るるも得らる」と。

説辞：其の故を以て之を敓す。

「第二次占卜」

命辞：攻をして人禹に解せしむ。

占辞：之を占するに，「甚だ吉。幾中に憙び有り」と。[8]

つまり，前半の第一次占卜の前辞では占卜を行った年月日，貞人，占具を記す。命辞では貞問期間と貞問理由を記す。占辞は第一次占卜の結果に対する判断であるが，ほとんどは「長期的には吉であるが，しばらくの間には何らかの災いがある」と記されている。説辞は基本的に「其の故を以て之を敓す」と記されているが，簡 235 の占辞では「吉。咎無し。祟り無し」と記されて，祭禱または凶攻解で祈願する必要がないので，説辞もないのである。後半の第二次占卜の命辞は前に占断した結果によって祟りに対する解消案を提出するのである。通常は二つのパターンがある。一つは供犠供物を用いて祭禱対象に捧げる案で，もう一つは供犠供物を使わずに凶攻解対象に祟りを解除させる提案である。最後の占辞は第二次命辞の当否を占断した結

[8] 工藤元男『占いと中国古代の社会』東方書店，2012 年，一九三～一九六頁を参考。

果を示すものである。

三，包山卜筮祭禱簡の先行研究について

卜筮祭禱簡の研究に対して，多くの学者が力を注いだのである。陳偉，李学勤，彭浩，李零，何琳儀，李家浩，黄徳寛，劉信芳，宋華強，黄錫全，晏昌貴，及び日本の学者の池澤優や工藤元男両氏などは関連する研究を行っていた。近年，多くの学者の著作や論文にもこの内容についてよく触れている。その中で，朱暁雪氏が年に発表した博士論文[9]は最も全面的で，その中に前の学者の見解と解読を一つずつ並べており，自分の理解を示すところも多いので，大変参考になる重要な先行研究の一つであると考えられる。

陳偉氏は率先して包山卜筮祭禱簡を研究していた学者の一人である。自著の『包山楚簡初探』（1996）第六章第三節の中で，包山卜筮祭禱簡の神祇システムについて比較的具体的に論じており，それが以降の卜筮祭禱簡研究の基盤になる重要性を持っていた[10]。

工藤元男氏が中国出土資料研究会第一回例会において「包山楚簡卜筮祭禱記録簡の資料的位置づけに関する試論」を発表することによって，初めて日本で包山卜筮祭禱簡の全体像について提示され，さらに「簡帛資料からみた楚文化圏の鬼神信仰」一文として，その成果を発表した。

池澤優氏が工藤元男氏の発表によって包山・望山の卜筮祭禱簡への研究を始め，「祭られる神と祭られぬ神：戦国時代の楚の『卜筮祭禱記録』竹簡に見る霊的存在の構造に関する覚書―」において，卜筮祭禱簡における祭祀・儀礼の基本的性格を述べたうえ，その祭祀・儀礼対象の性格の分析を具体的に論じたのみならず，いくつかの新しい視点をも提出した。まずは，陳偉氏の分類方法と異なり，「囟攻解」の対象をも加えて六つの種類（天神・地祇・小神・神話上の神・祖先・厲鬼・不詳）に分類したのである。その上に，祭られる神と祭られぬ神（或いは供犠供物を伴う「禱」祭祀と供犠供物を伴わない「思攻解」という二種類の祟りに対抗する儀礼）の区別があったのは，降祟の有無によるものではなく，むしろ人が供犠供物という手段によって神祇とコミュニケーションできるか否かの違いと解釈できると指摘している[11]。

ただし，包山卜筮祭禱簡における祭禱対象の分類については，学者によってはそれぞれ異なる見解を持っている。彭浩氏は『包山二号墓卜筮と祭禱竹簡の初歩研究』（1991）においては，鬼神と先人という二つの範疇に分けるべきだと考えている。その中で，鬼神は各種の神祇，山川，日月星などを含む。李零氏は『中国方術考』（2001）においては，神祇および祖考（と親族）

9 朱暁雪「包山楚墓文書簡，卜筮祭禱簡集釋及相關問題研究」吉林大學博士學位論文，2011 年 5 月。

10 陳偉『包山楚簡初探』武漢大學出版社，1996 年 8 月，一五〇～一七四頁を参考。

11 池澤優，「祭られる神と祭られぬ神―戦國時代の楚の『卜筮祭禱記録』竹簡に見る靈的存在の構造に関する覚書」『中國出土資料研究』創刊號，1997 年，二〇～三四頁を參考。

という二つの範疇に分けている。また，邴尚白氏は「葛陵楚簡研究」（2007）の一文で，「上下内外鬼神」の「上下内外」というのは鬼神の定語だと述べている。楊華氏は『楚簡中「上下」と「内外」―兼ねて楚人の祭礼中の神霊分類問題を論じる』（2009）の一文で，楚人の崇拝は，だいたい天神・地祇・人鬼という三つの分類を呈しているが，その秩序が乱れており，まだ完全に定まっていないことが分かると述べた。前の学者の多くが祭禱対象と凶攻解対象をそれぞれに論じているが，朱暁雪氏は「包山楚墓文書簡，卜筮祭禱簡集釈及び関連問題研究」（2011）において，凶攻解対象を除いて神祇を分類する分け方は妥当ではなく，包山卜筮祭祷簡の神祇を神・祖・鬼という三つの範疇に分けるべきだと指摘した。

本稿では，包山卜筮祭禱簡の祭禱対象と凶攻解対象を表（一）のように四つの範疇に分け，一つずつ分析していきたいのである。

		祭禱	攻解
天神			日月・歳
地祇	五祀	行・宮行・司命・大門	
	土地神	宮地主・野地主・地主・社・後土・宮後土・司禍	
	山川神	五山・大水・岷山・二天子・高丘・下丘	
	方位神	南方	
人鬼	楚先	老僮，祝融，鬻畲	
	楚王	畲鹿～武王・昭王	
	直系近祖	文坪夜君・郜公子春・司馬子音・蔡公子家・新母（夫人）	
	傍系親族	東陵連囂・兄弟無後者卲良・卲乘・縣貉公（絕無後者）	
	厲鬼		不辜・兵死・水上・溺人
不明		犬・鹽秩・罟	人悳・禦禮・禮・漸木立

表（一）

本稿では，表（一）のように分類したのは，次の四つの理由が挙げられる：

1．凶攻解対象について

池澤優氏や朱暁雪氏以外の学者の多くは，祭禱対象と凶攻解対象を別々に論じており，凶攻解対象を神祇システムに含めていないのである。両氏の分類した通り，凶攻解対象の「日月」と「歳」は確実に鬼ではなく，神（天神）の範疇に分類するべきだと考えられる。

2．天神の分類について

祭禱対象と凶攻解対象を天神・地祇・人鬼・不明という四つの範疇に分けたのは，『周禮』春官・大宗伯の記載と陳偉氏の分け方を参考にしたのである。一方，凶攻解対象について

論及していないうえ，天神が「太」(「蝕太」) のみしかないという陳偉氏の説に疑問がある。「犬」と「蟲袄」に関しては諸説があるが，いずれも根拠が不明なので，池澤優氏の説に従って不明の範疇に分類した。

3．地祇の分類について

包山二号墓の竹笥から五つの形の珍しい木札が出土し，それぞれに「戸」「竈」「室」「門」「行」などの字が書いてある[12]。これは墓主が祭祀した五祀を表すと解されており，極めて重要な祭祀対象であることを示している。したがって，ほかの土地神と区別できるため，また「地祇」を細分して「五祀」という一つの範疇に分けて並べたのである。

4．人鬼の分類について

本稿では，また人鬼という一つの範疇を五つの種類に細分し，即ち楚先，楚王，直系近祖，傍系親族と厲鬼に分けている。楚先というのは，つまり楚の国の神話上の遠祖であり，包山卜筮祭祷簡の禱詞のなかで二箇所に登場したことがあって，二回とも「老僮，祝融，鬻畲」の順序で並べている。楚王は，簡文で畲鹿から武王，そして昭王のことを指している。昭王と文平夜君の間に隔世があるかどうかについては，学者によって異なる意見があるので，本稿では昭王を直系近祖ではなく，楚王に分類したのである。直系近祖は，すなわち文坪夜君，郜公子春，司馬子音，蔡公子家と新母である。傍系親族は，すなわち東陵連鼛，兄弟無後者卲良・卲乘・縣絡公（絕無後者）である。池澤優氏が新母と東陵連鼛を文坪夜君・郜公子春・司馬子音・蔡公子家と共に先君の範疇に分類したのは妥当ではないと思われる。先君は先代の君主や亡くなった祖先（または父）を指すことが多く，亡くなった母，つまり「新母」を先君と呼ぶことがない。また，東陵連鼛を依頼者の邵佗の伯父または叔父と見なすなら，先君の範疇に分類するのも異義があるのではないかと考えられる。朱暁雪氏は全ての楚先，楚王，直系近祖，傍系親族を「祖」という範疇に分類した。同輩の兄弟の可能性もあるため，兄弟無後者卲良・卲乘・縣絡公（絕無後者）を祖の範疇に分類するのがあまり厳密ではないと考え，東陵連鼛をも加えて傍系親族というもう一つの範疇を設けて入れたのである。このほかにも，不辜・兵死・水上・溺人を含む「厲鬼」という範疇を設け，これらの厲鬼が凶攻解の対象で，依頼者と血縁関係のない鬼であることが特徴だと思われるが，他の血縁関係のある鬼（楚先・楚王・直系近祖・傍系親族）と共に祟りを起こしているが，ただ異なる手段を使って対処しているだけであろう。したがって，統一して「人鬼」として扱われるほうが楚人の観念に合致すると考えられる。

[12] 湖北省荊沙鐵路考古隊『包山楚墓』文物出版社，1991 年，一五五頁を参考。

第二章　包山卜筮祭禱簡における天神・地祇・人鬼

一，天神

1．日月

包山卜筮祭禱簡簡文にある「日月」については，多くの研究者が註釈していないため，太阳と月のことを指しているべきと思われる。楚人が太陽と月に対する認識は，子弾庫帛書の中から垣間見ることができる。

> 瀧汨淵滿，未有日月。四神相隔，乃步以為歲。是隹四時，長曰青幹，二曰朱□單，三曰豦黃難，四曰□墨幹。千有百歲，日月允生。（当時の世界は水が満ち溢れ，まだ太陽と月は存在しなかった。そこで四神が交替で歩くことで歳を創出した。これが四時の起源である。四神の長男を青幹といい，次男を朱□単といい，三男を豦黄難といい，四男を□墨幹という。千八百年を経てようやく太陽と月が生まれた。）[13]

この内容から分かるように，楚人は太陽と月が最初からあったのではなく，「歳」の概念が生まれた後，また千百年を過ぎて太陽と月がようやく生じたと認識している。

「月日」とは太陽と月のことを指しており，天神の範疇に属すべきである。「日月」の地位に関しては，『楚辞』の中でよく「日月」という言葉が現れ，「九歌」東君篇のように専ら太陽神を賛美する作品も残っていることから推測すれば，楚人が認識している日神と月神の地位は低いはずがないと考えられる。

2．歳

> 『説文解字』巻三・步部
>
> 木星也。越歷二十八宿，宣徧陰陽，十二月一次。从步戌聲。律歷書名五星為五步。

『説文解字』には歳が木星であることを明確に示しており，包山整理者，劉信芳氏，及び池澤優氏などの学者も同じ観点を持っているが，李零氏は「太歳」（歳煞），即ち古代中国の天文暦学において設けられた木星の鏡像となる仮想の惑星であると解釈した[14]。いずれの説にしても，天上の星にあたるため，本稿では簡文中の「歳」を天神の範疇に入れたのである。

二，地祇

（一）五祀（行・宮行・司命・大門）

1．行・宮行

> 『禮記』月令
>
> 孟冬，其祀行。註：行，在廟門外之西，爲軷壤，高二寸，廣五寸，輪四尺，設主軷上。又道也。

---

[13] 工藤元男『占いと中国古代の社会』東方書店，2012 年，八～十二頁を参考。

[14] 李零「考古發現與神話傳說」『學人』第五輯，江蘇文藝出版社，1994 年 2 月。

『禮記』月令の記載によっては，「行」は即ち道路の神を指している。

包山整理組が「宮」と「行」を二つの神にした説は妥当ではないと考えられる。陳偉氏は簡文に一人以上の神祇に対して犠牲を用いる時は，必ず「各」という言い方を使うと指摘している[15]。「宮行」には白い犬一匹のみを供えることから，両神ではないということが明らかである。また，「行」と「宮行」は同神異名の可能性が高いと指摘されている。両者は同じ犠牲を使い，また同じく地主・後土・社の後ろに配列されているが，必ずしも両神とは言い切れないのであろう。簡 210 と簡 233 は貞人五生が提出した卜筮祭禱案であり，前文では「宮行」という名称を使ったが，後文では「行」を使った。一人の貞人が一神に対して異なる名称を使う可能性が低いため，行神と宮行神は同じ種類の神を指しているが，実は異なる神であると考えられる。このように考えれば，犠牲と配列が一致することも無理はないといえよう。したがって，行神は一般的な道路の神または宮室外の道路の神を指し，「宮行」は普通の行神と区別できるように「宮」という字を付けて宮室内の行神を意味していると考えられる。

2．司命

『周禮』春官・大宗伯

以槱燎祀司中，司命，風師，雨師。注：司中，司命，文昌第五，第四星。

包山簡整理者は『周礼』の記載によって司命が文昌の第四星と考え，その同時に古人が「主知生死，輔天行化，諸惡護善也」と司命を認識していたと指摘している[16]。劉信芳氏は『楚辞』九歌にも「大司命」「少司命」があり，「何壽夭兮在予」一句が明らかに司命は生死を司る神であることを示していると述べた[17]。陳偉氏は司命が宮地主・宮後土と位に相当すると考え，同じ神祇であると指摘している[18]。晏昌貴氏は次のように述べている。

> 司命神は古代の人々の生命に対する信仰と長寿の追求から発祥したのである。まず生命年寿を司る機能神であり，後に星辰崇拝と占星術と結びつき，星辰の神として国家祭典に取り入れられた。漢代に入ると，司令神は人間界に降りて，宮中の小神となった。道教の伝統の中で，司命は人間の体の中に預けられ，「人神」になるのである……このように，天地人のシステムの中では，司命の影が見え，生命年寿を司る機能神としての役割は始終変わっていない。[19]

つまり，歴史時期によって司命は様々な身分の神祇として働いている。簡文の中で司命はよく祘と後土の後に現れて，しかも犠牲を用いて祭祀を行う必要がある。したがって，司命を星（天神）と解釈するのは牽強があると考えられる。『礼記』祭法には司命が七祀，五祀の一つと明記

---

15 陳偉『包山楚簡初探』武漢大學出版社，1996 年 8 月，一六七頁。

16 湖北省荊沙鐵路考古隊『包山楚墓』文物出版社，1991 年，三八八頁（註釈 415）を参考。

17 劉信芳『包山楚簡解詁』藝文印書館，2003 年 1 月，二二八頁を参考。

18 陳偉『包山楚簡初探』武漢大學出版社，1996 年 8 月，一六五～一六七頁を参考。

19 晏昌貴「楚簡所見諸司神考」『江漢論壇』，2006 年第 9 期，九五～九六頁を参考。

されているが，多くの学者はこれが漢儒の仕業だと疑っている。最初は司命を地祇のみと見なし，他の五祀に隷属する神と共に祭祀を行うことは，晏昌貴氏の論述と一致している。文中の神祇の序列と祭品の使用によって，戦国時代の楚地に司命を地祇とみなしたことが明確である。歴史文献によれば，地祇としての司命は五祀に含めるべきか五祀と密接に関係すると推測できる。したがって，本稿では司命を五祀の一つと理解し，地祇の範疇に入れたのである。

3．大門

李零氏は「大門」，すなわち五祀の一つの「門」と指摘し[20]，陳偉氏もこの説に賛成している[21]。簡文の 233 条の中で，「大門」は「宮後土」と「行」の後に並べて，しかも行神と同じ犠牲を用いるため，本稿においても簡文の中「大門」は，まさに五祀の一つの「門」と考え，五祀の範疇に入れたのである。

（二）土地神

1．後土・社・地主について，以下の文献が挙げられる。

『周禮』春官・大宗伯

王大封，則先告後土。鄭玄注：後土，土神也。

『左傳』昭二十九年

土正曰后土。杜註：土爲羣物主，故稱后也。其祀句龍焉，在家則祀中霤，在野則爲社。

『説文解字』巻二・示部　社

地主也。从示，土。

『詩経』小雅・甫田

以社以方。疏：社，五土之神，能生萬物者，以古之有大功者配之。共工氏有子句龍爲后土，能平九州，故祀以爲社。后土，土官之名，故世人謂社爲后土。杜預曰：在家則主中霤，在野則爲社。

以上の歴史文献の中から分かるように，後土・社・地主はすべて土地神で，三者の関わりを発見するのも難しくない。劉信芳氏は屈原の『九歌』に登場する土地神の「雲中君」が簡文中の土地神と密接な関係があり，後土とは主に土地神の神霊を指し，雲中君は土地神の人格化であり，「宮地主」「地主」「地主」は特に宮，野，及び当地の土地神の神位を指すが，「社」はある居住区に共同で設けられた土地神を祭る廟のことを指すと指摘している[22]。陳偉氏は攷詞に「太」または「蝕太」が非人鬼類の神と共に五回現れたことがあり，このうちに後土が三回その後ろに配列されており，ほかの二回はそれぞれ社と地主が配列されている。これは同時に天と

[20] 李零「包山楚簡研究（占卜類）」『中国典籍与文化論叢』第一輯，中華書局，1993 年 9 月。
[21] 陳偉『包山楚簡初探』武漢大學出版社，1996 年 8 月，一六八頁を参考。
[22] 劉信芳『包山楚簡解詁』藝文印書館，2003 年 1 月，二二七頁（「社」の註釈）を参考。

地の神に祭祀を行い，またある程度で文献に示した後土，地主と社の同一性をも簡文に反映していることを明らかに示していると述べた[23]。晏昌貴氏もこの三者について，以下のように言及している。

> 楚の卜筮簡で三者は同時に出現しているが，用いる祭品がお互いに違うため，後土，地主と社が簡文にそれぞれで同じ神祇ではないことを明らかに示している。社，後土，地主の名称の違いは，異なる地域から来た人々の大地の神に対する信仰によるかもしれないが，人口の移動と交流の頻繁さと伴い，次第に合流してきた。このような合流はずっと前から発生していたかもしれないので，また文献の記載も少なく，正確に区別ができなくなった。その源から見れば，「社」は東方夷人，「後土」は西土，「地主」は南方の信仰からきたようである。戦国時代になると，「社」の神職は最も広く，地主がその次で，後土が最も狭いのであった[24]。

要するに，三者とも土地神であり，同種類の神であるため，地祇の範疇に分類した。簡文によると，三者は同時に同一の卜筮祭禱案には現れないことが分かる。これは三者がそれぞれの役割と分担があるかもしれないと考えられる。配列されている位置から見れば，後土はいつも太または蝕太の後に付く。用いる犠牲から見れば，社の祭品は全狙で，規格が比較的高い。したがって，後土と社の地位が地主より高いことがわかる。

2．宮地主・野地主・宮後土

「後土」からは，さらに職能が限られている「宮後土」が生じ，「地主」からもまた細分化して「宮地主」と「野地主」が生じたのである。挙げている文献資料によって，「宮後土」と「宮地主」は司宅の土地神であるが，「野地主」は郊外の土地神であることが分かる。その一方で，簡文の 207 条に「野地主」と「宮地主」は同時に登場することから，二者が同一の神ではなく，それぞれその職務を司っており，それぞれその役割を果たしていると推測できる。

3．司禍

包山簡整理者は「司禍」が神祇の名のみと述べ，具体的にどのような神であるかについては，はっきりと論述していない[25]。李零氏は「司禍」を「司禍」と読むべきと指摘した。また，この神は「司命」と関係があり，前者が「大司命」で，後者が「小司命」であると述べた[26]。胡雅麗氏は，二者とも星神で，司禍が「司中」であり，いわゆる人間の命数を司ってその過失によって寿命を奪う司過の神であると考えている[27]。湯璋平氏は『漢書』天文志の記載を挙げて司禍

---

[23] 陳偉『包山楚簡初探』武漢大學出版社，1996 年 8 月，一六二～一六四頁を参考。

[24] 晏昌貴「楚卜筮簡所見地祇考」『簡帛術數與歷史地理論集』，商務印書館，2010 年 8 月，一九六頁を参考。

[25] 湖北省荊沙鐵路考古隊『包山楚墓』文物出版社，1991 年，三八八頁（註釈 416）を参考。

[26] 李零「包山楚簡研究（占卜類）」『中国典籍与文化論叢』第一輯，中華書局，1993 年 9 月。

が文昌宮の第六星の司灾であると述べた[28]。晏昌貴氏は録籍の神であると考えている[29]。陳偉氏は，禍という字が罪を犯すという意味も持っており，また『抱朴子』微旨に記載している「灶神亦上天白人罪状」を引用して司禍は即ち五祀の一つの灶であると推測している[30]。

簡文に登場する神祇は大体種類に案じて配列されているため，いつも司命の後，大水の前に配置されていることから，天神ではなくて地祇の範疇に属すべきと推測される。しかしながら，具体的にいかなる神を指しているかについては，より明確な証拠が必要である。

（三）山川神

1．五山

簡文では「五山」に対して犠牲を供える時に，「各」という字を使うことから，一つの山ではなく，五つの山を指しているのが明らかである。李零氏は五大名山を指すべきだと指摘したが，具体的な山の名称や位置は不明である。また，簡文にある「岷山」がそのうちの一つである可能性をも指摘した[31]。陳偉氏は『漢書』地理志の原注を引用して沇山のことを指しているかもしれないと推測し，簡文に登場した「二天子」もそのうちに含まれている可能性，及び「五山」と「五岳」と関連性があるのではないかと指摘した[32]。甲骨卜辞にはすでに神霊として祭祀を受けている「五山」と「十山」があると指摘した学者もいるが，「祭不過望」という原則があるため，実際には簡文にある「五山」とは何の関係もなく，地域によって自らの五山の神霊があるのみと考えられる。「五山」とは楚の国の境内にある五つの神山を指していると推測されるが，具体的な地理位置についてはまだ考察が必要である。

2．大水

包山整理者は『史記』封禅書の記載によって「大水」は即ち天水であると述べた[33]。その他，異なる出典によっては，「洪水説」「淮河説」「大波説」「漢水説」「星神説」「海神説」といったような様々な解釈がある。筆者は湯餘恵氏が言及した「祭不過望」という説に傾いており，「大水」は楚の国の中で最も大きな川，つまり長江を指しているのではないかと考えている[34]。

---

[27] 胡雅麗「楚人宗教信仰芻議」『江漢考古』，2001 年第 3 期，六二を参考。

[28] 湯璋平「従江陵楚墓竹簡看〈楚辭・九歌〉」『出土文獻與〈楚辭・九歌〉』中國社會科學出版社，2004 年 9 月。

[29] 晏昌貴「楚簡所見諸司神考」『江漢論壇』，2006 年第 9 期，九六～九七頁を参考。

[30] 陳偉『包山楚簡初探』武漢大學出版社，1996 年 8 月，一六八～一六九頁を参考。

[31] 李零「包山楚簡研究（占卜類）」『中国典籍与文化論叢』第一輯，中華書局，1993 年 9 月。

[32] 陳偉『包山楚簡初探』武漢大學出版社，1996 年 8 月，一七〇頁を参考。

[33] 湖北省荊沙鐵路考古隊『包山楚墓』文物出版社，1991 年，三八八頁（註釈 417）。

[34] 湯餘惠『戰國銘文選』吉林大學出版社，1993 年 9 月，一五三頁を参考。

3．二天子

『山海経』中山経

又東南一百二十里，曰洞庭之山，其上多黄金，其下多銀鐵，其木多柤梨橘櫾，其草多葌蘼蕪芍藥芎藭。帝之二女居之，是常遊于江淵，澧沅之風，交瀟湘之淵，是在九江之間，出入必以飄風暴雨。

『山海経』海内経

南海之内有衡山。有菌山。有桂山。有山名三天子之都。

『山海経』海内南経

天子鄣山在閩西海北。

包山整理者は神祇の名と述べ，より具体的な註釈はないのである[35]。劉信芳氏や湯餘恵氏はともに「二天子」と『山海経』にいう「三天子之都」及び「天子鄣山」を結びつけて論じたが，前者は「三天子」が「二天子」の書き間違いとし[36]，後者は「二天子」が「三天子」のうちの二つの山を指していると述べた[37]。どちらかと言えば，湯餘恵氏の論述がより説得力があると考えられる。

4．峗山

『廣韻』巻一・危

峗：三峗，山名。通作危。

『尚書』禹貢

三危既宅。疏：在鳥鼠西，與嶓山近，黒水出其南。卽三苗地。

『漢書』地理志・南郡　高成県注

沱山，沱水所出，東入緜。

朱暁雪氏によると，当初は「峉」と読むことが多かったが，実は「峗」と読むこともできる。如何に読むべきかについては，具体的な語例によって区別するので，ここでしばらく「峗」と読む[38]。晏昌貴氏は『廣韻』を引き，字書の中で「峗」はすべて三危山を指すと指摘した[39]。陳偉氏は『漢書』地理志を引用して沱山であると推測し，「五山」との関わりをも疑っている[40]。祭品から考えれば，峗山に対してはよく「羔」を用いるが，五山に対しては「牂」を用いるので，二者が関わりを持つ可能性はきわめて低いといえよう。峗山は間違いなく楚の国の境界内に存在する神山であるため，『漢書』地理志によって現在湖北の境界内にある沱水の源がまさに

35 湖北省荊沙鐵路考古隊『包山楚墓』，文物出版社，1991 年，三八八頁（註釈 418）。
36 劉信芳『包山楚簡解詁』藝文印書館，2003 年 1 月，二三〇頁。
37 湯餘惠「包山楚簡讀後記」『考古與文物』，1993 年第 2 期。
38 朱暁雪「包山楚墓文書簡，卜筮祭禱簡集釋及相關問題研究」吉林大學博士學位論文，2011 年 5 月。
39 晏昌貴「楚卜筮簡所見神靈雜考（五則）」『簡帛』第一輯，上海古籍出版社，2006 年 10 月。
40 陳偉『包山楚簡初探』武漢大學出版社，1996 年 8 月，一七〇頁を参考。

沱山にあることから，陳偉氏の推測がより高い可能性を持っていると考えられる。

5．高丘・下丘

「下丘」という言葉は歴史文献にはあまり見えないが，「高丘」という言葉は『楚辞』によく登場し，李零氏はまさに「哀高丘之無女」の「高丘」かもしれないと指摘した[41]。その一方で，「高丘」が楚の国内の地名として鄂君啓節銘文に登場したことから，多くの学者は「高丘」と「下丘」が具体的な祭祀場所を指すと考えている。晏昌貴氏は祭祀場所ではなく神祇の名であるべきと考え，以下のように述べている。

> 楚の卜筮簡の文例から見れば，祭品の前はすべて神祇の名称で，例外なく単一の神霊には直接その祭品を明記し，二つあるいは二つ以上の場合には「各」の字で区別する。本条の「高丘，下丘，各一全豢」の「高丘」と「下丘」をも神霊と理解すべきである。また，「高丘，下丘」を具体的な地名として理解すると，高丘と下丘の二つの場所でそれぞれ「一全豢」を用いて祭ったが，これでは祭られる対象は何であろうか。簡文には示してない。もしそれは簡文の前の「太」以下の神々を指しているといえば，これらの神々は「全豢」を使っているものは一つもなく，明らかにそうではないといえよう。他には，「高丘」が地名であれば，長江三峡地区でも淮河流域でも，その近くで「下丘」という地名を見つけるのは難しい。したがって，「高丘」と「下丘」は二つの「丘」の神名と理解すべきで，李零氏の最初の説はより正しいかもしれないのである。[42]

晏昌貴氏の説はより説得力があると考えられ，本稿では，「高丘」と「下丘」を神祇名と理解し，山川神の一つに分類した。

（四）方位神

南方

> 『漢書』郊祀志下
>
> 中央帝黄靈后土畤及日廟，北辰，北斗，填星，中宿中宮於長安城之未墬兆；
>
> 東方帝太昊青靈勾芒畤及雷公，風伯廟，歲星，東宿東宮於東郊兆；
>
> 南方炎帝赤靈祝融畤及熒惑星，南宿南宮於南郊兆；
>
> 西方帝少皞白靈蓐收畤及太白星，西宿西宮於西郊兆；
>
> 北方帝顓頊黑靈玄冥畤及月廟，雨師廟，辰星，北宿北宮於北郊兆。

「南方」は四方神の一つを指し，四方神を祭ることは古くから行われていた。『禮記』月令にはそれぞれの五神，つまり春神句芒，夏神祝融，中央後土，秋神蓐收，冬神玄冥といった五神のことが記されている。また，この五神が『漢書』郊祀志下に記されている五つの方位に対応

41　李零「考古發現與神話傳說」『學人』第五輯，江蘇文藝出版社，1994 年 2 月。

42　晏昌貴「楚卜筮簡所見地祇考」『簡帛術數與歷史地理論集』，商務印書館，2010 年 8 月。

している。すなわち，中央帝の後土，東方帝の太昊，南方炎帝の祝融，西方帝の少昊，北方帝の顓頊である。一方，秦家嘴 M99 号坑から出土した簡 11 は「綴（纓）之吉玉北方一環」[43] と記されており，その「北方」は天星觀卜筮祭祷簡に登場した「西方」，包山卜筮祭祷簡に登場した「南方」との関係が興味深いであろう。

三，人鬼

（一）楚先（老僮，祝融，鬻畬）

1．老僮

「楚先」は楚の先祖であり，簡文には特に「老僮，祝融，鬻畬」という三者のことを指している。『大戴礼記』帝系や『山海経』大荒西経には「老童」に作ったが，『山海経』西山経には「耆童」に作ることから，老僮・老童・耆童が違う文字を用いたが，同じ人物を指していることが分かる。包山整理者は『史記』楚世家や集解に記載されている「譙周曰老童即卷章」を引用して，「老童」は即ち「卷章」ということを説明した[44]。劉信芳氏は卷章が「老童」の訛誤であるべきだと指摘している[45]。

2．祝融・鬻畬

「媸畬」とは，すなわち『史記』楚世家の中で言及された「吾先鬻熊」の「鬻熊」である。この説に対してはコンセンサスを得ているが，主に字形構造について論争が起こっている。ここでは贅言しないのである。陳偉氏は楚人が祝融と鬻熊に対して祭祀を行うことについて，『左傳』僖公二十六年や『史記』楚世家などの文献で確認できるが，老僮をも含めて祝融と鬻熊と共に並べて祭祀を受けることは包山楚簡から得た新しい認識であると指摘した[46]。

（二）楚王（畬鹿～武王・邵王）

1．畬鹿～武王

「武王」が楚の武王熊通を指すことは明確であるが，荊王の「畬鹿」については，諸説紛々である。最初は熊繹と解釈されたが，後に鬻熊の子である熊麗と解釈すべきだと考えられている。『史記』楚世家の記載によっては，熊繹が熊麗の孫であり，周王室から正式に認められ，楚地に封ぜられた最初の楚王であることがわかる。『墨子』非攻下に熊麗は越・斉・晋三国の創始者と並んでいることから，自ら王になったことを示している。陳偉氏は，『史記』楚世家は周王の冊

43 蔡麗利「楚卜筮総合研究」吉林大学博士学位論文，2012 年 6 月。

44 湖北省荊沙鐵路考古隊『包山楚墓』，文物出版社，1991 年，三八八頁（註釈 422）。

45 劉信芳『包山楚簡解詁』藝文印書館，2003 年 1 月，二三一頁。

46 陳偉『包山楚簡初探』武漢大學出版社，1996 年 8 月，一七〇頁を参考。

封を受けた楚君と述べ，『墨子』非攻下は実際の立国者を反映しているため，互いに背反するとは限らないと指摘した。何琳儀氏は，熊麗は楚世系で初めて「熊」を姓氏とした先王なので，戦国の楚人の祭祀で特殊な位置を占めていると指摘した[47]。劉信芳氏も「熊麗」と読むべきだと指摘し，簡文には昭佗が祭祀した楚の先祖には老僮，祝融，鬻畲があり，また熊麗から武王まで祭祀を行い，それなら前後がつながっており，完全な祭祀の系譜となっていると指摘した[48]。

その一方で，清華簡の『楚居』簡 7 には「至宵（霄）嚚（敖）畬（熊）鹿自焚（徙）居宵」と記載されており，整理者は「宵（霄）嚚（敖）畬（熊）鹿」を「宵敖熊坎」とし，包山簡の中の「熊鹿」をも宵敖としている[49]。『史記』楚世家二十七年の記録によると，霄敖は熊通の父であり，楚の第十五位の国君である。霄敖が死んだ後，息子の蚡冒が即位し，蚡冒が死んだ後に，熊通は蚡冒の息子を殺して自ら「武王」になった。つまり，霄敖から武王まではただ三人が楚の国君として務めた。簡文で老僮・祝融・鬻畲の三人を祭る場合に，明らかに「各」を使っており，三人の名をも明らかに示して並列している。それなら，同じく霄敖・蚡冒・武王の三人だけを祭るのは，「自……以就」という言い方を使い，また祭品「五牛，五豕」を用いるのが妥当ではないので，包山楚簡の「畬鹿」を宵敖熊坎と読むのは難しいといえよう。

2．邵王

『史記』楚世家

十三年，平王卒。將軍子常曰：「太子珍少，且其母乃前太子建所當娶也。」欲立令尹子西。子西，平王之庶弟也，有義。子西曰：「國有常法，更立則亂，言之則致誅。」乃立太子珍，是為昭王。

「邵王」は，邵氏の始祖で，すなわち楚の昭王の熊軫のことを指している。

（三）直系近祖

1．文坪夜君

簡 240 に「文坪夏（夜）君子良」と書いてあり，「文」は子良の名で，坪夜という地域に封じられたので，平夜君と呼ばれていると考えられる。簡 200・203・214・241 に文坪夜君子良はいつも邵王の後に配置されている。また，『左伝』哀公十七年の記載によっては，「子良」という「王子」がおり，『白虎通』巻九・姓名に「王者の子は，王子と稱す」という記載から，この「子良」がすなわち楚の昭王の子で，楚の恵王の弟であることがわかる。呉郁芳氏は，子良という王子は恵王の弟であり，恵王の名は章で，子良の名は文であるのがまさに呼応していると指摘

---

47 何琳儀「包山竹簡選釋」『江漢考古』，1993 年 4 期。

48 劉信芳『包山楚簡解詁』藝文印書館，2003 年 1 月，二四九頁。

49 李学勤主編『清華大学蔵戦国竹簡（壱）』中西書局，2010 年 12 月，一八七頁。

した[50]。また，湖北から出土した曽侯乙墓の遣策にも「坪夜君」が現れ，劉信芳氏はこの「坪夜君」が『左伝』に記されている恵王の弟の子良と包山楚簡の文坪夜君が同じ人である可能性があると指摘した[51]。

2．邔公子䒜（春）

「邔」は地名で，「邔公」はこの地の県公を指しており，「子春」は字である。邔公子春が楚の昭王の孫で，文坪夜君の子の説については特に異議がないが，邔地の具体的な位置についてはまだ定着されていないのである。

また，黄浩波氏は，上博簡八の『命』『王居』に登場している「令尹子春」と包山簡の「邔公子春」との関わりを指摘している[52]。

3．司馬子音

『禮記』曲礼上

君子抱孫不抱子。此言孫可以為王父尸，子不可以為父尸。

司馬子音は，邵佗の祖父で，簡文では「新（親）王父」とも呼ばれている。『礼記』曲礼上によると，王父はつまり祖父のことを指す。

4．蔡公子家

蔡公子家は邵佗の父であり，簡文では「新（親）父」とも呼ばれている。「蔡」は地名であり，子家は蔡県の県公であるため，「蔡公子家」と呼ばれている。包山整理者は「蔡」が現在の安徽省風台県にあると考えている[53]。徐少華氏は「蔡」が蔡国の初期居住地，すなわち現在の河南省上蔡であるべきで，また『淮南子』人間訓及び道応訓には楚の宣王と威王の時代に登場した上蔡令子発と蔡公子家とは同一人物である可能性もあるのではないかと述べた[54]。劉信芳氏は『淮南子』に登場した子発がすなわち簡文に現れた「東陵連（敖）子発」で，横死の後，邵佗の父が蔡地を世襲して蔡公子家と呼ばれたのであると指摘した[55]。

5．夫人

簡文では「新母」とも呼ばれる。邵佗の母，子家の妻を指す。劉信芳氏は昭王から蔡公子家

50 吳鬱芳「包山二號楚墓墓主邵佗家譜考」『江漢論壇』，1992 年 11 期，六四～六六頁。
51 劉信芳『包山楚簡解詁』藝文印書館，2003 年 1 月，二一五頁。
52 黄浩波「試說令尹子春即邔公子春」簡帛網，2011 年 10 月 27 日。
53 湖北省荊沙鐵路考古隊『包山楚墓』文物出版社，1991 年，三八八頁（註釈 365）。
54 徐少華「包山楚簡釋地十則」『文物』，1996 年第 12 期。
55 劉信芳『包山楚簡解詁』藝文印書館，2003 年 1 月，二三八頁。

までのそれぞれの夫人を指すと考えている[56]が，簡文は一人以上の祭祀対象に祭品を使うとき，必ず「各」を使うことから考えれば，劉信芳氏の説は妥当ではないと考えられる。陳偉氏は，女性の祖先は「新母」の一人だけで，祖先の祭祀は主に男性を対象にしていることが明らかであると指摘した[57]。

（四）傍系親族

１．東陵連囂子發

簡 225 では明らかに「殤東陵連蹶（敖）子發」と記されている。「東陵」は地名で，『尚書』禹貢と『漢書』地理志の顔師古注では「東陵」または「東陵鄉」が見えるが，具体的な地理的位置はそれぞれ諸説がある。「連蹶」は「連敖」で，春秋時期の楚の官職である。『史記』淮陰侯列伝には「連敖」という言葉が現れ，裴駰の『史記集解』は徐広の注を引いて「典客なり」と述べ，司馬貞の『史記索隠』は張晏の注を引いて「司馬なり」と述べた。

「殤」とは夭折した者を指し，さらに『説文解字』では長殤，中殤，下殤に分けられている。『楚辞』には，「国殤」という戦死者を「鬼雄」と讃える詩歌もある。したがって，「殤」は比較的広範な概念であるべきで，若死にした人のみならず，国のために殉死した戦死者や非業の死を遂げた死亡者を指す可能性もある。

上述したように，子發は東陵の連囂であり，簡文中の位置配列や祭品の使用から，邵佗の叔父か伯父であるべきだと推測できる。また，子發はすでに連敖に任命されているため，夭折で死ぬわけにはいかないと考えられる。劉信芳氏は，『荀子』彊国と『淮南子』道應訓，人間訓両篇に登場する「子発」が，まさに簡文の「東陵連敖子発」であり，二人の生活時代が相当するだけでなく，子発は楚威王に追われ，恐らく寿命を全うできなかったことも，まさに簡文中の「殤」（子発）と身分が一致していると指摘した[58]。また，『列女伝』母儀には楚将の子発の母に関する物語が記載されており，この楚将を簡文中の「子発」と認定すれば，この賢明な母はすなわち司馬子音の夫人で，つまり邵佗の祖母であると推測できる。

２．䚉（兄）俤（弟）無後者卲良，卲乘，縣鼁（貉）公（絕無後者）

「無後者」とは，子孫のいない人のことである。この三者はいずれも邵佗の兄弟で，そのうちの縣鼁公は県公という官職を努めていたのであり，呉郁芳氏は『戦国策』策二に言及する「宛公昭鼠」ではないかと指摘した[59]。『禮記』祭法に「大夫立三祀：曰族厲，曰門，曰行」と述べ，

---

[56] 劉信芳『包山楚簡解詁』藝文印書館，2003 年 1 月，二一六頁。
[57] 陳偉『包山楚簡初探』武漢大學出版社，1996 年 8 月，一七三頁。
[58] 劉信芳『包山楚簡解詁』藝文印書館，2003 年 1 月，二三八頁。
[59] 吳鬱芳「包山二號楚墓墓主邵佗家譜考」『江漢論壇』，1992 年 11 期。

孔穎達の疏に「族厲と曰ふ者は，古大夫の後無き者の鬼を謂ふ。族は，眾なり。大夫は眾多にして，その鬼後無き者衆し。故に「族厲」と言ふ」と述べた。董珊氏は，この三者はいずれも祟りになる可能性のある人鬼で，つまり『祭法』でいう「族厲」であるべきだと指摘した[60]。

（五）厲鬼

1．不辜

包山整理者は睡虎地秦簡『日書』詰咎篇を引用し，「不殆」はつまり「不辜」，鬼名であり，冤罪で殺された鬼を指すと述べた[61]。『日書』詰咎に二箇所で「不辜鬼」が現れる上，二つの祓除案を記されている。その一つはドアの上で灰を塗って祭って，十日後に白茅で包んで郊外に埋め，もう一つは牡棘草の剣で刺すのである[62]。

2．兵死

『釋名』釋喪制

戰死曰兵，言死為兵所傷也。

『淮南子』説林訓

戰兵死之鬼憎神巫，盜賊之輩醜吠狗。高誘注：兵死之鬼，善行病人，巫能祝劾殺之。

『釋名』釋喪制によると，「兵死」は戦死の鬼を指すという。饒宗頤氏は「兵死」が『楚辞』九歌に登場する「国殤」に相当すると指摘した[63]。簡 239，240，241 の内容によっては，この時邵佗はすでに重体になっているため，『淮南子』説林訓の中で言及した「兵死の鬼」と関わる可能性があると考えられる。

3．水上・溺人

「水上」と「溺人」は，いずれも水で死んだ鬼を指す。その中で，「溺人」は明らかに溺死者を指す。李零氏は，前者は水に漂い，後者は水に沈んでいると述べた[64]。

---

60 董珊「楚簡中從“大”聲之字的讀法（二）」武漢大學簡帛網，2007 年 7 月 8 日。

61 湖北省荊沙鐵路考古隊『包山楚墓』文物出版社，1991 年，三八八頁（註釈 426）。

62 睡虎地秦墓竹簡睡虎地秦墓竹簡整理小組 編著『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社，1978 年。

63 饒宗頤「中文大學文物館藏建初四年“序寧病簡”與包山簡 ── 論戰國，秦，漢解疾禱祠 之諸神與古史人物」『華夏文明與傳世藏書 ── 中國國際漢學研討會論文集』中國社會科學出版社，1996 年 11 月，六六二～六六七頁を参考。

64 李零「考古發現與神話傳說」『學人』第五輯，江蘇文藝出版社，1994 年 2 月。

四，不明

1．犬・蟲衎

多くの学者は簡文の中の「犬」が，「太一」を指しており，つまり『楚辞』九歌に載っている「東皇太一」であると考えている。劉信芳氏は「蟲衎」は太一が住んでいる星が隠れて見えない様子だと考えている[65]。陳偉氏もこの説に従い，「太一」を天神として扱っているが，ただの一つだけではないと指摘した[66]。池澤優氏は，「犬」と「蟲衎」を天神と見なす説はいずれも証拠不明で，両者を不詳という範疇に分類した[67]。「犬」と「蟲衎」は常に首位で祭られ，また祭品から見ると，確かに地位の崇高で尊い神であることがわかる。しかし，「犬」と「蟲衎」が受けている祭品は異なり，前者は「備（佩）玉」または「一璜」，後者は「一全豤（豢）」を用いるので，明らかに二つの神であることを示しているが，具体的にいかなる神を指しているのかはまだ考察が必要である。

2．晉

簡 219 で二箇所に「晉」という文字が現れた。この文は全体的に解読しにくい内容であり，学者によって全く違う解読をしている。当初は「害」と解釈すべきだと考えていたが，現在では「巫」と解釈することが多く，本文は朱暁雪氏の見解[68] に従い，しばらく「巫」と読む。劉信芳氏が楚人の祭る巫は巫咸であるべきだと指摘したのは参考になると考えられる[69]。簡 244 の内容と天星観卜筮祭祷簡 5-02「墾（舉）禱觀豬豕」により，巫（晉）に対しては犠牲を用いて祭るのが明らかである。『尚書』周書・君奭によると，巫賢は商王の祖乙の時期に神と商王の間の媒介任務を務めた大巫であり，『楚辞』离騒の王逸注の内容によると，巫咸は神巫と見なされていた。また，『論衡』言毒に巫咸が人を長生きさせて，病気を除いて災害を取り除く能力があると述べた。簡文中で「巫」に言及する時，ちょうど邵佗は胃病があって，息が苦しくなっている時期なので，邵佗を長生きさせてその病気と災厄を取り除こうとする部分が合致していて興味深いと考えられる。本稿は李家浩氏の説[70] に従って，簡文の内容をしばらく「琥に現れている祟りを解除するため，良い月の良い日を選んで，琥を（鬼神）に贈る。その上で，（残った）玉を巫の身につけ，速やかに（祟りを祓う？）儀式を行う」と訳したが，楚人がいったいどの

---

65 劉信芳『包山楚簡解詁』藝文印書館，2003 年 1 月，二二六頁。

66 陳偉『包山楚簡初探』武漢大學出版社，1996 年 8 月，一六一～一六二頁。

67 池澤優，「祭られる神と祭られぬ神―戦國時代の楚の『卜筮祭禱記録』竹簡に見る靈的存在の構造に関する覚書」『中國出土資料研究』創刊號，1997 年，二六頁。

68 朱暁雪「包山楚墓文書簡，卜筮祭禱簡集釋及相關問題研究」吉林大學博士學位論文，2011 年 5 月。

69 劉信芳『包山楚簡解詁』藝文印書館，2003 年 1 月，二三四頁。

70 李家浩「包山卜筮簡 218-219 號研究」『長沙三國吳簡暨百年來簡帛發現與研究國際學術研討會論文集』中華書局，2005 年 12 月。

ように「巫」を見なしているのかはまだ明確ではないと考えられる。

3．人愚

包山楚簡整理組は，楚人自身が老僮の子孫・華夏の出身であり，禹と共同の祖先があったと思い，大禹に対して祭祀を行うため，「人愚」がつまり大禹のことを指すと述べた[71]。池澤優氏も同じ意見を持ち，「人禹」のみを「神話上の神」という単独の範疇に分類したのである[72]。呉郁芳氏は，古代に鬼，禺は同じ文字で，「人鬼」と読むべきで，『周礼』春官・大宗伯の中に言及する「天神，人鬼，地祇の理」の「人鬼」がすなわち簡文中の「人愚」だと指摘した[73]。劉信芳氏は古代の巫は鬼の代わりに土偶または木偶で解除儀式を行ったことが多いため，「人偶」と読むべきだと指摘した[74]。朱暁雪氏はほかの学者の意見をも並べてから，「人愚」を「鬼」の範疇に分類したが[75]，その分類理由を書いていないのである。

4．禦禮・禮

包山整理者は「禦禮」を「明祖」，「禮」を「祖」と読むべきだと述べた[76]。『周禮』春官宗伯や秋官司寇には「盟詛」という言葉が出ており，これによって「盟詛」と読むべきだという学者もいて，すなわち結盟と呪いをつかさどる神を指すと考えている。他に，出土資料の九店楚簡 56-34「利以説禦禮」，望山簡 1-78「與禦禮」，及び睡虎地秦簡「日書」740「利以説明組」にも見える。しかしながら，本稿では，例文があまりにも単一であり，明らかに「禦禮」が「明祖」，または「盟詛」であるのを示していないので，不明の範疇に入れたのである。

5．漸木立

「漸木立」については諸説紛々である。劉信芳氏は，「漸木」がつまり「建木」であり，「立」がその神名だと述べた[77]。また，「漸木」というのは鬼名であり，「立」はすなわち「位」であり，神位のことを指しているという説もある。『楚国歴史文化辞典』には，漸木が「建木」と読む可能性があり，伝説によると，建木は影がなく，人には後継ぎがなく，まるで建木のように影がなく，「繼（絶）無後者」が建木立に攻解するのはその相類の意味を取っていると述べた。『山

71 湖北省荊沙鐵路考古隊『包山楚墓』文物出版社，1991 年，三八五頁（註釈 354）。
72 池澤優，「祭られる神と祭られぬ神―戦國時代の楚の『卜筮祭禱記録』竹簡に見る靈的存在の構造に関する覚書」『中國出土資料研究』創刊號，1997 年，二七頁。
73 吳鬱芳「〈包山楚簡〉卜禱簡牘釋讀」『考古與文物』，1996 年第 2 期，七六～七七頁。
74 劉信芳『包山楚簡解詁』藝文印書館，2003 年 1 月，二一三頁。
75 朱暁雪「包山楚墓文書簡，卜筮祭禱簡集釋及相關問題研究」吉林大學博士學位論文，2011 年 5 月。
76 湖北省荊沙鐵路考古隊『包山楚墓』文物出版社，1991 年，三八七頁（註釈 410）を参考。
77 劉信芳『包山楚簡解詁』藝文印書館，2003 年 1 月，二五〇頁。

海経』海内經にも「建木」という言葉が出てきて，「青葉紫茎，玄華黄実」だとその様子を説明し，百仞の高さなのに幹のない木だと記されている。郭璞の注釈によると，建木の下で叫んでも声がなく，立っても影がないので，神木であるといえよう。また，『淮南子』墜形訓に「建木在都廣」とその位置を示しており，さらに「南方曰都廣」と記されている。それなら，楚の国には不思議な「建木」という神木があり，人々は神木に対しての攻解儀式を通じて，願い事を実現させようと願っていたと大胆に推測できる。しかし，このような解読には明確な証拠が欠けている。池澤優氏は漸木立を小神（五祀）の範疇に分類し[78]，朱暁雪氏は鬼の範疇に分類した[79]が，どちらもその分類理由の詳細を書いていない。したがって，本稿では漸木立をも「不明」とし，より明確な出土文献と歴史資料の検証を期待している。

終わりに

簡文を分析することによって，以下のように祭禱対象と囟攻解対象には一定の法則が含まれており，また楚の独自の鬼神信仰の一端を垣間見ることができる。

１．供犠供物を伴う祭禱対象と供犠供物を伴わぬ囟攻解対象は決して混用されない。両者の間には明確な区別があり，池澤優氏は神・鬼と直接コミュニケーションできるかどうかに関係があると考えており，筆者はこの説に従うことができると考えているが，また他にも特別な理由があると考えられる。

２．祭禱対象の配列にも規則がある。ほぼ同じ種類が並べられ，同時に前後の位置の配列から尊卑を推測することができ，前に並ぶのは地位が高くて供犠供物の規格も高く，逆に後ろに並ぶのは地位が低くて供犠供物の規格も低下する。

３．祭禱対象の中で最も出現頻度が高いのは祖先神である。これは戦国時代における楚人の祖先神への依頼程度をある程度示していると考えられる。

４．祭禱対象と思攻解の対象は人・神・鬼に関わり，自然界とも密接に関連しており，その反映した祭祀文化の多様性は戦国時代の楚人の神秘的な精神世界を示している。

包山卜筮祭禱簡のほかに復元できない残簡・断簡が多く，総合的に整理して比較することが難しいので，研究の進展に大きな障害がある。また，簡文に意味不明または論争中のところが多く，本稿にはまだ不足なところが多く残っており，今後も研究に力を注いで補足していきたいと考えている。

（ちょう　さん・中国文化論研究室）

---

78 池澤優，「祭られる神と祭られぬ神―戰國時代の楚の『卜筮祭禱記錄』竹簡に見る靈的存在の構造に関する覚書」『中國出土資料研究』創刊號，1997 年，四三頁。

79 朱暁雪「包山楚墓文書簡，卜筮祭禱簡集釋及相關問題研究」吉林大學博士學位論文，2011 年 5 月。

主要参考文献

古典籍（五十音順）
『漢書』，中華書局，1997
『山海經』，中華書局，2009
『周禮』，中華書局，1987
『春秋左傳詁』，中華書局，1987
『史記』，中華書局，1996
『周易正義』，北京大學出版社，2000
『爾雅正義』，中華書局，2017
『荀子集解』，中華書局，1996
『尚書正義』，北京大學出版社，2000
『釋名』，中華書局，1985
『説文解字注』，藝文印書社，2006
『説苑校證』，中華書局，1987
『楚辭』，中華書局，2019
『莊子集釋』，中華書局，1985
『大戴禮記解詁』，中華書局，1983
『文選』，上海古籍出版社，2005
『毛詩正義』，北京大學出版社，2000
『淮南子集釋』，中華書局，1998
『論衡校釋』，中華書局，1990

論文（年代順）
李　学勤（1988）「論包山楚簡中一祖先名」『文物』，1988 年第 8 期。
李　学勤（1989）「竹簡卜辞と商周甲骨」『鄭州大学学報』，1989 年第 2 期。
彭　　浩（1991）「包山二號楚墓卜筮和祭禱竹簡的初步研究」『包山楚墓』上，北京文物出版社，1991 年。
吳　鬱芳（1992）「包山二號楚墓墓主邵佗家譜考」『江漢論壇』，1992 年 11 期。
何　琳儀（1993）「包山竹簡選釋」『江漢考古』，1993 年 4 期。
湯　餘惠（1993）「包山楚簡讀後記」『考古與文物』，1993 年第 2 期。
劉　信芳（1993）「包山楚簡神名與『九歌』神祇」『文學遺產』，1993 年第 5 期。
李　　零（1993）「包山楚簡研究（占卜類）」『中国典籍与文化論叢』第一輯，中華書局，1993 年 9 月。
李　　零（1994）「考古發現與神話傳說」『學人』第五輯，江蘇文藝出版社，1994 年 2 月。
工藤元男（1996）「簡帛資料からみた楚文化圏の鬼神信仰」『日中文化研究』第 10 號，1996 年。
徐　少華（1996）「包山楚簡釋地十則」『文物』，1996 年第 12 期。
陳　　偉（1996）「包山楚簡所見幾種身分的考察」『湖北大學學報』，1996 年第 1 期。
吳　鬱芳（1996）「〈包山楚簡〉卜禱簡牘釋讀」『考古與文物』，1996 年第 2 期。
李　家浩（1997）「包山楚簡所記楚先祖名及其相關問題」『文史』第四十二輯，中華書局，1997 年 1 月。
池澤　優（1997）「祭られる神と祭られぬ神―戰國時代の楚の『卜筮祭禱記錄』竹簡に見る靈的存在の構造に関する覚書」『中國出土資料研究』創刊號，1997 年。

陳　　偉（1999）「湖北荊門包山卜筮楚簡所見神祇系統和享祭制度」『考古』，1999 年第 4 期。
邴　尚白（1999）「楚國卜筮祭禱簡研究」埔里，暨南國際大學中國語文學系碩士論文，1999 年。
胡　雅麗（2001）「楚人宗教信仰芻議」『江漢考古』，2001 年第 3 期。
胡　雅麗（2001）「楚人宗教信仰芻議（續）」『江漢考古』，2001 年第 4 期。
李　家浩（2001）「包山祭禱簡研究」『簡帛研究二〇〇一』広西師範大学出版社，2001 年 9 月。
劉　　釗（2004）「包山楚簡文字考釋」『出土簡帛文字叢考』臺灣古籍出版有限公司，2004 年 3 月。
湯　璋平（2004）「從江陵楚墓竹簡看〈楚辭・九歌〉」『出土文獻與〈楚辭・九歌〉』中國社會科學出版社，2004 年 9 月
賈　連敏（2004）「新蔡竹簡中楚先祖名」『華學』第七輯，中山大學出版社，2004 年 12 月。
工藤元男（2005）「平夜君成楚簡「卜筮祭祷簡」初探―戦国楚の祭祀儀礼―」『長江流域文化研究所年報』，2005 年 1 月。
李　家浩（2005）「包山卜筮簡 218-219 號研究」『長沙三國吳簡暨百年來簡帛發現與研究國際學術研討會論文集』，中華書局，2005 年 12 月。
吳　良寶（2005）「包山楚簡釋地三篇」簡帛網，2005 年 12 月 9 日。
陳　　偉（2006）「楚人禱祠記錄中的人鬼系統以及相關問題」第一屆古文字與古代史學術討論會論，中研院歷史語言研究所，2006 年 9 月。
晏　昌貴（2006）「楚簡所見諸司神考」『江漢論壇』，2006 年第 9 期。
晏　昌貴（2006）「楚卜筮簡所見神靈雜考（五則）」『簡帛』第一輯，上海古籍出版社，2006 年 10 月。
董　　珊（2007）「楚簡中從“大”聲之字的讀法（二）」武漢大學簡帛網，2007 年 7 月 8 日。
楊　　華（2009）「楚簡中『上下』與『内外』―― 兼論楚人祭禮中的神靈分類問題」『簡帛』第四輯，上海古籍出版社，2009 年 10 月。
晏　昌貴（2010）「楚卜筮簡所見地祇考」『簡帛術數與歷史地理論集』，商務印書館，2010 年 8 月。
朱　曉雪（2011）「包山楚墓文書簡，卜筮祭禱簡集釋及相關問題研究」吉林大學博士學位論文，2011 年 5 月。
黄　浩波（2011）「試說令尹子春即邵公子春」簡帛網，2011 年 10 月 27 日。
蔡　麗利（2012）「楚卜筮総合研究」吉林大学博士学位論文，2012 年 6 月。

圖書（年代順）
睡虎地秦墓竹簡睡虎地秦墓竹簡整理小組 編著（1978）『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社。
湖北省荊沙鐵路考古隊（1991）『包山楚簡』文物出版社，1991 年。
湯　餘惠（1993）『戰國銘文選』吉林大學出版社，1993 年 9 月。
陳　　偉（1996）『包山楚簡初探』武漢大學出版社，1996 年 8 月。
池澤　優（2002）『「孝」思想的宗教學研究』第 3 章，東京大學出版會，2002 年 1 月。
劉　信芳（2003）『包山楚簡解詁』藝文印書館，2003 年 1 月。
晏　昌貴（2010）『巫鬼與淫祀 ―― 楚簡所見方術宗教考』武漢大學出版社，2010 年 3 月。
工藤元男（2012）『占いと中国古代の社会』東方書店，2012 年。

10.14943/rjgshhs.23.l 235

中国語の全称量化と分配量化について

――“都”と“各”の違いを中心に――

張　　瑩

要　旨

先行研究では，中国語における“各”は英語の each に相当し，同じく分配演算子として機能する要素だと考えられている。一方，“都”は英語の all と each とは類似しているところもあれば，異なるところもあると指摘されており，“都”の機能については研究者によって意見が大きく分かれている。それに加え，“都”の構造についても十分に議論されておらず，特に“都”には each と類似しているところもあるが，“都”の構造と，each に相当すると思われる“各”の構造を比較した先行研究は管見の限りない。本稿では Lin（1998）に従い，“都”を広義の分配演算子だと考え，“各”との比較をしながら，“都”の構造について分析する。

1．はじめに

中国語における“都”は英語の全称量化詞 all と共通するところもあれば，each と共通するところもある。“都”と all と each の異同は主に下記の A～C のようにまとめることができる。

A. “都”は all のように，左方にある複数名詞句にしか同一指標付与ができない（Lee（1986））

例えば，（1a）では all はその左方にある we という複数名詞を量化しており，文法的であるが，（1b）では all は I を量化できないため非文となっている。“都”も同様で，例えば，（2）における“张三和李四”のような複合主語や，（4）における“牛奶”のような質量名詞（mass noun）が部分解釈（partitive interpretation）となった場合は，“都”によって量化されることが可能である。一方，（3）と（5）における“都”の左方には，“张三”，“他”のような単数名詞句しか存在せず，“都”によって量化されることができない。（5）のように複数名詞句“那些小孩”があるが，それが“都”の右方に位置するため，“都”によって量化されない。

（1）a. We’ve all been to Beijing.
　　b. *I’ve all been to Beijing.
（2）张三　和　　李四　　**都**　去过　　北京。　　Lee（1986：12）
　　張三　と　　李四が　　行った　　北京
　　（張三も李四も北京に行ったことがある。）
（3）*张三　　**都**　　睡了。　　Lee（1986：12）
　　張三が　　寝ている
（4）牛奶　　**都**　　喝完了。　　Lee（1986：12）
　　牛乳を　　飲み切った
　　（牛乳は全部飲み切った。）
（5）*他　　**都**　　看见　　那些小孩。　　Lee（1986：13）
　　彼が　　見た　　それらの子ども

B. “都”は対称的述語とは共起できる場合もあれば，できない場合もある。

Carden（1976），Huang（1996）は英語の all，each について，all は対称的述語（symmetric predicate）と共起できるが，each はそのようなことができないと指摘している。例えば，下記の（6）と（7）がその例である。

（6）a. They are all alike.
　　b. They are all classmates.　　Huang（1996：5）
（7）a. *They are each alike.
　　b. They are each classmates.　　Huang（1996：5）

それに対して，Huang（1996）は，中国語の“都”は（8a）（8b）で示したように，対称的述語と共起できる場合が見られると述べている。一方，苏培成（1984）によれば，量化された NP の表す集合における要素は 3 つ以上ある場合は，“都”が対称的述語で現れることが可能となる。例えば，（9a）が非文となっているのは，（9a）の量化された集合には“王刚”と“李英”との二つ要素しか存在せず，この二つの要素が対称的述語である“同乡”によって関係づけると，結局循環が起こってしまったからだと説明されている。なお，（9b）の場合は（10）のような三つの節に相当するとされている。すなわち，（9b）における量化された集合は，（王刚，李英），（李英，赵强），（王刚，赵强）の三つの要素で成り立った集合で，同じ二つの要素による循環は発生していないため，文は文法的である。

（8）a. 他们　　都　　很相像。

彼らは　　似ている

b. 他们　都　是　同学。　Huang（1996：6）
彼らは　　だ　クラスメート

（9）a. *王刚　和　李英　都　是　同乡。
王刚　と　李英　　だ　同郷の人

b. 王刚，李英　和　赵强　都　是　同乡。　苏培成（1984：57）
王刚　李英　と　赵强　　だ　同郷の人

（10）王刚和李英　是　同乡，　李英和赵强　是　同乡，
王刚と李英　だ　同郷の人　李英と赵强　だ　同郷の人
王刚和赵强　是　同乡。
王刚と赵强　だ　同郷の人

C. “都”は常に最大値を表すわけではない（Tomioka and Tsai（2005），周永，吴义诚（2020））。

全称量化の量化作用域内には例外を許さず，毎回の付値は命題関数と一対一の関係をなさなければならない（Cann 1993：157）。例えば，P（x）は全称命題があるとして，P（x）は真であるということはすべての x について P(x) であることである。例えば，下記の（11）と（12）は英語の全称量化の用例である。（11）はすべての人が「リーダーに忠誠を誓った」ということを表しており，（12）はここに来たすべての学生が「私に報告しなければならない」ということを表しており，例外を許容しない。

（11）All the men swore allegiance to their leader.
（12）Every student who comes here should report to me.

中国語の場合も同じで，例えば，下記の（13）はすべての学生が「数学の宿題をしている」ことを表しており，例外は存在しない。

（13）每　一个　学生　都　在做　数学　作业。
毎　一人の　学生が　　している　数学の　宿題
（すべての学生が数学の宿題をしている。）

しかし，Tomioka and Tsai（2005）の指摘したように，“都”は常に最大値を表すわけではない。例えば，（14）は“米”が一粒も残さずに床に落ちなくても言える。（15）における“小孩”は全世界の子供を指すとは限らない。また，周永，吴义诚（2020）も同じことに言及しており，（16）と（17）のような“～都～，只有～”，“～都～，就～”などのような文型の存

在も，“都”は常に最大値を表すとは限らないことを証明できると説明している。

（14）米都　　掉到　　地上　　了。　　Tomioka and Tsai（2005：99）
お米　落ちる　床に　変化を表す要素
（お米は全部床に落ちた。）

（15）小孩　都　爱　哭。　　Tomioka and Tsai（2005：99）
子供が　好き（だ）　泣く（のが）
（子供はみんな泣き虫だ。）

（16）车上的　游客　都　不见了，　就　剩　我　一个人
バスの中の　観光客が　いなくなった　ただ　残る　私　一人
了。
完了のアスペクト
（バスに乗っていた観光客はすべていなくなり，私だけが取り残された。）

（17）孩子们　都　回家了，　只有　两个　没回。
子供たちが　家に帰った　だけ　二人　帰らなかった
（子供たちは全員家に帰ったが，2 人だけ帰っていない）

以上の A〜C で示したように，“都”は all と each のいずれとも完全に同質ではない。そこで，“都”の機能については活発な議論がなされているが，研究者によって意見がわかれている。Huang（1996）は“都”を出来事の変項に対して加算という操作が行う加算演算子だとしている。“都 VP”は複数事象を含意するため，全称量化と関わると説明している。Lin（1998）は“都”によって修飾された対象は“都”を通して述語と照応する点から見れば“都”を分配演算子と見なすべきだとしている。潘海华（2006）は“都”は限定された部分における自由変項に対して全称量化を行うため，全称量化詞としている。このように“都”の機能についてはまだ定説がなく，さらにそれに加え，“都”の構造についても十分に議論されていない。特に，“都”には each と類似しているところもあるが，“都”の構造と，each に相当すると思われる“各”の構造を比較した先行研究は管見の限りない。先に結論をいうと，本稿では Lin（1998）に従い，“都”を広義の分配演算子だと考える。そして，“各”との比較をしながら，“都”の構造について分析する。

2．“都”の機能について

2.1. “都”は加算演算子なのか

Huang（1996）は，“都”は対称的述語と共起できない each と違い，対称的述語と共起できる場合が見られるのならば，分配演算子と見なすことはできないとはっきり主張している。Huang

（1996）は，“都”を基本事象に対して加算という操作が行う加算演算子だとし，“都 VP”は複数事象を含意するため，全称量化と関わると説明している。例えば，（18）には（20a）（20b）の二通りの解釈が可能である。ところが，（19）で示したように，加算演算子“都”の使用によって，（19）の意味が（20b）に収束している。（19）の意味表示は（21）のように示すことができる。

（18）小明　和　小华　　买了　　十本　书。
　　小明　と　小華が　買った　十冊の　本を
　　（小明と小華は十冊の本を買った。）
（19）小明　和　小华　**都**　买了　　十本　　书。
　　小明　と　小華が　　買った　十冊の　本を
　　（小明も小華も十冊の本を買った。）
（20）a. 小明　和　小华　两个人　一共　　买了　　十本　书。
　　小明　と　小華が　二人で　合計で　買った　十冊の　本を
　　（小明と小華は二人で合計で十冊の本を買った。）
　　b. 小明　　买了　　十本　书，　　小华　　买了　　十本　书。
　　小明が　買った　十冊の　本を　小華が　買った　十冊の　本を
　　（小明が十冊の本を買った。小華が十冊の本を買った。）
（21）a. 都（e，买了十本书）＝∪｛e_1 小明买了十本书，e_2 小华买了十本书｝
　　b. $e = e_1 + e_2$

しかし，“都”は個体レベル述語文でも現れるが，個体レベル述語文には出来事の変項が存在しないはずである。例えば，下記の（22）と（23）は個体レベル述語文であるが，“都”が用いられる。従って，筆者は“都”は加算演算子ではないと考える。

（22）这些　　铅笔　**都**　很长。
　　これらの　鉛筆は　　長い
　　（これらの鉛筆はみんな長い。）
（23）他们　**都**　　会　　英语。
　　彼は　　できる　　英語
　　（可能性のムード）
　　（彼らはみんな英語ができる。）

2.2. “都”は分配演算子なのか

Lee（1986）は都”を全称量化詞（あるいは分配演算子）とし，VP の表す属性を主語 NP にお

けるすべてのメンバーに分配すると述べている。さらに，Lee（1986）は GB 理論の枠組みで，May（1977，1985）の提出した量化の理論を用い，量化詞“都”は LF では QR し，S に付加すると主張し，“都”を Lewis（1975）のいう非選択的副詞的量化詞（unselective adverbial quantifier）と考えている。

罗琼鹏（2009），Luo（2011）もこれらの説を踏襲しているが，全称量化を分配演算と区別するべきだと述べている。罗琼鹏（2009），Luo（2011）は分配演算子を全称量化詞と matching function の複合体とし，“都”を分配演算子だと主張している。罗琼鹏（2009）は“每”も“都”も分配演算子とし，そして前者は matching function の作用域を規定するものであり，後者は出来事を matching function の作用対象にする要素だと考えている。

しかし，Huang（1996）の指摘したように，もし“都”は分配演算子なら，前文で示した用例の（9b）（（24）として下記に再掲）のような文は［e_1 王刚是同乡］∪［e_2 李英是同乡］∪［e_3 赵强是同乡］と解釈されるはずであり，つまり，（9b）は「王刚，李英と赵强はそれぞれある人の同郷の人だ」という意味を表すはずである。しかし，（9b）（＝（24））は「王刚，李英と赵强はお互いに同郷だ」という意味を表している。

（24）王刚，　李英　和　赵强　**都**　是　　同乡。　　苏培成（1984：57）
　　王剛　　李英　と　趙強　　だ　同郷の人
　　（王剛と李英と趙強はお互いに同郷の人だ。）

“都”のこの特殊な分配解釈について Lin（1998）は，“都”は普通の分配量化詞ではなく，Schwarzschild（1996）の提示した広義の分配量化子（generalized distributivity operator）であると主張している（もし“都”は普通の分配演算子なら，“都”が使われた対称述語文が解釈できなくなる。つまり，上記の（24）を例でいうと，もし“都”は普通の分配演算子なら，（24）は“王刚是同乡。李英是同乡。赵强是同乡。（王剛は同郷の人だ。李英は同郷の人だ。趙強は同郷の人だ。”という意味を表すことになる。しかし，一人には“是同乡”という性質を持つわけがない）。Schwarzschild（1996）は広義の分配演算子は自由変項（Cov）を持つとした。Cov はある領域の部分集合の変項であり，その値は文脈によって決められるものである。Gillon（1987）はもし NP の表す複数集合に被覆が存在し，そしてその被覆におけるすべての要素に対して VP が真であれば，［$_S$ NP＋$_{PL}$ VP］は真であると述べている。Lin（1998）はこの Gillon（1987）の被覆に対する定義と，下記の（25）で示した Schwarzschild（1996）の Cov に対する定義にもとづいて，中国語の“都”は overt-syntax で顕在的に現れる広義の分配演算子だと主張している。

（25）a.　C is a plurality-cover of A iff C covers A and no proper subset of C covers A.
　　b.　C covers A if:

（i）C is a set of subsets of A
（ii）Every member of A belongs to some set in C.
（iii）Ø is not in C.

Schwarzschild（1996：69）

例えば，（26）の意味形式は（27）のように表すことができる。（27）は，「すべての x は Cov の要素であり，the girls という集合の部分集合である。x は beautiful という集合の要素である」ということを表している。

（26）The girls are beautiful.
（27）∀x[x ∈ ⟦Cov⟧ & x ⊆ ⟦**the girls**⟧ → x ∈ ⟦**beautiful**⟧]
∀x[x ∈ ⟦Cov⟧ & x ⊆ the maximal set of the girls → x ∈ {y: y is beautiful}]

下記の（28）と（29）も見てみよう。（28）における主語の表す集合は {小明，小华，大宝} であり，族 {{小明，小华，大宝}} がその複数被覆となる。一方，Lin（1998）は，（29）における“小明”と“小华”と“大宝”は必ずしも三人ともお互いにクラスメートであるとは限らないと指摘している。例えば，“小明”と“小华”がお互いに小学校のクラスメートで，“小明”と“大宝”がお互いに中学校のクラスメートで，また，“小华”と“大宝”がお互いに大学のクラスメートであるという解釈も可能である。つまり，（29）における主語の表す集合も {小明，小华，大宝} だが，その複数被覆は {{小明}，{小华}，{大宝}，{小明，小华}，{小明，大宝}，{小华，大宝}，{小明，小华，大宝}} となっている。（29）を通じても，なぜ“都”を広義の分配量化子なのかを説明できると述べられている。

（28）小明，小华　和　大宝　都　是　　同学。　　Lin（1998：228）
小明　小華　と　大宝　　だ　クラスメート
（小明と小華と大宝はクラスメートだ。）
（29）小明，小华　和　大宝　都　曾经　是　　同学
小明　小華　と　大宝　　かつて　だ　クラスメート
/同　　过　　学。　　Lin（1998：229）
同じ　たことがある　学校
（小明と小華と大宝はかつて同じクラスだった。）

以上の先行研究を踏まえ，筆者は“都”の機能について次のように考える。まず，筆者は罗琼鹏（2009），Luo（2011）の主張したように，全称量化を分配量化と区別するべきだと考える。

そして，“都”は明らかな分配演算の機能を持っているが，筆者は Lin（1998）に賛成し，“都”は普通の分配演算子ではないと考える。その理由は Lin（1998）の指摘した「“都”は普通の分配演算子のように対称的述語の出来事や属性を分配しない」ということ以外に，下記の“都”の用いられた（30）と普通の分配演算子“各”が用いられた（31）との比較でわかるように，普通の分配演算子は例外の許さない全称量化をするが，“都”は先行研究にも指摘されたように例外を許す全称量化をする場合もある。

（30）朋友们　　**都**　只　买了　一本　书，只有　我　买了　两本。
　　友人たちが　　だけ　買った　一冊の　本を　だけ　私が　買った　二冊
　　（友人たちはみんなとも 1 冊の本を買ったが，私だけが 2 冊買った。）
（31）*朋友们　　**各**　只　买了　一本　书，只有　我　买了　两本。
　　友人たちが　　だけ　買った　一冊の　本を　だけ　私が　買った　二冊

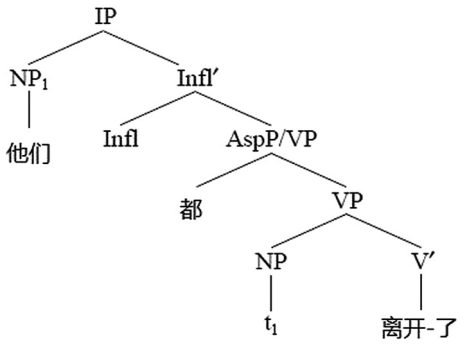
以上により，筆者は Lin（1998）に従い，“都”を広義の分配演算子だと考え，通常の分配演算子“各”とは確かに違う機能を持っていると認める。ただ，Lin（1998）は“都”と通常の分配演算子（“各”）とは構造上で，どのような違いがあるのかについては言及していない。次の節からは，“都”を“各”と比較しながら，“都”の機能を考察する。さらに，“都”構文の構造について分析し，“都”と“各”の違いを整理する。

3．“都”と“各”の構造的違い

Lin（1998）は，主語が VP の外部に生起するとすると，“都”がどのように変項を束縛するかについては説明できなくなると指摘している。そこで，Lin（1998）は VP-internal-subject（Kitagawa（1986），Fukui and Speas（1986），Koopman and Sportiche（1991），Huang（1993）など）仮説を用いて，主語はもともと VP の指定部で生起し，そして IP または AspP の指定部に移動すると考え，（32）の構造を示している（33）のように，“都”AspP または VP に直接支配されることが可能となり，“都”は“他们”の痕跡を束縛しているというように説明できると主張している。

（32）他们　　**都**　离开了。
　　彼らが　　去った
　　（彼らはみんな去っていった。）

（33）



さらに，Lin（1998）は Beghelli and Stowell（1994，1997）の提唱した hierarchy of functional projections に基づき，“都”を DistP の主要部に位置すると考えている。Lin（1998）によれば，“每（一）～（每～）”，“大部分～（大多数の～）”などの，“都”によって量化された要素は DistP の指定部に移動し，“每（一）～”の持っている量化素性か分配素性が“都”と素性照合する。“都”によって量化される複数名詞句がその左方に移動しなければならないのはその理由である。

また，Lin（1998）は徐颂列（1993）の挙げた用例，下記の（34）を引用して，“都”の作用域には主語による痕跡と目的語による痕跡との，二つの痕跡が存在する場合もあり，このような VP 内に複数の指標がある場合，“都”は任意の指標を束縛することが可能であると述べている。例えば（34）を例で説明すると，“都”が t_j を束縛する場合，（34a）の解釈が得られ，“都”が t_i を束縛する場合，（34b）の解釈が得られる。

（34）那些书$_j$　　［我们$_i$　　［都 t_i　看过了 t_j ］。
　　それらの本は　私たちが　　読んだ
　　a. 私たちはそれらの本をすべて読んだ。
　　b. 私たち全員が，それらの本を読んだ。

ところが，Lin（1998）は“都”構文の ShareP について言及していない。筆者は，Lin（1998）の観点に賛成し，“都”は DistP の主要部に移動し，そして，“都”によって分配量化された複数名詞句は VP 内から DistP の指定部に移動すると考える。“各”はこれらの面では“都”と同様である。次から，“都”と“各”の相違点について考察する。

3.1. 構造的相違点①

まず，下記の（35）（36）と，（37）（38）との比較をみてみよう。2.1 でも述べたが，“都”は個体レベル述語文でも，場面レベル述語文でも現れる。それに対して，“各”は個体レベル述語

文では現れないが，場面レベル述語では現れる。Diesing（1992）と Kratzer（1995）によれば，場面レベル述語には出来事の変項が存在するが，個体レベル述語文には存在しない。

【個体レベル述語文】

（35）这些　　铅笔　　**都（/*各）**　　很长。
　　これらの　鉛筆は　　長い
　　（これらの鉛筆はみんな長い。）

（36）他们　　**都（/*各）**　　会　　英语。
　　彼は　　できる　　英語
　　（可能性のムード）
　　（彼らはみんな英語ができる。）

【場面レベル述語文】

（37）那几个　　学生　　**都（/各）**　　买了　　一本　　书。
　　それらの　学生が　　買った　一冊の　本を
　　（その学生たちはみんなそれぞれ 1 冊の本を買った。）

（38）孩子们　　**都（/各）**　喝了　　一口　　桌上的　　果汁。
　　子供たちが　　飲んだ　一口　テーブルの上の　ジュースを
　　（子供たちがみんなそれぞれテーブルにあるジュースを一口飲んだ）

上記により，“都”と“各”の相違点の一つとして，下記のことがいえよう。

［“都”と“各”の相違点①］
“都”構文には出来事の項の存在を強制しないのに対して，“各”構文には必ず出来事の項が存在するという点では“都”構文と異なる。

3.2. 構造的相違点②

次に，同じ場面レベル述語文でも，（39a）と（39b）で示したように，“都”が用いられるが，“各”は用いられない場合がある。（39a）も（39b）も述部（つまり，VP 内）に顕在的な変項が存在しない用例である。この場合は，“都”構文は文法的であるが，“各”構文は非文となる。一方，（37）（38）においては，“一本书”/“一口桌上的果汁”という顕在的な変項が存在する場合は，“各”構文も文法的である。ここで，筆者は Heim（1982）の言う非選択的束縛（Unselective Binding）を用いて，“各”はその移動元と，VP 内にある顕在的な変項と非選択的束縛の関係を成すとする。なぜかというと，（37）（38）の表す出来事は VP 内における QP（“一本书”/“一口桌上的果汁”），

及び“都”によって量化された複数名詞句（“那几个学生”/“孩子们”）と対応している。例えば，(37) における“那几个学生”の人数を 3 人と仮定すれば，“买（了一本书)”という出来事も 3 回行われることになり，結果的に“书”の合計数も三冊となる。

【場面レベル述語文】

(39) a. 他们　**都（/*各）**　离开了。
彼らが　離れた
（彼らはみんな離れた。）

b. 那　三个　女同学　**都（/*各）**　摔倒了。
あの　三人の　女子学生が　転んだ
（あの三人の女子学生がみんな転んだ。）

このことを支持するもう一つの証拠として，下記の (40) と (41) を示す。(40) は「小王が 1 年間人気になっていた。小红が 2 年間人気になっていた。小明が 3 年間人気になっていた。」ということを表している。ところが，(40) における“各”を“都”に置き換えると，(41a) のように文が不自然になる。“都”では主部における複数の名詞句を，述部における複数の助数詞句と順序に繋げていくことができない。(41b) のように，述部における複数の助数詞句を一つに減らせば文が自然になる。

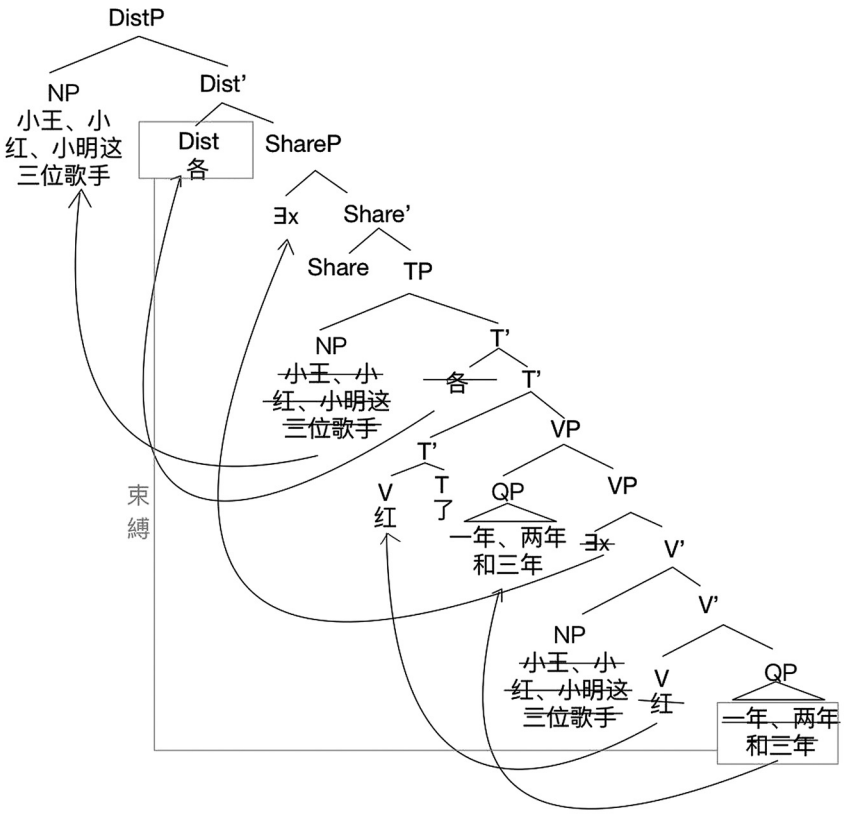
(40) 小王，　小红　和　小明　这　三位　歌手　**各**　红了
小王　小紅　と　小明が　この　三人の　歌手が　人気になっていた
1 年，　2 年　和　3 年。
1 年間　2 年間　と　3 年間。
（小王と小红と小明，この三人の歌手はそれぞれ 1 年間，2 年間，3 年間人気になっていた）

(41) a. *小王，　小红　和　小明　这　三位　歌手　**都**　红了
小王　小紅　と　小明が　この　三人の　歌手が　人気になっていた
1 年，　2 年　和　3 年。
1 年間　2 年間　と　3 年間。

b. 小王，　小红　和　小明　这　三位　歌手　**都**　红了
小王　小紅　と　小明が　この　三人の　歌手が　人気になっていた
1 年。
1 年間
（小王と小红と小明，この三人の歌手はみんな 1 年間人気になっていた。）

先に述べたように，“各”は VP 内における顕在的な変項を非選択的に束縛する。（40）は overt-syntax でみると，その変項が形式的に明示されていないが，実際，LF では QP［一年，两年和三年］が繰り上がり，“各”はその QP の移動によって残された位置を束縛していると考えられる。一方，“都”は VP 内における変項を束縛することをしない，すなわち，（41a）における QP［一年，两年和三年］は繰り上げることができないため，（41a）が非文となっているわけである。（40）の構造を下記の（42）で示す。

（42）



上記により，もう一つの“都”と“各”の相違点として，下記のことがいえよう。

［“都”と“各”の相違点②］

“各”構文の VP 内には必ず顕在的な変項が存在し，“各”は“各”の移動元以外に，その顕在的な変項も束縛しなければならないが，“都”にはそのような制限がない。

3.3. 構造的相違点③

最後に，（43a）と（43b）の意味の差に注目しよう。“各”が使われた（43b）は「A と B はそれぞれ一部の論文を発表し，論文の数は 2 部である」という意味を表している。それに対して，“都”の使われた（43a）は多義的である。（43a）は，「A と B はそれぞれ一部の論文を発表し，論文の数は 2 部である」，つまり，（43b）と同じ意味を表す解釈が一般的であるが，（44）のような文脈を作れば，「論文の数は 1 部である」という解釈も可能となる。

（43）a. A 和 B **都** 发表了 一篇 论文 了。
A と B 発表した 一部の 論文を 変化を表すアスペクト要素
（A と B は二人とも一本の論文を発表した。）
b. A 和 B **各** 发表了 一篇 论文 了。
A と B 発表した 一部の 論文を 変化を表すアスペクト要素
（A と B はそれぞれ一本の論文を発表した。）

（44）A 和 B 是同一个研究室的硕士研究生，这两个人读了 3 年硕士了，都是一篇论文也写不出来。于是教授建议他们可以共同做一个研究。结果不到半年，A 和 B 就共著并发表了一篇论文。这下算是 A 和 B **都**发表了一篇论文了。
（A とは B 同じ研究室の院生で，二人ともなかなか論文を書けなくて，院生になってから 3 年経ったのに，まだ 1 本も投稿できていない。そこで，彼らの指導教員が「あなたたち二人で共同研究をやってみれば？」とすすめた。そしたら半年も経ってない内に，二人で 1 本の論文を共著できた。これで，A と B は二人とも 1 本の論文を発表したことになった。）

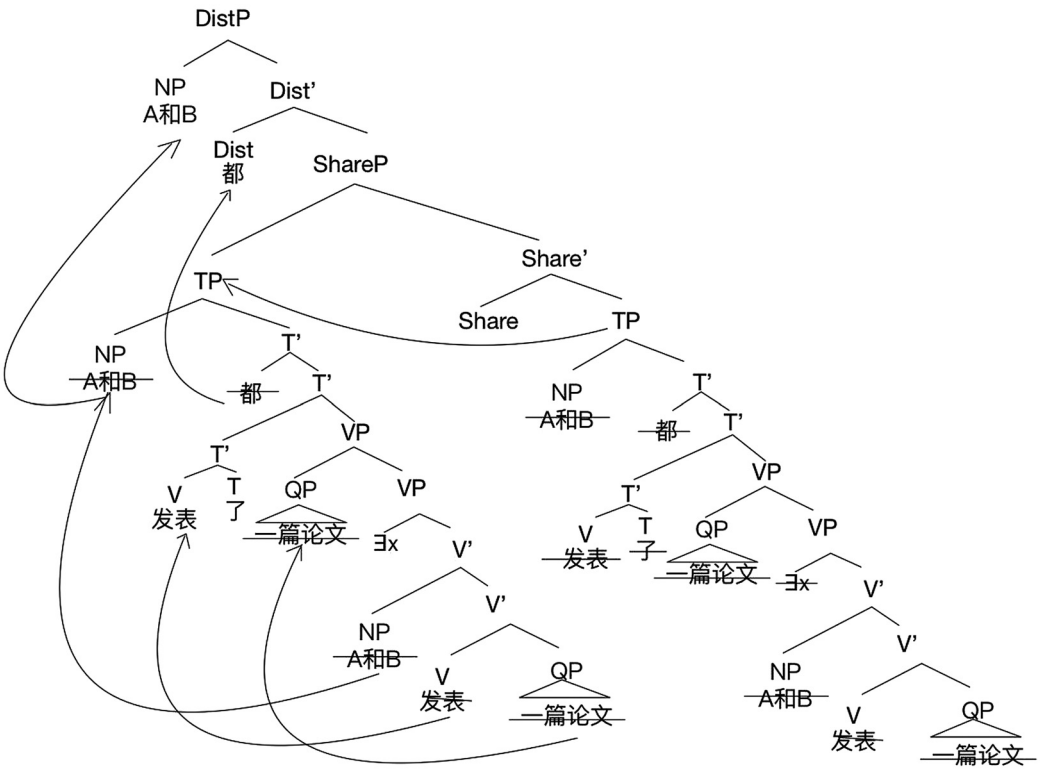
なぜ（43a）は多義的で，（43b）は一義的なのかについては次のように考えられよう。“各”は VP 内の顕在的な変項を束縛するため，（43b）における”一篇论文”は必ず繰り上がり，論文は複数あるという解釈にしかならない。それに対して，（43a）のような“都”構文の場合は，（44）のように A も B も「一本の論文を発表した」という状態にあれば，“都”が使える。その論文は異なる二本の論文なのか，それとも同一の論文なのかは関係しない。言い換えれば，たとえ場面レベル述語文の“都”構文に“一篇论文”のような QP があっても，その QP が繰り上がるとは限らない。つまり，“都”構文の表す出来事は必ずしもその QP，及び“都”によって量化される複数名詞句と対応するとは限らない。上記の考察により，“都”と“各”の相違点の最後の一つとして，下記のように考える。

［“都”と“各”の相違点③］

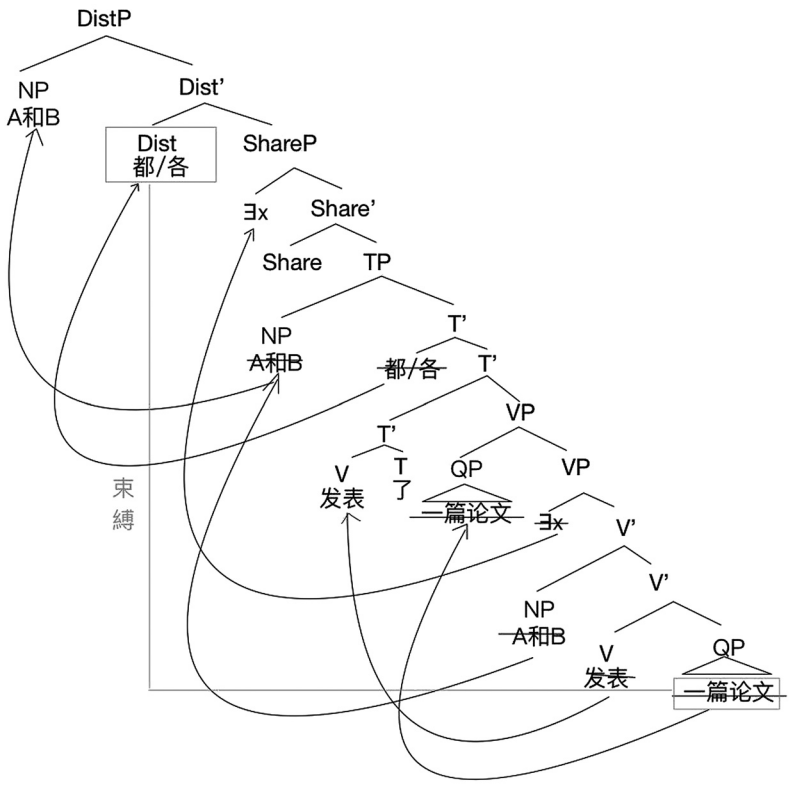
“都”構文においては TP 全体が分配される要素として，ShareP の指定部に移動するのに対して，“各”構文において ShareP には必ず出来事の項が移動する。

（43a）が「論文の数は 1 部である」と解釈された場合の構造を下記の（45）で示す。（43a）が「論文の数は 2 部である」と解釈される場合の構造と，（43b）の構造の同じなはずであり，下記の（46）で示す。

（45）



（46）



3.4. DistP に移動する NP に対する処理

前節で見てきたように，「論文の数は 2 部である」と解釈された場合の（43a）と，（43b）と同じ意味を表している。しかし，これは決して“都”の機能と“各”の機能と完全に被るところがあるということではない。“都”と“各”は DistP へ移動した NP に対する意味的処理は異なる。

第 1 節の C でも触れたが，“都”は常に最大値を表すわけではない（Tomioka and Tsai（2005），周永，吴义诚（2020））。言い換えれば，“都”は常に DistP へ移動した NP を全称量化するとは限らない。しかし，“各”が使われた場合は，DistP へ移動した NP は必ず全称量化される。例えば，下記の（47）と（48）は一見同じ意味だが，（49）の文脈を与えると，（47）は言えるが，（48）は言えなくなる。Lin（1998）の考えに従い，筆者は，この（47）と（48）における文脈による解釈の違いは，“都”が広義の分配演算子だということと関係すると考える。すなわち，（49）という文脈の下の（47）で全称量化されたのは Cov であるが，“各”構文の（48）には Cov という自由変項が存在せず，全称量化されたのは“C 班的孩子们”という NP である。

（47）C 班的　　孩子们　　**都**　　被打了　　一拳。

C 组の　　子供たちが　　殴られた　　一パンチ
（C 组の子供たちはみんな一パンチ殴られた。）

（48）C 班的　　孩子们　　**各**　　被打了　　一拳。
C 组の　　子供たちが　　殴られた　　一パンチ
（C 组の子供たちはそれぞれ一パンチ殴られた。）

（49）C 组の学生人数は 20 人で，一パンチ殴られたのはその中の 19 人だった。

（47）と（48）の意味構造をそれぞれ下記の（50）と（51）のように示す。

（50）$\forall x[x \in [\![Cov]\!] \& x \subseteq [\![\textbf{C 班的孩子们}]\!] \rightarrow x \in [\![\textbf{被打了一拳}]\!]]$

（51）$\forall x[x \in [\![\textbf{C 班的孩子们}]\!] \rightarrow x \in [\![\textbf{被打了一拳}]\!]]$

4．おわりに

本稿では先行研究における“都”の機能に対する分析について検討し，“都”と“各”の機能上の異同を考察することを通じて，両者の構造を分析してみた。“各”は分配演算子であり，“都”は広義の分配演算子だと考える。“都”と“各”との構造的違いは下記の三つにまとめることができる。

①“都”構文には出来事の項の存在を強制しないのに対して，“各”構文には必ず出来事の項が存在するという点では“都”構文と異なる。
②“各”構文の VP 内には必ず顕在的な変項が存在し，“各”は“各”の移動元以外に，その顕在的な変項も束縛しなければならないが，“都”にはそのような制限がない。
③“都”構文においては TP 全体が分配される要素として，ShareP の指定部に移動するのに対して，“各”構文において ShareP には必ず出来事の項が移動する。

なお，“都”構文と“各”構文との解釈が同じ場合でも，それぞれにおける DistP に対する意味的処理も異なることがわかった。ところが，この意味的処理の差は構造上では反映されるものなのかどうかについてはまだ検討する余地があると思われる。また，（47）における“C 班的孩子们”を“C 班的 20 个孩子”のように［数詞＋助数詞］の含まれる名詞句に置き換えると，“C 班的 20 个孩子”が全称量化される解釈になるが，この現象をどう解釈すればよいかを今後の課題にしたい。

（ちょう　えい・言語科学研究室）

5．参考文献

Beghelli, Filippo and Tim Stowell.（1994）. The Direction of Quantifier Movement. *GLOW Newsletter, 32*: pp. 56-57.

Beghelli, Filippo and Tim Stowell.（1997）. Distributivity and Negation: The Syntax of Each and Every. In A. Szabolcsi（Ed.）, *Ways of Scope Taking*, Kluwer, Dordrecht: pp. 71-107.

Cann, Ronnie.（1993）. *Formal Semantics: An Introduction*. Cambridge: Cambridge University Press.

Carden, Guy.（1976）. *English Quantifiers, Logical Structure and Linguistic Variation*（Academic Press, New York, San Francisco, London）.

Diesing, Molly.（1992）. *Indefinites*. Cambridge, MA: MIT Press.

Fukui, Naoki and Margaret Speas.（1986）. Specifiers and projection. In *MIT Working Papers in Linguistics 8*: *Papers in theoretical linguistics*, ed. by Naoki Fukui, Tova R. Rapoport and Elizabeth Sagey: pp. 128-172. Cambridge, MA: MIT Working Papers in Linguistics.

Gillon, Brendan S.（1987）. The Readings of Plural Noun Phrases in English. *Linguistics and Philosophy, 10: pp*. 199-219.

Heim, Irene Roswitha.（1982）. *The Semantics of Definite and Indefinite Noun Phrases*. Ph.D. Dissertation, University of Massachusetts, Amhers.

Huang, Shi-Zhe.（1996）. *Quantification and predication in Mandarin Chinese: A case study of Dou*. Ph.D. Dissertation of University of Pennsylvania, Philadelphia.

Huang, C.-T. James.（1993）. Reconstruction and the Structure of VP: Some Theoretical Consequences. *Linguistic Inquiry*, 24: pp. 103-138.

Kitagawa, Yoshihisa.（1986）. *Subjects in Japanese and English*. Ph.D. Dissertation, University of Massachusetts, Amherst.

Koopman, Hilda and Dominique Sportiche.（1991）. The Position of Subjects. *Lingua, 85*: pp. 211-258.

Kratzer, Angelica.（1995）. Stage-level and individual-level predicates. In Gregory N. Carlson and Francis J. Pelletier（Eds.）, *The Generic Book*. University of Chicago Press : pp. 125-175.

Lee, Thomas Hun-tak.（1986）. *Studies on Quantification in Chinese*. Ph.D. dissertation, University of California, Los Angeles.

Lewis, David K.（1975）. Adverbs of quantification. In Edward L. Keenan（Ed.）, *Formal Semantics of Natural Language*. Cambridge University Press: pp. 3-15.

Lin, Jo-Wang.（1998）. Distributivity in Chiense and its Implications. *Natural Language Semantics, 6*（2）: pp. 201-243.

Luo, Qiong-Peng.（2011）. Mei and Dou in Chinese: A tale of two quantifiers. *Taiwan Journal of Linguistics, 9*（2）: pp. 111-159.

May, Robert.（1977）. *The Grammar of Quantification*. Ph.D. Dissertation, MIT.

May, Robert.（1985）. *Logical Form. Its Structure and Derivation*. Cambridge, MA.: MIT Press.

Schwarzschild, Roger.（1996）. *Pluralities*. Dordrecht, Neth.: Kluwer Academic Publishers.

Tomioka, Satoshi, and Tsai, Yaping.（2005）. Domain Restrictions For Distributive Quantification in Mandarin Chinese. *Journal of East Asian Linguistics*, 14: pp. 89-120.

罗琼鹏.（2009）. *现代汉语中的分配量化*. 博士论文，北京大学.

潘海华. (2006). 焦点，三分结构与汉语“都”的语义解释. In 中国语文杂志社 (Ed.), *语法研究和探索* (13). 商务印书馆.

苏培成. (1984). 有关副词“都”的两个问题. *语言学论丛*, (13) : pp. 57-61.

徐颂列. (1993). 表总括的“都”的语义分析. *语言教学与研究*, (4) : pp. 75-86.

周永，吴义诚. (2020). 汉英全称量化对比研究. *现代外语*, (3) : pp. 293-305.

10.14943/rjgshhs.23.l 253

日本語における修飾現象の再整理

段　　建秀

要　旨

修飾は日本語の文成分の中で重要な機能であり，従来の研究ではその中身の形態や意味から様々な検討が行われた。本稿では，修飾を中心に，先行研究に基づき，連体修飾と連用修飾を分けており，それぞれの形態，意味，機能についてもう一度整理を行った。一般言語学の観点から，連体修飾は形容詞で，連用修飾は副詞であると認識されている。本稿では，これを大前提とし，連体修飾成分を「形容詞類」とし，連用修飾成分を「副詞類」として記述を行った。その結果，形態上から連体修飾に属さなくても，意味的には修飾にあたることがある。これにより，連体修飾の形態と意味・機能がずれているところがある。また，ある語句は連体修飾か，連用修飾か，場合によって変わることがあり，連続性を持っていることがわかった。

1．はじめに

「修飾」は，日本語の文法上，文成分の重要な機能としている。修飾を単純に理解すれば，ある語句が他の語句を限定したり詳細に説明したりすることである。

（1）　赤い花
（2）　片足で走る。

（1）の「赤い花」であれば，「美しい」「赤い」「昨日咲いた」「公園の」などのように「花」に関わるさまざまな事象の中から「赤い」を選択して花の色を限定している。（2）の「走る」のみであれば，そのスピードとか，走る方法とかを問わず走ることを指し示すが，「片足で走る」は，元の「走る」より付加的な情報を表して修飾している。ここでは「赤い」は修飾語で，「花」は修飾される成分なので，修飾語と呼ばれる。文法構造の分析からみると，前者は「補部」，後

者は「主要部」である。日本語における補部は主要部の種類により，（1）のように修飾語が名詞類に係っている連体修飾語と，（2）のように修飾語が用言類に係っている連用修飾語に分けて考えることができる。

「連体修飾」と「連用修飾」というのは日本語の二つの基本構造であり，それぞれの形態と意味の考察，ある修飾現象そのものの意味機能，使用状況など，これまで多くの研究者により，様々な視点から提案されてきた。そのなかで，連体修飾と連用修飾の形態，意味についての整理の考察は多くの関心を集めた。本稿ではある修飾という言語現象に重点を置くのではなく，修飾そのものを全体的に巡り，先行研究に基づき，連体修飾と連用修飾の形態・意味・機能から整理を行っていく。

2．先行研究

修飾は日本語の文法上，文成分の重要な機能のひとつとされている。これまでの研究では，修飾についてさまざまな視点から触れているものがある。ここでは，先行研究において修飾に関連するものがどのような扱いを受けてきたかについて検討していく。

「修飾」という用語について，工藤真由美（2002），村木（2012）などによると，連体修飾語を「規定語」，連用修飾語を「修飾語」と呼んでいるが，本研究ではいずれも「修飾」という用語を用い，「連体修飾」と「連用修飾」とする。

日本語記述文法研究会（2003）は「文の成分の各論」という部分で，修飾語を「事態の成り立ち方をさまざまな観点から限定するものである」と定義し，修飾語は事態の成立には必須ではないことを指摘した。また，主語と補語と異なり，修飾語は多様であり，その語彙的意味により，「結果の修飾語」「様態の修飾語」「程度の修飾語」「量の修飾語」「時間関係の修飾語」に分けられた。一般に，言語の階層としては，音韻論，形態論，統語論，意味論，語用論といったものが存在している。しかし，日本語記述文法研究会での修飾は連用修飾の意味論の観点のみを扱い，形態上が混乱している。また，連体修飾を「規定語」と呼び，「名詞を修飾し，その語彙的な意味に対して，限定したり説明をくわえたりする」と定義し，形態上から「この」「所長の」「やわらかい」「しらない」「旅先からの」という例を簡単に挙げており，具体的分析を考慮に入れなかったのである。

寺村（1991）では，「要素の主従的結合」という節で修飾に関して触れている。寺村は，文の内部構造を，主要素が名詞であるか，述語詞であるかによって「連体」と「連用」とに分けている。名詞を主とする主従的結合を連体，述語を主とする主従的結合を連用と呼んでいる。主従的結合の構文と意味を考えようとするときに，少なくともその内部の構造の形式的な仕分けと「主従」関係の意味の内容という二つの角度からの観察が必要であると主張した。また，意味の内容から連体と連用を通じ，その主要素へのかかり方をその従要素としてそれぞれ「補充」

と「修飾」二種類に分け，述語にとって「補語」を「必須的な補語」と「副次的な補語」とを区別する必要があると指摘した。また，それに加え，連体修飾をそれぞれの働きをする形態には，①名詞＋ノ；②名詞＋格助詞＋ノ；③副詞＋ノ；④その他の形＋ノ；⑤連体詞；⑥名詞的形容詞（名容詞）＋ナ；⑦動詞，形容詞の確言形（基本形とタ形）のように整理しそれぞれを分析した。連用修飾を「名詞＋格助詞」，「時を表す名詞（＋格助詞）」，「数量を表す名詞」「名詞的形容詞（名容詞）＋二」「形容詞連用形」「動詞テ形」「動詞連用形」「引用形式」「副詞」「その他」のように整理した。

連体修飾は以上の種類の他に，寺村は「名詞，あるいは名詞的形容詞が連体助詞を介さず，あるいは形容詞の語幹や動詞の連用形が，直接に名詞に前接すると，結合度が強くなり，全体が一語化して，複合名詞ができる」というものもあるが，複合名詞において要素間の関係については形態論，語形成上の領域と指摘した。ところが，ここで疑問に思うのは，「堂々とした態度」「ゆったりとした環境」「ちょっとしたプレゼント」というような「名詞＋とした＋名詞」，「名詞＋した＋名詞」という形のもの，動詞の連体形（基本形とタ形）のほかの「テイル形」という用法，「最大割引」「高級果物」のような複合名詞の具体的な扱い方が考慮されていないことの３点である。

寺村の連用修飾の中で「名詞的形容詞（名容詞）＋二」の「名容詞」は現在学校文法によって通常は「形容動詞」と呼んでいる。それについての連用修飾は「二形」以外に，「＋デ」でも連用修飾の一種と考えられる。また，ここで扱っている「形容詞連用形」については，寺村（1991）は「はやくしゃべる。」「彼はそのことをおかしく思った。」「激しく攻撃する。」のように「連用形テ形」のみ取り扱っているが，「はやくて」「はげしくて」のように形容詞の連用中止法も連用修飾の働きも果たせる。「動詞連用形」の連用修飾の部分は寺村（1991）が最後まで完成していなかったが，「クリカエシ」「泣キ泣キ」の例だけあげている。「食べて」「登って」のように連用修飾が行われるので，「連用形テ形」も考慮すべきだろうと考える。以上のように，連用修飾の部分においては寺村の連用形の部分は修正すべきところがあると考える。

加藤（2003）は，修飾の定義について詳しく検討している。修飾を「意味的修飾」の以外に，「構造的修飾」「機能的修飾」にも分けて捉えている。

（３） 赤い花
（４） その人
（５） 美味しい桃
（６） とても喜ぶ

加藤（2003）

その中において，意味的修飾は，たとえば，（３）（４）の「赤い」や「その」が後続する「花」

や「人」を限定しており，意味に着目し，その論理的外延が狭まっているということである。構造的修飾については，構文を「主要部」と「補部」に分け，補部が主要部に対して有する関係が「構造的修飾」と呼ばれる。たとえば，「美味しい桃」の文法的性質は「桃」と同じであり，「とても喜ぶ」の文法的性質は「喜ぶ」と同じである。いわゆる，「桃」や「喜ぶ」が主要部になっており，「美味しい」や「とても」が補部である。機能的修飾は文において語や句がどういう働きを有しているかという観点から捉えた修飾である。たとえば，（５）のように名詞句や，（６）のような動詞句では，「美味しい」が「桃」を，「とても」が「喜ぶ」を，意味的にも，機能的にも修飾している。加藤（2003：15）では，個々の具体的な検討はそれぞれ連体修飾と連用修飾に分けて行い，その場合に機能的修飾という概念は構文分析上重要なものであると指摘した。

（７）　帽子を軽く叩く。
（８）　帽子を軽く作る。

井本（2020）

井本（2020）では，形容詞の連用修飾の未確定性をどう捉えるかについて，連用形形容詞の未確定性の解消と同時に，多種多様な修飾関係を構成することになっているため，「詳述指定機能」を提案した。この提案は加藤（2003）が指摘した「機能的修飾」と通底するとしている。「機能的修飾」は構文上の分析上不可欠であることが明確になったと思われる。

渡辺（1996）によると，「名詞に格助詞がついたもの」，「用言の連用形」，「副詞」を連用の職能を有するものとしている。

（９）　きっと成功するだろう。
（10）　珍しく四月に雨が降った。
（11）　昨日，努力した。
（12）　とても美しい。
（13）　雨にしっかりぬれる。

北原（1981）

北原（1981）は，連用修飾成分を「（９）陳述修飾成分」，「（10）叙述修飾成分」，「（11）時修飾成分」，「（12）程度修飾成分」，「（13）状態修飾成分」に分類している。また，益岡・田窪（1992）では，連用修飾とする副詞の分類を「様態の副詞」，「程度の副詞」，「量の副詞」，「テンス・アスペクトの副詞」，「陳述の副詞」，「評価の副詞」，「発言の副詞」などをあげている。

修飾に関する先行研究はまだ色々があるが，本稿ではここまでにする。先行研究は連用修飾

語の多様な形を扱うことが多い。本研究では先行研究に基づき，足りない部分を補足または批判し，整理していき，修飾を「連体修飾」と「連用修飾」に分けてそれぞれにつき検討することにより，修飾の中身を究明していく。

3．連体修飾

3.1　連体修飾とは

連体修飾は，名詞（体言）を修飾し，その語彙的意味を限定したり説明を加えたりする。一般言語学では，被修飾語は主要部で，修飾語は補部である。日本語における補部とする連体修飾は，必ず主要部に先行する。

（14）　静かな公園
（15）＊公園静かな

(15)は主要部が補部に先行する例で不適切であるが,通常の日本語においては非文であるが,例外的に使える場合が存在する。たとえば，話し言葉の場合では後ろに出現できるという現象が成立することがあると考える。もし「静かな公園に行きたい」という意味を発話する場合に,「いきたいなあ，公園，静かな」というと，文が適切になる。「公園ね，静かね，…があってね…」という時にも成立すると考える。これは,「後置」という現象に当たる。

（16）　去年太郎が両親からもらったプレゼント

また，日本語の場合に連体修飾節の内部における語順が比較的に自由である。(16) の「去年太郎が両親からもらった」という節は，以下のように内部で任意の順序が変化しても適切であり，意味も変わらないのである。

（17）　太郎が去年両親からもらったプレゼント
（18）　両親から去年太郎がもらったプレゼント
（19）　太郎が両親から去年もらったプレゼント

3.2　連体修飾の形態的特徴

次に，日本語の連体修飾を形態的特徴，意味的特徴からそれぞれに整理する。寺村（1991）では，連体修飾を形態の視点から分類を行った。

（20）【名詞＋ノ】 私の辞書
（21）【名詞＋格助詞＋ノ】 父からの手紙
（22）【副詞＋ノ】 しっかりのヨガ
（23）【その他の形＋ノ】 知ってのこと；飲みながらの；～すればの
（24）【連体詞】 ある日；ある人
（25）【名詞的形容詞＋ナ】 静かな街
（26）【動詞，形容詞の確言形（基本形とタ形)】 食べたパン；小さい蟻

例は寺村（1991）による

日本語における修飾成分は「句」や「節」の境界が曖昧で不明確なため，本研究では，「修飾語句」という用語を用いずに，語，句，節をまとめて広義に「連体修飾」という用語を使用する。連体修飾を行う「関係節」も形態的に連体修飾の１つとみなされる。

（27） ちょっとしたプレゼント
（28） ちょっとのプレゼント
（29）＊このプレゼントはちょっとする。

加藤（2003）

加藤（2003）では，以上の「ちょっと」の例を挙げ，「ちょっとした」は，単純に「ちょっとする」という複合動詞の連体形と見ることができずに，「ちょっと」のように，「した」は「ノ」のように後接させて連体修飾の機能も果たせると指摘した。次は加藤（2003）によると，連体修飾の形態上から整理したものである。

表１　加藤（2003：19）

①動詞	A. ル形　　B. タ形　　C. テイル形　　D. その他の形式
②形容詞	A. イ形　　B. タ形　　C. その他の形式
③名詞	A.「X の Y」 B.「X な Y」 C.「X とした Y」 D.「X した Y」 E.「X たる Y」 F.「X（と）している Y」 G.「X なる Y」 H.「その他の形式」

加藤（2003）では，動詞，形容詞，名詞により，連体修飾のさまざまな形を分類した。表１の中で一般的連体修飾に認識されやすい「ノ」「ナ」の以外に，「とした」，「した」，「たる」「(と)している」「なる」のようなものに分類を入れた。その中の「X たる Y」「X なる Y」という形式は，実は「連体詞＋名詞」に属するものである。

寺村（1991）の連体修飾の形態的分類をまとめて観察すると，「名詞＋ノ」「連体詞」というものは加藤（2003）の表１の「③名詞」に並行すると言える。「動詞，形容詞の確言形（基本形

とタ形)」も表１の①動詞②形容詞に属すると考える。しかし，寺村は動詞，形容詞，名詞の以外に「副詞＋の」，「飲みながらの」のような「その他の形＋ノ」を指摘しているが，このようなもの扱いはどうであろうか。例えば，「かつての名選手」，「全くの初心者」のように，元々は副詞であり，主に単独で連用修飾を行う機能を持っている。いわゆる，ここで形態的には「かつて」「しっかり」のようなものは名詞と見做し，「ノ」を介することにより，名詞として名詞を修飾したり，副詞として動詞のような用言を修飾したりすることができると考えられる。そのため，寺村の「副詞＋ノ」「その他の形＋ノ」を加藤の表１の③名詞に属する。

そのほか，寺村の「名詞的形容詞（名容詞）＋ナ」というものは，学校文法では通常この形式を「形容動詞」と呼び，これは形容動詞と名詞の品詞の問題である。今まで学校文法以外に，大槻文法，山田文法や時枝文法では「形容動詞」を立てなかったのである。ここでは，形容動詞を「名詞」に入れて取り扱い，「名詞＋ナ」の形で連体修飾の働きを果たす。

また，表１の③名詞の中で，以上に述べた「名詞＋ノ」「名詞＋ナ」の以外に，「X たる Y」「X なる Y」という「連体詞＋名詞」の形も含めている。連体詞は品詞の１つであり，自立語で活用もできず，通常は連体修飾のみとして働いた語である。日本語の連体詞と認定されるものはたくさんあるわけではない。一般的に，「連体詞」とされる語は，主に，「この，あの」などのような指示詞，「ある」「あらゆる」などのようなもの，「単なる」「大した」などのようなもの，「大きな」「小さな」などのような形容詞から転換されたものがある。一般的には，一つのことばが，連用形，連体形や終止形を持っている。連用形の場合は副詞になり，連体形の場合は形容詞になり，終止形の場合は叙述の働きに当たるのが普通である。しかし，連体詞の連用形や終止形が欠落しており，ほとんど連体形しか持たなかったので，通常は連用修飾の機能や叙述の用法になるわけではないと考えられる。

表２　連体詞の活用について

	連体形	連用形	終止形
大きい	大きい	大きく	大きい
大きな	大きな	大きに （大いに）	なし
単なる	単なる *単な	単に	＊単だ
主たる	主たる		
主な 主なる	主な 主なる	主に	主だ

例えば，形容詞「大きい」は連体形と終止形が同じで「大きい」であり，連用形は「大きく」である。連体詞「大きな」は，連体形がむろん「大きな」であり，連用形が実は「大きに」というのを使用できるが，「＊大きだ」という終止形いわゆる叙述の使用は一般的にはいえない。

つまり，「大きな」は終止形がないのである。ここにおける「大きに」というのは使用できない際に，「大いに」として同じように扱うことができると思われる。いわゆる，連体詞の中にも「大きな」のように終止形は存在しないが，連体形と連用形だけがあるというものがある。そのほか，「単なる」は，連用形が「単に」であるが，「単だ」という終止形は持ってない。「単なる」は，元々連体形が「単な」になると良いが，「単な」は普通に使えないため，古くから残っているのは「単なる」になる。また，「主」の場合には，連体形は「主たる」「主な」であり，連用形は「主に」であり，終止形は「主だ」である。そのため，連体詞は単語により，連体形，連用形というのが全部揃っているものと揃っていないものが存在する。

その中で連体形に対応する連用形の形式が変わることがわかるようになる。連体詞そのものとその連用形の関係はどうのように扱っているのかはまだ問題が存在する。

また，表 2 を観察すると，「単に」，「主に」，「主だ」という連用形と終止形があると記述したが，厳密にいうと，あるとは言えないと思われる。「単に」が対応する連体詞は「* 単だ」であり，「主に」「主だ」が対応するのは「主な」である。そうすると，「単なる」「主たる」は連用形と終止形があるとは言えないと考える。いわゆる，連用形と終止形をいずれも持っている語は連体詞ではなくなるということである。

加藤（2003）表 1 では③名詞の中の「X＋とした」，「X＋した」，「X＋（と）している」，「X＋たる/なる」という形式を名詞の範囲に入れている。加藤（2003）では，「タ」が付くことにより，その全体として形容詞に相当するとしている。そうすると，上記の表 1 の中の「X とした」，「X した」，「X としている」という形は，全体で形容詞の機能を持って名詞 Y を修飾している形式とみなされる。全体をまとめてみると，統語構造や機能からみると，名詞を修飾する機能を持っている形容詞に近いと考えられる。一方，「ちょっとしたプレゼント」とか，「堂々とした態度」とかは「ちょっとする」，「堂々としている」を単独に叙述という用法を持たず，連用修飾の機能がなく，動詞としても使わないのである。連体詞は一般的には連体形しか持たなく，叙述，終止形，連用形として使える形式がない。いわゆる，このような場合は形態上から考えると，実は連体詞の性質に近いのではないかと思われる。本稿ではここで形態の分類に「連体詞」というもう一つの範疇を設けることにより，記述的にさらに経済的になると考える。

また，名詞，あるいは形容動詞の語幹などが助詞「ノ」を介さずに，直接に名詞に前接すると，複合名詞を結合できる。例えば，「最大割引」，「高級果物」「核融合」などがある。これは，形態上では連体修飾ではなく，意味上からの修飾とは言える。「最大割引」というと，アクセントの単位としてはアクセント核が 1 つだけあるが，「最大の割引」とすると，「最大の」と「割引」はアクセント核が 2 つある。音声的と音韻的からみると別々のものである。また，「最大」と「最大の」はそれぞれに「語」と「句」であり，レベルが違うのである。そうすると複合名詞としては議論できないのである。

連体修飾の形態は，修正して整理すると，以下のようになる。

表 3

動詞	A. ル形　B. タ形　C. テイル形　D. その他の形式
形容詞	A. イ形　B. タ形　C. その他の形式
名詞	A.「X の Y」 B.「X な Y」 C.「その他の形式」
連体詞	A. 指示詞　B.「ある」「いわゆる」など　C.「X＋した/たる/としている/なる」など， D. 形容詞からの転換のもの（大きな）　E. その他の形式
関係節	述部のような要素を含むもの（例えば：うまく実行した計画）

3.3　連体修飾の意味と機能

連体修飾は後接する名詞要素を限定したり，付加的な情報を加えたりすることである。連体修飾の種類によって，意味的に限定されるかどうかが異なる。「ノ」によって結び付けられた二つの名詞の意味は多様である。従来の研究ではさまざまな分類が行われたが，あまり意味があるとは思われないため，本稿はそこまで展開しなく，以下の典型な 3 つの種類のものを提起する。

（30）　父親
（31）　私の父親
（32）　誰かの父親

加藤（2003）

（33）　偽の父親

（31）は（30）より意味が限定され，集合の中で合致するものが減少され，論理的外延も狭まったと考える。（32）「誰か」がつくことで意味が全く限定されず，論理的な外延も狭くなっていない。しかし，国文法では，連体修飾成分とみなされてしまう（加藤 2003）。「誰かの父親」の場合に，父親が 6 人いることを仮定すると，この 6 人とも全部「誰かの父親」に想定できる可能性がある。集合の中で合致するものが変わらない。（33）の「偽の父親」だとすると，「偽」なので，集合の中から外側に出る場合になる。同じようなものは「嘘の」「逆の」などのものがある。

修飾に関しては，もし名詞を修飾できれば，基本的には形容詞の働きとして言えると考えられる。しかし，名詞と名詞が結合するような，いわゆる複合名詞の場合にはどのように扱うのかは難しい問題点である。上に述べた「最大割引」という例を再掲する。

（34）　最大の割引
（35）　最大割引

（34）（35）は異なるカテゴリーで，構造は違っている。一番安い割引を表している場合には，普通には「最大の割引」という。これに対して「最大割引」という 4 つのものがくっつく複合名詞にも表せる。（34）の「最大の割引」の場合に，「の」がつくことによって連体修飾になる。（35）の場合に一般的には「最大」と「割引」という 2 つに分けて分析でき，意味的には修飾している。「最大」自体は基本名詞なので，二つの名詞が並ぶようなものは形態上では説明できないのである。統語構造から考えると，「最大」は形容詞のような機能を持っているので，形容詞成分としての扱いになると言える。また，「最大」は独立しては使われず，「最大割引」のようにまとめて取り扱うようになる。そうすれば，「の」がつくものは同じようになる。そのため，形態上から連体修飾に属さなくても，意味的には修飾にあたることがある。これにより，連体修飾の形態と意味・機能がずれているところがあることがわかる。

形容詞は一般的に連体修飾に専用するものと認識されている。また，形容詞の連体形に使われたのは，基本形のみではなく，過去形でも連体修飾ができる。

（36）　美しい花
（37）　美しかった花

形容詞は連体修飾とする場合には，一般的に，物事の形状，性質，特徴を描くものを属性形容詞と，喜怒哀楽の感情を表すものを感情形容詞に大きく分けられる（寺村 1991）。その中の属性形容詞では，「赤い」とか，「四角い」とか，「丸い」というような客観的な評価をしている形容詞の意味は普通には大きく変わらない。しかし，「美味しい」とか，「大きい」とか，「多い」とかというようなものは人によって判断が違う場合がある。つまり，主観による差が発生することで形容詞の意味の確定は難しくなる。ほかの「かなり」「たくさん」などという単語は連体修飾としても，連用修飾としても，主観による差も出てくる場合がある。そのため，構文の分析は何か基準を事前に決めておく必要があり，個人差の違うことを考慮に入れることも必須である。また，形容詞の装定と述定の場合との意味的な違いを考える必要があるが，どちらかにしか使えないものか，両用法で明らかに意味が違っているものなのかについては今後の課題とする。

動詞は，事物の動作，作用や状態を表し，主に述語を中心にする構文を構成するものである。名詞を修飾する役割は副次的と言える。連体修飾とする動詞は，連体形の基本形だけでなく，過去を表すタ形，テイル形も同様である。

3.4　まとめ

以上のように，連体修飾を形態，意味からそれぞれ整理し，その中で，連体詞というカテゴリーを設けた。実は，連体詞は単語により，連体形，連用形というのが全部揃っているものと

揃っていないものが存在するということである。もし連用形と終止形をいずれも持っている語は連体詞ではなくなるということである。ここでは連体詞の詳しい内容の整理を試みた。

一般言語学的には，修飾を受けている名詞を主要部とし，修飾成分を補部としている。また，普通は，連体修飾は形容詞で，連用修飾は副詞であると認識されている。以上の連体修飾の概観から考えると，連体修飾成分は形態上様々な形式を持っており，意味機能上としては，単独でも，全体的なまとめとしても，構造的に「形容詞句」,「形容詞節」とは言えるので，連体修飾を「形容詞類」と位置づけられる。また，形態上から連体修飾に属さなくても，意味的には修飾にあたることがある。これにより，連体修飾の形態と意味・機能がずれているところがあると言える。

4．連用修飾

4.1　連用修飾の分類

連用修飾は用言，あるいは述部にかかる部分である。連用修飾の位置は連体修飾と同じで，一般的には修飾語は被修飾語に先行するが，(39) のような話し言葉では，修飾成分が，述部の後ろに出現することが少なくない。

(38)　このパン，すごく美味いよ。
(39)　このパン，美味しいよ，すごく

4.2　連用修飾の形態と意味機能

小池ほか（1997）では，連用修飾は，語レベルから「副詞」,「形容詞（連用形）」,「形容動詞連用形」に分類した。加藤（2003）では，その中が含まれない「動詞の連用形」,「数量詞遊離のように名詞が単独で連用修飾している用法」を補足し検討した。寺村（1991）でも，表 2 のように，連用の働きを有するそれぞれの形式について分析した。連用修飾が，連体修飾より複雑であり，様々な問題点が含まれている。

(40)　①「X と」 ②「X に」 ③「X で」 ④「X として」 ⑤「X」

加藤（2003：503）

加藤（2003）では，連用修飾の形態については，ある語や形態素に関する形態になるという完全に記述できる立場を取らず，修飾の形態そのものがある種の意味や機能を担っており，形態や活用形で，(40) のように連用修飾の形態を整理した。

本稿では，連用修飾を語や形態素の立場と，修飾の形態そのものを大まかに整理する。

まず，以下のように連用修飾の例を挙げてみる。

（41）【名詞＋格助詞】　学生たちが英語を学んでいる。
（42）【時を表す名詞（＋格助詞）】　今日 5 時提出した。
（43）【数量を表す名詞】　学生が 30 人入部してきた。
（44）【名詞的形容詞（名容詞）＋に】　容器に静かに注ぎ込む。
（45）【形容詞連用形】　細かく調査する。
（46）【動詞テ形】　学校に歩いて行く。
（47）【動詞連用形】　1 時間ほど歩き，帰った。
（48）【副詞】　ゆっくり話す。

先行研究で指摘したとおり，以上の連用形以外に，動詞と形容詞は連用中止法も連用修飾の一種だと認識されている。形容動詞は連用二形以外に，連用デ形も連用修飾である。加藤（2003）では，それぞれの二つの連用形と動詞の連用形をあげて考察を行った。

以上のようなものを語レベル，句レベル，節レベルで総括してみれば，以下のようになる。形容動詞の連用形は語レベルと見做されるのか，「名詞＋格助詞」と見做されるのか区別しにくく，問題点になる。

表 4

語レベル	A.「副詞」 B.「一部名詞」 C.「形容詞（連用形）」 D.「形容動詞（連用形）」 E.「動詞（連用形）」
句レベル	名詞＋格助詞
節レベル	連用修飾節

以上に述べていた連用修飾の形態の中に「動詞の連用形」「形容詞の連用形」「形容動詞の連用形」が入っているが，実はずれている場合もある。

（49）「英語ができて，優れている」太郎
（50）「高く，険しい」山
（51）「真面目で，親切な」社員

動詞，形容詞，形容動詞の連用形の「できて」「高く」「真面目で」における「て」「く」「で」で終わると，構造上の連用修飾節になるのである。しかし，節の一番後ろのところに「名詞」が来る場合に，名詞の内容の修飾とすると，実は連体修飾節になるのである。

（52） 昨日，努力した。（再掲 11）

（53） 体調が良かった昨日，努力した。

（53）の「体調が良かった昨日」の中で，「昨日」は自体名詞であり，「体調が良かった」という連体修飾節が「昨日」を修飾している。（52）の中の「昨日」が，副詞の働きをしており，連用修飾の機能を行っている。いわば，前に連体修飾をおくと，名詞の働きをしている。単独で述語にかかる場合に副詞の働きをしている。いわゆる，ある語句は連体修飾か，連用修飾か，場合によって変わることがあり，連続性を持っている。

副詞は，活用しない語，構文的に連用修飾にもっぱら専用される語と普通には認識される。従来の研究では，副詞を「様態副詞」，「程度副詞」，「陳述副詞」の 3 種に分けていることは普通である。副詞のうち，連用修飾の機能を持っているものの意味的特徴の分類を重点に入れず，主に副詞が連用修飾として使える時の形態上から観察する。副詞は「しっかり」のように，単独で連用修飾の働きを果たせるが，単独で使わないものも存在する。

（54） 老爺は，辺りをはばかる低声で，わずか答えた。

（BCCWJ 宮地裕 ほか著　光村図書出版株式会社　2005）

（55） 幼子のように柔らかく開かれた唇が　　わずかに震えていたから。

（BCCWJ ひちわゆか（著）ラブ・ミー・テンダー　ビブロス　2001）

例えば，「わずか」は副詞として連用修飾している際に，単独で「わずか」で用いられる場合があり，「わずかに」のように，「に」の付加で文が自然になる場合もある。そのほかは，「堂々」のそのものの連用修飾形態としては「堂々と」のみ使える。いわゆる副詞が連用修飾として使えるものは，一部がそのまま使えるが，一部が「に」，「と」などのものを付けることが必須である。「に」「と」などをどのように扱うかは議論しないといけない。

加藤（2003）は副詞だけではなく，連用修飾成分は全般に，名詞と共通する性質を持っていると考えなければならないとしている。名詞類，副詞類を「実詞」という品詞グループに分類した。ここにおける「に」「と」などのようなものは，名詞的要素についたものと解釈し，「に」「と」などのものの前の部分を「実詞」として扱った。また，「に」「と」などのものの選択は，その連用成分の意味に左右されており，それぞれの意味的な要因に関わっていることを指摘した。

また，名詞類に属するものには学校文法でいう「形容動詞」がある。その連用形は連用修飾ができる。まず，形容動詞の連用形を確定する。基本形は「きれいだ」の場合に，連用形は「きれいだっ」と「きれいに」と「きれいで」という三種類がある。ここで形容動詞の連用形の連用修飾の機能を考える上で必要なのは，「きれいに」と「きれいで」という二種類である。動詞

の連用形の呼び方に従うなら，前者は「連用二形」，後者を「連用デ形」と呼んでいる。従来の研究においてほとんど「形容動詞」にあたる品詞を立てていないことが一般的である。本稿では，形容動詞が名詞と連続的関係を持っていると考える。形容動詞の語幹は自立しており，単独で「の」「な」が付くことで名詞を修飾できており，名詞の性質を持っていると思われる。また，形容動詞の連用二形と連用デ形の「に」と「で」は，語幹の後ろについているものと解釈できる。上述の名詞と副詞を同じカテゴリーに入れることと同様に，形容動詞を同じカテゴリーに入れると，構文分析の時に効率が良い。

形容詞の連体形は述語にかかる時に連用修飾ができる。述語が表す動きや様態の限定をより詳しく修飾している。形容詞の連用形については，例えば，「寒い」という形容詞の連用形は「寒く」，「寒くて」である。形容詞はそのものの意味は，一般的に属性形容詞と感覚形容詞に分かれる。また，客観的形容詞と主観的形容詞があり，構文分析上では主観の個人差を考慮しなければならない。

また，名詞自体は，そのまま連用修飾の機能を果たせるものが存在する。それは時を表す名詞と数量を表す名詞である。

（56）　5 時　｛＊φ/に｝　帰ります。
（57）　明日　｛φ/＊に｝　出発します。
（58）　30 分前　｛φ/に｝　試験が始まった。

時を表す名詞は一般的に「に」を伴っているが，「に」がついていないものもある。しかし，「に」が付くことによって文が非文になるものもあり，ついてもつかなくても文が成立するものもある。

（59）　学生が 3 人受験した。
（60）　ジュースを半分飲んだ。

数量詞は以上のように，連用修飾にも使われることが多い。また，数量詞の種類が多様で，一般的には 3 人のように類別詞を伴っているものがあり，「半分」のように類別詞を伴っていないものもある。

「名詞句」は連用修飾の形態の一つである。渡辺（1996）によると，連用修飾の機能を持っているものを名詞に格助詞がついたもの，用言の連用形，副詞を連用の職能を持っているものとしている。北原（1973）は，「体言＋格助詞」などの補充成分と，用言の連用形と副詞など連用修飾成分を分けるべきとし，この補充成分は「名詞＋格助詞」という品詞的な定義を提案した。「名詞＋格助詞」の組み合わせにより，名詞句になると考えられる。また，「名詞＋格助詞」に

おける「格助詞」の範囲を決めないと判定できないように思われる。格助詞は名詞にかかわり，その名詞が構文の中で他の語と持っている関係を標示する。日本語の格助詞は主に，「は，も，に，が，の」などがある。名詞句は句レベルの連用修飾の一種として分析する。

4.3 まとめ

本節では，連用修飾についてその形態意味から整理を行った。その中で，ある語句は連体修飾か，連用修飾か，場合によって変わることがあり，連続性を持っていることがわかった。連用修飾の分類から観察すると，「形容動詞」を「名詞的要素」のグループに入れ，「名詞的要素」，「副詞的要素」を同じカテゴリーに入れて「体詞」として扱うことができる（加藤 2003，2006a）。以上連用修飾の形態から各形式を概観し述べたが，また，意味機能上から根本的に考えると，形容詞および，動詞の連用形でも，名詞句でも，連用修飾ができる名詞でも，形容動詞の連用形でも，副詞でも，機能的にはいずれも副詞の働きにあたる。本稿では，連用修飾を「副詞類」と位置付けている。

5．まとめ

一般言語学の観点から，連体修飾は形容詞が専用であり，連用修飾は副詞が専用である。本稿では，これを大前提とし，連体修飾成分を「形容詞類」とし，連用修飾成分を「副詞類」として記述を行った。形容詞類は名詞を修飾できる専用の品詞という位置付けをすれば，「形容詞句」「形容詞節」というものもある。連体修飾の形式のうち，「体詞＋ノ/ナ＋名詞」，「動詞の連体形」，「形容詞の連体形」，「連体詞」，「連体修飾節」は，いずれも「形容詞類」に属する。また，例えば，「最大割引」は意味上からの修飾であるが，ここにおける「最大」は「形容詞成分」と見なすことができる。「最大の割引」と比べ，「最大」と「最大の」は同じで「形容詞」とし，「形容詞類」に入れることができる。副詞類は述語，用言類を修飾できる専用の品詞という位置づけをすれば，連用修飾ができる形式はいずれも，副詞の働きを果たすとはいえる。その様々な形態が「副詞類」に属する。しかし，その中で自体そのものが副詞の働きを持たず，文が非文か，不自然かになることがある。このような場合に，「に」「と」「で」などのようなものが付くことで，連用修飾ができるようになることがある。例えば，３人，５枚などの数量詞は，形態論的に自体が名詞であるが，名詞はそのまま副詞に置き換えられる。いわゆる，連体修飾の場合に，「ノ」を介して「形容詞類」になる。連用修飾の場合には「副詞類」になる。また，「最大」の場合には，形態論上それ自体が名詞として使えるが，「最大割引」「最大３つ」のように，形容詞になったり，副詞になったりすることがある。ある語句は連体修飾か，連用修飾か，場合によって変わることがあり，連続性を持っていることがわかった。

本稿では，今の段階では機能上から修飾を「形容詞類」「副詞類」という二種類に分けたが，

実際は修飾の品詞の中で個々の品詞についての問題が存在する。例えば，形態上連体詞を設けているが，機能上から考えている連体詞はまだ不整合なところがある。また，近年の日本語の研究で，従来の形態論的な基準からの整理より機能と意味に焦点をおく記述に移行してきている。今回は修飾についてその中身の機能上の仕組みについてはまだ深く検討していなかった。今後の課題として，品詞上の問題をめぐり，もう一度整理して修飾の本質を深く探っていく。

（だん　けんしゅう・言語科学研究室）

参考文献

井本亮（2020）「形容詞連用修飾の未確定性をどう捉えるか」p.135–171『日本語語用論フォーラム 3』
　加藤重広・滝浦真人　ひつじ書房
加藤重広（2003）『日本語修飾構造の語用論的研究』 ひつじ書房
北原保雄（1973）「補充成分と連用修飾成分」『国語学』95　pp.1–19
北原保雄（1981）『日本語助動詞の研究』大修館書店
工藤真由美（2002）「日本語の文の成分」飛田良文・佐藤武義（編）
寺村秀夫（1991）『日本語のシンタクスと意味　第Ⅲ巻』くろしお出版
日本語記述文法研究会（編）（2003）『現代日本語文法 1』くろしお出版
益岡隆志・田窪行則（1992）『基礎日本語文法　改訂版』くろしお出版
村木新次郎（2012）『日本語の品詞体系とその周辺』ひつじ書房
渡辺実（1996）『日本語概説』岩波書店

『現代日本語書き言葉コーパス BCCWJ』
（https://www.ninjal.ac.jp/database/type/corpora/）

10.14943/rjgshhs.23.l 269

日本語における再帰性の研究

黄　　銘　君

要　旨

仁田（1982，2010）の研究では，再帰は，働きかけが動作主に戻ってくることによって，その動作が終結を見るといった現象と定義される。一方，仁田（1982），片山（2005）などが再帰動詞を下位分類しているが，食い違うところがある。具体的には，仁田（1982，2010）は再帰的な用法しか持たない，代表的な再帰動詞である「履く」，「脱ぐ」のような衣服の着脱をする動詞を「再帰動詞」と，普通の他動詞でありながら，そのうちの一つの用法として再帰的な用法を有する動詞を「再帰用法」と呼んでいるが，片山（2005）は語彙的再帰性に関して，仁田が論じたように再帰的にしか使えない再帰動詞は着脱を表す動詞だけではないとして，「得る」，「失う」のような動詞も再帰動詞の枠組みの中で捉えようとした。

本稿はプロトタイプ論から再帰性の有効性を示すものである。また，日本語はフランス語，スペイン語など西欧言語とは異なり，接辞的な再帰代名詞が動詞につかないため，本稿では，日本語では形態上の再帰動詞がそもそも存在せず，語彙的な再帰用法はあるが，従来の着脱動詞や「浴びる」を再帰動詞として認める考えは不適切だと主張する。

1．はじめに

「再帰」は，行為者[1] から出た働きかけが行為者自身に向かうという意味を持っている。次の例文の示す働きかけは，他の存在に向かうものではなく，行為者自身に及んでいると考えられる。

（1）彼ハ入浴後イツモ冷水浴ビルコトニシテイル。（仁田（1982））

[1] 小薬（2017）に参照している。仁田（1982）では「動作主」という用語が使用されているが，「顔を赤らめる」のように，主語が経験者となる例も存在するため，「行為者」を用いることにする。

（2）ソコニハベレー帽ヲカブッタ猫が立ッテイタ。（仁田（1982））
（3）ココデハ靴ヲ履キ替エテ下サイ。（仁田（1982））

従来の研究では日本語における再帰に関する研究は進められているが，十分に明らかになっていないところが多岐にわたっている。まず，「再帰」を「働きかけが動作主に戻ってくることによって，その動作が終結を見るといった現象」と定義することが仁田（1982）によって最初に提唱されている。一方，天野（1987）は再帰性という概念を特立する必要はなく，他の他動詞構文と同様に扱ってよいと反論している。他方，村木（1991），片山（2005），小薬（2017）などは再帰表現についての研究を行っているが，再帰性の定義や再帰性の有効性を明示していない。

そのため，本稿では，再帰性の有効性を明らかにすることと，そもそも日本語には再帰動詞というカテゴリが認められるのかを検討することを目的とする。

2．先行研究の概観

2.1　仁田（1982）（2010）

仁田（1982）（2010：120）は，（2）のように「動作主の猫自身にそのベレー帽がかぶらされてこそ終結する」から，こういった再帰的な用法しか持たない動詞を再帰動詞と定義し，代表として「履く」，「脱ぐ」のような衣服の着脱に関わる動詞が「再帰動詞」であると主張している。

そして，再帰動詞にはそれに対応する自動詞は存在しないため，再帰動詞が「典型的な他動詞とではなく，自動詞と平行的なパラディグマティックな関係を獲得して存在している」，「再帰動詞は，自動詞と典型的な他動詞との間に位置する存在である」とされる。（仁田（2010：122））

（4）彼は体ヲ曲ゲテ，入ッテ来タ。
（5）花子ハ眉ヲ吊リ上ゲテ，怒ッテイル。
（6）心（気持ち）ヲ静メテ，私ノ言ウ事ヲ聞イテ下サイ。
（7）コロンデ，足ヲ折ッタ。

（仁田（2010：129））

（4）～（7）はすべて再帰用法の例である（（7）は非自制[2]的な例である）。上の例では，対

[2] 仁田（1982）では，自制性を「行為主体の意志や意識によって，行為の遂行を制御しうること」と定義している。

格をとる動詞が実線部のヲ格との組み合わさりの中で，再帰性を帯びた動詞になっていると主張している。「体」，「眉」，「心」，「足」といったものはすべ行為者の一部であり，物理的なものだけではなく，心理的なものも含まれる。また，再帰構文の特徴を，ヲ格成分が動作主に現に付随している，分離不可能な動作主の一部を表す名詞類によって形成されている点であるとしている。（仁田（1982，2010））

2.2　天野（1987）

天野（1987）は仁田（1982）の考察を踏まえ，「〈再帰性〉とアスペクト」，「再帰構文は自動詞構文に近いか」「まともの受動文が対応ない」などの観点を検討し再帰性がアスペクトとは関係があるわけではなく，再帰性を持つ他動詞文が自動詞文に近づくとは言えないという結論を出している。また，「わざわざ再帰性という概念を特立する必要はなく」，他の他動詞構文と同様に扱ってもよいと指摘している。

（8）母がシャワーを浴びている。
（9）太郎は手袋をはめた。
（10）子供は手を叩いて喜んだ。

2.3　片山（2005）

片山（2005）は仁田などの先行研究を踏まえ，より詳しく再帰動詞を下位分類している。「再帰構文には再帰性が動詞の意味に内在しているものと構文レベルのものがあり，前者を再帰動詞，後者を他動詞の再帰用法と呼ぶ」とする。また，片山（2005）は語彙的再帰性に関して，仁田が論じたように再帰的にしか使えない再帰動詞は着脱を表す動詞だけではないとして，「得る」，「失う」のような動詞も再帰動詞の枠組みの中で捉えようとした。その理由としては，「得る」や「失う」は常に主体自身が客体の移動の起着点であるという点で，着脱動詞と近い」ためであるとする。

2.4　村木（1991）

村木（1991：184）は再帰性をもたない「太郎は次郎に水をあびせた」と再帰性をもつ「太郎は（頭から）水をあびた」という二つの例文を対比することによって，「「水をあびた」のような動作は動作主自身のうごきをあらわしており，他にむけておこなわれる動作ではない」と論じ，「こうした再帰的な用法には，他動性が欠如している」ことを指摘している。

2.5　小薬（2017）

小薬（2017）は仁田（1982）などの先行研究を踏まえ，あまり再帰動詞の概念に触れず，再

帰構文を「付着物タイプ」と「身体部位タイプ」に分け，特に，（11）を「付着物タイプ」，（12）を「身体部位タイプ」として区別している。

（11）太郎は，新しい服を着た。
（12）花子は，こちらに手を振っている。

2.6　先行研究と本稿の位置付け

以上，関連する先行研究を概観したが，以下のようにいくつかの問題点を発見した。

（13）従来の研究では，「着る」「はく」，「脱ぐ」のような着脱動詞と動詞「浴びる」を再帰動詞として捉えている（仁田（1982，2010））が，着脱を表す動詞だけではなくより細かく下位分類しているものもある（片山（2005））。本稿では，日本語では再帰動詞の分類に着目し，不適切なところを再検討し，修正を試みる。
（14）天野（1987）は仁田（1982）の主張を踏まえ，再帰構文は他動詞構文と同様に扱ってもよいと反論しているが，構文により再帰性の度合いが違うという問題を考慮に入れられない。例えば，「太郎が顔を洗った」という文は，対象物だけでなく，行為者にも変化をもたらしてきているという点で典型的な他動詞文とは異なる特徴を備えているため，再帰性という概念を特立する必要はあると筆者は考えている。

このように，再帰性に関する先行研究ではさまざまな議論がされているが，いかに典型的な他動詞文と再帰構文を使い分けるのかが不明瞭であり，そもそも日本語には再帰動詞というカテゴリが認められるのかを再検討する必要がある。従って，以下の節では，これらの問題点を解決するための考察をしていく。

3．再帰性の有効性

先行研究に書かれているように，形態から見れば，再帰構文は典型的な他動詞構文と同じように「X が Y を V-する」という構造を持つことを示している。そのため，再帰性は他動性と密接に関わっていると考えられる。

本節では，再帰性の有効性の検証を行うために，他動性と自動性に関するプロトタイプ論を導入しなければならない。

Hopper and Thompson（1980）は，動詞を持つ他動性を測る次の 10 種類のパラメータをあげ，相対的に程度の高いパラメータを多く持った動詞ほど他動性の高い動詞であるとしている。

表 1：H & Th（1980）による他動性の 10 の意味的特徴[3]

		高い	低い
A	参加者	２人以上 動作者と対象	１人
B	動作様態，動き	動作	非動作
C	アスペクト	動作限界あり	動作限界なし
D	瞬間性	瞬間	非瞬間
E	意図性，意志性	意図的	非意図的
F	肯定	肯定	否定
G	現実性	現実	非現実
H	動作能力，動作主性	高い	低い
I	被動作性，影響性，受影性，対象への影響	全体的に影響	部分的に影響
J	対象の個別化，対象の個体化，個体性	高い	低い

また，角田（1991）は，Hopper and Thompson（1980）の定義した他動性の特徴の一つである「意図性，意志性」に対して考察を行い，「意志性」という要素が入っていないことは Hopper and Thompson と大きく異なるところであり，「意図性，意志性」は他動詞文と自動詞文を見分ける要素の一つにはならないと結論づけた。その証拠としては被動作性と意図性あるいは意志性が無関係であるということが挙げられている。例えば，「太郎が転んだ」という例文では，動作主である太郎がわざと転んだ場合もあるし，うっかり転んだ場合もあると述べている。

さらに，Hopper and Thompson（1980）などの提案[4] に基づき，他動性の原型[5] の意味的側面を以下のように定義した。

「相手に及び，かつ，相手に変化を起こす動作を表す動詞。」（角田 2009：77）

また，ヤコブセン（1989：239）は自動原型[6] の意味特徴を以下のように捉えている。

---

[3] 他動性の 10 の意味的特徴については角田（2007：4）の訳を参照のこと。

[4] Hopper and Thompson（1980）は他動詞文の原型の意味的側面を以下のように定義している。「参加者が二人（動作者と動作の対象）またはそれ以上いる。動作者の動作が対象に及び，かつ，対象に変化を起こす。」（動作者と対象は無生物の場合もある。従って，二人でなく，二つの場合もある。）

[5] 角田（1991），（2009）などは自動詞文と他動詞文は端的に二分できないことが多いため，原型説の方がより有効だと主張している。（Typical「典型的」とは違い，Prototypical とは「原型的」である。）

[6] 自動詞のプロトタイプを指す。セコブセン（1989）では，「自動原型は対象物のみが文中に現れている自発表現を中心としているものである」，「自動原型の意味特徴は関与物の数以外の他動原型にある意味特徴に共通している」と述べている。

（A）関与している事物（人物）が一つある。すなわち，対象物（object）である。
（B）対象物は変化を被る
（C）変化は現実の時間において生じる。

なお，一体再帰構文は典型的な他動詞構文と同様に扱えるかどうかという疑問が出てくる。ここでは，再帰性の概念は有効に成立するという仮定を置く。

(15) 花子はピンクの派手なジャケットを着た。

証拠として，(15) において，「花子」と「ジャケット」二つの参加者があり，行為者である花子から発する動作が対象物「ジャケット」に及び，ジャケットそのものは変化が起こらないが，行為者と離れている場所から行為者の身体に付着することによって，空間的位置に変化が生じるため，プロトタイプ論の他動性の特徴を備えることが考えられる。しかし，対象物だけでなく，行為者にも変化をもたらしてきているという点で他動性の原型とは異なるため，自動原型の意味特徴も備えている。このように，自動詞文は絶対的に他動詞文と対立しているのではなく，むしろ連続性的な関わりがあることを示している。つまり，ただ単に他動性の意味特徴あるいは自動性の意味特徴を用いるのでは，再帰構文の特徴を十分に説明できないと考えている。

以上の内容に基づき，本稿では，プロトタイプ論から再帰性の意味特徴を以下のように定義する。

［A］関与している人物あるいは事物は二つあり（動作者と対象物は無生物の場合もある），
　　行為者と対象物は同一の実体である。
［B］対象物は変化を被り，それと同時に働きかけが行為者にも変化を与える。

従って，本稿では，再帰性の概念は有効であると主張する。

4．考察

4.1　西欧言語における再帰動詞

まず，西欧諸語における再帰動詞の概念を目に向ける。

春木（2002：38）は「フランス語の再帰代名詞は他の人称代名詞と同様，動詞に前置される。いずれの人称においても，目的語が直接か間接かに拘らず再帰代名詞は同型である」と述べている。フランス語の動詞「se coucher（横になる，寝る）」の活用を以下の表にまとめる。

	一人称	二人称	三人称
単数	je me couche	tu te couches	il se couche
複数	nous nous couchons	vous vous couchez	ils se couchent

（16）Elle lui a lavé les cheveux.
「彼女は彼の髪を洗ってやった」
（17）Elle s’est lavé les cheveux.
「彼女は（自分の髪）を洗った」

以上から分かるように，「se laver」，「se coucher」のような再帰動詞は通常，形式的に「se」，日本語では「自分自身」といった意味を含み，再帰代名詞を伴う動詞のことであると考えられる。

4.2　日本語における再帰動詞の再検討

日本語の再帰動詞はどうであろうか。先行研究の中で最初に日本語の再帰動詞を定義し，「着る」，「脱ぐ」，「被る」，「はく」のような着脱動詞と「浴びる」を再帰動詞として扱ったのは仁田（1982）である。

（18）浴びる → 浴びせる
　　浴びる → 浴びさせる
　　着る → 着せる
　　着る → 着させる

仁田（1982）は「浴びる」，「着る」は「浴びさせる」，「着させる」といった使役動詞形だけでなく，「浴びせる」，「着せる」といった複他動詞形を持っていると主張している。

次は再帰的な意味を持つ着脱動詞と，それに対応する複他動詞，使役形の動詞の文法特性に着目し，BCCWJ コーパスを利用しながら意味論から例文の分析を行うとともに，文法的な振る舞いを示すことを試みたい。

（19）太郎は（頭から）水をあびた。　（村木（1991））
（20）太郎は次郎に水をあびせた。　（村木（1991））
（21）門弟が浪人の刀に手をかけようとした。「放っておきなさい」と言った。その代わりに手桶に水を運ばせ，浪人の頭にザブと水を浴びさせた。
（『剣鬼・仏生寺弥助』峰隆一郎（著）2001）

（19）では，太郎は自分に向けて「水を浴びた」という行為を行うことに対し，（20）では，

太郎は自分自身にではなく，他人に向けて動作をしたことを示している。(21) において，「浴びる」の使役形「浴びさせる」とは，使役主体が命令を発してから，使役対象はその命令を受け，受動者である浪人へ水を浴びせたという動作をし，働きかけをすることを表す。

(22) 彼女が浴衣を着た。
(23) 私が彼女に浴衣を着せた。
(24) 私が彼女に浴衣を着させた。
(25) バーンズが白いヘルメットをかぶった。

(『スーパー・ゼロ』鳴海章（著）1993)

(26) 昔の学校で，できの悪い生徒にはロバの耳をかたどった帽子をかぶせてお仕置をする習慣があったことを見ればいい。

(『人獣戯画の美術史』鹿島茂（著）2001)

(27) 十三歳未満の子どもの保護者は，子どもの自転車乗車時に，乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

(『広報あしかがみ』栃木県足利市 2008)

(28) 都市部には緑が見えない光景が見られます。山頂に雪を冠った山々は色のコントラストがついてよく写ります。

(『女性のためのオートカメラ自由自在』森村進（著）1989)

(29) 出かける日，私は母にウールの一番上等な紫のワンピースを着せた。ストッキングをはかせ，お化粧をほどこし，私の黒い帽子をかぶせた。

(『母のいる場所』久田恵（著）2004)

(22)～(24) では，複他動詞「着せる」のほうは，行為者である「私」が「浴衣を彼女の身に付ける，「私」が「浴衣を着る」という動きをしたことを示す。「着る」という動作を行うのは「私」である。一方，動詞の使役形「着させる」は子供が自分で浴衣を着ることができたり自立心が育ったりするように「浴衣を着て」という要求や指示を出すことによって仕向けるという場面が想像できる。「着る」という動作の行為者は彼女である。また，(25)～(27) は (22)～(24) と同様の振る舞いを見せることが分かる。この 3 つの例文は，それぞれ，行為者が自分自身にヘルメットをかぶることを表す再帰的な意味をもつ他動詞文，動作主体の教師がいたずらな生徒を懲らしめるためにロバの耳をかたどった帽子をかぶせたことを表す複他動詞文，未成年者の保護者に対して，子供が自転車に乗るときには交通安全に注意するよう厳しく監督し，ヘルメットをかぶるよう命じることを呼びかけていることを表している使役文である。

(28) の「雪」は「頭にかぶった帽子」と同様に，全体的に見れば，山の一部になる。(28) では関与している事物は「山」と「雪」二つがあり，降った雪が山頂に積もり，天候や気候な

どの影響を受けるため，雪そのものは変化していくことが考えられる。それと同時に，降り積もった雪で山頂にも帽子をかぶせたようになる。このように，「山」と「降り積もった雪」は同一な実体として扱われる。そのため，（28）も意味的な再帰性を備えているとは言えるだろう。

以上の例文を観察すると，「かぶる，着る，浴びる」のような再帰的な意味を持つ着脱動詞は「かぶらせる」，「着させる」，「浴びさせる」といった動詞の使役形を持つだけでなく，それぞれ形態的に対応している「かぶせる」「きせる」「浴びせる」複他動詞がある。一般的には，「着る」，「かぶる」のような着脱動詞に対して，それに対応する複他動詞あるいは使役形の動詞と組み合わさる文では，受動者が行為者から直接的な働きかけを受けたか間接的な働きかけを受けたかということで使い分けられているが，「はく」「ぬぐ」は動詞使役形の「はかせる」「ぬがせる」しかなく，対応できる複他動詞を持たないため，文脈がないと受動者への直接な働きかけか，間接な働きかけかを明快に言い切ることはできない場合もある。（29）のような文脈のある例文では，「ストッキングをはく」という行為者は「私」であることは推測できる。しかし，「母親は息子の汚いソックスを脱がせた」のように，母親が行為者の場合は直接な働きかけ，息子が行為者の場合は間接な働きかけであるという意味の両義性が見出されるのである。

つまり，再帰的な意味を持つ着脱動詞は自分自身にしか使えないので，一般的にはその動作はもし他人に対して働きかける時は，形態的に対応する複他動詞を使うか，或は動詞の使役形を使う。以上の例が示しているように，複他動詞文は行為者から受動者への直接な働きかけを表し，動詞の使役形は，使役主体が何かを求めたり命令したりすることに対し，使役対象はその行為を実行することを表す。

しかしながら，日本語は西欧言語とは異なり，再帰代名詞を明示しない選好傾向があると考えられる。普通なら身体の部位を目的語にとる再帰構文には「自分」あるいは「自分の身体」と想定されるが，自分の身体でない場合もあるため，文脈によるその推意が取り消される可能性がある。例えば，次の例文を見てみよう。

（30）太郎は手を振っている
（31）太郎は帽子をかぶった。

（30）では，普通に行為者である太郎は自分の手を振っていることが考えられる。しかし，父親が親戚を見送るために娘を空港に連れて行くというような文脈をつなぐと，彼は娘の手を掴んで，「ほら，叔母さんにバイバイしようね」と言いながら手を振っている場面も想像できる。つまり，（30）では対象格名詞は太郎自分の手だったら当然再帰性を持つと認めるが，他人の手の場合だと「太郎は娘の手を振っている」のような典型的な他動詞文として扱うべきであろう。

（31）では「自分の帽子」が明示されておらず，普通は「帽子を被った」のような自分自身に向かってしか使えない動詞は再帰動詞と認めるべき（仁田（1982），片山（2005）など）である

が，文脈によりあまり再帰性が感じられない場合もある。「その帽子をとって，被らせてくれない？」のように相手に要求したり命令したりするだけで，自分の体には働きかけがないはずなのに「太郎は帽子を被った」という第三者の視点から見た結果状態を表す場合にも使える。すなわち，（31）は必ずしも太郎が「帽子を被った」という動作を行う行為者とは限らず，再帰性を持たない場合も想定できる。従って，単に形態論的なカテゴリとしての再帰動詞を認定するのは不適切だといえる。

統語論の観点としては，再帰構文[7]が「X が Y を V-する」という構造をとり，他動詞文の枠組みに属していると考えられる。以上の例文から，（30），（31）は，それぞれ対格再帰構文と与格再帰構文として捉えてもよいだろう。ただ，与格再帰構文の場合は「ニ格項」は明示されることに関わらず，その再帰性は，動作の着点を表す与格名詞の性質につながっていることがわかってきた。

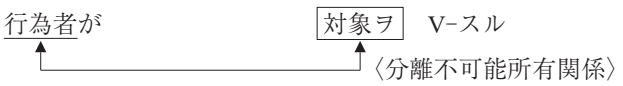
ただ，一般的には（30）の「手」は体の一部であり，行為者とは分離不可能な関係であることに対し，（31）の帽子や衣服などのような対象格名詞は行為者とは分離可能な関係であると考えられる。そのため，単に意味論から見ると，（31）といった場合にはその帽子が行為者の所有物であろうと，他人のものであろうと関係はなく，自分の頭に帽子をかぶるという動作が終わったら，働きかけが自分自身に戻ってくると考えられる。しかしながら，（30）のような身体部位タイプの場合だと，「行為者＋所属関係を持つ目的語＋述語」という構造の構文しか再帰性を持たないという判断を示している。

また，（30）を（31）と照らし合わせることによって，それらの分離不可能所有関係に関与する項が異なることが分かってきた。この違いを小薬（2017）に基づき次のように図示する。

（32）a. 付着物タイプ（例 31）



b. 身体部位タイプ（例 30）



以下，仁田（1982）の主張を踏まえ，再帰動詞をより細かく論じている片山（2005）を概観し，より妥当的な分析を行い，不適切な箇所を指摘し，より相応しい再帰の定義を定める。

まず，片山（2005）は着脱動詞だけでなく，得失を表す動詞「得る」「失う」，「なくす」など

[7] 本稿では，再帰動詞か再帰用法かの区別をせず，再帰性を持つ構文を再帰構文と呼ぶことにする。

の動詞も再帰動詞に分類している。

（33）会社が莫大な利益を得た。
（34）* 太郎が会社に莫大な利益を得た。→太郎が会社に莫大な利益を得させた。（使役の意味は表さない）

「得る」は着脱動詞「着る」と同様に，他者に対して働きかけることはできないことから，語彙的再帰性を含むと主張している（片山（2005））。しかしながら，主語である「会社」が無情物であり，厳密に言えば，「利益」は働きかける対象ではなく，（33）ではあまり働きかけ性がないと考えられる。そして，「同意を得る」という他動詞句では「同意」のような目的語に置き換えると，典型的な他動詞文になると考えることができるため，語彙的な再帰性を含むとは言えない。また，会社の利益を上げるためには，何らかの活動を行うことで，利益ができたということから考えれば，むしろ作成動詞に近いと解釈できる。それゆえに，得失を表す動詞は語彙的な再帰性を含まないと判断する。

（35）花子はソファーの汚れを取った。（一般的な他動詞）
（36）太郎は先生の前で帽子を取った。（再帰動詞）

以上の例文に示すように，（35）の「取る」は一般的な他動詞と認められるが，（35）は再帰性を持つ構文である。ここで片山（2005）が「取る」を再帰動詞に含めていることの妥当性を検討してみる。再帰性があるかどうかは単に動詞で決まるのではなく，目的語と結びつく動詞句で決まると考えられる。従って，片山（2005）で構文的な再帰性を持つ表現を語彙的な再帰動詞に含めたのは不適切だと思われる。

一方で，「垂れる」や「開く」などの自他同型の動詞の場合に主語が無情物であっても主体と客体の間に全体・部分関係が存在すれば再帰性を持つという主張は注目に値する。

（37）釣り糸を垂れる。
（38）稲穂が頭を垂れる。
（39）エレベーターがドアをひらく。

（37）では，「釣り糸を垂れる」の「釣り糸」は身体の一部ではないが，手に持って垂らすということから手とつながった身体の一部と見なされているため，再帰動詞として容認される（片山（2005））。

（38）は比喩表現として，そのものの自然な属性や状態を表す。（38），（39）では，主語はそれぞれ「稲穂」，「エレベーター」であり，いずれも意図性を持たない無生物なので，一般的には自分で感情をコントロールできないと考えられる。ただ，前述した再帰性の意味特徴に基づき，このような無生物の場合でも再帰性を持つと判断ができると思われる。

以上，本稿では日本語では再帰動詞というカテゴリを設ける必要はないと主張する。西欧言語とは異なる日本語は語彙的にしか再帰用法を持たず，形態的に他動詞と見分けることはできない。そして，次の例でもこれを裏付けることができよう。

（40）黒の礼服を着たメアリは侍女たちを従え，廷臣や聖職者に見守られながら広間へ入った。

（『処刑と拷問の事典』ジェフリー・アボット（著）/駒瀬裕（訳）2002）

（41）こんな真夜中にドクター・バーカーが助手を務めろという理由は何なのだろう？考えられる答えは一つしかない。彼女の患者の誰かに急変が起きたのだ。ペイジはよろけながらバスルームに入り，顔に冷水を浴びせ，それから，目の前の鏡を見てびっくりした。これじゃ，まるで八十歳のおばあちゃんだわ！

（『女医』シドニィ・シェルダン（著） 天馬龍行（訳）1998）

（42）事件にはまったく関係ないことが判明し，警察の過剰反応が強い批判を浴びた。

（『ブレア時代のイギリス』山口二郎（著）2005）

（40）は連体形で表現された文であるが，一般的にはここでの「着た」はメアリが自分で礼服を着るのではなく，侍女の誰かに着せてもらったと考えられることが多いようである。もちろん，メアリ自分で着ると解釈しても構わないが，このような場合はあまり再帰性を持たない文になる。そのため，本稿では，目的語をとる動詞は着脱動詞だとしても有標的なものとして扱うべきだと考えている。

（41）では，受動者である「顔」が行為者の体の一部分を成しているという点から，行為者と受動者との間に分離不可能所有関係が考えられる。しかし，目的語が指し示すもの「顔」は他人の顔ではなく，行為者自身の顔を表すに決まっているようなので，複他動詞「浴びせる」が付くと，前述した再帰的な意味を持つ着脱動詞とそれに対応する複他動詞や動詞の使役形の文法特性に合致していないのではないかと思われる。むしろ「顔に冷水を浴びせる」より，再帰的な意味を含む「浴びる」の使用の方が文脈上齟齬が生じると言えるだろう。一般的には，具体的な身体部位「顔に」が明示されないと，「冷水を浴びる」は全身に浴びるという解釈ができるが，（41）は夜，寝ぼけた行為者は頭をよく働かせるために意識的にバスルームに行き，冷たい水で顔を洗ったことで，自分に状態変化をもたらすことが考えられる。このように，従来再帰動詞と認められた「浴びる」と形態的に対応する複他動詞「浴びせる」は必ずしも対立的な

関係を持っているとは限らないことがわかった。また，目的語をとる動詞は着脱動詞の場合だけでなく，「浴びる」の場合も有標的なものとして捉えるべきという点に注意されたい。

（42）の「批判を浴びる」とは言動に対して否定的な意見を受けることを表す。「シャワーを浴びる」に比べると，動作の働きかけの主体は行為者ではないため，再帰性を持たないと考えられる。

5．おわりに

本稿では，日本語における再帰性に注目した。まず，意味的に「再帰は，働きかけが動作主に戻ってくることによって，その動作が終結を見るといった現象」という単純な基準で再帰性を持つか断定しかねる例があるため，本稿で提案したプロトタイプ論から再帰性の有効性を論じた。

次に，意味論から再帰的な意味を持つ着脱動詞と，それに対応する複他動詞，使役形の動詞の使い分けに注目し，統語論から文法的な振る舞いを示した。

また，形態論，語用論の観点から仁田（1982，2010），片山（2005）などの考えを修正した。再帰用法の成立する条件に当てはまるかどうかを判断するには単に動詞で決めるのではなく，目的語と結びつく動詞句を把握すべきだということを明らかにした。従来日本語の「着る」,「脱ぐ」のような着脱動詞と動詞「浴びる」を再帰動詞と認められるが，日本語では形態上の再帰動詞がそもそも存在せず，語彙的な再帰用法はあるが，着脱動詞や「浴びる」を再帰動詞として認める考えは不適切であり，目的語をとる動詞は着脱動詞や「浴びる」のような動詞であっても，有標的なものとして扱われるべきであると主張した。

（こう　めいくん・言語科学研究室）

参考文献

天野みどり（1987）「日本語文における〈再帰性〉について：構文論的概念としての有効性の再検討」『日本語と日本文学巻』7　L1-L9，筑波大学国語国文学会.

仁田義雄（1982）「再帰動詞，再帰用法― Lexico-syntax の姿勢から―」『日本語教育』47 号（初出），仁田義雄（2010）『語彙論的統語論の観点から』，ひつじ書房．120p-131p.

片山きよみ（2005）「日本語他動詞の再帰的用法について」，『熊本大学言語学論集』325p-369p.

村木新次郎（1991）『日本語動詞の諸相』，ひつじ書房．184p-185p.

小薬哲哉（2017）「再帰構文における受動化の成立条件」『日本語文法』17 巻 1 号.

角田太作（1991）『世界の言語と日本語　言語類型論から見た日本語』，くろしお出版．65p-84p.

角田太作(2009)『世界の言語と日本語　改訂版　言語類型論から見た日本語』，くろしお出版．75p-93p.

角田太作（2007）「他動性の研究の概略」，角田三枝，佐々木冠，塩谷亨（編），『他動性の通言語的研究』，

くろしお出版．4p–11p.
春木仁孝（2002）「フランス語の再帰構文―その認知的一体性」，『認知言語学Ⅰ：事象構造』，東京大学出版会．38p.
ヤコブセン，ウェスリー・M（1989）「他動性とプロトタイプ論」，久野暲，柴谷方良（編），『日本語学の新展開』，くろしお出版．213p–247p.
Hopper, Paul J. & Sandra A. Thompson (1980), “Transitivity in Grammar and Discourse,” Language 56: 2, pp. 251–299.

10.14943/rjgshhs.23.l 283

現代日本語における数量詞の種類について

張　　琴琴

要　旨

本稿は，「約 3 冊，大体 50 人，大体 30 人前後…」のような物事の量・数を曖昧に表すものを含め，日本語の数量詞を包括的に分類したものである。従来の研究では，語彙的意味内容により数量詞は 7 種類に分けられ，数詞の後ろに類別詞が付くか付かないかによって 2 種類に大別されてきた。しかし，いずれの分類においても，あらゆる数量詞を対象としており，体系的に分析されているとは言えない。

そこで，本稿は「 2 個， 5 匹，たくさん，かなり…」といった数量詞だけでなく，「大体 7 頭，20 人ぐらい，大体 30 人前後…」のようなものも考察対象とし，準特定数量詞という新たな分類を提案する。結果としては，特定数量詞，不特定数量詞，準特定数量詞という 3 つのカテゴリーに分類した。

また，今まで数量詞構文や遊離数量詞などが盛んに議論されてきた一方，数量詞の種類についてはあまり注目されていなかった。そのため，本稿が提案した準特定数量詞というカテゴリーに属するものは，ほとんど分析対象とされなかったと言える。したがって，準特定数量詞の下位分類として，どのようなものがあるのかについて細かく説明する。

以上のように，本稿では数量詞を整理した上で，新たな分類を提案し，数量詞の種類について体系的に考察を試みる。

1．はじめに

数量詞とは，数や量を表すことばであり，数詞（ 1 ， 2 ， 3 …）と助数詞（枚，匹，回…）で合成されたものを指す。同じ機能を持つ「たくさん，すべて」などを含める場合もある。国語学の伝統では，数詞は数と助数詞のセットを指すが，現在はそれを数量詞とする定義が広く使われている（明解日本語学辞典）。しかし，「約 2 個，20〜30 人…」のようなものも数量詞と同様な機能を持つとは言うものの，これについてはほとんど言及されていない。また，益岡・

田窪（1992）は「2 冊，4 本…」といった物事の数量を表す言語形式を数量表現と定義している。本稿では，できるだけ形式上多様である数量詞を収集し，包括的に分類を試みることを目的とするため，「1 冊，たくさん，2，3 時間…」などのような物事の数・量を表すことばのことを統一的に数量詞と呼ぶこととする。

上記に触れた助数詞は元々学校文法での呼び方であり，言語学では類別詞（numeral classifiers）と呼ぶ。従来の研究において，助数詞と類別詞の区別をせずに行った考察が多く見られる。数量詞に関する研究の中で，加藤（2003）は「10 段の階段」「480 km の北陸道」が存在数量[1] を表す数量詞を使っておらず，類別詞がずれていると指摘している。

（1） 10 段の階段を登った。
（2） 階段を 10 段登った。
（3） 北陸道を 480 km 走った。
（4） 480 km の北陸道を走った。

（加藤 2003：442）

また，成田（1990）では，「2 議員，4 県，7 大学」などのような名詞と同形で数詞に後接して用いられるものを名詞と同形の助数詞と述べている。これに対して，東条（2015）は「名詞と同じ形態をとる」助数詞を「名詞型助数詞」と名付けている。しかし，日本語の品詞論を考えると，元々助数詞というカテゴリーは存在せず，名詞の下位区分として「名詞型助数詞」という分類もない。したがって，「名詞型助数詞」という用語は適切ではないと考えられる。言語の形態的な観点からみると，数詞に後接する助数詞は接辞と呼ばれている。そのため，本稿は形態上の整合性を考慮した上で，「（7）大学」などを接辞の一種として扱う。要するに，「（7）大学」のようなものも助数詞の一種である。本来，助数詞と類別詞の違いなどを区分する際には，「7 大学」のような助数詞を避けてはならないと考えるが，本稿は数量詞の種類を中心に議論するため，この問題についてここではこれ以上立ち入らないこととする。そして，現在の研究においては，助数詞という用語の使用が主流となっているため，本稿もこれに倣って類別詞ということばを使用せずに，助数詞を用いることとする。さらに，これらを考え合わせてみると，日本語の助数詞には自立性を持つ名詞（例：大学，時間）と自立性を持たない接辞（例：個，冊）の 2 種類が存在することがわかる。つまり，数詞と助数詞（名詞，接辞）により組み合わせたものを数量詞と言うことである。本論文では，このようなものを数量詞と見なし，「2

[1] 存在数量とは，その対象の数量について，どのぐらいあるかということである。例えば，「林檎を半分食べた」の中の「半分」は林檎の存在数量ではなく，非存在数量となる。「3 個」は「林檎」の存在数量である。

冊」や「たくさん」,「およそ２時間ぐらい」などの数量詞について，それぞれ特定数量詞，不特定数量詞，準特定数量詞の３つに分類する。さらに，照応性を持つか否かという特徴によって，３種類の数量詞の下位区分として，どのようなものが存在するかについて，具体例を挙げながら詳しく分析する。

本論文の構成はまず，第２節において，本稿の用語と定義について説明し，数量詞の分類に関する先行研究を整理する。次の第３節では，数量詞の特定性について詳しく述べる。第４節において，準特定数量詞の下位分類について細かく考察する。最後の第５節においては，まとめと今後の課題について述べる。

２．本稿の用語と定義

上記で述べたように,これまでの研究において数量詞や類別詞に関する呼び方は多様であり,統一していないことがわかる。この現象を生み出したのは数量詞自体の形式が豊富であるからだと考えられる。そこで，本節では正式的な考察を行う前に，まず本稿における用語や定義について説明する。そして，従来の数量詞の分類を整理する。

2.1　助数詞

助数詞とは，数詞にそえられ，数えられるその対象（もの・こと）の性質・形状・様態・種類などを表す語である（三保 2006)。日本語において,「１枚・２回・３個」の「枚・回・個」などを助数詞と呼び,数える物ごとによって使い分ける。中国語においても同様なものがあり,「３冊」の「冊」を量詞と呼び，一般的に人や事物，動作の数量単位を表す。現代日本語の助数詞の中で，鳥類を数える「羽（わ)」という和語があるほか，人数を数える「人（にん)」という漢語もあり，フランスからの物の長さや距離を表す「メートル」のような借用語もある。また，漢語の中で,「（７）大学」,「（６）時間」のような助数詞も存在する。これは日本語における一つの特色だと言えるだろう。

三保（2010）では，古代の文献などから文字化されている助数詞の使用事実を整理し，助数詞の使用を通時的研究の視点から詳しく記述している。また，三保（2010）によると，日本語の助数詞について本格的な研究を行ったのは，池上（1940）の「助数詞攷」と渡辺（1952）の「日華両語の数詞の機能―助数詞と単位名―」である。現代の中国語（普通話）において，量詞に近い使い方を持つ単位も含めると約 300 種類以上が常用表現として用いられている。一方で，日本語においては，助数詞及び助数詞と同じ働きを持つ名詞を含めて約 600 種類前後がある。『明解日本語学辞典』によれば,「枚」は「紙，１万円札，皿」などの名詞を数えることができることから「薄いもの」というカテゴリー情報を持ち，名詞を分類しているという見方もできると，記述している。ところが，助数詞の一つとして,「…事件」のようなものが類別詞と

して扱われてよいのか，まだ議論の余地があると考えられる。一般的に，「事件」を数える際に，通常「件」を用いて数えるため，これは名詞を分類しているとは言えないことがわかる。

（5） 25 件の事件のうち 17 件が車の速度超過関連のものだ。

本稿では，前述したように，広範なデータを用いて分類を目指すため，「7 大学」のようなものも一種の数量詞と認める。また，用語使用の統一性から考え，「匹・本・尾…」などの接辞と「大学・時間・種類…」といった名詞を助数詞と称する。つまり，数詞と助数詞で合成したものを一種の数量詞と称する。

2.2 照応性

照応性とは，文章や文脈内でことばやフレーズが以前に現れた要素を指し示す関係を指す。言い換えれば，ある表現が先行する表現を参照している状態を指すものである。これにより，文章内での情報の結びつけや理解を可能にする。日常会話では，同じことばや物事を重複させないようによく使われる談話手段の一つである。日本語において照応性は，特に指示詞や代名詞などの言語要素を通じて表される。以下にいくつかの例を挙げて説明する。

（6） シャインマスカットを食べた。それはとても美味しかった。
（7） 兄は新しい車を買った。その車はとても速い。
（8） 太郎が来た。彼は新しいプロジェクトのリーダーになるそうだ。
（9） 一昨日，公園で友達に会った。彼らは楽しそうにしていた。

（6）の「それ」は先行詞「シャインマスカット」を指し示しており，指示詞による照応が行われている。日本語では，このようにある要素が前に現れているものを照応する場合は，前方照応と言う。これに対して，後ろに出現するものを照応する場合は，後方照応と呼ぶ。また，（8）は代名詞「彼」を通じ，先行詞「太郎」を指し示しているため，これも前方照応となる。実際に，日本語では指示詞や代名詞のほか，数量詞には照応性を持つものがある。例を以下に示す。

(10) 父が月餅を 20 個買ってきた。昨日，弟が半分を食べた。

具体的な数量を提示しなければ，「半分」と言ってもどんなものの半分かがわからないため，文として不適切であるが，(10) のように，事前に数量を提示しておけば，「半分」で表す量を計算できる。つまり，(10) の「半分」は 10 個の月餅を指し示している。これまでの数量詞に

関する研究において，照応性の観点から議論されているものは非常に少ない。本稿はまず，照応性の有無から数量詞の種類を見ていく。今後，数量詞がどのように照応性を持つかや，どのように文脈と関連して意味が形成されるかを詳細に分析していく。

2.3　数量詞分類の概観

数量詞というのは，複数形の語尾[2]を持たない日本語の名詞の数や量をあらわす際に使われることばであり，一般的には，「１，２」などの数を表す数詞と「人，匹」などの助数詞からなるものを指すほかに，全部，半分，一部，四分の一などの全体，或いは部分の数量を表すものや，たくさん，大勢，少し，多くなどの数量の多寡を表すものも含めている。益岡・田窪（1992）では，名詞のうち数量を表す名詞を「数量名詞」と呼んでおり，数量名詞には，名詞単独で数量を表すものと，「数の名詞＋助数辞」や「指示詞＋ほど」，「くらい」などのように，接尾辞や接尾辞的な語と組み合わせて初めて，数量名詞になるものとがある。単独で数量を表す名詞には「大勢，多く，多数，少数，いくらか，大部分，半分，全部」などがあると述べている。確かに形容詞「多い」の連用形「多く」は「多くのもの」のように名詞として使用できるが，「オーディションに魅力的な若い女性が多く集まっている。」のように副詞としても用いられる。よって，複数の品詞に跨っているものを容易に名詞と判断することができないと考えられる。また，益岡・田窪は意味的用法から数量詞を３つに分類している。

表１　益岡・田窪（1992[2]）を踏まえて筆者がまとめたもの

数量名詞	意味上	数量の多少を表すもの	大勢，多く，多数，少数などがある。
		具体的な数量を表すもの	一個，三羽，四冊や，どれほど，どのくらいがあり，「ちょうど，きっかり，ぴったり」，「だいたい，おおよそ」などの副詞や，「せいぜい，たった，ほんの」などの連体詞によって修飾され得るものがある。
		集合の部分や全体を表すもの	半分，３分の一，一部，いくらか，全部，全員などがあり，このうち全体を表すものは，量の副詞「ほとんど」などによって修飾され得る（ほとんど全部）。

これに対して，宇都宮（1995）は日本語の数量詞を語彙的意味から７種類に分けている。表２に示す。

[2] 言語学では，複数とは「２個以上」の数量を表現する。英語の名詞は基本的に単数と複数を区別して扱う。『日本語文法事典』（2014）によると，日本語の名詞には，このような単複を区別するカテゴリーが存在しない。「人々」「山々」「国々」のような反復形を使って，多数性をあらわすことがある。ヒトをあらわす名詞に付く接尾辞「-たち」「-ら」は多数性をあらわすが，その接尾辞がない形式は，多数であるか否かに関与しない。

表 2　宇都宮（1995）を踏まえて筆者がまとめたもの

定数	具体的な数字で確定的な数量を表すもの	3 人・5 つ・両方・100 m…
全数	集合の元を余すことなく指し示すもの	すべて・全部・みんな・全体…
個別数	集合中の個々の元を指し示すもの	一人一人・それぞれ…
部分数	一集合の割合，部分を表すもの	半分・3 割・一部・80%…
量数	数量の多・少を表すもの	たくさん・いっぱい・多く…
概数	おおよその数量を表すもの	数人・大体・いくつか（も）…
疑問数	認知していない数量を表すもの	何人・いくつ・どのくらい…

両者を比較してみると，益岡・田窪は「だいたい」などの副詞によって修飾され得るものを「具体的な数量を表すもの」として分類するのに対して，宇都宮は「おおよその数量を表すもの」として捉え，「概数」というカテゴリーに区分している。本来，「大体」は全部ではないが大部分を表す意味であるため，具体的な数量を表すものではないと判断できる。また，益岡・田窪は「ほとんど」などによって修飾され得るものも数量詞としているが，宇都宮の分類ではこれについて言及されておらず，「ほとんど」といった数量詞は数量の多・少を表せるので量数であろうが，意味内容は全数に近いと説明している。さらに，益岡・田窪の「数量の多少を表すもの」というカテゴリーに「ほとんど」ということばを入れていない。また，「20〜30 人・4 〜 5 回」といったものをどのカテゴリーに分類するかについて，両者とも触れていない。しかし，このような表現は日常会話において，しばしば現れるのが事実である。よって，益岡・田窪と宇都宮の分類について再検討する必要がある。

さらに，上記の分類法と異なり，加藤（2003）は数詞の後ろに類別詞が付くか否かという観点から，類別詞を伴ったものを特定数量詞とし，類別詞を伴わないものを不特定数量詞と定義している。そして，「数件」という数量詞は一定の幅を持っており，完全に不特定な数量を表しているわけではないと指摘した。本稿はこの指摘から示唆を受け，日本語における物の数や量を具体的に表せず，一定の幅を有しているものを準特定数量詞と呼ぶことを提案したい。これにより，今まで数量詞としてほとんど扱われていなかった「大体 5 本，5 匹くらい，約 5 時間」のようなものを包括的に分類することができる。もちろん，この中には上記に述べた「20〜30 人」のような桁が同じである二つの数詞が並んでいるものも含まれる。また，「3 冊」や「たくさん」のようなものに関して，本論文はまず特定の数量を表すか否かということを判別し，そして，照応性を持つか持たないかによって細分化していく。本研究における 3 種類の数量詞について以下に示す。

① **特定数量詞**：特定の数量を表し，照応性を持たないもの。

1 個，3 冊，5 匹，1 メートル，100 g，4 人，1 件，3 大学，5 時間…

② **不特定数量詞**：不特定の数量を表し，中には照応性を持つものと持たないものがある。
全て，たくさん，かなり，多く，少し，大勢，全員，ずいぶん，半分，三分の一，80%…

③ **準特定数量詞**：特定の数量を表せず，一定の幅を有しており，照応性を持たないもの。
主に副詞，副助詞，名詞によって修飾された準特定の数量を表すもの。
数人，20〜30 人，３〜５回，大体 200 g，およそ５マイル，約５本，大体５冊くらい，500 人前後，何人か，いくつか…

3．数量詞の特定性

従来，西洋言語の影響を受け，日本語研究では定名詞句や不定名詞句の特定性（specificity）について盛んに議論されてきた。日本語の品詞分類において，「を」+「する」の組み合わせの自立語の中で活用を持たず主語となることができるものを名詞に分類されるのが一般的であり，さらに，細分化された下位分類には数量詞が含まれる。しかし，前述したように，日本語の数量詞は様々な形を持ち，多様性に富んでいる。すべての数量詞はこの規則に当てはまるのかという問題について検討の余地があると考えられる。例えば，「かなりの人が間違えている。」を見ると，「かなり」という数量詞は名詞として後接する名詞「人」を連体修飾しているように見える。しかし，「彼はかなり頑張っている。」，「昨日のバーベキューでマシュマロをかなり食べた。」のように，同時に副詞として動詞を修飾することができる。よって，品詞を決める際に，数量詞をどのように捉えるか先行研究ではほとんど二分化されている。本稿は，数量詞の分類を考察するものであるため，品詞上の問題についての議論は別の機会に譲る。

本論は数量詞が特定の数量を表すことができるか否かという観点から，特定性という用語を用いる。さらに，特定性を具有するかによって，特定性を持つ特定数量詞，特定性を持たない不特定数量詞への分類を試みる。ここから，これらについて詳しく説明する。

3.1　特定性を持つ特定数量詞

特定性とは，具体的な数や数量を指し示すことができる数量詞の性質のことである。加藤（1997, 2003）は，具体的な単位を伴った特定の数量を特定数量詞と定義しており，例えば，「200 g」，「250 km」などが挙げられる。本論は，「３時間」，「７大学」のような自立性を持つ名詞が助数詞として用いられるものも考慮に入れ，統一に特定数量詞と称したい。また，（11）のように，「１つ」はどの「アイデア」を指すのかわからないため，「照応性」を持たないと判断できる。照応性を持つ条件として，事前に基準となる数を表さなければならない（例えば，リンゴを３個買った。その３個のリンゴを食べた。[3]）。つまり，本論における特定数量詞は，特定の数量を表せるが，照応性を持たない。続いて，特定数量詞にはどのようなものが含まれるのかに

ついて検討していく。

（11）　良いアイデアが 1 つ思い浮かんだ。
（12）　今日はりんご 1 個，20 円セール実施中。
（13）　外国語を学びたいなら，辞書は 1 冊あったほうがいい。
（14）　太郎はお金持ちで，車を 5 台も持っている。
（15）　日本にこれまで 5 回行ったことがある。
（16）　1 億円当たったら，何を買いたい？
（17）　2017 年の憲法記念日に安倍氏は「憲法を改正し 2020 年の施行を目指す」と初めて具体的な日程に言及し，その年の秋の衆議院選挙では，憲法改正を政権公約の重点項目に位置づけ，翌年「自衛隊の明記」をはじめ 4 項目の改正案を発表しました。
（https://www3.nhk.or.jp/news/special/minnanokenpou/seitou/jimin.html）

上記はすべて特定数量詞に関する例である。日本語には数える対象の種類や形状という性質によって使い分けられる類別詞（つ，個，冊，台）と「回，円，g（グラム）」のように物の単位を表すものがある。益岡・田窪（1992）は前者を類別詞，後者を単位辞と呼ぶ。単位辞には時間や金額，回数，順序，距離，長さ，重さ，体積，面積などがある。現在の日本語数量詞研究において，類別辞と単位辞の違いをほとんど区別せず，統一に「助数詞」と呼ばれている。また，「4 項目」のように，名詞を類別詞として用いられるものが見られる。前述したように，本稿はこれを助数詞の一種として扱う。さらに，上記の例から観察できるように，助数詞の中には，和語系のものもあれば，漢語系や借用語系のものあり，豊富なバリエーションを持っている。もちろん，助数詞だけでなく日本語の数詞（自然数）も同様に，和語系列数詞や漢語系列数詞，借用語系列[4] 数詞がある。この点から，他言語と比較すると，日本語の数量詞（数詞＋助数詞）は非常に複雑なものであると言えるだろう。

（18）　新卒の平均給与は 25 万まで上がった。
（19）　その店で私はみかんを 20 買った。　（加藤 2003：433）
（20）　*その店で私はみかんを 3 買った。　（加藤 2003：433）

[3] 直接に「リンゴを 3 個買った。3 個のリンゴを食べた。」とは言えない。また，実際に指示詞「その」を付けないと，照応性がなくなる。つまり，特定数量詞は単独で照応性を表すことができない。

[4] 1 から 10 までの数詞をまとめてみると，和語系列数詞には，ひと・ふた・み・よ・いつ・む・なな・や・ここの・とおがある。漢語系列数詞には，いち・に・さん・し・ご・ろく・しち・はち・きゅう/く・じゅうがある。英語系列数詞には，ワン・ツー・スリー…テンがある。

日本の通貨の単位「円」は金額を数えるときに使われている。しかし，会話の中では必ずしも現れるわけではない。(18) のように，「円」を用いないこともある。この現象について，加藤 (2003) も指摘している。つまり，日常会話では助数詞が欠落することがあり得る。もちろん，(18)，(19) を「25 万円まで」，「20 個買った」に書き換えても構わない。しかし，どのような条件下で助数詞の省略が可能なのかという問題について，加藤は指摘だけにとどまっている。これに関して，数詞の数の大きさにかかわっているのではないかと考えられるが，数が大きいか小さいかは発話者の個人判断によることもあり，簡単に決めることができない[5]。

3.2 特定性を持たない不特定数量詞

日本語においては，特定性を持つ特定数量詞より，特定性を持たない不特定数量詞のほうが明らかに複雑でありながら形式が多い。日常生活では，「たくさん，かなり，多く，少し，大勢，ずいぶん，大体，ちょっと…」のようなものがよく見られる。このうち，日本語記述文法会 (編) (2009) では「ずいぶん，かなり，少し，ちょっと」という語を程度の表す副詞的成分[6] に分類している。一方，「たくさん」については，量を表す副詞[7] 的成分として述べている。「大勢」については，「多数，少数」と同じように数量の多寡を表す名詞として扱い，「大体」は「ほぼ，ほとんど」と同様に概略・概括的な程度を表す副詞的成分に区分される。このように，それぞれ異なる性質を持つものが後ろに共起する動詞によって，同じ役割を果たすことが可能であることがわかる。

(21) たくさん歩いた。
(22) かなり歩いた。
(23) 人が多く集まっている。
(24) 寿司を少し食べた。
(25) 子供たちが学校から大勢出てきた。
(26) 期末レポートが大体終わった。

(21) は動作動詞「歩いた」の量に解釈できる。(22) の「かなり」は「歩いた」にかかり，連用修飾部分となる。この場合では，どの程度歩いたのか正確なデータは把握できないが，「か

---

5 また，文脈と関わるか否かは，議論に値する。

6 日本語記述文法研究会 (編) (2009) の第 6 章では，あり方の副詞的成分とは，動きや事態のあり方を表現することで，動きや事態の実現の仕方を限定し特徴づける成分であると説明している。この中に，様態を表す副詞的成分，結果を表す副詞的成分，程度を表す副詞的成分，量を表す副詞的成分を含めている。

7 詳しい内容は日本語記述文法会 (編) (2009)：203 を参照されたい。

なり」ということばから普段の歩数より多いと推測できるだろう。また,「かなり」は個人の判断にもよるため，10000 歩と推測できれば，20000 歩，30000 歩も可能である。つまり，個人の価値判断が含まれている。これについて，加藤（2003）は不特定数量詞が数量そのものを明確に表すわけではないが，一般に価値判断を含んでいると指摘している。加藤での不特定数量詞とは，類別辞がなく，不特定の数量を表すにすぎないものである。この中には,「全員，全部，すべて，みんな」といった全称数量詞も含まれる。宇都宮（1995）では「全数」と定義されているが，日本語記述文法会（編）（2009）は「全体を表す名詞」と定義している。確かにこれらのものは名詞のような振る舞いをすることができるが,「ご飯を全部食べた」のように，副詞的な機能も持つと考えられる。つまり，名詞であるか副詞であるかについて，簡単に判断できないと考えられる。本稿は不特定の数量を表すものを不特定数量詞と呼ぶこととしているが，中の全称数量詞や「半分」,「80％」のような部分数量を表すものが照応性を持つ点から，不特定数量詞を二分化する。例えば，（24）の「少し」は寿司を食べた量と解釈できるが，具体的な量がわからないため，照応性を表すことができない。（23），（25），（26）も同様である。しかし，（27），（28）を見ると,「全部」は 4 個の桃を指し示していることがわかる。「半分」は 1 L であり,「80％」は 1.6 L,「２分の１」は半分と同じ意味であるため，1 L となる。このように，この種の不特定数量詞が先行詞を照応する機能を持ち，照応性を有すると判断できる。

（27）　先週，スーパーで桃を 4 個買った。今日，全部食べた。
（28）　2 L のミネラルウォーターを半分／ 80％／２分の１を飲んだ。
（29）　新入社員は全員サインした。
（30）　*注文した料理は全員届いた。

また，全称数量詞の中には意味的に助数詞に相応するものもある。（29）において，すべての新入社員がサインしたということである。語彙構成要素からみると,「員」は造語成分の一つであり，一般的に人や物を表す。例えば,「社員，役員，委員，会員，職員，人員，教員…」などがある。物と言えば,「幅員」のような周り，周囲を表すものがあるが，（30）のように「料理」と共起できず，非文となる。ところが,「注文した料理は全部届いた。」に言い換えると自然な文となる。加藤（2003）は「全員」が人間にしか使えないと指摘した。

このように，本稿の特定性を持たない不特定数量詞には,「たくさん，かなり，多く，少し，大勢，ずいぶん，大体，ちょっと，ほぼ，ほとんど，すべて，全員，全部，半分，80％，３分の１」などのものがある。この中では,「たくさん，かなり，多く，少し，大勢…」は照応性を持たないものであり,「全員，全部，すべて，半分，80％，３分の１…」は照応性を持つものである。

4．準特定数量詞の下位分類

前章では特定性を持つ特定数量詞と特定性を持たない不特定数量詞について詳しく述べた。次に，具体例を挙げながらこの2種類の数量詞の中間段階にある数量詞を考察していく。下位分類を行う前に，準特定数量詞はどのようなものであるかについて説明する。既に述べたように，宇都宮（1995）では，「数人・大体・いくつか（も）…」のようなおおよその数量を表すものを概数に分類されている。しかし，本稿の分類法によると，「大体」は不特定数量詞に含まれている。また，加藤（2003）は「数（すう）」と助数詞「件・本」の組み合わせによる「数件」，「数本」のようなものについて，明示的に特定数量を表すわけではないが，一定の幅を持っており，完全に不特定数量詞を表しているわけでもない。統辞的な振る舞いを見ると，特定数量詞に似ていると指摘している。このように，特定数量詞と不特定数量詞以外に，中間的な数量詞が存在すると考えられる。しかし，従来の研究では主に宇都宮と同様に概数として扱われており，また加藤も指摘だけにとどまっている。そこで，包括的に日本語の数量詞を考察するため，本稿はこれまでほとんど光を当てられてこなかった中間的な特定性を持つ数量詞を準特定数量詞として提案する。この種の数量詞は特定数量詞と同じように，先行詞を照応する機能をもたないため，一般的に照応性を持たない。次節から「数件」のような「概数を表す数詞[8]＋助数詞」と合成された数量詞以外にどのようなものがあるのか細分化していく。

4.1 （1）〔副詞＋数量詞〕型

日常会話において，「約50個入っている。」，「数羽の鳥が空を飛んでいる。」のように，副詞と数量詞[9]が合成されたものや，概数を表す数詞と助数詞が組み合わされたものが頻繁に聞かれる。この節では，まず副詞＋数量詞で合成されたものについて説明する。

（31） 庭園の見学は約3時間かかる。
（32） 目的地まではおおよそ40分かかるらしい。
（33） 病院は駅からおよそ5マイルだ。

言語研究では，（31）（32）（33）のように「約，おおよそ，およそ」が数量詞の前に現れるも

[8] 「正の数（すう）」のように，「数」は名詞として，自立的に用いることができる。しかし，「数人がいる」のように，「数」は造語成分の一種と見なすことも可能であると考えられる。本稿では，「数」は基数詞と同様に，かず（範囲がある）を表すことできることから，広義の数詞として扱いたい。この場合では，名詞に属する一つの下位区分「数詞」となる。

[9] 本稿の分類によれば，特定数量詞に相当するが，用語の使用を簡潔にする目的で，数量詞と呼ぶこととする。

のを前置助数詞型とする考えが見られる。仮に前置助数詞型とすれば，ある意味では物の性質を表すことができるはずである。しかし，(31)～(33) の例文から判断すると，性質でなく，後ろに付く数量詞の数・量をぼやかしていることがわかる。元々助数詞とはどのような事物の数量であるかを表す語要素であり，常に数詞に後続する。したがって，前置助数詞という用語はやや不適切だと考えられ，本稿では，「約，およそ，おおよそ」などのものを副詞とする。これらの副詞は特定性を具する特定数量詞を曖昧化する機能を持っている。このほか，数量詞の前によく現れる副詞として「大体」が挙げられる。宇都宮（1995）では概数とされているが，益岡・田窪（1992）は副詞として扱っている。確かに，品詞上「大体」は名詞と副詞という二つのカテゴリーにまたがっている。意味上からみると，数量を大づかみに捉える点で概数と言っても過言ではない。しかし，本稿はよく数量詞と同時に現れ，数量詞を修飾しているように見えるものを副詞として扱う。このように，「約・およそ・おおよそ・大体＋数量詞」という組み合わせを〔副詞＋数量詞〕型というカテゴリーにまとめる。以下は「大体」の例である。

(34) 一つのクラスは大体 30 名から成り立っている。
(35)「言語学概論」という授業に登録した人は大体 120 人いた。
(36) 昨日買った豚肉を大体 100 g に小分けして冷凍した。

4.2 （2）〔「数」＋助数詞〕型

日本語において，「数（すう）＋助数詞」で組み合わせた表現がよく見られる。加藤（2003）は，「数」と類別詞の組み合わせによる「数件」，「数本」，「数十段」のような数量詞が特に多寡に関する判断を含まないことで，「数」を含む数量詞を特定数量詞の変種と捉えている。また，概数として分類される場合もある（宇都宮 1995）。一方，日本語記述文法研究会（編）（2009）では，添加型を数量詞構文の一つとする説明の中で，「数名」という数量詞が挙げられているが（その事故で，通行人数名が大けがを負った。），数量詞自体がどのような特徴を持つのかについては明記されていない。加藤はこれを特定数量詞の変種として捉えているが，「数」は数量の一定の幅を指し示しているため，概数を表す数詞として捉えられると考える[10]。本稿は「数名・数件・数軒・数回」といった「概数を表す数詞＋助数詞」により合成された数量詞を準特定数量詞と呼ぶこととする。『大辞泉（第二版）』では，「数人」を「２，３か５，６ぐらいの人数」，「数次」を「２，３回か５，６回程度の回数」，「数日」を「２，３日か５，６日程度の日数」と記述している。また，この場合の「数（すう）」は，「物がいくつあるかを表す観念」と説明されることがある（『広辞苑（第七版）』）。さらに，『（精選版）日本国語大辞典』によれば，「数日」

[10] 一般的に，「数（すう）」は「２～９」の間の数（かず）を指す。「１」を表すときに，「数（すう）」を使わない。

は三～四日，五～六日ぐらいの日数を漠然という語であり，古くは「すじつ」と言う。「数次」は三～四回，五～六回ぐらいの回数を漠然という語であり，古くは「すじ」ということである。総合的に見ると，数量が多い意にも，わずかの意にもなることで，「数」と組み合わせる表現は準特定数量詞に区分したほうが相応しい。そして，これら以外に，「数十人」，「十数人」のようなものがある。「数十」は一般的に二十から九十の間の数を表し，「十数」は十一から十九の間の数を表すのではないかと考えられる。そうすると，「数十，十数」は「数」と同様に，概数を表す数詞と見なせる[11]。よって，準特定数量詞の一つの下位区分として〔「数」＋助数詞〕型に分類する。具体的なものを以下のように整理しておく。

「概数を表す数詞（数-すう）＋助数詞」：

数回，数年，数行，数件，数軒，数個，数日，数月，数台，数尺，数丈，数世，数声，数頭，数人，数円，数匹，数枚，数目，数列，数冊，数着，数袋，数本，数羽，数時間，数十個，十数冊などがある。

（37） 名古屋には数人の友達がいる。
（38） 父はこの映画を数回見た。
（39） 花子が会社を辞めてから数日経った。

実際の日常生活では，このような表現に個人の価値判断が含まれている。例えば，（39）は花子が会社を辞めてから過ぎた時間を表す例である。この「数日」という時間に対して，個人差が出る可能性がある。普通，若い人はまだ年齢が小さく，社会経験や人生経験などが豊富ではないため，「数日」を短い日数と感じやすい。一方で，年と取った人にとって，「数日」に対する感覚が長くなりやすいようである。また，前後の文脈により，数量に対する判断も少し変わってくる。例えば，「今日は 20 日で，先週金曜日に花子が会社を辞めてから既に数日経った。」とすれば，会話の時点から遡って具体的日数を計算することができる。この場合では，「数日」で表す日数が大体決まっていると考えられる。また，発話者が花子との関係によって，心理上感じた時間の長さが異なる場合もある。

4.3 （3）〔数量詞＋副助詞〕型

宇都宮（1995）は，数量詞に付加される接辞の存在という現象に興味を持ち，「およそ」，「ほど」などは「およそ 500 個」，「3 人ほど」のように定数に付いて概数的な機能を加えると述べ

[11] 実際これら以外に，「数百」，「数千」，「数億」のようなものもある。これも同じように扱うことができると考えられる。

ている。しかし，これに対する詳しい説明が見当たらない。「およそ」は確かに数量詞の前に置くことができるが，これだけで接辞と判断すると不適切だと考えられる。また，「ほど」も同じく，数量詞に後接することができるが，接尾辞ではないと考えられる。前述したように，本稿は「およそ」のようなものを副詞として扱う。そして，本節では「ほど」のようなものを副助詞として扱う。続いて，〔数量詞＋副助詞〕型について説明する。まず，具体例を挙げる。

（40）　大学まではバスで 1 時間ばかりかかる。
（41）　実績を積んで仕事が軌道に乗るまでに 10 年ぐらいかかる。
（42）　5 メートルほど近い。
（43）　現代の中国の 20 歳代は基本的に一人っ子だ。
（44）　食費は毎月 3 万円くらいかかる。

「ばかり」や「ぐらい（くらい）」，「ほど」は前後に接続するものによって，いくつの意味があるが，以上の例における「ばかり・ぐらい（くらい）・ほど・代」といった副助詞は数量詞の後ろに付くときに，明確な数字を定めないという同じ特徴を持っている[12]。つまり，数量詞がこれらの副助詞に前置されるとき，おおよその量を表す。「ぐらい・ほど・ばかり」の意味役割はほとんど同じであるが，実際使用上には微妙な違いがある。例えば，話し言葉では，「ぐらい（くらい）」のほうが多く用いられるが，「ばかり」はほとんど使わない。このように，数量詞の後ろに副助詞を付けることができるという共通の特徴が観察できる。そこで，この構造から本稿は〔数量詞＋副助詞〕型に分類することとする。

4.4 （4）〔数量詞＋名詞〕型

益岡・田窪（1992）では副詞によって修飾され得るものによって少し触れたが，「程度」，「前後」のような名詞についての言及はされていなかった。実際に生活の中で，「500 人前後」，「3 時間程度」のような数量詞に後接する表現は頻繁に見られる。例えば，以下のような例がある。

（45）　新型コロナウイルスの感染者が 500 人前後になる。
（46）　かつて国土の 70％を覆っていた森林は現在 35％程度になっているという。
（47）　2000 字程度のレポートの書き方を考えている。

[12] 副助詞の中に，「だけ」，「のみ」のような数量の範囲を限定する副助詞もある。例えば，「今日のサークルディスカッション会議には 3 人だけ参加した。」の「だけ」を削除しても，「3 人」という人数は変わることがなく，単なるその数を強調していると考えられ，今回の分類に入れないことにした。また，「代」は年齢に後接する場合は，一般的に年齢の範囲を指し示す。例えば，20 歳代は 20 歳から 29 歳を表す。

(48)　原稿用紙は5枚程度となる。

「前後」は数量詞の後ろに付くときに，一般的に数量のその規準値を含め，それに近い度合を表し，「程度」はそれぐらいの度合いを表す。いずれにしても数量詞に付く場合は，明確な量を表すことができない。そのため，本稿は「数量詞＋名詞」によって組み合わせたものを準特定数量詞の一種として扱う。

4.5 （5）〔副詞＋数量詞＋副助詞・名詞〕型

これまで，副詞と副助詞，名詞がそれぞれ数量詞の前後に置かれる現象を考察してきた。次に，副詞と副助詞・名詞の両方が同時に数量詞に付くものを見ていく。この種の数量詞はそれほど多くないが，書籍や日常生活においてよく見られるため，以下のように整理しておく。

(49)　だいたい二時間ぐらい待った。
(50)　新しく買った車はおよそ600万円ぐらいかかった。
(51)　約5キロほど痩せた。
(52)　甘エビ1箱は約30尾前後入っている。
(53)　検査時間はおおよそ15分間程度だ。

(49)～(53) の例において，「だいたい二時間ぐらい」，「およそ600万円ぐらい」，「約5キロほど」，「約30尾前後」，「おおよそ15分間程度」といった表現はすべてある程度の量の度合を表している。そのため，これらの表現を一つまとまったものとして扱う場合に，これも準特定数量詞の一種だと考えられる。従来の数量詞の研究では，このような表現はほとんど見逃されていた。しかし，事態を十分に把握できない場合には，このような表現がよく使用されている。原因の一つとして，聞き手に対して発話者は断定的に情報を伝えないことを通じて，自分自身の発話に対する責任などを軽減することができると推測できる。そこで，準特定数量詞の一分類として，「約30尾前後」のように「約」と「前後」が数量詞の前後に置かれているものを一形態として扱う。つまり，〔副詞＋数量詞＋副助詞・名詞〕型というカテゴリーに分類することができると思われる。

4.6 （6）〔数詞的疑問詞＋「か」〕型

日本語において，「何人・何回・何頭…」のようにそれぞれ人の人数や動作の回数，動物の数について回答を求める数詞的疑問詞が多い。さらに，数詞的疑問詞の後方部に「か，も，でも，にも」などを付けることができる。例えば，「いつか・いつも・いつでも・だれにも」などがある。そこで，本稿は「いくつか・何人か・何個か・何回か…」といった曖昧な数量を表す表現

に着目し，このようものを準特定数量詞に分類する。

（54）　いくつかの市町村をまとめて新しい一つの市を作ろうとしている。
（55）　先週暴風の日に，学生のうち何人かは学校に来たが，ほとんどは来なかった。
（56）　ワンピースのフィギュアが何個か追加で入った。
（57）　人生には，大きなチャンスが何回か訪れる。

『広辞苑（第七版）』によると，助詞「か」は種々の語に付き，活用語には連体形に付く。話し手の疑念を表し，その結果，この語を受ける結びが活用語の時は，断言することを避けて連体形になり，係結びの関係ができる。上記の例では，主に「疑問詞」に「か」を付加する構造であり，意味的に不確定な情報を指すことがわかる。例えば，（54）の市町村の数が不明確であり，（55）では，学校に来た学生の人数もわからない。（56）と（57）も同じである。しかし，「か」を付加することで，その数・量の範囲を把握することができる。その範囲は大体 3 から 6 までの間だと考えられるが，人によって微妙に変わる可能性もある。少なくとも 1 以上の数値となるだろう。また，前述した「数（すう）＋助数詞」型で表す量と重なる部分があると想像できるが，やはり個人差があり，両者が数量を表す差異を断言できないため，ここでは議論しないこととする。上記で言及したもの以外に，「何冊か」，「何枚か」，「何本か」，「何羽か」などがある。

（58）　太郎の部屋に赤いペンが何本かあった。
（59）　私は言語学の本を何冊か持っている。
（60）　何杯か飲むと，会話の流れはいつも社内の噂話に向かってしまう。

これらの例からみると，話し手が物事の数・量を断言せず，聞き手に情報を伝えることは一種の発話戦略だと考えられる。また，「数詞的疑問詞＋か」という組み合わせは連体用法となるものもあり，動詞を修飾する連用用法も持っていると観察できる。

4.7　（7）〔概数数量詞〕型

宇都宮（1995）は，おおよその数量をあらわすものを「概数」と定義しており，例えば，「数人・大体・何人か（も）…」がある。本稿では，「概数」という用語だけを引用する。そして，この種の数量詞のことを概数数量詞と称する。宇都宮では，「2，3 人」の場合は概数とも定数とも判じがたいと指摘している。理由については触れていなかったが，宇都宮（1995）が「2，3 人」を概数であると判断しない理由の説明としては，「2 人か 3 人か」という二選択しかなく，「2 人」と「3 人」の間に連続している数が存在しないからであると考えられる。もちろん，数

学において，「1.5 人」や「2.5 人」という表現が現れる場合がある。しかし，現実の世界では人間はひとりひとり独立している存在であり，「1.5 人」のような存在は有り得ないと想像できる。「2，3 人」のような数量詞が特定数量詞のように具体的な数量を表せないという点は事実であるが，本稿ではこのようなものが数量上一定の幅を持っていると考え，準特定数量詞に分類する。よって，本稿は具体的な数がわからず，一定の幅を持っている観点から，概数数量詞も準特定数量詞の一種と判断する。

(61) 昨日の懇親会では知り合いが2，3人いた。
(62) この会議室は2～30人使用できる。
(63) 日本へ3～5回行ったことがある。
(64) 最大積載量200～300 kgの車がある。

(62) は会議室の収容人数を表す例である。つまり，25 人や 27 人がいるとしても，この会議室に納められる。(63) も同じく，4 回行ったこともあり得る。(64) は 200 kg 以上，300 kg 以下の荷物であれば許される。また，例文から観察できるように，概数数量詞を表記するときに，「2～30 人」や「20 人～30 人」，「20，30 人」のように形態上のバリエーションもある。「2，3 人」は一桁であるのに対して，「20 人～30 人」は二桁，「200～300 kg」は三桁となっている。さらに，「2，3 人」，「3～5 個」のように，数詞が二つ並んでいるものがある。前者の数詞は連続しているが，後者は連続していない。しかし，一つ目の数詞は最小値，二つ目の数詞は最大値を表す共通点が見られる。さらに，「20～30 人」を見ると，二つの数詞が連続しているように見えるが，実際，「21 人，22 人…」という中間的な数値が存在するため，非連続となっている。このように，本稿は，桁が同じであるという前提から，二つの数詞が連続している数量詞を A 型とし，離れている数量詞を B 型とする。これ以外に，概数数量詞の前後に，副詞や副助詞，名詞によって修飾され得るものもある。本稿では，この種のものを統一に概数数量詞に分類する。例を以下に示す。

(65) 注文した服は届くまでに約1～4日かかるということです。
(66) 4つの選択肢を1～2秒程度で眺めることができる。
(67) 授業が終わったあと，200～300字程度の感想文を書いてください。
(68) リフトアップ整形は大体3～5年くらいの効果があるらしい。

また，以上の例文における「1～4 日」，「1～2 秒」，「3～5 年」といった概数数量詞は書き言葉として表していることが観察できる。文字を見るだけで意味が理解できるが，音声で相手に伝える場合は，どのように表すかという問題について，従来の研究ではほとんど触れられ

なかった。例えば，「１～２秒」は「イチニびょう」，「イチびょうからニびょう」，「イチびょうかニびょう」のような音声上のバリエーションがある。本稿は分類を中心に議論を行っているため，このような音韻形態上の問題を今後の課題として詳しく論じていきたい。

5．まとめと今後の課題

本稿は日本語の数量詞の種類に着目し，先行研究における分類を概観した上で，特定性を持つか否かという視点から，数量詞を「特定数量詞」，「不特定数量詞」，「準特定数量詞」の３つに分類した。そして，照応性の有無という観点から，さらに細分化することを試みた。「特定数量詞」とは特定の数量を表し，照応性を持たないものである。「不特定数量詞」は不特定の数量を表し，中には照応性を持つものと持たないものがある。そして，「準特定数量詞」とは特定の数量を表せず，一定の幅を有しており，照応性を持たないものである。主に副詞，副助詞，名詞によって修飾された準特定の数量を表すものである。また，新しく提案した「準特定数量詞」の形式が多様であるため，下位区分として〔副詞＋数量詞〕型，〔「数」＋助数詞〕型，〔数量詞＋副助詞〕型，〔数量詞＋名詞〕型，〔副詞＋数量詞＋副助詞・名詞〕型，〔数詞的疑問詞＋「か」〕型，〔概数数量詞〕型という７つに細分化した。表にまとめると，以下のようになる。

表３　現代日本語の３種類の数量詞

<table>
<tr><td rowspan="10">現代日本語の数量詞</td><td>特定数量詞</td><td>照応性を持たない</td><td colspan="2">１個，３台，５回，250 km，500 g，１億円，３時間，７大学…</td></tr>
<tr><td rowspan="2">不特定数量詞</td><td>照応性を持たない</td><td colspan="2">たくさん，かなり，少し…</td></tr>
<tr><td>照応性を持つ</td><td colspan="2">全員，全部，全て，半分，三分の一…</td></tr>
<tr><td rowspan="7">準特定数量詞</td><td rowspan="7">照応性を持たない</td><td>〔副詞＋数量詞〕型</td><td>約３時間，およそ５マイル，大体 30 名…</td></tr>
<tr><td>〔「数」＋助数詞〕型</td><td>数回，数年，数行…</td></tr>
<tr><td>〔数量詞＋副助詞〕型</td><td>１時間ばかり，10 年ぐらい…</td></tr>
<tr><td>〔数量詞＋名詞〕型</td><td>500 人前後，３時間程度…</td></tr>
<tr><td>〔副詞＋数量詞＋副助詞・名詞〕型</td><td>だいたい二時間ぐらい，約 30 尾前後，およそ 15 分間程度…</td></tr>
<tr><td>〔数詞的疑問詞＋「か」〕型</td><td>何人か，何個か，何回か…</td></tr>
<tr><td>〔概数数量詞〕型</td><td>２～３人，４～６人，３～５回，200～400 kg，200～300 字程度，約１－４日，大体３～５年くらい…</td></tr>
</table>

本稿では，現代日本語における数量詞の種類を考察する際に，できるだけ幅広く数量詞を収集し分類することを試みた。分析する過程で，数量詞の構文にも様々な特徴があることに気づ

いた。これについて，今後3種類の数量詞の間にどのような意味用法や特性の違いを持つのかという問題を深く分析したい。

（ちょう　きんきん・言語科学研究室）

参考文献

池上禎造（1940）「助数詞攷」『国語国文』第10巻3号，pp.1-27.
宇都宮裕章（1995）「日本語数量詞体系の一考察」『日本語教育』87号，pp.1-11.
加藤重広（1997）「日本語の連体数量詞と遊離数量詞の分析」『富山大学人文学部紀要』26，pp.31-64.
加藤重広（2003）『日本語修飾構造の語用論的研究』ひつじ書房.
加藤重広（2006）『日本語文法　入門ハンドブック』研究社.
東条佳奈（2015）「名詞型助数詞の用法―準助数詞「セット」と「組」を中心に―」『阪大日本語研究』27，pp.108-136.
成田徹男（1990）「名詞と同形の助数詞」『都大論究』27号，pp.1-8.
日本語記述文法研究会（編）（2009）『現代日本語文法2』くろしお出版.
益岡隆志・田窪行則（1992[2]）『基礎日本語文法―改訂版』くろしお出版.
三保忠夫（2006）『数え方の日本史（歴史文化ライブラリー）』吉川弘文館.
三保忠夫（2010）『日本語の助数詞：研究と資料』風間書房.
渡辺実（1952）「日華両語の数詞の機能―助数詞と単位名」『国語国文』第21巻1号，pp.97-109.

辞書類

森山卓郎・渋谷勝己（編）（2020）『明解日本語学辞典』三省堂.
日本語文法学会（編）（2014）『日本語文法事典』大修館書店.
新村出（編）（2018）『広辞苑　第七版』岩波書店.
小学館国語辞典編集部（編）（2006）『精選版　日本国語大辞典』小学館.
松村明（監）・小学館国語辞典編集部（編）（2012）『大辞泉　第二版』小学館.

【謝辞】

本稿を成すにあたり，多くのご教示を賜った加藤重広先生に深く御礼申し上げます。本文の文責はすべて筆者にあります。

10.14943/rjgshhs.23.l 303

「ものだ」の意味用法についての一考察

張　　力丹

要　旨

本稿は，形式名詞の「もの」とコピュラの「だ」とが組み合わさったことによってできた「ものだ」から派生したいくつかの特定の意味用法を見直したものである。寺村（1984）で提示されている置き換えテストの適用性を確認することを通じて，〈本性，本質〉を表す「ものだ」は助動詞として捉えられるべきことを示した。形式名詞としての「もの」には照応性が認められており，文脈指示の前方照応か後方照応をなしていることに加えて，主語や主題が指示詞であれば，「二重照応」が生じてしまう。

助動詞の「ものだ」に〈一般性〉〈当為〉〈反期待〉といった３つの意味用法があると考えられる。話し手が認識していることを一般的なものとして引き上げる〈一般性〉は，話し手が直接経験したことにとどまらず，知識として話し手に内蔵している現在と離れた昔のことを表すことも可能である。一方，相手の行動を言及せずに話し手が一般的に認識していることを提示することで相手の行動を促す〈当為〉と異なって，〈反期待〉は自分の期待や予想にズレが発生した相手の行動について直接言及する，あるいは感想を表出するものである。また，昔一時期に続いていたことを思い出す〈回想〉に，懐かしさのような情緒的な要素がポイントだと考えられるため，〈回想〉を〈反期待〉の下位分類に位置づけた。

１．はじめに

本来実質名詞である「もの」は意味的な側面では，実質的な意味が抽象化，希薄化，あるいは消失することに加え，形態・統語的な側面では，自立性を失い，専ら文法機能を担う要素になり，形式名詞になることがある。「ものだ」はそれこそ形式名詞の「もの」にコピュラ「だ」を後続させて形成したものである。「ものだ」が文の述部に現れた場合，コピュラの「だ」が形式名詞「もの」につくという構造で解釈されることが多い（例（１））。

（1）　古くなって黄ばんだ封書がひとつの戦後をよみがえらせる―。それは松本重治さんの高木八尺さんあてのものだ。

（BCCWJ，書籍，昭和史への一証言，河合達雄（著），下線は筆者）

ここでの「もの」は意味的に「封書」をさししめし，「それは松本重治さんの高木八尺さんあての手紙だ」に言い換えても文意がほぼ変わらない。また，「ものだ」が取り除かれた場合，この名詞述語文の述語要素が欠落しているため文法的には適切な文ではない。

（2）　この本は昨日買ったものだ。（高橋 2010：137）

（3）　学生は勉強するものだ。（同上）

形態面で 2 つ以上の形態素が 1 つの固まりとなるにつれて新たな文法的意味も派生してくる，という構文化の過程を経た「ものだ」は，助動詞として認められることがある。（2）と（3）とは，「X は Y ものだ」という文型をとっている点が共通している一方，前者は名詞性を持つ用法で，後者は助動詞の用法である。「ものだ」には，名詞性を残し，助動詞と認められにくい用法と，助動詞と認められる用法とが交わって存在している。

本稿は，まず先行研究を確認してから問題提起をする。つぎに形式名詞「もの」にコピュラ「だ」が後接した複合形式の「ものだ」と，助動詞の「ものだ」という形態面ではまったく相違のない両者を見分ける判断基準を提示する。さらに，「ものだ」の前にテンス分化が許されるかどうかという点を踏まえて，「ものだ」の意味用法について具体例で考察を行いながら見直していく。

2．先行研究の概観および問題提起

「ものだ」についての本格的な研究は，おそらく寺村（1984）に始まる。寺村（1984）は，以下のような意味用法をもつ「ものだ」が説明のムードにおける 6 つの典型的な形式のうちの 1 つという位置づけを与え，ムードの助動詞だと主張している。

①　理想の姿，当為を表わす。

「墨はゆるゆると，すずりの表面をなでるような気持ちでするものです。力を入れて，ごしごしするものではありません。」

②　既に起った事件，現象，状態について，どういう成り行きでそうなったのか，その原因は何か，その背後の事情は何か，などを解説的に述べる。

「このガラスの切り口を見ると，だれかが，ダイヤモンドか何か固いもので切ったものら

しい。」

③　追想，なつかしさをこめての回想

「1964 年，第一回新興美術展が開かれたときは独立美術の連中多数が参加して，新しい絵画運動の精神にもえたものであった。（後略）」

④　驚き。ある事実に（改めて）驚き，あるいは一種の感慨をおぼえたときの表現。

「（前略）根本は，若いときの彼の顔を思い出し，この男も年を取ったものだなと見ていた。敗戦後の苦難と貧乏が堀川をよけいに老けさせたのであろう。」

（寺村 1984：301–305）

すなわち，上記 4 つの意味がいずれか読み取れるならば，その文に現れた「ものだ」が助動詞と判断できるとのことである。一方，寺村（1984）は，「P ハ Q モノダ」という型をとって〈本性，本質〉を表す「ものだ」を，実質名詞としてのモノがダと結びついた構造とし，助動詞とは認めていない[1]。

（4）　病人はいつも自分より軽症の者に嫉妬を感ずるものだ。

（5）　運命というものは分からぬものだ。

（寺村 1984：298）

寺村（1984）の説明によれば，モノがうけもっている役割は，「P は，Q という内容をもつものだ」ということをいうために，Q という中味を入れる容れ物として働くことである。つまり，「もの」が抽象的な容れ物のように働いて，P の類別を示すだけの名詞になっており，「病人」や「運命というもの」という主語をうけている。

寺村（1984）以降，「ものだ」の意味用法についての研究はほとんど寺村（1984）の考えを批判しながら受け継いでいるが，以上の〈本性，本質〉に関する考えはよく指摘を浴びているところである。

籾山（1992）は，客観的な事柄を表す要素である「命題」と主観的な判断・態度を表す要素である「モダリティ」は文を構成する二大要素とする益岡（1991）の所説に立脚した上で，「ものだ」をモダリティの要素と考えている。「ものだ」を「モダリティの核要素」とし，それと呼応し共起する「大抵」「概して」「よくも」といった副詞的要素を「モダリティの呼応要素」と

---

[1] P がその一文中に存在する「P ハ Q モノダ」は，必ずしも〈本性，本質〉を表すわけではない。
例：男ノ子ハ泣カナイモノダ。（寺村 1984：299）
〈本性，本質〉と同じような形をとっているが，〈理想の姿，当為を表わす〉場合，助動詞化した「ものだ」と判定されることになるとも寺村（1984）は指摘している。

している。また，〈解説，説明〉の意味用法はほかの意味用法との間に意味的関連性が見出せないため，ほかの意味用法を持つ「ものだ」とは同音異義語の関係にあると考えている。それに加えて，「ものだ」の意味用法は①〈一般的傾向性〉②〈希望の和らげ〉③〈当為〉④〈なつかしさをこめての回想〉⑤〈驚き〉，という 5 つに分かれている。

坪根（1994）は，「ものだ」を助動詞と認めた上で，前接する命題について「一般的にこうだ」ということを，話し手の意思・判断として相手に訴えかけるという中心的な意味があり，そこから①〈本性・本質を表す〉②〈当為を表す〉③〈説明・解説を表す〉④〈過去の習慣・回想を表す〉⑤〈感情・感慨を表す〉，といった 5 つの用法につながりを持たせると主張している[2]。

日本語記述文法研究会編（2003）は，助動詞の「ものだ」に名詞「もの」の意味・性質が残っていると主張しながら，①〈本質・傾向〉②〈当為〉③〈回想〉④〈感心・あきれ〉⑤〈説明〉，という 5 つの用法を助動詞の「ものだ」の意味用法としてまとめている。そのうち，〈当為〉を表す「ものだ」は評価のモダリティ形式とされているのみならず，〈説明〉の用法も「のだ」との類似性により，説明のモダリティに帰属させられている。

高橋（2018）は，複合辞の「ものだ」に①〈本質・傾向〉②〈当為〉③〈回想〉④〈願望〉⑤〈感心・あきれ〉，といった 5 つの意味用法があることを確認した上で，「複合辞の「ものだ」の諸用法は，「関係節の構造[3] に由来する，主体にとっての“属性”を表すという傾向を反映していて，文の叙述を制限する機能により，《一般性》《確定性》という意味特徴が生じるという見方を示した」（高橋 2018：295）と述べている。

以上の先行研究の概観から，まず確認できるのは，寺村（1984）以降の研究では，〈本性，本質〉がコピュラの「だ」と一体となった「ものだ」の意味用法の 1 つとして認められている，という点である。また，「ものだ」に助動詞という品詞タグ付けを与えている先行研究では，助動詞と判断するにあたっての根拠がほとんど示されていない，ということも見られる。しかも，①〈本性，本質〉[4] ②〈当為〉③〈回想〉④〈驚き〉のような意味用法は研究者を問わず認めら

---

[2] 〈説明・解説〉を表す「ものだ」は，「完全なる形式名詞ではないが，非常に形式名詞の「もの」に近く，そこには「一般的にこうだ，ということを話し手の意思・判断として相手に訴えかける」モダリティ的要素はない」と坪根（1994）も指摘している。すなわち，〈説明・解説〉を表す「ものだ」は，助動詞と認められにくいし，ほかの用法のいずれも有している「一般性」という性質を含んでいないのである。

[3] 被修飾名詞と連体節の述語との間に格関係があると解釈できる構造である。「これは昨日買ったものです。」は，被修飾名詞の「もの」を連体節内に入れて，「私が昨日（その）ものを買った」という文を作ることができる。このような構造は高橋（2018）において「関係節の構造」と呼ばれている。

[4] 呼び方がそれぞれ異なっているにもかかわらず，籾山（1992）の〈一般的傾向性〉，坪根（1994）の〈本性・本質を表す〉，日本語記述文法研究会編（2003）の〈本質・傾向〉，高橋（2018）の〈本質・傾向〉のいずれも，表したもの自体にほとんど違いがないため，ここで先駆的な寺村（1984）の言い方を引くことにした。後に続く〈当為〉〈回想〉〈驚き〉は寺村（1984）の言い方を略して示している。

れそうであることもわかってきた。しかし，いくつかの問題点が残されている。

① 複合形式の「ものだ」と助動詞の「ものだ」という形態的には同じように見えるが意味的には異なっている両者は，どのように見分けることが妥当であるか，寺村（1984）と高橋（2018）以外にあまり言及されていない。寺村（1984）と高橋（2018）の判断基準は適切かどうかが問題となる。
② 〈説明・解説〉が助動詞の「ものだ」の意味用法の１つとして認められるか否かは，先行研究ではそれぞれ違うが，検討する余地が残っている。
③ 「ものだ」の諸意味用法は，相互に排他的な関係でないという点は先行研究で確認できた。しかし，どんな連続的な関係にあるか，まだはっきりしていない。
④ 「立派だな」に対して「立派なものだな」が時に皮肉に解釈されることについても先行研究ではまだ解明されていない。

以上の問題点を念頭に置いて次節以降で具体的な考察と検討を行う。

3．複合形式の「ものだ」と助動詞の「ものだ」との区別

すでに述べたが，寺村（1984）は，「P ハ Q モノダ」の文型をとって〈本性，本質〉を表す「ものだ」を，モノがダと結びついた構造とし，助動詞として認めていない。しかしながら，「P ハ Q モノダ」の文型をとった文のすべてが〈本性，本質〉を表すわけではなく，〈当為〉を表すことも可能である。このように，ある「P ハ Q モノダ」文における「ものだ」がどんな意味用法を果たしているか，両者をどのように区別するかが問題点となる。寺村（1984）で見分ける方法が提示されているためここで引くことにする。

（前略）Q の部分を何かかんたんな形容詞で置きかえてみて，その場合と当の Q モノダのモノダの意味が変わらない場合は，Q モノダは Q モノ＋ダと見ることにし，そうでなく，Q モノダのモノダの意味が，この形でしか表わせない場合，そのモノダは一体化したもの，助動詞化したものと見る，というようなテストが考えられる。上の例でいうと，

（６） 病人はいつも自分より軽症の者に嫉妬を感ずるものだ
（本性）（＝（４））
（７） 病人は わがままな[5] ものだ （本性）

[5] 寺村（1984）は，学校文法における品詞の１つ，「形容動詞」という概念を「名詞的形容詞」と位置

→（6）の「モノダ」は，名詞モノ＋ダ

（8） 病人は看病人のいうとおりおとなしく寝ているものだ（当為）

（9） 病人は　おとなしい　ものだ　（本性と解釈され，当為とは解釈されない）

→（8）の「モノダ」はムードの助動詞

（寺村 1984：300[6]，二重線は筆者による）

以上の置き換えテストを見れば，〈本性，本質〉と〈当為〉との両者には鮮明な境界線が引けるように見える。実は下の（10）のような「ものだ」が同時に〈本性，本質〉と〈当為〉という 2 つの意味用法を表せることがある。話し手は単なる自分が認識している学生としての特質を述べているか，もしくは「学生としては，勉強に打ち込むのはあたりまえのことだ」という自分が認識していることを聞き手に伝えることで，聞き手の行動を要求するか，使用場面や発話状況などによってどちらかが前面化するのである。「もの」であれ，「だ」であれ，〈本性，本質〉は元々その語にあった意味ではない。むしろ両者が結合してから持つようになった意味だと考えられる。このように，〈本性，本質〉が助動詞の「ものだ」の意味用法の 1 つとして捉えられたほうが妥当であると考えられる。

寺村（1984）で提示された置き換えテストで「ものだ」に先行する「勉強する」の部分を「勤勉な」に入れ替えると，管見の限り，相変わらず〈本性，本質〉と〈当為〉のいずれとも解釈可能になる。つまり，置き換えられた文においての「ものだ」の意味がまったく変わっていないと言えるだろう。「P ハ Q モノダ」文における〈本性，本質〉と〈当為〉という 2 つの意味を見分ける手段として，寺村（1984）が示している置き換えテストは例（10）の場合ならば成立しなくなる。これはおそらく寺村（1984）は〈本性，本質〉と〈当為〉との 2 つの意味が 1 つの文に同時に存在しており，いずれも解釈可能ということを考えていない所以である。

（10） 学生は勉強するものだ。　（＝例（3））

→学生は　勤勉な　ものだ。

（11） 料理は男の方がうまいものだ。／料理は女の方がうまいものだ。

（坪根 1994：67）

→料理は　美味しい　ものだ。

そして，例（11）はどうだろう。男の方か女の方か，話し手が一般的にどちらの方がうまい

づけている。すなわち，寺村（1984）でいう形容詞は，普通に言われている形容詞と形容動詞との両方を含んでいるのである。

6 例文の番号は本稿における例文の番号順に従い改めてつけたものである。

と思っている文である。「「一般化」しているために表面上，自分がそう思っているのではなく一般論だ」（坪根 1994：67）ということを聞き手に伝える。寺村（1984）によれば，こういう〈本性，本質〉を表す「ものだ」文に置き換えテストによって簡単な形容詞を入れ替えると，「ものだ」が表した〈本性，本質〉の意味が変わらないはずであるが，「料理は美味しいものだ」における「ものだ」は〈本性，本質〉と解釈されにくいものになる。「料理は美味しいものだ」は文法的に適切な文であるが，料理に対する認識がそれぞれ違うためこの文は少なからず違和感を覚えさせる。

要するに，〈本性，本質〉と解釈できるか否かということは，「P ハ Q モノダ」文における主題で示される物・人について，後にくる叙述は世間中にその物・人に関して一般的に認識された特徴や特質なのか，ということによって左右される。修学することが学生としての主たる義務という認識は世界中に共通しており，学生と言えば勉強すべきだというイメージが強いのに対して，料理には「美味しい」ものもあるがもちろん「まずい」ものもあり，料理が言及されたらまず「美味しい」というイメージが出てくるとは言い難いだろう。そもそも料理に対する「美味しい」「まずい」という評価も人それぞれ違うため，「料理は美味しいものだ」と言い切ろうとも言い切れない。よって，後で詳しく検討するが，〈本性，本質〉の解釈が成立できるかどうかは主題の名詞に関わっているのみならず，「ものだ」に先行する部分も関与している。このように，寺村（1984）で提示された置き換えテストは，〈本性，本質〉と〈当為〉という両者の意味を見分けるのに有効な手段であるが，よくよく考えると当てはまらない場合も存在しているため批判的に受け取ることが必要であると考えられる。

寺村（1984）では〈本性，本質〉を表した「ものだ」が助動詞として認められていないが，実は〈本性，本質〉は助動詞の「ものだ」の他の派生した意味用法とつながっている基本的な意味用法と言える。そのため，本稿では，寺村（1984）でいう〈本性，本質〉を表す「ものだ」を助動詞の「ものだ」の意味用法の 1 つに位置づける。そうすれば，文に現れた「ものだ」は〈本性，本質〉を表した時，品詞性の面から見れば助動詞と認められるべきだということになる。それゆえ，〈本性，本質〉を表した「ものだ」を「もの」と「だ」との結びついた構造として捉えている寺村（1984）の考え方が間違っていると言えるのではないかと思われるが，必ずしもそうではない。

（12）　病人はいつも自分より軽症の者に嫉妬を感ずるものだ。　　（＝例（4））

寺村（1984）は，例（12）の「ものだ」は「もの」が「だ」と結びついた構造であり，〈本性，本質〉を表すとしている。その「ものだ」は，複合形式の「ものだ」と，助動詞の「ものだ」のいずれとも解釈できるため，構文化していない形式名詞とコピュラとの複合という構造と，構文化を経った助動詞の構造，という 2 つの構造をまたがる性質を有しているように見える。

しかしながら，例（12）の文に対して，「病人はいつも自分より軽症の者に嫉妬を感じることは一般的だ」という一般論的な解釈を導くのは普通だろう。こういう点からいうと，一見して（12）における「ものだ」は 2 つの解釈をまたがるものであるが，実は形式名詞とコピュラとの複合という解釈が背景化し，助動詞としての性質が前面化していると考えられる。つまり，「P ハ Q モノダ」の文型をとって「ものだ」が〈本性，本質〉を表した場合，「ものだ」自体が「もの」と「だ」との結びついた構造として捉えられはするが，その派生した意味が出てくるため 1 つの固まりの言語形式だと判断できる。

それでは，形式名詞の「もの」とコピュラの「だ」とが結びついた構造として捉えられるのはどのような場面だろう。

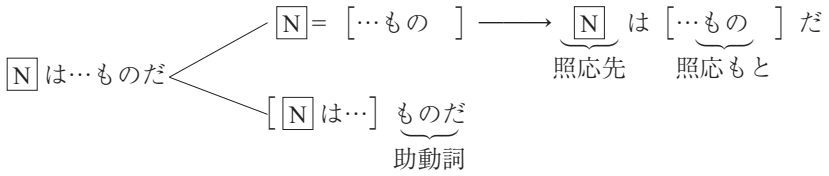


図 1 「X は Y ものだ」の類別

（13） 鍾乳洞は太古に海中にあったサンゴ礁が盛り上がってできた石灰岩地層に，雨水がしみ込み岩をとかして洞穴を形成したものだ。
（BCCWJ，書籍，東京ルネサンスと熊本・神戸の挑戦，山本雄二郎（著），下線は筆者）

加藤（2004）は，日本語の指示詞に，現場指示の直示，文脈指示の照応と知識指示の想起といった 3 つの用法があると指摘している。直示は周囲の空間における眼前の対象を指し示すのに対して，照応は，指し示されるものがすでに言語的に表現されている。また，指示詞が照応詞にあたり，照応詞によって指されるのが先行詞であるように考えれば，先行詞が先に出て照応詞があとから出てくる照応用法を前方照応と言い，照応詞が先に出てそのあとに先行詞が出てくる用法を後方照応と呼ぶ，と加藤（2004）は主張している。本稿は指示詞を考察対象としないため，形式名詞の「もの」にも照応の現象が存在していると主張するが，用語と概念を紛らわしくさせないように，本稿は照応詞と先行詞との呼び方を用いず代わりに照応もとと照応先を使うことにする。つまり，形式名詞の「もの」が照応もとにあたり，照応もとによって指されるのが照応先であるということになる。

このように，（13）における「もの」は「照応もと」で，主題の「鍾乳洞は」は「照応先」であるということになると考えられる。つまり，「P は Q ものだ」という文型をとって，形式名詞「もの」と「だ」との結合とみなされる場合，「もの」が「照応もと」と認められれば，その「照

応先」はすでに言語的に表現された主題の「P は」になる。それに加えて，照応を行われる文脈が先に出現するため前方照応になるとも考えられる。また，「鍾乳洞は太古に海中にあったサンゴ礁が盛り上がってできた…石灰洞だ。」というような，「照応先」の「鍾乳洞は」における名詞の「鍾乳洞」をそれと意味の近いほかの名詞「石灰洞」に置き換えても文意の変わらない自然な文になる。

文脈指示以外の場面では，形式的に「照応先」が特定されない可能性がある。主語は「これ」「それ」などの指示詞の場合，主語がさししめす目の前に実在しているものも「照応先」とみなされるべきだろうと考えられる。

（14） これはじゃがいもの皮をむくものです。 （寺村 1984：298）

（14）の用例を一見して「もの」と照応をなしている「照応先」は主題の「これは」であるが，「じゃがいもの皮をむく」皮むき器が目の前に存在しており，それを指し示しながら発話していると想定できるため，主題は発話の現場にある皮むき器を指し示す現場指示の用法にもなる。このように，「照応もと」としての「もの」の「照応先」は「これは」である，それに加えて，「これは」も「照応もと」とみなすことができ，「照応もと」の「これは」と照応する「照応先」は話者が発話する際に現場にある事物を直接認識して指示するものであると考えられる。つまり，「これ」「それ」などの指示詞は主語に現れる場合，「照応もと」としての「もの」の「照応先」は形式文脈にある指示詞であるが，主語としての指示詞も「照応もと」と認められ，そういう場合では「照応もと」と照応関係をなす「照応先」は状況文脈にある実在の事物というものになる。このため，「X は Y ものだ」という文型をとった場合，主語は指示詞であるとすれば，その文に文脈指示と現場指示が同時に存在しており，「二重照応」になるわけである。すなわち，「照応もと」の「もの」が指示詞の「これ」を「照応先」としながら文脈指示の照応関係をなす。一方，指示詞の「これ」は「照応もと」になると，話し手と聞き手の目の前にあるものが指示詞の「これ」と直示関係をなしている「照応先」になるのである。文だけに注目して分析を行なうならば，「照応もと」と「照応先」の位置が特定される。つまり，「照応もと」の「もの」と照応関係をなしているならば，その言語要素は「照応先」になる，ということである。しかしながら，語用論的な観点を取り入れて現実中の使用場面や発話状況を考慮すれば，「照応もと」と「照応先」とが移動する，変わりうる，というように扱うべきだと考えられる。

「X は Y ものだ」というのは形式名詞「もの」の照応性が現れた典型的な文型であると思われるが，そのような文型をとらずに「もの」に対応する主語や主題が一見して見当たらない文型においても，形式名詞「もの」が「照応先」として認められることも可能である。

（15） おそらく気まぐれな狩猟家か悪戯ずきな鉄砲うちが狙い撃ちにしたものに違いありま

せん。私は沼池の岸で一羽の雁が苦しんでいるのを見つけました。雁はその左の翼を自らの血潮でうるおし，満足な右の翼だけ空しく羽ばたきさせて，水草の密生した湿地で悲鳴をあげていたのです。（寺村 1984：303）

「X は Y ものだ」をとらない文型であり，一見して「もの」が具体的に何かを受けているかはわかりにくいようである。しかしながら，(15) における「もの」は意味的に次の文に現れた「雁」という鳥をさししめしていると考えられる。そのため，「もの」を「照応先」とみなせば，「照応もと」となるのが後接した文に現れた「雁」というものである。「照応もと」は「照応先」の後の文に出現したため，形式文脈の後方照応になると考えられる。

以上，形式名詞としての「もの」には照応性が認められており，形式文脈における前方照応か後方照応をなしているということが明確になった。さらに，「X は Y ものだ」という文型をとりながら主語や主題が指示詞であれば，「照応もと」は形式文脈にも状況文脈にも存在していると観察できたため，「二重照応」をなしていると考えられる。

4．助動詞の「ものだ」の意味用法の見直し

本節では，先行研究を踏まえながら助動詞としての「ものだ」の意味用法について，なるべく細やかな作業を通じて，先行研究で十分に論じられていない点を追究し，明らかにしていく。

意味的な分析に入る前に，まず〈説明・解説〉という意味用法を取り上げておきたい。それは助動詞の「ものだ」の意味用法の 1 つとして認められることもある（寺村（1984），坪根（1994），日本語記述文法研究会編（2003））し，認められない場合（籾山（1992），高橋（2018））もある。ここでは助動詞の「ものだ」に〈説明・解説〉の意味用法があるという主張を先駆的に提示した寺村（1984）の例文を挙げよう。

(16)　このガラスの切口を見ると，だれかが，ダイヤモンドか何かの固いもので切ったものらしい。（寺村 1984：303）

寺村（1984）では例（16）を〈解説・説明〉を表す用法に帰属させるのは，「ものだ」が存在している文が前接した文，あるいは後接した文における事態が現れた原因・理由を提示するゆえんである。「ダイヤモンドか何かの固いもので切った」という事態が原因・理由となって「このガラスの切口」が存在しているわけだと判断されるのである。しかしながら，「もの」のある文とその前接か後接した文とは一方が他方の理由・原因を提示するような因果関係が確か存在しているが，それは「もの（だ）」があるからこそそのような関係を持つようになったのかと言えば，そうではない。

例（16）の「もの」を取り除けて，「このガラスの切口を見ると，だれかが，ダイヤモンドか何かの固いもので切ったらしい」の文に変えても自然な文が得られる。しかも，「だれかが，ダイヤモンドか何かの固いもので切ったらしい」は相変わらず「このガラスの切口」が存在する原因にもなりうる。すなわち，「もの（だ）」の存在が〈解説・説明〉の機能が成立するに必要で不可欠なものではない。ゆえに，この時の「ものだ」はただ形式名詞とコピュラの複合形式であると考えられる。

以上，本稿は，〈解説・説明〉を助動詞の「ものだ」の意味用法として立てないこととする。

4.1 〈本性，本質〉について

（17） *地球は太陽を公転するものだ。

（18） 人間というのは欲深いものだ。

→ a. 人間というのは「欲深いもの」だ。

→ b.「人間というのは欲深い」ものだ。

（19） 学生は勉強するものだ。（＝例（10））

（20） 学生は勤勉な／勉学する／*勉学のものだ。

（21） 人間は寂しいものだ。

現実・事実と切り離された抽象次元の事柄について，「～モノダ」は使えない，と藤田（2013）は指摘をしている。「ものだ」のついていない「地球は太陽を公転する」はまったく問題のない自然な文であるが，こういう物理的な真理・真実などを記述するには，「ものだ」が使えないのである（例（17））。〈本性，本質〉が表したのは，あくまでも人間の考えや判断に関わる一般論的なものである。そのうち，世間に，もしくはある地域における幅広く認められる真理のようなものがあり（もちろん間違った認識も含まれる），話し手自身だけが信じていることもある。

すでに述べたが，例（18）で示されている例文に，a の解釈が背景化し，b の解釈が前面化する。a は名詞述語文であり，「人間というのは欲深い生き物だ」のように「もの」を「人間」に近い名詞に置き換えても成立する。つまり，「もの」は形式名詞でありながら述語の機能を担当し，主題と前方照応をなしているのである。一方，b は「ものだ」が 1 つの固まりで先行する文を 1 つの事態・できごととして取り上げ，話し手が認識した「人間」の特質を述べるものである。後者における「もの」は他の名詞に置き換えられないのみならず，「ものだ」を削除すれば不自然な文にもなる。これこそ「ものだ」の〈本性，本質〉の意味用法である。例（18）に対して，a の解釈はできるが，日常的な場面で使われると，話し手も聞き手も頭に浮かぶのは b の解釈だろう。

また，今までは〈本性，本質〉を用いて説明を行なったが，これはあくまでも「ものだ」の研究の先駆者であると考えられる寺村（1984）の用語をそのまま援用したものである。〈本性，

本質〉の用語は，それが表す事態や事柄などが必ず真であるということを含意する。しかし，「ものだ」文が表すのは，真偽を問わずある種のこと・ものについて世間の人々がよく認識していること，もしくは発話者が自身の意思や判断を込めて一般的だと思っていることである。本稿では先行研究で〈本性，本質〉もしくはそれと類似している言い方で表される意味用法を〈一般性〉として捉えることとする。

また，先行研究で「ものだ」の意味用法を検討する際，「ものだ」に先行するものが動詞の場合を重んじて考察する傾向があり，形容詞と形容動詞についてはあまり言及されていない。動詞であれば意志性を伴う動詞が多用されるという指摘があった一方，形容詞，形容動詞は必ずしも意志性と関わらず，「寂しい」のような自分自身がコントロールできない感情でも〈一般性〉の「ものだ」の前に出てくることがある（例（21））。

なお，〈一般性〉の「ものだ」の前に名詞が出現することは不可能である。これはおそらく名詞の本質が関与しているだろう。動詞・形容詞・形容動詞それ自体が程度性・段階性を含むことが多いのに対して，名詞は静的なものを表すため程度性を有することは少ないのである。

さらに，〈一般性〉を表すため，「ものだ」に先行する語は連体形でありながら動詞の場合としては非タ形，つまり辞書形のみが「ものだ」の前にくるのだろうか。そうではない。

（22）　戦国の世では，長男は後継ぎとして特に大切に育てられたものだ。

（坪根 1994：72）

坪根（1994）は，「過去の習慣・回想を表す「ものだ」」を説明するために例（22）をあげている。この用法が，過去における本性・本質を表す用法と考えるのに好都合な例であるとも述べており，整合性の欠けた説明をしている。「育てられた」というタ形が「ものだ」に先行するからこそ，「ものだ」を無理やりに〈回想〉と解釈してはいけない。戦国の時代のことなので，話し手は自ら経験して得られた常識のようなものではない。書籍やテレビ番組などから得た知識であり，「戦国の世では，長男は後継ぎとして特に大切に育てられる」のは一般的だったと話し手が認識しているのである。今現在の〈一般性〉を述べるのはもちろん，知識として頭の中で所蔵している今現在ではすでに適用していないことについても，その〈一般性〉を述べられる。

このように，〈一般性〉を表すとき，先行する語はテンス分化があり，非タ形もタ形も使えるという結論が得られる。

4.2 〈当為〉について

人の制御可能な行為についての妥当性，必要性などの判断は〈当為判断〉と名付けられている（高梨 2010：109）。〈当為判断〉を表す「ものだ」は，高梨（2010）では評価のモダリティ形

式と位置づけられている。また，〈当為判断〉の「ものだ」として解釈されるための要件を，次の3つにまとめている。

1）当該事態が一般的に，もしくは，その場面において望ましいものである。
2）行為者の意思によって実現可能な事態である。
3）その場面で問題になっている個別の行為者が当該事態を実現していないという状況がある場合，当為と解釈されやすい。

（高梨 2010：114）

当該事態が実現されていない状況というのは，いわゆる〈当為〉を表す「ものだ」文には「～しなかった」という意味合いが潜んでいる。

(23)　学生は勉強するものだ。　（＝例（3））
(24)　約束の時間に遅れるときは，まず連絡をするものだ。　（高梨 2010：110）

学生が勉強に打ち込むのはあたりまえのことであると（いう〈一般性〉を有する規範を）話し手が認識しており，聞き手が「学生」であり，かつ，ちゃんと勉強していないことに当てはまる場合，話し手は自分が認識していることを伝えることで，聞き手に同様の行動を促すことになる。「（一般的に学生は勤勉に勉強する。）だから，あなたもそうするべきだ。」という意味合いが加わる（つまり〈当為〉）。会話文ではちゃんと勉強していなかった人に「ちゃんと勉強しなさい」という軽い命令が読み取れるのみならず，相手への軽い非難も感じられやすい。

また，「連絡をしなかった」という解釈が引き出され，「連絡をすべきなのに連絡しなかった」という非難の気持ちも表出されている。「約束の時間に遅れるときは，まず連絡をする」のは一般的かつ常識的なものであると話し手が思っているので，相手もそうするべきだと押し付けるものである。また，「連絡をしなかった」という行為をしたのは話し手や聞き手でもなく，発話の素材としての第三者であれば，その実行を要求するより，第三者に対する文句を言うと解釈したほうがより自然だと考えられる。

(25)　学生は勉強すべきだ。
(26)　約束の時間に遅れるときは，まず連絡をすべきだ。

(23)（24）における「ものだ」は例（25）（26）で示されているように，「べきだ」に置き換えられる。「ものだ」と「べきだ」との用法の相違について，日本語記述文法研究会編（2003）は，「P は Q ものだ」の「P」の部分が，「総称的な名詞や，状況を表す名詞に限られる」（日本

語記述文法研究会編 2003：113）のに対して，「P は Q べきだ」の「P」の部分が，一般名詞だけでなく固有名詞でも成立するというように指摘している。

（27）　君は，勉強｛*するものだ／するべきだ｝　　（日本語記述文法研究会編 2003：113）

単文でなく，複文では主題が固有名詞の場合，「ものだ」の受容性が高まるだろうか。

（28）　田中はみんなに迷惑をかけたんだから，ちゃんと謝罪する｛べきだ／*ものだ｝。

「田中はみんなに迷惑をかけた」は特定の人物と特定のことについての記述で，〈一般性〉が考えられにくいためやはり自然な文にならない。つまり，「ものだ」に〈当為〉を読み取れるには，主題や主語は一般名詞であることが必須である。

また，筆者の考察したところ，〈当為〉の「ものだ」が表すある事態に対する望ましさは，ある事態がすでに発生した，しかし相手もしくは聞き手は話し手が望んだ通りに行動していなかった場合，事後あるいは事態の進行中において話し手自身が当たり前だと認識しているものを提示することで，相手の行動を促す，ということがわかった。その一方，「べきだ」は事態がまだ発生していない場合でも使える。

（29）　早く帰る｛べきだ／*ものだ｝よ。雨になりそうだから。

雨模様で雨が降りそうだと話し手が判断して，聞き手に「早く帰るべきだ」と言うのは適切であるのに対して，「早く帰るものだ」はこの場面で不適切である。「早く帰るものだ」は文脈や発話場面などを考慮しなければ問題なく自然な文であるが，(28) の場面では使いにくいものになる。また，帰り道でラベンダー畑に寄って自然を満喫した後家へ向かっているところ，夕立に降られて家に着いたらすでにびしょびしょになった自分が，濡れた髪をタオルで拭きながら独り言で「早く帰るものだ」と言うのは適切である。また，びしょびしょした様子になった経緯を聞いたお母さんは，濡れた髪をタオルで拭いている私に，「早く帰るものだ」と言うのも可能である。

以上からもわかるように，〈当為〉という意味用法の根底には〈一般性〉があり，〈一般性〉があったからこそ〈当為〉が生まれるわけである。個人の考えや判断を一般的なものとして引き上げられ，ある言語集団内における誰でも身につけるはずの常識や良識のような存在だと判断されることで，聞き手がその言語集団内の一員だとすれば，みんなが認識している常識や良識のように振る舞うべきだ，というようなプロセスで〈当為〉が派生してきたのである。会話文に用いられると，当たり前のことだから聞き手も自分と同じような認識や教養を持っている

べきで，持っていなければ常識のない人に思われる恐れがあるため，相手の実行を促すようになる。相手に行為要求をするため時には命令や指示と解釈されやすい。

4.3 〈驚き〉について

(30) 【風呂に足を入れた瞬間】熱い！
【風呂に足を入れた瞬間】*熱いもんだ！

「ものだ」は知的判断を含んでいるため，現前において突如として生じた驚きを表すことに適さない。ある感情・感想を評価的に述べる「ものだ」の用法は，従来の研究で〈詠嘆〉〈感慨〉〈感動〉〈驚き〉〈感心〉〈感嘆〉〈あきれ〉など様々な呼び方として取り上げられている。しかし，「ものだ」が付け加わることで得られた〈感嘆〉というのは一体何なのか，まだはっきりしていないところである。

(31) よくそんなことを言うもんだ。
(32) やってみるもんだ。／言ってみるもんだ。
(33) 【窓外の土砂降りを見ながら】よく降るもんだ。

「よく」と共起した「ものだ」文は，軽い冗談や皮肉的な意味合いを含むことが多い。(31) は「一般的には君だってこんなことを言うはずがないが，言ってしまった」という自分の認識とズレが生じたことについて感想を表出している。(32) は「言ってみると思ったより結果がよかった」「やってみると意外によかった」という意外性が読み取れるにもかかわらず，ネガティブな感情表出ではない。これは一種慣用的な表現として使われており，「もんだ」をとってしまうと，文意もまったく変わってしまう。

天気予報で今日雨が降ることを知っているが，いざ降ってきたら想像以上の大雨だ。その土砂降りを見ながら，(33) の発話が可能である。この文における「ものだ」も副詞成分の「よく」と共起しているにもかかわらず，軽い冗談や皮肉的な意味合いが読み取れない。(32) と同様に意外性・予想外の意味合い，そしてあきれも少し含まれている。

要するに，話し手が思っていた，考えていた，期待していたこととズレが発生した聞き手の実際にやったことに対して，意外の気持ち，もしくは軽い冗談や皮肉的な意味合いを込めての感想・評価を表出しようとする場合，「よく（も）」のような副詞成分と共起することのある「ものだ」は使用される。本稿ではこのような用法を〈反期待〉と名付けることにした上に，以下のような定義を試みる。

〈反期待〉：話し手が自分の期待していたこととズレが生じるある事柄・できごとについて感

情・感想を表出すること。「期待」というのは，良い結果や状態を予期して，その実現を待ち望むことが多いが，期待していなかったのに良い結果を得ることも稀ながらあるということである。

〈反期待〉はあくまでも評価・判断を込めての感情表出で，「なあ」「ね」のような直感的・瞬間的に気持ち・感情を伝える終助詞とは異なっている。

〈当為〉は相手の行動に対して自分の認識していることを提示する一方，〈反期待〉は相手の行動や事態をそのまま提示するか，直接に感想を表出するか，ということである。

（34）　学生は勉強するものだ。　　（＝例（3））
（35）　よく遊んでいるもんだ。

遊んでばかりの友達に，自分の常識を提示することで相手の行動を促すこともある（例（34））し，相手の行動に対して自分の感想を直接に表出することもある（例（35））。軽い命令である前者に対して，後者は話し手が個人の感想を表出するのみで，必ずしも相手を自分の望んでいるように行動させるわけではない。

（36）　立派なもんだ。
（37）　早いものだ。

〈反期待〉の「ものだ」の直前に形容動詞や形容詞がくる例として，（36）（37）を挙げた。助動詞だと認められても，「ものだ」の前にくるのは相変わらず連体形である。「立派だな」「早いね」のような終助詞が主たる感情表出の役割を果たしている文と比較すれば，「ものだ」のついた文は瞬間的に感情を出すものでなく，評価や判断を込めたものである。しかも，「ものだ」の前に動詞がくる場合と同様に，「ものだ」がついたら文は軽い冗談や皮肉的な意味が持ちやすくなる。（37）は，「早いもので，…」のように従属節で使われることが多く，一種の慣用化した用法だと認められてもいいだろう。こういう時皮肉的な意味合いがまったくなく，時間の経つのが想像以上にはやい，という自分の期待や想像とズレがあった場合に感想を表現するものである。

ここまで〈反期待〉の用法についてその直前に非タ形がくることを見てきたが，昔のことについて感想や感情を出すことも可能である。この場合，いわゆる〈回想〉の用法になる。

「ものだ」の〈回想〉の用法について，繰り返された出来事，あるいは一時期続いた状態を回想するものが多い，常に懐かしさを伴う，というような性質は先行研究よりまとめられる。しかしながら，ある一時期続いた事態（例（38））に懐かしさを伴う回想の意味を加えても「ものだ」がつきにくい（例（39））。

（38） 私は北海道大学に四年間通った。

（39） ??? 私は北海道大学に四年間通ったものだ。

昔の出来事を思い出して表現するため，「ものだ」の直前にタ形しか許されない。〈回想〉は，単に，過去に常態であったこと，くりかえしあったことを述べる言いかた（たとえば英語の ‘used to’）ではなくて，ある特別の感慨，なつかしさをもって過去をふりかえる情緒的な要素がなければ成立しない（寺村 1984：304）。寺村（1984）以降の研究ではその情緒的な要素を軽んじる傾向がある。ある一時的に続いたことであるため，〈一般性〉とつながりがあると考えられるが，〈一般性〉のような事態を述べることに重点を置く用法，および〈当為〉のような行為の実行を働きかける用法とは異なり，〈回想〉は〈反期待〉と同様に事態に対するある感情を表すところに重点が置かれた用法であると言えるだろう。

（40） 昔，子どもたちは，この石塔を「アマノジャク」だといって，石でたたいて遊んだもんだ。

（BCCWJ，書籍，まんだら世界の民話，烏兎沼宏之（（著），下線は筆者）

昔，子供たちが一時期において頻繁に行なった行動を述べており，〈回想〉と解釈できる。これは単純な回想ではなく，懐かしさを伴う過去における何度も繰り返したことについての想起である。一回限りの出来事なら使われにくいため，〈回想〉の「ものだ」の基底にも〈一般性〉があると考えられる。〈回想〉された出来事は過去における〈一般性〉があると話し手が思っているということである。ただ〈回想〉の用法に情緒的な要素がポイントだと考えられるため，〈反期待〉の下位分類として捉えることとする。

例（38）（39）に戻ると，（38）に懐かしさを加えようとすると単なる「ものだ」を追加すれば完全に自然な文にならない。

（41） 私はよく北海道大学に四年間も通ったものだ

「ものだ」と同時に副詞成分の「よく」と副助詞「も」を追加すれば自然な文になる。「北海道大学に四年間も通ったあの頃の私はすごいなあ，今だったらなかなかできないことだなあ」というような意味合いが込められ，「北海道大学に四年間通った」自分への懐かしさに軽い感心が含まれている。

また，〈一般性〉や〈当為〉などの用法において「ものだ」それ自体はタ形が許されないのに対して，〈回想〉の意味用法では「ものだった」が許される。つまり，〈回想〉を表す「ものだ」の形式は「タ形＋ものだ」と「タ形＋ものだった」との 2 通りがある。

(42)　年を重ねてくると，月日が過ぎ去っていくのが早い。若いときは，未来は永遠にあるかの如くであった。時間はいくらだってあるように思えたものだ。一年の経つのだって，えっ，まだやっと一年と思えたものだった。四十代を過ぎると，一年があっという間だ。

（BCCWJ，書籍，いま，四十代を生きる女へ，マダム路子（著），下線は筆者）

「ものである」の連用形「ものであり」に過去の助動詞「た」の終止形がくっつけられたことで「ものでありた」が出てくる。「ものでありた」の促音便形「ものであった」はここで文体を一致させるため「ものだった」の形で用いられると考えられる。「ものだった」は「ものだ」の過去テンスであり，現在と切り離す遠隔性を持つ。遠隔性は懐かしさを強める機能を持つことがあるということで，無標の「ものだ」より感情が強まり，懐かしさも強く読み取れるようになると考えられる。

5．おわりに

本稿は，助動詞の「ものだ」を対象とし，複合形式の「ものだ」との見分け方，および構文化で派生した意味用法について検討を行なった。

まずは，寺村（1984）で提示されている置き換えテストの適用性を確認した。それを通じて，〈本性，本質〉を表す「ものだ」は助動詞として捉えられるべきことを示した。しかも，形式名詞としての「もの」には照応性が認められており，形式文脈において前方照応か後方照応をなしていることに加えて，主語や主題が指示詞であれば，「二重照応」も生じる。

続いて，先行研究でよく捉えられている〈説明・解説〉を助動詞の「ものだ」の意味用法の１つだと認めない立場をとる。全体的には助動詞の「ものだ」に〈一般性〉〈当為〉〈反期待〉といった３つの意味用法があると見直した。話し手が認識していることを一般的なものとして引き上げる〈一般性〉は，話し手が直接経験したことを対象とするのはもちろん，知識として話し手に収蔵されている自分と離れた昔のことを表すことも可能である。

さらに，相手の行動について言及しないまま話し手が一般的に認識していることを提示することで相手の行動を促す〈当為〉と異なって，〈反期待〉は自分の期待や予想にズレが発生した相手の行動について直接言及する，あるいは感想を出すものであると考えられる。昔一時期続いていたことを思い出す〈回想〉に情緒的な要素が主たるものだと考えられるため，先行する語がタ形しか許されない〈回想〉を〈反期待〉の下位分類に位置づけた。

（ちょう　りきたん・人文学専攻言語科学研究室）

参考文献：

加藤重広（2004）『日本語語用論のしくみ』研究社.
高梨信乃（2010）『評価のモダリティ：現代日本語における記述的研究』くろしお出版.
高橋雄一（2018）「複合辞の「ものだ」と「ことだ」について―形式語としての「もの」「こと」の観点から―」『形式語研究の現在』279-297，和泉書院.
坪根由香里（1994）「「ものだ」に関する一考察」『日本語教育』84：65-77.
寺村秀夫（1984）『日本語のシンタクスと意味』くろしお出版.
日本語記述文法研究会編（2003）『現代日本語文法 4　第 8 部モダリティ』くろしお出版.
藤田保幸（2013）「複合辞「～ものなら」について」藤田保幸（編）『形式語研究論集』p.125-154，和泉書院.
籾山洋介（1992）「文末の「モノダ」の多義構造」『言語文化論集』第 14 巻 1 号：19-31，名古屋大学.

〈付記〉
本研究は，JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2119 の支援を受けたものです。そして，執筆にあたって貴重なご意見をいただいた加藤重広先生に感謝申し上げる。

10.14943/rjgshhs.23.l 323

一方的で不成功なコミュニケーションとコミュニケーション分析における分析者の立場について

:『マイ・ブロークン・マリコ』を例に

数　納　風　香

要　旨

本稿は，コミュニケーション分析における分析者の立場の再考と，それを踏まえた，一方的で，失敗しているにもかかわらず外部からは成功しているかのように見える「不成功」なコミュニケーションについての記述を試みるものである。そのための具体例としてマンガ『マイ・ブロークン・マリコ』を取り上げ，作品内のコミュニケーションを追いながら，実際には成立していない会話が成立しているかのように描かれていることを示す。また，作品内のコミュニケーションに直接参加することができない一方で登場人物と視点や注意を共有する読者，分析者の立場を考えるにあたってマンガ表現における「視点」の問題が重要であることを指摘した上で，映画へのアダプテーションによってマンガで描かれていた視点やコミュニケーションの在り方が変化していることに触れる。まとめとして，発話の受け手でありながら直接的な参与者である話し手や受け手とは異なる階層に立つ分析者の立場を考えるにあたって，必然的にその立場に立たされるフィクションを使用した分析は有用であり，またそれを踏まえた上で，「不成功」なコミュニケーションのようなものからコミュニケーション分析の新たな視点が生まれる可能性があることを指摘する。

1．はじめに

『マイ・ブロークン・マリコ』は，平庫ワカによる 4 話完結の短編マンガ作品である。2019 年 7 月に『Comic BRIDGE online』（KADOKAWA）で連載が開始された直後から SNS などで反響が広がり，第 24 回文化庁メディア芸術祭マンガ部門新人賞のほかさまざまな賞を受賞した。

また，2022 年にはマンガを原作とし監督・脚本をタナダユキが務めた同タイトルの映画も公開された。

以下，まず第 2 節では，本稿で「コミュニケーション」をどのように捉えるかを整理し，またフィクション作品を通じて分析者の立場を捉え直す意義を考える。次に『マイ・ブロークン・マリコ』から具体例を挙げ，第 3 節では「不成功なコミュニケーション」（後述）を，第 4 節では「一方通行のコミュニケーション」（後述）について取り上げる。また，マンガ作品内のコミュニケーションを分析する際にはマンガの「視点」表現が重要であると考え，第 5 節ではこの点について整理する。第 6 節では「視点」をはじめとするマンガ特有の表現が映画へのアダプテーションによってどのように変化しているかを明らかにする。第 7 節はフィクション分析が現実世界を捉えるために有用であること，「一方通行のコミュニケーション」のようなものがコミュニケーション分析に新たな視点をもたらすことを指摘し，そこではコミュニケーションの直接的参与者だけでなく分析者の存在に注目すべきであるとして，本稿のまとめとする。参考として本稿末尾に『マイ・ブロークン・マリコ』の梗概を付した。

2．「不成功なコミュニケーション」と分析者の立場について

柏端（2016：67）は，コミュニケーションの定義は難しいと述べた上で，「「コミュニケーション」とは，典型的にはメッセージの送りあいを中心とする共同行為と関連する諸結果とから成る複合的な出来事ということができるだろう」としている。

大橋（2019）は発信者（人物 A）に送信意図があるかどうか，受信者（人物 B）が受信したかどうかという点から整理し，人物 A にメッセージの送信意図があるとき，人物 B によってメッセージを受信されたものを「成功したコミュニケーション」（Ⅰ），人物 B によってメッセージが受信されなかったものを「失敗したコミュニケーション」（Ⅱ）とした。また，人物 A にメッセージの送信意図がないとき，人物 B によってメッセージが受信されたものを「無意図的コミュニケーション」（Ⅲ）とし，人物 B によってメッセージが受信されなかった場合は，コミュニケーションは成立していない（Ⅳ）とした。重要なのは，送信意図をもって送信されたものが受信されるⅠだけでなく，受信されなかったⅡや送信意図がないのに受信されたⅢも「コミュニケーション」になるという点である。

ここで，本稿における「一方通行のコミュニケーション」について整理する。これは情報が一方的に伝達され，相互性やフィードバックが欠如している状況を指す。テレビのような放送メディアや，講義，プレゼンテーション，または参加者の一方が意図的に，もしくは能力的に反応できない個人間の対話などで見られる。したがって上述のⅡのようなものは一方通行のコミュニケーションの一部であると言える。一方通行のコミュニケーションが，必ずしも失敗であるとは限らない。たとえばニュース番組の場合，送信者は特定個人というよりも視聴者とい

う不特定多数に向け，意図をもって一方的に送信し，受信者たちがそれを受信すれば，これは成功したコミュニケーションと言えるだろう。したがって一方通行のコミュニケーションは必ずしも失敗したコミュニケーションになるわけではなく，その原因となる場合がある，という関係になる。

第3節以降で具体例を挙げながら見ていくが，『マイ・ブロークン・マリコ』の特徴の一つとして，「失敗したコミュニケーション」があたかも成功しているかのように描写される，あるいは読者がそのように認識してしまうように見える描写が頻繁に登場するという点がある。主人公シイノと死んだ親友マリコは，互いに一方的にメッセージを発信するが，その一方通行なメッセージがつぎはぎされた結果，自然かつ相互的な，成功したコミュニケーション「のように見えるもの」が発生する。マンガの表現技法である吹き出しやコマ割りを有効的に使用したそれらの描写を，鑑賞者たちがなぜ成功したコミュニケーションであるかのように誤認してしまうのかについては，グライス（H.P. Grice）の「会話の原理」の理論が重要な視点になるのではないかと考える。

我々が日常において，どのように言語コミュニケーションの成立を可能にしているかを説明する理論の一つが，グライスによる「会話の原理」である。グライスは，会話の参加者は，そこに共有されているある共通の目的に照らして，協調的に発話を行うはずであるとし，そうすべきである（そう期待される）という原則を「協調原理」（the Cooperative Principle）としてまとめた。

また，話し手にとって意図とはどのようなものであるかといった問題を扱ったグライスの「哲学的アプローチ」（小山・甲田・山本 2016：61）に対し，関係性理論を代表とする「認知的アプローチ」（同書：62）では，聞き手の認知的なプロセスを記述しようと試みられてきた。

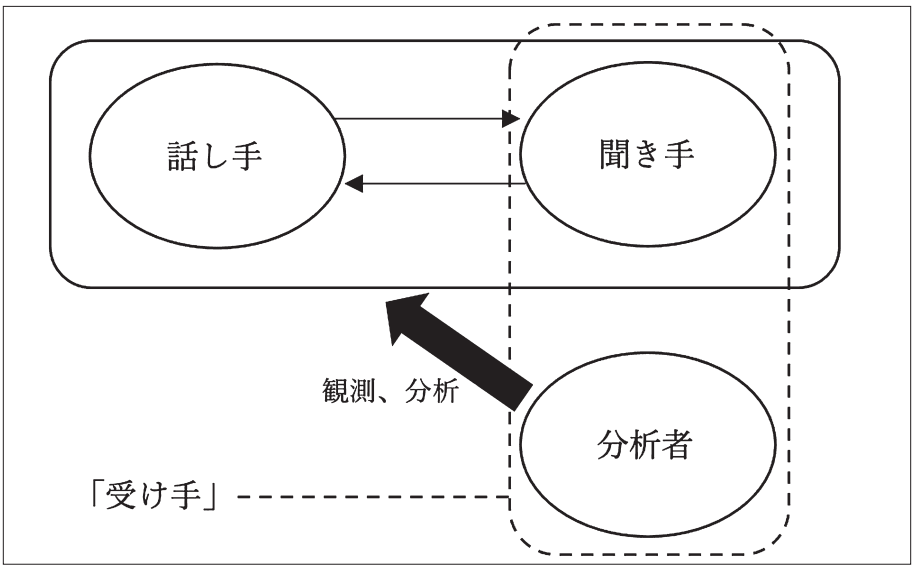
グライスの理論をはじめとした従来の語用論は会話の参与者の会話への関わり方を論じているが，本稿では，会話が行われている際に受け手として想定されていない受け手が，外側から会話を分析する際の関わり方という視点から考えたい。たとえば，マンガの登場人物とその読者はこの関係にあたるだろう。登場人物の会話を，そこに当事者として参加することなく，いわば盗み聞きのように観測している読者も，そこで行われる発話の「受け手」であり，ある種の参与者であると言える。

マンガの読者は，二人の人物が互い違いに，互いの発話を受けた（ような）内容を発話しているところが描写されると，その二人の間ではコミュニケーションが成立しているように認識する。二人の会話を，そこに介入しない第三者として眺めている読者は，それが実際には成功し得ないはずのもの，たとえば生きている人物の発話とすでに死んでいる人物の発話や，現在時間の人物の発話と過去の人物の発話であっても，それらが相互的なコミュニケーションのようなものであるように捉えてしまう。

本稿ではコミュニケーションの定義を，大橋（2019）を参考に捉える。まず，受信者が受信

したか否かに着目し，送信者が意図して発信し，かつ受信者が受信したものについては「成功したコミュニケーション」，受信者が受信しなかったものについては「失敗したコミュニケーション」とする。その上で，「失敗したコミュニケーション」であるにもかかわらず，分析者が成功したものと捉えてしまうようなものを，成功ではなく，しかし失敗とも断言できないという点から，「不成功なコミュニケーション」と呼ぶことにする。この定義を踏まえ，コミュニケーションを捉えるにあたって，話し手と聞き手の関係を観測する「分析者」の存在に注目する。

発話の「受け手」であるという点において，聞き手と分析者は共通している。しかし両者には，話し手が受け手として想定しているかどうか，受け手側から話し手にフィードバックを返せるかどうかという点で階層的な差がある（図 1 ）。この分析者の立場の特性は，日常の言語を分析する際は言うまでもなく，フィクション作品を分析するときに顕著になる。フィクション世界の会話は分析者のいかなる行動にも左右されない。分析者がその会話を理解できなくても，当事者間で会話が成立していればそのまま進行するし，逆に分析者が理解可能と考えるやりとりであっても，当事者が理解できなかった場合は会話が中断される。フィクションはフィクションである以上，それを扱う我々は，必然的に外部から観測する立場になる。この必然性から，フィクション世界の分析は「分析者」の立場を捉え直すための糸口になるのではないかと考える。



【図 1】

3．「不成功なコミュニケーション」

ここから，『マイ・ブロークン・マリコ』における「不成功なコミュニケーション」を，具体的に取り上げる。

主人公シイノは，死んだ友人・マリコの遺骨を抱え旅に出る。作中時間においてマリコは死亡しており，会話，応答が不可能な存在である。そのため，シイノとマリコのコミュニケーションが成立するのは，本来，回想で描かれる過去でしかあり得ない。しかし作中では，過去のマリコの発話や手紙と，それに応答するような現在のシイノの発話あるいは思考，さらにそれを受けた上で過去のマリコが発話しているかのような，シイノとマリコの「不成功なコミュニケーション」描写が頻繁に登場する。このような描写は，吹き出し，フォント，コマ割りといったマンガの表現技法を巧みに用いて，読者がそれらをコミュニケーションであると認識するように表現される。

登場人物の言葉は，実際の発話を表す吹き出し（以下吹き出し内を「 」で表す），思考を表す雲状の吹き出し（以下〔 〕），モノローグを表す四角形の枠（以下〈 〉）で書き分けられている。なお，この作品は基本的にシイノの視点を中心に描写される物語であるため，内的発話である思考やモノローグはシイノのものに限られる。

第二章は〈走りながら思い出していた。〉〈マリコが今までによこしたたくさんの手紙たちのこと。〉というモノローグから始まる（単行本：pp.37-41）。続いて，To シィちゃん，マリよりと書かれた手紙のコマ，中学生のマリコとシイノが手を振り交わしているようなコマが続き，次のページで現在の（遺骨を抱えて逃亡している）シイノに切り替わる。雲状の吹き出しで〔……匂いで先公にバレないようにトイレの消臭スプレー持ち歩いてたからだよ…〕と手紙内の疑問[1] に対する回答がなされ，次に中学生のマリコが笑っているコマが続く。これはあたかもシイノの回答に対して笑っているように見える。コマの繋がりから，過去のマリコの手紙→現在のシイノの思考→過去のマリコの笑顔が連動したコミュニケーションのように見えるが，当然実際には連動していない。

マリコの遺骨を抱えて帰宅したシイノが描かれたのち，中学生時代の二人の会話の回想が挿入される。なお，回想における吹き出しの中の文字は細いゴシック体であり，現在の発話で主に用いられるフォント（商業マンガで使用されるゴシック体漢字と太明朝体かなの組み合わせ）と区別されている。夏休みに二人で海に行こうと提案したシイノに対し，マリコは父親が怒るから行けないと返答する。次のページでは現在のシイノがマリコの遺骨に向かって，もう怒ら

---

[1] “手紙内の疑問”を含む手紙全文は以下の通り。
「TO シィちゃんへ　こんにちは！シイちゃんと同じ組になれてうれしいです。シイちゃんはいつもタバコを吸っているけどいいにおい。どうしてだろ…？マリより」

れないから海に行こうと話しかけ，その下に中学生のマリコがシイノの方を振り返っているコマが続く。ここでも，過去のシイノの発話→過去のマリコの発話までは会話が成立しているが，過去のマリコの発話→現在のシイノの発話→過去のマリコの驚いたような顔，の部分については，本来成功しえないコミュニケーションとなっている。

時間軸の交錯は，シイノが行き先を考えながら外を歩いているシーンでさらに顕著に起こっている（単行本：pp.61–65）。道で立ち止まり泣いているシイノは，以前二人で出かけた際に，マリコが“まりがおか岬”に行きたいと言っていたことを思い出す。このシーンでは，20 歳前後のマリコを，波打ち際に立つ中学生のシイノが見ているような画が挿入されることで，時間軸の交錯はより複雑になっている。また，中学生時代のシイノとマリコについて，二人では海に行けないという会話が先に描写されていることをふまえると，中学生のシイノが海にいる（そして視線の先にマリコがいる）というこのコマは単なる回想ではないことがわかる。この一連のシーンではシイノとマリコの発話や表情が相互的なものであるようにコマが繋げられているが，時間軸上で異なる位置にいる以上，やはりコミュニケーションとしては失敗している。

シイノが居酒屋で酔い潰れている場面でも，シイノとマリコの会話のような画面進行が起こる。注目したいのは，吹き出しの中のマリコのセリフが細ゴシック体であることに加え，鉤括弧（「 」）が付けられているという点である（単行本：pp.94–96）。

マリコのセリフは一見，シイノの言動に対応しているように見える。例えば，マリコが口を開いているコマに配置された「さっきの人優しかったねェ」というセリフについて，放置された遺骨を見守り他人であるシイノに金を贈与したマキオを知っている読者にとっては，マリコがマキオについて言及しているように感じられる。しかし，死んでいるマリコがマキオに言及することはそもそも不可能であり，鉤括弧でくくられたこれらのセリフは，おそらくシイノの記憶の中にある，過去のマリコの発話である。

また，シイノが遺骨の方を向き「マリコ」と呼びかけると，まるで隣にマリコが現れたかのようにコマが配置されているが，シイノが左側を向き，マリコも左側を向いているため，実際には二人は向かい合っていない。また，二人が同じコマの中に配置されることもない。しかしシイノが後ろ姿で描かれていることで，一見するとシイノとマリコが顔を合わせているような構図となる。セリフだけでなく人物の配置やコマ割りといったマンガ特有の表現も，読者が二人のコミュニケーションを成功したもののように誤認する一因となる。

鉤括弧のついたマリコのセリフは，第四章，まりがおか岬の崖の場面で再度登場する（単行本 pp.127–131）。遺骨を抱えたシイノがマリコにまりがおか岬に到着したことを伝える発話をすると，次のページでは，遺骨のあった位置にマリコが描かれ，そのマリコのセリフに鉤括弧がついている。

この場面でも，鉤括弧付きのセリフは過去のマリコの発話であると推測される。居酒屋の場面と異なるのは，シイノが「ううん」「だったら」など，マリコの発話を受けた言動をしている

ことである。

痴漢に追われている少女が「助けてください！！」と声を出しながら走り寄ってくる場面では，次のページから 3 コマにわたり，中学生，高校生，20 歳前後のマリコが助けを求めて走る様子が描かれる。特に 3 コマ目については，「シイちゃん」「助けてよぅ」と発話しており，これが単に少女の姿にマリコを重ねただけのものではないこともわかる。いずれのセリフにも鉤括弧はなく，また，それまでの回想的なシーンで用いられていた細ゴシック体ではなく，現在の発話で用いられていたフォントが使用されている点も特徴的である。マリコは過去にも，また当然死後にも，シイノに向かって「助けて」と言っている描写がない。逃げてくる少女の姿に，自身の理想を付加したマリコを重ねたシイノは，マリコの遺骨で痴漢を殴り飛ばす。

補足として，この岬のシーンは言語的なコミュニケーションに限らず，本来ありえないはずの絵によって不成功なコミュニケーションが強調されている。たとえば居酒屋のシーンではマリコの映される向きが固定されており，またマリコとシイノが同じコマの中に描かれることはなかったが，この岬のシーンでは，岬でシイノとマリコが抱きしめ合う様子が俯瞰的に映され，マリコが実際にシイノと同じ時間・空間にいるかのように錯覚させられる。

ここまで，『マイ・ブロークン・マリコ』内の不成功なコミュニケーションを具体的に追ってきた。話し手，聞き手という二者間の相互的なやり取りが失敗しているにもかかわらず読者には二人のやり取りが成功しているように見える表現は，フィクションの技法ではあるものの，分析者という想定外の受け手が自分から離れたところで行われているコミュニケーションをどう理解するかという問題を考えるにあたり重要な糸口となりうる。

4．一方通行のコミュニケーション

まず，マリコからシイノに向けた，一方通行的な発信が描かれている箇所を見ていく。

マリコはシイノに，封筒に入れられたものから，おそらく学校の教室で手渡されたであろう便箋を二つ折りにしただけのものまで，多くの手紙を書いている。シイノはそれを缶に保管していたが，マリコに手紙を返した描写はない。

また，第四章の冒頭の 1 ページ（単行本；p.118）では，描かれている 4 コマ全てにおいて，マリコからシイノへの，様々な媒体を使用した一方的な発信が描かれている。電話越しに年賀状のお礼をするマリコ（シイノは職場でこの電話を受けており，困った顔で頬を掻いている），花火売り場で隣にいるシイノを見ながら「これ大人買いして実家燃やそっかナ」と笑顔で言うマリコ，「最近全然会えなくなっちゃった」と書かれたマリコからの手紙（シイノはこれを風呂上がりに読んでいる），マリコから 23：58 に送信されている「今日」「会いたいな」というメッセージ，いずれにもシイノからの返答は描かれていない。

遺骨を奪取するためにマリコの実家を訪れたシイノの過去の回想の中で，高校生のマリコが

父からの性暴力とそれによる母の家出を語るシーンがある（単行本：p.20）。屋上でマリコは，後ろに立っているシイノを振り返らず，前を向いたまま「きいてよ　シイちゃん」と言う。シイノも初めはマリコのことを見ているが，マリコが「わたしのせいなんだって」と言っているコマでは斜め下に視線をやり，そして最後まで言葉を発しない。

次に，シイノからマリコに向けた一方的な発信を見ていく。

マリコの死後，シイノは思考の中でも，実際の発話でも，マリコに呼びかけるようなものが多く見られる。実際の発話だけでも，遺骨の奪取を決意したシイノの「今度こそあたしが助ける　待ってろマリコ」，海に向かうことを決めたシイノが遺骨に向かって語りかけた「だからマリコ　行こう　海」，夜道を歩くシイノの「ねぇマリコ　本当に手紙の一つも残さず死んだの？」，居酒屋で酔い潰れたシイノの「ねぇ？マリコ…」などが挙げられる。

シイノはマリコに関するもの以外にも，ひとりごと（モノローグや雲状の吹き出しで表現される思考のような内的発話ではなく，作中で実際に発話していると考えられるもの）[2] が多い。そのため，マリコに呼びかけるような発話についても，それがマリコとのコミュニケーションを図ろうとしているものであるか，そうでないかは判別し難い。ただ，シイノは居酒屋で話しかけてきた高齢男性の集団に対し「てめえらとくっちゃべってる場合じゃねえんだよォ！！マリコと交信できなくなんだろォォがぁぁああ」（単行本：p.99）と大声を出している。ここで「マリコと交信」という表現を用いていることから，少なくとも居酒屋での呼びかけや，居酒屋と同様に呼びかけ後にマリコの幻影のようなものが描写される岬での呼びかけについては，マリコに向けて発信されたものと判断してよいのではないかと考える。

岬でのシイノは，「あたしはまだあんたに言いたいこと……」「こんなにあるのに！！」と発言していることから，自分の発言がマリコに届かないことは理解しているようである。それにもかかわらずマリコに対して呼びかける様子からは，可能ならば届いてほしいという願望も感じられる。このような発話は，送信する意図があるものとして考え，死者であるマリコが受信できない状況から，一方通行のコミュニケーションであると捉える。

マリコとシイノは，互いに一方通行の発信を行なっている。シイノはマリコから送信された発話を受信することはできたが，フィードバックを返さなかったために，マリコからの一方的な送信でコミュニケーションが途絶えていた。シイノはマリコの死後にマリコに向かって呼びかけるが，死んでいるマリコは受信することもフィードバックを返すこともできないため，シイノの送信したメッセージも一方通行となっている。

ここまで，時間軸の交錯による「不成功なコミュニケーション」たちと，シイノとマリコそ

---

[2] たとえば，マリコの実家に靴を忘れたことに気づいた際には「しかたねェ　あれを出すかな」「わーい！」「初めてのバイト代で買って履き倒したドクターマーチンよ」と，かなり長いセリフを一人で喋っている。

れぞれの一方通行の発話を見てきた。時間軸の交錯も，相手からのリアルタイムでのフィードバックがない以上，一方通行のコミュニケーションのつぎはぎであると言える。したがって『マイ・ブロークン・マリコ』では，相手からの応答がない一方的なコミュニケーションが多く描かれているが，それらには，一方通行という状況がそのまま読者に提示されている場合と，あたかも相互的なやりとりかのようにして提示される場合とがあるとわかる。

つぎはぎによってコミュニケーションのように見えるよう再構成されたメッセージは，時間軸の交錯という矛盾を曖昧にし，シイノとマリコから互い違いに発信が行われる相互的なコミュニケーションに見せかけられる。

5．マンガにおける視点

「視点」の問題は文学研究の分野で主要なテーマの一つであるが，日本語と英語の文法比較を通して論じた大江（1975），久野（1978）の指摘を代表として，言語学研究においても重要な概念となっている。認知言語学では，ものごとを言語で表現するとき，その表現は発話者の認知，言い換えれば「捉え方」を反映したものとして考える。状況，事物を言い表すのには「視点」が関わるのであり，これは物語をどのように，特にどの視点から描写するかという問題とも深く関わる。ナラトロジー，マンガ学，言語学といった諸分野が重なり合う「視点」の問題には，作品世界に接触できない立場でありながら登場人物たちと視点や注意を共有するフィクションの読者，分析者と，作品内のコミュニケーションについて考えるにあたり，触れておく必要があるだろう。

第 1 章の序盤，シイノの勤務態度を咎める上司の発話は「会社の信用がうんたらかんたら」と表現されている。上司が伝達しようとしている情報を正確に受け取らないシイノの理解が，吹き出しの中の情報，つまり読者が受け取る情報に影響を与えている。

マリコの遺骨を抱えマリコの父親に包丁を向けるシイノが，マリコの姿で描かれているページがある。この場面ではマリコの父親が「マリコ」と呟いており，この「シイノがマリコに見える」視点を持っているのはマリコの父親であることが推測できる。また，遺骨を抱えてマリコの実家の窓から飛び降り，川の対岸に渡ってマリコの実家を眺めるシイノの上に，マリコの義母がマリコの父に向かって叫んでいるらしいセリフが羅列されている。描写されている川幅を考えると，これらの発話が実際にシイノの耳に入っていたかは不明である。ここから，この物語の視点が必ずしもシイノの捉えている世界に固定されていないことに留意したい。

出原（2021）は，マンガにおける視点について，「客観的にどうであるかというよりも，どのように捉えられているかを重要視している」（出原 2021：46）とした上で，以下のように述べる。

「マンガは絵で構成されている以上，ある視点から描かれることになる。しかし（中略）写真

や従来の実写映画[3]とは異なり，マンガは実現不可能な視点をとることも可能であるため，マンガ表現論では多様な視点に関して議論が行われている。」（pp.81–82）

出原はマンガにおける同一化技法に注目する。たとえば，「あ，リスだ」のような発話による共同注意の働きは言語現象でも現れるものだが，マンガにおいては，作中の登場人物だけでなく，視点によって，読者も共同注意に参加させられるとする[4]。

『マイ・ブロークン・マリコ』において，マリコの生きている姿は，シイノの思い出を通してのみ読者に知らされる。注意したいのは，マリコの死亡を報道するニュースの中で使用されているマリコの顔写真である。この写真にはシイノではない，キャップを被った男性と，濃い色で爪が塗られている女性らしき姿が見切れて写っている。したがってマリコには，当然とも言えるが，シイノ以外の交友関係もあり，シイノの知らない姿もあったはずである。しかしそれらをシイノが知ることはなく，またシイノの思い出を通してしかマリコを捉えることができない読者にもまた知らされない[5]。

マリコとシイノが互いに一方的なコミュニケーションを行なっていたことを述べたが，これもシイノの認識を通した世界の見え方であり，実際に，完全に客観的な視点から見て二人のコミュニケーションがどのようなものであったかを確認することはできない。また『マイ・ブロークン・マリコ』がそのような作品として描かれた以上，シイノの認識を通していない世界は存在しない。

作品内の会話を分析するにあたっては，作品における視点が，登場人物の言語表現，コミュニケーションにどのような影響を与えているかという点に留意する必要がある。誰が，どのように捉えているかが重要になるマンガの視点は，読者を共同注意に巻き込む。分析者・読者は，登場人物たち，および作品世界に接触できない立場でありながら，視点や注意を共有するとい

---

[3] 原文注「最近では CG などを駆使した映画も多く，その中には現実には不可能な視点どりも存在する。」

[4] 出原（2021：92–93）「もちろん登場人物は読者に気づいてはいないので，厳密には「共同」ではないが，追跡的に登場人物の見る先を追うことで，作品世界への臨場感が高まり，共同注意が成立しているように「錯覚」し，「当事者間」に共感が生まれやすくなると考えられる。」とあるように，ここでの「共同注意」とは，互いの注意が同じものに向いていることを互いに知っている状態を指す言語学的定義から少し逸脱した，あくまで錯覚としてのものである。

[5] 厳密には，シイノが認識していないはずのマリコの姿が描かれている箇所もある。たとえば屋上でタバコを吸っている中学生のシイノを，泣き腫らした顔で見つめているマリコが描かれているが，このときシイノはマリコの方を見ていない。また，父親からの強姦被害を打ち明ける高校生のマリコも正面に近い角度で描かれているが，このときシイノはマリコの後ろで俯いており，このマリコの顔もシイノが見たものではない。余談として，シイノも中学生の頃の私服，喫煙の習慣などから家庭環境に問題があることが伺えるが，このことについてもシイノが語らない以上，読者は描かれていること以上の情報を知り得ない。

う特殊な立場に置かれる。

次章で『マイ・ブロークン・マリコ』の映画へのアダプテーションによるコミュニケーション描写の変化について触れたのちに，本章で述べたような視点の性質を踏まえて，コミュニケーションを分析する分析者と作品，あるいは作品以外の分析対象との関係について再度考えていく。

6．映画へのアダプテーションで起こった一方通行性の消失

マンガと映画は，ともにビジュアル的なメディアであるという共通点がある。カメラの存在がほぼ必須となり，小説のような一人称視点はとりづらい。そのため，マンガや映画で物語を認識する鑑賞者は，カメラの視点から，登場人物が知り得ない情報まで獲得することがある。例えば，屋上にいる高校生のマリコの泣き顔は，唯一同じ空間にいるシイノがマリコのことを見ていない以上，本来誰も知ることのないものだが，鑑賞者はそれを，物語に介入しない第三者として視認する。

共通する性質を持つ一方で，ページやコマによって読者の積極的な視線の動きを必要とする漫画に対し，映画は一つの大きなスクリーンに鑑賞者の視線を固定し，その中で登場人物などを動かしていくという違いもある。そのため，それぞれがとる「視点」には差異が生じる。

また，マンガを映画化するにあたって大きな変化となるのが，当然のことながら，文字に付随する情報の消失である。マンガでは，セリフだけ見ても[6]，吹き出しの形や配置，フォントなど，様々な要素で情報が付加されている。

本節では，視点，文字情報，そしてシナリオの変更点から，マンガと映画それぞれで描かれるコミュニケーション描写を比較し，マンガから映画へのアダプテーションによって生じた，『マイ・ブロークン・マリコ』に特徴的であったコミュニケーションの一方通行性が消失，あるいは減衰していることを指摘する。

マンガ版『マイ・ブロークン・マリコ』では，フォントや吹き出しの中の鉤括弧使用によって，特にマリコの「過去の発話」が特徴的に示されていた。上述のシイノが居酒屋にいる場面では，体の向きや，二人が同じコマの中に描かれないことに加え，マリコの発話が鉤括弧の中に入れられていることで，シイノとマリコが，実際には会話できていないことが示唆される。しかし映画版の同場面では，マリコはシイノの向かい側の席に実際に座っており，マリコの方を向いて話しかけてくる。また，「せっかくのボーナス」のセリフが消され，あたかも酔い潰れているシイノに，まさにその場所，その時間において，マリコが話しかけているかのようになっ

[6] 効果音などを表す書き文字などもマンガの重要な要素であり，言語学的にもいくつか視点から興味深いものだが，本論で問題として取り扱うことはしない。

ている。その際，マリコの背後からシイノを映すようなショットがあることで，二人が同じ時，同じ場所にいるような印象は強化される。その後シイノが「あんたにはあたしがいたでしょうが」と叫ぶカットで，シイノの向かい側が空席であることが映される。シイノとマリコが二人でいる場面を描かないまま，読者にそうであると捉えさせようとしていたマンガに対して，映画版のこの場面におけるマリコはシイノが見ている幻影が鑑賞者に共有されているような形になっている。

同様の変更は，シイノが岬に辿り着いた場面でも起こっている。中学生，高校生の姿のマリコは映されず，シイノと抱き合う 20 歳前後のマリコが発話を行う。このあと，痴漢から逃げる少女と中学生，高校生，20 歳前後のマリコが重なるところはマンガと同じように表現されているが，フォントや鉤括弧の有無で表現されていたマリコの発話の区別は消失している。

マンガ版でフォントや鉤括弧を使用して特徴づけられていたマリコの過去の発話は，映画化の際に，その特徴づけが失われた。それによって，マンガに存在していた一方的で不成功なコミュニケーションは，映像の中で補完され，双方向的で成功したコミュニケーションとして鑑賞者の目に映ることになる。

またマンガでは，シイノがまりがおか岬を目指すことを決める場面でも，時間軸の複雑な交錯が描かれていた。映画では，泣いているシイノ→まりがおか岬のポスターを指差し「行ってみたいね」と言う 20 歳前後のマリコ→顔を上げる現在のシイノ，走り出す→笑顔でこちらを見つめる 20 歳前後のマリコ，という構成で，20 歳前後のマリコと現在のシイノの間に中学生のシイノが挿入されていたマンガと比べると，時間軸の交錯及び人物間の応答関係がより単純化されていることがわかる。

シナリオの面では，マンガと比較して，マキオの登場シーンが大幅に追加されているのも映画版の特徴である。マキオはシイノと同じ時間を生きている人間であり，作中において，現在時間のシイノが会話らしい会話をする相手はほとんどマキオだけである。映画で追加されたのは，野宿から目を覚ましたシイノに歯ブラシを与え歯磨きをさせるシーン，家に帰るシイノを駅のホームまで見送り，弁当とお茶を渡すシーンの大きく二つである。

マリコから送られた手紙に対してシイノが返事を送っているような描写は見られない。また，シイノは生前のマリコに「助ける」とは言わず，マリコもまたシイノに「助けて」とは言わなかった。この互いに一方通行的なコミュニケーションに，映画では変更が加えられている。

シイノは崖で，助けを求めながら走ってくる少女にマリコを重ねる。実際にはマリコが言えなかった「助けて」の声に応じて，マリコは痴漢に飛びかかり，少女を助ける。映画ではこのあと，警察署でのシーンが追加されている。そこでシイノは，自分が助けた少女から，お礼の手紙を受け取ることになる。少女の手紙に書かれている字は，マリコの丸文字とは対照的に，整ったものである。

第四章はじめの回想で，シイノはマリコに暴力をふるうマリコの交際相手にフライパンで殴

りかかり，部屋に立て篭もり，声を張りあげていた。その様子を見ているマリコは笑っており，次の回想でも，再び交際相手と会い怪我を負わされたことを笑いながら話している。シイノがマリコを「助ける」ためにした行為に対して，マリコは応えない。

野宿から目覚めたシイノは，通りかかったマキオに「ご自分のこと大事になさってください」と声をかけられ，「同じこと言ったっけな　あたしもこのコに」と抱えた遺骨に視線を落としながら呟く。そして「どんなに心から心配してみせたって」「そんなもんじゃどうにもならない所にあのコはいたんだよね」と言い，立ち去る。そして崖に立ち，「あんたがどんどんわからなくなった」と発話する。シイノはマリコのことを「心配してみせた」がその実マリコのことを理解できておらず，その「心配」も，シイノが望む形でのマリコの状況の解決には至らなかった以上，一方通行に終始した。

一方で，シイノと少女のやり取りはより単純明快かつ相互的である。少女が助けを求め，シイノが少女を助け，少女はそのお礼をする。シイノは助けてと声をあげる少女にマリコを重ね，マリコとはできなかった相互的なコミュニケーションをここで実現させている。

シイノは，マリコがシイノ宛てに手紙の一つも残さず，一人で死んだことに納得できずにいる。そのことを踏まえると，少女からの「手紙」はやはり，シイノがマリコに対して抱えていたわだかまりの，擬似的な解決のようなものとして描かれていると考えられる。しかし，ラストシーンでは，マンガと同様に，生前のマリコからシイノに宛てた，シイノが知らなかった手紙の存在が明かされることによって，再度，シイノとマリコのコミュニケーションは，互いに一方的なものへと引き戻される。さらにこの場面では，マリコからの手紙の内容は，鑑賞者には明かされない。シイノの視点からも引き剥がされた鑑賞者は，二人の一方的なコミュニケーションを，二人に干渉することなく俯瞰的に眺める立場に立たされる。

『マイ・ブロークン・マリコ』のラストシーンは，相互的に一方通行なコミュニケーションの試みを，それ自体である種完結したものとして描いている。これによって，送信者が意図して送信したメッセージを，受信者が，それが意図されたものであるということを理解して受信しフィードバックを返すという，従来の定義に則した「成功したコミュニケーション」ではない形のコミュニケーションも，完成したものとして存在できる可能性が示唆されている。映画へのアダプテーションは，一方通行のコミュニケーションよりもリアルタイムでそこに存在している者どうし（シイノとマキオ，助けを求める少女[7]），の「成功したコミュニケーション」が強調される形となった。しかし，シイノとマリコのように，互いに一方通行な送信のまま終わる

[7] 映画では，シイノが乗った岬に向かうバスに，周囲で同年代の女子が談笑している中，一人で静かに座っている少女が印象的に映されている。また，この少女が降車した際，シイノが窓から手を振る描写が追加されている。終盤で痴漢に追われているのはこの少女であり，伏線が追加されたような形になっている。このバスのシーンと，文中で述べた少女からの手紙のシーンの追加によって，映画ではマンガと比較して，より生きている人物とのコミュニケーションが強調されていると言える。

コミュニケーションは現実にも存在する。また，この一方通行性は，マリコからの手紙の内容が明かされないという，シイノとマリコの世界から読者を引き剥がす演出によって，一方的に作品を観測する読者と作品，また分析者と分析対象の関係とも関連しているとも言える。

7．おわりに

本稿は『マイ・ブロークン・マリコ』を対象に，作品の中のコミュニケーションの分析を行い，作中で描かれる一方通行的なコミュニケーションの存在と，それを観測する分析者の立場について捉え直すことを試みた。シイノとマリコは互いに一方的にメッセージを送信し合い，そして互いに受け取らない（受け取れない）。過去のマリコが書いた手紙を読んだシイノが「うん」と言うラストシーンにおいても，過去と現在，手紙と発話という多重に不成功なコミュニケーションが描かれる。『マイ・ブロークン・マリコ』は，一方通行のメッセージのつぎはぎによって，成功したコミュニケーションのように見えるものたちが描かれていた。

『マイ・ブロークン・マリコ』の，特にラストシーンで強調されたような，一方通行のまま当事者間で完結しているコミュニケーションは，従来の研究ではコミュニケーションではない，あるいは失敗したコミュニケーションとして考えられてきた。しかしそれは話し手と聞き手のやりとりを外から一方的に観測し判断する分析者の立場から見た結果である。

作品に対する読者の立場は，登場人物を一方的に観測するものであるという点では対象と切り離されており，作品の視点に影響を受けるという点では対象とのインタラクションの中にある。メイナード(2023: 4)はテレビドラマを対象に分析を行い，ゴフマンがドラマのメタファーを通して日常の言語現象を説明したことから，フィクションが現実世界を「手っ取り早く捉えることを可能にする」と述べている。

当然，フィクションと現実は同一ではない。フィクションで使用される表現技法，たとえばマンガであれば吹き出しやフォント，コマ割りなどは，フィクションならではの世界を作り上げる。セリフの選択においても，作品の中にあるのは日常生活で実際に使用されるものよりも整然としたものであり，現実世界の発話をそのまま映し取っているようなものは少ないだろう。また，作品と鑑賞者の関係も，学術的な手法で言語使用を分析しようとするときの分析者と分析対象との関係とは完全に同一ではない。しかし，フィクションの中の言語使用やコミュニケーションを分析すること，およびその際の分析者と分析対象の関係を分析することは，日常の言語使用やコミュニケーションを分析することと連続性がある。

作品の読者，鑑賞者は，作品世界内部の登場人物たちのコミュニケーションに接触することはできず，そのコミュニケーションを分析するにあたっても，相互的に関わり合う関係にはなり得ない。分析者が登場人物たちの会話，コミュニケーションをどのように捉えようと，会話，コミュニケーションには影響がない。つまり，当事者たちに接触することなく完全に一方的に

やり取りを観測する立場に立っている。その一方で，分析者は，ビジュアル的メディアの視点によって，作品内に巻き込まれている。この点で，分析者はその視点を牽引する何者かの認識がもたらす影響から逃れることができない。また，分析者は，「受け手」という立場は作品内の聞き手と共有するものの，話し手である登場人物が受け手として意図していない，そして話し手に対して何か反応を返すことができないという点では差異がある。この分析者という立場の特殊性を捉え直すことは，コミュニケーションや言語使用の分析を捉え直すことにもつながる。また，この分析者の立場は，フィクション作品を分析する際により際立って意識されることから，フィクション作品を通した分析が有用であると考える。

分析者と分析対象という関係を捉え直すこと，また本稿で扱った一方通行的なコミュニケーションのような，これまで「コミュニケーション」の中心には置かれてこなかったようなコミュニケーションを扱うことは，言語使用とコミュニケーションについての研究に新たな視点をもたらす契機になるのではないだろうか。

（かずのう　ふうか・人文学専攻）

参考：マンガ『マイ・ブロークン・マリコ』梗概

粗野な印象のある 26 歳の女性会社員である主人公・シイノトモヨ（以下シイノ）は，唯一の親友であるイカガワマリコ（以下マリコ）の転落死をテレビのニュースで知る。マリコが父親から虐待を受けていたことを思い，シイノはマリコの実家を訪問し，父親との格闘の末に遺骨を奪取して逃走する。マリコからの手紙を入れた缶を入れたリュックを背負い家を出たシイノは，マリコは自分に手紙の一つも残さずに死んだのかと疑問を抱きながら，生前のマリコが「行きたいねえ」と口にしていた“まりがおか岬”を目指す。岬のある町に着いた直後，シイノはバイクに乗ったひったくりにリュックを奪われ，遺骨をその場に置いて犯人を追いかける。リュックを取り返せずに戻ってくると，男（以下マキオ）が遺骨を見守っていた。マキオは全財産を奪われたシイノに五千円札を渡し立ち去る。シイノはマキオに渡された金で居酒屋に入り，そこでマリコの幻影のようなものと会話する。翌日，マリコとの過去のやり取りを思い出しながら，シイノはまりがおか岬で遺骨に向かって叫ぶ。激情のまま海に身を投げようとしたシイノを通りがかったマキオが止めようとしてもみ合っていると，近くの草むらから少女が「助けて」と言いながら走ってくる。男に追われ泣きながら逃げる少女の姿にマリコを重ねたシイノは，遺骨で男に殴りかかり，遺骨とともに宙を舞う。崖の下で目を覚ましたシイノに，マキオが「自分も半年前飛びました」と話しかける。自宅に帰ったシイノは，ドアにマリコの義母からの荷物がかかっているのを見つける。中に入っていたマリコからの手紙を動揺しながらも読んだシイノは，「うん」と呟いた。

使用作品：

平庫ワカ『マイ・ブロークン・マリコ』（KADOKAWA，2020）
（初出：COMIC BRIDGE online 『マイ・ブロークン・マリコ』2019 年 7 月 16 日～2019 年 12 月 17 日配信分）

参考文献：

泉子・K・メイナード（2023）『ミステリードラマの日本語　発話と記号の演出を探る』（くろしお出版）
大江三郎（1975）『日英語の比較研究　主観性をめぐって』（南雲堂）
大橋理枝，根橋玲子（2019）『コミュニケーション学入門』（放送大学教育振興会）
柏端達也（2016）『コミュニケーションの哲学入門』（慶應義塾大学三田哲学会叢書）
久野章（1978）『談話の文法』（大修館書店）
小山哲春，甲田直美，山本雅子（2016）『認知語用論』認知日本語学講座第 5 巻（くろしお出版）
出原健一（2021）『マンガ学からの言語研究―「視点」をめぐって』（ひつじ書房）
Grice, H. Paul（1985）*Studies in the way of words*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.（清塚邦彦訳（1989）『論理と会話』（勁草書房））

10.14943/rjgshhs.23.l 339

デジタルトランスフォーメーション時代における博物館展示のデジタル化

── 博物館の受賞事例から ──

劉　　高力

要　旨

近年，デジタルトランスフォーメーションの概念が日本を含む世界中で急速に受容され，社会全体がデジタルトランスフォーメーション時代とも呼べる新たな時代へ突入した。これに伴い，博物館もどのように適応し，変化すべきなのかという課題が浮上している。本稿では，世界的な評価を得た博物館におけるデジタルプロジェクトの代表的な事例，とりわけ筆者が関わった日本の国立アイヌ民族博物館でのデジタル化に関する実践を検討する。また，デジタルトランスフォーメーション時代における博物館展示のデジタル化の可能性，それに伴う挑戦，および未解決の課題を検討する。そして，今後進展すべき方向，持続可能な発展について展望する。

Digitalization of Museum Exhibits in the Era of Digital Transformation: Insights from Award-Winning Museum Projects

In recent years, the concept of Digital Transformation has been rapidly embraced worldwide, including in Japan, leading society as a whole to enter this new era marked by Digital Transformation. Consequently, the museum industry is grappling with the challenge of how to adapt and evolve in this transformative landscape. This paper highlights representative examples of digital initiatives from globally recognized, award-winning museums, with a particular emphasis on practical applications at the National Ainu Museum in Japan. The study explores the potentialities and challenges associated with museum digitalization in the Digital Transformation era, addressing unresolved issues. Furthermore, it offers insights into prospective pathways for evolving museum exhibition methodologies and considerations for sustainable progress.

1．はじめに

デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation, DX）は近年，社会における主要なトピックになっている。確定的な定義はないものの，当初はビジネス領域で使用され，ビジネスがデジタル技術や革新を取り入れて，運用効率や顧客体験を向上させるプロセスを指していた。総じて，技術革新を採用し，生産性や価値，社会福祉の向上を目指すことに関連している（Ebert & Christof, 2018）。現在，デジタルトランスフォーメーションはさまざまな産業や社会全体に大きな影響を与えており，技術，組織，文化，ビジネスモデルの包括的な変革を促している。

日本政府がデジタルトランスフォーメーションの重要性を認識し始めたのは近年のことである。2017 年より，観光，行政，経営の各分野において具体的な取り組みが行われ，社会全体のデジタル変革を促進するための様々な基本方針や施策を継続的に策定している。例を挙げると，2017 年には観光立国推進閣僚会議において“地域固有の文化，自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上”や“先進性が高く費用対効果が高い取り組み”等の趣旨が定めた[1]，2019 年には国土交通省から「最先端 ICT を活用した観光コンテンツ活用に関するナレッジ集」[2] の提供があった。2020 年と 2021 年には総務省による「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」[3] やデジタル庁の設立[4] が目立つ動きとして挙げられる。また，2020 年には経済産業省により「デジタルガバナンス・コード」[5] が取りまとめられ，2022 年には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」[6] が閣議決定された。これらの取り組みの背景には，「誰一人取り残さない」[7] デジタル社会の実現という強い意志がある。

デジタル変革の波は，生活から産業まで多岐にわたる領域に影響を及ぼしているが，博物館業界もその例外ではない。文化庁が令和 2 年に公表した「先端技術による文化財活用ハンドブック」[8] では，VR，AR，動画撮影，ドローン，三次元計測などの技術の適用方法が紹介されている。博物館業界でのデジタルトランスフォーメーションの導入の進展は目覚ましいものがあ

1　文化庁 https://sentan.bunka.go.jp/#pid_03　2023 年 8 月 20 日にアクセス

2　国土交通省 https://www.mlit.go.jp/common/001279556.pdf　2023 年 8 月 20 日にアクセス

3　総務省 https://www.soumu.go.jp/main_content/000754669.pdf　2023 年 8 月 20 日にアクセス

4　デジタル庁 https://www.digital.go.jp/news/uWAA9Dcp　2023 年 8 月 20 日にアクセス

5　経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dgc/dgc.html　2023 年 8 月 20 日にアクセス

6　デジタル庁 https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program　2023 年 8 月 20 日にアクセス

7　総務省 https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r03/html/nd133000.html　2023 年 8 月 20 日にアクセス

8　文化庁 https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/shuppanbutsu/sentan_handbook/index.html 2023 年 8 月 20 日にアクセス

り，技術革新を背景とした新しい取り組みや戦略が期待されている。「バーチャル博物館」をはじめ，さまざまなデジタル手段が各地の博物館で採用されている。

しかし，技術の単なる導入や具体的なテクノロジーの選定，実践的な適用方法にのみ焦点を当てることは不十分で，博物館においては，その技術をどのように活用して訪問者への価値を最大化するのかという視点が必要である。博物館のデジタルトランスフォーメーションにおいて，なぜそれが必要であり，どのような手法が最適であり，どういう目的を持つべきかという基本的な問いに対する答えは，現段階ではまだ不十分である。本研究は，この未解決の問題や，デジタル時代に博物館が直面する課題と展望を明らかにすることを目的としている。本稿では，デジタルトランスフォーメーションの時代を迎える中での博物館のデジタルに対する取り組みを中心に，世界の博物館と日本の博物館の代表的事例を取り上げ，デジタル化に伴う課題と可能性を詳しく検討する。これらの取り組みを通じて，博物館の潜在的な能力を最大に引き出す方法，博物館と来館者の双方向のコミュニケーションの新たな可能性，そして新しい文化遺産の創造に向けた方向性など，博物館デジタルトランスフォーメーションの本質的な意義を提示する。

2．研究手法

本稿で取り上げる海外博物館の事例は，筆者の博物館現地調査及び国際的に影響力がある博物館会議「至高の遺産」国際会議（The Best in Heritage）の公式ホームページ（https://www.thebestinheritage.com/）の広報情報から選んだものである。筆者は，国際博物館会議のオーディオビジュアル及びソーシャルメディア新技術国際委員会（AVICOM）の会員であり，「至高の遺産」国際会議の参加者の一人でもある。このため，研究者としての視点と実際の当事者としての経験の両方からのまとめを行っている。また，日本における国立アイヌ民族博物館の事例や研究に関しては，国立アイヌ民族博物館の了承を得たうえで検討を加えている。

3．世界の博物館のアワードとそのデジタルプロジェクト

現在，博物館の展示や革新的な取り組みを顕彰するための国際的なアワードが複数ある。デジタルトランスフォーメーションに伴い，多くの博物館がデジタルプロジェクトを進めており，アワードもこの変革を反映して新しい評価基準を導入している。受賞したプロジェクトは，業界の発展の代表事例として参考になる。

3-1　博物館業界におけるアワード

博物館は，私たちに過去の歴史や文化を伝えるだけの場所に留まらない。その背後には，複

雑で多様な業界がひろがっている。日本における博物館に関する最大の組織は，公益財団法人日本博物館協会である。この組織の取り組みは，博物館や美術館の業界に関する多岐にわたる事業，調査研究から普及，指導，助成，援助までを含む。このような国内組織に加え，国際的な文脈でも，各国が博物館に関する組織を有しており，それぞれの地域の歴史や文化の保存と伝播に努め，博物館業界の進化と拡大を支えている。

業界の多様性をより深く示すものとして，国際博物館会議 ICOM（International Council of Museums）が挙げられる。ICOM は，国連の経済社会理事会の諮問資格を持つ国際組織であり，国際連合教育科学文化機関 UNESCO をはじめとして，世界知的所有権機関 WIPO（World Intellectual Property Organization），国連薬物犯罪事務所 UNODC（United Nations Office on Drugs and Crime），国連環境計画 UNEP（United Nations Environment Program），国際文化財保存修復センター ICCROM（International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property）を含む複数の国連関連機関と公式な関係を築いている。現在，ICOM は約 2 万の博物館，約 3 万の専門家を擁する国際的な非営利組織として活動している。119 の国別委員会と，博物館の多様な専門分野を対象とした 31[9] の国際委員会があり，これらの委員会は定期的に情報や知識を共有する会合を開催している。特に，３年に 1 度，すべての委員会が参加する世界大会は，博物館業界の発展を目指してのディスカッションや情報交換の重要な場となっている。新しい技術や考え方，実践的な知識の共有の場として，博物館業界全体の発展に不可欠である。

さらに，これらの会合や大会では，博物館業界の優れた取り組みや実績を称えるためのアワードが授与されることもある。日本博物館協会賞や日本展示学会賞といった国内アワード，そして，ICOM の各委員会の賞や欧州博物館賞などの国際的なアワードは，博物館業界での卓越性を評価し，公共との関係強化の一助となっている。これらのアワードは，展示の独自性，教育的価値，コミュニケーションの質，技術革新など，多岐にわたるカテゴリーを対象として，優れた業界標準の設定や他の博物館との競争を奨励するだけでなく，一般の人々に対する博物館の評価や期待の向上に寄与し，博物館と社会とのつながりをさらに深化させる手段としても機能している。

3–2　至高の遺産会議：デジタルトランスフォーメーションを中心とした取り組み

国際的に認知されている博物館のアワード受賞プロジェクトを一堂に集め，その価値と影響力を再確認しつつ，さらなる普及を目指す国際会議が存在する。この会議は「至高の遺産会議（The Best In Heritage）」として知られ，2002 年に設立された。アドバイザリーボードと主催者たちは，過去 1 年間の世界の博物館アワードを受賞したプロジェクト約 300 件の中から厳選した約 40 件を取り上げ，その成功事例を発表や専門家とのインタビューを通じて共有する。こ

[9] ICOM 公式ページ https://icom.museum/en/about-us/committees/　2023 年 8 月 1 日にアクセス

れにより，専門家や一般のコミュニティにその業績を伝え，博物館の業績向上を目指している。この会議は，毎年 9 月にクロアチアの世界遺産城塞都市，ドゥブロブニクで開催されていたが，2020 年のコロナウイルスの影響で 2023 年までオンライン開催となった。

2015 年以降，会議では参加者がモデレーターや前年の受賞者と共に，「影響力のあるプロジェクト」（Project of Influence）に投票を行い，閉会式でその年における最も影響力のある博物館プロジェクトを発表する。

さらに，デジタルトランスフォーメーションの進展を受けて，2016 年から新技術やマルチメディアを取り入れた遺産保存の革新的な取り組みを紹介する「IMAGINES」部門が新設された。2016 年の初年度では 16 件が選ばれ，続く 5 年間で 14 件，2023 年では 13 件が選出され，全体の 40 件のプロジェクト中の 30％から 40％を占めている[10]。世界的な権威や影響力の観点から見て，「IMAGINES」に選ばれたプロジェクトは，博物館業界全体のデジタルトランスフォーメーションの方向性を示す重要な指標として考えられる。

2023 年までの間に，IMAGINES 部門は合計で 8 回開催されている。本稿の投稿時点で，2023 年のプロジェクトは既に発表されているものの，「影響力のあるプロジェクト」への投票はまだ実施されていない。これまでの 8 回の開催で，選ばれたプロジェクトは総計 114 個に上る。

以下の表と図では，選ばれたプロジェクトの年度，国・地域，エントリー回数及び展示で用いられた新技術の手法を一覧で示す。

表 1 「IMAGINES」に選ばれたプロジェクトの地域，プロジェクト数，エントリー回数
＊が付いているものはその年度の「影響力のあるプロジェクト」である

プロジェクトの制作地	地域	プロジェクト数	エントリー回数
イギリス	ヨーロッパ	22	8 回（第 1，2，**3***，4，5，6，7，8 回）
アメリカ	北アメリカ	19	6 回（第 2，3，4，5，6，7 回）
オーストラリア	オセアニア	12	7 回（第 1，2，4，**5***，6，7，8 回）
ロシア	アジア・ヨーロッパ	8	5 回（第 2，3，4*，6，7 回）
オランダ	ヨーロッパ	6	5 回（第 **1***，4，5，6，**7*** 回）
フランス	ヨーロッパ	5	2 回（第 1，6 回）
イタリア	ヨーロッパ	4	4 回（第 2，3，5，**6*** 回）
スペイン	ヨーロッパ	4	4 回（第 1，3，7，8 回）
ハンガリー	ヨーロッパ	4	4 回（第 3，4，5，8 回）
ドイツ	ヨーロッパ	3	3 回（第 2，4，5 回）
カナダ	北アメリカ	3	2 回（第 1，2 回）
中国大陸	アジア	3	3 回（第 4，6，8 回）
ベルギー	ヨーロッパ	2	2 回（第 **2***，6 回）

[10] The Best in Heritage 公式ページ https://www.thebestinheritage.com/　2023 年 8 月 1 日にアクセス

プロジェクトの制作地	地域	プロジェクト数	エントリー回数
クロアチア	ヨーロッパ	2	2 回（第 1，3 回）
ブラジル	南アメリカ	2	1 回（第 8 回）
キプロス	ヨーロッパ	1	1 回（第 1 回）
デンマーク	ヨーロッパ	1	1 回（第 2 回）
スウェーデン	ヨーロッパ	1	1 回（第 3 回）
チェコ共和国	ヨーロッパ	1	1 回（第 4 回）
ポルトガル	ヨーロッパ	1	1 回（第 4 回）
ノルウェー	ヨーロッパ	1	1 回（第 5 回）
エストニア	ヨーロッパ	1	1 回（第 6 回）
ギリシャ	ヨーロッパ	1	1 回（第 6 回）
ポーランド	ヨーロッパ	1	1 回（第 7 回）
スロヴェニア	ヨーロッパ	1	1 回（第 8 回）
メキシコ	北アメリカ	1	1 回（第 8 回）
台湾	アジア	1	1 回（第 1 回）
日本	アジア	1	1 回（第 8 回）

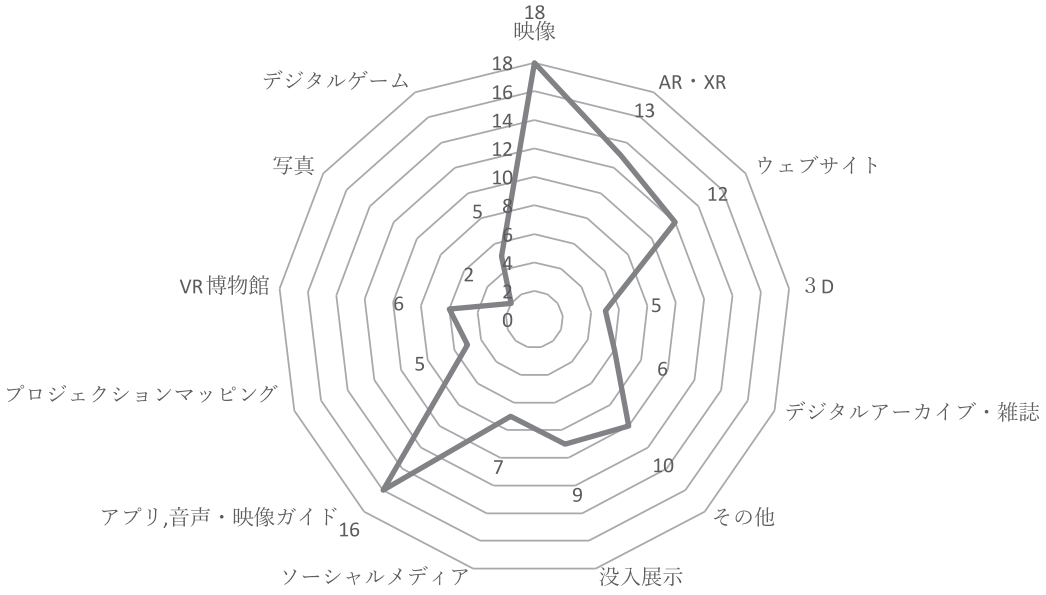


図 1.　それぞれの新技術手法を選ばれたプロジェクトの数

本分析から得られるデータを総括すると，複数の重要な情報が明らかになる。

選出されたプロジェクトは計 114 個がある。それらは地理的分布が偏っている。具体的には，制作地が 28 カ国・地域に関わっている。その中に，ロシアをヨーロッパとアジアの両方としてカウントすると，ヨーロッパは 20 カ国，北アメリカは 3 カ国となる。一方，54 の主権国家

を持ち，経済，文化，言語の多様性が豊かなアフリカからの選出プロジェクトは一つもない。アジアに関しても，選ばれた 4 カ国・地域は東北アジアに集中しており，南アジア，東南アジア，中央アジアからの選出はない。

これらの選出されていない国や地域は，地理的面積，人口，文化の多様性の観点から重要である。しかし，博物館の起源やこの大会が主にヨーロッパに根ざしていること，また審査員や参加者の多くが欧米出身であることが，選出プロジェクトの文化的内容の理解や共感と関係している可能性が考えられる。さらに，デジタル化には大きな投資や先進技術が必要であり，これが選出に影響している国や地域の経済や技術の発展度に影響しているとも考えられる。

一方，2023 年の第 8 回大会においては，新たな動向が見られる。ブラジル（南アメリカ），メキシコ（北アメリカ），および日本（アジア）が大会に初参加し，特にブラジルは南アメリカ代表として 2 つのプロジェクトが選出された。この事実は，デジタルトランスフォーメーションの進行と共に技術のグローバルな普及が進行中であることを示唆している。今後の大会において，参加国の多様性がさらに増加することが期待される。

新技術やマルチメディアを活用した展示手法についての採択状況は, 図 1 に要約されている。具体的には，映像が最も多く採択され，計 18 個のプロジェクトで使用された。それに続いて，アプリや音声・映像ガイドは 16 個のプロジェクトで使用されており，AR・XR 技術は 13 個，ウェブサイトは 12 個のプロジェクトでの採用が確認されている。没入展示は 9 個，ソーシャルメディアは 7 個のプロジェクトで用いられている。

図 1 に示されているカテゴリー分けは，各プロジェクトが受賞する際に主に使用した技術や手法に基づいている。しかし，これらの分類が単純なカテゴリー分けを示すものではないことを理解することが重要だ。実際，多数のプロジェクトにおいて，一つの技術や手法だけを用いての高水準の成果を生み出すことは困難であり，複数の技術や手法が組み合わされて使用されるケースが一般的である。したがって，新しい技術やマルチメディアを展示の手法として導入する場面では，どの技術や手法が最適かを一義的に判断するのではなく，展示の内容や表現の目的に応じて柔軟に選択・活用することが重要である。

さらに，総合的に見れば，AR，XR，VR，3 D など，仮想空間を創出する新しい技術の採用が増えているのは一目瞭然である。しかし，実際の映像ベースの技術の評価は依然として高い。映像というカテゴリーは非常に幅広く，仮想技術によって生み出された映像だけでなく，伝統的な映像も含まれている。そして，写真のような伝統的なメディアが，新しい技術との統合的な利用の道筋が少なく，採用の機会が減少している点である。これは，現代のテクノロジーの進化と伝統的なメディアとの関係を考察する上で興味深い動きと言えるだろう。

3-3　アンネ・フランクの家（Anne Frank Huis）の例

「IMAGINES」における代表的な事例として，アンネ・フランクの家のプロジェクトを挙げる

ことができる。同博物館から 2 度（2020 年および 2022 年）選出された唯一のものであり，2022 年には「影響力のあるプロジェクト」としての受賞を果たしている。



図 2.「アンネ・フランクの家」博物館のホームページ
https://www.annefrank.org/en/

アンネ・フランクは，ナチスによるユダヤ人迫害を逃れるため，一家とともにドイツからオランダへ移住した。しかし，1940 年のオランダのドイツ占領を契機としてユダヤ人への迫害が増加し，アンネの一家は 1942 年から約 2 年間，アムステルダムの隠れ家での生活を送ることとなった。アンネは隠れる直前の 13 歳の誕生日に日記帳をプレゼントとして受け取った。この日記帳に，彼女はその後の 2 年間で多くのことを綴っていった。しかし，1944 年にその隠れ家は発見され，15 歳のアンネは強制収容所に送られ，残念ながらそこで亡くなった。

アンネが残した日記は後に出版され，国際的な評価を受け，2009 年にはユネスコの世界記憶遺産に登録された。現在，その隠れ家は「アンネ・フランクの家」という名前の博物館として公開され，彼女の歴史や当時の社会背景を伝える役目を果たしている。

2016 年から 2018 年にかけて，博物館はデジタル展示を中心にウェブサイトを一新した。このリニューアルでは，２種類のインタラクティブメニューと統一感のあるデザインコンポーネントを導入し，利用者が容易に操作できる明瞭なプラットフォームを構築。ホームページにアクセスすると，博物館の三つの核心ミッションが目立つ形で表示される：隠れ家の保存・公開，アンネ・フランクの歴史の啓発，および人種差別の危険性や自由・平等の価値に関する教育。

さらに，新しいプラットフォームでは，「秘密の別館」（Secret Annex）として知られるアンネ・フランクの隠れ家を VR 技術により再現。歴史的背景をリアルに体感できるようにし，3 D モデリングを活用して隠れ家の各部屋や，そこでの 8 人の生活状況をデジタル空間で自由探索可能とした。このデジタルなアプローチにより，利用者はアンネ・フランクが生きた時代の歴史や文化背景を，ただ情報としてではなく，感情的な深さとともに体感することができる。この没入型の展示は，利用者に深い感動や理解をもたらす可能性があり，それが当時 2019 年の国際デジタル芸術科学アカデミー賞を受賞する要因となったのではないかと考えられる。

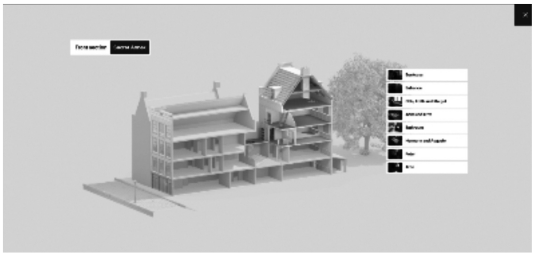


図 3.　隠れ家の部屋メニュー
https://www.annefrank.org/en/anne-frank/secret-annex//room-anne/



図 4 . アンネ・フランクとフリッツ・プフェッファーの部屋
https://www.annefrank.org/en/anne-frank/secret-annex//room-anne/

アンネ・フランクの日記は，第二次世界大戦中のユダヤ人少女の思考や感情を精緻に綴った歴史的価値の高い文献として評価されている。この日記の情報とメッセージを現代の若者に適切に伝達する目的で，博物館は「アンネ・フランクのビデオ日記」という 15 エピソードから構成される YouTube シリーズを制作した。このシリーズの設定としては，アンネが誕生日プレゼントとして日記帳ではなくビデオカメラを受け取ったという仮定に基づいている。このプロジェクトは，第二次世界大戦中のユダヤ人少女としての彼女の隠れ家での日常と困難をデジタルメディアを介して新しく解釈する試みである。さらに，逮捕後の出来事や強制収容所での彼女の最後の 6 ヶ月の様子も独白形式で取り上げている。

この YouTube シリーズは特に 10 歳から 20 歳の層に向けられ，1,100 万回以上の視聴と 99％の肯定的なフィードバックを獲得した。2020 年夏の公開後，多くのオランダの家族が博物館を訪れ，多くは子供たちがアンネの物語に触れることで両親を説得し，アンネの隠れ家を訪れるきっかけとなった[11]。博物館教育の重要な役割を果たしたことが示唆されている。

デジタルメディアの利用は，特定のターゲット層とのコミュニケーション強化のための戦略である。特に，映画や TV シリーズなど従来の映像作品とは異なるビデオブログの形式を取り入れ，より直接的で親密なコミュニケーションを実現した。さらに，マーケティング戦略としてインスタグラム（Instagram）を中心に活用した結果，予期しない国々の若者層からの高い関心を受けることとなった。

このプロジェクトは，2021 年の「ヘリテージ・イン・モーション」賞および 2022 年の「IMAGINES」の「影響力のあるプロジェクト」を受賞した。「アンネ・フランクのビデオ日記」は，古い物語を革新的な方法で伝え，デジタルメディアを通じて新しい観客との接点を築くことに成功した。その革新性と影響力が高く評価された。しかし，アメリカやスペイン，メキシコなどの国々では，アンネの日記の著作権が未だに有効であるため，このシリーズの視聴が制限されているという問題も浮上している。これにより，デジタル文化遺産の扱いや，ソーシャルメディアを通じたコンテンツの提供における著作権との関係性についての課題や，それに伴

[11] *Embracing New Technology with Heritage in Motion 2021 Winner* https: //pro. europeana. eu/post/embracing-new-technology-with-heritage-in-motion-2021-winners-anne-frank-video-diary 2023 年 8 月 10 日にアクセス

う倫理的な問題も提示されることとなった。

4．国立アイヌ民族博物館バーチャル博物館の実践的事例

世界の博物館アワードの新しい評価基準の導入などで注目されている中，日本でもその動きは活発である。国立アイヌ民族博物館によるバーチャル博物館の構築は，その先進的な事例として注目されている。本章では，展示作成に携わった博物館関係者の視点から，当該プロジェクトの成立背景や実施過程を解説し，デジタル活用の要点をまとめる。

4-1　国立アイヌ民族バーチャル博物館の作成

国立アイヌ民族博物館は，日本最北部に新設された国立博物館である。民族共生象徴空間「ウポポイ」の核となる施設として機能している。この博物館の設置地である白老町は，アイヌ文化が長い歴史をもち，深く浸透している地域である。この地の文化的背景を基に，国立アイヌ民族博物館は，先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し，国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに，新たなアイヌ文化の創造及び発展[12] に寄与することを目的に多岐にわたる活動をおこなっている。

「ウポポイ」は，2020 年 4 月に開業を予定していた日本初の国立アイヌ文化施設であり，年間 100 万人の利用者を見込んでいた。しかし，2020 年 1 月 15 日に日本国内で初めて新型コロナウイルス感染が確認されたことを背景に，国内の多くの博物館や美術館が入場規制などの対策を導入。これに伴い，ウポポイの開業は 3 ヶ月遅れの 7 月に変更された。感染症の影響が継続する中，開業から半年後の利用者数は予想を大きく下回り，19 万 8485 人[13] に留まった。

2021 年 5 月，新型コロナウイルス感染症の持続的影響を受けて，文化庁は博物館のデジタルトランスフォーメーションを促進するため「バーチャル博物館」の概念を提唱した。この施策は国内の博物館界に広範な影響を及ぼし，北海道の博物館もこの動きを受け止め，特に，北海道における唯一の国立施設である国立アイヌ民族博物館は，この新しい指針に基づき積極的に方策を探求した。具体的な取り組みとして，アイヌ文化の広範囲な普及と情報発信の実現を目的とし，バーチャル博物館構築の専門チームを組織した。筆者は，当該期間に同館の展示企画室のアソシエイトフェローとして所属し，バーチャル博物館の開発に深く関与した。詳細については，筆者が執筆し ICOM 日本委員会の電子誌に掲載された文章[14] に記載されている。概要

---

[12] 国立アイヌ民族博物館公式ページ https://nam.go.jp/about/　2023 年 8 月 10 日にアクセス

[13] 朝日新聞デジタル：「ウポポイ開業半年，入場者数は目標の 4 割　コロナが影響」https://www.asahi.com/articles/ASP1F778JP1CIIPE002.html　2023 年 8 月 10 日にアクセス

[14] 劉高力：民族文化の発信に，『バーチャル』の可能性を拓く．https://icomjapan.org/journal/2023/02/08/p-3191/　2023 年 8 月 5 日にアクセス

は以下のとおりである。

博物館内での情報収集や意見交換を通じて，先行研究を参照し，2020 年に公開された国立科学博物館の「かはく VR」を主要な参考例として取り上げた。2021 年 6 月には，バーチャル博物館の制作に関する要望を以下の 4 つの基本要素として整理した。

1．アイヌの技術と伝統を体現するビジュアル。
2．展示室を 360 度からの自由な視点で閲覧可能にする機能。
3．幅広い年齢層を対象としたコンテンツ。
4．多言語対応と海外アクセスのための機能。

さらに，持続的な利用の視点からコンテンツの整備が重視された。

2021 年 9 月から 10 月にかけて，企画競争プロポーザル方式を用いて事業者を公募した。技術や費用など総合的に評価し，提案が最も適切と判断された事業者を採用した。2022 年 4 月 2 日に初版が公開された後，ユーザーからのフィードバックを基に改善を継続し，2023 年 3 月 28 日には更新版がリリースされた。具体的には以下のとおりである。

2021 年 11 月にプロジェクトが本格的に開始され，ウポポイ施設をドローンで撮影した。その後，博物館全体の 3 D 撮影を実施した。基本展示室のモデルには，アイヌ語を第一言語とし，日本語，英語，中国語，韓国語，ロシア語，タイ語の多言語翻訳表示が組み込まれ，基本展示室の大中テーマ及び説明文がそれぞれ反映された。同時に，館長や担当研究員・学芸員による説明も録音され，これを多言語で翻訳し，公開された。

初版公開後，広範囲に広報活動を展開し，実際に館内を訪れられない人々にも，自宅から展示を閲覧できるよう告知した。しかし，アクセス方法や閲覧方法がわかりにくいとのフィードバックが多く寄せられた。日本の少子高齢化が進む中，北海道や東北地方ではこの問題がさらに深刻であり，特に博物館周辺の住民の中にはスマートフォンを所持していない，またはデジタル技術に不慣れな人々も少なくない。このような背景を考慮し，筆者はバーチャル博物館の説明映像を制作した。その映像は，筆者が所属する ICOM の委員会の一つ，AVICOM（オーディオビジュアル及びソーシャルメディア新技術国際委員会）の映画祭にエントリーし，2022 年 8 月の ICOM 世界大会中に金賞を受賞した。この受賞の経緯は，2022 年 9 月に ICOM 日本のホームページで紹介され，10 月には北海道新聞で取り上げられた[15] [16] [17]。

---

[15] ICOM 日本 https://icomjapan.org/updates/2022/09/16/p-3095/　2023 年 8 月 20 日にアクセス

[16] ICOM プラハ大会報告書 https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2023/04/ICOMPrague2022Report.pdf　2023 年 8 月 20 日にアクセス

[17] 北海道新聞 https://www.hokkaido-np.co.jp/article/740901/?rct=n_hokkaido　2023 年 8 月 20 日にアクセス



図 5. 国立アイヌ民族博物館バーチャル博物館中の博物館玄関　https://nam-vm.jp/

2022 年の第二版国立アイヌ民族博物館バーチャル博物館には，多数の革新的要素が加えられた。例として，博物館の 1 階ロビーには明確な案内動線が設けられ，基本展示室には 6 つの大テーマ及び文化財保存の動画解説が多言語で追加され，新規制作された基本展示平面図にはリンクが埋め込まれた。さらに，特別展示室の空間を利用して，現実には存在しないデザインの部屋を設計し，収蔵資料の 3 D モデリング 10 点を公開。これらの資料は 360 度からの閲覧が可能で，拡大・縮小機能も備えられている。

2023 年の初頭に，筆者は「至高の遺産会議」から IMAGINES 部門における国立アイヌ民族博物館の事例紹介の依頼を受けた。大会での専門家との対話を通じて，バーチャル博物館に関する最新の情報を提供・共有した。この取り組みは，日本の博物館として初めて IMAGINES プログラムに選出されたものであった[18]。

以上のように，国立アイヌ民族博物館のバーチャル博物館の実践は，国際的な評価を受けつつ，日本国内での技術革新への取り組みを示すものとして，日本のデジタルトランスフォーメーションにおける博物館の取り組みの代表例と考えられる。

[18] ウポポイ「国際会議にてバーチャル博物館についてのプレゼンテーションをしました」https://ainu-upopoy.jp/2023/08/17/%e3%83%90%e3%83%bc%e3%83%81%e3%83%a3%e3%83%ab%e5%8d%9a%e7%89%a9%e9%a4%a8%e3%81%8c%e5%9b%bd%e9%9a%9b%e4%bc%9a%e8%ad%b0%e3%81%ab%e3%81%a6%e3%83%97%e3%83%ac%e3%82%bc%e3%83%b3%e3%83%86%e3%83%bc%e3%82%b7/
2023 年 8 月 20 日にアクセス

4-2　国立アイヌ民族バーチャル博物館におけるデジタル技術活用の具体例

4-2-1　映像を通じたアイヌ文化と自然の暗示的表現



図 6.　ドローンのキャプチャ　https://nam-vm.jp/

一般的なバーチャル博物館が展示内容を直接提示するのとは異なり，国立アイヌ民族博物館のバーチャル博物館を訪れる際に最初に目にするのは，北海道の地図と海のイメージである。続いて，ドローン撮影の映像が流れ，ウポポイの全景やポロト湖を越え，最終的には博物館の玄関へと導かれる。これらの映像は，アイヌ文化が北海道の豊かな自然のなかで育まれてきたことを利用者に感じさせるものである。アイヌ文化と周囲の自然環境とのつながりは，多くの先住民文化と同様，きわめて重要な要素となっている。このバーチャル導入は，映像を通じてアイヌ文化と自然の関係を独特かつ暗示的に表現し，効果的なアプローチであると評価できる。

4-2-2　明確に提示された博物館の動線

国立アイヌ民族博物館の基本展示室は，独特の無動線のオープンスペースとしてデザインされている。伝統的な博物館の動線に慣れている来館者からは「どこから観覧すればよいか」という質問が頻繁に寄せられる。バーチャル博物館では，博物館の 1 階ロビーでは，基本展示室と特別展示の仮想空間が示されている。基本展示には 6 つの大きなテーマへのアクセスがあり，希望する場所に簡単にアクセスできる機能が提供されている。現実の展示を補完するものとなっている。



図 7.　1 階ロビーの動線案内　https://nam-vm.jp/

4-2-3　豊富なメニューとコース

バーチャル博物館のページには特定のメニューが埋め込まれている。Matterport という 3 D モデリング技術を利用し，その機能を拡張して，利用者の好みに合わせて選択可能な 3 つの見学コースを構築した。さらに，他のソフトウェアとの連携により，自動音声解説コースも開発された。第二版の更新に際し，展示平面図に加え，各テーマの展示担当者による映像解説とその多言語翻訳版が埋め込まれた。これにより，博物館側からの一方的な説明と，利用者本人の興味に基づくテーマの選択が可能となり，所謂「双方向性」の選択が実現した。



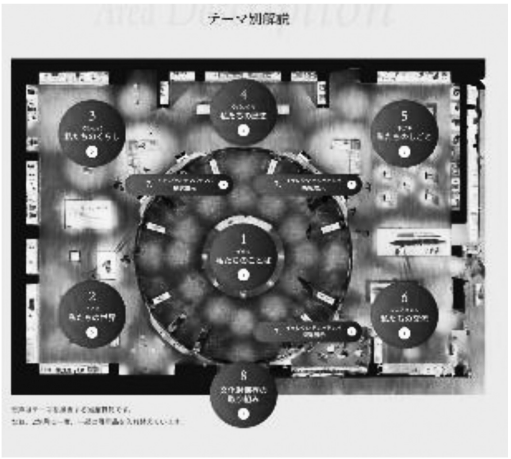


図 8，9. メニューにある見学コースと平面図 https://nam-vm.jp/

4-2-4　現実にはないものを作成する

実際の博物館空間には存在しない，バーチャル博物館特有の展示が多数存在する。前述の通り，3 D カメラを用いて 10 点の収蔵資料を撮影し，仮想空間上での公開を実現した。そのほか，このバーチャル空間は，博物館の他のオンラインリソースと連動する取り組みとして，基本展示室に 4 つの仮想モニターを配置した。これらのモニターは収蔵資料データベースとリンクしており，資料に関する情報へのアクセスが容易になった。また，博物館のショップで取り扱っているアイヌの工芸品も，バーチャル博物館の仮想モニター経由でオンラインショップから入手可能となっている。



図 10. 仮想モニターに収蔵品データベースへのアクセス https://nam-vm.jp/

4-3　小括

国立アイヌ民族博物館のバーチャル博物館における顕著な特徴として，館長のアイヌ語での挨拶や多言語による解説音声・映像が挙げられる。これらの内容は，博物館職員自身が出演し，筆者が音響室にて収録および編集を行ったものである。収蔵品の「保護者」として，展示環境の維持に黙々と尽力する文化財の保存修復専門家の声も収められている。これは「相互作用」の距離感を考慮した結果である。実際の博物館と異なり，バーチャル博物館では「来館者」が単独で見学する機会が多いため，専門家の声を直接聞くことで，よりリアルな情報伝達を実現している。プロのナレーターよりも，研究員や学芸員の口から実感をもって伝えられる内容は，友人との会話のような親近感を生む。このアプローチは，プロの声優を起用するのではなく，キュレーターがキュレーションのプロセス中に情熱や洞察を表現する場となっている。これは，「アンネ・フランクのビデオ日記」がプロの撮影技術ではなく，意図的にビデオブログの形式を採用し，利用者との直接的な親密なコミュニケーションを試みる手法と同工異曲である。

前述の通り，至高の遺産会議の IMAGINES で選ばれたデジタルプロジェクトが，最先端のデジタル技術を活用しているものの，その技術追求が目的とはならず，展示の意図をもっとも伝達しやすい，利用者ともっとも交流しやすい方法を探すことが，成功の要因と考えられる。

5．博物館展示のデジタル化課題

前章では，国際会議で受賞を果たした博物館のデジタルプロジェクトの実践的手法と成功の要因について詳しく分析した。本章では，博物館研究の専門性と制作業務の実務経験を基に，業界内外の多角的な視点を取り入れ，博物館のデジタルトランスフォーメーションに関する課題を主に技術面と人文面から検討する。以下，３つの点に分けて議論を展開する。

5-1　基本課題

博物館のデジタルトランスフォーメーションに関する課題の中で，科学技術の急激な進展に追いついていない結果，博物館が取り組むべき業務やその定義，方法論的な検討不足が顕著に見られる。

(1) 伝統的な方法論とのギャップ

博物館業界には，実物展示の長い歴史と伝統が存在する。デジタルトランスフォーメーションが進む中で，伝統的な博物館の方法論と新しい技術や手法との間にギャップが生じている。例えば，国立アイヌ民族博物館のバーチャル博物館を作成する前に，「バーチャル博物館」とは何かという根本的な疑問が存在し，「どこからスタートすればよいか」，「必要性がどこにあるのか」といった基本的問題が浮かび上がった。これまでの経験にはない課題に対し，ギャップを埋める新しい方法論の検討が求められている。さらに，新しいデジタル手法の名称や専門用語

の作成，定義，基本枠組みの確立が必要である。

(2) 博物館専門業務の不明確さ

デジタルトランスフォーメーションは，情報技術の導入や活用を中心として進められるものの，非常に斬新な課題であり，方法論の不備があるため，博物館の業務が効率的に進行するとは言えない。長期・短期の目標設定，業務の担当部署，経費の配分，デジタル化された資料の管理方法，展示内容の更新頻度や手法，オンラインとオフラインの連携方法など，明確な業務の定義が不足していることが多々見られる。

(3) 人材育成

デジタルトランスフォーメーションの進行に際しては，最先端のデジタル技術や AI に関する知識だけでなく，映像，法律，マーケティングなどの複数の分野に関する専門知識，さらには人間の文化に対する広範かつ深い理解を備えた人材が求められる。これらの多岐にわたる知識を博物館業務に効果的に適用する能力も，同時に不可欠であると考えられる。しかし，このような高度なスキルセットを持った人材の探索および育成には，まだ多くの課題が存在していると言える。

(4) 継続的な更新の難しさ

「どこからスタートすればよいか」と同様に，「どこで終わるか」という点も難問となっている。科学技術の進展は絶えず続き，博物館もそれに対応して最新の技術や方法論を採用するべきかどうかの判断が求められる。資金的，時間的な制約や，既存のシステムとの互換性の問題などを考慮すると，常に最新の状態を維持することは難しいと考えられる。

5-2 実際業務に関する技術面の課題

(1) 技術の導入と維持に関する課題

博物館のデジタルトランスフォーメーションは，技術の更新と維持を絶えず要求される。最新の技術を継続的に導入・維持し，オンラインコレクションやデジタルアーカイブのセキュリティを確保するためには，費用と専門家の確保が重要な課題となる。しかしながら，多くの博物館，特に人文系の博物館は，インハウスの技術チームを持たないため，外部発注が必要となる。技術のトレンドや新しいソリューションは常に進化しており，現行のシステムを維持する判断が求められる一方で，外部発注の業者とのコミュニケーションは展示のストーリーテリングや連続性に直接の影響を与えることがある。

(2) 表現性の体験性

現行の多くのバーチャル博物館はウェブサイトに依存しており，直接ホームページにアクセスしない限り利用することができない。広報活動が十分に行われる場合，アクセス数が増加するが，そうでない場合，アクセスが制限されるリスクが高まる。

実物の展示品とそのデジタル表現との間の整合性や再現性を確保することは必要であり，同

時に，ウェブサイトやアプリのアクセシビリティも多様なユーザーが情報を利用できるようにするための重要な課題となる。最新の技術を使用しても，利用者が十分な体験を得られない，または操作が難しいと感じる場合がある。

(3) 経営形態による差

博物館の種類や経営形態によって，デジタルトランスフォーメーションの取り組みや課題が変わる。国立博物館は財政的に恵まれており，先進的なデジタル手段を容易に導入できるが，私立の博物館では予算の制約によりデジタル化の取り組みが難しい場合が多い。デジタル手段を導入する際，資金に恵まれている博物館は良好な評価を受けやすく，アイテム自体よりもデジタル表現の質が評価される傾向にある。これは，大きな博物館と小さな博物館との間の不平等を生む可能性がある。

(4) 技術業者の選定と依存

現代の市場には，技術やソリューションの多様性が増加しており，博物館の特定の要件に最も適応する選択を行うことは一層複雑になっている。特定のアプリケーションやシステムを採用する際には，移行時のコストや，特定のベンダーやサプライヤーへの過度な依存というリスクが伴うことが考えられる。このようなリスクには，選定された業者の経営破綻や新たな技術の急激な浸透に伴う，既存システムからの移行の困難さが含まれる。特に，博物館と業者が共同でシステムの管理・運営を行う状況においては，システムの安全性や持続的な維持の方針を厳格に検討することが不可欠である

5-3　倫理と法律の課題

博物館に限らず，デジタルトランスフォーメーションの全過程には，法律と倫理の複雑な課題が結びついている。博物館が人間の歴史，感情，信仰，そして人格に関連する資料を扱う性質上，これらの問題は特に綿密な検討を要する。

(1) データ保護とセキュリティ

博物館デジタル展示のアクセスやアンケート収集などの活動を展開する中，オンラインでの情報収集や共有は避けられない状況となっている。デジタル化における取り組みを進める過程で，特にオンライン上の情報収集や共有を実施する際には，個人データの保護とセキュリティは必須のテーマとして前面に出てくる。この文脈において，EU の「一般データ保護規則」[19]（GDPR: General Data Protection Regulation）のようなデータ保護法規やサイバーセキュリティのガイドラインの適用は深く考慮されるべきである。これらの法規制を遵守しない場合，博物館の信頼性が損なわれるだけでなく，利用者のプライバシーの侵害のリスクも高まる。

---

[19] 個人情報保護委員会 https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/EU/　2023 年 8 月 20 日にアクセス

(2) 著作権とデジタルメディアの利用

デジタルメディアを活用した展示やコンテンツの制作過程において，著作権及び関連する権利の管理は極めて重要な要素として位置づけられる。特に，既存の著作物をデジタル媒体に転用する場合，または展示内容をデジタルコンテンツとして公開する際，著作権者からの明確な許諾や適切なライセンスの取得は不可避である。

具体的な例を挙げると，国立アイヌ民族博物館の事例が考えられる。同博物館において，展示室内で利用される解説文の制約として，各執筆者から「物理的展示室内での使用のみ」を条件とした許諾が得られていた。この契約時，バーチャル博物館での公開は想定されていなかったため，課題となった。バーチャル博物館の展示室は，物理的な博物館を 3 D モデルとして忠実に再現するものであり，コンテンツやデザイン自体は変更されないものの，公開の形態がデジタルとなるため, 著作権上の取り決めに抵触する可能性が生じた。この問題に対応するため，博物館の担当者は，各執筆者と個別に連絡を取り，新たな許諾を取得する作業が必要となった。このような事例から，展示内容やコンテンツのデジタル利用に関しては，契約の段階で十分な検討と調整が必要であることが示されている。

(3)「難しい遺産」の取り扱い

Macdonald（2009）は「難しい遺産」（difficult heritage）という概念を導入した。この概念は，過去の出来事や物語が現代の文脈での意義を持ちつつも，公的な和解や現代の前向きなアイデンティティとの整合性を求める際に困難を伴う遺産を指す。この定義のもと，ホロコーストに関する遺産は「難しい遺産」の代表的な例と言える。

第 3 章で触れた「アンネ・フランクのビデオ日記」プロジェクトは，著作権の問題とは他に，ホロコーストという倫理的な「難しい遺産」の取り扱いの例である。ホロコーストの犠牲者の物語を映像としてソーシャルメディアに公開する行為は，Kist（2020）によれば，観客の感情やアイデンティティに影響を及ぼす可能性がある。さらに共感や責任感という複雑な問題を引き起こす可能性があるとされる。デジタル技術の進展は，博物館とその観客にとって新しい課題を提示している。

特定の文化や信仰に深く関連するアイテム，例えば祭器や偶像など，これらには公開すべきでない部分や，特定の立場や性別に基づく取り扱い制限が存在する。だが，最新のデジタル技術，特に VR や 3 D モデリング，CT 断面図のような手法を利用することで，これらのアイテムの内部や非公開部分も容易に一般へ公開される可能性がある。このテクノロジーを通じて，一般の人々がこれらのアイテムに制限なく「接触」できる環境が生まれることは，文化的，宗教的感受性を尊重する視点から検討と慎重な取り扱いが必要である。

Kidd & McIntosh（2016）は，ソーシャルメディアが「難しい遺産」に対するエンゲージメントを強化する可能性があると指摘している。しかしそのエンゲージメントが批判的思考や反省を促進するか，そしてそのような情報公開が倫理的にどの程度許容されるのかは重要な問いで

ある。今後の博物館展示におけるデジタル技術の活用が進む中で，これらの倫理的な問題についての議論の必要性は増大していくことが予想される。

以上，デジタルトランスフォーメーションは博物館の機能や役割，そして利用者との関わり方を変える大きな波となっており，博物館と利用者の関係に深刻な影響を与えている。ただし，これには技術面，法的・倫理的なさまざまな課題も伴う。博物館はこれらの課題を乗り越え，新しい時代の要求に適応し進化することが期待されている。

おわりに

本稿では，博物館がデジタルトランスフォーメーション時代への移行に直面する問題を取り上げている。世界の博物館のアワードを受賞した重要なデジタルプロジェクトの事例を基に，実践の質とその価値を示唆し，その上で博物館のデジタル化の過程での困難や挑戦を整理している。

デジタルトランスフォーメーションが博物館の展示，教育，研究，保存，および運営の領域に持つ可能性については，複数の事例にもとづき多角的な視点から検討する必要がある。我々が電子化の時代に生きていることは明白であり，博物館のデジタルトランスフォーメーションに関わる議論は，今後さらに博物館研究の重要なトピックとなるであろう。紙幅の関係もあり本稿ではこれらの点について十分に議論することができなかったが，最後に筆者が考える将来の展望について簡潔に述べておきたい。

2022 年の ICOM プラハ大会にて新しい博物館の定義が採択され，「博物館は，有形及び無形の遺産を研究，収集，保存，解釈，展示する，社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され，誰もが利用でき，包摂的であって，多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り，コミュニティの参加とともに博物館は活動し，教育，愉しみ，省察と知識共有のための様々な経験を提供する。」（ICOM 日本 2023）。この新定義を基に，博物館の役割には変革の兆しが見られる。単なる情報の提供元であるだけでなく，来館者と共創・共有する場への変容が期待される。博物館におけるデジタルトランスフォーメーションの重要性は，技術の導入だけでなく，人々の物語を伝達する手段としての役割，および来館者との対話を促進するコミュニケーションの場の提供にもある。

伝統的な博物館展示は，物理的なアイテムを中心に構築されている。バーチャル展示の価値が認識されるようになってきたが，まだ多くの場面で実物展示の補完としての役割が主流である。近い将来，3 D モデリングやマルチメディア等の技術を活用し，バーチャルと物理的な展示の統合を目指す動きが増加すると考えられる。また，これらの展示の保存と伝承も求められている。伝統的な展示とデジタル・バーチャル展示が統合される中で，新しいストーリーテリングの手法が導入され，人の記憶の再構築に寄与する可能性が高まっている。また，デジタル

展示やバーチャル遺産といった新たな遺産カテゴリーの出現も考慮すべきである。デジタルトランスフォーメーションの時代に，これらの新しい遺産は博物館と来館者が共同で生み出す可能性が高い。

（りゅう　かおり・文学院アイヌ・先住民研究）

謝辞

本稿は国立アイヌ民族博物館の研究プロジェクト 2023B02「民族学系の博物館におけるマルチメディアコミュニケーションの可能性」の一部の研究費の助成を受けて執筆されたものである。

最後に，本稿作成にあたり多くの博物館関係者の皆様に貴重な情報をいただいた。また，落合研一，佐々木亨，山崎幸治（敬称略・五十音順）にも本稿作成にあたり多くの助言をいただいた。記して，謝意を表します。

参考文献

Ebert, Christof, and Carlos Henrique Duarte. 2018. “Digital Transformation.” *IEEE Software* 35（July）: 16–21. doi:10.1109/MS.2018.2801537.

Kamariotou, Vassiliki, Maria Kamariotou, and Fotis Kitsios. 2021. “Digital Transformation Strategy Initiative in Cultural Heritage: The Case of Tate Museum.” In *Digital Heritage. Progress in Cultural Heritage: Documentation, Preservation, and Protection*, edited by Marinos Ioannides, Eleanor Fink, Lorenzo Cantoni, and Erik Champion, 300–310. Lecture Notes in Computer Science. Cham: Springer International Publishing. doi:10.1007/978-3-030-73043-7_25.

Kidd, Dustin, and Keith McIntosh. 2016. “Social Media and Social Movements.” *Sociology Compass* 10（9）: 785–794. doi:10.1111/soc4.12399.

Kidd, Jenny. 2011. “Enacting Engagement Online: Framing Social Media Use for the Museum.” Edited by Steve Sawyer, Marie Griffiths, Ben Light, and Sian Lincoln. *Information Technology & People* 24（1）. Emerald Group Publishing Limited: 64–77. doi:10.1108/09593841111109422.

Kist, Cassandra. 2020. “Museums, Challenging Heritage and Social Media during COVID-19.” *Museum and Society* 18（3）. University of Leicester: 345–348. doi:10.29311/mas.v18i3.3539.

Macdonald, Sharon. 2009a. *DIFFICULT HERITAGE*. https://www.academia.edu/43668578/DIFFICULT_HERITAGE.

Mason, Marco. 2022. “The Contribution of Design Thinking to Museum Digital Transformation in Post-Pandemic Times.” *Multimodal Technologies and Interaction* 6（9）. Multidisciplinary Digital Publishing Institute: 79. doi:10.3390/mti6090079.

劉高力．2023.「国立アイヌ民族博物館のバーチャル博物館について」立石信一・佐々木史郎・田村将人（編）『ウアイヌコロ　コタン　アカㇻ　ウポポイのことばと歴史国書刊行会』

“新しい博物館定義，日本語訳が決定しました.”2023. *ICOM* 日本委員会. Accessed August 19. https://icomjapan.org/journal/2023/01/16/p-3188/.

資　　料

（令和４年度）

リサーチ・アシスタント（RA）成果報告書

・文学研究院研究プロジェクト「人文学と社会」について
・研究テーマ一覧
・研究成果の概要

博士論文題目一覧

修士論文題目一覧

リサーチ・アシスタント(RA)成果報告書

文学研究院研究プロジェクト「人文学と社会」について

文学研究科研究プロジェクト「人文学と社会」は，博士後期課程の学生をリサーチ・アシスタントとして採用することにより，学生を経済的に支援し，博士論文の早期提出および内容の充実を図るとともに，学生の研究環境の充実および若手研究者としての研究遂行能力を養成することを目的としています。

文究院には，令和４年度，172 名の博士後期課程の大学院生が在籍し，そのうち７名がリサーチ･アシスタントとして独自のテーマについて研究を進めてきました。その研究テーマ一覧と，１年間の研究成果の概要報告を，『研究論集』の資料として掲載しています。

研究テーマ一覧

令和４年度

氏　　名	研　究　テ　ー　マ	頁
本　間　宗一郎	考慮における想定に照らしての余地両立論の批判的検討	365
翁　　康　健	中国社会における宗教による社会事業	366
袁　　嘉　孜	多和田葉子の作品とドイツ民話 ──『ふたくちおとこ』を中心として ──	367
許　　開　軒	近世長崎におけるニワトリの利用 ── 外国人居留地・町人地・武家地の出土鳥類遺体の検討から ──	368
新井田　光　希	知覚および運動タイミングの神経基盤と刺激規則性の関係	369
山　縣　豊　樹	ラバーハンド錯覚の「反応者」と「無反応者」：錯覚誘導操作の神経表象に着目した定量的検討	370
菊　谷　敬　子	癒し感情を喚起させる色の心理的及び生理的反応の効果	371

研究成果の概要

研究テーマ	考慮における想定に照らしての余地両立論の批判的検討
RA氏名	本間（ほんま）　宗一郎（そういちろう）
専攻・研究室・学年	思想文化学専攻　哲学倫理学研究室　博士後期課程3年
指導教員氏名	近　藤　智　彦

研究成果の概要

この研究の目的は，考慮において想定されている余地 ── 他のようにすることができること ── に訴えて，近年新たに現れた余地両立論の一種である局所的奇跡両立論・傾向性両立論・非還元的物理主義に訴える両立論を批判的に検討することであった。この目的を達成するために，考慮において想定されている余地とはどのようなものかを具体的に特定し，その知見に基づいて上述の余地両立論を批判的に検討するという計画を立てた。

実際の研究においては，考慮中に想定されている余地を特定するために取り組んだ，考慮の経験についての研究の重要性が判明し，その研究に集中した結果，傾向性両立論と非還元的物理主義に訴える両立論の検討のみに留まった。研究成果は以下の通りである。(1)考慮の経験についての研究を通して，考慮の経験を捉える際には，考慮に関する信念の経験への影響や，考慮の経験についての誤解，考慮の経験の複雑さといった要因が，考慮の経験を正確に把握することの妨げになるということを見出した。また，考慮の経験は多様だと見込まれる上，自由意志は考慮以外の場面でも発揮されるので，考慮の経験は自由意志にとって重要な参照点であるものの，自由意志の問題の全てにけりを付けるものではないということを明らかにした。(2)非還元的物理主義に訴える両立論は，心理学的レベルでの決定論のみに着目して物理的な要素を捨象している。しかしこのことにより，考慮の際に想定されている広い意味での物理的環境が無視されること，及びこの欠落を心的性質の物理的性質への付随に訴えて解消しようとしたとしても，この付随は物理主義の要件を満たしきれない上，余地両立論としても不十分になってしまうことを示した。(3)傾向性両立論は，もし他のようにするよう試みるという刺激が生じると，他のようにするという顕在化を返すように傾向づけられているという仕方で，考慮において想定されている余地を説明する。しかし，こうした理解では刺激が生じ得るかどうかという点が無視されるため，考慮中においては何らかの心的作用が生じ得る上，その作用が考慮を引き起こしているという前提が捉えられないということを示した。

研究テーマ	中国社会における宗教による社会事業
RA 氏名	翁（おう）　康健（こう　けん）
専攻・研究室・学年	人間科学専攻　社会学研究室　博士後期課程 3 年
指導教員氏名	櫻　井　義　秀

研究成果の概要

かつての中国の村落社会おいては，人々の生活の営みは親族（宗族）組織や地域組織に依存していた。彼らは血縁，地縁を動因として祖先祭祀や神祇崇拝に参加し，そこで得た宗族・地域組織への関わりを通して，生活のサポートを得ていた。しかし近年，中国村落社会では人々は祖先祭祀や神祇崇拝などの民間信仰による束縛から解放され，親族・地域組織への依存が弱まっている。そのため，民間信仰をベースとした親族・地域組織による社会福祉のほかに，他の宗教が社会福祉の補完的役割を担っている可能性が模索されている。

それに対して，福建省 E 村は，祖先祭祀と神祇崇拝といった民間信仰の色が濃い地域である。しかし，近年 E 村の人々は家庭仏堂（一貫道）に積極的に近づいている。それでは，E 村における宗教信仰はどのように展開し，人々の生活の営みとどのようにかかわっているのか。その調査を通じて，中国村落社会における人々の宗教信仰の変容を考察したうえで，村落社会における宗教による福祉を補完する新たな可能性を検討することを目的とする。

調査結果として，E 村における家庭仏堂は血縁，地縁を土台として宣教を行っている。そのため，共通の関心を持つ人々は家庭仏堂の活動への参加を通じて，再び血縁，地縁を結び，家庭仏堂によるネットワークが築かれる。かつ，家庭仏堂は，敬老の日・母の日において，E 村で福祉サービスを提供していることも見られた。このように，家庭仏堂での血縁，地縁に基づく結社は，家族，地域組織の変わりに，福祉を補完する可能性が見出される。

宗教信仰が多様化している背景において，中国村落社会の人々は自らのライフスタイルに基づき，血縁，地縁をベースとして，共通の関心を持つ人同士で集まり，宗教を選択している。民間信仰以外の宗教が選択される場合も，中国村落社会の血縁，地縁が再び結ばれ，親族・地域組織とは異なるネットワークが築かれている。そして，宗教ネットワークによって村落社会の福祉を補完する可能性が見出される。血縁，地縁に基づく親族・地域のネットワークだけでなく，外部とつながりへの考察は今後の課題とする。

研究テーマ	多和田葉子の作品とドイツ民話 ──『ふたくちおとこ』を中心として──
R A 氏名	袁（えん）　嘉孜（かし）
専攻・研究室・学年	人文学専攻　映像現代文化論研究室　博士後期課程 3 年
指導教員氏名	中　村　三　春

研究成果の概要

本研究の目的は，多和田葉子『ふたくちおとこ』（1998）の三つの短編作品，「ふたくちおとこ」と「かげおとこ」，「ふえふきおとこ」を，第二次テクストの理論から分析することで，初期の多和田文学の創作原理を明らかにし，多和田文学とドイツ民話との関わりを解明することであった。「ふたくちおとこ」の研究では，民衆本『ティル・オイレンシュピーゲルの愉快ないたずら』との関わりを分析した。民衆本『ティル・オイレンシュピーゲルの愉快ないたずら』は，1990 年に岩波文庫によって出版された阿部謹也訳と，1979 年に法政大学出版局によって発行された藤代幸一訳との二つの和訳本がある。これらの三つの作品の読解および比較によって，「ふたくちおとこ」におけるイペルテクスト［重ね書き］的実践の手法を分析し，研究成果として，作品の生成原理及び原典の異同を把握することができた。一方，「ふたくちおとこ」は，戯曲「ティル」のシナリオから改編されたものでもある。この二つのテクストを比較することによって，「ふたくちおとこ」の第二次的テクストの特徴を明らかにすることができた。「ふえふえきおとこ」の研究では，ドイツ伝説の「ハーメルンの子どもたち」の物語との比較によって，多和田文学におけるもう一種の第二次テクスト的様式を見出し，それを分析することができた。「かげおとこ」の研究では，ドイツ民話の中からその原典を見出す計画であったが，「かげおとこ」は，ドイツ民話とはほとんど関わりを持っていないとわかった。その話は，ヨーロッパの大学に通った最初のアフリカ出身者であると知られている，Anton Wilhelm Amo というガーナ出身の哲学者のプロフィールを下敷きにしたものであると推測することができ，研究成果をあげられた。しかし一方で，この研究の中で，伝説，民話，民衆本などの用語の流用について厳密に整理できておらず，更なる定義が必要とする。以上，不完全な部分はあるものの，研究全体から見れば，初期の多和田文学作品の創作原理と独自性の一端を明らかにすることができた。本研究成果は，博士論文の第三部に組み込む予定である。

研究テーマ	**近世長崎におけるニワトリの利用** ── 外国人居留地・町人地・武家地の出土鳥類遺体の検討から ──
R A 氏名	許（きょ）　開軒（かいけん）
専攻・研究室・学年	人文学専攻　考古学研究室　博士後期課程 3 年
指導教員氏名	江　田　真　毅

研究成果の概要

【研究目的】ニワトリは現在日本でもっとも多数消費されている家畜である。歴史学および考古学の知見から，ニワトリが食材として普及したのは 19 世紀以降であり，それ以前に主に食用となっていたのは野鳥だったと考えられてきた。また，利用対象となったニワトリは現代のように若鳥または雌鶏に限ったものではなかったことが知られている。しかし，これらの知見は主に近世江戸に所在した武家地と町人地に着目した結果であり，江戸時代にニワトリの利用が各地でいかに普及していったかはよく分かっていない。その解明には江戸以外の地域の鳥類利用について比較検討する必要がある。とくに，江戸時代に外国人との貿易が唯一許可された長崎は注目すべき地域と考えられた。そこで，本研究では，近世長崎の外国人居住地・町人地・武家地におけるニワトリ利用パターンの解明を目的とした。

【研究計画】出島和蘭商館跡（オランダ人居住地），魚の町遺跡（町人地），長崎奉行所遺跡群（武家地）の出土鳥類遺体を分析対象とした。ニワトリの性別，年齢，解体痕および骨格部位組成の検討から，(1)利用された鳥類の種類とその時間的変遷，(2)ニワトリの性比と年齢構成，(3)解体・流通のパターンの観点から近世長崎における各身分の人のニワトリの利用状況を明らかにすることを計画した。

【研究成果】研究対象とした 3 つの遺跡では，ニワトリは江戸時代を通じてもっとも頻繁に利用された鳥類であったことがわかった。また，資料数の多かった出島和蘭商館跡と魚の町遺跡では，食用とされたニワトリには，幼鳥・若鳥と産卵期の雌鶏が多数含まれていたことがわかった。一方で，17 世紀に比べてそれ以降の時代では幼鳥・若鳥は減少し，産卵期の雌鶏の割合は増減する時期差が認められた。さらに，解体痕と骨格部位組成の分析から，調理の過程で「胸肉」と「手羽」は切り離されたことが多かったこと，ニワトリは足の「もみじ」がついていない状態で搬入された場合があったことなどが推定された。

研究テーマ	知覚および運動タイミングの神経基盤と刺激規則性の関係
RA氏名	新井田（にいだ）　光希（みつき）
専攻・講座・研究室・学年	人間システム科学専攻　心理学講座 心理学研究室　博士後期課程3年
指導教員氏名	小川　健二

研究成果の概要

人が時間を測り行動のタイミングを合わせることがどのように実現されているかについては，神経科学的研究によって関連する脳領域などが明らかになってきているものの，統一的な見解を得るには至っていない（Ivry and Schlerf, 2008）。時間処理の文脈は様々あり，例えば，時間間隔の長さの判断（知覚タイミング）と自身の運動で特定の長さの時間間隔を生成すること（運動タイミング）の違いや，音や光などの刺激が時間的規則性や周期性を持つとき（規則的状況）と持たないとき（不規則状況）の違いなどが挙げられる。

本研究では，時間処理の中でも特に，1秒以下の短い時間間隔における，知覚タイミングと運動タイミング，および，規則的状況と不規則状況の違いに着目し，これらの比較を通して時間処理のための脳のシステムを明らかにすることを目的とした。知覚タイミングで規則性の違いについて検討したfMRI実験では，小脳と大脳基底核の活動における差が確認されており（Teki et al., 2011），本研究ではこれが運動タイミングにおいても同様に確認されるかにも注目した。この目的のために，刺激条件（規則的／不規則）とタイミング課題条件（知覚／運動）の2要因参加者内計画でfMRI実験を行った。参加者には，規則的か不規則な聴覚刺激に対して，時間の長短の判断（知覚タイミング課題）か同じ時間長の運動の生成（運動タイミング課題）をMRIの中で行なってもらい，その際の脳活動を記録した。

その結果，知覚タイミング課題の刺激条件間の比較で，小脳や大脳基底核に関連した脳活動が見られず，先行研究を再現しなかった。また，課題間の比較において，回答の際の指運動の影響とみられる活動が最も強く結果に反映された。従って，本実験では，目的としていた時間処理に関連する脳活動を適切に得られていなかった可能性が高い。この問題を解決するために，課題を改善し，知覚及び運動タイミング間の条件をより統制する必要がある。

研究テーマ	ラバーハンド錯覚の「反応者」と「無反応者」：錯覚誘導操作の神経表象に着目した定量的検討
R A 氏名	山縣（やまがた）豊樹（とよき）
専攻・研究室・学年	人間科学専攻　心理学研究室　博士後期課程 3 年
指導教員氏名	小　川　健　二

研究成果の概要

本研究の目的は，手を「所有している」という感覚（手に対する所有感）を支える神経基盤を探ることであった。視覚－触覚や視覚－運動の同期性を利用した簡単な実験操作によって，手の模型などの「偽物の手が自分自身の手である」かのように，あるいは，画面に映った「本物の手が自分自身の手でない」かのように感じられるラバーハンド錯覚は，変わりえないように思われる手に対する所有感が容易に変容しうることを示唆する現象としてよく知られている。しかし，そのメカニズムは未解明の部分も多く，例えば，誘導操作が異なる場合でも脳内では類似のパターンで情報が表現されているのか（共通の神経表象が存在するか）や，誘導操作に対する個々人の反応性（所有感の錯覚の感受性）と誘導操作の神経表象との関係は，よくわかっていない。そこで，触覚刺激（筆なぞり）と手指運動（タッピング）という二種の操作によって所有感の錯覚を誘導し，機能的核磁気共鳴画像法（fMRI）を用いて脳活動を計測した実験のデータから，共通の神経表象を有する脳領域を検討するとともに，感受性との関係を探った。マルチボクセルパターン分析と呼ばれる脳活動パターンの多変量解析の結果，両側運動前野，両側頭頂間溝，左有線外皮質身体領域の関与が示された。これは，触覚誘導と運動誘導を個別に扱った先行研究の知見とも整合している。さらに，相関分析の結果，左運動前野における触覚誘導と運動誘導それぞれの神経表象の共通性と，事後アンケートで測定した所有感の錯覚の感受性の間に，正の関連性が示された。つまり，神経表象の共通性が高い個人は，所有感の錯覚を体験しやすい「反応者」である（あるいは，その逆）という傾向が確認された。これらの結果は，運動前野が手に対する所有感の神経基盤であることを示唆している。以上の成果は，これまでの fMRI 研究から導かれた所有感の神経基盤に関する洞察を，より精緻な知見によって補強するものである。しかし，本研究の遂行を通じて，方法論のレベルや他の手法を用いた先行研究の知見との整合性の観点での課題も明らかとなった。今後はそれらの改善を試み，さらに精緻化された研究を継続していく。

研究テーマ	癒し感情を喚起させる色の心理的及び生理的反応の効果
RA氏名	菊谷（きくや）敬子（たかこ）
専攻・研究室・学年	人間システム科学専攻　心理学研究室　博士後期課程３年
指導教員氏名	川　端　康　弘

研究成果の概要

【研究の目的】

本研究は，「癒し感情」と「色彩」との関係に焦点を当て，色彩が人に与える「癒しの効果」と「癒される色彩」の特徴について，心理的及び生理的側面について客観的に検討を加えることを目的とする。

【研究計画】

単色と多色配色の癒し評価実験の結果について分析を行い，単色と多色配色における癒される色彩の差異や共通性等の特徴を多面的な側面から検討する。次に，癒しから連想される事象に関する意味ネットワーク構造を検討し，評価者自身の認知過程の影響について検討を行う。

【研究成果】

癒し感情の特徴について検討した成果としては，癒し感情は心理学で分類されている基本感情の一つではなく，基本感情の中での肯定的な感情について幅広く内包する感情が癒し感情であることが示唆された。また，癒し感情の効果は心理的にも生理的にも影響を及ぼすことが明らかにされている。さらに，癒される色彩の心理的な効果と評価者の認知過程の構造および影響に関する成果は次の通りである。つまり，色相は明度，彩度，色相の三つの属性を持ち，その明度については，癒されやすい色彩は明度の低い色彩よりも明度の高い色彩の方が癒し感情が喚起されやすいことが示唆された。彩度については，中明度以上であれば彩度が低い方が癒し感情が喚起されやすい場合がある一方で，彩度が高い方が癒し感情が喚起されやすい場合もあり，色相によっては異なる傾向が示された。癒されやすい色相については，緑が有力であるが，自然を中心とした概念によって評価者の癒しの意味ネットワークを構成していることが確認されたので，自然に関係のある緑がトリガーとなり，癒しの構成概念同士を活性化させた可能性が想定される。つまり，評価者の認知の過程によって癒し感情の喚起に影響を及ぼすことが示唆された。

どのような癒しの要素により色彩の癒しが構成され，どのような効果や特徴を持つかについては，色彩によって癒しの構成要素が独自に異なって構築されていることが示唆された。ただし，単色や多色配色に関わらず，暖色らしい特徴と寒色らしい特徴の効果については普遍的に表れることが示唆された。

博士論文題目一覧

令和４年度

氏　名	種　類	学　位　論　文　題　目	授与月日
Molnar Levente	文学	ハンガリーの映画監督ヤンチョー・ミクローシュの空間表象に関する研究	令和 4．6.30
李　　娜	文学	日本語可能構文の統語語用論的研究	4．6.30
Antonenko Viktoriia	学術	The Political Economy of Russia's Farthest Borderland: A History of Sakhalin Customs between Capital Intentions and Local Realities, 1910–1950s （ロシアの最も遠い国境地帯の政治経済学：首都の意図と地方の現実との間のサハリン税関史，1910 年から 1950 年代）	4．6.30
朱　　偉	文学	王兵作品研究	4．9.26
BEKTURSUNOV Mirlan	学術	Building of "Nomadic Socialism": State and Society in the Making of Soviet Kyrgyzstan （「遊牧民的社会主義」の建設：ソヴィエト・クルグズスタンの形成における国家と社会）	4．9.26
都　賢娥	文学	日本語の対称表現の社会語用論的研究	4．9.26
龔　金浪	文学	侯孝賢映画研究	4．9.26
西本優樹	文学	企業倫理における企業の道徳的責任の問題 ── 推論主義に基づく企業の道徳的行為者性の検討 ──	5．3.23
末森晴賀	文学	17 世紀オスマン朝 ── ヴェネツィア間の「海賊」をめぐる海上秩序	5．3.23
覚知頌春	文学	低地ドイツ語の動詞統語論	5．3.23
小楠なつき	文学	社会環境の変動に対する心の可塑性とその限界：関係流動性の変化に伴う心理的順応の検討	5．3.23
佐藤千歳	文学	中国社会における宗教の役割と政教関係 ── 政権移行期にみるキリスト教非公認教会の生存戦略と社会参加 ──	5．3.23
肖　　潔	文学	現代日本語交感発話の社会語用論的研究	5．3.23
熊　　征	文学	陶淵明の隠逸詩とその思想	5．3.23
鎌谷美希	人間科学	衛生マスクによる顔の部分遮蔽における魅力増幅・減少効果	5．3.23
中田星矢	人間科学	累積的文化進化のメカニズム：階層性，語順規則，技術に注目して	5．3.23

修士論文題目一覧

令和 4 年度

専　攻	氏　　名	修　士　論　文　題　目
人 文 学	野　村　拓　矢	アフロディシアスのアレクサンドロスにおける理想的生
	春日井　敬　介	古典論理に対して部分的に保存拡大となる直観主義論理の拡張と，原子論理式に対する排中律の関係
	林　　成　彦	消えるものと現れるもの ――『論理学研究』における自我と本質の関係について ――
	清　水　　颯	カントの徳理論における感情の役割とその位置づけ
	バージェス 里紗　チアキ	多様なニーズへの対応 ―― ニーズの分析概念としてインターセクショナリティを用いることの意義について ――
	林　　由梨奈	ドッケビに見る儀礼と説話 ―― 羅南道海岸地域，全羅北道内陸部地域を中心に ――
	細　川　嘉　之	精神医学と宗教～神谷美恵子と神田橋條治と緩和医療現場の精神科医のインタビューを通じて
	PORKKALA Juliana Hanna Maria	親鸞『浄土和讃』の研究
	姚　　佳　音	日本人の霊性的知識人による体験主義的死生観
	松　本　　明	J. C カッターの札幌農学校における講義内容の分析
	出　野　　格	「西征期」中国共産党の経済財政政策 ―― 西北辦事処の文書を中心に ――
	佐　藤　　穣	帝国と共和国のあいだ ―― トルコ文学者ハリト・ズィヤー・ウシャクルギルの回顧録より ――
	安　藤　貴　尭	ラガシュ第一王朝における人身売買行為
	彦　山　明　志	アルチ・ノヤン家の投下領
	髙　橋　陸　拓	道標転換運動における亡命ロシア知識人の「大国主義」思想 ―― 1921–1924 年 ――
	筒　井　彦七郎	縄文文化期から続縄文文化期における人類の自然環境への適応 ―― 石狩低地帯を中心に ――
	LETSON James Dewi	The Elementary Forms of Punk Life： Reimagining “Collective Effervescence,” Post-COVID 19
	上　間　南　生	サウナで人類学する ――「ととのう」とは何か？ ――
	松　本　眞　言	ともに生きるという「資源管理」 小川原湖シジミ漁の漁業活動の過程から見た人間 ―― 環境関係の考察
	満　保　直　彦	昆虫採集のフェティシズム ―― 西表島のマルバネクワガタ採集を事例に

専　攻	氏　　名	修　士　論　文　題　目
人文学	中　村　香　音	「野生鳥獣」を撮る撮影プロセスから人と自然の絡まり合いを考察する人類学研究 ── 北海道の「自然」における写真撮影を巡って ──
	菅　野　大　地	岡本太郎の「笑い」概念の考察 ── 挑戦の美学 ──
	小　林　拓　夢	ティツィアーノのピエタに見る画家の宗教的関心について ── 16 世紀ヴェネツィアのペストと聖母マリア信仰 ──
	田　中　祐　未	吉田初三郎の画業
	別　府　陽　生	日本特撮ヒーローの変身論
	岩　本　成　美	草土社の風景画と郊外
	外　丸　玄　風	会所における唐物受容から室町水墨画へ至る道筋についての考察
	朱　　麗　梅	住民参加の地方史研究における地域博物館の位置付け ── 住民参加の自治体史編纂活動を中心に ──
	施　　歓	博物館におけるクイズ利用と展示体験との関係について
	周　　可　殊	博物館資料情報相互利用のための共通メタデータ ── 人文・自然系博物館の違いと標準化への影響について ──
	張　　元　昊	博物館における自然史資料の保護に関する研究 ── 展示資料の変退色挙動について ──
	菅　野　萌　恋	A Textbook for Survival in a Harsh World: Roald Dahl’s Matilda as Children’s Literature （厳しい世界を生き抜く教科書 ── 児童文学としてのロアルド・ダールの『マチルダ』）
	大　谷　梨　乃	ロシア文学のなかのサハリン ── E. ヴェルキン『サハリン島』を中心に ──
	阿　部　佑　香	和泉式部集における夢と鎮魂
	齋　藤　彩　夏	日本古代・中世における異類結婚譚の諸相
	楊　　ブン	『易林』における神仙思想 ── 西王母を中心に
	韓　　佳　辰	戦国時代における縦横家の君臣観
	常　　馨　月	『楞厳経』における諸相と易学の思想研究
	長谷川　健　太	『元秘抄』研究
	解　　煒　杉	『西遊補』における情念幻境の入り口 ──「色」を巡る考察
	蘇　　怡	『世説新語』における女性観の考察 ──「賢媛」篇をめぐって

専　攻	氏　　名	修　士　論　文　題　目
人 文 学	張　　可　馨	清張ミステリーにおける戦後とジェンダー表象
	李　　唐	黒沢清作品における映像身体論
	李　　良　坤	映画におけるスプリット・スクリーンの歴史と運用
	劉　　清ブン	蔡明亮の映画方法
	金　　建　睿	坂口安吾農村文学研究 ──〈カラクリ〉を視座に ──
	邵　　天　一	大江文学における女性像 ──『人生の親戚』を中心に ──
	吉　川　貴　将	夢野久作『ドグラ・マグラ』論 ── 騙られる〈狂気〉──
	劉　　昱トウ	堀田善衞の作品における日中関係
	沈　　嘉　琳	村上春樹作品における歴史的，戦争的な要素の変遷
	田　中　帆　南	太宰治の翻案小説における脱中心性
	李　　楚　妍	安部公房の作品における他者性 ──『砂の女』『燃えつきた地図』『箱男』を中心に ──
	渡　部　早　稀	寺山修司文学作品論
	孫　　嘉　穎	接尾辞「っぽい」の機能変化に関する研究
	朱　　雨　佳	日本語における「なんか」と中国語の対応表現に関する対照研究
	張　　琴　琴	現代日本語における数量詞使用の研究
	欒　　碩	形容詞の語幹独立用法に関する考察
	李　　嘉　嘉	日本語の外来語の五段動詞化について
	郭　　芳　芳	日本語モーラ音素の音声習得を妨げる要因について ── 中国語を母語とする学習者を対象に ──
	三　栖　大　明	L. N. グミリョフに見られる無自覚の構築主義 ── 主観的定義に基づくエトノス理論とその諸機能 ──
	UTTSOVA Mariia	COMPARATIVE ANALYSIS OF THE USE OF PUBLICPRIVATE PARTNERSHIP MECHANISMS IN INFRASTRUCTURE PROJECTS IN HOKKAIDO PREFECTURE AND THE RUSSIAN FAR EAST

専　攻	氏　　名	修　士　論　文　題　目
人 文 学	ULANOV Aleksandr	Rethinking of Microblade Adaptation on Hokkaido Island: On the basis of Oshorokko type and Tougeshita type microblade cores assemblages （北海道における細石刃対応の再考 ── 忍路子型と峠下型の細石刃核に基づく ──）
人間科学	村　山　紗　英	The effect of virtual driving and cycling on divergent thinking VR 場面における自動車運転および自転車漕ぎが拡散的思考に及ぼす影響
	瀬　川　　康	共感の発達における社会的認知文脈を含んだ動画の妥当性の検討
	楠　本　晴　樹	想起された色名とそのフォーカルカラーの総合的検討によって明らかになった心内の色彩表現とその構造
	儲　　楚	ブランドやその製品のイメージ色が広告ポスターの好ましさに与える影響
	方　　宇　珊	食品の印象や評価に及ぼす表面色の影響
	劉　　晗　瑩	空間の広がりに及ぼす環境内の照明と配色の効果
	和　田　知　里	ウマ母子間のコンタクトコールの使い分け ── 行動観察と音響解析による検討 ──
	阿　部　紗　采	集団に有益な規範の文化進化：計算論モデルによる検討
	吉　富　広　之	偏狭な利他主義において見られる戦争均衡と平和均衡の相遷移現象に対するパラメータの影響の検討
	宮　崎　聖　人	The Conditions People Learn to Acquire a Higher Level of General Trust and the Tendency to Cooperate with a Stranger
	謝　　雨　晴	中国民族系大学における民族間相互行為とステレオタイプの関係 ── チベット族学生に焦点をあてて ──
	劉　　澤　喻	第一子の視点から見た年齢が離れたきょうだい関係 ── 中国人口政策の転換を背景に ──
	高　　天　霖	中国の地域社会における民間信仰と若者の地域・宗教参加：中国広東省潮州市の事例から
	三　田　絵里加	人口減少社会におけるソーシャル・キャピタルの維持と創成 ── 北海道における地域除雪を事例として ──
	王　　一　氷	「冠婚葬祭」の視点から宗族における男児偏向の原因 ──「海南定安陳氏一族」を例に ──
	渡　部　琴　絵	僻地医療の継続要因に関する研究 ── 34 年間東京と北海道美深町を毎週往復して診療を続けた医師と病院の記録 ──
	仲　濱　会　人	戦後期における沖縄芝居改良と今後の継承・発展に関する研究
	三　井　　和	津波到達時間を考慮した北海道太平洋沿岸西部の都市における津波災害リスクの研究
	芝　崎　瑞　穂	「なぜシマに住み続けるのか：海との関わり合いの記憶と場所への愛着」
	伊　藤　泰　幹	ヒグマ出没に対する都市住民のリスク認識と予防実態 ── 市街地周辺における家庭菜園の電気柵利用に着目して ──

専　攻	氏　　名	修　士　論　文　題　目
人間科学	吉　田　泰　輔	従来の集約農業からの脱却を図る粗放農業の取り組み ～北海道美唄市の２つの事例をもとに～
	胡　　子　劼	中国におけるオタクのオンラインコミュニティの現状とメンバーの関係性の規定要因 ―「京アニ語料」を事例として ―
	多々良　　啓	移住者－住民の交流・支援の広がりとそのメカニズム ― 宮城県丸森町筆甫地区を事例に ―

10.14943/rjgshhs.23.r 1

ヘーゲルは「物自体」をいかに語ったか——『大論理学』「本質論」読解

安保広睦

要旨

ヘーゲルの主著『大論理学』はしばしば「カテゴリー論」として読まれる。「カテゴリー」とは、カントの用法に従えば、われわれの認識が可能となるための条件のひとつであり、われわれに与えられた多様な直観を統一する、アプリオリな「概念」である。しかし「カテゴリー」は、カントにおいては「現象の規定」であるとされ、その適用範囲が「経験」のうちに制限されている。制限されるかぎりにおいて、われわれの主観的条件としての「カテゴリー」は真に客観的なものとなる、すなわち「客観的妥当性」を得ることになる。

さて、ヘーゲルによれば「カテゴリー」の本性とは、カントが措定したあの制限を越えて「物自体」へと適用されるところにある。より正確に言えば、経験の内外、「現象」と「物自体」という区別自体を廃棄するところにこそ、「カテゴリー」の本来的な意義がある。しかし「カテゴリー」が「現象の規定」であるのみならず、「物自体の規定」でもあると理解することは、すでにカントによって厳格に禁止されていることである。それというのも、「カテゴリー」が「物自体」に適用されることで、理性の自己矛盾としてのアンチノミーが発生すると考えられるからである。それゆえ問いは、いかなる齟齬をも来さないまま、どのようにしてヘーゲルは「カテゴリー」を「物自体」に適用したか、である。

本稿ではまず、『大論理学』とカント『純粋理性批判』との内容的連関について触れながら、ヘーゲルの論理学がカントの「超越論的論理学」を引き受け、これをさらに深化させていることを確認する。これはすでにさまざまな先行研究によって示されている。その上でカントの「カテゴリー」が現象を飛びだし、「物自体」へと適用されるべき性格をすでに有していたことを論じ、これの敷衍こそがヘーゲルの主眼であったことを主張する。

その際、とくに『大論理学』「本質論」にある記述を参照する。ここにはカントの「物自体」が主題的に論じられている箇所があり、上で述べたカント的「カテゴリー」の性格にもとづいて、具体的に、ヘーゲルがいかにして「物自体」を考える

ことができたのか、またいかにしてそれをみずからの論理学体系のうちに位置づけたのかということを、整合的に論じることができると思われるからである。

1. はじめに

カントの『純粋理性批判』は、まったく「アプリオリな総合判断はいかにして可能か」ということを問うために著されたものである。カントによれば、およそなんらかの形でアプリオリな知を含むべき学問一般は、それが学であるために、この「アプリオリな総合判断」をそれ自身のうちに含んでいなければならない。たとえば数学は「7＋5＝12」というアプリオリな総合判断を含むため、学問として成立しているのである。このように、アプリオリな総合判断はいかにして可能なのかと問うことが、学問が学問としてあるためになにが必要であるかと問うことを意味している。

さて、カントはアプリオリな総合判断が成り立つためには「時間・空間」というアプリオリな直観と「カテゴリー」というアプリオリな概念が、超越論的統覚としての「わたしは考える Ich denke」のもとに統一的に与えられていなければならないと考える。しかしこれらがアプリオリなものとして、したがって普遍的、必然的なものとしてありうるのは、その適用範囲が経験のなかに限られている場合のみである。これらがひとたび経験の外に出れば、たちまちその普遍性、必然性は失われることになる。カントはそれを、時間・空間やカテゴリーは「物自体の規定ではなく、現象の規定」であると表現している（A276/B332）。この現象の規定を物自体に適用することで、理性の自己矛盾としての二律背反、すなわち「アンチノミー」が発生する。カントにおけるアンチノミーとは理性の矛盾であって、けっして客観世界の矛盾ではなかったのである。

ヘーゲルによれば、アンチノミーは客観世界にあるあらゆる種類のものにおいても見いだされうるものである（W8, 127-8）。それはつまり、カントが「現象の規定」であるとした直観や概念が、同時に「物自体の規定」でなければならないということである。問いは、ヘーゲルにおいてそれがいかにして「物自体の規定」となりえたか、である。

本稿ではまず、『大論理学』とカント『純粋理性批判』との内容的連関について触れながら、ヘーゲルの論理学がカントの「超越論的論理学」を引き受け、これをさらに深化させていることを確認したい。その際、重要になるのは、両者の共通点ではなく、差異である。ヘーゲルがカントの「超越論的論理学」について、それをみずからの論理学と重ね合わせながら、それでもなおつねに批判し続けねばならなかった点にこそ、ヘーゲル論理学、存立上の要件がある。

それを踏まえた上で、次に、カントの「カテゴリー」が現象を飛びだし、「物自体」へと適用されるべき性格をすでに有していたことを論じ、これの敷衍こそがヘーゲルの主眼であったことを主張する。

後半では、とくに『大論理学』「本質論」にある記述を参照する。ここにはカントの「物自体」が主題的に論じられている箇所があり、上で述べたカント的「カテゴリー」の性格にもとづいて、具体的に、ヘーゲルがいかにして「物自体」を考えることができたのか、またそれをいかにしてみずからの論理学体系のうちに位置づけたのかということを、整合的に論じることができると思われるからである。

2.「超越論的論理学」について

ヘーゲルはカントの「超越論的論理学」を評していわく、

> カントは近年、ふつう論理学と呼ばれているものに、さらにある論理学、すなわち超越論的論理学を対置した。ここで客観的論理学と呼ばれているものは、カントにおいて超越論的論理学であるものと部分的に一致するだろう。かれは超越論的論理学を、かれが一般論理学と呼ぶものから次のように区別する。すなわち、超越論的論理学は（α）アプリオリに諸対象と関係する諸概念を考察するものであり、それゆえ客観的認識のすべての内容を捨象しない。あるいは、それは対象にかんする純粋思惟の規則を含んでいる。（β）同時に、それはわれわれの認識が対象に帰せられえないかぎり、われわれの認識の起源へと向かう。――この第二の側面は、カントの哲学的関心がもっぱら向けられているものである。かれの主要な思想は、カテゴリーを主観的自我としての自己意識に返還要求することである。この規定ゆえに、その見解は意識とその対立のうちにとどまり、感情や直観といった経験的なものの外に、なお思惟する自己意識によって措定されておらず規定されていないもの、物自体、思惟にとって疎遠で外的なものを残存させる。物自体のような抽象物はそれ自身、ただ思惟の産物、それも抽象するだけの思惟の産物であることは容易に理解されるにもかかわらず、である。（W5, 59–60）

ここで「客観的論理学」と言われるのは、『大論理学』の「存在論」と「本質論」から成り、「論理学的な諸規定が「魂・世界・神」へと適用されるかぎりにおいて」存在論であるところの「形而上学」にとって代わるもの（三重野二〇二〇、八一）とされるヘーゲルの論理学である。その「客観的論理学」とカントの「超越論的論理学」とは（α）客観的認識の内容を捨象しない点において共通している。たしかにカント自身、「アプリオリに諸対象に関係するかもしれない概念が存在しうるということ、そして純粋あるいは感性的直観としてではなく、たんに純粋思惟の働きとして、それゆえ概念であるが、しかも経験的な起源のものでもなければ、感性的な起源のものでもない概念が存在しうる」ということを期待して、「純粋悟性と、対象を完全にアプリオリに思考する理性認識の学問」として「超越論的論理学」を規定している。それは純粋悟性のみならず、それが関係するところの対象をも扱うのであり、「理性認識の起源や範囲、

その客観的妥当性を規定する」（A57/B81）ものである。ヘーゲルによれば、ヘーゲル自身の「客観的論理学」もまた、思惟の諸規定（カテゴリー）が「カントの表現によれば、物自体の規定でありうるかどうか、あるいはむしろ理性的なものの規定でありうるかどうか、またいかにしてそうでありうるか」ということを研究するという意味で、「ほんとうの批判」なのであり（W5, 61-2）、このように、理性認識の範囲やその客観的妥当性を規定するという点で、カントの超越論的論理学と共通する。

その一方で、両者はその考察が（β）われわれの認識の起源に向かうという点で異なっている。それというのは、学問の考察対象が「対象についてのわれわれの認識の起源――それが対象に帰せられえないかぎりで――へと向かう」（A55-6/B80）ということであり、「対象に帰せられえない」ような、すなわち対象のうちに起源をもちえないようなカテゴリーを、それがために「主観的自我としての自己意識」に帰属させるということである。しかしヘーゲルによれば、このようなカントの試みは、「対象に帰せられえない」ような経験の、その外側にあるもの、すなわち「思惟する自己意識によって措定されておらず規定されていないもの、物自体、思惟にとって疎遠で外的なもの」を解消することができない。というのも、このカントの試みは「アプリオリ」と「アポステリオリ」ということの区別によって経験の範囲を画定し、カテゴリーがその経験のうちにあるかぎりにおいて「客観的妥当性」が担保されるというしかたで進行するが、このとき、経験の外にある「物自体」のようなものはカテゴリーの手に届かず、取り残されてしまうからである。ヘーゲルはそれに対して、みずからの客観的論理学の批判の試みは「アポステリオリなものに対するアプリオリ性という抽象的形式によって考察するのではなく、それら自身がみずからにおける特殊な内容を考察するという批判」（W5, 62）であると表現している。ヘーゲルは「物自体」をカテゴリーの埒外に置かねばならない要因としての「アプリオリ」と「アポステリオリ」ということの区別を排し、カテゴリーそのものの「内容」を考察するという方法をとる。以上の相違点にかんして、川瀬（二〇二一）はヘーゲルのカント評価を約言し、「概念は直観の多様によって客観性を保証されねばならないものではなく、それ自体で客観的なものなのだが、カントは概念が主観的な形式だという論点に固執し、概念の客観性をつかみそこねた」（川瀬二〇二一、八六）と述べている[1]。

しかしながら、これはまさしく、カントがすでに「一般論理学はこのような認識の起源には関わることがなく、そもそもわれわれ自身のうちにアプリオリに与えられていようが、ただ経験的に与えられていようが、そのような諸表象をたんに法則によって考察するだけである」（A56/B80）と指摘していたところの、従来の「一般論理学」の方法と軌を一にしているように思われ、その意味で、カント以前的な一般論理学への退行とも受けとれる。「アプリオリ」と「アポステリオリ」ということの区別はまさしくカントによる批判の主眼をなしていた。このような区別を排しながら、その上でなお、カテゴリーが「物自体の規定でありうるかどうか、あるいはむしろ理

性的なものの規定でありうるかどうか、またいかにしてそうでありうるか」を研究するということに、しかしヘーゲルの「客観的論理学」の眼目がある。

ではヘーゲルは、カント以後にあって、具体的にいかにしてカテゴリーが「物自体の規定でありうるかどうか」を考察したのだろうか。ここでわれわれは、ヘーゲルの以下の言に留意したい。すなわち、

〔仮象の客観性と思考規定の本性に属する矛盾の必然性が現れるのは〕さしあたり、たしかに理性のこの諸規定が物自体へと適用されるかぎりにおいてである。しかしまさしく諸規定が理性において、自体的にあるものを顧慮することが、その〔思考規定の〕本性である。この帰結は以下のものである。すなわち、肯定的な側面において捉えられるなら、みずから自己を運動させる魂としての、そしてすべての自然的で精神的な生き生きとしていること一般の原理としての、思考規定の内的な否定性にほかならない。しかし弁証法的なものの抽象的で否定的な側面のもとにのみ留まるやいなや、その帰結はただ、よく知られているような、理性は無限なものを認識することができないということになる。それは奇妙な帰結である。無限なものは理性的なものでありながら、理性は理性的なものを認識できないと言うのだから。（W5, 52）

この箇所は、ヘーゲルがカントの「超越論的弁証論」について論じる文脈におけるものだが、これによれば、「カテゴリー」が「物自体」へと適用されるとき、仮象や理性の矛盾としての「アンチノミー」が発生する。カントにおいてはそれゆえ、理性は「物自体」を認識することができない。だがヘーゲルに言わせれば、この帰結はまったく「奇妙」なものである。というのも、無限なもの（「魂、世界、神」（W5, 61）といった「物自体」）は理性的なものであるにもかかわらず、ほかならぬ理性がその理性的なものを認識できないという帰結だからである。むしろ理性は理性的なものを認識することがその本懐であると考えられる。すなわち、理性のうちにあるカテゴリーは、その理性的なもの、「自体的にあるもの」を認識しようと試みるということが、その「本性」であるということになる。こうしてカテゴリーはその本性からして「物自体」へと突き進み、適用されねばならないことが示唆される。

ところで、理性のうちにあるカテゴリーの「本性」が、その理性的なもの、「自体的にあるもの」を認識しようと試みるということにあるという洞察は、実際、カントにおいても為されていたものである。『純粋理性批判』「超越論的弁証論」とは、まったく「超越論的仮象」の考察にあてられたものであり、その「超越論的仮象は批判のあらゆる警告に逆らって、われわれ自身をカテゴリーの経験的使用の彼方へ連れ去り、われわれを純粋悟性の拡張という幻想に思いをつながせる」のであり、その意味で、「その使用が経験にあてがわれることのない原則」としてのカテゴリーの「超越的原則」に影響

を与える。このとき「超越的原則とは、カテゴリーの超越論的使用あるいはその誤用のことではない」。というのも、カテゴリーの超越論的使用は「純粋悟性が戯れることを許された唯一の領域の限界に十分注意を払わない」ものであり、その意味で、経験の内外を区別する「限界」を想定しており、その限界を越えてしまうことによる「誤り」という意味合いが強い。一方、「ほんとうの原則とは、あの一切の境界の杭を薙ぎ払い、どこでも境界を認識せず、まったく新たな領域をわが物にするよう、われわれに要求する原則のこと」である（A295-6/B352）。理性のうちにあるカテゴリーは、「超越論的理念」と呼ばれる（A311/B368）。判断表からカテゴリーが産出されたのと同様に、「理性推理の形式を、カテゴリーを基準にして、直観の総合的統一に適用するなら、その形式は、特殊なアプリオリな概念の起源を含んでいるであろう」という期待から、「全経験の悟性使用全体を原理によって規定する」ところの「純粋理性概念」として、この理念はカテゴリーから産出される（A321/B378）。それは「すべての経験認識を、諸条件の絶対的全体性によって規定されたものとみなす」のであり、「恣意的にでっち上げられたものではなく、理性自身の本性によって課されている」。そういうわけで、純粋理性概念は「結局のところ超越的であり、すべての経験の限界を越える」のである（A327/B384）。

このように、理性のうちにあるカテゴリーとしての「超越論的理念」は、理性自身の「本性」によって課せられたものであり、それによって経験認識を「絶対的全体性」のもとに統一するはたらきである。それは「一切の境界の杭を薙ぎ払い、どこでも境界を認識せず、まったく新たな領域をわが物にするよう、われわれに要求する」ところの「超越的原則」によって規定されるが、その原則は経験の限界や「制限を取り去り、それを踏みこえることを命令する原則」（A296/B353）である。その原則にもとづいて、「われわれの概念のある種の結合の主観的必然性」が「物自体そのものの規定の客観的必然性と見なされる」ことによって、「たとえ人がそれを発見し、超越論的批判によってそれが無効であることをはっきり見抜いたとしても、なくなることがない」ような、「避けられようもない錯覚」（A297/B353）が発生する。

この錯覚を単に否定的にとらえるなら、われわれはカントの指摘するように、「物自体」を認識することができないことになるだろう。というのも、それは単なる錯覚にすぎないからである。一方、この同じ錯覚をひとたび肯定的にとらえるなら、ヘーゲルが主張するように、錯覚としての「物自体」は、ただちに思考規定の「内的な否定性」となる。それはカントも指摘するように、われわれの「内的」な「主観的必然性」であったものである。そのとき現れる仮象やアンチノミーは、もはやカント的な意味での矛盾としてあるのではない。それはわれわれが「物自体」を認識することができないことの証左としての矛盾ではない。そうではなく、カテゴリーがその「本性」においてもつ、「避けられようもない」必然的な矛盾なのであって、それがためにみずから崩壊し、みずから自己を運動させるところの矛盾である。この同じものは「抽象的で否定的」な意味ではな

く、「肯定的」な意味において捉えられねばならず、したがって、理性的なもの、「自体的にあるもの」、「無限なもの」として現れる「物自体」は、まったくカテゴリーの「内的な否定性」にほかならない。

以上を約言すれば、すなわち、カテゴリーが「物自体」へと適用されるとき、カテゴリーはなんらかの錯覚、「矛盾」に直面しなければならない。それはカントが指摘したような、それがためにカテゴリーが「物自体」に適用されえないとされるところの、否定的な矛盾ではない。そうではなく、それはみずからに対する「否定」であり、しかもみずからのうちにある「内的」な否定である。それはカテゴリーの「本性」に即した本質的な否定であるので、「みずから自己を運動させ」、「生き生きと」させるところの否定なのである。三重野（二〇二〇）はこの点にこそ「概念の内在的発展をつうじて先行するカテゴリーから別のカテゴリーが必然的に産出される過程」を根拠づけるところの「概念そのものに内在する「否定的なもの」」をみている（三重野二〇二〇、八二―三）。こうして、カントにおいては、カテゴリーが経験の外側へと飛びだしていくような「超越論的使用」が為されるところの、その飛びだしていく先としての「物自体」というものが、ヘーゲルにおいてはどこにも見いだせず、その「物自体」はすでにカテゴリーの内側にあり、カテゴリーの本性を構成し、その「内的な否定性」として、カテゴリーを必然的に運動させるところの契機となっている。カテゴリーがカテゴリーとしてあるかぎり、その「内的な否定性」によって、それは必然的に「矛盾」しなければならないのである。これこそ、カテゴリーの内在的発展の内実であるだろう。

これによって、絶対不変のカテゴリーの、経験的な「改訂」が容認され、カテゴリーとその他の経験的概念とのあいだに「本質的な区別がなくなる」（川瀬二〇二一、八二）とする川瀬が示したところの事態が再現される。もはやヘーゲル論理学においては「ア・プリオリなカテゴリーと経験的概念が峻別されるべき理由はない」（同上、八七）のである。こうしてヘーゲルは「物自体」をカテゴリーの埒外に置かねばならない要因としての「アプリオリ」と「アポステリオリ」ということの区別を排し、カテゴリーそのものの「内容」から、すなわちカテゴリーの内在的発展ということから、カテゴリーが「物自体の規定でありうるかどうか、あるいはむしろ理性的なものの規定でありうるかどうか、またいかにしてそうでありうるか」を画定しようとする。これがまさにヘーゲル論理学におけるカント哲学との差異であり、この試みの成否にこそ、全ヘーゲル論理学の体系的存亡が懸かっている。

ここにおいて「アプリオリ」と「アポステリオリ」ということの区別を排するということが成功しているとすると、それがただちに意味するのは、カテゴリーが真なる「客観的妥当性」を得ることができるということだ。というのも、カントにおいてカテゴリーの「客観的妥当性」は悟性がそれに関して「経験的使用のほかはなしえず、けっして超越論的使用をなしえない」（A238/B297）ときはじめて担保されるということ、すなわち、ひとたびカテゴリーの超越論的使用が為されたなら、カテゴリーはその客観的妥当性を失うというこ

とが主張されたのであった[2]。しかし概念にかんして「アプリオリ」と「経験」とが区別されないということになると、経験の外へと飛びだしていくと言われるときの、「経験の外」という表現がそもそも可能になるための「境界」自体の廃棄が帰結する。見いだされるのは、内も外もなく、飛びだすもなにもないような、再帰的な「無限」の構造である。ここにおいてカテゴリーの経験的使用と超越論的使用との区別もまた廃棄され、それゆえカテゴリーが超越論的に使用された場合であっても、その客観的妥当性が担保されうることになる。これこそ、川瀬によって「それ自体で客観的なもの」と表現された「概念」なのであり、カントによって「一切の境界の杭を薙ぎ払い、どこでも境界を認識せず、まったく新たな領域をわが物にするよう、われわれに要求する」原則とされたカテゴリーの「超越的原則」にもとづく、肯定的な帰結なのである。

3.「カテゴリー」について

さて、以上の考察は、すでにカントの「超越論的論理学」の範疇を超えている。「現象」と「物自体」とを区別し、カテゴリーの使用を「経験的使用」にとどめることによって、その「客観的妥当性」を確保しようとしたところの「超越論的論理学」の努力と成果を、ここにおいて完全に無化するに至っているからである。しかし依然としてなおこのヘーゲル論理学がカントの「超越論的論理学」を深化させた継承者であるということをあくまでも主張しなければならない理由がある。それはカントの「カテゴリー」が現象を飛びだし、「物自体」へと適用されるべき性格をすでに有していた、ということである。

そもそもカント『純粋理性批判』においてはじめて、「現象」と「物自体」との区別が高らかに謳われたとき、あの名高い麗句にはその「区別」をみずから否定しようとする契機がすでに含まれていたことを指摘しなければならない。すなわち、

> それゆえ、われわれは物自体そのものとしての対象については認識をもつことができず、対象がただ感性的直観の客体であるかぎりでのみ、すなわち現象としての対象に関してのみ、認識をもつことができるのである。（中略）そのことから、もちろん、理性のすべてのたんに可能的な思弁的認識を、単なる経験の対象に制限することが帰結される。それにもかかわらず、注意されねばならないことだが、その際、次のことは依然として留保される。それはすなわち、われわれはまさに同一の対象を物自体そのものとして、たとえ認識できなくても、少なくとも考えることはできなければならないということである。というのも、そうでないとすれば、なにか現象するものなしに現象がある、という馬鹿げた命題が帰結してしまうからである。（BXXV I，BXXV Ⅱ）

カントによって「物自体」というものはたとえ認識できなくとも、

それでも「考える」ことはできなければならないと言われるとき、「考える」ための規定としての「カテゴリー」が、すでに現象と物自体との区別を乗り超え、双方にわたって「客観的妥当性」を保ちながら思惟することができる、ということが示唆されている。あるいは、次のようにも言われる。

> カテゴリーは、思考にあってわれわれの感性的直観の諸条件によって制限されてはおらず、境界づけられていない領域を有している。われわれが思考するものを認識する場合、つまり客体を規定するときにのみ、直観が必要とされるのである。その場合、直観が欠けていても、客体についての思考は、主体の理性使用に対して依然としてなお真にして有用な帰結を生むことができる。（B166）

カントにおいても、「カテゴリー」は本来、感性的な直観の条件によっては「制限」されておらず、経験の内外というような「境界」自体を廃棄するはたらきが付与されていると考えることができる。

それゆえ悟性は感性を制限する。悟性がみずからの領域を拡張することなしに、である。そして悟性は、感性が思いあがって物自体そのものに向かうのではなく、たんに現象へと向かうよう警告する。そして悟性は対象それ自体を考えるが、たんに現象の原因であるところの（それゆえ自身は現象ではない）超越論的客体としてのみ考える。それは量としても、実在性としても、実体その他としても、考えられえない。（というのも、これらの概念はつねに感性的形式を必要とし、そこにおいて対象を規定するからである）。（A288/B344）

カントによれば、このようなカテゴリーの「対象それ自体を考える」という特権的な性格によって、以下のことが惹起されうる。すなわち、経験の限界を超えたその外の事柄は、「悟性の使用がその規定に逆らって超越論的にされ、対象すなわち可能的直観は概念に従わなければならないが、概念は可能的直観（これにのみ概念の客観的妥当性は基づく）に従わなくてもよいとすること」によって、そして「統覚、およびそれとともに思考は、表象のあらゆる可能で規定された配列に先行するということ」によって（A289/B345）、

それゆえ、われわれは何か一般を考え、それを一方で感性的に規定するが、しかし一般的かつ抽象的に思い浮かべられた対象を、それを直観する仕方から区別する。そこで、われわれには対象をたんに思考によって規定する仕方のみが残される。この仕方は、たしかに内容のない単なる論理的形式ではあるが、それにもかかわらず、われわれの感覚に制限されている直観を顧みることなしに、客体がそれ自体として現実に存在する（ヌーメノン）ような仕方であるように見える。（A289/B345-6）

すなわち、感性によって制限されないカテゴリーの超越論的使用が可能であり、また「統覚」やそれにともなう思考が、経験的な表象のあらゆる配列に先行するということが意識されるとき、われわれはある対象をたんに思考によってのみ規定しようとすることができるということである。それによって感性によって制限されない客体がそれ自体として現実存在するかのように錯覚してしまうのである。もちろんこの「ヌーメノン（可想体）」には、「われわれの悟性概念を適用することはできない」ので、それは「われわれにとって空虚であり、われわれの感性的認識の境界を指し示し、われわれが可能的経験によっても純粋悟性によっても埋めることのできない余地を残す以外には使われない」（A288–9/B345）。

われわれは以上の論述に、ヘーゲルがカントから受け継いだ「カテゴリー」の基本的な性格を見てとることができる。カテゴリーが「超越論的」に使用されるとき、その帰結として、感性によって制限されない客体がそれ自体として現実存在するかのように錯覚するということは、ヘーゲルによって「物自体」がカテゴリーの「内的な否定性」として捉えられたことと関連している。というのも、それはわれわれにとっては「空虚」なのであって、カテゴリーが経験の外側へと飛びだしていくような「超越論的使用」が為されるところの、その飛びだしていく先としての「物自体」というものが、ヘーゲルにおいてはどこにも見いだせないということは、すなわちその領域がカテゴリーの超越論的使用による錯覚にすぎないことを意味している。「物自体」というものが「一切の規定をもたない、無として考えられる」（W5, 130）ということの意味は、「物自体そのものは一切の規定性を度外視した空虚な抽象物」（W6, 135）であるということであり、それはつまり、「物自体」はすでにカテゴリーの内側にあり、なにか外的なものとしては存在せず、カテゴリーの「内的な否定性」として、これを必然的に運動させるところの契機となっているということである。

4.「物自体」とは何であったか

それでは、カテゴリーの「内的な否定性」としての「物自体」は、具体的にいかにして作用するのであろうか。ヘーゲルによってこれが最も主題的に論じられているのは、『大論理学』「本質論」第二部「現象」、第一章「実存」における箇所である。私見によれば、ヘーゲルにおいて、カテゴリーが「物自体の規定でありうるかどうか、あるいはむしろ理性的なものの規定でありうるかどうか、またいかにしてそうでありうるか」ということが画定されるのは、「カテゴリー論」としてのヘーゲル論理学において、「物自体」という概念が、有機的に位置づけられ、機能しているかどうかが確かめられるかぎりにおいてである。川瀬が指摘するように、ヘーゲルの体系は「体系の諸要素が相互に支え合っている」のであり、「体系の中に一方的な基礎づけ関係がない」ような「全体論的」な性格を有している（川瀬二〇二一、五）。このような「全体論においてはまさに、登場する各要素が相互的に関わり合い、互いの意味を明らかにしたり、互い

を正当化したりするネットワークを構成している」（同上、一〇七）。さらに Bubner（1995）によれば、「論理学は従来の形而上学が生みだしてきたすべての重要な概念をそれ自身のうちに取りあげ、全体として再構成するという形式のうちにある」のであり、ヘーゲルの論理学は「すべてのすでに生みだされた概念の全体から説得力のある連関を産出する」もの（Bubner 1995, 57）である。以上を顧慮すれば、これまで上で提示してきたカテゴリーの「内的な否定性」としての「物自体」という規定が、体系において正しく機能し、他のカテゴリーとの連関を構成し、みずからを正当化していると見なされるとき、はじめてカテゴリーが「物自体の規定」でもあることが示され、そのために「カテゴリー」が真なる「客観的妥当性」を得るということが証明されるだろう。以下では、この当該箇所を分析することを通して、これまで述べてきたカント的「カテゴリー」の性格にもとづいて、それとの関連で、具体的に、ヘーゲルがいかにして「物自体」を考えることができたのか、またいかにしてそれをみずからの論理学体系のうちに位置づけたのかということについて、整合的に論じることを試みる。

まずは『大論理学』全体における、この当該箇所の位置づけを確認したい。『大論理学』は大きく三巻に分かれており、「存在論」、「本質論」、「概念論」から成っている。第一の「存在論」は、ヘーゲルの言によれば、「第一の命題「存在は本質である」を含んでいる」。これを詳説すれば、「絶対的な抽象物」としての「存在」は、そのうちに「否定性」をもっており、むしろこのような「絶対的な否定性」としてのみ存在である。それがために、「存在は自己を止揚する存在としてのみあり、本質である」（W6, 124）。このことはつまり、はじめの「絶対的な抽象物」としての「存在」はそのうちにある「否定性」によってただちに、たとえばその反対物である「無」へと移行するということである。こうして反対物へと移行するものとしてのみ、存在は存在であり、それゆえに「絶対的な否定性」なのである。そしてこの「存在」は反対物へと移行し続けることによって、みずからを規定し、自己を止揚していくのであり、そのとき、存在は「本質」である。

さて、この「本質」は、「みずからとの単純な同等性」として、同時に「存在」である。「本質が成りゆくところのこの存在は、本質的な存在であり、実存 Existenz である」。これは「否定性と内面性から外に出ていく存在」であり、「第二の命題「本質は存在である」」を構成し、「本質論」第一部の内容をなす。

こうして「本質は現象する」ことになる。上に続く「本質論」第二部「現象」こそ、この点を扱うものである。ところで「反省の諸規定」、すなわちこれまで本論で述べてきたところの「カテゴリー」は、「措定されてあるなかで直接に自己と同一の本質である」。カテゴリーの「内的な否定性」は、はじめの「絶対的な抽象物」としての「存在」のうちにあった「否定性」と同一のものであり、「存在」が「無」へと移行する契機として、「本質」なのである。その本質としての「反省」、「自己自身を止揚する或いは自己のうちに還帰するその反省」によって、本質は「実在的に自己を規定する」。反省のな

かで、本質は実存へと移行し、やがて現象として完成される。さて、「実存および実存するもの」は「物」である。「物は反省を含んでいる」。しかし、「物の直接性のうちで反省の否定性はさしあたり消えている」。が、「その根拠は本質的に反省なのであるから、その直接性は止揚され」、それは「措定されてあることとなる」（W6, 124）。

このようにして、カテゴリーはそれ自身のうちにある「内的な否定性」によって、つまり、自己自身を規定する「本質」によって、ただちに別のカテゴリーへと移行する。ヘーゲルの『大論理学』が「カテゴリー論」であったとすれば、はじめの「絶対的な抽象物」としての「存在」は、第一のカテゴリーであり、それがみずからのうちにある「内的な否定性」によって「無」という第二のカテゴリーへと移行する場面から記述されていくものとして理解することができるだろう。

さて、「実存は本質の絶対的な外化 Entäusserung であり、この外化の彼岸には何も残っていない」（W6, 128）。ここで「物」として理解されるべき「実存」は、具体的にいかにして成立するのであろうか。すでにみたように、「実存」は「最初の直接性」ではない。というのも、「それ自身に媒介の契機をもっているから」である（W6, 129）。それではこの最初の「直接的なもの」とはいったい何であろうか。そのとき第一に考察されるカテゴリーこそ、その「内的な否定性」としての「物自体」なのである。

「物自体」はまず「止揚された媒介によってある、本質的な直接的なものとしての実存するものである」（同上）。それは一方に「反省していない直接性」を含みもち、同時に他方「媒介として規定されている」。つまり、「物自体は運動しない無規定な統一である」のだから、ものごとを規定する「反省」は、さしあたり「他のものを通して自己を媒介する定在として、物自体の外にある」ということである。「物自体は規定された多様性をそれ自身にもって」おらず、「外在的な反省にもたらされてはじめてそれを獲得する」（W6, 130）。ここにおける「外在的反省」とはわれわれがすでにみてきた「カテゴリー」であると考えてよい。ここではカントにおいて主張された、「カテゴリーは物自体の規定ではない」ということを、ヘーゲルの言語で説明していると考えられる。カントにおいて為された「否定的」見解そのものが、「物自体」が体系に位置づけられる際の一契機として特徴づけられている。

次に、この「外在的反省」について、それが「外在的 äusserlich」であるのは「他のものに対することとして本質的な同一性に関係するかぎりでのみ」である。したがって、外在的反省は「物自体に対する関係としてまずある」のであり、「それだけで存立するものではない nichts für sich Bestehendes」。それはつまり、「反省」は「物自体に対して外的に自己自身のうちで崩壊する」のであって、むしろ「そうすることでそれ自身本質的な同一性ないし物自体となる」ということである。この「物自体」は「最初の物自体とは別のもの」である（W6, 131）。というのも、「この物自体は非本質的な実存〔外在的反省〕から生まれるものだからである」。しかしこの「物自体」は「最初の物自体と同様、非本質的な実存〔外在的反省〕の自己内反省」

である（W6, 132）。ここにわれわれがこれまで確認してきた、カテゴリーの「内的な否定性」としての「物自体」が現れてくる。カテゴリーは「物自体に対する関係としてまずある」が、それは実は「物自体からの突き離しとしてある」のであって、「自己自身のうちで不安定に自己を突き返すことである」（W6, 131）。こうして「様々な物自体相互の規定性は、従って、外在的反省に属することになる」（W6, 132）。ところで、ここにおいてカテゴリーの「内的な否定性」としての「物自体」は、同時に、「物自体」のほうが「自己自身への反省の否定性を自己のうちに含む」ということを意味し、「物自体に対して外在的実存〔外在的反省〕として現象したものは、物自体自身のなかの契機である」。こうして「物自体」は「外在的反省という関係のうち」において、「自己を自己から突き離す」のであり、「幾つもの物自体」があることになる。「物自体」は「他のものに対するものとしてみずからと関係するもの」である（W6, 131）。

こうして、「この外在的反省は、今では、諸々の物自体相互の関係」である。「物自体は他の物自体へと自己自身からみずからを突き離すことである」から、「それぞれの物自体は、他のものからみずからに反射するものとしてのみ他のもの」であって、「それが措定されてあることをそれ自身にもっているのではなく、他のもののうちにもつのであり、他のものの規定性によってのみ規定されている」のであるが、しかしこのような物自体は「それ自身のうちに差異をもつわけではなく、それぞれ他のもののうちに持つだけであるから、区別されたものではない」。したがって、物自体相互の「ふたつの極のあいだを媒介する関係をなすはずの外在的反省は、物自体が自己自身に対して関係することにすぎず、すなわち本質的に物自体の自己内反省 Reflexion-in-sich である」（W6, 132）。つまり、物自体の「規定性は物自体の表面であるだけでなく、物自体と他のものとしてのみずからとの本質的な媒介」なのであり、それぞれの物自体は「実際にはひとつのものに重なる」のであり、「ただひとつの物自体があって、それが外在的反省のなかで自己自身と関係するのであり、その規定性となるのは、他のものに対することとしてみずからに対する物自体自身の関係なのである」。そしてこの物自体の規定性が、「物の性質」なのである（W6, 133）。ここに至ってようやく、「外在的反省」、すなわちカテゴリーは「自体的に存在する規定性あるいは物自体の規定性である」（W6, 132-3）ことになる。

こうして無規定な物自体が、外在的反省との関わりのなかで、みずからの本質的な規定性を手に入れることになる。カテゴリーがその「内的な否定性」のためにみずからのうちで崩壊し、媒介を経たのち、規定性としてみずからの直接性を回復したのである。こうしてカテゴリーは以前のカテゴリーとはなにか別のカテゴリーとなる。それは「物自体の規定」となることで、みずからの「外在性」を否定し、物自体固有のカテゴリーとなる。同時に、完全に無規定な抽象物としての「物自体」は、規定性としての「性質」を具えた、別の「物自体」となる。それはカテゴリーによって媒介された規定性である。

ここにおいて、カントによって「カテゴリーは物自体の規定では

ない」とされ、「カテゴリー」と「物自体」という互いに外的であったものが、互いに互いを規定しあうというしかたで、すなわち「他のものに対するものとしてみずからと関係する」というしかたで、カテゴリーは「物自体の規定」となり、それは同時に「物自体自身のなかの契機」であり、そのように一個の体系において、表裏一体のものとして正しく機能することが明らかとなった。規定された「物自体」はその後、「物の性質」として他のカテゴリーとの連関を構成していくことになる。こうしてわれわれは「物自体」が、カテゴリーの内在的発展によって、みずからを正当化していると見なすことができる。そしていま、はじめてカテゴリーが「物自体の規定」であることが示され、それによって「カテゴリー」が真なる「客観的妥当性」を得るということが証明されたのである。

5．おわりに

本稿では、ヘーゲル論理学を「カテゴリー論」として読み直すことによって、かれがいかにして「物自体」について語ったのかということを検討した。まず、ヘーゲル論理学がカントの「超越論的論理学」を継承した「カテゴリー論」であったことを論じ、次に、カントのカテゴリーが「物自体」へと適用されるべき性格をすでに有していたことを指摘し、カントのうちにもともと潜んでいたヘーゲル論理学へと発展するための契機を確認した。最後に、『大論理学』「本質論」第二部「現象」、第一章「実存」をもとに、上記を踏まえた上で、その具体的な内容を考察し、カテゴリーの「内的な否定性」として規定された「物自体」が、ヘーゲルの体系において正しく機能し、他のカテゴリーとの連関を構成し、それによってみずからを正当化しているということを主張した。これにより「物自体」というものが、カテゴリーの内在的発展を通じて、それ自身の「直接性」を否定し、媒介されているという様態をみずから示すことが明らかとなった。それによって、カテゴリーが「物自体の規定」であることが示され、もってカテゴリーが真なる「客観的妥当性」を得るということが証明されたと考える。ここで示されたことが、果たしてほんとうにヘーゲルの体系のなかで一様に正しく機能するのかということについては、さらなる検証を要するが、しかしそれは本稿の射程ではない。今後の努力によって、当該の網羅的研究を遂げる所存である。

（あぼう　ひろむ・哲学倫理学研究室）

文献

○引用文中の〔　〕は特別な断りのないかぎり、本稿筆者による補足、言い換えである。

○『純粋理性批判』からの引用に関して、慣例にならい、第一版（1781年）をA、第二版（1787年）をBと略記して頁数を示す。訳は筆者による。適宜、石川訳を参照した。

○『エンチュクロペディー（第三版）小論理学（*Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften I*）』（W８と略記）からの引用に関して、

Suhrkamp 版ヘーゲル全集における原書頁数を示す。訳は筆者による。適宜、真下等訳を参照した。

○『大論理学（Wissenschaft der Logik）』（W 5、6と略記）からの引用に関して、Suhrkamp 版ヘーゲル全集における頁数を示す。訳は筆者による。適宜、山口訳を参照した。

Bubner, Rüdiger（1995）, *Innovationen des Idealismus*, Vandenhoeck und Ruprecht, Göttingen.

Hegel, G. W. F.（1969）, *Wissenschaft der Logik I*, Suhrkamp Verlag; Frankfurt am Main. 山口祐弘訳『ヘーゲル論理の学　第一巻　存在論』作品社　二〇一二年

Hegel, G. W. F.（1969）, *Wissenschaft der Logik II*, Suhrkamp Verlag; Frankfurt am Main. 山口祐弘訳『ヘーゲル論理の学　第二巻　本質論』作品社　二〇一三年

Hegel, G. W. F.（1970）, *Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften I*, Suhrkamp Verlag: Frankfurt am Main. 真下信一等訳『ヘーゲル　小論理学』岩波書店　一九九六年

Kant, Immanuel（1956）, *Kritik der reinen Vernunft*, Felix Meiner, Hamburg. 石川文康訳『純粋理性批判　上・下』筑摩書房　二〇一四年

川瀬和也（二〇二一）、『全体論と一元論 ── ヘーゲル哲学体系の核心 ──』晃洋書房

三重野清顕（二〇二〇）、「カテゴリーとは何であるか、いかにして導出されるのか ── カテゴリー論としてのヘーゲル論理学 ──」、『ヘーゲル哲学研究』、こぶし書房、73–85頁

注

[1] 三重野（二〇二〇）も参照。ヘーゲルがカントの「超越論的論理学」をどのように継承したのかが問題とされている。

[2] ここで「超越論的使用とは、その概念が物一般と物それ自体に関係づけられる使用のこと」であり、「それに対して、経験的使用とは、概念が単に現象に、すなわち可能的経験の対象に関係づけられる場合の使用のことである」（A238–9/B298）。ちなみにここで「超越論的」と言われるのは少々不自然である。それが経験を越えて使用されることを意味するなら、正しい用語は「超越的」とならねばならないはずである。この点にかんして、カント研究においては、カント自身の「筆の滑り」として大方一致しているようである。しかし本稿では、ヘーゲルが「経験の外」という表現がそもそも可能になるための「境界」自体の廃棄を志向していたことを顧慮して、その際のカテゴリーの使用の名称として、むしろ「超越論的」が相応しいと判断し、これを用いることにする。この用語法は「一切の境界の杭を薙ぎ払い、どこでも境界を認識せず、まったく新たな領域をわが物にするよう、われわれに要求する」ところの「超越的原則」と親和性をもつ。カントによって「カテゴリーの超越論的使用」と「超越的原則」とは異なるとされたが、これは本論でも述べたように、踏みこえるべき境界をあらかじめ想定し、それを飛び越えてしまう「誤用」としての否定的意味合いが強い前者と、むしろその境界自体を廃棄し、踏みこえさせようとする原則として肯定的な意味をもちうる後者という差異であって、実際的な様態において意味するものはほとんど同じであると考えられる。同じものの異なる視点からとらえられた二側面として理解するべきだろう。

10.14943/rjgshhs.23.r 17

王充の「意象」観

凌　玲

要　旨

本論の目的は、『論衡』乱龍篇・遭虎篇・商蟲篇に見える土龍、虎、蟲の「意象」の特徴とそれらに付与された意味を解読した上で、王充の異なる「意象」に対する態度とその原因を分析し、さらに王充の「意象」観を明らかにすることである。従来の研究では、王充が、乱龍篇で初めて「意」と「象」を併用し、「意象」に「禮貴意象」（禮は意象を貴ぶ）といった定義をしたことを評価することがほとんどであった。しかし、王充は「意象」を判断する基準については十分に討論されたとは言い難い。本論はその点に着目し、王充は「意象」の判断基準として「禮」を用いており、また『論衡』の主旨である「疾虚妄」と関係があることを明らかにした。しかし、「禮」にこだわる王充は、虎・蟲という「意象」が持つ文学表現上の意義をあまり重要視していなかったことも同時に確認できた。このような王充の独特の「意象」観の由来と後世にどのような影響を与えたかについては、今後の課題としたい。

キーワード：王充、『論衡』、意象、禮

はじめに

「意象」という語は、中国の文学理論上の言葉として用いられ、『詩經』に広く使われる文学の表現手法である[1]。『中国美学範疇辞典』によると、「意象」は、近代以前の中国美学の基本な範疇の一つであり、「意象」の「意」は審美者の「心意（心智と情意）」であり、「象」は「形象（形あるもののすがた）」、あるいは「物象（物のすがた）」のことである[2]。外界の物象について内心で生起する主観的感覚と解説するのが無難である。換言すれば、「意象」というは「象」に「意」を寓し、審美者の主観的な感情や文学的な意味が付与された客観的

な物象である。

「意象」は、文字通り、「意」と「象」の二部分から構成されているが、「象」は「実質上の象」と「表現上の象」の両方を指している。定義中の「形象」または「物象」は「実質上の象」、つまり本体としての「象」を指し、「表現上の象」は「実質的な象」の代替を指す。

実は、「意象」という概念が最初に登場したのは、漢代を代表する思想家、王充の『論衡』乱龍篇においてである[3]。また、王充の「意象」に対する議論は、主に『論衡』乱龍篇・遭虎篇・商蟲篇に集中している。しかしながら、乱龍篇と遭虎篇・商蟲篇とを比較すると、それぞれの「意象」に対する王充の態度に相違が見られるようである。

この点について、王充が「意象」への認識に矛盾が生じるのは、彼の思想面においての矛盾が拠り所であるという指摘がある[4]。確かに『論衡』における王充の思想面に多くの矛盾が見受けられる。たとえば、王充は反迷信と標榜するにも関わらず、斉世篇、宣漢篇、恢国篇、験符篇では、様々な瑞物・瑞兆を用いて、大漢王朝を賞賛した[5]。そうすれば、このような考え方には一理あるかもしれないが、しかし、王充のこのような思想面上の矛盾を「意象」への認識に矛盾が生じる必然的な結果だと結論を下すのはあまりにも早計と思われる。

本論では、先行研究を踏まえた上で、『論衡』乱龍篇・遭虎篇・商蟲篇に見える土龍、虎、蟲の「意象」の特徴とそれらに付与された意味を解読した上で、王充の異なる「意象」に対する態度とその原因を分析し、多角的にその「意象」観を考察したい。

Ⅰ、乱龍篇における「意象」

まず、乱龍篇の土龍を例にして、土龍という「意象」について考察したい。雨乞いの「意」を伝達できるのは「実質上の象」の龍である、しかし、王充は「表現上の象」である土龍、つまり代替も「実質上の象」である龍と同じ効果を持つという。乱龍篇は王充が土龍を設けて雨乞いをするという董仲舒の説に対して、王充が十五条の論証と四条の意義をあげて弁護した篇であり、「実質上の象」と「表現上の象」と同様に、同じ内容の「意」を伝達することを証明する篇でもある。篇名の「乱」は篇の末尾に示されたように「終」の意である。王充は乱龍篇によって董仲舒の土龍の説[6]に結末をつけるという趣旨を示している。

王充は、土龍も雨乞いすることができることを論証するのに土龍という「意象」の合理性を検証しようとした。十五条の証拠のうち、最初の八条証拠は、すべて儒生からの質問、つまり「夫易言雲従龍者、謂真龍也、豈謂土哉。」（夫れ易に雲に従ふと言ふ者は、真龍を謂ふなり。豈に土を謂はんや。）（乱龍篇）への反駁である。続いて乱龍篇にいう。

> 神靈示人以象、不以實。故寢臥夢悟見事之象。將吉、吉象來、將凶、凶象至。（中略）神靈以象見實、土龍何獨不能以僞致眞也。

神靈は人に示すに象を以てし、實を以てせず。故に寢臥・夢悟に事の象を見るに、將に吉ならんとすれば、吉象來るも、將に凶ならんとすれば、凶象至る。（中略）神靈は象を以て實を見すに、土龍何ぞ獨り僞を以て眞を致す能はざらんや[7]。

神靈は吉事や凶事を伝達するには本体を使わずに、その吉事や凶事に応じる形象を見せることによって伝達できる。王充は、土龍という「意象」を偽物という点で非難するのは妥当ではないと考え、土龍でも雨乞いの役目を果たすという。それを前提にして、第九条から第十五条において証拠を挙げながら、「意象」の特徴を検証した。以下、王充の検証過程を確認しよう。

魯般・墨子刻木爲鳶、蜚之三日而不集、爲之巧也。使作土龍者若魯般・墨子、則亦將有木鳶蜚不集之類。夫蜚鳶之氣、雲雨之氣也。氣而蜚木鳶、何獨不能從土龍。十也。

魯般・墨子は木を刻して鳶を爲り、之を蜚ばすこと三日にして集らざるは、之を爲ること巧なればなり。土龍を作る者をして、魯般・墨子の若からしめば、則ち亦た將に木鳶蜚んで集らざるの類有らんとす。夫れ蜚鳶の氣は、雲雨の氣なり。氣而く木鳶を蜚ばすに、何ぞ獨り土龍に從ふ能はざらんや。十なり。

王充は、木鳶が三日も空を飛び続けることができるのは、木鳶と鳶とは「気」が類似しているからだという。「気」とは王充の思想において重要な概念であり、たとえば『論衡』自然篇にいう。

天地合氣、萬物自生、猶夫婦合氣子自生矣。

天地の氣を合はせ、萬物の自ら生ずるは、猶ほ夫婦の氣を合はせ、子の自ら生ずるがごとし。

天地間の「気」が交わり、宇宙間のあらゆるものが自然に生まれる。これは夫婦の間に子供が自然に生まれるようなものである。王充は「気」は物質的であり、「気」は萬物の形成に必要とする基本であることを自分の理論の出発点としている。「意象」である木鳶が持つ「気」はいわゆる木鳶の性質である。木鳶は鳶と性質上に類似したから、鳶と同様に雲雨の「気」と呼び合えることができ、空を飛べるというわけである。つまり、龍と類似した「気」を持つ土龍による雨乞いも成立できるのである。

この例から見れば「実質上の象」（龍、鳶）と「表現上の象」（土龍、木鳶）は「気」が類似することを示したものである。これは「意象」の第一の特徴である。次に、意象の第二の特徴について確認したい。

匈奴敬畏郅都之威、刻木象都之狀、交弓射之、莫能一中。不知、都之精神在形象邪。亡也[8]將匈奴敬鬼[9]精神在木[10]也。如都之精神在形象、天龍之神亦在土龍。如匈奴精[11]、在木人、則雩祭者之精、亦在土龍。十二也。

匈奴は郅都の威を敬畏す。木を刻して都の狀に象り、弓を交へて之を射るに、能く一も中る莫し。知らず、都の精神の形象に在るか。亡將匈奴、精神の木人の在るを敬畏するか。如し都の精神、形象に在らば、天龍の神も、亦た土龍に在らん。如し匈奴の精、木人に在らば、則ち雩祭者の精も、亦た土龍に在らん。十二なり。

匈奴の人は、郅都の威力を恐れて、郅都の肖像が彫られた木人を射ても一つも当たらなかった[12]。この例は、匈奴の人の恐怖感情が「表現上の象」（木人）に乗り移り、「表現上の象」（木人）が「実質上の象」（郅都）と同じく匈奴の人を恐れさせる効果があることを示した。木人に宿る郅都の精魂あるいは木人に宿る匈奴人の恐怖感情は、いずれも人間から物への感情移入したことを示すもので、これは「意象」の第二の特徴であり、「意象」の最も重要な特徴である。王充はこの例を通して、人間の恐怖感情が「表現上の象」に移り、そして「実質上の象」のように機能できることを明らかにした。以上から見ると、王充は土龍の雨乞いの真偽を論証する際に、「意象」には二つの特徴があることを意識した。王充はこれらに基づいて「意象」の四つの意義を示したのである。それでは、「意象」の第一の意義を見てみよう。

立春東耕、爲土象人、男女各二人、秉耒把鋤、或立土牛[13]、未必能耕也、順氣應時、示率下也。今設土龍、雖知不能致雨、亦當夏時、以類應變、與立土人・土牛、同一義也[14]。

立春東耕し、土象の人を爲り、男女各々二人に、耒を秉り鋤を把らしめ、或いは土牛を立つるも、未だ必ずしも能く耕さざるなり。気に順ひ時に應じ、下を率ゐるを示すなり。今土龍を設くるは、雨を致す能はざるを知ると雖も、亦た夏時に當り、類を以て變に應ずれば、土人、土牛を立つると、義を同じくす。一なり。

立春になると、東方の郊外で、土牛や鋤を握る男女の土偶を作り、畑に立て、耕作礼儀を行う。ここでの土牛や土人は、必ずしも耕せるものとは限らない、ただ春の訪れを暗示し、農耕の準備を始めるよう導くものである。これらは人間が意図的に作った土人・土牛である「意象」に「農耕を促す」という意味を付与した行為である。王充は、土人・土牛は「順気應時」（気に順ひ時に應じる）の「意象」であれば、土龍も「夏時」に適応する「意象」だという。ここに挙げられた「意象」の第一の意義は、「禮」の規定によって、ある決められた時期にある活動を通して人々を導くというポジティブな役割を果すのである。続いて「意象」の第二の意義も見てみよう。

禮、宗廟之主、以木爲之、長尺二寸、以象先祖。孝子入廟、主心事之、雖知木主非親、亦當盡敬、有所主事。土龍與木主同、雖知非眞、示[15]當感動、立意於象。二也。

禮に、宗廟の主は、木を以て之を爲り、長尺二寸、以て先祖に

象る。孝子、廟に入り、心を主として之に事へ、木主の親に非ざるを知ると雖も、亦た當に敬を盡し、事を主とする所有るべし。土龍と木主と同じにして、眞に非ざるを知ると雖も、亦た當に感動して、意を象に立つべし。二なり。

「禮」の規定によると、祖先を祭祀する際に、長さ二寸の木で宗廟の位牌を作る。位牌が先祖を象徴し、子孫は位牌を祖先と見なし、敬虔に参拝した。そもそも位牌自体は、金銭的な価値がない存在であるが、子孫により先祖の象徴という意味合いを付与したため、尊い存在に変わった。この例は、華夏文化の中で典型的な意味を持っている。平民の間で行われる祭祀活動から、国を主体としての祭祀に及ぶものであり[16]、このような祭祀行為により、礼教社会が構築されているといえるだろう。これもまた、儒家を核とする華夏文化の概括であろう。位牌という「意象」が表す第二の意義は、「禮」の儀式により華夏文化の継承である。次に「意象」の第三の意義を確かめよう。

塗車・芻靈[17]、聖人知其無用、示象生存、不敢無也。夫設土龍、知其不能動雨也、示若塗車・芻靈而有致。三也。

塗車・芻靈は、聖人、其の用無きを知るも、生存に象るを示せば、敢へて無くんばあらざるなり。夫れ土龍を設くるは、其の雨を動かす能はざるを知りて、塗車・芻靈の致す有るが若きを示す。三なり。

塗車・芻靈は葬儀の時に陪葬のために作られた模造品である。これらの模造品自体は価値のないものだが、生身の人間の代わりに陪葬に使われたものと考えられる。ここに言及した「聖人知其無用、示象生存、不敢無也。」（聖人其の用無き知るも、生存に象るを示せば、敢へて無くんばあらざるなり）は、おそらく孔子の芻靈に対する評価である。『礼記』[18]檀弓下にいう。

塗車芻靈、自古有之、明器之道也。孔子謂爲芻靈者善。謂爲俑者不仁、不殆於用人乎哉。

塗車・芻靈は、古より之れ有り、明器の道なり。孔子謂ふ、芻靈を爲る者は善しと。俑を爲る者を仁ならず、人を用ふるに殆からずやと謂ふ。

孔子は芻靈を作った人が善良であると評価し、その行動を称賛する態度を示した。「不敢無也」（敢へて無くんばあらざるなり）とは、塗車・芻靈という「意象」に含まれた人間の善良と社会の文明は心に刻むべきだと考えられる。『礼記』にも示した通り、芻靈は長い年月を経て、生身の人の代わりに陪葬に使われた。これらによると、「意象」の第三の意義は、「禮」の教化作用である。最後に、「意象」の第四の意義を確認したい。

天子射熊、諸侯射麋、卿大夫射虎豹、士射鹿豕、示服猛也[19]。名布爲侯、示射無道諸侯也。夫畫布爲熊麋之象、名布爲侯、禮貴

意象、示義取名也。土龍亦夫熊麋布侯之類。四也。

天子は熊を射、諸侯は麋を射、卿大夫は虎豹を射、士は鹿豕を射るは、猛を服するを示すなり。布を名づけて侯と爲ふは、道無きの諸侯を射るを示すなり。夫れ布に畫きて熊麋の象を爲し、布を名づけて侯と爲ふは、禮は意象を貴べば、義を示して名を取るなり。土龍も亦た夫の熊麋布侯の類。四なり。

ここで、諸侯と名づけた布を射撃することで諸侯を威嚇して君主と臣下のあるべき「道」、つまり君臣の秩序を守る目的が達成され、これにより「禮」が具現化された。「意象」の第四の意義は具体的な行動を通して「禮」を世間に伝えることである。王充は「禮貴意象」（禮は意象を貴ぶ）と述べ、「意象」が「禮」を体現する存在だという。

Ⅱ、遭虎篇と商蟲篇における「意象」

「遭虎」は虎がもたらした危害に遭うことを指している。遭虎篇の冒頭に、功曹が悪事を行い、役人から金銭を奪い取るから、虎が人を食い殺すという變復の家の説が示されているが、しかし、王充はこのような因果関係を認めず、「虎」という「表現上の象」を以て、功曹という「実質上の象」を象徴し、また虎が人を食い殺すことを功曹が悪事を行うという「意」に象るのは宜しくないという。次に、虎という「表現上の象」と官吏という「実質上の象」の間に対応関係が成立できない例を確認してみよう。遭虎篇にいう。

且虎所食、非獨人也、含血之禽、有形之獸、虎皆食之。人謂應功曹之姦[20]、食他禽獸、應何官吏。

且つ虎の食ふ所は、獨り人のみに非ざるなり。含血の禽、形有の獸、虎は皆之を食ふ。人を食ふを功曹の姦に應ずと謂へば、他の禽獸を食ふは、何の官吏に應ずるか。

虎の捕食する対象は、人に限らず、他の野獣も虎の捕食の対象となっている。そこで王充は、変復の家に、虎に捕食された他の野獣はどのような官吏を象徴しているか、と質問を投げかけた。つまり、虎という「表現上の象」は、「実質上の象」である官吏を象徴する唯一の選択ではないために、虎が人を捕食することを用いて功曹の姦という「意」を表すことはできない。ここから、「意象」の第三の特徴は「表現上の象」と「実質上の象」が一対一の対応関係があることも推測できよう。また、商蟲篇にも、次のように、「意象」の第三の特徴をうかがうことができる。

夫頭赤則謂武吏、頭黑則謂文吏所致也、時或頭赤身白、頭黑身黄、或頭身皆黄、或頭身皆青、或皆白若魚肉之蟲、應何官吏。夫れ頭赤なれば則ち武吏と謂ひ、頭黑なれば則ち文吏の致す所と謂ふなり。時に或いは頭赤身白、頭黑身黄、或いは頭身皆黄、或いは頭身皆青、或いは皆白なること、魚肉の若きの蟲は、何

の官吏に應ずるか。

ここでは頭が赤色の蟲という「表現上の象」が「実質上の象」である武吏を象徴し、頭が黒色の蟲の「表現上の象」は「実質上の象」である文吏を象徴すると認識されている。王充は「頭赤則謂武吏、頭黒則謂文吏所致也」（頭赤なれば則ち武吏と謂ひ、頭黒なれば則ち文吏の致す所と謂ふなり）という「意象」について、「頭は赤で身が白」、「頭が黒で身が黄」、「頭も身も皆黄」、「頭も身も皆青」、「魚肉のような白」の蟲は、一体何の官吏を象徴すべきかと疑問を呈した。ここから蟲という「表現上の象」は官吏という「実質上の象」との間に不統一性が認められることは一目瞭然である。次の例でも、蟲の「意象」における「表現上の象」と「実質上の象」の不統一性を見ることができる。商蟲篇にいう。

陸田之中時有鼠、水田之中時有魚、蝦蟹之類、皆爲穀害。或時希出而暫爲害、或常有而爲災、等類衆多、應何官吏。

陸田の中、時に鼠有り、水田の中、時に魚有りて、蝦蟹の類は、皆穀害を爲す。或いは時に出づること希にして暫く害を爲し、或いは常に有りて災を爲す。等類衆多、何の官吏に應ずるか。

王充は、蟲のみならず、鼠、蝦（えび）、蟹などの生物が異常に増殖すれば災害を引き起こす可能性もあると指摘した。「穀害」とは「意」であるが、しかし、「穀害」という「意」を伝える「表現上の象」は、蟲の他に、鼠、蝦、蟹も「表現上の象」の役目を果す。そこで、蟲、鼠、蝦、蟹という「表現上の象」が対応する「実質上の象」は何かという問題が生じるのである。そして、「表現上の象」と「実質上の象」に統一性が欠けた場合は、「意」の伝達にも影響が生じるのである。このことについては、次の例で確認してみよう。商蟲篇にいう。

蝗時至蔽天如雨、集地食物、不擇穀草。察其頭身、象類何吏。變復之家、謂蝗何應。

蝗（こう）は時に天を蔽ふこと雨の如く、地に集まりて物を食ひ、穀草を擇ばざるに至る。其の頭身を察するに、何の吏に象類するか。變復の家は、蝗を何に應ずると謂ふか。

蝗は季節によると、雨のように空を蔽い、地面に集まり、穀物も草も食い尽す。その蝗の頭部と体をよく観察すると、どんな官吏に擬え似るといえるか。また、蝗の大量発生は何に呼応しているか。この例において、「表現上の象」である蝗とそれに対応する「実質上の象」とは一対一の対応関係を構成しておらず、「表現上の象」が表す「意」が不明確になっている。蟲の「意象」に対する分析から、「表現上の象」と「実質上の象」の組み合わせが固定されていない限り、それが表す「意」が不明確になり、「表現上の象」と「実質上の象」は統一性がなくなり、当然「意象」化することができないということが読み取れる。

ここまで見たように、土龍、虎、蟲それぞれの「意象」に対する

分析を踏まえると、「意象」における基本的な特徴は、「表現上の象」が「実質上の象」と性質（気）上の一定的な類似性が必要だと考えられる。これも「表現上の象」が人の「実質上の象」に対する感情が移り、「表現上の象」を借りて「実質上の象」に対する「意」を表現することができる理由である。また、「意象」の第一の特徴と第二の特徴は、第三の特徴を決定し、それは「表現上の象」と「実質上の象」が一対一の対応関係を持ち、特定の「表現上の象」は特定の「実質上の象」と対応し合い、特定の「意」を表現するといえるのである。

Ⅲ、「意象」の判断基準

乱龍篇、遭虎篇、商蟲篇における「意象」の分析により、「意象」を構成する三要素、すなわち「意」・「実質上の象」・「表現上の象」の相互関係について、まとめると、図表のようになる。

図表によると、乱龍篇に取り上げた「意象」の「実質上の象」に対応する「表現上の象」はすべて単一である。つまり「実質上の象」と「表現上の象」は一対一の対応関係を示し、表す「意」も固定されており、したがって、「意象」における「意」と「象」の間に統一性が保たれている。一方、批判対象とされる虎と蟲の「意象」の「実質上の象」は対応する「表現上の象」が複数（括弧内に示す）あるため、「実質上の象」と「表現上の象」は一対多数の対応関係になり、虎と蟲という「意象」の「意」と「象」の間に非統一性が生じている。また、王充は、「象」と「意」の間の統一性に影響を与えるのは、その「象」が表す「意」が「禮」と関連されるかどうかであるという。

	象		意	「表現上の象」と「実質上の象」との対応関係	「意」と「表現上の象」の統一性	「意」と「禮」の関連性
	表現上の象	実質上の象				
乱龍篇	土龍	龍	雨乞い	一対一	あり	あり
遭虎篇	虎（他禽獣など）	功曹	功曹の姦	一対多数	なし	なし
商蟲篇	蟲、（頭黒身黄など）	官吏	貪吏の悪	一対多数	なし	なし

このことについて、王充は「禮貴意象」（禮は意象を貴ぶ）と述べ、「意象」が「禮」を体現する存在だという。雨乞いするのに土龍を立たせ、春耕するのに土牛・土人を立たせ、祖先を祭祀するのに位牌を立たせ、副葬するのに塗車・芻靈を作らせる。このような行為は、全て「禮」の名義により行われた行事である。諸侯と名づけた布を射撃することによって、「道」無きの諸侯を射殺するを暗示するということもまた「禮」を重要視とする君臣父子の別[21]が具現化したものである。これらの「意象」は、例外なく「禮」に基づくものであ

り、特定の「表現上の象」を用いて「実質上の象」を象徴し、「禮」の教義が含まれた「意」を表したものである。

このように、王充は「意象」を判断するのに「禮」を用いたが、その理由として、明雩篇にある一文が挙げられる。

> 夫雩、古而有之、故禮曰、雩祭[22]、祭水旱也。故[23]有雩禮、故孔子不譏、而仲舒申之。夫如是、雩祭、禮也。雩祭得禮、則大水、鼓用牲于社、亦古禮也。得禮無非、當雩一也。
>
> 夫れ雩は、古よりして之れ有り。故に禮に曰はく、雩宗は、水旱を祭るなり。古に雩禮有り、故に孔子譏らずして、仲舒、之を申ぶ。夫れ是の如くんば、雩祭は祀禮なり。雩祭、禮を得れば、則ち大水、鼓して牲を社に用ふるも、亦た古禮なり。禮を得て非なくんば、當に雩すべき一なり。

王充は雩祭が古来からあると指摘し、『礼記』にも明確に記載されているという。そのために、孔子はそれを批判せず、董仲舒もその意味を敷衍し雨乞いを行った。要するに、雩祭自体は、世間に受け入れられ、そして伝承し続けるのは「禮」と密接に関係しているためである。つまり、雩祭する際に欠かせない土龍という「意象」も雩祭の媒体として、当然、「禮」の範囲に含まれているからである。

「禮」は一つの概念であり、人の言動のみを通じて表現できるものであるため、このように、土龍を媒体として行われた雩祭自体も「禮」の具現化表現の一つであろう。換言すれば、土龍という「意象」は「禮」の縮図といえよう。また、「夫以象類[24]有十五驗、以禮示意有四義」（夫れ象類を以て説くに十五験有り、禮を以て意を示すに四義有り。）（乱龍篇）からもわかるように、土人、位牌、塗車、位牌なども「禮」の意を表すために立てられた「意象」である。

では、なぜ「意象」の成立の判断基準として「禮」を用いられたのか、その理由は、『論衡』の主旨である「疾虚妄」（虚妄を疾む）[25]と関係があると考えられるだろう。「疾虚妄」とは迷信を排除し、人と天とのつながりを断ち切ることである。虎の「意象」について、王充は「天道偶會、虎適食人、長吏遭惡、故謂爲變、應上天矣。」（天道偶（たまたま）會し、虎、適（たまたま）ま人を食ひ、長吏、悪に遭ふ、故に變を爲し、上天に應ずと謂ふ。）（遭虎篇）と評価し、蟲の「意象」についても類似の評価をした「天道自然、吉凶偶會、非常之蟲適生、貪吏遭署、人察貪吏之操、又見災蟲之生、則謂部吏之所爲致也。」（天道自然、吉凶偶ま會し、非常の蟲適ま生じ、貪吏署せらる。人、貪吏の操を察し、又た災蟲の生ずる見れば、則ち部吏の爲し致す所と謂ふなり。）（商蟲篇）

ここから、王充は虎と蟲の出現を「天道偶會」（天道偶々（たまたま）會し）あるいは「天道自然」によるものであり、それを長吏と貪吏に結びつけるのは「應上天矣」（上天に應ずる）に過ぎないという。つまり、この両者は王充が「疾」む「虚妄」に当たるものと考えるべきであろう。しかし、土龍については、前述したように、土龍という「意象」は教化の役割を持つ「禮」の象徴であるため、無くしてはならない存在である。

このことから、王充は「意象」が成り立つかどうかを判断する基準として「禮」を用いたといえよう。そして、この点から見れば、乱龍篇は、王充が董仲舒の雨乞い行動を擁護したという行為の裏に「禮」を尊重するという深い意味があると考えるべきだろう。

Ⅳ、文学表現上の「意象」

繰り返しになるが、『論衡』の主旨を一句で言い尽くせば、「疾虚妄」（虚妄を疾む）である。確かに、虎と蟲の「意象」は変復の家が偶然に起きた自然現象と人間の出来事を強引に結びつけるもので、「天人相関説」[26]の産物であり、王充が批判した存在である。王充は、虎と蟲の「意象」に反論することを通して、天罰と自然物との間に物理的なつながりを断ち、「虚妄を疾む」という目的を達成できたが、「意象」が文学的表現手段として人の感情を表現できることを重要視はしなかった。遭虎篇にいう。

孔子行魯林中、婦人哭甚哀。使子貢問之、何以哭之哀也。曰、去年虎食吾夫、今年食吾子、是以哭哀也。子貢曰、若此、何不去也。對曰、吾善其政之不苛、吏之不暴也。子貢還報孔子。孔子曰、弟子識諸。苛政、暴吏甚於虎也。

孔子、魯の林中を行くに、婦人の哭すること甚だ哀し。子貢をして之を問はしめば、「何を以て之を哭すること哀しきか」。曰はく、「去年は、虎、吾が夫を食ひ、今年は吾が子を食ふ、是を以て哭すること哀しきなり」。子貢曰はく、「此（かく）の若くんば、何ぞ去らざるか」。對へて曰はく「吾、其の政の苛ならず、吏の暴ならざるを善するなり」。子貢還りて孔子に報ず。孔子曰はく、「弟子、諸（これ）を識せ。苛政・暴吏は虎より甚しきなり。」

ここで挙げられた例は、孔子のいう「苛政猛於虎」[27]（苛政は虎よりも猛なり）に由来することは明らかである。ここは、政治に対する不満という「意」を虎の「象」を通じて表現しようとするものであった。確かに、反迷信の立場から虎と政治との間には何の関係もないという王充の論述には一定の根拠があり、虎の「意象」に反対することが、世に蔓延する「虚妄」が横行する状況を改善するのに有効であったことは事実である。しかし、ここは、現世の政治に対する人々の不満という「意」を虎の「象」を通じて表現しようとするものであった。

前述のように、王充が虎の「意象」を否定する理由は、虎の「象」が表現した「意」は「禮」の象徴として使われず、人の行動に指導的な意義がないことである。しかし、王充は「意象」が文学的表現手段として人の感情を表現できることに着目しておらず、これもまた彼の「意象」に対する認識が「禮」の範囲にとどまっていることを意味するものと思われる。

そもそも虎などの野獣を政治と結びつけるという表現が盛んに行われていた。それは、人は虎が持つ凶暴な天性を活用して、暴政の比喩として用い、政治に対する不満などの感情を表現したためであ

る。このような例は、同時代の他の文献にも記載されている。『後漢書』[28]宋均伝にいう。

遷九江太守。郡多虎暴、數爲民患、常募設檻阱而猶多傷害。均到、下記屬縣曰、夫虎豹在山、黿鼉在水、各有所託。且江淮之有猛獸、猶北土之有雞豚也。今爲民患、咎在殘吏、而勞勤張捕、非憂恤之本也。其務退姦貪、思進忠善、可一去檻阱、除削課制。其後傳言虎相與東游度江。

九江太守に遷る。郡に虎の暴多く、數々民の患ひを爲す。常に募りて檻阱を設くるも、而れども猶ほ傷害多し。均到るや、記を屬縣に下して曰はく、夫れ虎豹は山に在り、黿鼉は水に在り、各々託する所有り。且つ江淮の猛獸有るは、猶ほ北土の雞豚有るがごときなり。今、民の患ひを爲すこと、咎は殘吏に在り。而るに勞勤して張捕するは憂へ恤れむの本に非ざるなり。其れ務めて姦貪を退け、忠善を進めんことを思へば、一に檻阱を去てて、課制を除き削るべし。其の後、傳へて言はく虎は相ひ與に東に游いで江を度る。

郡には多くの虎がいて凶暴であり、たびたび民衆の心配となっていた。常に虎を捕らえる落とし穴を設置するように募ったが、それでもなお多くの者が傷害された。宋均が九州に赴任してきて、彼の下に属する県に布告した。そもそも虎や豹が山に棲み、黿鼉が水に棲むのは、それぞれの拠り所が有るからである。長江や淮河に猛獣がいるのは、華北の土地に雞や豚がいるのと同じである。今、民に害が及ぶのは、その責任は残忍な官吏にある。また清廉な政治を行い、虎退治の罠は撤去するようと命じた。すると、虎は宋均に心を打たれ、長江を渡って東へ去って行ったという。

この例において、宋均は虎害が頻発している原因を残忍な官吏が実施した暴政にあると帰結した。つまり、ここの虎という「表現上の象」は官吏という「実質上の象」を象徴し、人が苛政や重税に耐えられない「意」を表している。

虎が官吏の悪を感知して人を害する行為をするのも、虎が感化されて自ら去るのも、言うまでもなく、これらは「天人相関説」の産物である。ここで虎という「表現上の象」が表す「意」は「禮」とは全く関係が見受けられないが、虎の「意象」に含まれる文学上の意味は、虎の「表現上の象」を借りて官吏の操行を制限し、「退姦貪」（姦貪を退く）・「進忠善」（忠善を進む）・「除削課制」（課制を除き削る）という措置を講じ、民を慰ることである。また、『後漢書』[29]蔡邕伝にいう。

政有苛暴、則虎狼食人。

政に苛暴有れば、則ち虎狼は人を食らふ。

悪政が行われれば、虎狼も人を食べることになる。このように、虎患の有無が政治の和平をはかる重要な指標と見做すことが珍しくないことである[30]。これらの「意象」は、虎や豹猛獣など凶暴な動物

の「象」を通じて苛政・残吏を象徴し、民の不満の「意」を表している。これは、「禮」の範囲から逸脱した例である。また、このような例は商蟲篇にも見える。

詩云、營營青蠅、止于藩。愷悌君子、無信讒言。讒言傷善、青蠅汚白、同一禍敗、詩以爲興。

詩に云ふ、營營たる青蠅、藩に止まる。愷悌の君子は、讒言を信ずる無かれ。讒言は善を傷つけ、青蠅は白を汚し、禍敗を同一にし、詩以て興と爲す。

王充は、「豈弟[31]君子、無信讒言」（飛び回る青蠅は、垣根の先に止まる。君子は讒言を信用なさらないよう）[32]という一文を引き、讒言は青蠅と同じ、事実を汚し、善意を損うことという。また、王充は、『詩経』において、このような表現は「興」であることも指摘した『中國美學範疇辭典』によれば、「興」とは物事に託してことばを起こすことであり、景物をかりて趣向を表現する創作方法である[33]。「興」の定義から見ると、「意象」の特徴と大体合致していることがわかる。『詩経』では青蠅の「象」を借りて君子の前に讒言をする小人を風刺する「意」を表し、生き生きとした小人の姿を書き上げた。

当然、ここの青蠅という「意象」が伝えた「意」は、「禮」の意味を含めておらず、人に訴えるような感情も表現されておらず、ただ一つの文学創作作法として使われている。要するに、虎と蟲の「意象」は、「意象」が持つ文学的、芸術的意味を反映したものといえよう。王充は、「意象」が文学の表現手法に属することを理解していたが、その「意象」が持つ文学表現上の意義を重要視していない傾向が認められる。

おわりに

本論は『論衡』の乱龍篇・遭虎篇・商蟲篇に取り上げられた土龍・虎・蟲という三つの「意象」を解読することを通して、王充が土龍という「意象」に対して肯定的な態度を示す一方で、虎・蟲という「意象」に対しては否定的な態度を示す理由として「禮」に関係するかどうかを検討した。その結果、王充は「意象」の判断基準として「禮」を用いており、また『論衡』の主旨である「疾虚妄」と関係があることを明らかにした。しかし、「禮」にこだわる王充は、虎・蟲という「意象」が持つ文学表現上の意義をあまり重要視していなかったことも同時に確認できた。

また、注目に値するのは、王充は「意象」における「表現上の象」と「実質上の象」と類似する性質を持つという「意象」の第一の特徴を導き出すことにあたって、「気」という自分の世界観を解説するために頻繁に使われた概念を再び用いたことである。このような「意象」に対する特殊な認識法は、王充の個人的特色ということもできよう。

すでに確認したように、これら調和し難い矛盾点こそ王充の「意象」観を探究する上で重要な点と思われる。さらに、王充の「意象」

観の由来と後世にどのような影響を与えたかについては今後の課題としたい。

（りょう　れい・中国文化論研究室）

〈附記〉本論は、北海道大学中国哲学会七月例会（二〇二三年七月二十八日）において、「王充の意象観」と題して口頭発表した原稿に加筆修正したものである。

注

1 『詩経』に用いられる表現技法としては、古来「賦」「比」「興」の三種が強調されてきた。（野間文史『五経入門：中国古典の世界』研文出版〈研文選書〉、２０１４）「興」とは物事に意あるいは情を託して、趣向を表現する創作方法である。しかし、劉勰の『文心雕龍』が「意象」という言葉を文学領域に分類して以来、「意象」は特定の文学表現となり、中国古典詩歌を解説するのに広く利用されるようになった。その代表的なものは『詩経』である。たとえば章學誠は『文史通義校注』（章學誠撰　葉瑛校注　中華書局　１９８５）において、詩經の象について言及している「雎鳩之於好逑、樛木之於貞淑、甚而熊蛇之於男女象之通於詩也。」

2 成復旺主編 中国人民大學出版社『中國美學範疇辭典』訳注第一冊　大東文化大學人文科學研究所 中國美學研究班 ２００２　P.２２９

3 黄暉撰『論衡校釋』（附劉盼遂集解）中華書局 １９９０　以下、このテキストを参照。また、胡雪岡は『意象範疇的流變』（百花洲文藝出版社２０１７ P.１３４）において、王充が初めて「意象」を固有名詞として使用したという指摘がある。また、引用文は筆者が和訳・要約したものである。引用文原文は以下の通りである（值得我們重視的是，王充這裡第一次將「意」與「象」連綴成詞，使之成為完整的概念，在「意象」的內在含義上也為我們提供了足資參考的語源學上的依據。）

4 郭建国は「王充的思想矛盾対文学矛盾的影响」（遼寧師範大學碩士學位論文、２０１４）において、王充が「意象」への認識に矛盾が生じる理由について、「對於意象來說，他是文學的手段。而王充所注重從功用角度去看待。任何事物都具有兩面性，造成這種矛盾也是自然而然的。…正是由於他的思想方面的矛盾，他在文學方面也產生了矛盾。從文學思想、文學主題、文學表現手法都隨之產生了矛盾。」と述べている。引用文は筆者が和訳・要約したものである。

5 漢王朝に対する王充の賛美は『論衡』に散見する。たとえば、須頌篇にいう「宣漢之篇，論漢已有聖帝，治已太平。恢國之篇，極論漢德非常實然。乃在百代之上。」

6 董仲舒の降雨に関する実験の具体的な内容は『春秋繁露』求雨篇にみえる「以甲乙日爲大蒼龍一，長八丈，居中央。爲小龍七，各長四丈。於東方。皆東鄉，其間相去八尺。」

7 訓読文は『新釈漢文大系』論衡（山田勝美、明治書院、１９７９）を参照した。

8 「亡也将」の「也」は衍。「亡」は疑問詞、下句の句首となす。（吳承仕）「亡也将」を「亡将」に改めた。

9 「敬鬼」は「敬畏」に作るべし。（黄暉）「敬鬼」を「敬畏」に改めた。

10 「木」は「木人」に作るべし。（黄暉）「木」を「木人」に改めた。

11 「匈奴精」は「匈奴之精」に作るべし。（劉盼遂）「匈奴精」を「匈奴之精」に改めた。

12 『史記』には「匈奴至為偶人象郅都，令騎馳射莫能中，見憚如此。匈奴患之。」とある。

13 『礼記』月令には「命有司大難，旁磔，出土牛，以送寒氣。」とある。

14 下文の「二也」「三也」「四也」によれば、「同一義也」は「同義，一也」

に作るべし。（黄暉）「同一義也」を「同義、一也」に改めた。

上文の「亦當盡敬」によれば、「示當感動」は「亦當感動」に作るべし。（黄暉）「示當感動」を「亦當感動」に改めた。

たとえば『春秋左氏伝』成公十三年にいう「國之大事、在祀與戎、祀有執膰、戎有受脤、神之大节也。」国の大事は、祭祀行為と軍事活動である。つまり、軍事が国を武装させる外的な武器であるならば、祭祀は国を構築する内的な精神である。また『舊唐書』馬周傳にも祭祀の重要さが説かれている「臣又聞國之大事、在祀與戎。孔子亦雲、吾不預祭如不祭、是聖人之重祭祀也如此。」

『礼記』檀弓下には「塗車芻靈、自古有之、明器之道也。孔子謂為芻靈者善。謂為俑者不仁、不殆於用人乎哉。」とある。

訓読文は『新釈漢文大系』禮記（竹内照夫、明治書院、１９７１）を参照した。

『白虎通德倫』鄉射には「含文嘉曰、天子射熊。諸侯射麋、大夫射虎、豹、士射鹿、豕。天子所以射熊何。示服猛、巧佞也。熊為獸猛巧者、非但當服猛也。示當服天下巧佞之臣也。諸侯射麋者、示達遠迷惑人也。麋之言迷也。大夫射虎豹何。示服猛也。士射鹿、豕者。示除害也。各取德所能服也。」とある。

「人謂應功曹之姦」の「人」の上に「食」を脱す。（孫人和）「人謂應功曹之姦」を「食人謂應功曹之姦」に改めた。

君臣父子の別とは人には主従関係があり、それぞれが分をわきまえ、それぞれの役割を果たすということである。『論語』顔淵篇には「斉景公問政於孔子。孔子対曰、君君、臣臣、父父、子子。公曰、善哉、信如君不君、臣不臣、父不父、子不子、雖有粟、吾得而食諸。」とある。

『礼記』祭法には「雩宗祭水旱也。」とある。

「故」は「古」に作るべく、初めて下句と相応ず。（劉盼遂）「故有雩禮」を「古有雩禮」に改めた。

「象類」の下に「説」字を脱す。「以象類説」は下句の「以禮示意」と対文をなす。（劉盼遂）「以象類」を「以象類説」に改めた。

『論衡』佚文篇には「論衡篇以十數、亦一言也、曰疾虚妄。」とある。

「天人相関説」とは、前漢の董仲舒が唱えたもので、天と人とに密接な関係があり、相互に影響を与えあっているという説である。「天人感応説」ともいう。董仲舒の「天人相関説」に関する論述が『漢書』董仲舒傳に残されている「凡存心養性之理、窮神知化之方、天人感應之機、治忽存亡之候、莫不畢書之。」

『礼記』檀弓下には「孔子過泰山側、有婦人哭於墓者而哀、夫子式而聽之。使子路問之曰、子之哭也、壹似重有憂者。而曰、然、昔者吾舅死於虎、吾夫又死焉、今吾子又死焉。夫子曰、何為不去也。曰、無苛政。夫子曰、小子識之、苛政猛於虎也。」とある。

訓読文は『後漢書』（范曄撰　李賢注　吉川忠夫訓注、岩波書店、２００４）を参照した。

同注29

張軻風は「虎與道德政治」（「文史知識」、第12期、２０２２）において、虎の形象と政治との関係について詳しく論じている。また、引用文は筆者が和訳・要約したものである。引用文原文は以下の通りである「作為象徵符號，虎的威儀、勇猛、貪戾等形象儘管都進入了人類意識和思想體系之中，形成了社會秩序中的多重文化意象，但真正整合到天人感應詮釋體系之中的，是將虎與道德政治對應起來的感應邏輯，即地方官員施行德政，則能感化猛虎，使其自行離境；若官員苛暴無度，則虎狼出沒，地方社會秩序崩壞，虎患之有無似乎成為衡量政治清平與否的重要指標。」

『詩經』には、「豈弟」とある。

『詩經』青蠅「營營青蠅、止于樊。豈弟君子、無信讒言。營營青蠅、止于棘。讒人罔機、交亂四國。營營青蠅、止于榛。讒人罔機、構我二人。」成復旺主編 中国人民大學出版社『中國美學範疇辭典』訳注第六冊　大東文化大學人文科學研究所 中國美學研究班 ２００２　P.63、P.67

10.14943/rjgshhs.23.r 31

武田泰淳「ひかりごけ」論——作中における「戦争」と「罪」に注目して

趙　文軒

要　旨

「ひかりごけ」（『新潮』一九五四年三月号）は、戦時中の「ひかりごけ」事件に基づいた短編小説である。武田泰淳の「ひかりごけ」について、従来、作品の構造をめぐる虚実問題、いわゆる作品に描かれる事件が史実に即しているかどうかということが多くの研究で取り上げられてきた。また、これまで「光の輪」が象徴する「罪」が何を指すのかが十分に検討されてこなかった。本研究では戦争をめぐる罪という観点から検討したい。

そこで、本論では、作品が発表されたときに停戦したばかりの朝鮮戦争というコンテクストと武田の戦争体験を考慮に入れつつ、「ひかりごけ」における「戦争」と「罪」という問題に絞って考察し、武田の創作意図を明らかにしたい。また、「戦後文学」として本作を位置付けることも検討した。

この目的を達成するために、作品の創作経緯、ひかりごけに対する扱い方及び作中における戦争の要素の作為性を考察した。さらに、同時代（第二次世界大戦と朝鮮戦争）の状況を把握しながら、武田の書いた敗戦体験に関するエッセイや小説を補助線として、本作における「戦争」と「罪」との関連性を明らかにした。とりわけ、戦争の加害責任という視点から、小説の結末で裁判側の人々の首にも「光の輪」が出るという設定を解釈した。

以上の内容から、「ひかりごけ」は、武田なりの日本人として第二次世界大戦における罪に対する思考の延長線にありながら、罪悪感を示しつつ、朝鮮戦争の衝撃を受け、反戦思想を伝えようとする作品と捉えられる。ちなみに、多くの戦後小説が第二次世界大戦を批判する内容を示し、戦場の残酷さを描いているが、一般人の戦争責任を追及する作品は希少である。とりわけ、朝鮮戦争への批判を含む作品はあまり見られなかったという時代状況の中で、「ひかりごけ」は独特な位置を占めていると言えよう。

1、はじめに
2、創作の背景
3、ひかりごけについての扱い方
4、罪と戦争
5、おわりに

1、はじめに

「ひかりごけ」（『新潮』一九五四年三月）は武田泰淳が一九五四年に、一九四四年の真冬の北海道において、知床岬で日本陸軍の徴用船が難破し、極端な境地に陥った船長が、船員の遺体を食べて生き延びた「ひかりごけ」事件[1]をモチーフとして、創作した短編小説である。この作品は「私」の紀行文と創作された戯曲二幕の三つに分けられる。「ひかりごけ」という題名は、戯曲において罪を犯した人間の首の後ろに、光苔（コケの一種、北海道指定の天然記念物）のような光の輪が現れるという設定からである。

「ひかりごけ」をめぐる先行研究は、一九七二年前後において数多く公表されている。全集の刊行[2]による武田泰淳及びその作品が描く思想に対する関心の高まりが確認できる。「ひかりごけ」が喰人問題をめぐって、戦争や人間に対する武田なりの考え方が窺わせる作品としてこの時期に繰り返し論じられた[3]ことは当然の流れだった。

一九八〇年代に至ると、この作品から武田泰淳の思想を探究する試みが引き続き行われた。岸本隆生は『武田泰淳論』[4]において「ひかりごけ」を武田の「戦後の終」わりと定義し、「評論『司馬遷』の延長線上」にあり、「「天皇制とか、戦争というものに対する否定、批判の思想で貫かれる作品」であり、「既存の価値観、即ち、人間存在の常識的な思想に、最もつきつめた形での問題提起を行った」と捉えている。

ところが、近年、武田泰淳に関する研究が増えている[5]にもかかわらず、「ひかりごけ」を中心に論じた論文は少ない状況である。そのような動向の中で二〇〇〇年以降、この作品に関する代表的な研究は、二〇〇六年に松本和也が書いたもの[6]に遡れると思われる。松本はまず「「ひかりごけ」に対する評価軸・解釈はほとんど動いてこなかったようにみえる」と述べ、「ひかりごけ」に関する研究の現状を指摘している。確かに従来の「ひかりごけ」に対する評価と解釈は、船長という人物をめぐって、人喰いという行為を人間の倫理・道徳の問題と結び、人間としての罪から分析する点が固定化された。この点について、「ひかりごけ」についての七〇年代の文章[7]を見れば、まことに船長の人物像の考察に集中しすぎているという問題があると思われる。阿部正路や桶谷秀昭などの論考はその典型であろう。一方で松本は、船長という人物の考察を乗り越え、「テクストの形式構造」を中心に紀行文の役割を検討し、テクストと現実との虚実の境に着目し、メタフィクションという角度からあらためてこの作品を意味づけている。

管見の限り、今までの「ひかりごけ」研究では主に作家論と作品

論のアプローチを基本として、船長から武田の思想を検討してきた傾向がある。ただ、「法廷の場」において、船長を裁く側の人々がつけている光の輪・「罪」についての解釈については、水溜真由美は小笠原克の船長を「《人性の幻想》から《人倫》〔人肉食を犯すべきではないという人間としての倫理――引用者注〕に向けて叫び続ける存在」と捉えている論点[8]を乗り越え、船長の罪を「殺生」という「人間の原罪」[9]と指摘している。本論では、水溜の指摘を踏まえながら、原罪のみならず、作中における戦争という背景に絞り、「殺人」という視点から、法廷における人々の罪の意味を検討したい。

ここまで「ひかりごけ」に関する研究動向を確認してみた。こうした先行研究では、船長の「罪」と物語の構造における「虚実」という問題について考察が集中してきた。ただし、作品の発表時期、ひかりごけ・光の輪の象徴性及び、戦争における殺人問題についての検討は十分とはいえない。そのため、論者は、三つの論じるべき課題を挙げたい。まず、武田が本作を発表した時期の問題である。次に、ひかりごけを題材とした理由や、作中におけるひかりごけの描写の問題である。そして、本作における「罪」の問題である、つまり、「戦争」という背景に焦点を絞りながら、誰に対する「罪」であるか、究明するつもりである。

本論では、作品が発表された時に停戦したばかりの朝鮮戦争というコンテクストと武田の戦争体験を踏まえて武田泰淳における「戦争問題」と「罪」の捉え方を明らかにする過程を確認する、そして「戦後文学」として「ひかりごけ」を位置付ける。

2、創作の背景

「ひかりごけ」は、武田自らの北海道での旅行中の見聞から得た素材を通して描かれたという。武田は「私の創作体験」[10]の中で、「ひかりごけ」の創作の動機を「アイヌのことを調べに去年の北海道に行った」ことに関連づけている。また、「ひかりごけ」創作当時に、武田が考えことも確認できる。

一番最近書いたのは『ひかりごけ』である。それはアイヌのことを調べに去年の八月北海道に行った。〔原文のまま――引用者注〕ひと月調べたがどうしてもそれは作品に書けないで取ってある。その書けない間に人肉を食べた船長の話を書いたわけだが、あの場合にも戯曲と小説をくっつけたような形になっているが、あれはとくにそういうふうにやったのではなくて、自分で書いてるうちに行詰って戯曲の形でないと書けなくなったので、戯曲の形を使ったわけである。ですから〔原文のまま――引用者注〕方法論という意味で明晰なものに立ってやっているのではなくて、どうしても自分がモタモタと筆を運んでいると、そういう形になってくるというふうな状態なのである。『武田泰淳全集』第一二巻、三八七頁。

つまり、「ひかりごけ」は、武田の「創作上の挫折」に伴った結果として生まれたことがわかる。この記述から見ると、本作の創作動

機は、まず、「アイヌ物語」を書けなかったことに起因する。この「アイヌ物語」とは、後に発表された「森と湖のまつり」（『世界』一九五五年八月から一九五八年五月号まで）である。こうした作品系譜を見ると、「ひかりごけ」はアイヌ物語を創作するための「副産物」のような作品として捉えられる。

一方、戯曲の形を選んだ理由について、明確な方法論がなく、戯曲という形でしか書けなかったからであるとも告白している。しかし、「ひかりごけ」の作中では、「私」は戯曲の形を取ったことを「苦肉の策」と呼び、戯曲の形を選んだ理由を「つまりあまり生まなましくないやり方で、読者それぞれの生活感情と、無数の路を通って、それとなく結びつくことができるから」[11]とはっきり説明している。したがって、戯曲の形を選んだ説明について「ひかりごけ」と「私の創作体験」の間にずれがあることが窺える。このような「ずれ」の発生は、小説とエッセイ、それぞれの形による表現方法の差異があると思われる。こうしたずれは今後「ひかりごけ」について言及するときにも散見される。

戯曲という形を取ったことについて、一九六一年劇団四季と青年座が武田の「ひかりごけ」と椎名麟三の「天国への遠征」を提携公演したとき、武田は公演パンフレットに寄稿した「「ひかりごけ」の上演について」[12]という文章の中で、次のように述べている。

> 小説「ひかりごけ」発表のさいには、舞台にのろうなどとは夢想もしていなかった。後半が「読む戯曲」の形式をとっているが、それは私が、少年時代から戯曲を小説と同様に面白いヨミモノと考えていたからだし、小説的描写よりは「トガキ」と「会話」でつないだ戯曲のやり方が、便利だったからにすぎない。『武田泰淳全集』第一六巻、五七七頁。

右の「舞台にのろうなどとは夢想もしていなかった」とする発言は「ひかりごけ」中の「上演不可能」[13]という考えと重なっている。また、武田はこの戯曲という形式を取ったことを「便利」とし、「私の方法はかなりあいまいで、自分勝手なものだったわけだ」と自己批判している。一方で、「私の創作体験」では戯曲の形式を「書けるための」選択であると述べている。このような試行錯誤は「ひかりごけ」中の「三十三日間の北海道旅行が完ってから、すでに二ヶ月になる私には、この事件をどのような形式の小説の皿に盛り上げたらよいのか、迷うばかりです」[14]と対応しており、形式の選択に困っていた小説家の姿は現実の武田と重なり合っている。

上記のように、本作の執筆背景と創作上の挫折が窺われる。さらに、作中において言及され、また先行研究において数多くの研究者[15]の注目を惹いている本作と大岡昇平の「野火」（『展望』一九五一年一月～八月）との対比は見逃せない。岸本隆生[16]は大岡昇平の原文を引用しながら武田の文章と比較し、「武田泰淳の文章が、明らかに事実と相異していることが分かる」と指摘している。すなわち、岸本の論点をまとめると、「ひかりごけ」では「僕は殺したが、食べなかった」と「野火」の主人公の反省を捉えているが、実際に「野

火」では「私は何の反省もなく喰べている」と描かれている。それは武田の読み違えであると指摘されている。さらに、同論では、「武田泰淳の読みちがえが、故意なのか知らない」と述べているが、この読みちがえは武田が読者を意識した創作方法であるとしている。

ただ、読者を意識した創作方法[17]とは妥当な分析であるが、「読みちがえである」という分析は納得できない。この問題については、検討するべきである。ここでは、まず岸本が「武田泰淳の読みちがえ」と述べた部分から確認したい。この問題を論じる上では、大岡昇平の「野火」が創元文庫により再刊されたときに、武田泰淳がその文庫版の解説[18]を執筆したことに注目すべきである。「野火」についての解説を執筆したことのある武田がその主人公が人肉を喰うかどうかという、大切な問題を読みちがえた可能性は高くない。さらに、彼と大岡昇平との間には、親密な交際があったこと[19]から、武田が「野火」を読み違えたら、大岡に指摘されたはずではあるまいか。しかし、調べた限り、このような指摘を発見することはできなかった。

武田は、「野火」という作品をどのように理解していたか。それは、次の解説[20]から確認できる。

> この作品に於いて、「人肉試食」は、世の批評が騒ぎ立てるほど重要なものとは、私は考えない。問題は、人肉試食を導き出さずにはいられなかった「私」の純粋な歩き方にある。この種の異常経験があったために、「私」は狂気にまで到達できたのではない。

武田は一般的に注目された人肉試食の問題を超え、「私」という主人公の心理に注目している姿を示している。そして、この文脈において、「人肉試食を導き出さずにはいられなかった」とは、「私」は「人肉試食を行った」ということではないだろうか。つまり、一方で武田は、「野火」の主人公が人肉を食べたことを認めている。この点に加えて、武田の「ひかりごけ」における「野火」についての批評は読みちがえではないという判断が導かれる。それを裏付ける一番明確的な証拠は「野火」の原文である。「野火」において、精神病院から退院した「私」はこのように記している[21]。

> 妻は無論喜んで私を迎えた。彼女のうれしそうな顔を見ると、私自身もうれしいような気がした。しかし何かが私と彼女との間に挿まったようであった。それは多分比島の山中の奇怪な経験と、一応いっていいであろう。人を殺したとはいえ、肉は喰わなかったのだから、何でもないはずであり、私の一方的な記憶が、妻との生活の間に「挿まる」謎、比喩としてまずい比喩であるが、どうもほかに考えようもない。（傍線引用者）

ここで、「人を殺したとはいえ、肉は喰わなかったのだから、何でもないはず」ということは妻との生活に戻った「私」によって改変された記憶であることが明らかである。「ひかりごけ」における「僕

は殺したが、食べなかった」という箇所は、ここから抜粋されたことであることが確認できる。つまり、「ひかりごけ」における記述は武田の読みちがえではなく、「野火」の原文を根拠としているのである。岸本は「野火」の原文を引用し、比較しているが、「僕は殺したが、食べなかった」という一節を見落としたとも言えるだろう。ただ物語の中では食べたことになっている。武田がなぜ改変された記憶に基づいた記述としたのかということに着目すべきだ。「野火」における自身の記憶を改変したことを通じ、自らの「人喰い」の「罪」を免れることを努力する主人公は、「殺人」の行為を正々堂々と認めている。武田はこの記述を引用したことを通じて、「殺人」は「人喰い」より「罪」が軽いという「錯覚」を批判していると読み取れる。

したがって、「ひかりごけ」は武田が従来の人肉喰を描いた作品（「野火」）を充分に了解した上で、戯曲という表現方法における葛藤に向かいながら創作した作品である。また、本作は「アイヌ物語」を書けなかったときに生まれた、予想外の作品であることが明らかになった。こうした創作の経緯は、「ひかりごけ」を読解するとき、重要なコンテクストとして忘れるべきではないだろう。

3、ひかりごけについての扱い方

武田は「ひかりごけ」における二幕の戯曲を創作したきっかけについて、「私」が中学校長と一緒にひかりごけを見物に行き、その際に「人肉事件」について聞いたことに起因すると述べる[22]。また、「戯曲」部分における「光の輪」は、ひかりごけの光に似ていると設定されている。先行研究では、「光の輪」を「罪の象徴」としている論[23]が多いが、いずれもなぜ「罪の象徴」としてひかりごけの光を採用するのかという問題には、ほぼ触れていない。「罪」の中身についても再検討したいと同時に、こういうことで、本節では、ひかりごけの特徴について確認した上で、「光の輪」の象徴性について検討する。

『植物レファレンス事典』[24]では、ひかりごけについて、「ヒカリゴケ　Schistostega・pennata（Hedw.）Web.etMohr 光苔　ヒカリゴケ科のコケ。原系体が光を反射して、黄緑色に光る。茎は7～8㎜、披針形の葉。」と説明している。

作中、「私」と「校長」がひかりごけを探していることは、次のように描かれている。

> 二人は小腰をかがめて、洞内をしばらく歩き廻りました。洞の内部はきわめて単純な半円で、こまかな屈折も切れこみもなく、一目で見わたせるのですから、視野に入るどこかにひかりごけはあるにちがいない。それが二人とも発見できないのです。
> 『武田泰淳全集』第五巻、一七五頁。

「私」と校長は、単純な構造の洞内で、真剣にひかりごけを探していたが、なかなか発見することができない。この場面で、発見しにくいという、ひかりごけというものの最大の特徴が捉えられる。さ

らに、初めてひかりごけを発見するまでの過程について、次のように記されている。

自分の姿勢や位置や視線の方向を、いろいろと工夫したあげく、私は立ちすくんで、探すのを止めました。すると、投げやりに眺めやった、不熱心な視線のさきで、見飽きるほど見てきた苔が、そこの一角だけ、実に美しい金緑色に光って来ました。

（中略）

校長がとまどっているまに、私の立っていた位置が少しずれると、また別の方角で、金緑色の苔が、ひっそりと光を放ちました。そのかわり最初に発見した苔は、もはや平凡な緑色にもどっています。『武田泰淳全集』第五巻、一七五頁。

ひかりごけの光を見つけたり見失ったりする「私」において、ひかりごけの光は視線の中に継続して存在していたが、特別な角度から見なければ確認できないことがわかる。その後、「私」はひかりごけの特徴について明記している。

相手が指し示した場所に目をやっても、苔は光りませんが、自分が何気なく見つめた場所で、次から次へと、ごく一部分だけ、金緑の高貴な絨毯があらわれるのです。光というものには、こんなかすかな、ひかえ目な、ひとりでに結晶するような性質があったのかと感動するほどの淡い光でした。苔が金緑色に光るというよりは、金緑色の苔がいつのまにか光そのものになったと言った方がよいでしょう。光りかがやくのではなく、光りしずまる。光を外へ撒きちらすのではなく、光を内部へ吸いこもうとしているようです。『武田泰淳全集』第五巻、一七五～一七六頁。

ここでは詩的な雰囲気が漂い、苔の光そのものの特徴を描きながら、「私」はこのような光と苔に対する好感を示している。ここで「金緑色」と描かれているのは、現実の「淡黄色に光る」という特徴と合致している。「私」が見たひかりごけの特徴についての描写は明らかに武田が北海道で実際のひかりごけを見た経験に基づいていると予測できる。その後、「私」は「光っているあいだのひかりごけには、いくらか、威厳も認められますが、苔そのものは、絨毯や畳、毛布、その平凡な敷物の、むしれたり毛ばだったりしている部分に似て、それより弱々しい生え方をしています」（『武田泰淳全集』第五巻、一七六頁）と記しているように苔の生き方を捉えているが、「蘚苔類の奇怪な生き方を、無気味に押しつけてくる気配もありません」（『武田泰淳全集』第五巻、一七六頁）と述べているように、「私」はこうした生き方に好感を持っているとみても間違いないだろう。戯曲におけるひかりごけの象徴性を分析する上で、「私」が捉えたひかりごけの特徴と好感の感情は見逃せない部分に違いない。

続いて、戯曲において、こうしたひかりごけの光がどのように使われているのかを確認しよう。第一幕で西川と船長は五助の肉を喰

う。また、八蔵と西川が話しているうちに、西川の後ろに光の輪があらわれている。本作における最も重要な象徴である光の輪について、ト書では「（少しずつ、後じさりする。やがて、彼の首のうしろに、仏像の光背のごとき光の輪が、緑金色の光を放つ）」（『武田泰淳全集』第五巻、一九三頁）と書かれている。「仏像の光背のごとき光の輪」とは「異形の者」（『展望』一九五〇年四月）にも登場する表現である。「異形の者」は武田の加行僧としての体験を材料にした作品である。本作では「大小とりどりの仏たちは、各々光の輪を首のうしろに背負い、すきまなくつながりあって、さまざまな円形や、心臓や花弁の形の中に坐っていた」（『武田泰淳全集』第五巻、八〇頁）という、仏像の前に「その物」の存在を確信したシーンにおいて光の輪という要素が用いられている。ここで「光の輪」が作品の主要な要素として用いられるのは、仏教の思想の影を受けたという武田文学の特徴を意味し、武田が小説という形で宗教的な罪意識をどのように扱っているのかという、武田文学に一貫して見出される問題とも関係している。

しかし、「ひかりごけ」における「光の輪」の場合、キリスト教の要素を帯びたものとしても描かれているという問題がある[25]。それは、本作における「光の輪」に関する記述が矛盾しているというのではなく、テクストにおいて宗教的な問題が複層的に扱われていると捉えるほうが適切であろう。

「ひかりごけ」において、光の輪はどのような罪を象徴しているかという問題を考えると、明らかに「人肉を喰う」という罪を象徴していることがわかる。この点については、八蔵の口を通じ、次のように光の輪の由来を説明している場面から確認できる。

西川　おめえの眼の迷いだべ。

八蔵　うんでねえ。昔からの言い伝えにあるこった。人の肉さ喰ったもんには、首のうしろに光の輪が出るだよ。緑色のな。うッすい、うッすい光の輪が出るだよ。何でもその光はな、ひかりごけつうもんの光に似てるだと。（『武田泰淳全集』第五巻、一九三～一九四頁、傍点原文。）

この対話によって、光の輪は人を喰ったために生じたものであることがわかる。また、八蔵の話によって、初めて「ひかりごけ」という語彙が戯曲に使われている。その光の輪の特徴については、後の八蔵の「その光の輪はな。誰にでも、何処ででも、見えるようなもんじゃねえだ。ある人間がよ、ある向きからよ、ある短けえ時間だけ、見れば見えるだよ」（『武田泰淳全集』第五巻、一九四頁）という台詞を通して確認できる。つまり、人を喰った後に生じる光の輪は、ひかりごけの光と同じく「発見しにくい」特徴を持っている。この点から、「ひかりごけ」というタイトルは、「人間の犯した罪を発見することの難しさ」という意味を伝えていると言えるべきだろう。

一方、戯曲部分の中で西川と船長が互いに自分の殺意を露にしたシーンは、光の輪が再びあらわれる場面であり、第一幕の結末にお

ける重要な場面でもある。

西川　おら睡らねえぞ。（殺意を生じて自製の銛を手にとる。それと同時に彼の首のうしろに、ふたたび緑金色の光の輪を生ず）

船長　（気配を察して上半身を起す）おめえ、俺を殺すつもりか、おめえにそのつもりがあれば、俺だって殺すぞ。（船長の首のうしろにも、光の輪を生ず）『武田泰淳全集』第五巻、一九七頁。

この場面において、なぜ西川と船長の背後に光の輪が生じたのか、検討すべきである。括弧内のト書きを見ると、光の輪が出現するのは人を殺す意図があった瞬間であることがわかる。つまり、「光の輪」はここで人肉を喰った目印だけではなく、殺意の象徴になったことがわかる。

第二幕において、「光の輪」という語彙が使用されている場面は、裁判で船長が「あなた方と私は、はっきり区別できますよ。私の首のうしろには、光の輪が着いているんですよ。よく見て下さい。よく見ればすぐに見えますよ。これが証拠なんですから」（『武田泰淳全集』第五巻、二〇五頁）と告白する場面と、その直後に置かれた、次のト書きにおいてである。

（検事の首のうしろに光の輪が点る。次々に、裁判長、弁護人、傍聴の男女にも光の輪が着く。互いに誰も、それに気づかない。群集は光の輪を着けたまま、依然として右往左往する）『武田泰淳全集』第五巻、二〇五頁。

ここで、興味深いのは、法廷にいる人々すべての背後に光の輪が生じているにもかかわらず、互いの光の輪が見えていないという部分である。このシーンにおいて、次の二つの問題を検討したい。第一に、なぜ法廷にいる人々は全部光の輪を着けているのかという問題、第二に、なぜ彼らは互いの光の輪が見えないのかという問題に注目したい。特に、船長の「私にだけは、光の輪が着いているんですよ。それが目印なんです」（『武田泰淳全集』第五巻、二〇五頁）と「光の輪のついた者には、見えないんですよ。あれをやった者には、見えないんですよ」（『武田泰淳全集』第五巻、二〇六頁、傍点原文）という二つの台詞は見逃せない。つまり法廷にいる人々は、船長と同じく目印をつけているからこそ互いの光の輪が見えなくなったのである。さらに、目印の内容について、船長がここで言及した「あれ」に着目しないわけにはいかない。なぜここで船長は「あれ」という抽象的な指示詞で語るのか、確認すべきである。

第一幕の内容を振り返ると、船長が述べた「あれをやった者」とは、明らかに人喰いをやった者を指している。しかし、第二幕の法廷において、現実的に人喰いをやった人は船長一人だけである。法廷にいるほかの人々は人喰いをやったことがない。したがって、ここで目印としての「光の輪」が指し示しているのは、現実の人喰いという意味を超えた、より象徴的な意味での「人喰い」＝罪であるこ

とが明らかになる。結末のシーンを見ると、判事をはじめとして「我々」がキリストを囲んだ、自分の罪を意識しなかった群衆に見立てられている。法廷の人々の戦争に対する態度を考えれば、彼らの罪は天皇制を擁護し、侵略戦争を支持したことに違いない。すなわち、彼らは直接に戦場に赴き、殺人したことこそないものの、間接的に殺人の罪を犯しており、なおかつそのことを自覚していない愚かな群衆というイメージで示されていることとなる[26]。

「ひかりごけ」におけるこうした設定は魯迅の「狂人日記」（『新青年』一九一八年四月）という作品を想起させるものである。魯迅は「狂人日記」において、「人喰い」を、封建制下の中国における階級制度や家父長制度を支えてきた礼法と道徳が人間に与える圧迫を象徴するものとして用いている[27]。「ひかりごけ」における象徴的な「人喰い」という要素の扱われ方は、現実の人喰い事件のみならず、魯迅の愛読者でありその研究者[28]でもあった武田が「狂人日記」からヒントを得たのだと言えるだろう。

船長の話に戻ると、彼は他人が自分の後ろに生じている光の輪が見えないことを意識してから、恐怖に陥っているように描かれている。

船長　あなたに見えない？　いいえ、そんなはずはありません。
弁護人　検事にも裁判長にも、見えないんだぜ。
船長　そんな馬鹿なこと。もしそうなら、恐ろしいこってすよ。そんなはずはありません。もっと近くに寄って、私をよく見なくてはいけませんよ。きっと見えるはずですから、いいかげんにすませることはできませんよ。もっと真剣に、見えるようになるまで、見なくちゃいけませんよ。『武田泰淳全集』第五巻、二〇六頁。

つまり、船長は周りの人々が自分と同じ「人喰い」を犯した人、いわば、「罪人」であることを認識した上で、その事実を信じたがいこととして退けようとしている。物語は、彼の叫び声とともに終わるが、こうした構造によって、罪の普遍性が表現され、船長の叫び声からは「救済希求」という主題も読み取れる。このように、「救済への吶喊」を物語の終わりとする構造は、魯迅が「狂人日記」の最後において発した「子供を救え」[29]という吶喊を連想させる。付言すると、この「吶喊」という表現は、本論で「叫び声」という意味として用いている。魯迅は第一創作集（短編小説集）『吶喊』（北京の）新潮社、一九二三年八月）を発表した。「狂人日記」もこの創作集に収録された。

さらに、先述したように、『狂人日記』における「人喰い」は封建社会の人間に対する圧迫という寓意を含む。いわゆる、「ひかりごけ」と『狂人日記』における「人喰い」は、差異もあるが、象徴主義の影響を受ける点は明らかに共通している。テクスト構造について、二作品は最終のシーンで救済への希求を示しているにとどまらず、メタフィクションという構造においても共通する。「ひかりごけ」のメタフィクション構造に関する分析は、松本和也[30]によって

つぶさに論じられているので、本論では触れない。ただし、『狂人日記』は、一人称の「余」の記した冒頭と「狂人」・「我」（私という意味）の書いた日記という二つの部分によって構成される。また、その二つの部分を区別するために、魯迅は意図的に冒頭では文言文調で、日記部分では白話文調で発話行為を行った。それで、小説中の小説、あるいは虚構中の虚構というメタフィクションという構造を成り立たせた。

ちなみに、導入の部分と本文の部分が異なる文体によって書かれるのは、この二作品の共通点である。「ひかりごけ」の場合に、導入の部分は紀行文のような文体で書かれ、戯曲の部分は、第一幕において野性が満たる方言調で会話を行い、第二幕において「です・ます」調に転換した。つまり、文体の変換によって、小説の構造をはっきりと区別するのは、魯迅と武田という二人の小説家が一致して採った手法である。以上のように、「ひかりごけ」は人喰いに関する設定とテクスト構造において「狂人日記」という作品との接点に注目し、関係づけながら読み解くことも可能ではないか。

4、罪と戦争

前節では、「ひかりごけ」という植物の特徴を踏まえ、作中における光の輪の設定は罪の普遍性とその戦争に対する加担（加害責任）が隠されているのを伝えるものであることを明らかにした。第二幕における象徴的な意味での「人喰い」という語彙の使用、最後の船長の叫び声から、「ひかりごけ」が設定と構造において魯迅「狂人日記」と深いつながりを有していることを指摘した。本節では、第二幕における「人喰い」の象徴性について確認し、法廷におけるほかの人々の罪の意味と問題について考察する。同時に、「ひかりごけ」という作品における戦争に関する記述に注目し、反戦小説の側面で「ひかりごけ」の意味について論じる。

紀行文構成の場面を見ると、「ひかりごけ」の発表直前に、停戦状態となった朝鮮戦争に言及している。そして「朝鮮半島に於ける大量殺人は、ついこのあいだの犯罪である」（『武田泰淳全集』第五巻、一八四頁）と記述している。ここで「大量殺人」とは、具体的にどのような状況を指すのか。朝鮮戦争の死傷者数は、発表主体によって相違しているが、「戦争の結果、北朝鮮側は二五〇万、中国志願軍は一〇〇万、韓国側は一五〇万、米軍は五万の死者を出した」[31]であり、また「朝鮮戦争は南北双方に約一五〇万名の死者と三六〇万名の負傷者を出し、国土の疲弊をもたらした」[32]という説もある。いずれの発表も戦争によって数百万人の死傷者が発生したことは共通している。さらに、朝鮮戦争において、兵士だけではなく、多数の市民が犠牲をこうむったことが確認できる。第二次世界大戦の終戦からまもなく、再び残酷な戦争が勃発し、たくさんの人々が戦争に巻き込まれた。敗戦後、米軍による軍政統治下の日本も、朝鮮戦争による影響を受けることになった。そして、特別軍需による経済復興になりつつの恩恵にあずかりつつ、一方で国連軍が一時的に劣勢になった際には、日本本土も戦争の危機に直面したという[33]。

武田は、日中戦争・太平洋戦争・朝鮮戦争を経験・目撃した。「ひかりごけ」において「それのみならず、今後も地球上のどこかで同様の殺人犯罪が、大規模に発生するであろうという予感にさえ、我々はなれっこになってしまっている」（『武田泰淳全集』第五巻、一八四頁、傍点原文）と言及していることは、戦争への経験から起因する。たとえば、一九六五年にはベトナム戦争が勃発していることは武田の言葉を裏付けている。また、アジア以外の地域においても、一連の中東戦争（第一次中東戦争（一九四八～四九年、パレスチナ戦争）、第二次中東戦争（一九五六年、スエズ戦争）、第三次中東戦争（一九六七年、六日戦争）、第四次中東戦争（一九七三年、ラマダーン戦争）や湾岸戦争（一九九〇年～九一年）など、世界各地で様々の戦争・紛争が行われている。現在も、ウクライナとロシアが戦っていることを考えると、今日の人々は武田が述べたように、戦争に対して「なれっこ」になってしまったのかもしれない。こうした戦争に対する鋭い認識は、反戦の視座から「ひかりごけ」をあらためて検討する価値を与えると思われる。

「ひかりごけ」の中で、内容を戯曲形式の構成として描き出している部分は、十五年戦争[34]を背景とした部分である。作中、直接的な戦場の描写はないが、当時の状況と戦争に対する作者の態度は登場人物の台詞を通して明らかになる。第一幕では、西川以外に、八蔵にせよ五助にせよ、聖戦の遂行と天皇制に不信を抱いていることが示されている[35]。一方で当初は素朴に天皇を崇拝し、勇気がある素直な人であった西川も、最終的に仲間の肉を喰ったり、船長を殺す意図を生み出したりするエゴイズムに従う人になっている。西川はもともと軍属として、誇りを抱き[36]、天皇制に対する擁護が示される。しかし、第一幕の結末に至ると、西川はかつて信じた天皇の軍属としての責任と誇りを失い、信念の崩壊が明らかになる。こうした西川の人物像から、戦時の天皇制を擁護していた日本国民の現実の姿が読み取れるだろう。西川の信念、つまり天皇制への信念の崩壊は、敗戦の衝撃を受け、天皇の神話が破れ、生を支える信念を失った日本人の現実の姿と重なり合う。従って、第一幕において、一貫して「悪人」のイメージを示している船長に比べると、西川は、より複雑な人物像として描かれる。

第二幕の冒頭に登場する検事は、「もしも弁護人の主張するがごとく、愛国的行為をなしとげるため、あくまで生きんとの目的によって人肉を食することが許されるならば、何故、わが忠勇なる兵士は、かの数百数千の食糧に欠乏せる兵士諸君は、遠く海をへだてた戦線にあって餓死しなければならなかったのであるか。（拍手）御国のために、奮戦力闘して忠霊と、この憎むべき被告の利己心とを、同日に語ることは断じて許さるべきことではない」（『武田泰淳全集』第五巻、二〇〇頁）と発言している。つまり、引用部分を通して、検事が船長の人喰いを利己心の結果と見なしていることが明らかになる。同時に、「太平洋戦争最終の冬」に振り返ると、武田は当時の戦線における物資不足の現実を、意識的に反映させており、戦争末期の状況の厳しさを表しているのである。また、裁判中「空襲警報のサイレン鳴りわたる」ために、騒乱が起こっていることを描写し

た場面も見逃せない。この物資不足と空襲は、いずれも実際のことであり、武田はこうした実際の出来事を作中に取り込むことによって、虚構としての戯曲と現実とを繋ぎ、このような状況においても、「聖戦の遂行」という幻想に陥っている人々を描くことで、破滅的な敗戦の兆しを描き出している。こうした敗戦の兆しを無視し、必勝の信念を抱くのは「淑女綺談」（『改造』一九五一年五月）における「時は、第二次大戦の末期であった。たとえ敗戦の兆が濃くなっても、否、濃くなっていたからこそ、必勝の信念がことさら掻き立てられた時期である」（『武田泰淳全集』第一巻、二六九頁）という表現とも重なっている。その対比は敗戦直前、戦争の成功を信じ、熱狂的に妄想していた異常性へのアイロニーである。

さらに、検事と船長とが渡り合う場面においては、次の二箇所に注目する必要がある。まず、船長における「我慢」をめぐる検事と船長の会話である。

検事　お前は自分の考えてることが、我々には通じないと思っているんだろう。本官に言わせれば、そこがお前の異常にして傲慢なところなんだぞ。裁判を我慢するとか何とか、そんな言い方をするのが、つまりお前が、我々より一段上だとうぬぼれてる証拠じゃないか。

船長　いいえ、それはちがいます。私は自分が、他の人よりすぐれているなどと考えたことは一度もありません。『武田泰淳全集』第五巻、二〇一頁。

この会話において、検事は「船長の異常」を「傲慢」と批判しているが、船長はそれを否定している。それに、「他人よりすぐれている」と考えるのは、検事である。検事は、他人の肉を食べたことがない人に裁かれても裁かれたとは思えないと述べた船長に対し、「盗人たけだけしいとはお前のことだぞ。お前は、自分の罪を、社会とか国家とかになすりつけようとしているんだろう。いいか、我々は国家社会を代表して、お前を裁いているんだぞ。その我々の正しさを、お前は否定しているんだろう。我々の正しさに、唾を吐きかけたいんだろう」（『武田泰淳全集』第五巻、二〇三頁）と責めている。ここで、検事は自分を含む「我々」が船長より一段上であると思っていることが明らかになる。さらに、検事は「我々とお前が、同じ人間だと言うことで、自分の罪を免れたいんだろう」（『武田泰淳全集』第五巻、二〇三頁）と言及している。「我々」は、人肉を食べたことがある船長と異なる、道徳・人間性が優れた人間であるという意味が読み取れる。このことに関する船長の考えは次の場面から確認できる。

検事　お前のやったことは、日本人の尊厳を傷つけることなんだぞ。国威を失墜させることなんだぞ。お前はこんなことをしでかして、天皇陛下に申しわけないとは思わんのか。

検事　……私には、あの方と私とそう違った人間とは思われないのですが。

検事　何を言うのか、お前は！

船長　あの方だって、我慢していられるだけじゃないでしょうか。『武田泰淳全集』第五巻、二〇四頁。

船長は、自分と天皇は同じく人間であると考えている。一方で、検事の台詞では「天皇が我々（一般の国民）より優れ、我々（一般の国民）が船長（人肉を喰った罪を犯した犯人）より優れている」という考え方が窺える。また、先の引用文の検事の台詞、「我々は国家社会を代表して」という台詞を見ると、検事は天皇制を守ろうとする立場を代弁している存在とも言えるべきである。自分が天皇と同じ人間であるという船長の発言は、戦前における天皇制を全否定するものであり、天皇制を擁護している検事を怒らせる。それのみならず、船長における天皇も「我慢していられるだけ」であるという扱い方は、テクストにおける「我慢」の普遍性を強調している。

空襲警報が響いているシーンにおいて、次のような検事と船長の会話が登場する。

検事　お前はなぜ本官の方を指さすのか。俺が、何か特別な人間だとでも言いたいのか。

船長　ちがいますよ。私はただ……。

検事　俺が、人の肉を喰った男だとでも言いたいのか。

船長　ちがいますよ。あなたは人の肉を食べるような人じゃありませんよ。あなたは検事殿ですよ。立派な人ですよ。ここにいる人々は、みな立派な人ばかりですよ。食べた男は私一人ですよ。私一人が食べただけですよ。誰も他の人は、食べてはいませんよ。『武田泰淳全集』第五巻、二〇五頁。

検事の語りにおいて、「何か特別な人間」と「人の肉を喰った男」は同一視されていることがわかる。検事の台詞を見ると、喰人問題は差別問題と関わっていると読み取れる。つまり、検事をはじめとする裁判側の人々は、人肉を喰った人は特別な人間になり、一般人より低い地位にいることであると思い込んでいる。一方で、船長の台詞に「立派な人」という言葉があり、これは紀行文構成における「文明人」という語彙と重なる、否定的なニュアンスの表現である。「ひかりごけ」において、「文明人」や「立派な人」という表現は、他人より優れていると思う「錯覚」に関するアイロニーをあらわし、特別扱いされるべき人間は存在しないという平等思想を伝えている。

ここで、空襲警報が第二幕における重要な要素として、繰り返し使われていることについて、留意しておきたい。実際の空襲に関して言えば、太平洋戦争末期、日本海軍が制海権を失い、一九四五年七月一四日から一五日の二日間、アメリカ海軍の第三八任務部隊が北海道南部―登別市沖合一帯に展開され、留萌市以南の北海道の主要都市に無差別爆撃及び機銃掃射を行った。とりわけ、軍需産業の中心地として機能していた室蘭市、釧路市、根室市への空襲は大規模なものだった[37]。

実際の裁判について、第一回公判が一九四四年七月中旬から釧路

区裁判所で行われ、第二回公判が四四年八月二八日に行われた[38]ことから判断するに、実際の裁判のとき、空襲はなかったことが確認できる。つまり、空襲はリアリティを付与するための要素として、意図的にテクストに挿入されていたのである。武田は、「空襲」という要素を用い、「物資不足」と同じく敗戦の兆し、いわゆる「象徴」として扱っていることが明らかである。また、この空襲によって、法廷と洞窟を重ねあわせることで、第二幕において、第一幕と同じく生死の境に追われる極限状況が作り出されていることも確認できる。したがって、第二幕における「光の輪」が生じた人々は、第一幕における船長たちと同じく、生死の境に追われる状態にあったと解釈できる。そして、最後まで続いている空襲の警報は聖戦や天皇制への「弔鐘」として理解できるだろう。

上述のように、本作のテクストにおいて、罪に対する認識は、人それぞれの生活環境や価値観などの要素に相違することがわかった。第一幕において、船長が八蔵と五助の肉を喰う場面の描写だけでは、船長自身が「人喰い」という行動を、罪として考えたかどうか、断定することができない。ただ、日常生活に戻ると、自分が行った罪を認めている。一方で、検事をはじめとする裁判側の人々は、自らを船長と対立する図式で示し、第一幕における船長と同じように、まだ彼らが行った罪を意識していない。

船長の罪が、人喰いであることは明らかである。一方で船長を裁く人々や傍聴人の罪については先述の通り、「人間としての原罪」であるとする指摘[39]があり、論者もこの解釈に同意する。ただし、作中、意図的に挿入された戦争関連の要素を見ると、天皇制を擁護し、「戦争の勝利」という妄想を未だに捨てない裁判における人々は、戦争中の殺人行為の罪に加担しているという意味が内蔵されている。そのため、本作では、銃後の日本の一般人も第二次世界大戦の戦争責任を背負っている、という武田自らの戦争責任に対する態度と反省が可視化される。さらに、朝鮮戦争の停戦直後、という本作の発表時期を考慮すると、世の中に「反戦思想」を発信しようとした武田の執筆意図も読み取れるだろう。

5、おわりに

本論では、従来の「ひかりごけ」研究の状況を踏まえ、ひかりごけの扱い方と罪という問題についてその観点から再検討した。現実上のモチーフに着目し、反戦という観点から作品を分析し、戦後文学における「ひかりごけ」の独自性について意味付けた。

まず、第二節では、武田が本作を創作した経緯を明らかにした。この過程で、大岡昇平「野火」に対する武田の誤読という問題を解明した。第三節では、ひかりごけという植物の実際の特徴について解釈しながら、罪の普遍性と発見しにくさという特徴を表現していることを明らかにするとともに、象徴的な「人喰い」という設定と作品の最後のシーンが魯迅の『狂人日記』と重なっていることを指摘した。第四節では、裁判の場面における人々の罪の意味と戦争に関する言及を分析し、武田のほかの作品を参照しつつ、武田泰淳文

学と思想上の一貫性と表現上の差異を明らかにしたのみならず、「ひかりごけ」においても「敗戦の経験は、単に政治的、経済的なものであったばかりでなく、むしろ宗教的なものだったはずなのである」[40]（『武田泰淳全集』第十三巻、二八五頁、傍点原文）という彼なりの敗戦に対する宗教的な捉え方を明らかにした。

以上の分析によって、「ひかりごけ」は戦争に対して明確に批判を表明する物語であったという結論づけることができる。本作を通して、戦争に対する鋭い理解を示した武田は、戦時中の日本人が「文明」と自称し、アジア各民族に対して示した傲慢な「優越感」を痛烈に批判し、反省している。法廷における人々に生じた「光の輪」に関する分析をふまえると、本土における一般の日本人もまた、侵略戦争に関する罪を背に負ったという暗喩をこの物語から読み取ることも可能となる。この点について、「審判」（『批評』一九四七年四月号）における日本が「最後の審判の破滅をこうむっている」ことを想起させる。さらに、「そして今までにない明確な罪の自覚が生まれているのに気づきました。罪の自覚、たえずこびりつく罪の自覚だけが私の救いなのだとさえ思いはじめました」（『武田泰淳全集』第二巻、二十四頁）と告白し、戦時惨殺を行ったことを反省している二郎の人物像は明らかに船長の自らの罪を我慢しているイメージと重なっている。すなわち、「ひかりごけ」は戦後武田の日本の戦争における罪について検討する延長線にありつつ、同時代のコンテクストいわゆる世界各地で戦争が続いているまでに拡大する作品なのである。

戦場の残酷さを描いた多くの戦後小説の中にあって、「ひかりごけ」のように一般人の戦争責任を追及するものは稀である。なお、最後に付言するなら、朝鮮戦争が停戦を迎えたばかりという初出時の時代状況の中で、多くの戦争文学は第二次大戦を批判する内容を示していたが、朝鮮戦争への批判はあまり見られなかった。このような時代状況の中にあって、「朝鮮半島に於ける大量殺人」を「犯罪である」としている本作は独特な位置を占めていると言えよう。

（ちょう　ぶんけん・映像・現代文化論研究室）

付記　武田泰淳の著作からの引用は、『武田泰淳全集』（増補版、全一八巻・別巻二巻、筑摩書房、一九七八年）によった。

注

1 助川徳是『日本大百科全書』（小学館、一九九四年一月）を参照した。

2 『武田泰淳全集』は一九七一年から一九七三年まで筑摩書房によって出版された。

3 例えば、『国文学　解釈と鑑賞』（第三七巻七号、至文堂、一九七二年七月）の『武田泰淳特集』など。本特集号に収録された論文の中では、「ひかりごけ」に言及しているものが多い。

4 岸本隆生『武田泰淳論』（桜楓社、一九八六年二月）。

5 藤原崇雅「研究動向　武田泰淳」（『昭和文学研究』八二巻、二〇二一年一〇月）。

6 松本和也「翻訳・境界・メタフィクション――武田泰淳「ひかりごけ」を読む」（『日本文学』第五五巻一一号、二〇〇六年一一月）。

7 阿部正路は「武田泰淳――「ひかりごけ」をめぐって――」（『国文学解釈と鑑賞』第三七巻一号、一九七二年一月）において、特に船長の「我慢」の意味について注目し、「「ひかりごけ」の船長は、〈人間〉に見られることを切望しながら、なみの人間には、ほんとうの人間がついに見えないことを知っている。船長の〈我慢〉の意味がそこにある」と指摘している。阿部によれば、人間の正体を捉えられないことが船長という人物によって表れているのである。また、桶谷秀昭は「武田泰淳――「諸行無常」と「我慢」について――」（『国文学　解釈と鑑賞』第三七巻七号、一九七二年七月）において、同じく船長の「我慢」に注意し、「もっとも武田氏は、船長に、自分は我慢しているだけだ、と繰り返しいわせているので、救済を暗示しているわけではない。何のために、何を、どこまで我慢しているのかわからない、そういう我慢に耐えている心の深淵を暗示している」と記している。桶谷は、テクスト内には船長の「我慢」の意味が明らかにされていないが、その「我慢」によって船長という人物の深さが表現されていると指摘している。こうした分析から、船長という人物の設定の複雑さが読み取れる。

8 「〈キリストの如き平安〉のうちにあった開廷当初の船長」が「《人性の幻視》から《人倫》に向けて叫び続ける存在に変容し、許されてあるかのごとき人間を撃ち続ける」小笠原克「「ひかりごけ」――暗冥の《マッカウシ洞窟》へ――〈下の二〉」（『北方文芸』、一九七五年九月号、六〇頁、傍点原文）。

9 水溜真由美は、「極限状況下における倫理：武田泰淳「ひかりごけ」、大岡昇平『野火』、同『俘虜記』」の中で、従来の船長における罪についての先行研究を乗り越え、「つまり、船長が犯した人肉食の罪は、潜在的には全ての人間の罪である」ことを看破し、「「ひかりごけ」において船長が担う原罪の意味は、殺生をしなければ生命を維持することができない人間の条件にまで拡張されている」と指摘している。（前掲『層　映像と表現』第一二号、二〇二〇年三月、七〇頁）。

10 武田泰淳「私の創作体験」（『現代文学と創作方法Ⅱ』一九五四年九月）。

11 「ひかりごけ」の前半部には、「いずれにせよ私は、「文明人」諸氏から、珍奇であり残忍であると判定されるにちがいない、ペキン事件、この読者にはあまり歓迎されそうにない題材に、何とかして文学的表現を与えなければなりません。私はこの事件を一つの戯曲として表現する苦肉の策を考案いたしました。それは、「読む戯曲」という形式が、あまりリアリズムのきゅうくつさに縛られることなく、つまりあまり生まなましくないやり方で、読者それぞれの生活感情と、無数の路を通って、それとなく結びつくことができるからです。この上演不可能な「戯曲」の読者が、読者であると同時に、めいめい自己流の演出者のつもりになってくれるといいのですが。」と言及されている。『武田泰淳全集』第五巻、一八五頁。

12 武田泰淳「「ひかりごけ」の上演について」（一九六一年一二月）。

13 この上演不可能な「戯曲」の読者が、読者であると同時に、めいめい自己流の演出者のつもりになってくれるといいのですが。『武田泰淳全集』第五巻、一八五頁。

14 前掲『武田泰淳全集』第五巻、一八三頁。

15 代表的に、川西政明、岸本隆生や水溜真由美などの研究が挙げられる。

16 岸本隆生「第五章　倫理の否定と極限の自我」『武田泰淳論』（桜楓社、一九八六年二月）、一一二頁。

17 「即ち、武田泰淳は、それら先行二作品を共に、〈倫理的〉という評価で読者に印象づけようとしたのではないのか。そして、その〈倫理的〉ということは、言いかえれば、〈文明人〉の〈錯覚〉である、ということを読者に印象づけようとしたのではないのだろうか。それは一体なぜなのか、それは、それらの先行二作品と『ひかりごけ』とを対比して、自分の作品を、それら先行二作品と異なった印象を読者に植えつけるためであった、と私には思われるのである。」前掲『武田泰淳論』（桜楓社、一九八六年二月）、一二二頁。

18 武田泰淳「大岡昇平『野火』」（大岡昇平『野火』、創元文庫、一九五二年三月）。

19 川西政明は、竹内好と埴谷雄高と大岡昇平を、武田において「準家族」的な存在であると評している。川西政明「死」『武田泰淳伝』（講談社、二〇〇五年一二月）、四八六頁。

20 武田泰淳「大岡昇平『野火』」（大岡昇平『野火』、創元文庫、一九五二年三月）武田泰淳全集』第一二巻、二七三頁。

21 『大岡昇平全集　三』（筑摩書房、一九九四年十一月）、一二五～一二六頁。

22 「中学校の校長さんが、ひかりごけの見物に行く途中、いろいろ村の生活を語ってくれました」（『武田泰淳全集』第五巻、一七四頁）と「その彼が、一番自分でも面白がりながら語ったのは、ペキン岬の惨劇の話でした」（『武田泰淳全集』第五巻、一七七頁）という記述がある。

23 注九に同じ。

24 日外アソシェーツ編集部『植物レファレンス事典』（日外アソシェーツ、二〇〇四年一月）。

25 第二幕の冒頭のト書では、戯曲の画面設定について「泰西中世の画家ボッシュまたはブリューゲルのグロテスクなる聖画」を想像させようとしている。さらに、第二幕の船長の造形をキリストとして、とりわけ最後のシーンが「処刑のためゴルゴタの丘に運ばれる」と描かれていることを見ると、本作の作意を伝え、とりわけキルスト教の「罪からの救済」という主題を反映しようとする作法が顕在化される。

26 武田は、「殺人は「文明人」も行い得るが、人肉喰いは「文明人」の体面にかかわる。わが民族、わが人種は殺人こそすれ、人肉喰いはやらないと主張するだけで、神の恵みを享けるに足る優秀民族、先進民族と錯覚してはばかりません。」（『武田泰淳全集』第五巻、一八四頁）と記している。ここでの「わが民族、わが人種」というのは明らかに「日本民族、日本人」に違いない。いわゆる、武田にとって、侵略戦争を行った「わが民族、わが人種」は全て殺人の罪を背負っていると捉えている。この見方は、「滅亡について」（『花』第八号、一九四八年四月）というエッセイにおいて、敗戦を体験したときの感想について、「今や我々は罪人であるからだ。世界によって裁かれる罪人であるからだ」という記述と重なっている。

27 先行研究において、岸本隆生は『武田泰淳論』（桜楓社、一九八六年二月、一三一頁）で魯迅が「四千年の歴史を持つ中国社会の論理や道徳の欺瞞性を、悪と位置づけているのである」と述べ、「ひかりごけ」での「ただし（一）つまり、たんなる殺人と、（五）つまり、殺人はやらないで自然死の人肉と食べるのと、どちらがより重い罪かとなると、そんな比較が馬鹿々々しくなるほどむずかしい問題になってしまいます」（『武田泰淳全集』第五巻、一八四頁）という部分を引用し、人肉喰いの問題に対する答えは存在しないという武田泰淳の基本的な立場は、明確的に人喰い行為を批判する魯迅と相違すると指摘している。岸本の見解は概ね同意できる。

28 魯迅受容について、武田は「竹内好『魯迅』跋」（竹内好『魯迅』、日本評論社、一九四四年一二月）をはじめとして、数多くの評論や小説を公表したが、最も彼なりの感情を示すのは、「L恐怖症」（『近代文学』一九四九年九・一〇月合併号）という短編小説である。本作では、魯迅またリテラチュア・文学恐怖症の「僕」の饒舌な独白によって、近代史において文学を通じて断固として「旧社会、旧勢力」と闘争していた「魯迅精神」に対する情熱があらわれている。

29 竹内好訳、魯迅『阿Q正伝：狂人日記：他十二篇』改訳版（岩波書店、一九八一年二月）。

30 注六に同じ。

31 和田春樹、石坂浩一編集『現代韓国・朝鮮』（岩波書店、二〇〇二年五月）、一七四頁。

32 金容権編『朝鮮韓国近現代史事典一八六〇～二〇一二』第三版（日本

評論社、二〇一二年六月）、三一四頁。

33 和田春樹は『朝鮮戦争』（岩波書店、一九九五年一月）で「米国はすでに一九四八年一〇月九日付のNSC13/2の採択の結果、日本占領政策を転換していた。日本の民主化は終わり、中国革命の進展するアジア情勢の中で日本の経済復興に重点を置き、安定したアジアの拠点とするとの方針を立てたのである」（二二四頁）、「中国軍の進撃で米軍が三八線の南に撤退すると、米政府部内にはこのままでは南朝鮮を失うだけでなく、日本すら防衛できなくなる、朝鮮から撤退して、ソ連の攻撃から日本を死守すべきではないかとの考えが生まれるまでになった」（二二七頁）と指摘する。

34 「ひかりごけ」の第二幕の最初において、「太平洋戦争最後の冬」と明記されているが、本論では、鶴見俊輔が「知識人の戦争責任」（『中央公論』一九五六年一月号）で発案した名称を採用している。鶴見は、一九三一年九月一八日の柳条湖事件から一九四五年ポツダム宣言受諾及び降伏文書調印までの期間を「相互に内的に関連した一連の戦争」といい、いわば「十五年戦争」と名付けている。

35 テクストに、「八蔵　おらだって、セイセンさスイコウするだよ。スイコウできるなら。いつだってしるだよ。スイコウしるの、おらきれえじゃねえだかな。」（『武田泰淳全集』第五巻、一八六頁）「五助　天皇さまがどうしただ。天皇さまなら腹がへっても、ひもじくねえだか。何ならこのほら穴の中さ、天皇さま連れて来てみるがいいだ。」（『武田泰淳全集』第五巻、一八七頁）という台詞がある。

36 テクストに、西川は「軍属なら軍属らしく、まちっとしっ腰持ったらどうでえ。そんなこんじゃ、聖戦の遂行も何も、できやしねえど。」（『武田泰淳全集』第五巻、一八六頁）と「おらっちは部隊長の軍属ではねえど。天皇陛下の軍属だど。天皇陛下のな。」（『武田泰淳全集』第五巻、一八七頁）という台詞がある。

37 釧路戦災記録会編『改訂版　釧路空襲』（釧路戦災記録会、一九八九年七月）。

38 川西政明『武田泰淳伝』（講談社、二〇〇五年一二月）、三八二頁。

39 注九に同じ。

40 武田泰淳「限界状況における人間」（『われらはいかなる人間であるか』〈毎日宗教講座〉第一巻、一九五八年一月）。

10.14943/rjgshhs.23.r 51

円地文子「二世の縁　拾遺」論——作中口語訳「二世の縁」の再検討

齊田春菜

要旨

本稿は、円地文子「二世の縁　拾遺」（以下、「拾遺」と略す）の作中口語訳と語り手の「私」を軸にテクストを読み解くものである。

作中口語訳とは、「拾遺」に挿入されている上田秋成『春雨物語』「二世の縁」の「口語訳」（三三〇頁）を指す。「拾遺」の大きな特徴の一つとして「二世の縁」の全訳が叙述されている。これは定助の性への執着を強調した加筆として原文との比較を中心に研究がなされてきた。「拾遺」研究では、原文「二世の縁」を基本的に「仏教批判」と理解している。そのため先行研究は、仏教批判の物語である原文「二世の縁」から定助の性への執着の物語として作中口語訳を位置付けている。

しかし、この位置付けには二つの問題がある。一つ目は、そもそも原文の「二世の縁」が「仏教批判」の物語なのであろうかというものである。二つ目は、定助の性への執着を強調する加筆が、主に里の主人や村人たちのセリフと会話から読み取れるものであるにも係わらずそのことについては注意が払われていない点である。そのためまず原文「二世の縁」の先行研究を参照し、原文「二世の縁」解釈の検討を行い、「拾遺」研究の原文「二世の縁」理解についての更新を行った。この原文の検討の結果を踏まえ、定助の性への執着とは、主人や村人たちが構築したものであることを明らかにした。

加えてこの主人や村人と定助の関係は、「私」と布川の関係と一面において相似形であるといえる。ただし、布川は定助と異なり一方的に「私」に規定されるだけの存在ではない。「私」と布川は双方向的な関係でもある。この「私」と布川とのやり取りの間におかれているのが作中口語訳である。そのためこれも何らかの形で「私」に影響を与えている。そこで布川の口語訳に対する「私」の語りと実際の作中口語訳の叙述のズレを考察し、「私」の語りが二重化していることを明らかにした。この二重化は、統一されることなく「子宮がどきりと鳴った」（三四〇頁）以降からテクストの幕切れまでそのままであった。

したがって本稿は、原文「二世の縁」と作中口語訳の関係を再考し「拾遺」を「私」の語りの二重化について表象したテ

クストとして結論付けた。

はじめに

円地文子「二世の縁　拾遺」（以下「拾遺」と略す）は、一九五七年一月に『文学界』で掲載され、同年九月に同作を含む一〇作が単行本『妖』（文芸春秋新社）に初収された円地の代表的な作品の一つである。書肆に勤める「戦争未亡人」（三三四頁）の「私」が、病気で原稿の自筆ができない「旧師」（三三〇頁）布川の口述筆記を行うため自宅に行き、その後そこから帰宅するために駅に向かうまでの半日を一人称の語りで叙述している。その日「私」は、『春雨物語』「二世の縁」の口述筆記を布川の家で行った。その帰り道で夫のようにも布川のようにも感じた見知らぬ男に「私」は襲われたが、その場から逃げて駅へ走った。改札口から出て来た人々をみて「入定の定助がこの男たちの中に生きていることを私は確かめた」（三四二頁）のだった。

「拾遺」の大きな特徴の一つは上田秋成『春雨物語』（一八〇八年）「二世の縁」の全訳の口語訳が挿入されている点である。初出に記載された円地の「追記」によると「この作品中に引用した秋成作「二世の縁」は作者の敷衍した箇所が多く、原作のまゝの口訳ではありません」[1]と説明がある。例えば田中愛のように「拾遺」の作中口語訳「二世の縁」は、「一般に「仏教批判」を主題とした作品として見られている「二世の縁」から、「性への執着」という要素を拾い上げ、前面へと押し出した」[2]内容として理解されている。具体的には、布川の口語訳を聞いた「私」は「二世の縁」の定助について、「前の生活で果せなかった性への執着だけをともかくも一人の女の身体をかりて果す」（三三九頁）と語っている。つまり「私」は、「二世の縁」の定助が性に執着していると理解している。また、実際に原文と作中口語訳「二世の縁」を比較した亀井秀雄などの研究者たちによっても「拾遺」に挿入された口語訳「二世の縁」は「もっぱら性への執着という点が強調されている」[3]と論証されている。なお円地は原文「二世の縁」を「性への執着」として解釈している[4]。

確かに定助の性については、作中口語訳の中で原文から追加がなされている。しかし先行研究は、「拾遺」の口語訳「二世の縁」がどのように原文よりも性に重点をおいたのか、という点については見過ごしてきた。つまり、定助の性がどのように口語訳によって加筆されたのか、あるいはどのように語られているのかについてはあまり注目がなされていないのである。実際に作中口語訳を確認してみると、里の主人や村人たちが定助について会話をしたり、噂をしたりすることによって、定助の性的な側面が強調されているに過ぎないのである（後述）。

以上のように作中口語訳の物語内容は、定助の性への執着が前景化したと一見いえる。ただし、その加筆は主人や村人たちがそのように語っているというものである。これまでその物語内容と物語言

説のズレについて今まで言及されてこなかった。まずは、そのことについて一節と二節で論証を行う。

続く、三節と四節では、「私」の語りの二重化について考察していく。この二重化は、布川が口語訳を「語りはじめた」（三三〇頁）と「私」が語る部分と実際の作中口語訳の叙述がズレることを契機に生じた。作中口語訳と語りの関係から「私」には、物語内容を語る「私」と物語言説を語る「私」という二重化が生じていることを明らかにする。そしてその二重化は、統一することなく、「恥ずかしい幻覚」（三四二頁）の場面からテクストの末尾まで継続する。

以上の点を踏まえ本稿は、「拾遺」に挿入されている作中口語訳「二世の縁」が、従来定助の性への執着という面を強調して、テクストの中に導入された、という先行研究の理解を再考することを試みるものである。そして「私」の語りが分裂し、二重化していくあり方についても明らかにしたい。

一、上田秋成「二世の縁」と作中口語訳の比較（一）

「はじめに」で確認したように作中口語訳「二世の縁」は、原文にあった「仏教批判」の物語から定助の性への執着として書き換えられた物語として「拾遺」研究の中では理解されてきた。

しかし、そもそも原文「二世の縁」は「仏教批判」を主題としているのだろうか。飯倉洋一[5]は、「二世の縁」の読まれ方として「仏法の無意味さを説いた仏教批判を主題とする物語」か「晩年の秋成自身の生と関連づけられて秋成の人間観を示した物語」と先行研究をまとめた。その上で飯倉はこれらとは違った観点を提出した。飯倉[6]は「二世の縁」におけるいわゆる仏法という幻想の崩壊劇はこの主人（里の主人を指す――引用者注）の独断的な解釈が基盤となっていることは注意されてよい」と述べ、里の主人の言動に注目する。そして、「〈入定者は現世への執着によって蘇り、その執着が露呈することで彼の尊厳性が失われる〉という近世的な説話の話型が「二世の縁」では主人によって先取りされ」、「むしろそういう愛欲因果譚の枠組みの中に、この蘇生者が最初から位置付けさせられていることを示しているのではないであろうか」と指摘する。その上で「二世の縁」を「愛欲因果譚としての入定蘇生説話を主人が中心となって里人たちが再現する〈物語〉（一種のメタフィクション）という枠組みを持っている」と結論づける。

飯倉の「二世の縁」を「〈物語〉（一種のメタフィクション）」と解釈する視点は、「拾遺」研究の中で理解されてきた原文「二世の縁」の解釈を見直す契機となる。そしてこれまでの研究における「拾遺」の解釈を更新できるのではないだろうか。例えば定助の性への執着は主人や村人らが勝手に付与したと解釈できる口語訳の加筆がある。言い換えると里の主人や村人らによって定助は性に執着があるという〈物語〉を押し付けられたのである。作中口語訳は、そのような様子を加筆という形で徹底し、強調したのである。

つまり、「拾遺」の作中口語訳「二世の縁」読みのレベルは二つあるのではないだろうか。一つ目は、「私」の解釈であり、従来の解釈

である定助は性に執着しているというものである。二つ目は口語訳で示された定助の性への執着は、主人や村人らが勝手に定助に付与した性質であるというものである。これは飯倉が指摘した原文にある「〈物語〉（一種のメタフィクション）という枠組み」を参照することで、主人や村人によって定助は性に執着があるという〈物語〉を押し付けられたと考えることができる。そしてそのあり方が口語訳によって強調され、露呈されたのが作中口語訳「二世の縁」で見逃されてきた解釈だといえる。

作中口語訳と原文の具体的な比較は二節で行うが、その準備として次の飯倉の指摘を参考にする。

> 先にも述べたように、この男は、主人の風雅文事の領域に不純なものと認定されたために、主人によって掘り起こされ、蘇生させられているのであって、彼が聖性を持っていなければならない謂われはないし、また実際、彼がもともと高僧であったかどうかさえもわからないのである。つまり、彼は蘇生して「しるし」を発揮する立場も責任もないし、むしろ、なお続いていたかも知れない土中の行を強制的に中断させられた被害者であったかもしれないのである。[7]

確かに飯倉が指摘するように定助が「高僧であった」という根拠は原文にない。その一例として原文「二世の縁」は、村の人々の仏教の信仰が崩壊していく場面について、次のように書かれている。

> 「さても〳〵仏因のまのあたりにしるし見ぬは」とて、一里又隣の里々にもいひさやめくほどに、法師はいかりて「いつはり事也」といひ、あさましく説法すれど、聞人やう〳〵少く成ぬ。
>
> （上田秋成「二世の縁」三五頁）

飯倉[8]はこの場面について「ここに描かれているのは、仏教への懐疑が里じゅうに広がっていく過程そのもの、仏教への信仰崩壊の物語である」と指摘し、定助が「嘲笑の対象となった結果、村人たちが、仏教の教えに懐疑的にな」り、「里の法師が「いつはり事也」と打ち消そうとしたのは、この主人の解説から広がった、捏造された愛欲因果譚である」と解釈した。では、「拾遺」の口語訳では、この原文に該当する箇所はどのように加筆されているのか、かなり長くなるが引用してみる。

> 「お寺で説教する因果の理りなどもこういう例を眼のあたりにみると信心する気が出ない」
>
> と噂し合いこの里人ばかりか、近隣の村のまで檀那寺への布施を怠るようになった。
>
> それを誰よりも気にしたのはこの村でも由緒ある某の院の住持である。
>
> 仏の方便の融通無礙の相はもとより末世の凡夫の推し量る由もないが、眼前の出来事のために仏徳の損われるのは見過しには出来ぬ。ともかくもかの定助の定に入った時の様子を調べ

て、せめて愚夫愚婦の迷いを解かねばと思い立って、寺の「過去帳」を繰ったり、近隣の故老を洩れなく訪うたりして、仏前のつとめ業も怠るまでこの埋もれた事実を探り出そうと骨折ったが、[…]一層入定の僧の棺がどうしてそこに埋められたのかなど調べる道は絶え果てる次第であった。

[…]定助の過去についての不審は一向に晴れないのであった。

（三三七頁）

引用の際に省略を行ったが、作中口語訳は、原文で一行であった箇所をかなり加筆していることが分かる。この加筆で強調されているのは、定助の過去が「某の院の住持」が調べてみても一切不明だということである。「住持」が「寺の「過去帳」を繰ったり、近隣の故老を洩れなく訪うたりして」も「一層入定の僧の棺がどうしてそこに埋められたのかなど調べる道は絶え果てる次第」と強調されている。つまり、「拾遺」の作中口語訳「二世の縁」の方が原文「二世の縁」よりも主人の定助への「愛欲因果譚」の無根拠性を徹底的に露呈させているのである。

二、上田秋成「二世の縁」と作中口語訳の比較（二）

次の引用は原文「二世の縁」の仏教への批判的な表現の一例である。

さても仏の教はあた〳〵しき事のみぞかし。かく土の下に入て鉦打ちならす事、凡百余年なるべし。何のしるしもなくて骨のみ留まりしは、あさましき有様也。

（上田秋成「二世の縁」三五頁）

亀井[9]は、この原文に該当する「拾遺」作中口語訳が「「主人」の心理の側からこの事態をとらえている」と指摘した。亀井によると「さても仏の教えとは……」云々という「主人」たちの科白は、原作では作者秋成の批判的感想を述べた地の文で、「強いて作中人物の心理に関係づけてみるならば、[…]「母なる人」の悲観落胆をあらわす表現」であるにも関わらず、口語訳では「「主人」のほうが掘り出された男（入定の定助）の様子を見て白けてしまったことになっている」と述べた。実際の作中の口語訳は、次のとおりである。

「さても仏の教えとは馬鹿馬鹿しいものだ。禅定に入って百余年も土中にあり、鉦を鳴らしつづけるほどの道心はどこへ消え失せたものか。尊げな性根はさらになく、いたずらに形骸ばかり甦ったとは何たることか」

と主人をはじめ村の中でも少しこころある者は眉をひそめて話しあった。

（三三三頁。以降、傍線は引用者による。）

亀井の指摘は、確かに妥当であるが、「主人」以外にも「村の中の

少しこころある者」も定助について「話しあった」のであり、この表現は加筆されている。村人も重要な役割を持っているだろう。この亀井の指摘した「「主人」の心理の側からこの事態をとらえている」とは、野口裕子が作中口語訳と原文を比較し、その特徴を五つに分けた「1、読者に対する説明の付加。2、擬音語、擬態語、特に畳語の多用。3、「主人」という主語の意識的挿入。4、定助の俗物性を強調する表現の加筆。5、定助の性に関わる部分についての加筆。」[10]の「3、「主人」という主語の意識的挿入」だとも言える。

ここまでを踏まえ結論を先に述べるのであれば、先行研究で言及されてきた作中口語訳「二世の縁」の特徴である定助が性に執着する（した）という内容は、主人や村人たちが勝手にそのような性質を定助に付与した、という加筆なのである。しかし、これまで主人や村人らの作用については言及されてこなかった。この節では、定助自身の行動や言動が原文よりもその口語訳が性に執着したようには書かれていないことを明らかにしていく。この時の比較の補助線として野口の指摘である「5、定助の性に関わる部分についての加筆。」に焦点を当てて考察を試みる。

作中口語訳「二世の縁」は、全体的に原文からかなり加筆があるが、ここでは二つの場面に重点を絞って検討を行う。具体的には定助が村の後家の婿となってからの村人の反応が描き出された場面と、婿になるまでの場面の二ヵ所を確認していく。ちなみに、本来の物語の順番では定助が婿になるまでの場面が先であるが、説明の便宜上、物語の時間の流れを無視する。また原文にはA、Bと付け、それぞれの隣にa、bと付けた作中口語訳「二世の縁」の該当する箇所を比較のために並べる。

A「さても〳〵仏因のまのあたりにしるし見ぬは」とて、一里又隣の里々にもいひさやめくほどに、

（上田秋成「二世の縁」三五頁）

a「なるほど、こうして見ると定助がこの世に甦って来たのも謂あることだ。あの穴の中で昼夜をわかたず鉦をうち鳴らしていたのは一途に仏縁を願う尊い志とばかり思っていたが、さては浮世に今一度生れ変って男女の交わりを果したい執念であったのか、さてさて気うとい願だ」

と人々は噂しあった。

村の若ものなどは、定助とあの後家と抱きあうさまはどんなであろうと、わざわざ出かけて行って、あばら家の板戸の隙間からのぞいて見ることもあったが、別に化物が女と戯れている様子もなく、力ぬけして帰って来た。

「お寺で説教する因果の理りなどもこういう例を眼のあたりにみると信心する気が出ない」

と噂し合いこの里人ばかりか、近隣の村のまで檀那寺への布施を怠るようになった。

（三三六―三三七頁）

B定に入たる者ぞとて入定の定助と名呼て、五とせばかりこゝに在しが、此里の貧しきやもめ住の方へ婿に入て行し也。

（上田秋成「二世の縁」三五頁）

bこの村に夫にさき立たれて貧しく暮らしている孀があった。これも少し足りない方に数えられている女であったが、いつの頃か、かの入定の定助と親しくなって、女の家の猫の額ほどの畠を定助がせっせと耕したり鍋釜を裏の流れで洗っているのを見るようになった。もとより主人の家でも是非なく飼いごろしていただけのことなので、このわけが知れると、その家の婿になるがよいと誰も誰も苦笑いしながらすすめ立てて、

（三三六頁）

aの加筆にある「浮世に今一度生れ変って男女の交わりを果したい執念」、「噂しあった」という表現から分かるように定助の性への執着という性格は「人々」の噂によって付与されたのである。また、従来、須浪敏子が指摘するように「原文には無い、性への執着を強調する表現が追加され」[11]た表現だと言われている原文の大幅な加筆でもあるaの「村の若もの」が定助と後家の生活を覗き見る部分であるが、「別に化物が女と戯れている様子」はない。そもそも「村の若もの」らがこのような行動をしなければ定助が性的な存在だと理解されることがなかったのである。そのため「村の若もの」の行動によって定助と性の結びつきがより強調されているのがここからも分かる。したがってこのイメージは「村の若者」らの勝手な妄想に過ぎないのである。

また、定助が後家の婿になるBの挿話自体は、原文と同じである。しかしbで加筆された傍線を確認すると「誰も誰も苦笑いしながらすすめ立て」たとあり、村の人々が定助にこの後家の婿になるように仕向けた、という性をより強調して関係づけているのが分かる。

実は、原文のタイトルでもある「二世の縁」というキーワードは、人々が定助について説明をする時、次のCのように使用されている。AとBと同じように隣に口語訳cを示していく。

C「彼の入定の定助も、かくて世にとゞまるは、さだまりし二世の縁をむすびしは」とて人云。

（上田秋成「二世の縁」三七頁）

c「それでも定助は生れかわって、妻を貰ったではないか、二世の縁を果そうとの仏の御思召しかも知れぬ」

とある人々は言ったが、

（三三八頁）

この場面についてはAからaやBからbのように大量の加筆はないが、口語訳も原文と同じように、いずれも人々が勝手に定助像を構築していることを示している。つまり作中口語訳における定助の性にかかわる表現とは、主人や村人が、原文よりも強調し、定助に

性への執着という特徴を与える加筆なのである。性に執着しているのは、むしろ定助以外の人物であり、原文と比べて定助の行動や言動がより性的なものとなっているわけではない。つまり、加筆による定助の性への執着は周囲の変化の方が強いのである。そして、そもそも原文でも「二世の縁」の定助は人々から、勝手に解釈され、説明されているのがAやCの傍線の部分である「いひさやめく」や「人云」といった表現から分かるため、作中口語訳ではそのことを徹底的に強調したのであった。

以上のように作中口語訳「二世の縁」の解釈は、二つあるといえるだろう。一つは、最初に確認した語り手の「私」が受容した定助は性に執着しているというものである。それに加えて、その根拠が主人や村人たちが勝手にそのような性質を定助に付与した、性に執着しているのは定助というよりも主人や村人の方だというものである。このように確認すると「私」は、定助は性に執着しているという発生源となった主人や村人らの影響力に対しては、言及していないことが分かる。

三、「私」の語りの特徴——口語訳の叙述形態との関係を軸に

語り手の「私」は、主人や村人たちのセリフや会話によって口語訳「二世の縁」を定助は性に執着している物語として受容している。この物語を生成した主人や村人の定助へのあり方は、ある対象を一方的に規定しているといえよう。これは、「私」という一人称形式の語りの性質とも響き合う。なぜなら「私」のあり方が主人や村人のように他者を勝手に規定する側であるからである。主人や村人たちの解釈をそのまま受け入れる「私」の姿勢は、自身の他者を規定する立場を露呈する。「私」の語りは、布川のみじめさを浮かび上がらせる。例えば、「私」は、布川の寝床について「うす汚れた枕」（三二九頁）、「敷布のうす汚れてけば立っている」（三三九頁）と語ったり、「先生の口述が殆ど自分の内心から滲み出す本来の声のような自然な響きにききとれる」（三三〇頁）と布川を上田秋成に重ねたりしている。これらは、全て「私」の認識であり、実際に布川がどのように思っているのかは「拾遺」で明らかにされていない。

一方で布川は定助と異なり「私」から規定される受身だけの存在としては語られない。例えば布川は、「私」を「いや、あんたはそうだろう……そりゃもっともだ、あんたも、二世の縁を結びたい方だものなあ」（三三五頁）と「私」を規定する言葉を持つ。以上のように口語訳「二世の縁」の外側に位置する「私」と布川の関係は、口語訳の物語の中の主人や村人たちと定助の関係とも響き合っているが、それは双方向的な側面もある。

この「私」と布川とのやり取りの間におかれているのが口語訳の全文である。「私」と布川の双方向的な関係を想定することで、この口語訳が「私」の語りに、何らかの影響を与えているといえるのではないだろうか。「私」は、布川が口語訳を「読経のはじめのような低い声でゆるやかに語りはじめた」（三三〇頁）と語る。そして、直

後に布川の口語訳である「二世の縁」が挿入される。しかし、それは、布川が「語りはじめた」（三三〇頁）とは一概にいえない叙述の形態で示されている。

ちなみに二節で確認したこの口語訳は、叙述の形態そのものについてはこれまでも考察がなされてきた。例えば、亀井はそのことについて「「私」とその現代語訳者はほぼ同質の表現意識を持っていた」[12]と指摘する。また須浪はそのことについて「〝私〟と先生は、贋口語訳の共犯者と見られておかしくない同質性、性へのこだわりに結びつけられた人間同士」[13]だと言及する。さらにそれらを発展させた論として藤木直実[14]は「言いよどみや言い直し、咳払いなども伴われていたであろうはずの布川先生の口述を、そのまま忠実に現前させたものではない」と指摘する。そして、作中の口語訳について「私」が書き取った、その筆記の引用であると考えられる」と結論づけ、「私」の判断のもとに、いくぶんの加筆や削除による再構成、〈編集〉をほどこしたことを意味してはいないだろうか」と結論づける。つまり藤木は、テクストに叙述されている布川の口語訳を「私」が編集したものであると指摘した。さらにこの解釈を引き継ぎつつ田村美由紀[15]は、「安易に「私」の筆記者としての優位性や支配性を断定することは避け」て、「私」の主体性が編み直されていく過程を」丁寧に追った。これらの論は、確かにこのテクストをジェンダー批評的に読む可能性を切り拓いた点において傾聴に値する。ただし、布川が「語りはじめた」（三三〇頁）というのが「私」の認識である。さらにそもそも発話を忠実に再現するのは、文字で書かれたテクストでは、当たり前だができず、程度問題であろう[16]。そのため作中口語訳について確実に言えるのは、口述筆記という書き言葉的な要素がその前後の「私」と布川の会話の場面よりも強いということである。

そのためここで重要なのは、「私」が口語訳を布川が「語りはじめた」（三三〇頁）と語りつつも実際に続くその叙述の形態が「私」が把握した内容と相違があるという点である。言い換えると、布川が語った口語訳がそのまま再現されているのか、それとも「私」の編集が加えられているのかという区分ではなく、むしろ両者の文体がどちらか判断できないかたちで絡み合っているという関係こそが重要なのではないだろうか。むしろ、「私」の語りは、布川が「語りはじめた」（三三〇頁）と説明する文体と実際に作中口語訳として叙述された文体という二種類で生成されているのである。したがって、その語りが分裂し、二重化しているのではないだろうか。

すなわち「私」の語りによって、布川の口語訳をそのまま語っている可能性を持つ内容が生成されると同時に、「私」がそれを編集した可能性も生じるのである。「私」の語りは、このような媒介性を持つのである。以上のことからこのテクストの語り手は「私」であるが、その語りは分裂し、二重化するのである。

四、「恥かしい幻覚」（三四二頁）と結末の場面について

布川の家での口述筆記を終えた「私」は、駅に向かう道中で定助について「生々しく心に浮び上っていた」（三三九頁）と語る。その中で、上田秋成がなぜこのような話を書いたのか、定助の「性への執着」（三三九頁）について「作者は老耄した性欲の蛆のようにうごめく怪しさを暗示しているのではあるまいか」（三三九―三四〇頁）などと推論する。さらに、次のように布川と定助を結びつける語りを行う。

> そう言えば、布川先生があんなに年の違うみね子を手に入れて、みね子も先生の生命の長くないことを勘定に入れてあの古びた家を既に自分の名に変えているなどという話も、どうやら定助と後家の関係に縁のないこともなさそうである。（三四〇頁）

これは、作中口語訳の中で主人や村人らが定助の性についてセリフや会話を通して構築したというあり方と重なるだろう。ただし、主人や村人たちは定助について規定しただけでその影響は彼らには及ばなかった。それに対して引用したこの語りは、「私」に亡くなった夫との性愛の記憶を想起させる。そして、「私」は「子宮がどきりと鳴った」（三四〇頁）と語り、見知らぬ男に「危ないですよ」（三四〇頁）と助けられる。藤木が「比喩的に言ってこの「男」は、「私」の中に甦った性欲が、具体的な男の姿をして現れたということが出来る」[17]と指摘した。この「子宮がどきりと鳴った」（三四〇頁）からはじまる「私」と男との対話が「恥かしい幻覚」（三四二頁）と関わる場面である。ここでも「私」の語りは、分裂し二重化しているのではないだろうか。

そもそも「子宮がどきりと鳴った」（三四〇頁）以降、テクストの最後まですべて、文末は「タ形」である。橋本陽介の研究を参照すると「タ形は、物語世界内部での現実の時間にその出来事を位置づける機能があるため、非現実的イメージの叙述などにはル形が使用されるのだと考えられる」[18]、「ル形にすることによって、物語世界内の現実の時間軸上に位置づけられないために、幻想的な印象になると考えられる」[19]のである。橋本の研究を参照することで「拾遺」のこの場面が、テクストの文体においては「子宮がどきりと鳴った」（三四〇頁）以降に出現する男とのやり取りや、状況は現実的な時間であると考えられる。

以上のように「私」が、布川の家から帰る道で遭遇したこの「くらい道での恥かしい幻覚」（三四二頁）は、それぞれの文末が「タ形」で現実的な時間を示しているが、この場面の解釈は分かれている。具体的に大きく分けると、「子宮がどきりと鳴った」（三四〇頁）以降、男の出現も全て幻覚であるというものと、男自体は幻覚ではなく、その男に夫や布川、定助を見るというのが幻覚であるという解釈である。

「子宮がどきりと鳴った」（三四〇頁）以降が幻覚であるという立場は、同時代評[20]の阿部知二が「ところで私によくわからないところは、小雨の降る竹藪で出たあのシーンは、幻想とか幻覚とか最後に書いてあるが、出てきた人間も全部幻覚なのか、それともただ夫だと思つたことだけが幻覚なのかしら」という疑問を提出し、丹羽文雄が「全体がそうだ」と述べたものがある。また野口は「つまり、この「子宮がどきりと鳴った」ことをきっかけとして幻覚の中に入っていくのである」[21]と述べている。加えて須浪も「幻の男の手の感触」[22]として男を位置付けた。

それに対して田村は「見知らぬ男に亡夫、布川、定助という三人の男の幻影を重ね合わせる」[23]と言及しているため男を必ずしも幻覚とは捉えていないと思われる[24]。その他に、これらの中間の解釈である藤木は「結論から言えば、それはわからないという他はない」[25]という立場もある。

重要なのは、「私」が「恥かしい幻覚」（三四一頁）だと語りながらも、文体的には現実的な表現だというズレであって、このような混乱した「私」の語りの媒介性があるということである。つまり「私」の語りは、「タ形で現実の時間にその出来事を位置付ける機能」がありながらも、「私」の認識では幻覚だと語る「私」の混乱状態を示すのではないだろうか。あるいは、これを物語言説では「タ形」で語る「私」と物語内容を「恥かしい幻覚」（三四一頁）として語る「私」の分裂とも言える。これらは、「私」の混乱の状況を示しているのである。

そしてこの混乱の中「私は一目散にくらい中を走っていた」（三四一頁）き、「駅前の通り」（三四二頁）へと出た。「私」は、駅の改札口から出て来る「黒い外套の男の群れ」（三四二頁）を眺めている。その男たちは「一人一人鋳型でうち出されているように」（三四二頁）「私」には見えた。田村[26]は「一九五〇年代半ばの同時代状況に照らし」、この男たちを「戦死した夫の〈ありえた姿〉かもしれない男性勤労者に重なるものとして読めるだろう」と指摘する。確かに同時代状況と結びつけることは可能だが、ここで確認をしたいのは、次のように私が見た「恥かしい幻覚」（三四二頁）との繋がりを想起させる結末の段落である。

入定の定助がこの男たちの中に生きているのを私はたしかめた。それはさっきのくらい道での恥かしい幻覚以上に、私の血を湧き立たせ、心を暖ためる不安なざわめきであった。（三四二頁）

「定助がこの男たちの中に生きているのを私はたしかめた」（三四二頁）という叙述は果たして「私」は幻覚から醒めて、現実を見ているのだろうか。「私」は、男たちに定助との重なりを見ることで幻覚にとどまっているともいえる。確かに、文末の「タ形」により現実的な時間が示されているこの場面は、先の「恥かしい幻覚」（三四二頁）とは質が異なるかもしれない。しかし、駅の改札口から人が多く出ているにも関わらず、男性しか「私」の目にはうつらない。

加えて一人一人について、「私」の眼には個別性が浮かび上がらない。そもそも「定助がこの男たちの中に生きているのを私はたしかめた」（三四二頁）とはいったいどのようにして確かめたのだろうか。それは「私」の幻覚が続いていると解釈すれば理解可能である。つまり、混乱状況が継続しているのである。確かに、男たちの姿についての解釈は、同時代的な文脈で理解できるものの結局「私」が、「恥かしい幻覚」（三四一頁）に捉われたままなのである。

つまり、このテクストは「私」が物語内容を語る語り手と、物語言説を語る語り手とに分裂したままで物語が閉じるのであった。

おわりに

「拾遺」は、原文「二世の縁」の全訳を作中口語訳という形でテクストの中に取り込んだ。原文から大幅に加筆されたこの口語訳は、主人や村の人々が定助を規定する存在であることを強調した。主人が定助を規定する要素は、原文からあったものであるが、あまり注目がなされていなかった。そのため作中口語訳によって、原文「二世の縁」の新たな読みの可能性を開いたともいえるのである。

作中口語訳中の主人、村人と定助の関係は、「私」と布川の関係とも一部重なる。しかし、布川は「私」に一方的に規定されるだけの存在ではない。「私」は、布川から影響を受ける。例えば、作中口語訳は、布川が語ったものとされているためこの作中口語訳を語る「私」の語りはそれによって二重化し、分裂する。その語りの二重化は、テクストの最後まで統一されることがないのである。

これまで「拾遺」は、作中口語訳の定助の性についての加筆を端緒として、「私」という女性の性を主題化したものとして位置づけられてきた。しかし「拾遺」は、原文と作中口語訳の関係を再考することで「私」の語りの二重化について表象したテクストとして捉えることができるのである。

（さいだ　はるな・映像・表現文化論専修）

【注】

1 円地文子「二世の縁　拾遺」『文学界』一九五七年一月、六五頁。なおこの「追記」は、初収では削除されている。

2 田中愛「円地文子の上田秋成「二世の縁」受容――「二世の縁　拾遺」を軸に」『国文目白』四〇巻、二〇〇一年二月、二六〇頁。

3 亀井秀雄「円地文子の世界　一古典借用――『二世の縁　拾遺』の場合――」、亀井秀雄・小笠原美子『円地文子の世界』一九八一年九月、創林社、一二一頁。その他に藤木直実も「以上のように布川訳「二世の縁」は、仏教の来世思想の崩壊を背景に、かつて入定僧であった男が、自身の性の問題を曝すことで所属する共同体との同化を果たすという構図となっている」と指摘している（藤木直実「円地文子「二世の縁拾遺」――変容する「私」語り――」『会誌』一七巻、一九九八年三月、三一頁）。

4 円地文子は、「高徳の僧が、愚鈍な男に生れ変って、性欲を果すという設定は、秋成独特のもので、こういう物語は西鶴の諸国話などにも見られないようです。」と述べている（円地文子『江戸文学問わず語り』一九七八年九月、講談社。なお引用は円地文子『江戸文学問わず語り』

二〇〇九年一月、講談社、一九六頁による。）。

5 飯倉洋一「第八節　いぶかしき世のさま―「二世の縁」私見―」『秋成考』二〇〇五年二月、翰林書房、三五三頁。

6 飯倉洋一「第八節　いぶかしき世のさま―「二世の縁」私見―」前掲書、三六一―三六二頁。

7 飯倉洋一「第八節　いぶかしき世のさま―「二世の縁」私見―」前掲書、三六二頁。

8 飯倉洋一「第五章『雨月物語』『春雨物語』を読み直す」『上田秋成―絆としての文芸―』二〇一二年一二月、大阪大学出版会、二三七頁。

9 亀井秀雄「円地文子の世界　一古典借用―『二世の縁　拾遺』の場合―」前掲書、一一七―一一八頁。

10 野口裕子「第二章　古典受容の系譜―古典本文挿入から架空の古典創作へ―」『円地文子の軌跡』二〇〇三年七月、和泉書院、一〇一頁。

11 須浪敏子「「二世の縁　拾遺」の構造分析―主題とテキスト・コード―」『円地文子論』一九九八年九月、おうふう、一一三頁。

12 亀井秀雄「円地文子の世界　一古典借用―『二世の縁　拾遺』の場合―」前掲書、一一九頁。

13 須浪敏子「「二世の縁　拾遺」の構造分析―主題とテキスト・コード―」前掲書、一一五頁。

14 藤木直実「円地文子「二世の縁　拾遺」―変容する「私」語り―」前掲書、三一頁。

15 田村美由紀「第5章〈媒体〉となる身体―円地文子「二世の縁　拾遺」―」『口述筆記する文学―書くことの代行とジェンダー』二〇二三年八月、名古屋大学出版会、一四二頁。

16 藤木直実は、布川の口語訳の再現ではないという理由の一つに「言いよどみや言い直し、咳払いなども伴われたであろうはず」指摘する（藤木直実「円地文子「二世の縁　拾遺」―変容する「私」語り―」前掲書、三一頁）。しかし、口述筆記において必ずしも言いよどみがあるとは限らない。例えば、津島美知子が太宰治の口述筆記を引き受けた時に「駆け込み訴え」の書記をしたときが一番記憶に強く残っている。「中央公論」に発表されるということで太宰も私もとくに緊張したのだろう。昭和十五年の十月か十一月だったか、太宰は炬燵に当たって、盃をふくみながら全文、蚕が糸を吐くように口述し、淀みもなく、言い直しもしなかった。」（津島美知子『回想の太宰治』二〇〇八年三月、講談社、四三頁）と述べている。そのため布川の口述が再現されている可能性もありえる。

17 藤木直実「「二世の縁　拾遺」試論―〈性〉の発見・〈生〉の獲得―」『国文目白』三五巻、一九九六年二月、一〇二頁。

18 橋本陽介「13. 物語の特殊用法」『物語における時間と話法の比較詩学―日本語と中国語からのナラトロジー』二〇一四年九月、水声社、一九九頁。

19 橋本陽介「13. 物語の特殊用法」前掲書、二〇一頁。

20 阿部知二・丹羽文雄・高見順「創作合評」『群像』一九五七年二月、二四一頁。

21 野口裕子「第二章　古典受容の系譜―古典本文挿入から架空の古典創作へ―」前掲書、一〇六頁。

22 須浪敏子「「二世の縁　拾遺」の構造分析―主題とテキスト・コード―」前掲書、一一二頁。

23 田村美由紀「第5章〈媒体〉となる身体―円地文子「二世の縁　拾遺」―」前掲書、一四八頁。

24 なお先行研究を引いて「男の幻影」とも説明がなされている。

25 注17と同じ。

26 田村美由紀「第5章〈媒体〉となる身体―円地文子「二世の縁　拾遺」―」前掲書、一四八―一四九頁。

※円地文子「二世の縁　拾遺」の引用は、『円地文子全集』第二巻（一

九七八年七月、新潮社）による。

※上田秋成「二世の縁」の引用は、『春雨物語』〔漆山本〕（一九五〇年四月、岩波書店）による。

※［…］は省略を示す。

10.14943/rjgshhs.23.r 65

F. S. Fitzgerald “My Lost City” と村上春樹の閉塞した都市

――都市小説作家としてのフィッツジェラルド受容――

大野　建

要旨

村上春樹を対象にした比較文学研究は盛んに行われているが、彼のアメリカ文学との関係を実証的に明らかにする作業は意外と進んでいない。フィッツジェラルド Francis Scott Fitzgerald の受容が村上の文学の形成にとってとりわけ重要であることは周知の通りであるが、本格的な研究は少なかった。本論は村上の独自のフィッツジェラルド受容のあり方を明らかにする。そのために「フィッツジェラルド体験」（『マイ・ロスト・シティー』中央公論社、一九八一年五月）、「都市小説の成立と展開――チャンドラーとチャンドラー以降」（『海』中央公論社、一九八二年五月）を中心とした村上の発言と、村上の最初の翻訳集の表題に採用されたフィッツジェラルドのエッセイ「マイ・ロスト・シティー」“My Lost City”（『マイ・ロスト・シティー』）を検討する。その上で『風の歌を聴け』（講談社、一九七九年八月）、「中国行きのスロウ・ボート」（『中国行きのスロウ・ボート』中央公論社、一九八三年五月）といった初期小説の形成におけるフィッツジェラルド受容の関与を測定する。

村上はフィッツジェラルドを都市とモラルを対立させながら華やかな都市風俗を描いた都市小説作家であると見なしている。都市生活に主体性を制限されながらも、救済を信じて小説を書き続けるモラリスティックな姿勢を村上は評価する。この姿勢に加えて、都市の精神的な閉塞性を空間的な限定性になぞらえて語る「マイ・ロスト・シティー」を受容して、村上は初期小説において、書くことの不可能性をもたらす閉塞的空間として都市を表わし、その中で救済を信じ小説を書こうとする小説家の主人公を設定するのである。作品を通して感受された作家の姿勢を小説の構成へと変換する、一種の〈翻訳〉の手法が認められる。

はじめに

フィツジェラルド（ママ）の作品に出会った頃、僕はその中に明確なひとつのメッセージを読み取ることができた。／「何故私は書くのだろう?」――それが彼のメッセージであった。他のどんな作家からもこれほど強く語りかけられたことはなかった。彼の悲しみに彩られたその巨大なクエスチョン・マークは僕の心の中に今もずっと残ったままになっている。〈何故私は書くのか?　何故君は書くのか?〉[1]

村上春樹の最初の翻訳「哀しみの孔雀」“Lo, the Poor Peacock”に付された訳者後記において、村上はフィッツジェラルド Francis Scott Fitzgerald[2] の小説にメッセージを読み取ったと言う。「何故私は書くのだろう?」。作品内に込められた小説を書くことに対するこの問いは、村上の初期小説に顕著な、小説を書くことを書くメタフィクションの性格を想起させる。だが、村上は「文体やテーマや小説の構築やストーリー・テリング」[3]といった小説の創作に直接関与する分野ではフィッツジェラルドの影響を受けていないと言う。また実際フィッツジェラルドの小説にメタフィクションの要素は目立たない。それでは村上はフィッツジェラルドから何を受け取り、どのように小説を形成したのだろうか。

本論は村上のフィッツジェラルド受容を考察するために、これに関連するエッセイを整理し、村上独自の理解の仕方を明らかにし、実作における受容を探る。村上とフィッツジェラルドの関係については、意外と長らく本格的な研究が進んでこなかった。物質主義的、消費主義的な一九二〇年代のアメリカの都市と一九八〇年代の日本の都市の類似を指摘する論[4]や、作品間の対比を行う論[5]が存在するが、村上の受容の独自性は着目されてこなかった。だが近年、井上健[6]やジョナサン・ディル[7]がエッセイや翻訳に注目し、村上のフィッツジェラルド受容を実証的に検討する堅実な研究の基礎が生まれつつある。

本論では、村上がフィッツジェラルドを都市小説作家と見なしていることに着目する。都市小説の起点にフィッツジェラルドを置き、その系譜の上に自身を位置づけるのである。結論を先取りして言えば、村上はフィッツジェラルドに都市と対立するモラルと、それに支えられた小説への意志を見出す。そして初期小説において、コミュニケーションを阻害する閉塞的な都市の中で、それでも小説を書く小説家を主人公に設定するのである。以上のことを「フィッツジェラルド体験」や「都市小説の成立と展開――チャンドラーとチャンドラー以降」を中心とした村上の発言と、村上訳のフィッツジェラルド「マイ・ロスト・シティー」“My Lost City”の検討によって論じる。もちろん受容研究では、作家の発言を鵜呑みにするのではなく、翻訳や実作も含めた受容の実態と被受容者の文学との比較が不可欠である。本論はこの作業を今後の課題に控えた予備的な考察である。

一　村上春樹におけるフィッツジェラルド

村上のフィッツジェラルド受容を論じるに先立って、両者の関係を概観したい。

そもそも村上はアメリカ文学と関係の深い作家である。デビュー当初からアメリカ文学の影響が指摘されている[8]。そのためしばしば「日本語訳されたアメリカ小説」[9]などと評され、良くも悪くもアメリカ文化を日本に持ち込むことの意義が測定されてきた[10]。邵丹[11]は「村上春樹を育てた七〇年代の翻訳文化」の実証的な研究により、『風の歌を聴け』（講談社、一九七九年八月）に影響を与えたリチャード・ブローティガンやカート・ヴォネガット（の翻訳）が若者文化として受容されており、村上や同時代の高橋源一郎にとって旧来の文学の言葉を崩す突破口となったと論じる。このような研究と並行して、村上春樹研究としては村上の独自の受容の様相を明らかにする必要がある。

村上はアメリカ文学を中心に多数の翻訳をしている。対象はフィッツジェラルドのような古典的な作家から同時代作家まで幅広い。村上は作家の翻訳においてはテキストの選択が大きな意味を持つと言い[12]、また翻訳を通して小説の書き方を学んだと各所で述べている[13]。翻訳と創作には深い関係があり、各個の作家の受容の解明が俟たれる。

そのなかでもフィッツジェラルドは村上にとって特権的な意味を持つ作家である。デビュー直後から最新の『最後の大君』*The Last Tycoon*（中央公論新社、二〇二二年四月）に至るまで四〇年以上継続的に翻訳をし続けており、訳書は六冊[14]を数える。またフィッツジェラルドに関するエッセイと作品の翻訳を収録し「まだ日本ではメジャーではなかったフィッツジェラルドを、少しでも多くの人に知って欲しいという気持ちでつくった」[15]『ザ・スコット・フィッツジェラルド・ブック』（ＴＢＳブリタニカ、一九八八年四月）がある。村上が日本でのフィッツジェラルドの紹介に大きな役割を果たしたことは疑いを容れない。他にも数々のエッセイの中にフィッツジェラルドの名やその作品が登場し、さらには小説にも陰に陽に用いられている。例えば、『風の歌を聴け』では匿名の作家の言葉としてエッセイ「崩壊」“The Crack-Up”が引用されており、『ノルウェイの森』（講談社、一九八七年九月）では主人公の愛読書に『グレート・ギャツビイ』（ママ）が挙げられる。また「我らの時代のフォークロア――高度資本主義前史」（『ＴＶピープル』文藝春秋、一九九〇年一月）は、作中に具体的な記述はないものの、後に自作解題[16]においてフィッツジェラルドを意識していたことが明かされる。あるいは、『グレート・ギャツビー』*The Great Gatsby*（中央公論新社、二〇〇六年一一月）の語り手ニック・キャラウェイは、『回転木馬のデッド・ヒート』（講談社、一九八五年一〇月）における聞き書きという方法のアイデア源となり[17]、また『スプートニクの恋人』（講談社、一九九九年四月）の視点人物の役割に関する「テクニカル」な「挑戦」において参考にされたという[18]。村上がより広範な視点で小説を書くことを目指し、一時期、視点人物の一人称から三人称への移行を

課題としていたことは周知の通りである。このような村上の文学の根本に位置する問題にもフィッツジェラルドの関与が認められるのである。

フィッツジェラルドは一九二〇年に『楽園のこちら側』*This Side of Paradise* を出版してデビューした。第一次世界大戦後の好況下の物質的・文化的繁栄と道徳的腐敗の時代、ジャズ・エイジ Jazz Age に新しい時代の若者の風俗を描き時代の寵児となる。派手な都会生活を描きながら、自らもその小説のような生活を送る。だが、一九二九年の大恐慌とそれに続く三〇年代の不況の時代に歩調を合わせるように人気を失い、ジャズ・エイジの風俗作家として片付けられて、生きながらに忘れられた作家となり一九四〇年に四四歳で死を迎える。その後、第二次世界大戦後にアメリカで再評価の波が起こり、五〇年代に日本にも本格的に紹介されていく。この時期の日本での評価は、狂騒の二〇年代を批判的な視点を持ちながらも華美に描き、時代とともに滅んでいった作家といったものだった。野崎孝[19]はフィッツジェラルドが三〇年代には「文学の第一線から彼が早くも脱落していた」と捉え、声価の変遷を社会情勢と共にしたと言う。また龍口直太郎[20]は、ヘミングウェイと同じ「ロスト・ジェネレーションのもう一方の花形作家」でありながら「意志が弱かったために、時代の光耀と熱病にとりつかれたまま身を滅ぼしてしまった」と述べている。ともに、華やかな時代の幻想と幻滅を描いた二〇年代の作品を評価している。

だが、八〇年代から翻訳を始める村上はむしろ三〇年代の崩壊にこそ真価があると、逆の評価をしている。

> もっとも「時代の申し子」としてのフィッツジェラルドの真価は、その栄光の中ではなく、一九二九年の大恐慌と時期を同じくする彼自身の崩壊の中にある。アメリカのアドレセンスの崩壊と彼の夢の崩壊、それは実に見事な崩壊だった。／（…）そのような（崩壊に対する――引用者注）恐怖と憧憬という相反する二つの感情を共存させるべく、フィッツジェラルドが自らの根幹に据えたものは、「小説に対する本能的な意志」であり、その意志を支えたものはモラルであった。そして彼の小説を何篇か読めばわかるように、そのモラルの質は意外なほど古風である[21]。

創作の失調、人気の失墜、アルコール依存症、妻ゼルダの精神病、経済的破綻といった「崩壊」のなかで、しかし「モラル」を持ち「小説に対する本能的な意志」を維持する。そうしたフィッツジェラルドの作家としての姿勢を村上は評価するのである。

一見ポストモダンな村上には似合わないと思われる「モラル」という言葉がここで使われることは注目に値する。ここからは、節を改めて村上が評価するフィッツジェラルドの「モラル」の内実を検討する。

二　都市と対立するフィッツジェラルドのモラル

本節ではフィッツジェラルドのモラルの内実とその都市との関係を明らかにする。村上は、フィッツジェラルドをチャンドラー、カポーティーへと続く都市小説作家の嚆矢と捉えるエッセイ「都市小説の成立と展開」[22]で、都市における主体の問題を論じている。それによると、フィッツジェラルドは都市において「都市幻想の崩壊」と「モラルの崩壊」を分離できず、モラルのある主体を確立できなかったという。「都市幻想」とは、村上が二つに大別する主体の確立の論理、すなわち農耕者の論理と都市生活者の論理の一方である。都市生活者は消費物の選択の集積によってアイデンティフィケーションを行い主体化しようとするが、それは幻想であるという。この消費記号論的な選択は、都市やその頭上に位置する「国家の論理」によって限定されるからである（なお、農耕者の拡大の論理も国家の論理の下にあり幻想であるとされている）。フィッツジェラルドは都市の中で成功者になるという夢を持つが、その夢の限界に直面し、乗り越えることができなかったのだ。

僕の考える都市小説の系譜は、フィッツジェラルド→チャンドラー→カポーティーである。／フィッツジェラルドにおける都市の発見は先にも述べた『マイ・ロスト・シティー』のエンパイア・ステート・ビルからの眺めによって始まる。フィッツジェラルドと都市との関りを図式にすると①幻想への没入（第一次大戦まで）②幻想崩壊への予感（不況まで）③幻想崩壊（死まで）、となる。フィッツジェラルドの都市小説としての弱さはこの都市幻想崩壊を自らのモラル崩壊と最後まで分離できなかったことにある。『夜はやさし』は優れた小説だが、結局はヨーロッパに逃げて、カンヌというコミュニティーにその展開の場を求めている。都市小説として最も興味深いのは『ラスト・タイクーン』である。フィッツジェラルドはこのハリウッドという裏切られたユートピアに入り込むことによって、はじめて国家の影を射程内に見据えた。しかしフィッツジェラルドにとって時は既に遅い。／チャンドラーはフィッツジェラルドが最後まで悪戦苦闘した都市の架空性とモラルの問題を確実に振り切っている。どのようにして？　モラルを架空化することによってである。「チャンドラーのロス・アンジェルス」にあっては都市とモラルは対立関係にはない。フィリップ・マーロウが都市に対して腹を立てる時、それは総体としての都市に腹を立てているのではなく、都市を構成する複数の仮説のひとつに向って腹を立てているのである。さもなければマーロウは都市を脱出するしかないではないか？

フィッツジェラルドのモラルはチャンドラーのモラルと対比的に捉えられている。ここでの村上の言葉遣いは決してわかりやすいものではない。このエッセイが書かれた後に行われたチャンドラーに関する対談[23]では、二〇世紀の文学は主体の崩壊をテーマとしてお

り五〇～六〇年代のアメリカ小説は主体崩壊の過程を描いていたが、時期的にはそれらに先行するチャンドラーは主体崩壊を既成事実として受け入れていた点が新しいと評価している。チャンドラーは、自己と切り離された架空のモラルの持ち主である都市生活者フィリップ・マーロウを創造し、都市の架空性とマーロウの架空のモラルを交錯させることによってそれぞれのリアリティーを獲得するのである[24]。

チャンドラーのモラルは「架空化」されており都市と対立しないが、フィッツジェラルドのモラルは主体性と結びついており、「都市幻想崩壊」すなわち都市における主体化の不可能性の発見がモラルの崩壊をもたらす。フィッツジェラルドの都市幻想崩壊とモラル崩壊は、先の引用で解説されている「マイ・ロスト・シティー」[25]によって確認できる。「マイ・ロスト・シティー」はフィッツジェラルドとニューヨークの関係を通時的に描く。この関係の変遷は「①幻想への没入（第一次大戦まで）②幻想崩壊への予感（不況まで）③幻想崩壊（死まで）」と村上によってまとめられている。

幼いころニューヨーク近郊に住んでいたフィッツジェラルドは何度かニューヨークを訪れ、都市幻想に没入する。簡単に言えば、この大都市で生活することで成功者になれるといった、都市の成功者としてのアイデンティティー獲得を夢みるようになる。この夢が、成人してニューヨークで作家生活を送るうちに崩壊していくのである。

ショウはますます大がかりになり、ビルはますます高くそびえたち、モラルはますますゆるめられ、酒はますます安価になっていた。しかしそれらは人々に真の喜びをもたらしはしなかった。若ものたちは若くして擦り切れ、疲れ果てているようだった。彼らは二十一で硬直し無気力になり、何ひとつ新しいものを生み出せずにいた。（…）かくの如く浮かれ騒ぐ街にあってはたゆまぬ努力など一文の値打ちもない。というわけで「稼業（ラケット）」ということばがからかい半分に使われ始めた。てっとり早く金を稼げるもの、これが全て「稼業（ラケット）」である。私などさしずめ文学稼業（リテラリー・ラケット）とでもいうところか。／（…）労働者たちが街の腸の中で生きねばならぬように、私はその混乱した精神の中に生きねばならなかったのだ。

『楽園のこちら側』を出版し一躍流行作家になったフィッツジェラルドは、最先端の都市風俗を描いた小説を量産する。また、好況に沸くニューヨークで小説の登場人物さながらの派手な生活を送って時代の申し子となる。雑誌に売れる商品として短編を書き飛ばし莫大な収入を得ることが「文学稼業」と自嘲的に表わされている。ジャズ・エイジのニューヨークは、努力によって成功者に成り上がるといったアメリカン・ドリームが崩れ、手っ取り早く金を稼ぐことが価値を持つ社会になっている。フィッツジェラルドはこのような社会に呑みこまれ、消費社会の都市風俗にアイデンティティーを規定されていく。このことが「街の腸の中」で生きる労働者と同様

に「混乱した精神の中に生きねばならなかった」と表現される。フィッツジェラルドの主体性は都市の制約を受けているのである。都市の中で成功者のアイデンティティーを確立するという夢は、ここで一つ目の限界に直面している。

そして、大恐慌を経て都市幻想の二つ目の限界を目の当たりにするのがエッセイ終盤の次の場面である。

ニューヨークは何処までも果てしなく続くビルの谷間ではなかったのだ。そこには限りがあった。その最も高いビルディングの頂上であなたがはじめて見出すのは、四方の先端を大地の中にすっぽりと吸い込まれた限りある都市の姿である。果てることなくどこまでも続いているのは街ではなく、青や緑の大地なのだ。ニューヨークは結局のところただの街でしかなかった、宇宙なんかじゃないんだ、そんな思いがあなたを愕然とさせる。あなたが想像の世界に営々と築き上げてきた光輝く宮殿はもろくも地上に崩れ落ちる。

大恐慌後のニューヨークで、最新かつ最高の摩天楼エンパイア・ステート・ビルに登ったフィッツジェラルドは都市の空間的な限界を目撃する。アイデンティティーを都市に規定されたとしても、もしその都市が無限の広がりを持っていたならば、フィッツジェラルドのモラルにも居場所があったかもしれない。だが、ニューヨークは青い大地に囲まれた有限の空間であった。ここで二つ目の限界が発見され、都市におけるアイデンティティー確立という夢が二重の限界を持つ幻想であったと明らかにされている。フィッツジェラルドにおいて、都市はモラルやアイデンティティーに限界を設ける抑圧的な空間として立ち現れている。

He cultivated a sort of double vision. (…) he surrounded his characters with a mist of admiration and simultaneously he drove the mist away. (…) It was as if his novels described a big dance to which he had taken, (…) and as if at the same time he stood outside the ballroom, a little Midwestern boy with his nose to the glass, wondering how much the tickets cost and who paid for the music. He regarded himself as a pauper living among millionaires, (…) and he said that his point of vantage "was the dividing line between two generations," prewar and postwar. It was this habit of keeping a double point of view that distinguished his work.[26]

フィッツジェラルドのモラルは消費社会的な都市と対立する。文芸評論家マルカム・カウリーは、フィッツジェラルドが「ダブル・ビジョン（二重の視点）」を追求していたと言う。華やかな小説の登場人物は、賞賛の霧に包み込まれながら同時にその霧を取り払われる。この視点の二重性は、戦前と戦後の二つの世代の狭間に位置することによってもたらされている。フィッツジェラルドは第一次世界大戦後に発生した無秩序な消費社会と、宗教的なモラルが息づい

ていた戦前の社会の二つの世代の視点を持っているのである。カウリーはまた、フィッツジェラルドのモラルの内実とは「「勤勉」と「規律」と「責任」（他人に対して親切であり、責務をきちんと果たすというようなこと）と「成熟」（失敗が避けがたいと知りつつも、常に変わらず全力を尽くすというようなこと）」[27]だと述べている。この対立する二重の視点を用いて、フィッツジェラルドは華やかなジャズ・エイジの幻想と幻滅の両面を描くのである。村上もまた、「フィッツジェラルドの宗教的な道徳性と、それからいわゆる現実の消費社会との相剋みたいのが、ものすごく強く感じられる」[28]と述べている。このようなフィッツジェラルド研究の定説と共通する理解を持ったうえで、村上はフィッツジェラルドを都市小説作家として受容していく。

先の「都市小説の成立と展開」の引用にあるように、村上はフィッツジェラルドの生涯を都市からの脱出劇として捉えている。フィッツジェラルドは自分が経験した華美な都市生活に小説の題材を得ながら、しかし平穏な生活と集中できる執筆環境を求めて度々都市を脱出する。「ヨーロッパに逃げて」とは、モラルの追求を都市では行えなかったことを意味している。フィッツジェラルドは生涯にわたって執筆の場をニューヨークから移し続けなければならなかったし、フィッツジェラルド小説の主人公は都市にあっては破滅を運命づけられているのである。例えば『グレート・ギャツビー』では夢の実現を求めてニューヨークで派手な都市生活を送る主人公の幻滅と死が描かれ、西部の人間が抱いた夢が東部で崩壊する物語だと語り手に意味づけられる。また「バビロンに帰る」“Babylon Revisited”（『バビロンに帰る　ザ・スコット・フィッツジェラルド・ブック2』中央公論社、一九九六年四月）ではパリでの狂騒から身を引いてプラハで生活を立て直し、親戚に預けていた娘を引き取りにパリに帰ってきた男が、かつての知り合いの訪問を受け過去の乱脈な生活を突きつけられる。

村上にとってフィッツジェラルドの都市とは、モラルやアイデンティティーの獲得の不可能性といった精神的な閉塞をもたらす空間である。「マイ・ロスト・シティー」はこの都市の精神的閉塞性をニューヨークの空間的な限定性に託して語り、そして村上の最初の翻訳集の表題に採用された。都市小説作家としてのフィッツジェラルド受容を示す重要なエッセイである。

三　閉塞した都市と初期小説の形成

例えばフィッツジェラルドは小説を書く僕に影響を与えたか？　答えはイエスであり同時にノーである。文体やテーマや小説の構築やストーリー・テリングといった分野に関して言えば、彼の影響は殆んど無に等しいような気がする。彼が僕に与えてくれたものがあるとすれば、それはもっと大きな、もっと漠然としたものだ。人が小説というものに対して（それが書き手としてであれ、読み手としてであれ）向わねばならぬ姿勢、と言ってもいいかもしれない。（傍点原文）

エッセイ「フィッツジェラルド体験」をいま一度確認すれば、村上はフィッツジェラルドから小説創作に関わる具体的な影響は受けておらず、漠然とした小説に向かう姿勢を受け取ったと言う。もっとも、このエッセイの初出は一九八〇年一二月であり、この時点で村上が発表した小説は中長編三作と短編一作に過ぎない。だから、この引用した箇所が二〇〇六年五月の「村上春樹翻訳ライブラリー」版まで大きな修正を受けずに収録され続けていることを勘案しても、この種の自身の文学に対する説明には留保を付けるべきかもしれない。とはいえ、村上がフィッツジェラルドのモラリスティックに小説に向かう姿勢を評価していたことは事実である[29]。別のエッセイ[30]でもフィッツジェラルドが現実に送らねばならなかった過酷な人生を紹介しながら、しかし「書くことによって救済されるはずだと固く信じて」小説を書き続けた点が素晴らしいと言う。このようにフィッツジェラルドのモラルや書く姿勢に強く惹かれるのは、村上の小説家としての出発がそれらと深く関わっているからに違いない。エッセイの題名の「フィッツジェラルド体験」とは、実は、二〇代を通じてフィッツジェラルド小説の体系的な精読を行いその帰結として自分でも小説を書き始めるという一連の出来事を指しているのである。このことは「フィッツジェラルド体験」より僅かに早く発表された「フィツジェラルドの魅力」でより詳しく書かれている。

> 僕はフィツジェラルドの作品を片端から貪るように読み返していった。そしてフィツジェラルドを読み返すために、僕は自分自身の価値観やモラリティーを、もう一度まったくのゼロから建てなおしていかねばならなかった。フィツジェラルドが僕にそれを要求した。七年というのがその作業に要した時間である。決して短い時間ではない。しかし一人の人間が小説を軸として自分なりの新しい規範を築き上げるためには、言い換えるなら「飢えたことのない子供」の前で文学が有効たり得るためには、それはどうしても必要な年月であった。／そしてその作業の第一段階が終わった時、僕はごく自然に小説を書き始めていた。[31]

村上がフィッツジェラルドに惹きつけられたのは二〇歳を過ぎた頃である。学生運動への幻滅を経験した後、「より個人的な領域に歩を進め」[32]夫婦でジャズバーを始める時期である。村上は六〇年代末に「戦後体制」とその価値観の消滅」[33]があったと考えている。政治の季節が終焉し消費社会化が進行する七〇年代に、村上はフィッツジェラルドを読み、自らのモラリティーを再構築していた。その後の八〇年代の好況に対しては、村上は二〇年代のアメリカとの類似を指摘し、経済的・精神的崩壊を予見して、それに続くはずの重く苦しい政治の季節に向けて価値観を洗いなおす時期にきていると言う[34]。村上がフィッツジェラルドに魅了されたのには、六〇年代末の価値観崩壊の状況が背景にあった。そしてフィッツジェラルド体験を経た村上は八〇年代の都市の消費文化に疑念を呈するの

である。

村上の初期小説には消費社会的な都市への疑いが読み取れるものが少なくない。例えば、最初の短編「中国行きのスロウ・ボート」（『中国行きのスロウ・ボート』中央公論社、一九八三年五月）は、中国人への連帯を示すはずの言葉がアメリカ由来の消費物の名前に覆われて、中国人に届かない事態が書かれる[35]。「中国行き」と題され、「この文章は、そのような、いわば考古学的疑問から出発する」と移動が目指されているが、「どこにも出口などない」「中国はあまりに遠い」と移動の不可能性を知らされて小説は終わる。この小説において都市（街）とは、山手線の円環として内縁を定められた閉塞的空間である。そこでは広告のコピーのような実体のない言葉が行き来し、いずれ街は崩壊して沈黙しか残らないと語られる。「中国行きのスロウ・ボート」として紡がれた「僕」の言葉も、車内広告と同様に円環を回り続けどこにも行きつかないことが明かされている。他者に言葉を届ける主体の獲得の不可能性が、「マイ・ロスト・シティー」同様、都市の空間的な限界の発見になぞらえられて語られるのである[36]。

語ることの不可能性は『風の歌を聴け』から書き継がれるテーマでもある。「僕」に書ける物事は少なく、「象について何かが書けたとしても、象使いについては何も書けないかもしれない」。だが「僕」は語ろうとする。

弁解するつもりはない。少くともここに語られていることは現在の僕におけるベストだ。つけ加えることは何もない。それでも僕はこんな風にも考えている。うまくいけばずっと先に、何年か何十年か先に、救済された自分を発見することができるかもしれない、と。そしてその時、象は平原に還り僕はより美しい言葉で世界を語り始めるだろう。

ここに語られているのは、不完全ながらもベストを尽くして書くという宣言であり、うまくいけば書き続けた先に救済されるという見通しである。「救済」はフィッツジェラルドの姿勢を評価する際にも用いられた言葉だった。もちろん、一連のフィッツジェラルド評より『風の歌を聴け』の方が発表時期は早く、村上の実作がフィッツジェラルド評に影響している可能性も排除はできない。だが、十全に書くことが不可能でありながら「救済」を信じて書き続けるという、フィッツジェラルドに見出された姿勢と同じ身振りが取られていることは、注目に値する事実である。

もう一点ここで確認すべきは、書くことによる救済が解放として表象されることである。象が象使いから放たれ、開放的な平原に還るというイメージは、書くことに制限を加える都市の閉塞的な空間イメージの対蹠点として用いられている。先に見た「中国行きのスロウ・ボート」でも語ることに対する絶望が書かれた後に以下のように続く。

それでも僕はかつての忠実な外野手としてのささやかな誇り

をトランクの底につめ、港の石段に腰を下ろし、空白の水平線上にいつか姿を現わすかもしれない中国行きのスロウ・ボートを待とう。そして中国の街の光輝く屋根を想い、その緑なす草原を想おう。

閉塞的な都市の中にありながら、その周縁の「港の石段」で中国に届く言葉の出来を待とうと主人公が宣言している。ここでも、山手線の円環として表わされる閉塞的な都市の対蹠に中国の広々とした光景が想像上で俯瞰的に眺められている。

『風の歌を聴け』「中国行きのスロウ・ボート」はともに、書くことの不可能性を都市の閉塞性として表わしながら、「それでも」という接続詞を用い、救済を信じて書こうとする主人公が設定されている。主人公に「それでも」と言わせるのは、フィッツジェラルドに由来する小説への意志に他ならない。メタフィクションの手法を用いて今まさに書かれている小説の不完全性に自己言及しつつ、それでも小説を書く意義を確認する小説家を主人公として設定する。このような村上の初期小説に特徴的な構成には、モラリスティックに小説を書く都市小説作家としてのフィッツジェラルド受容が認められるのである。

おわりに

以上、村上における都市小説作家としてのフィッツジェラルド受容を明らかにし、村上の初期小説の形成に対するフィッツジェラルドの関与を測定した。フィッツジェラルドは都市の消費文化の中に生きながらそれを描きつつ、それに対立するモラルを同時に持ち合わせていた。村上はそのモラルに支えられた小説に向かう姿勢を高く評価する。都市の中で主体の崩壊に直面してもフィッツジェラルドは小説を書き続けた。このフィッツジェラルドと都市の関係を示すエッセイが「マイ・ロスト・シティー」である。都市の精神的閉塞性を空間的限界になぞらえて語っている。村上はこれを最初の翻訳集の表題に選んだ。村上の初期小説に見られる、書くことの不可能性を都市の閉塞性として表わすことと、そしてそれでも小説を書く小説家の主人公を設定することは、「マイ・ロスト・シティー」やフィッツジェラルドの姿勢の受容によって形成されている。作品を通して感受された作家の姿勢を小説の構成へと変換する、村上の〈翻訳〉の一つのあり方だと言えるだろう。

だが本論の結論には一点の留保を付けたい。フィッツジェラルドにおいては都市とモラルは対立していた。しかし村上は、モラルを抑圧する閉塞的空間として都市を描きながらも、その中で主人公に小説への意志を持たせる。村上においては小説を書くというモラルは、制限を受けながらも、都市の中で成立する（べき）ものなのである。このことはフィッツジェラルド受容だけでは説明できない。これは恐らく、チャンドラーから得られた「架空のモラル」を持つ主人公として都市の中の小説家が創り上げられたためだと考えられる。だが、都市における小説家主人公の働きを考えるためには、少

なくとも、鼠という小説家の死と新たな小説家「僕」の誕生を語る初期四部作全体を検討しなければなるまい。この点については別稿を期したい。

（おおの　たける・映像・現代文化論研究室）

《附記》引用に際してルビを省略する等の改変を適宜施した。引用文中の（…）は省略を、／は改行を示す。

注

1 村上春樹「フィツジェラルドについて」『カイエ』第二巻第八号（冬樹社、一九七九年八月）

2 村上の文章では Fitzgerald の日本語表記は「フィツジェラルド」と「フィッツジェラルド」が混在している。前者は雑誌や新聞に掲載された文章に見られ、単行本収録時に後者に改められている。本論では引用に際しては原文のままとし、その他では「フィッツジェラルド」と表記する。

3 村上春樹「フィッツジェラルド体験」スコット・フィッツジェラルド、村上春樹訳『マイ・ロスト・シティー』（中央公論社、一九八一年五月）

4 松本健一「主題としての「都市」――村上春樹『１９７３年のピンボール』、フィッツジェラルド『マイ・ロスト・シティー』（村上春樹訳）にふれて」『文藝』第二一巻第一号（河出書房新社、一九八二年一月）、黒古一夫『村上春樹　「喪失」の物語から「転換」の物語へ』（勉誠出版、二〇〇七年一〇月）。

5 欧凌「生の形の模索　村上春樹『スプートニクの恋人』とF．S．フィッツジェラルド『夜はやさし』をめぐって」『人文学論叢』第五号（愛媛大学、二〇〇三年一二月）、長瀬恵美「村上春樹とフィッツジェラルド―喪失から自己回復への道」『就実英学論集』第二〇号（就実大学、二〇〇四年三月）、徐谷芃「村上春樹『ノルウェイの森』における『グレート・ギャツビー』の受容―直子とギャツビーとの比較を通して―」『龍谷大学国際センター研究年報』第二一号（龍谷大学、二〇一二年三月）など。

6 井上健「戦後翻訳史の転回点と作家＝翻訳家村上春樹の出発」『文豪の翻訳力　近現代日本の作家翻訳　谷崎潤一郎から村上春樹まで』（武田ランダムハウスジャパン、二〇一一年八月）

7 ジョナサン・ディル、小島基洋訳「ここは僕の場所でもない――フィッツジェラルドからチャンドラーそして村上へ」小島基洋、山崎眞紀子、髙橋龍夫、横道誠編『我々の星のハルキ・ムラカミ文学――惑星的思考と日本的思考』（彩流社、二〇二二年一〇月）

8 丸谷才一「新しいアメリカ小説の影響」『群像』第三四巻第六号（講談社、一九七九年六月）

9 大塚英志「村上春樹にとっての「日本」と「日本語」」『村上春樹論――サブカルチャーと倫理』（若草書房、二〇〇六年七月）

10 例えば、畑中佳樹「アメリカ文学と村上春樹――または、春樹とアメリカン・パルプの香り――」栗坪芳樹、柘植光彦編『村上春樹スタディーズ01』（若草書房、一九九九年六月）、川村湊「ここがアメリカだ、ここで跳べ――一九八〇年代の日本小説」『村上春樹をどう読むか』（作品社、二〇〇六年一二月）、都甲幸治「メイキング・オブ・村上春樹――村上春樹における「翻訳」――」荒このみ、生井英考編『文化の受容と変貌』（ミネルヴァ書房、二〇〇七年一一月）、三浦玲一「グローバル化の文化と文学――村上春樹、ティム・オブライエン、レイモンド・カーヴァー」『村上春樹とポストモダン・ジャパン――グローバル化の文化と文学』（彩流社、二〇一四年三月）など。

11 邵丹『翻訳を産む文学、文学を産む翻訳　藤本和子、村上春樹、ＳＦ

小説家と複数の訳者たち』（松柏社、二〇二二年三月）

12 村上春樹「訳者あとがき」レイモンド・カーヴァー、村上春樹訳『Carver's Dozen ── レイモンド・カーヴァー傑作選』（中央公論社、一九九四年一二月）

13 例えば、村上春樹「村上春樹ロング・インタヴュー」『par AVION』第一巻第一号（SDC出版部、一九八八年四月）、村上春樹、柴田元幸「柴田教室にて」『翻訳夜話』（文藝春秋、二〇〇〇年一〇月）、村上春樹「まえがき」『村上春樹翻訳（ほとんど）全仕事』（中央公論新社、二〇一七年三月）など。

14 スコット・フィッツジェラルド、村上春樹訳『マイ・ロスト・シティー』（中央公論社、一九八一年五月）、スコット・フィッツジェラルド、村上春樹訳『バビロンに帰る　ザ・スコット・フィッツジェラルド・ブック2』（中央公論社、一九九六年四月）、スコット・フィッツジェラルド、村上春樹訳『グレート・ギャツビー』（中央公論新社、二〇〇六年一一月）、スコット・フィッツジェラルド、村上春樹訳『冬の夢』（中央公論新社、二〇〇九年一一月）、スコット・フィッツジェラルド、村上春樹訳『ある作家の夕刻 ── フィッツジェラルド後期作品集』（中央公論新社、二〇一九年六月）、スコット・フィッツジェラルド、村上春樹訳『最後の大君』（中央公論新社、二〇二二年四月）

15 村上春樹「翻訳作品クロニクル一九八一―二〇一七」『村上春樹（ほとんど）全仕事』（前掲注一三）

16 村上春樹「解題」『村上春樹全作品1990～2000』①短篇集Ⅰ（講談社、二〇〇二年一一月）

17 村上春樹「自作を語る　補足する物語群」『村上春樹全作品1979～1989』⑤短篇集Ⅱ（講談社、一九九一年一月）

18 村上春樹「解題」『村上春樹全作品1990～2000』②国境の南、太陽の西　スプートニクの恋人（講談社、二〇〇三年一月）

19 野崎孝「解説」フィッツジェラルド、野崎孝訳『偉大なるギャツビー』（研究社出版、一九五七年一月）

20 龍口直太郎「現代のアメリカ小説」龍口直太郎、吉武好孝編『現代アメリカ文学』（有信堂、一九五八年六月）

21 村上春樹「フィッツジェラルド体験」（前掲注三）

22 村上春樹「都市小説の成立と展開 ── チャンドラーとチャンドラー以降」『海』第一四巻第五号（中央公論社、一九八二年五月）

23 川本三郎、村上春樹「対話R・チャンドラーあるいは都市小説について」『ユリイカ』第一四巻第七号（青土社、一九八二年七月）

24 チャンドラーの「架空のモラル」については、吉田春生「都市の架空性を生きる　レイモンド・チャンドラー ── 『風の歌を聴け』の背景」『村上春樹とアメリカ ── 暴力性の由来』（彩流社、二〇〇一年六月）および、井上健「戦後翻訳史の転回点と作家＝翻訳家村上春樹の出発」（前掲注六）参照。

25 スコット・フィッツジェラルド、村上春樹訳「マイ・ロスト・シティー」『マイ・ロスト・シティー』（中央公論社、一九八一年五月）。このエッセイは一九三二年に執筆されたが作者死後の一九四五年まで未発表であった。なお、村上による翻訳は現時点で四つのバージョンが存在する。初訳（『ハッピーエンド通信』ハッピーエンド通信社、一九八〇年三月）から単行本版（『マイ・ロスト・シティー』中央公論社、一九八一年五月）、村上春樹翻訳ライブラリー版（『マイ・ロスト・シティー』中央公論新社、二〇〇六年五月）までの異同は既訳の修正と言える。だが、『ある作家の夕刻　フィッツジェラルド後期作品集』（中央公論新社、二〇一九年六月）に収録された最新版は、「私の失われた都市」とタイトルを改められ、翻訳法も見直された、まったく新しい翻訳である。これらの訳文の異同は、約四〇年間にわたる村上の翻訳文章の変化やフィッツジェラルド観の変遷を表わすと考えられるが、本論ではこの問題に立ち入る余裕はない。「マイ・ロスト・シティー」の本文としては、本論は村上の初期の八〇年代前半におけるフィッツジェラ

ルド受容に注目しているため、単行本版を用いる。初出版の訳文は用いない。誤訳が少なくなく、かつ単行本版も発表時期にほとんど差がないためである。

26 Malcolm Cowley, "Third Act and Epilogue", *F. Scott Fitzgerald: A Collection of Critical Essays*, ed. Arthur Mizener, Englewood Cliffs: Prentice-Hall, 1963, p.66.

27 マルカム・カウリー、村上春樹訳「スコット・フィッツジェラルド作品集のための序文」スコット・フィッツジェラルド、村上春樹訳『バビロンに帰る　ザ・スコット・フィッツジェラルド・ブック2』（前掲注一四）

28 村上春樹（聞き手・川本三郎）「私の文学を語る」『カイエ』第二巻第八号（冬樹社、一九七九年八月）

29 「フィッツジェラルド体験」は、『海』第一二巻第一二号（中央公論社、一九八〇年一二月）に「残り火」「氷の宮殿」「アルコールの中で」の翻訳と同時に掲載された。この初出形では「フィッツジェラルド体験」「フィッツジェラルドの小説世界」「翻訳について」という三章構成だった。だが単行本収録時に、「翻訳について」の章が削除され、新たに「作品と生涯」という章が付け加えられている。村上はフィッツジェラルドの作品と生涯を重ね合わせて読んでいる。村上のフィッツジェラルド受容には、現実の人生の過酷さへの理解と、それでも持たれる「救済の確信」への評価が欠かせない要素であることがわかる。

30 村上春樹「スコット・フィッツジェラルド――ジャズ・エイジの旗手」『村上春樹雑文集』（新潮社、二〇一一年一月）。初出は『世界の文学39』（朝日新聞社、二〇〇二年二月）。

31 村上春樹「フィツジェラルドの魅力」『朝日新聞（夕刊）』（朝日新聞社、一九八〇年一一月一二日）

32 村上春樹「小説家になった頃」『職業としての小説家』（スイッチ・パブリッシング、二〇一五年九月）

33 村上春樹「「物語」のための冒険」『文學界』第三九巻第八号（文藝春秋、一九八五年八月）

34 村上春樹「政治の季節」村上春樹、安西水丸『村上朝日堂の逆襲』（朝日新聞社、一九八六年六月）で、二〇世紀中に政治の季節が再度到来するのではないかと予想している。

これはアメリカの一九二〇年代とそれに続く大恐慌に関する歴史書を読んでいれば肌にひしひしと感じられることである。未曽有の繁栄と派手で享楽的な文化を謳歌していた二〇年代のアメリカは一日にして瓦解して、そのあとには暗く重い日々と戦争がやってくる。もちろん違ったふたつの時代と社会をかさねあわせることには根本的な無理があるが、その経済的繁栄の底が浅いことや社会のはしゃぎぶり、そして世界的な富の偏在状況を見ていると、二〇年代のアメリカと我々の時代とのあいだにはぞっとするくらい数多くの共通点を見出すことができる。

35 拙稿「村上春樹「中国行きのスロウ・ボート」論――閉塞した「街」からのデタッチメント――」『言文』第六五号（福島大学、二〇一八年三月）参照。

36 他に、主体獲得の不可能性が円環的な空間の閉塞性になぞらえられる例は、『IN POCKET』（講談社、一九八三年一〇月～一九八四年一二月）での初出連載時には「街の眺め」という通しタイトルが付けられていた『回転木馬のデッド・ヒート』（講談社、一九八五年一〇月）がある（もっとも「はじめに・回転木馬のデッド・ヒート」は単行本収録時の書下ろしである）。ここでは、人生というシステムに我々が規定され、意志が失われ、他者と関係を持てる自己の形成が制限されている様が、同じ場所を回り続けるしかないメリー・ゴーラウンドの比喩で語られる。

執筆者一覧

金　雲龍（博士後期課程・哲学倫理学研究室）
吉澤日芙美（修士課程・哲学倫理学研究室）
徐　晨倚（修士課程・哲学倫理学研究室）
長坂　祥悟（博士後期課程・哲学倫理学研究室）
中村　香音（博士後期課程・文化人類学研究室）
寺農　織苑（博士後期課程・博物館学研究室）
陳　曦（博士後期課程・博物館学研究室）
魏　雯君（博士後期課程・博物館学研究室）
大谷　梨乃（博士後期課程・欧米文学研究室）
趙　珊（博士後期課程・中国文化論研究室）
張　瑩（博士後期課程・言語科学研究室）
段　建秀（博士後期課程・言語科学研究室）
黄　銘君（修士課程・言語科学研究室）
張　琴琴（博士後期課程・言語科学研究室）
張　力丹（博士後期課程・言語科学研究室）
数納　風香（修士課程・言語科学研究室）
劉　高力（博士後期課程・アイヌ・先住民研究センター）
安保　広睦（修士課程・哲学倫理学研究室）
凌　玲（博士後期課程・中国文化論研究室）
趙　文軒（博士後期課程・映像・現代文化論研究室）
齊田　春菜（博士後期課程・映像・現代文化論研究室）
大野　建（博士後期課程・映像・現代文化論研究室）

研究論集　第 23 号

Research Journal of the Graduate School of
Humanities and Human Sciences

Vol. 23

編集・発行

北海道大学大学院文学院

Hokkaido University
Graduate School of Humanities and Human Sciences

2024 年 1 月 25 日発行

㈱アイワード